收容書目

日本經濟叢書

卷二十四

日本經濟叢書刊行會

日本經濟叢書卷二十四目次

目次終

解題

天明錄

本書は第一卷の初めに時勢漸變と題し、著者現存の當時、商人が利欲にのみ趨りて、世人を欺瞞する風俗となりたる事を憤慨し、次ぎは僧徒習弊、文學明闇などと題し、和漢の故事を引用して、僧侶の墮落を攻擊し、第二卷は專ら貨幣の事を記し、金銀銅の海外に流出することを非なりとし、又青木定遠の答問十策を第四策まで其儘拔鈔して、（著者は龜井道載の答問十策となしあるも、是は恐らく誤なるべし）支那及和蘭に對する交易の得失を述べ、第三卷は奢侈招衰外三件を論じ、第四卷は醜虜跋扈、及海外防禦を述べ、第五卷は互市得失外三件を論述し、日本は人口の割合に產物少き故に、民間に充分の餘剩產物を生ずるまで、猥りに外國と交易すべからずとの意を詳にしたるものなり、大體は問答體の文章にて、「答問

十策」と略〻似たるものなれども、內容は例の如く著者の得意とする和漢の史實を澤山に引證し、欝滋難解の記事中に、多くの參考資料を掲げたるは、其の勞偉とするに足るものあらん

書名は自叙にある如く、書經の語に取りたるものにて、著作の年月は詳ならざれども、叙文の年月、即安政三年頃の作なるべしと思はる、又本書は同時頃に發行したる木活字本(四册)を、底本となしたるものなり

家職要道

本書は專ら商人の爲めに立身出世、家業繁昌の要道を、平易に說き示したるものにして、頗る有用の著作なるが、之に就き著者の遺族正司家に特別の關係ある鈴木券太郞氏(大坂天王寺中學校長)より、左の一奇談を寄せられたれば、此に其の大略を掲ぐべし

(前略)南鴃の家職要道に依りて感奮興起した人が、大坂に存在して居るのであります、…陰德

家本人の志に背く嫌はありますが、既に佐賀の新聞にも出たことですから、要領をお話致します、……明治四十二年の二月でしたか、正司南鉠の子孫があるか、ないかと云ふことを、大坂の或人から肥前國有田町の役場に照會して來たのであります、所が有るも〳〵、遺族はれつきとして存在して居るのであります、そこで役場では、直に其の孫に當る正司敬次と云ふ者が存して居ると云ふことを回答しました、三月に入りて大坂の人より正司家へ宛書面を送られたのです、其の書面の本文を讀んで見ませう、『貴下には未だ一面識もなき身を以て突然書狀差出すは甚だ失禮には候へども貴下御先代正司南鉠先生の御尊靈に對し謹で謝意を表したき存念に有之候小生は大坂の出生の者にて候が幼少の砌即ち寺小屋時代に家計上の都合にて讀書習字に親しむこと能はず他家へ奉公するの止むなき場合と相成候處十六歳の時又々都合ありて主人より暇を貰ひ父の手許に在りて營業を扶け居候處三十歳の時偶々病氣にて長らく臥床致し候折柄友人の大森喜兵衛と云ふ人病中の退屈紛れには此本を讀まるべしとて示されたるは貴下御先代南鉠先生の著作されたる家職要道にて有之候熟々拜讀候處世にも尊き御諭しにて處世の道を懇に御教示有之病苦をも忘れて日日拜讀し快起の後も家業の餘暇には必ず此本を玩味し我生涯の一大教師と心に深く信じ御諭しの項目は一々背かざる樣深く心に刻み夫れより以後五十九年の今日まで家業に就ては固より人事上に於る種々の艱難辛苦に逢ふも少しも撓まず一意專心先生の御諭しを堅く守り候爲め今日に於て

は相應の幸福を蒙り家内一同至極安樂に暮し居候熟々既往に遡りて今日を考ふるに斯の如き難有書を著述して人を導き世を益し給ふは實に限りなき御陰徳と申す外なく小生の今日あるは全く家職要道の御蔭を蒙り候事と深く感佩仕候就ては共報恩の萬分一を表せん爲め失禮を顧みず先生の靈前に御献物致し度金一封並に置時計一個小包郵便を以て贈呈仕候間御受納下さらば本懐の至りに奉存候』云々、此の手紙を見ますると、立志傳を見るやうな感じが致します、私は之れを始めて讀んだ時は限に涙を浮べました、此際私と正司家との關係を一寸申して置きませう

正司敬次氏は私が先年校長を致して居りました、佐賀縣立佐賀中學校の卒業生でありまして、卒業後東京の農科大學に入りて學び、只今では佐賀の農工銀行員となりて、有田から佐賀へ日々通勤して居ります、此人は風格清儁、思慮周密の青年であります、話、前に戻りまして、正司家では此の不意の來狀に接して驚きました、併し是れも祖翁の餘慶ならめと喜び、早速近親を集めまして、一同協議の上贈附金品は受領し、挨拶として祖翁の揮毫せる『成省』の大字額面を大坂の人に贈りました、大坂の人は大正二年に及びて、又も有田銀行渡の爲替券で壹百圓謝恩の爲めとて正司家へ贈られ、其上に『明治天皇御盛德』と題する册子三百部を送られました、正司家では大坂の人の志の並々ならぬに感じ、其の册子を有田町の青年會其他へ配附しましたが、さて金の方に就ては何う處置したら宜いかと云ふことが問題となり、記念碑などは如何であらうかと云ふ議が現はれ、私へ

も相談をかけてきたのであります、私も建碑に賛成の由を答へ置きました、碑の材料には石か銅かと種々評定の末、遂に靑銅で記念碑を建てることになり、碑文は私が撰むことになつたのであります、靑銅碑は佐賀の谷口鐵工場で入念に鑄上げられました、私は昨夏有田に赴き出來上つたのを見て來たのでありますが、實に美しい製作でした、說いて玆に至りましては、此の奇特なる大坂の人の面被（ヴエール）を取り去ることを許して貰ひませう、此の奇特なる大坂の人は高麗橋四丁目淀屋橋筋に時計商を營業して居らるる生駒權七氏であります、新聞紙の廣告を見ますと、時々時計の廣告を出されて居る名であります、生駒權七氏は年齡正に六十五と承はりて居ります、世間には御自身の顏を廣く出さうとはせられぬやうですが、濟生會とか、白耳義救濟義捐とかには醵金などもされて居らるゝやうです、此人は隱れたる惠助を喜び、又盛んに施本をさるゝ陰德家と見えますが詳しいことは私には分りませぬ云々

（此の談話は、鈴木氏が昨年大坂に於ける救濟事業硏究會に於て講演せられたる筆記を、同會雜誌「救濟硏究」第三卷第五號へ揭げたるを寄送せられたるに依り、同氏の承諾を經て、其の中の一節を拔抄したるものなり）

右の奇談を一讀すれば、本書の性質は畧〻推測することを得べし、尙前記天明錄、及本書の著者正司考祺の略傳は、本叢書第二十二卷經濟問答祕錄の解題下にあり

兵制新書

本書は其の題名を見れば全く純然たる兵書に過ぎざるが如くなれども、其の內容は決して普通の兵書にあらず、寧ろ堂々たる一大政治書にして、其の所論中には、經濟學に關する問題も、亦少しと爲さゞるが如し、只惜むらくは本書の大部分は、著者自ら之を焚燬し、又他の部分は散佚して傳はらず、今僅に存するものは、此に收容せる幽之卷、第一の上中下三篇と、幽之卷第三の一篇と合せて四篇あるのみ、著者の記する所に依れば、自ら焚燬したるは、正奇兩帙三十八册なりと云へば、幽顯の兩帙及外書（此外書は總目に見えず）なるものは、尙何處にか存在すべき筈なれども、聞く所に依れば、著者の遺族の中にも、此の四篇の外は傳らざる由なれば、或は著者が一時存留する積なりし殘部も、亦其後祝融氏の有に歸したるものか、何れにしても此の大著作の大部分を亡失したるは、學界の爲めに痛嘆の極みなりと云ふべ

し

著者岡熊臣は通稱藏之助と云ふ、石見國鹿足郡木部木園鄕の人なり、家代々富長山八幡宮の神官たり、熊臣幼にして學に志し、長じて出雲國千家淸主(梅の舍と號す)の門に入つて、古典學を修む、淸主は本居宣長の學を受けて考古の大家たり、熊臣之に從つて、大に古學を研鑽し、且つ平田篤胤の說を參酌して、頗る律令格式の深奧を究め、博識該通、其の名遠近に振ひ、贄を執つて敎を乞ふ者、常に其の門に滿てり、嘉永四年、年六十九にして家に歿せり、其の著す所は日本書紀私傳・神職歷運考等、其他數十種あり、皆有用の書なりと雖も、著者は自ら之を世上に公にして、名を衒ふを屑しとせず、其の梓して世上に行はるゝものは、僅々三四部に過ぎず、他は或は自ら燬棄し、或は又家に祕して人に示すを好まず、隨て歿後、遂に佚して傳はらざるもの多しと云ふ

本書の底本は、宮崎幸麿氏の珍藏本なり、同氏は其の友人某氏が著者の自筆

本より親寫したるを複寫したるものにして、他に類本なき珍書なりとす、但だ此に收容せるは、零册にして完全のものにあらざることを遺憾とするのみ

節儉略

本書は上下二卷に分ち、專ら政治經濟上の事を詳論したるものにして、書名は節儉略にても、內容は狹き意味に於ける節儉の事のみを述べたるものにあらず、堂々たる經國の要義を痛論したるものなり、著者は上卷の終に於て、本書の主旨を附記し、「愚案の大概を假りに節儉の形を設けて相記し」上卷は「正德の本を立、財用の上を離れて、制節謹度の大樞を相記候………是則德本財末の本意と奉レ存候」と云ひ、又下卷は「財用の本を固し、國利を興して、民の疾苦を救ひ候事を相記候」云々と云へるにて、本書の大要如何を推知し得べし、尙下卷に於ては、初に田賦其の他諸懸りの事を論じて、農民の負担の

重きが、其の衰頽の原因なる事を述べ、それより林政の忽にすべからざるを警告し、又國產の奬勵、殊に楮植付け、及紙漉の事、幷に蠟の製造等に論及し、旁ら家中工業の必要を說きて「古の大將加藤淸正公は石垣の名人、伊達綱宗公は鍛冶の妙手と申候も、手練なくては不ㇾ相成候、況小祿の陪臣手職など恥候は、過たる事に候」云々と喝破し、續きて又水利、造船の事等に及び最後に於て最も詳かに藩の財政整理を論じ、諸般の手續上の煩雜を省きて、事務を簡捷にするの必要を說き、就中財政の整理に於ては、元方、拂方及受藏・拂藏の區別を明にし「財を用るもの計、其手に無ㇾ之、財を計るもの財、其手に無ㇾ之」樣にするの要を述べて、是が周官會計の良法なりと云へるが如きは、古今を通じて恪守すべき定說と云ふべし、且又「總て諸色可ㇾ相成は、御國中にて事足り候樣に御仕置肝要に御坐候」云々と云つて、封建時代に於ける一般普通の自給自足論を主張しつゝ、其の極端に走りて、狹隘偏僻の意見に陷ることなく「品によりて必用候品、入津無ㇾ之て不ㇾ相濟ものは、克く〳〵

致吟味……交易の取組被仰付度……生財の本を固め交易運送之便利を考候儀、經濟の一術に御座候　……入津の湊宜敷相成候へば、他國の商船も入込み、交易繁昌仕り、御家中の產物は不及申、近國持集め賣事盛に相成候得ば、百工の營も日々盛に相成候、京大坂よりも諸色の仕出し多く相成候て、人々集り多き故、銀錢融通仕候」云々と述ぶるが如きは、最も穩當公平の意見にして、此の時代に於ける學者としては、實に珍らしき所論なりとす、只憾むらくは原本往々誤寫若くは不明の所あり、他に對校すべきものなくして、著者の眞意を明確に了解し難き所なきにあらず

著者樋口世禎、字は祥卿、蘭畹又滄浪軒と號す、通稱は祥左衞門、周防岩國の藩士吉田道堅の次子なり、同藩樋口喜之の養子となる、世禎少くして讀書を好み、寛簡にして大度あり、年十七にして藩主の扈從となり、累進して從政に至る、文政元年病んで家に歿す、年六十六、世禎夙に經濟實用の學に長じ、其の治績の見るべきもの甚少しとなさず、著す所は本書の外に「理水略」、

其他數種ありと云ふ

(注意) 聞くが如くんば、本書は十數年前、故品川子爵の氣付に依り、僅々數部を出版して、同志に頒たれたる由なれば、編者は友人間及坊間書肆を捜索したれども、遂に一部も之を發見すること能はざりしは、甚遺憾とする所なり

本書の底本は、昨年河上博士が其郷里岩國へ歸省の折、知人藤田氏珍藏の舊寫本を借來られたるを、借寫したるものなり、又本書を此に收容刊行するに付きては、博士の斡旋に依り、著者の後裔樋口與太郎氏の快諾を經たるものなり、依て此に其の由來を一言して、博士及樋口氏・藤田氏、其他關係諸氏の好意を謝す

草茅危言摘議

本書は本叢書第十六卷に收容したる中井竹山の「草茅危言」を、其の各條目に付き、一々論駁批評したるものなり、本書の著者、神惟孝は晋齋と號す、備前岡山の人なり、平生醫を業とし、兼て漢學に長じ、天保年間江戸に出でて、下谷御玉ケ池邊に住し、廣く文人墨客と交り、詩を善くし書を能くせりと云ふ、或人の說に、本書は惟孝一人の筆に成れるものにあらず、烟柳坪成と云へる者、其子と與に助力加筆したるものなりと云へど、其の眞僞詳ならず本書は柳條閣の活版本を底本としたるものなれども、其の著作及出版年月共に明ならず、恐らくは天保年間のものなるべし

大正五年五月　　瀧本誠一

解題終

天明錄

正司考祺著

天明錄叙

書曰、天明畏、自我民明威、是以王者以民爲天、當今朝廷、俊人在官、萬邦僉寧、然强弩之末、勢不能穿魯縞、至于海隅、蒼生有所未風靡乎、夫爲國、通於下情爲急、蓋繪花者、不能繪其馨、繪人者、不能繪其情、唐太宗曰、下情隔塞、則不能謀慮利害、故堯帝游於康衢、周公下於白屋、況治平日久、而群后百辟、長於深宮、威容儼肅、民畏而不親、於是乎、下情否塞、有所圜鑿而方枘者乎、近年天變地妖屢降、民詾々然、夫泰山非一石矣、一人之見、不足以兼十人、我能取之十人、是兼十人之能、祺西海草莽之傖夫、固無所預焉而已、君子思不出其位、然漸洳三百里、豈不慨嘆哉、於是就于闤闠之稗說、而討論之、竊雜錄爲小箚子、將贊治化之萬一焉、嗟乎可謂美、戎葵莖芹、而不知蜇、口慘腹者矣、祺固非有題柱之意也、唯冀遇於狗監焉耳

安政三丙辰秋十月

正司考祺敬識

天明錄目錄

卷之三標目

一 奢侈招衰
一 賣色巨害
一 强飲失墜
一 鄭聲流毒

卷之四標目

一 醜虜跋扈
一 海岸防禦

卷之五標目

一 五市得失
一 謚號是非
一 服忌輕重
一 舞馬準備

以　上

天明録卷之一

肥前　正司考祺　謹述

時勢漸變

或人曰、近年商賈嗜欲ニ趨リ、專賺物ヲ恥ザル風俗ニ移リ、邇者墨ヲ買メシニ、兩端一寸許ハ上墨ニシテ中ハ泥ナリ、文雅ノ類トイヘドモ如レ是、由レ是魯鈍ノ者ハ肯テ心ヲ安ゼズ、製作ハ精密ナラザレバ、國用武備ノ大害タリ、奈何ナレバ斯人心衰變スルヤ

答云　治世久ク、天下一般人心「使レ欲崇レ侈、不レ可二盈厭一」是故ニ買者ハ價ハ賤ク貴物ヲ欲スル邪念アルユヘ、又賣者モ卑物ヲ以テ貴價ヲ欲シ、互ニ利ヲ爭ヒ奪ハズンバ飽ズ、天下ノ戈亂ハ總テ欲心ヨリ起ルユヘ、錢ノ字ハ金ニ戈二ト書ク、二人戈ヲ乘テ爭フ喩ナリ、「廉讓生而爭訟息」風俗廉讓生レバ、千百世爭亂ト云事有ベカラズ、古聖王ノ世ニハ、市鄽ニ定法ヲ立テ、「布帛精麤、不レ中レ數、不レ鬻二於市一、錦文珠玉、不レ成レ器、不レ鬻二於市一、五穀不レ時、果實未レ熟、不レ鬻二於市一」右等ノ法度ヲ犯セバ、司刑司市ノ官吏此ヲ誡ム、夫聖代ノ貿易ハ斯嚴明ナルニ、今時ハ初物ト云テ、茄子ハ未熟セズ、酸醬ノ如ク些キ物ヲ、時熟ニ十倍シテ買ムル事、一切ノ果實菜蔬都テ此ニ准ズ、斯食物ノ奢侈、元富貴ノ人ヨリ

規範ヲ出スユヘ、下又此ニ放肆ス、風俗信義ニ移ラバ、人皆恒產ヲ守リ、製物縝密ニ成テ、買者モ貳價ス、諸職日傭ノ給金、僮僕婢女ノ給米迄依然ト易ラズ、是綷㑹上一人ニ歸ス、銕園山叢話云、宋欽宗ノ世ニ、嶺右ノ地虎豹多キニ、始人民儉約質素ナレバ、虎豹柔弱ニシテ猫ノ如シ、其後風俗變ジテ奢侈ヲ嗜ミ、物價高直ト成レバ、虎豹桀猂ニ成テ人ヲ啖ヘリ、風俗ノ醇美斯禽獸マデ、滂洋スト云事妄說ニ非ズ、我邦ニハ虎豹在ラズトイヘドモ、政道不正ノ國ニハ、狐狸ハ騾人ヲ誑カシ、猪鹿惡鳥ハ田畠ヲ荒シ、博勞ハ猂惡ノ牛馬ヲ與ヘ、此ニ咬レテ死ニ及ブモアリ、魚賈ハ餒魚ヲ鮮魚ト賺シテ腹痛膈亂シ、農人ハ未熟未乾ノ穀ヲ賣リ、姦賈ハ古買古糴シテ人民ヲ苦メ、博賭賥放ハ富家ヲ欺誘テ衰廢セシメ、娼婦ハ淨留利三絃ヲ敎テ惰民ト成シ、僧侶修驗ハ人ヲ蠱惑シテ饕餮シ、富饒ヲ妨ルハ、虎豹ノ五人十人ヲ嚙殺スヨリ尙勝ルトスベシ、是等ノ惡弊偏ニ政道不嚴ヨリ放恂ス、家語、「初魯之販羊、有ニ沈猶氏者一、常朝飮ニ其羊一、以詐ニ市人一、公愼氏者、妻淫不レ制、有ニ愼潰氏者一、奢侈踰レ法、魯之鬻ニ六畜一者、牛馬羊豕飾レ之以儲レ價、及ニ孔子之爲ヲ政也、則沈猶氏不ニ敢朝ニ飮其羊一、公愼氏出ニ其妻一、愼潰氏越レ境、而徙三月、則鬻ニ牛馬一者、不ニ儲レ價賣一、羹豚者不レ加レ飾」トミユ、今世ニ於テ是等ノ弊俗甚多シ、人情ニ古今ノ差別無レバ、假令聖人ニ非ズトイヘドモ、自德ヲ保チ政道ニ心ヲ竭サバ、之ヲ改ル事何ノ難キカ之有ン、能ハザルニ非ズ、爲ザル故ナリ

先祖ヲ祭ルニ、年回每ニ靈壇ヲ設ケ、正面ニ佛畫ヲ懸ケテ、前ニ位牌ヲ置キ、眞言ハ空海ノ像、法華

ハ日蓮、淨土ハ彌陀、禪ハ十三佛ナドト、其宗旨ニ從ヒ之ヲ祭レリ、一向ハ位牌無キユヘ論ニ及バズ、祭トハ名クレドモ、我先祖ハ附會ニテ、則宗旨ノ祖ヲ祭ルト云者ナリ、庶民ハ頑愚ニテ道理ニ昧キユヘ、僧侶ヨリ、煽惑セラルハ、左モ有ルベキコトカ、士ハ衆人ノ上ニ居テ、理非ヲ教ル身トシテ、死後佛ヲ頼ミ、天堂極樂ニ往クト思フハ、從頭カラノ間違ナリ、隋韓擒虎病重シ、人來テ閻羅王ニ謁セント欲スルカト云、韓擒虎答テ、我生テ上柱國ト爲リ、死シテ閻羅王ト作ラバ足ナント云、夫人傑ノ氣象ハ如レ是、假令帶刀ノミ致シテモ、斯ル氣象ニ非ズンバ、治亂共ニ國家ノ大用ニ立難シ

或人云、相州藤澤時宗念佛僧遊行上人ハ粑國ヲ巡リ、群后ノ冗費、人民課役ノ難澁、國家ノ患害トイヘドモ、公命ユヘ威勢甚熾ナリ、抑如何ナル舊例ゾヤ、倘彼寺ヲ廢ス爲ナラバ、群后ヨリ布施ヲ覸ヘ、徊歷ヲ停メナバ、天下ノ百姓歡喜スベシ、民ノ父母トシテ、患難ヲ施シ一寺ヲ賑スハ、恐ハ公道ニ反スト思ヘリ

答云　是ハ鎌倉家ヨリ發泒シ、今ニ於テ依然トシテ絕エズ、戰國ニ權興シ事ハ、治世ニ至テ良制ト云者ハ決シテ無シ、是ハ治亂ノ時變ヲ稽ザル故ナリ、古天下創業ノ王者ハ、殷湯。周武ノ如ク已ニ兵戢レバ、直ニ治教ヲ主トシ文德ヲ敷キ、舊染汚俗ヲ蕩滌シ給フ、我邦凡八九百年ノ間、兵戈嘗テ盡キズ、神祖登極ヨリ海內始テ槍刀鏽ヲ生ズ、若天神祖ニ餘年ヲ假シ給ハヾ、戰國舊來ノ制度悉湯盤銘ヲ用ヒ給ハン、佛法ニ種々ノ宗門起テ、後世民患ト爲ルハ、鎌倉家ヨリ興レリ、時宗念佛ノ祖ハ一遍上人ト

云、是モ北條代建治元年ヨリ肇ル、始豫州河野七郎通廣ガ、次男氏重ト云者、家大ニ富テ淫樂ヲ嗜ミ、二人ノ美女ヲ側室トス、或日二妾碁盤ヲ枕ニ頭ヲ合セ午睡セシニ、二人ノ髻小蛇ニ變ジ咬合ヲ視テ、大ニ驚嘆シ、刀ヲ以テ中斷ズレバ、乍睡覺ム、由レ之愛念嫉妬ヲ懼レテ發心シ、落髮シテ叡山ニ登リ、善惠上人ノ門ニ入リ、本願念佛ノ修行凡十一年、自知眞房ト名キ、是ヨリ熊野ニ留リ、決定往生念佛ヲ世ニ弘メント、五畿七道都テ巡歴シ、信州佐久郡伴野ニ於テ踊念佛ヲ剏メ、其後藤澤ニ道場ヲ架ヘ、攝州兵庫觀音堂ニ卒ス、時ニ正應二年八月二十三日五十一歲、始釋迦ノ建ラレシ佛法、斯俳優ト同類シ踊迄ニ及ブ事、後世釋氏ノ惰落セシハ、廣ク佛經ヲ讀ミ併視テ、後世ノ僧侶ヲ信仰スベシ

僧徒習弊

或人曰、近年或邦ニ坊主狩ト云者アリ、其中重キ者三十六箇寺退院、或ハ脫衣牢獄モアリ、今諸國ヲ見ルニ、只四民ノミ刑政ヲ用ヒ、曾テ僧道ヲ沙汰セズ、此故ニ僧侶自放ニ惰落ス、常ニ嚴明ニ致シ置バ、斯迄多罪ニ至ルマジ

答云　是事ハ一時ノ懲惡ニテ、二三年ト相續セマジ、諸國ニモ時々之アレドモ永續セズ、戰國ヨリ舊弊ヲ變革セズシテ、唯今時ノ者ヲ誡ルハ、譬バ朽木ニ彫シ、糞土ノ牆ヲ圬ルガ如シ、舊弊ヲ改ルハ、其根ヲ截ズンバ、後世盡ルト云コトナシ、古ハ今ノ樣ニ寺院モ多カラズ、宗旨モ寡ク、惰落モ今ノ如キニ至ラズ、民害無レドモ、北條泰時ハ戰國ニ在テ、政事ニ心ヲ懸ケ、破戒ノ僧ヲ甚惡ミ、僧道ヲ檢覈

シテ分ヲ下シ、關東ノ諸寺妻子ヲ養ヒ、惰落シテ寺門ノ施物ヲ婪リ、袈裟ヲ着テ魚肉ヲ喰ヒ、女色ニ陷テ非分ノ罪科ヲ犯ス條、言語道斷ノ惡行ハ、在家ノ業因ニ過タリ、重欲強盛頗世俗ニ超エ、瞋恚愚癡ナル事、凡夫ニ劣リ、國民ヲ誑カシ、貪リ取テ利養ニ耽ス、却テ政道ノ妨ト爲ル事、甚以テ誡ムベシ、正法ヲ守ラズ、違犯ノ僧ハ科ノ輕重ニ由テ成敗スベシト嚴命有レドモ、亦一方ニ一向瀬テ起リ、肉食妻帶破戒ノ僧徒、勅免有テ公然ト滋蔓ス、今天下ノ僧徒持戒ノ者曾テ無ク、數百年ノ習弊縱一道二道ニ明君出テ、日ニ鞭韃ヲ用ヒ給フトモ、仲々以テ成就シ難シ、蓋刑ヲ用ヒズ、自然ト戒業ヲ持ツ一術ハ、唯一向ヲ清僧ト成スニ如ズ、其故ハ一向破戒ノ僧モ、他宗持戒ノ僧モ、世俗ヨリ尊崇卑下ノ別無キユヘ、禁法ヲ犯ストモ終ニハ一向僧ト成ル迄ナリ、明ニ佛戒ヲ破ルト、隱レテ破ルノ差ニテ、其法ヲ犯スニ至テハ異ナル事無シト思フハ、僧徒一般ノ情ナリ、特ニ一向ハ年ヲ逐フテ熾ニ及ブユヘ、猶モ羨ミ犯戒ス、譬バ數十人堂上ニ樂ヲ奏スルニ、一人隅ニ在テ悲泣スレバ、滿堂此ガ爲ニ頽ルガ如シ、予ガ近郷ニ禪刹アリ、先年住僧寡婦ヲ妾トス、檀中集議シテ退院ヲ勸レバ、住僧答テ、尤ノコトナリ、然ドモ今世間ヲ見ラレヨ、持戒ノ僧之在ルヤ、門徒ノ僧ハ女肉共ニ官免アリ、然バ左迄忌ムベキ酷惡ニモアラズ、他ノ僧ハ夫有ル妻婦ニ姦通シ、或ハ未嫁ノ少女ニ通ジテ隋落シ、或ハ大酒博奕、娼女ニ溺レテ什物迄沽却シ、驟奉加勸化ヲ以テ庶人ヲ婪虐スルハ、今親見聞スル所ナリ、吾ハ大酒博奕モ爲サズ、又主無キ寡婦故許シテ置レヨ、縱吾退院シテ後住來ルトモ、易ア事有ベカラズ、女犯肉食ノ門

徒僧モ、淨土ニ引導スルニ非ズヤ、吾如何程情落スルトモ、各門徒ノ檀家ト思ヒ易ラレヨト說得スレバ、衆人默然ト去ル、仄ニ聞クニ、或領分ニ僧侶ノ女犯所詮禁制屆キ難シト、八宗共ニ上ヨリ許シ置クト云事モアリ、若實說ナラバ、以テノ外ノ事ドモナリ、佛經智度論ニ、色欲ハ毛繩ヲ以テ人ヲ縛ルニ喩タリ、一度毛ヲ以テ强ク縛ルトキハ、之ヲ解ントスルニ、膚ヲ斷チ骨ヲ斬トモ、猶之ヲ解クコト能ハズト云、門徒修驗ハ優婆塞ノ樣ニ心得レドモ、其下弟タル信宿士信宿女（後世信士信女）トイヘドモ、「男女不レ同レ宿」ト佛書ニ見ヘテ、一度佛門ニ入シ者、總テ五戒ヲ持ザル者ナシ、況鬚髮シテ袈裟ヲ服シ、寺院ニ住シ女肉不禁ノ者、海內廣シトイヘドモ、聖敎ノ域ニ於テ何ノ地ニ在ンヤ、葢中華ニ古顏政ノ時起ル事アリ、唐ノ鄭熊ガ番禺雜記ニ、廣中僧侶妻ヲ娶ル事アリ、此ヲ火宅僧ト名クト云、我邦モ文武天皇勅制ニ「僧房停ニ婦女ニ、經ニ一宿ニ、十日苦使、」又明律、「僧道娶レ妾者杖八十、還俗女家同罪離異」夫異域ハ僧律斯嚴明ナリ、我邦ハ君子國ト稱セラレシニ佛道ニ乖キ釋門ト僞ルヲ、公然ト放肆ナルハ、古ノ才弊ト云ベシ、假令天下ニ大功ヲ施ス宗トイヘドモ、異域ニ對シ我日本ノ耻辱タリ、焉ゾ親鸞一人ト天下ノ人ト易ルベケンヤ、是理ヲ考ヘ、淸僧ニ變替ノ令有ラバ、啻日本ノ慙愧ヲ罨ノミナラズ、彼宗モ亦佛心ニ愜ヒ、又自派衰微ニモナラズ、他宗モ令ヲ下サズ、自然ト恐愼ベシ、若令ニ戾ラバ、己ガ色肉ノ饕餮ニ公命ニ鑑ルハ、無道ト云ベシ

或人曰、肉食女犯古皇朝ヨリ免許アリ、若禁制有ラバ、凝固頗僻ノ頑民ドモ、古ノ如ク凶賊勃起ノ基

ヲ招カンカ

答云　凶賊ト云ハ、古戰國ノ時代ナリ、當代ハ我邦上代以來、武ヲ偃ス中興ノ御世ナリ、委出二余所レ著鎔劍肇基一仁政ヲ以テ眞ノ佛道ニ導キ玉ヘルニ、若台命ニ盭ラバ、蛾蟲ノ燈火ト云ベシ、今時ノ民俗ハ上ノ文明ニ化セラレ、古戰國ノ如ク命知ラズニ毗陥スル者之有ルマジ、諸派競起ル時代ハ、王道衰頽シテ異端ニ溺レ、特ニ合戰最中ニテ、帝王ヨリ國司郡主ニ至ル迄、夙夜寢食ヲ安ゼズ、國政法律ヲ匡糺スル隙アラズ、由レ是才諝ノ者ハ面々種々ノコトヲ工夫シ、皇朝ニ告奏スレバ、何事モ遂ゲズト云事ナシ、其證ハ源義經ハ兄頼朝ヲ擊ント願ヘバ、即追討ノ院宣ヲ賜フ、頼朝之ヲ聞、急ニ時政ヲ以テ弟義經ヲ討ント願ヘバ、未十日ヲ逾ズ、又義經追討惣追補使ノ院宣ヲ賜フ、其表裏反覆萬狀如レ是、斯ル時代ニ發覬シタル宗派、今大明ノ世ニ於テ勅許ト唱ヘ、王威ニ假托スルハ、時君ノ汚名ヲ後世ニ延燿スルト云ベシ、後世堯舜ヲ徵トスルヤ、桀紂ヲ徵トスルヤ、我邦古ヨリ既ニ凡一千餘年ノ蒙霧劃然ト晴レ、始テ靑天白日ヲ仰グ御世ニ生レ得レバ、縱諭誥無クトモ、自四母ノ念ヲ斷チ、吾ガ遠祖ノ舊染ヲ滌ギ、先帝ノ名ヲ汚衊セザルコソ、太平ノ渥恩ニ報ズト云ベシ、抑佛法ハ一宗ニテモ、自己ノ修行菩提心ヲ得ルベシ、始テ渡ル時天子群臣皆信ゼズ、蘇我稻目獨信仰シテ、己ガ宅中ニ一堂ヲ建テ佛像ヲ置ク、之向原寺ト名ク、其後廐戸皇子天王寺ヲ建ツ、幾久クシテ聖武天王頻ニ佛ニ淫シ東大寺ヲ建ツ、是ヨリ世ノ帝王後世民患ヲ慮ラズ、日增ニ寺堂ヲ建立ス、天下ノ主トシテ佛法ヲ信ズルハ、發端ヨリ間違

ナリ、佛法ハ國ヲ棄、位ヲ捨、妻子ニ離レ一身ヲ養ヒ、血脉ヲ絶ノ法ナリ、一切經五千四十八卷ノ中、一句トイヘドモ治國平天下ノ法ニ取ルベキ所ナシ、法相宗始テ起リ、次ニ空海・最澄ハ眞言天台ノ兩宗ヲ立ツ、又役小角出デ修驗ト稱ス、固ヨリ滄浪ノ水濁ルユヘ足ヲ濯ハル、其後後白河院ト云不君在シテ佛ニ淫溺シ、遂ニ干戈ヲ起シテ、是ヨリ天下大亂ニ及ビ、是虛ニ乘テ淨土起リ、鎌倉家受繼デ益佞シ、由レ之時宗・念佛・一向・佛心・日蓮等思ヒ〳〵ニ自意ヲ以テ工夫シ、後世人民不和ノ媒妁ト成テ國政ヲ妨グ、道藝ハ佛法ニ限ラズ、文學トイヘドモ信用甚シケレバ、必國家ノ衰端ト成ル、漢武帝ハ黃老ヲ信ジテ、方術者並進デ蠱惑セラル、宋朝ハ文學大ニ行レテ學黨起ル、特ニ詩文大ニ行ルレバ、聖賢ノ實學ハ必廢ス、武モ亦甚嗜バ、吳王好レ劍刀瘢多、豐臣太閤武ヲ以テ興リ、武ヲ以テ亡ブガ如シ、本朝中葉ヨリ和歌洊ニ流行シテ、公卿ノ氣質自然ト柔輭ノ風ニ移リ、色情熾ニ興リ、光源氏・在原業平・深艸少將等ノ如キ色欲ノ者ハ、中華ニ於テ未曾テアラズ、今武家ノ世ニ至ラバ、遂ニ其罪ニモ伏スベシ、是咸上一人ニアル事ユヘ、天下國家ヲ治ル人ハ、百家ノ藝術ハ勿論、文武ノ道トイヘドモ淫溺セズ、中節ヲ失フベカラズ、況法外ノ異端ヲヤ、畢竟僧侶其宗旨ヲ肇メ企ルハ、皆遠慮深智ノ者ドモナリ、其故ハ國天下ヲ領スル君ハ、下ヨリ租調ヲ收メサセ、又政務軍備等萬機ノ苦勞、又興廢存亡ノ變アリ、然ニ一宗ノ開祖ト爲レバ、千萬歲天下ノ民ヲ我領分ノ如ク、俸祿ハ自納リ、領主ノ檀那ト稱セラレテ尊崇ニ逢ヒ、刑政兵備ノ苦心モナシ、佛法ハ藤蘿ノ如ク樹木ニ卷キ付クト古人ノ確言ニテ、無職遊民ノ

身ヲ以テ萬民ニ敬養セラレ、開祖ハ祖師堂建テ永世崇祀ス、天子・大樹・諸侯・先后ノ忌日ハ世間ニ知ル者無レドモ、祖師ノ忌日ハ皆能之ヲ覺エテ精進ス、斯ル事異域ニ於テ嘗テ無シ、後世若一亂ニ及バヾ、伶俐ノ者起ッテ又一宗ヲ發覷センカ、釋迦始テ工夫セシ佛道ハ、其行狀仲々以テ倣ク事ニ非ザレドモ、後世經ニ據テ一宗ヲ立ルハ難キ事ニモ有ラズ、我邦ノ民俗ハ不學ユヘカ、誑惑スル事甚易ク、其宗旨ニ由テ頗癖凝固シ、親族朋友ノ間トイヘドモ、互ニ宗論不和ニ及事寡ラズ、是國家第一ノ大害ナリ、白居易鵲巢和尚ニ佛法ノ大意ヲ問ヘバ、和尚答テ、「諸惡莫レ作、衆善奉行」、居易云、三歲ノ孩兒モ甚麼ニ道フ事ヲ解ス、和尚云、三歲ノ孩兒ハ道ヒ得レドモ、六十歲ノ老人モ行フ事ヲ得ズト云、此答話寔ニ感心スベシ、豐後ニ狸僧ト稱スル者アリ、天文十五年秋大友義鎭後號二宗麟一早里村ニ畋セシニ、佳景ノ岩窟有テ一僧住ス、枕蓆皆石ヲ用ヒ、食盡ル時ハ一鉢ヲ携ヘ、村里ニ出デ一食ヲ乞フ、鄉人狸僧ト稱ス、義鎭固ヨリ其人ヲ聞ケバ、幸ト窟口ニ往、タノハ居ルカト問ヘバ、彼僧タヌキヲ尋ハ犬カト答フ、義鎭石上ニ居リ、其容貌ヲ觀ルニ、傳俛トシテ媚ズ、更ニ恭敬無シ、義鎭頓テ近習ニ命ジ問答セシム、近士問云、是窟中ニ棲ミ何ヲカ樂ム、僧答テ、此岩窟ニ十樂有リ、士其目ヲ問ヘバ、答云、「造化岩屋者不レ及レ改、無ニ風雨愁一、無ニ修理營一、無ニ燒火難一、無ニ類火悲一、世人不レ來、洞底猶閑、不レ變ニ石瓦一、沙門常住、不レ出ニ世間一、不レ迷ニ見聞一、不レ交ニ衆人一、無ニ綾羅望一、不レ貯ニ金銀一、無ニ盜賊恐一、非ニ梵宮一不レ鳴ニ朝昏磬一、無ニ執着念一、不レ愛ニ美人一」ト云、士又問フ、沙門ノ住居ハ斯ル處ヲ好トスルカ、僧答テ、古ハ樹

下石上ニ坐シテ、定タル居處ナシ、「往無ㇾ留所ㇾ、來無ㇾ杜、杜杖子頭活路通」今日有レバ在リ、明日ハ知ズトイヘドモ、一時ノ樂ヲ爲トキハ心ニ從フ者ナリ、稱讃ハ藤蘿ニ居テ、黄獨ヲウイシテ樂ミ、鳥ノ住家ハ鳥巢ノ如シ、是ヲ學ブニ非ズ、我短才愚成ユヘ如ㇾ是ト云、略義鎭之ニ感服シテ、其後田地ヲ賜ヘ、一寺ヲ建ント云ヘドモ肯テ受ズ、眞ノ佛道ト云ハ是僧ナリ、今時僧侶ノ行狀ヲ併視テ信仰スベシ、衆生ヲ濟度セント思ハヾ、一宗ニテ隨分事足ルベキニ、玄昉・最澄・空海・法然・千光・日蓮・親鸞・小角等銘々宗派ヲ興スハ、皆後世ノ民賊ナリ、其末流惰落シテ民ノ一粒一汗ノ艱難ヲ怨思セズ、婪虐シテ、素餐スル者天下ニ幾萬ゾヤ、是皆穀蚌ト云ベシ、我寡婦極貧ニテ子供二人ヲ養育シ、夜延ニハ草履ヲ造リ、晝ハ日雇或ハ樵薪、或ハ時ニ由テ門ニモ立チ、肌寒ヲ凌ギ兼ルニ、寺ニ盆・正月・兩彼岸・霜月麥秋ヨリ大豆・摘綿・粟・蕎麥・新穀・宗門軒別ニ納ルユヘ、不耕ノ身ナレバ銀納シ、其外樣々ノ奉加遁レ難ク、凡一年ニハ米半苞トモナラント物語ル在ルハ、其估ヲ以テ綿三斤ヲ買ル時ハ、親子三人ノ衣ヲ作ルベキニ、偖モ公免トハイヘドモ、是非無キ事ドモナリ、又或人上京シテ旅店ニ留リシニ、僧徒四五人官位ノ爲ト上京シ、是等ト共ニ同宿セシニ、毎夜靑樓ニ遊テ財ヲ費ス、其財ハ輙我國ノ百姓ドモヨリ身ヲ苦メシ膏血ナリ、歸鄕ノ後大ニ惱ミ、是事ヲ語リシ事アリ、此實情ハ民間ニ居ラザレバ、貴キ人ハ決シテ知ルコトニ非ズ、我曹ハ自耕シ穀ノ得難キ事ヲ知リ、又日ニ月ニ僧徒ヨリ責ラレ、明試シテ知ル所ナリ、膾餘雜錄云、梅溪王公ハ人ノ塔拜スルヲ見テ、汝有在家佛ニ何ゾ供養セザルヤ、宋圓

照禪師ハ人ノ僧徒ニ供養スル者有レバ、必告レ之云、汝先父母ヲ養ヒ、次ニ官祖（作錄分限）ヲ辨ゼヨ、若僧徒ニ供ヘント欲セバ、其餘有ルヲ以テ供ヘヨ、徒衆此ニ在リ、必檀那ノ施物ヲ望ム事無レ、先ヅ其大ナル者ヲ爲スベシト云シハ、世人佛事ニ透徹スル故ナリ、斯ル僧侶未ダ日本ニアラズ、今時ノ者縱上匱乏有ルトモ一錢ヲ慳ミ、父母ノ衣類モ求メズ、只浮屠氏ニ供ヘル者ニ、是語ヲ知ラセタキ者ナリ　徒是文學明闇

或人云、「三年無レ改ニ於父之道一、可レ謂レ孝矣」トミユ、折角建國祖宗ノ佛ヲ信ジ建置レシ寺觀ヲ廢シテハ、先後ニ對シ甚不孝ナラズヤ

答云　是ハ孝子三年ノ喪中ニ在テ、哀慕父ノ在ガ如キユヘ、改ルニ忍ビズトイヘドモ、父ノ死後其父ノ行狀ヲ見テ、若惡キ所ハ直ニ改ルニ如ズ、況君タル人ハ民ノ父母タリ、若民患タラバ、年ヲ越エズ改ベシ、父ノ植置レシ樹木トイヘドモ、往來ノ障リトナラバ、時ヲ移サズ伐ルモ可ナリ、昔常憲廟ノ御代四足門ヲ建置給ヒシニ、吉宗公位ニ卽給ヒ、直ニ是ヲ癈スベシト台命ユヘ、侍臣皆先考諒闇未一月ヲ逾ザルユヘ、延シ玉ヘト諫ムレバ、父祖ノ僣驕速改メ、一日モ世ノ譏ヲ消弭スルヲ孝トスベシ、一時遲ケレバ一時ノ耻、一日延レバ一日天下ノ辱ト、卽時ニ墮チ玉フ、賢君ノ果決如レ是、我邦ハ上古ヨリ眞ノ聖學ト云ハ稀ニシテ、又文章ヲ作ルニモ、唯中華ノ文字ヲ假ルノミニテ、字義體裁ヲ辨ゼズ、廐戸皇子十七條憲法ヲ始トシ、日本紀其外歷代ノ史類等、若中華ニ渡ラバ不通センカ、眞ノ文法自然

ト分レ、中華贈答少モ慙ザルハ、當代ニ至リ肇テ闢ケシ事ナリ、王朝聖學ニ疏キユヘ、佛法大ニ熾ニシテ、僧徒ヨリ教化セラレ、學問モ唯詩文ノミト心得テ、王公大夫都テ佛道ニ陷溺ス、特ニ保元以降國司郡主、日夜戈ヲ秉リ讀書ニ遑アラズ、就テ學ブ所ハ浮屠氏ユヘ、天下ノ士盡ク佛門ニ入ラザルモノナシ、國天下ヲ治ル樞要ノ聖經ヲ教ルトキハ、佛法ノ妨トナルユヘ、僧徒ドモ敢テ委之ヲ講ゼザルハ尤ナリ、武田信玄或禪寺ニ入學スレバ、始テ庭訓往來ヲ教ユ、是宿習今ニ於テ盡ズ、遠埀田舍ノ寺小屋ノ師ドモ庶人ノ孩兒ニ教ルナリ、夫君父ノ仇ハ時ヲ移ザルハ禮ナリ、然ニ昔ハ聖學行レザルユヘ、父ノ仇ハ報ユト云事ヲ知レドモ、君ノ仇ハ報イザル者ト心得シ事カ、東鏡奥州泰衡郎從大河次郎兼任主君ノ仇ヲ報ントテ兵ヲ起ストキ、使者ヲ由利中八維平ニ遣ハス、其書云、「古今間報ニ六親、若夫婦怨敵之者ハ尋常事也、未レ有下討ニ主人敵一例上、兼任獨爲レ始、其例所レ趣ニ鎌倉一也」ト記セリ、妻ノ仇ヲ討ツ事有レドモ、君ノ仇ヲ討ツ例無シト云、是以テ聖經ヲ學バザレバ、仁義忠孝ノ道ヲ知ラザル事得ト合點スベシ、又大江廣元ハ當時博識ノ學者ユヘ、是時問注所ト云決斷所ヲ建テ、政所別當ト爲リ、天下ノ裁判ヲ獄ム、當君頼家大ニ酒色溺レシニ、或時三州ヨリ飛檄ヲ以テ、室平四郎重廣一揆ヲ起シテ漸熾ニ及ビ、國中大ニ騷亂ト告レバ、頓テ安達彌九郎景盛ニ命ジテ誅伐セシム、其跡ニテ彼ガ女房美麗ナルヲ聞キ、無理ニ召テ深宮ニ入レ、敢テ出サズ、景盛ハ難無ク賊ヲ平ゲ歸リシニ、妻ヲ奪レ甚心痛スレドモ、主君故如何トモ爲ル事無ク、日夜思慕スルノミ、此時佞姦ノ近臣、景盛深ク君ヲ懟ミ野心有リト讒ス、

賴家之ヲ聞、景盛ヲ殺ント計レドモ、人口ヲ憚リ此事ヲ廣元ニ議レバ大江答テ、强憚リ給フニ及ブマジ、特ニ先例モアリ、鳥羽院ハ源仲宗ガ妻ニ戀慕シ、此ヲ仙洞ニ召サレ、仲宗ヲ隱岐ニ流シ、其妻ヲ祇園ノ邊リニ置キ驟臨幸有、此ヲ祇園女御ト云、其後平忠盛ニ賜リ淸盛ヲ生リ、今景盛ヲ殺シ玉フニ何カ苦シカルベキト勸ルユヘ、賴家頓テ近習ニ命ジ殺サントス、御臺政子此ヲ聞テ大ニ騷ギ、敎悔シテ遂ニ止ル、夫博學ノ人ト稱セラレ、天下ノ大政所ヲ掌ル人トイヘドモ、是時代ハ聖學ト云者無ク、皆詩歌雜學者流ユヘ、斯ル裁判ヲ遂ゲ、女子政子ニ及バズ、何以テ天下ノ人ヲ服スル事ヲ得ンヤ、故ニ戰鬪止ズ、是人モ遂ニ化セラレテ佛門ニ入リ、銘髮シテ梵論ヲ名ク、斯上タル人ヨリ佛ヲ信ズルユヘ、祿有ル者ハ皆僧體ヲ嗜メリ、加茂長明ハ神職トイヘドモ、落髮シテ胤蓮ト改メテ、鎌倉ニ下リ實明ニ媚ビ、祿ヲ受ケテ悅ベリ、北條九代統テ佛ニ淫シ、落髮シテ僧體ト成リシ風俗ナリ、我邦開闢ヨリ當代ニ至リ、始テ文明興リ、聖賢ノ實學行レ、王公大夫皆聖王ノ天下國家ヲ治ル經籍ヲ學ビ、異端ハ國害ト爲ルコト漸ク知レリ、夫君ハ民ノ養フ處ナリ、一小寺トイヘドモ、一年ノ給用都テ民人一粒一汗ノ穀ヲ納ル處ナリ、財ハ天ヨリ降ルニ非ズ、若其民ノ艱難ヲ恕思セバ、寺院ヲ立、一僧トイヘドモ育ツベキニ非ズ、佛ニ佞シ僧ヲ多育ルハ、元來民ヲ恤マザル不仁ヨリ生ズ、齊竟陵王子良ハ齊王ノ子ナリ、綱監齋武帝紀篤ク釋氏ヲ好ミ、名僧ヲ招キテ講論シ、或ハ親爲ニ食ヲ賦リ水ヲ行ル、世人皆宰相ノ禮ヲ失ヘリト云、范縝之ヲ見テ、佛無キ事ヲ稱スレバ、子良云、君因果ヲ信ゼズンバ、何ゾ富貴貧賤有ル

事ヲ得ン、范縝答テ、人生ハ樹花ノ一同ニ發キ、風ニ従テ散ガ如シ、或ハ簾幌ヲ拂フテ茵席ノ上ニ墜チ、或ハ籬藩ニ關リ糞溷ノ中ニ落ツ、茵席ニ墜ル者ハ殿下是也、子良ヲ云糞溷ニ落ル者ハ下官是ナリ、貴賤殊ナリトイヘドモ、因果何ニカ在ト云ヘバ、子良遂ニ服ス

王侯大夫古ヨリノ習弊ニテ、禳災ノ爲ト僧ヲ恃ミ般若ヲ讀誦シ、聖人ノ法ニハ禳災ノ事無シト思ヒ給ヘドモ、明太祖ノ時南京國學ノ址ハ、元屍ヲ積ム處ユヘ、是地ヲ萬人坑ト號ス、天降リ雨濕フ時ハ、往來ノ人ハ鬼ニ惱サレ、眩ミ死スル者多シ、由レ之一寺ヲ建立シ鷄鳴寺ト號シ、醮ヲ設ケテ祟ヲ避ントスレバ、鬼又磚ヲ飛シ瓦ヲ撃ツ、僧徒恐ル事甚シ、馬太后之ヲ聞テ太祖ニ告レバ、太祖云、孔子ハ大聖人ナリ、必是ヲ鎭メ給ハント、是日勅詔シテ、孔子ノ木主ヲ此所ニ遷セバ、鬼遂ニ祟ヲナサズ、因テ國子監ヲ建ツ、出二羣談採餘一太祖ハ元農民ナリ、文學ヲ好ミ大孝ノ人ナリ、已ニ帝ニ即玉ヘバ、或人天下禳災ノ爲ニ佛ヲ拜シ給ヘト勸ム、帝諭シテ朕昔朝夕佛ヲ拜スル事有レドモ遂ニ其驗モナシ、朕ハ唯天下ヲ治ル、堯舜ノ道ヲ學ブヨリ外無シト宣フ、又侍臣ニ向ヒ、朕不圖帝王ノ位ニ陞ルヲ能々思ヘバ、我家父母ニ孝ヲ竭ス事凡三世、是以テ天報有リト、自耕ス所ノ農業ノ艱難、戰伐ノ勞苦ヲモッテ子孫ニ遺シ給フ、然レバ仁義忠孝ノ徳有レバ、佛神ニ賴ムニ及バズ、武將トシテ賴朝ホド佛ニ淫スル人ナシ、日夜念佛讀經シ、武運長久子孫繁昌ヲ祈リ給ヘドモ、其子二人共ニ不肖ニシテ劍ニ伏シ、一代ニシテ家系遂ニ斷絶ス、斯佛ヲ信仰トイヘドモ、少ハ世ニ愧ル所ドモ有ル事カ、石橋山ノ合戰ニ大ニ敗

シ、窾木ノ内ニ潜ミシ時、平生髻ノ中ニ隱ス銀像觀音ヲ傍ノ巖窟ノ間ニ置ク、梶原景親ヨリ助ケラル、暫シテ土肥實平來テ其意ヲ問ヘバ、我首ヲ景親ニ渡ストキ、此佛像ヲ見ナバ、大將タル者ノ所爲ニ非ズト、定テ誹謗セン事ヲ愧ヅト云ヘリ、天下ノ主ト爲ル英傑ハ、縦佛ニ淫スルトイヘドモ、亦能恥ル所ヲ知レリ、今世ニ才略有テ國功ヲ立ル輩、一度桑門ニ入テ、終身罷僧スル事ヲ得ザル者多シ、賈島ハ初浮圖ニシテ無本ト名ク、韓退之其才ヲ惜テ還俗セシメ、遂ニ進士ニ擧グ、李洞ハ賈島ガ詩ヲ慕ヒ、像ヲ鑄テ之ニ事ヘ、賈島佛ト稱ス、（出二佛祖統紀一）

或貴人空海ガ作ル不動ヲ崇メ、朝夕拜シテ家内安全、武運長久、息災延命ト祈レドモ、大酒・美食・淫色ユヘ、遂ニ短命ノミナラズ、種々災害又多シ、是ハ畢竟身ヲ佛神ニ托シテ、禍福ハ行狀ニアル事ヲ考ヘザル故ナリ、卜筮シテ吉占ヲ得テ惰氣ヲ生ジ、却テ貧クナルガ如シ、不動ト云ハ、理佛ニテ理ヲ以テ名ク、眼・耳・鼻・舌・心意ノ五欲ヲ動カサズ、故ニ不動ト云、火中ニ立シハ、火ハ淸淨ナル者ニテ煩惱ヲ燔盡ス事ナリ、尼子義久ノ子實久父ノ遺命ニ由テ、佐々木右衛門督義賢ニ顏輝ガ繪ケル鬼神ノ畫ヲ贈ル此畫ニ不思議ノ事有リト驗書ヲ添ル、一、國家ニ兵亂アレバ、是鬼神ノ眼内燿ル事、一、風邪ヲ受ル時、此畫ニ見レバ癒ル事、一、國主政ニ惰ルトキハ、此神ノ面目赤クナル事朱ノ如シ、右ノ外樣々奇驗ヲ記セリ、義賢此添書ヲ視テ、鬼神ヲ賴ンデ、國ノ治亂、身ノ存亡ヲ見ル迄ニモ及バズ、人間一生ノ善惡ハ、自己ノ方寸ニ有テ鑑ルトキハ、明ニ知ルベキ者ナリト云（出二武家故事要言一）

唐憲宗佛舍利ヲ禁中ニ入ルユヘ、韓愈佛骨ノ表ヲ上テ之ヲ諫ム、人ノ骸骨ヲ尊崇スルハ如何ナル心ゾヤ、周公孔子ノ骸骨ト云フトモ、後世ノ賢君子ハ之ヲ尊崇スベカラズ、古ノ聖賢ヲ尊ブハ、唯其德ヲ尊ブノミ、身體髮膚ハ庸人ト少シモ易ル事無シ、然バ何ゾ釋迦トイヘドモ、其ガイ骨舍利ヲ尊ブニ足ンヤヽ是等ハ全佛ニ凝固シ、一心ノ味ム故也、廐戸・馬子等此ヲ珍重シ、今ニ於テ天王寺ニ之ヲ尊韜シ、毎歲四月八日參詣ノ者ニハ、之ヲ頂戴サスルナリ、又富貴ノ家ニハ、大抵靈棚ニ舍利塔ヲ安置セシハ惑ノ甚キ者ナリ、舍利ハ人ノガイ骨ノ玉故、釋迦ニ限ラズ、心氣ヲ凝ラス者ハ皆在リ、古玉紅色ニシテ血ノ如キヲ血古ト名ク、又屍古トモ云、死人棺中ニ入リ、血肉ノ爲ニ蝕レタルト云、淸潔ノ珠ニ黃紅二色ハ得難シ、龍ノ珠ハ頷ニ在リ、鮫ノ珠ハ皮ニアリ、龜ノ珠ハ足ニアリ、魚ノタマハ目ニアリ、蛇ノタマハ口ニアリ、蜘蛛・蜈蚣ノ大イナル者ハ皆タマアリ、明ノ萬曆年中、アル人蛤ヲサシテ珠ヲ得レドモ、其名ヲ知ラズ、之ヲ烹レバ、其光天ニ燭クト云、又唐則天皇后ノ時、西天ヨリ靑色珠ト云物ヲ獻ズ、后其重寶ヲ知ラズ、西時寺金剛明王ノ額ニ彫埋ム、胡人ノ能玉ヲ相スル者、十萬貫ニ易ント云ユヘ、何ノ効カ有ルト問ヘバ、此玉ヲ泥中ニ投レバ泥土悉水ト成ルト云、是等ノ玉ハ佛舍利ヨリ大ニ貴シ、國天下ヲ治ル人ハ、必常ヲ貴ビ奇ヲ好ム可ラズ、奇ヲ好メバ人ヨリ欺カレ、遂ニハ國家ノ衰端ト爲リ君子ノ姍笑ニ逢フベシ

天明錄卷之一終

天明錄卷之二

寶貨新鑄

或人云、食貨ハ人間日用ノ物ユヘ、治國ノ要本トス、故ニ古史ニ平準、又ハ食貨ノ部ヲ置ク、前漢ノ食貨志云、「洪範八政、一曰食、二曰貨、食謂ニ農殖嘉穀可レ食物一、貨謂ニ布帛可レ衣、及金刀龜貝一、所ニ以分レ財布レ利通ニ有無一者也、二者生民之本、興レ自ニ神農之世一、斲レ木爲レ耜、揉レ木爲レ耒、耒耨之利、以敎ニ天下一而食足、日中爲レ市、致ニ天下之民一、聚ニ天下之貨一、交易而退、各得ニ其所一、而貨通食足、貨通然後國實民富、而敎化成、又曰、殷周之盛、詩書所レ述、要在ニ安レ民、富而敎一レ之、故易稱、天地之大德曰レ生、聖人之大寶曰レ位、何以守レ位、曰仁、何以聚レ人、曰財、財帝王所下以聚レ人守レ位、養ニ成群生一、奉中順天德上、治國安民之本也、故曰、不レ患レ寡、而患レ不レ均、不レ患レ貧、患レ不レ安、蓋均亡レ貧、和亡レ寡、安亡レ傾、是以聖王域民、築ニ城郭一以居レ之、制ニ廬井一以均レ之、開ニ市肆一以通レ之、設ニ庠序一以敎レ之、士農工商四民有レ業、學以居レ位曰レ士、闢レ土殖レ穀曰レ農、作レ巧成レ器曰レ工、通レ財鬻レ貨曰レ商、聖王量レ能授レ事、四民陳レ力受レ職、故朝亡ニ廢官一、邑亡ニ敖民一、地亡ニ曠土一」トミユルニ、太平久クシテ各自職ヲ忘レ、貴キ侯伯トイヘドモ貨殖シテ商賈ノ職ヲ勤メ、商賈ハ「學居レ位曰レ士」ト云コトヲ知ラズ、

唯士格ヲ求ルヲ欲シ、農民ハ又商賈ト爲リ、四職混厖シテ風俗自然ト弊ル、特ニ三十年來物價漸高昂シ、器財製造物暴ニテ假構多ク、其使フ所三年ノ用ハ一年ニ廢リ、世間窮シテ姦ヲ生ジ、政務モ亦閑靜ナラズ、斯昂騰スルハ、治世久ク生齒蕃息ユヘカ、又諸色ハ其直米估ニ就ク者ユヘ、近來米估騰躍ニ由ル所カ、又人間日用ノ食貨二ツノ中ニ、食ハ足レドモ貨不足スルニヨル事カ

答云　周禮、「國凶荒札喪、則市無レ征而作」又「天患禁ニ貴價一者、使レ有ニ恆賈一」トミユ、是等ノ事ハ後世ニ於テ幾希ナリ、穀估ハ豐凶ニ由テ毎年相變ズ、豐年トイヘドモ諸色倉卒ニ下低セズ、是根源ハ全金幣性惡ニ在リ、其證ハ今親昔ノ慶長金ヲ以テ物ヲ買フトキハ、米一苞ハ二苞ヲ求メ、絹一疋ハ二疋ヲ買ム、餘ノ品物都テ此ト同ジ、然バ昔ヨリ却テ今ハ下直ナラン、人ハ窮シテ正心ヲ失フ者ユヘ、昔ニ復ラバ人氣モ自然ト優寬ニ成リ、姦獪ノ心モ生ズマジ、今天下中毎日諸色ヲ買フ者ハ、十ニ九分皆其備貨ト物價ト不都合スルユヘ、其實儥ヲ償フ事能ハズ、自然ト姦邪ヲ生ズル風俗ト成ル、南夷莫臥爾國ハ穀價至テ下直ニテ、一日稼ゲバ三日ノ食ヲ得ルユヘ、乞丐ト云者國中ニ嘗テ無ク、寡欲ノ風俗ト云、寡欲ナレバ刑罰無シ、然ドモ穀價餘リ下低ナル時ハ、農民穀ヲ賤ンジ、却テ田畠モ荒レ、市人ハ踰侈ノ風ニ移レドモ、今時ノ樣ニ度ニ過テ高估ナレバ、衆人甚患苦ス、商估儘ニ外贏ヲ牟ルニモ有ルマジ、其蔛ハ乃金幣ノ性惡ヨリ生ズトミユ、慶長金モ眞ノリウ金ニ非レドモ、目方ハ一兩四匁八分、壹歩ハ一匁二分、今ノ判金ニ交易スレバ、一兩ハ二兩餘ト成ル、民間都テ密ニ之ヲ交易ス、然レバ物價昔ニ

倍スルハ當然ナリ、天下ノ大寶タル貨幣斯衰變スルユヘ、人氣モ亦此ニ應ジテ衰變ス、元祿金ハ銅・鉛・錫殽雜ト、是時代ハ怨讟セント聞シニ、今時ノ金ニ競レバ大ニ勝レリ、文化年中迄ハ眞字ノ文金一兩權衡三匁六分、一歩ハ九分有シニ、今性惡ノ上ニ又三匁ニ減耗ス、故ニ文化迄ノ金ヲ古金ト稱シテ、今ノ金ニ交易スルニ、一兩ニ銀十二三匁モソヘ易ユ、又元祿年中初テ南鐐行レテ、久ク通用目方二匁七分、是モ純精ノ白銀ニハ非ザルヨシ、文政年中長崎法度弛シ時、夏舶南鐐ヲ似セ若干齎來リ、乍發覺シテ、市中ノ銀匠等之ヲ買メテ地金ト成スニ、純精ノ白銀ノ由、夏域ハ純銀ニテ造リテサヘ利ヲ得レバ、金銀潤澤トミユ、我邦ヲ花主トシテ扶掖セラレ、僞金ヲ携ヘ賺ルハ、寔ニ劇賊トイヘドモ是ハ些一兩輩、能思ヘバ我邦ノ恥辱トス、近年又右ノ南鐐權衡ヲ減ジ、流金二銖金トナリ、世間取遣ニ磨剎シ、此ヲ銀匠ニ賴ミ金色ヲ傳ルニ、其賃二百錢モ取ルユヘ、又三分通モ損アリ、磨剎僞金ニテ取遣、爭論只管絕ル間モナシ、重テ流金一朱行ハレ、諸國ノ姦巧隱屛シテ鑄作夥ク、是ハ官鑄ノ鎔、是ハ北國トコ抔ト眞僞ヲ銘スル事モ得ズ、徒驗々ト舌鬪甚シ、政ハ正也、斯流金ニ致サズ、金ハ金、銀ハ銀ト明ニ正直ノ道ヲ以テ下ニ示シ給ハヾ、下必服スベキニ、民ヲシテ不和ニ成シ給フハ、宛君ノ手足ニ疾病ヲ徵メ給フニ似タリ、上ニ在ス人ハ金銀幣ハ細小ニ非ズンバ、日用不便利ト思ヒ給ヘドモ、是ハ下情ニ疏キユヘナリ、實ハ不便ノ便ト云ベシ、戰國時代モ取遣一日モ無テ叶ハズ、古ヨリ慶長迄ハ砂金ニテ、砂子四匁七分三厘ヲ紙ニ包ミ、是ヲ兩ト定メ、一兩ヨリ下ハ取遣ニ錢ヲ以テ通ズ、戰國トイ

ヘドモ、亦人心ノ直ナル事、是一條ニテ概知ス、今時砂金ニ致サバ、眞鍮砂粉ノミナラン、是ヲ方金ト成セシハ、末代除害ノ遺仁ト云ベシ、當代ニ至テモ元祿ノ年迄ハ、乾字ノ二歩金限ニシテ、貳朱銀モナク、其中豆銀ト云者享和ノ比マデ有レドモ、是モ世間ニ稀ニシテ、乃六七百文迄ハ錢ヲ以テ、便用少シモ不自由ナシ、今一朱金行レ、却テ民間儉約ノ妨ト爲ルハ、日用取遣持運ニ輕クシテ、自由ナル故ナリ、此貨幣程ナク御引替ノ時、諸國處トシテ騷動セザルハナシ、斯貨財年ヲ逐テ性惡ト成ル故、天下ノ齊民後年ヲ恐レ、判金ヲ匿藏スル事カ、當今四隅遠埀ニ於テ判金ヲ視シ者幾希ナリ、略世評ヲ聞ニ是事ノ濫觴ハ、水野氏ニ信州飯田ノ者興利ヲ説キ、舊幣ノ南鐐目方ヲ減ジ更造致サバ、上ニ過分ノ増益ト奏ムレバ、貴人固ヨリ下情ニ疏キユヘ、目前ノ利ニ放リ、頓テ裏揚シテ鑄官ト爲シ、舊幣二匁七分ヲ三分一ニ減ジ、流金二朱ト成シ、自身ハ密ニ盜鑄竊收スル事、凡九十萬兩ト遠埀マデ風聞ス、是事縱妄説トイヘドモ、上利ヲ嗜ミ玉フユヘカ、下不服ノ流言ト思ヘリ、是時ヨリ僞金並起テ、天下皆共不好ニ患苦ス、漢武帝ノ時匱乏ニシテ、只貨殖ヲ嗜ムユヘ、弘羊・孔僅ノ儔興利ノ説ヲ以テ重擧セラレ、利ヲ專ニスルユヘ、「善人怵而爲ニ奸邪一、愚民陷而之ニ刑一、刑戮將ニ甚不祥一」ト云、弘羊ハ遂ニ九卿ノ大官ニ陞ル、是時天旱スレバ、武帝百官ヲシテ雨ヲ求ルニ、卜式云、今弘羊ヲ殺サバ天乃雨降ラント云シニ、弘羊果シテ國家ノ爲ニ大利ヲ興スユヘ共功ニ伐リ、遂ニ叛逆シテ誅ニ伏ス、古ヨリ上ニ利ヲ勸ル者、竟ニ國家ノ惡蟲タラザル者一人モナシ、往昔ハ夏舶六朝唐宋元明清朝康熙年中迄ノ錢ヲ夥

ク持渡テ、我邦ニ交易スルユヘ、今ニ於テ華錢甚多ク、其中明ノ永樂錢ハ今ハ同直ナレドモ、古ヘハ拔テ高直トミユ、然ニ近年文化ノ頃、數年長崎ノ奸賈共密商ニ寛永文錢ヲ撰リ、及眞字ノ判金ヲ渡ス事一年大總ニテ、此時分九州ハ小錢鐵錢許ト成テ、文錢既ニ盡ントス、又判金ハ一兩ヲ(三文目六分)四貫文ニ當テ、品物代ニ牟ルト開ク、我邦是時分ハ六貫七八百文ナリ、夏人ハ斯古金三匁六分ヲ四貫ニ易ルニ、我邦今ノ惡性三匁ノ判金ヲ、六貫七八百文ニテ通用スルハ、彌金幣天下ニ融通セズトミユ、近年又昔ノ二朱銀權衡二匁七分ヲ四分モ減ジ、直段ヲ倍シテ壹歩銀ト爲リ、又目方五分ニシテ一朱銀出ル、古來一切ノ品物段々尊卑上下ノ位備リ、鐵ハ鐵ノ位、銅ハ銅ノ位、其直段大抵究リ有テ、天下皆承知スルニ、銅ヲ以テ銀ノ位ニ立テ、估ヲ高クスルトモ、孰カ信ゼンヤ、近年狄舶ノ者ドモ銀錢金錢ヲ以テ物ヲ買ムルニ、我邦ノ者ドモ一錢ヲ得レバ大ニ珍重ス、是以觀レバ彼等我邦ノ民心ヲ得ル事掌中ニ有リ、故ニ惡金ハ武備ノ害タリ、華域モ金幣ヲ三錠ト立テ、一錠二錠ト段々金性甲乙ノ直ヲ以テ通用ス、國政ハ重キ者故、民ニ僞詐ヲ示サズ、金銀幣モ其持チ前ノ直段ヲ以テ通用セバ、兆民敢テ信服セザルナシ、世界萬國一人モ欲無キ者アラズ、尊貴ノ人ハ常ニ滾殿ニ坐シ、損利ニ疎キハ尤ナレドモ、下ハ利ニ喩キ事大聖モ及バズ、畢竟公廥匱乏ユヘト見ユレドモ、今太平ニ由テ、無理ナル法モ民逆カズト、斯ル金幣行ハレテハ、天下ノ齊民其不好ニ患苦シ、讐々ト肯テ懕志ヲ得ズ、恐クハ天下ノ人望ヲ失ヒ給ハン、民心ヲ得ズシテハ、不虞ニ臨ミ必勝ハ得難シ、特ニ神祖ハ人皇十四五代以降ヨリ戢兵

中興ノ大君ナリ、然ニ上古ヨリ未曾有ノ金幣世ニ行ハレ、天下皆不服ニテハ、恐クハ大君ノ神慮モ如何有ン、是予一人ノ意ニ非ズ、天下ノ民心皆爾リ、「古行人振二木鐸一徇二于路一、以采レ詩」采レ詩トハ、民ノ怨刺ノ詩ヲ采リ、以テ政道ヲ資ルヲ謂フナリ、是ヲ監ミ、今海內ノ民情ヲ聽采リ給フコト、民心ヲ得テ天下久寧ノ本ナラン、「蓋放二於利一而行多レ怨」ト云事ヲ知リ給ハヾ、坐シテモ亦察セラルナリ、王者以レ民爲レ天、民ノ懟ル所ハ天必之ヲ惡ム、天惡ムトキハ妖孽必國家ニ降ル事、古ヨリ嘗テ差ハズ、當代慶長年中、佐渡ヨリ鏐金ヲ牟テ金幣ヲ造リ、普海內ニ行ハレシニ、元祿ノ頃ニ至リ、國用匱乏ニ依テ、銅錫殺雜シテ新金ヲ更造シ、元字ノ欵識ヲ印シテ、慶長ノ故金ヲ停止アルニ、僞鑄ノ罪人起リ、且人民不服ユヘ、文昭廟深ク憂ヒ玉ヒ、慶長ノ故金ニ復サント台慮有テ、純精ノ金幣ヲ造リ給フユヘ僞造モ無ク人民安心ス、有章廟新幣ヲ造リ乾字ヲ印ス、皆上品ナリ、大雅「亡レ念二爾祖一聿脩二其德一」ト云、是句ヲ監ミ、慶長ニ復シ玉ハヾ、僞造ノ罪人モ無ク、民間取遣ニ爭論モ輟ミ、互ニ安心協和シテ、南山ノ壽ヲ頌スベシ、夫天下國家ノ主トシテハ、太平無爲トイヘドモ、夙夜戰々兢々ト只民心ヲ失ハザルヲ主要トス、百餘年ノ世統ヲ歷シ北條家モ、高時民心ヲ失フユヘ、元弘三年五月八日、新田義貞不意ニ兵ヲ起セシニ、私卒僅百五十騎、翌日ニ至レバ二十萬七千餘人、日ヲ逐テ數副加リ、既ニ鎌倉ニ至レバ六十萬七千ニ及ビ、日數僅十四日ニテ、百有餘年天下會同ノ地、忽然ト荒土ト成リシハ、全人心ヲ失フ故ナリ、高時ハ豐臣秀次・武田信虎ノ如キ不辜ヲ殺ス酷虐ノ人ニ非ズ、唯驕奢ヲ嗜ミ、嬖臣長崎

罔喜貪婪奢侈、天下ノ權ヲ擅ニシテ賞罰ヲ濫ス所ニ由レリ、「天下之禍、生ニ於細故ニ」ト云ヘバ、猶モ畏敬シ給フニ如ズ、書曰、「可レ愛非レ君、可レ畏非レ民、衆非ニ元后ニ何戴、后非レ衆罔ニ與守ヲ邦、欽哉、愼ニ乃有位ヲ、敬修ニ其可レ願、四海困窮、天祿永終」是章ハ帝舜天下ヲ禹ニ讓リ給ヘルトキノ敎ニテ、實ニ人主服膺ノ語ナリ、夫政正也、若用度乏ク、恢復ノ術無クシテ、已事ヲ得ズンバ、今ノ判金ハ鏐金三分一ノヨシ、因テ其一匁ヲ以テ一兩ノ判金ヲ造リ、昔ノ乾金ノ如ク薄形ニ致シ置バ、民人僞造ト視ルトキハ、即時ニ鹽火ヲ以テ驗シ、目前ニ眞僞明白ユヘ、姦黠ノ者モ賺ス事モ得ズ、愚鈍ノ者モ取遣ニ安心シ、僞造ノ罪人モ盡キ、口論モ起ラズ、閑靜無爲ナラン、（近年行ル二步金、四角厚キユヘ贋易シ、昔ノ乾字二步ニシテ、小判形ニ楕薄ク致セバ、大ニ便利アリ）一分純金モ正キ法ニハ非ザレドモ、今時ノ銀銅ヲ以テ金ト成スニハ勝レリ、貨幣ハ天下ノ總民ニ係ル事故公朝第一ノ要務也、書曰、「奉レ先思レ孝、接レ下思レ恭」

或人云、近年佐渡ノ金壙漸々衰耗シ已ムコト無ク、殺雜多シトミユ、倘諸國ニ鉎壙ヲ搜リ得バ、斯迄ニハ至ルマジ

答云　玉ヲ攻ルニハ石ヲ以テシ、金ヲ攻ルニハ鹽ヲ以テシ、錦ヲ濯ニハ魚（マヽ）ヲ以テシ、布ヲ洗ニハ灰ヲ以テス、夫物ハ賤キヲ以テ貴キヲ治メ、醜キヲ以テ好キヲ治ム、智者ハ其短ナル所ヲ棄テ、其長ズル處ヲトリ以テ其功ヲ爲ス、（出ニ望海錄一）戰國ニ至テハ危難身ニ逼ルユヘ、下問ヲ恥ザレドモ、治世ニハ其身ニ逼ラザルユヘ、衆ニ詢ル事曾テナシ、故ニ賢明ノ君ト云者ハ容易ニ在サズ、予固ヨリ杞人ノ天墜トイ

ヘドモ、管中窺豹ノ伎術ヲ述ン、我邦黄金ノ出シ事、開闢以降神祖登極ヨリ盛ナルハナシ、是則戰兵ノ洪績、天地感應ノ大賚トモ云ベキカ、古王代ニハ各別金壙モ無レドモ、世間ノ融通緡錢ノミニテ締足リシハ、全人情淳朴ニシテ奢靡無キ故ナリ、今時ノ風俗ニテハ、假令十倍スルトモ、潤澤ト云事ハアルベカラズ、其故ハ黄金ヲ無益ノ事ニ棄ルコト古代ニ百倍ス、六百年以前迄ハ一向宗ノ佛龕ト云物民家ニナシ、我一郡ヲ試スニ、四五十年前迄ハ佛龕ヲ持ツ者ハ、千戶ニ一戶許ト見エシニ漸々滋蔓シ、今ニ於テハ孤島幽僻ノ貧家モ過半所持ス、是以テ日本中ニ金箔ヲ靡ス事概知スベシ、古空海・行基等ガ造佛ハ、彼等固ヨリ佛意ヲシルユヘ、素木ニテ貼金ト云者ナク、皆白木ナリ、其中貼金アルハ後人ノ傳シ者ナリ、又一向及淨土等ノ本尊本堂ハ、他宗ヨリ拔超シテ、ハデヲ好ミ、金箔ヲ以テ燿輝ニ費ス事、是又日本中ニ幾許ゾヤ、或ハ四民共ニ位牌ハ都テ金パク也、又佛像厨子一年ニ大總ナリ、或ハ神輿佛具ノ貼金、或ハ箔墨陶器類・金屛風・金紙・金泥・蒔繪・刀劍飾、或ハ丸散藥ノ衣金、其外ノ細工等ニ灰吹ノ塊金ヲ用ユルニモ非ズ、大抵官鑄ノ判金ヲ潰ス事限無キユヘ、始官鑄ノ勞ハ空ク虛事ト成テ民用匱ク、或ハ覆沒シテ海ニ沈ムモアリ、其外ノ冗費數擧ニ遑アラズ、世界ノ中黄金ヲ鏤ム事瓦石ノ樣ニ致スハ、日本ニ勝ル處ナキトミユ、足利家ノ金閣寺絹挂山、豐臣家ノ黄金殿金井ノ如キハ、秦始皇ガ阿房宮、隋煬帝ガ西苑、和漢地ノ廣狹ニ由テ奢侈ヲ論ズルトキハ、我邦ノ驕ヲ勝ルトスベシ、中華モ久キ邦トイヘドモ、古ヨリ金粉蒔繪ト云者ハナキコトハ、稍宋ノ世ニ初テ、日本ヨリ來ルト彼邦ノ書ニ

記セリ、治世久ク風俗花麗ヲ嗜ムユヘ、黄金ヲ費ス事年ヲ逐テ益繁ク、佐渡ノ出金モ無盡藏ニ非ザレバ、遂ニハ盡ルナリ、然バ量レ入知レ出ノ勘定ハ已ニ視エタリ、是龜鏡無レバ、宰相ノ官ニハ至リ難シ、金石ハ土ノ筋骨ナリ、特ニ黄金ハ七寶ノ長ユヘ、妄ニ費スベキニ非ズ、寛永年中長崎夏船ノ譯詞林梅休ト云者才覺ニテ、船一艘ニ鏐金五六貫宛持渡ル、今此ヲ先荷役ト云ヨシ、就レ之按ズルニ、蘭人渡來ノ品物ハ毛織・砂糖・更紗種々ノ奇品、（品物委ハ華夷通商考ニ載ス）我邦ニ專奢靡ヲ勸ル物ニテ、是ヲ用ユル者ハ萬人ニ一人、武家ノ用具ニ羅紗類ヲ用ユレドモ、足利家迄ハ我邦ノ生產ノ絹トミユ、夏船モ的用ノ物ハ藥種及織物ノ藍石ノミ、其餘ハ毛織・砂糖・更紗類近年數副持渡リ、我邦ヲ花奢ノ風ニ移スユヘ、西國ハ小民ニ至ルマデ、三德・蔦入・巾着等羅紗毛織ヲ用ヒ、横衾ハサラサ計ニテ、我邦ノ產物ヲ賤ズル風俗トナル、由レ是我邦ノ織工ハ又異國ノ品ニ負ズト、互ニ美妍ヲ競ヒ、益奢靡ヲ竭ス、華物ハ第一藥種無レバ不自由ナレドモ、是モ天正以前ト思ハヾ不自由ナシ、書物モ今ノ分ニテ隨分不足ナシ、色々ノ詩文諸子百家ノ襍書持來ルユヘ、却テ我邦ノ煩雜ト成レリ、服食器用足ル事ヲ知ラザルハ人情ナリ、有德廟ノ御詠歌ニ、「事足れば足るに任せて事足らず、足らで事たる身こそ安けれ」、是句ヲ以テ天下ニ弘ムルトキハ、不自由ト云コト決シテ無シ、由レ之華蘭ノ品物ハ只的用ノ物ノミヲ求メ、毛織・更紗・砂糖其外無益ノ類ヲ禁ジ、鏐金ヲ專一ニ持來ラシメ、佛像佛龕其外一切ノ貼金ヲ禁ジ給ハヾ、縱佐渡ヨリ出ズトイヘドモ、金幣不足無ラン、然後今ノ金幣ヲ悉ク慶長ニ復シ給ハヾ、天下統テ驪虞スベシ、我慶長

ノ大判小判・元祿ノ乾金・甲州金等ヲ觀ルニ、純精ノリウ金ニ非ズ、縱權衡ハ減ズルトモ、純精ノリウ金ニ致シ製造セバ、昔ノ如ク判金ヨリ一歩迄ニ致シ、銀モ純精ニシテ南鐐迄ニ致シテ、一朱ヲ停メ、其下ハ文錢ヲ用ユル樣ニセバ、民間儉約ノ法トナルベシ、天文天正ノ年中ノ事カ、西國或邦ノ金壙ヨリ出シ塊金ヲ見シ事アリ、紫磨黃金ト云ハ是ナラン、金幣ハ斯有リタキ者ナリ、千載ノ後ニ至ル迄、何ノ世ノ製造ト稱嘆スベシ

三國通覽、蝦夷ニ金山甚多ケレドモ、土人掘ル事ヲ知ラズ、銀山銅山モ又多シ、又「クンスイ・ウンヘツ・ユウハリ・シユツハホロ」ト云所ニ砂金出ヅ、此砂金河川ニ流レ出ルノミニ非ズ、砂金ノ有ル地ハ十里二十里モ、其土一面ノ砂金ナリ、「ハホロ」ノ砂金ハ海底ヨリ上ルト見エテ、西北風ノ勁キ後ハ、海濱四十里ノ間、一帶ノ金色ヲ成スト云、是等ノ金ヲ取ラズシテ、空ク棄置クハ惜キ事ナリ

慕齋文集、國ニ金銀多ケレバ、人民利欲謀計ニ趨ト、朝鮮ハ質素ヲ本トシテ法律ヲ立ルト云、又北蕃ノ地ニモ金銀多キトキハ、萬民驕奢ニシテ、却テ後ニハ困窮ニ及ユヘ、國ノ財貨過ザル制法ヲ立ル邦有リト云、是事モ一理アリトイヘドモ、財貨過不及無キ制度ハ、仲々以テ立難シ、然ドモ天下皆古ノ淳朴ニ復リ儉法行ルレバ、金銀通用モ減耗スベシ、況我邦ハ造舟不堅固ノミナラズ、孤島ニテ異國ニ比レバ船乘多キユヘ、覆船ニ由テ財ノ沈ム事又甚多シトミユ、一色周防守勘定奉行ノ時、同職石谷備後守長崎奉行ヲ兼行ス、時ニ海舶純精ノ黃金ヲ贈リ、銅ニ交易セント請フ、一色諾セズ、金ハ鮮シトイ

ヘドモ事足レリ、銅少キトキハ通寶ノ錢モ自然ト減ジ民ノ患ト爲ル、藥鑵ハ貧家ニモ日用無テハ叶ハズ、是迄二百文估ハ五百文ニ賣樣ニナラン、卑賤ノ身ニテ一日百文ノ給用、二日ノ賃ヲ以テ買ル藥鑵ヲ五百文ニテ買ム、是故ニ金銀ノミ增シテモ、銅器少ク成テハ、我邦ノ爲ニハ甚不便利ト云ハ、下情ニ通徹スル確言ナリ、四十年前ハ銅一斤（百目）二百文餘ノ估、今ハ四百文ニ及ビ、諸民ノ患難トナル、上ハ遠キ者ユヘ曾テ此情ヲ知リ給ハズ、君ハ民ノ養フ所、其養フ民ニ高直ヲ買メサセ、何ノ所緣モナキ異國ノ者ニ予ヘ玉ヘルハ、如何ノ事ゾヤ、夫五金ノ中（金銀銅鐵錫）金銀ヲ長ト稱スレドモ、國家益用ヲ以テ論ズルトキハ、銅鐵ヲ重シトス、金銀ヲ以テ刀劍農器ハ造ラレズ、故ニ異域ハ銅鐵ヲ甚大切ニスル事金銀ニ等シ、艸木子云、「玉體也、金筋也、石骨也、草木毛髮也、土肉也、山頭也、澤腹也」トミユ、故ニ艸木菜穀ハ每年生ズレドモ、金石ハ筋骨ユヘ、一度之ヲ斫レバ再生セズ、人ノ死スルニ同ジ、萬國ニモ金銀銅鐵多キ邦モ有レドモ、我邦ノ如ク山ヲ穿チ、土中ニ深ク入リ掘リ取ル事ナシト聞ク、北蕃ハ金銀ヲ多クホリ取レバ、國土ノ精神ヲ柔弱ナラシムト上ヨリ堅禁制ス、由レ之紅毛ノ輩ハ他邦ノ金銀ヲ自國ニ集貯ヘン事ヲ主トス、寬永年中紅毛平戶ニ來時分、大洋烈風ニ放サレ、南部ノ東海ニテ一島ヲ矚テ、水ヲ求ント上レバ、其地悉金砂ユヘ、夥ク取テ船ニ載セ、歸ラントスレバ船動カズ、故ニ山神ノ祟ナラント、總テ海中ニ投ゲテ歸リ、其後平戶ニ來テ荷物ヲ揚ルトキ、船底ニ金砂ノ溢レタルヲ、水主ドモ之ヲ拾フテ酒食ニ易ユ、鄕人此金ヲ刀劍ノ細工ニ用ヒシト云、翌年紅毛重テ彼島ヲ搜リ金ヲ

取ラント、兩三年ノ糧ヲ携ヘ、四方ヲ巡レドモミヘズ、飢ニ及デ五六人南部ノ地ニ上リシニ、浦人ドモ三人ヲ捕ユレバ、其餘ハ逃テ入船ス、右ノ俘ヲ江都ニ送ルニ、其中數度平戸ニ來ル者有テ、志築某ハ知音ト云、因テ其者ヲ召レ應對スルニ、紅毛甚欣ビ委細ヲ語ル、由レ之長崎ニ送リ給ヘリ、物ニ無盡藏ト云事決シテ無シ、東坡ガ赤壁賦「夫天地之間、物各有レ主、苟非二吾之所一レ有、雖二一毫一而莫レ取、惟江上之淸風、與二山間之明月一、耳得レ之而爲レ聲、目遇レ之而成レ色、取レ之無レ禁、用レ之不レ竭、是造物者之無盡藏也」ト云、盡ザル者ハ惟淸風明月ノミ、取ル者ハ一度ハ盡ズト云事ナシ、老嫗ガ鐵杵ヲ磨テ鍼ヲ作ルヲ思ヘバ、愚公ガ太行王屋ノ兩山ヲ子々孫々マデ穿タバ、遂ニハ成就スルト云ハ、惰心ヲ勵マス誡言タリ、姑息ニ限ヲ觝ルハ、一家ヲ保ツ匹夫ノ見ナリ、國天下ノ主タル者ハ今ヲ見ズ、後ヲ見ルベシ、身ヲ愛セズ國ヲ愛スベシ、國ヲ愛セザレバ移家ニ妻ヲ忘ルト云者ナリ、銅ハ一名石髓鉛ト稱シ、鐵ハ五金母ト稱ス、此二金ハ貴賤共ニ一日モ無テ叶ハズ、然ニ當代ニ至テ、毎年莫大ノ斤數ヲ異國ニ與ヘ給フハ、縱六十餘州都テ銅山トイヘドモ、終ニハ盡ズト云事ナシ、然シ彼ヨリ受ル所ハ、毎年生ズル毛髮ニシテ、我邦ヨリ與ヘル所ハ、再不生ノ筋骨ユヘ、是貿易ハ利ハ彼ニ在テ損ハ我ニ有リ、天下ハ一人ノ天下ニ非ズ、天下ノ天下也、天地ハ限リ無シ、人主ノ世統ハ限リナキコト能ハズ、然バ千載ノ後ニ至テハ、恐ハ讖言ヲ受給ハン、先年越中侯攝政ノ時、蘭舶二艘ヲ一艘ニ減ジ、銅モ又減耗シ給フハ、憂國ノ賢智ト云フベシ、夷狄ノ艨艟商舶ハ擧銅ヲ疊ミ、堅固ニスル故水城トモ名ク、

前漢律曆志、凡律度量用レ銅者、取爲レ物至精、不下爲ニ燥濕寒暑ー變上節、不下爲ニ霜露風雨ー改上形也故ニ彼ニ銅ヲ與ヘズンバ、迺水城ヲ弱ムルノ利アリ、紅毛ハ其周程我邦九州ノ如キ程ノ小國ニシテ、交易ヲ主トスル商國ナリ、其自國ニ用ユル所一年僅ノ事トミユ、斯一年莫大ノ銅ハ定テ他邦ニ賣斥スルナラン、商賣致セル者ハ、其心卑劣ナルハ人情ユヘ、必彼地ノ大國ニ屬從スベシ、先年魯西亞長崎ニ來リ官廳ニ上ル時、加比丹館内ヨリ遙ニ恭敬拜禮シテ居リシト聞ク、是以テ考レバ、屬從センカ其信義ハ感ズベシ、是コト固ヨリ誕譚ノ語ニ非ズトイヘドモ、赤心國ヲ愛シ、唯シツ言ヲ述ルノミ

文化年中筑前龜井南溟子、唐蘭交易ノ得失ヲ論ジ、問答十策ト名ケラレシヲ、其四五章ヲ茲ニ出ス

第一策

問、和蘭舶ノ交易利害如何　答ニ、彼ニ莫大ノ利有テ、我ニ寸毫ノ益無ノミニ非ズ、大害有リ、先彼持渡ル毛織・哆囉呢・猩々緋類ハ、世ノ花美ヲ進ル害少カラズ、軍器ノ類ニモ陳羽織・鳥銃袋・荷覆等、多ク猩々ヒ、哆囉呢ヲ用ユ、又平日ハ火事羽織・雨羽織ナドニモ皆毛織ヲ用ヒ、又袴ニハ一統蠻產ノ奥島ヲ用ル、是唯觀美ノ爲ノミニシテ、其損幾許ゾヤ、古ハ革羽織・革袴ナドト云者ハ終身知ラザル者モ〻多シ、唐山ハ勿論朝鮮等ノ小國ニテハ、官人ハ固ヨリ庶人ニ至ルマデ、衣服制度有テ、他邦ノ產物ヲ用ヒル事ナシ、或人ノ話ニ、朝鮮人ニ對シ汝ガ國ニ雨傘ノ製無レバ、日本ノカサ交易セント云ヘバ、我國ハ制度アリテ、他邦ノ器物ハ用ヒスト答フ、今貴人ノ衣服ニ、蠻產ノ毛織類等ヲ用ル事、ハヅベキ事也並ニ藥物・一角・サフラン・テリアカノ類、奸人此ヲ唱テ病家ヲ惑シ、人ノ財ヲ敗ラシム、其害大也、蠻藥ノ類二十年以前迄ハ、其名ヲ知ル人モ少カリシニ、今ハ一統邊鄙マデモ用ユル事ニナリ、附子・大黄サヘ自由ニ遣ヒ得ザル文盲ノ俗醫等、假初ノ產婦ニモ、其價莫大ナルサフランヲ用ヒ、痘瘡痲疹等ノ流行病ニハ、專テリアカヲ用ヒ、倘可レ笑ハ病症ニ拘ラズ、療治ニ手ノ盡タル病人ニハ、テリアカ・一角・サフラント次第ヲ立テ、三品ヲ用ル者アリ、其代金夥シキコト大ナリ、和蘭書ニ一カクハ鳥ニ似ル獸ノ類ニ有ル一角ト云、又夜國ヨリ出ルナルワルト云大魚ノ牙トモ云、其像ハ象ノ直ナルガ如シ、効能ハ鹿角象牙ニ同ジト云、蠻國ニテモ各別用ル物ニ非ズトミユ、サフランハ一名「ユキユス」ト云草ノ花、其藥

艸ハ印度國地方ノ河岸ニ生ズ、葉ハ韮ニ似テ、華ハ黄赤ニシテ香氣甚クト云、効能ハ紅華ニ同クト云、其行狀ヲ圖說ニ見ルニ、此方ノ石蒜ニ似タリ、テリアカハ反鼻ニサフランヲ加ヘ、蜜煉ニシタル物ナリ、サフランノ代藥ニハ紅花ヲ用ル、是等ノ藥物、和蘭ニテ格別高直ナル品トモ聞ヘズ、然ニ俗醫等長崎奸商ノ爲ニ誑レテ、己ガ利ヲ貪ル所ヨリシテ、漫ニ鐙物ヲ用テ、新奇ヲ唱ヘ庸俗ヲ惑セバ、貧者モ財ヲ破テ、是ヲ求ル事ニナリタリ、縱病ニ害アラズトモ、人ノ財ヲ敗ラシムルハ其罪甚ク　其外奇器淫巧ノ玩物、及異禽恠獸ノ類、古ヨリ明主ノ惡ム所、暗主ノ喜ブ所、其害甚シ、此等ノ品ヲ以テ萬國ニ勝レタル金銀銅ト交易スルハ、惜ムベキ事ナルベシ、白石先生深此事ヲ歎ジ、正保四年ヨリ寶永五年迄、凡六十一年ノ間長崎一所ヨリ外國ニ出金銀銅ノ大數、積算セラレシコト如レ左

一　金　二百三十九萬七千六百兩餘

一　銀　三十七萬四千二百九十貫目餘

一　銅　一億一萬一千百四十九萬八千七百斤餘寛文三年ヨリ寶永五年マデ、凡四十六年間、外國ニ出シ所ナリ、但銅ハ慶長六年ヨリ寛文二年マデ、六十二年ノ間ノ事分明ナラズト云リ

又右ノ數ニ慶長六年ヨリ以降、中國西國諸所ノ浦々ニ蠻舶來リ、自由ニ賣買セシトキ行シ所ノ員數、又御朱印船トテ我國ノ商人ドモ、年々外國ニ至リ商賣セシトキ行シ處ノ數、又薩摩ヨリ琉球ニ出シ處ノ數、及長崎處々ノ奸商等、拔荷ノ商賣ニ付ケ、外國ニ出シ所ノ數等ヲ合セテ、餘程引入タル算法ヲ以テ、其概略ヲ積ラレシ所、左ノ如シ但慶長六年ヨリ以前ノ事ハ、猶夥キコト知ヘシ

一　金　七百十九萬二千八百兩餘

一　銀　百十三萬二千六百二十七貫目餘

一　銅　二億二萬二千八百九十九萬七千四百斤餘

右ハ慶長六年ヨリ寶永五年迄、凡百八年ノ間、我邦ノ金銀銅外國ニ入テ再回ザル處ノ大數ナリ、又寶永六年ヨリ今文化元年迄、凡九十六年ノ間、外國ニ出シ數推テ知ベシ、但其後ハ長崎ニ來ル舶數モ定メアリテ、減ジタルハ金銀銅ノ外ニ出ス事モ十分一ニモ當レドモ、夫トテモ夥キ丁ト知ベシ白石先生ノ考ニ、古ヨリ以來我邦ニテ金銀銅ノ夥ク出シ事ハ、神祖ノ御時ホド盛ナルコトハナシ、又萬國ニモ斯ル例ヲ聞ズ、其夥キ金銀銅モ、神祖ヨリ今百年ニ及ブカ、年々外國ノ交易ニ若干ヲ失フ事ナレバ、百年ノ後ハ我國用ノ金銀銅モ乏クナルベシト云、唐山古人ノ說ニ金銀ノ天地ノ間ニ生ルコト、是ヲ人ニ譬レバ骨ノ如ク、其餘ノ寶貨ハ皆血肉ト毛ノ如ク、血肉毛皮ハ傷レ疵ケドモ、又生ズルナリ、骨ハ一度ヲリ損ズレバ、再生スルコトナシ、五行ノ内木火土水ハ血肉皮毛ニテ、金ハ骨也、是ヲ採テ後ニハ又生ズル理ナシ、又和蘭地方蠻國ノ族トモハ、皆キウ理學ニ通ジタレバ、自國ニ金銀銅山アリトイヘドモ、是ヲ採コトヲ禁ル、是ヲ慢ニ採トキハ、其土地空耗テ、精力モ自薄クナルト云、故ニ我邦ノ金銀銅ハ長ク土中ニ存シ置、大海ヲ阻タル日本及亞墨利加ヨリ是ヲ求ルトゾ明察ノ如ク、今神祖ヨリ二百年ニ及ビタルガ、漸我國用モ乏ク成テ、諸國一統金銀拂底ニナリタルニヤ、各國執政ノ人々是ニ困リ、種々工夫ヲ盡シ、札或ハ切手ナドト云ル物ヲ拵ヘ、國用ヲ通ズル類ニ成リタリ、識者ノ言恐ルベシ、又前ニ記ス所金銀ハ、唐山・朝鮮・琉球等ニ出シ事ナレドモ、銅ハ全和蘭舶取行シナリ、和蘭舶ノ交易其害大ナル事、是ヲ以テ知ベシ、偖往昔ノコトハ歎クトモ益ナシ、自今以後我邦ノ金銀銅外國ニ洩サヾルハ、當時ノ一大策ナルベシ、是迄外國ノ交易ニ、我邦ノ弓矢劍・甲冑・馬具ノ類深御制禁アルハ、所レ謂國ノ利器ハ人ニ示スベカラズト云古語ニ叶ヒ、實ニ肝要ノ御戒ナリ、今其上ニ金銀銅ヲモ御制禁ト爲ナバ、是上モ無キ御法律ナルベキニヤ

第二策

問　和蘭日本ノ銅ヲ以テ金ヲ取ト云、如何

答　決シテ此コトナシ、金ハ自金、銅ハ自銅ナリ、智者是ヲ分テ、各其用ヲ爲シ國ヲ利ス、只金ノミ世ノ至寶トスルニ非ズ、彼ガ銅ノ有用ハ、金銀ヨリモ萬々大ナル事アリ、先其一二ヲ擧ルニ、和蘭本國ニ「シキツフ」ト名ル大船二萬艘アリ、其船大サ十八間ヨリ廿八間ニ及ブモアリ、此ヲ水軍ニモ用ヒ、又商船ニモ用ユ、其船ノ異名ヲ「ワアトルカステエル」ト呼ブ、水城ト云義ナリ、譬バ有脚ノ城ノ如シ、（商舶トハ貨物ヲ載スル所ノ稱呼ニシテ、若敵船ニアフ時ハ即軍船トナレバ、港ヲ出ルヨリ各出陣ノ覺ゴ也、故ニ皆軍備ヲ設ケ、舶中ニ軍律ヲ用ユル）尤モ大舶ニハ石火矢百二十挺、其次ハ六十挺、又三十挺等ヲ備フ、皆四貫目ヨリ六貫目ノ玉ヲ用ユ、右舶付ノ石火矢一艘毎ニナランデ、六十挺ト積ルトキハ、二萬ニテ百二十萬挺ナリ、其外小船ニモ皆相應ニ石火矢ヲ備レバ、其類何程ト云事知ルベカラズ、又大船小船共ニ水痕ヨリ底ハ、皆銅ヲ延テ張タル者ナリ、又「アムストルダム」（都會ノ名）ノ郭海ニ臨テ半月ノ形ヲナス、周圍日本道三里半アリ、其郭都テ六尺程ヅツ置キ、「バテレイ」ト云砲架ヲ設ケ石火矢ヲ備フ、其類三里半ニテハ、大抵七千五百挺餘アルベシ、郭内ニ會議廳アリ、水軍都督府アリ、是モ皆池ヲ掘リ、玉牆ヲ築キ、石火矢ヲ備フ、右石火矢ハ皆銅ヲ以テ鑄タル物ナリ、（銅ノ用是其一）又彼國中ノ家造都テ宏大ナリ、大ナルハ四層五層、小ナルモ二カイ三ガイニテ、柱ハ皆石ヲ用ヒテ、壁ハ切石或ハ磚瓦ヲ疊ミ上ゲ、石灰ニテ堅メ、屋上ハ銅ノ延板ヲ以テ覆ヒ、堅固ナル事岩窟ノ如シ、又竈ノ上ニハ二圍三圍ナル銀ノ筒ヲ立テ、四カイ五カイノ屋上ヲ貫キ烟拔ク、寒國故冬ハ其筒

ニ蓋ヲ施シ、火氣ヲ籠メ室中ヲ濕ム、國中皆同樣ノ事ナレバ、是等ノ銅夥キ事ナリ、（銅ノ用是其二）又彼國古來著述ノ盛ナルコト唐山ニ並ブ、故ニ無數ノ書籍アリ、就レ中天文・輿地・航海術等ノ書ハ都テ大本ナリ、大本ハ竪四尺餘横三尺許アリ、版行物ハ銅版ニテ、一ツモ木版迚ハナシ、右銅版又夥シキコトナリ、（銅ノ用是其三）其外銅錢及諸器物、（渾天機、自鳴鐘之類）彼ガ銅材ヲ遣フモノ千萬枚擧スベカラズ、是ハ僅歐羅巴ノ一小地和蘭一國ノ事ヲ云ナリ、歐羅巴洲中數多ノ大國、邦制武備皆同樣ナリ、就レ中魯西亞・都兒格ノ兩國ハ、領地モ二千里三千里ニ延袤シテ、其威諸州ニ加フ、其城郭及海船ノ多少推テ知ベシ、又佛狼察・諳尼利・亞第那・馬爾加諸國皆海戰ニ慣ヒ、通商ヲ事トスレバ、其船數夥キ事ナリ、偖歐羅巴諸國ノ戰法ハ、海陸共ニ火攻ヲ專トス、火攻ハ石火矢ヲ第一ニ用ル故ニ銅ヲ貴ブナリ、歐羅巴人日本ノ銅ヲ願フ事、是以テ察スベシ

第三策

問　去年亥七月亞墨利加船長崎ニ至リ、交易ヲ開ント請フ、鎭臺許サズシテ返シ給フ、彼ガ辭ニ、唐船同樣ニ俵物類ヲ以テ交易セントス、其意如何

答　是彼ガ謀計ナリ、如何トナレバ俵物類ハ（海參・乾鮑・昆布等類）彼ガ無用ノ品ナリ、亞墨利加ノ船頭「ステワルド」ト云者近年數度長崎ニ往來シテ、能ク日本ノ時勢ヲ吞コミタレバ、初ヨリ和蘭同樣ノ交易ヲ願フトキハ、許サレザルコトヲ察シ、當時己ガ利ヲ顧ズ、深ク後年ノコトヲ慮リテ、斯願ヒタルナルベシ、

（「ステワルト」長崎ニ來リシ起リハ、七八年以前和蘭カピ丹來ラザリシ年、咬𠺕巴商館ヨリ貢物許ヲ、彼ガ舶ヨリ長崎ニ送リタリ、其時始テ出島ニ上リ、和蘭人ニ賄賂ヲ行ヒ、私ニ帶來ル所ノ物件ヲ和蘭人荷物ト取成シテ交易セリ、然カレガ言語及舶印全ク和蘭ニ非ズ、又帶キタル毛織類ノ符號ヲ見レバ「ロンドン」ト云文字アリ、「ロンドン」トハ暗厄利亞ノ都名ナリ、左レバ暗厄利亞ハ御禁制ノ國ナレバ、此ヲ憚リ出島ニテ商議シ、亞墨利加人ト訟ヘタルベシ、又其後和蘭加ビ丹來ル時、彼又呂宋ヨリ船ヲ仕出シ來リ、是モ紛リ和蘭ノ脇ノ品物ト取ナシ交易トナル、「ステワルト」ハ暗厄利加國ヨリ日本當時ノ形勢ヲ窺シム間ナラン、彼追々長崎ノ情ニ通ジタレバ、和蘭ノ手ヲ離レ、自國頭役ノ者ヲ導キ來、交易ヲ願ヒタルナルベシ、其往年「ステワルト」者相貌ヲ能見シリ、年頃四十歳計リナリシガ、膽略アル者ト覺タリ、言語ナドハシヅカニシテ婦人ノ如シ）某是ヲ察ルニ、若シ交易ヲ開クトキハ、長崎ニテ受取シ俵物、直ニ唐山廣東ニ持渡リテ荷揚シ、唐山ヨリ鈆ヲ受トリ、是ヲ己ガ利トシ、（西洋船廣東ニ至リ、鉛ヲ賣テ交易スト云事、唐山ノ書ニ見ユ）暫ク此交易ヲナシ、日本ニ利ヲ置キ、畢竟ハ交易利潤ナキヨシヲ歎キ賺シテ、遂ニ銅ヲ取ノ巧成ル事明ケシ、鎭臺神祖ノ御法度ヲ守リ、許サズシテ返サレシハ、實ニ明識也、サテ亞墨利加ニ限ラズ、搃横文字ノ國ハ、以後悉ク斯クコソ有ベキ事ナルベシ

第四策

問　唐舶ノ交易ハ如何

答　是ハ當時ニ至テハ止メ難キコトナリ、如何トナレバ、彼帶來ル藥材一日モ無シテ叶ハズ、其上通商ノ法蠻舶ノ主意トハ格別ナリ、今清主ヨリ使者ヲ通ズル事モナク、物ヲ贈ルコトモナシ、長崎商人ト相對ノ交易ノ體ナリ、又此方ヨリ遣ハス品々モ皆雜物ナレバ、互ニ利益有ルコトナリ、然ドモ是迄帶來ル布帛・綢緞・磁器及諸玩物ノ類ハ、一向無益ノ品ナレバ悉ク禁ゼラレ、唯藥材ヲ第一トシ、幷ニ鉛・錫・土錫又書籍ノ類ハ、註文ヲ以テ交易シテ然ルベシ、其餘ハ茲ニ略スルユヘ、委キハ彼書ヲ見ル

ベシ
華域ハ夷狄ノ勇悍ニ臆スル事カ、漢朝モ匈奴ニ女ヲ送テ葭莩ノ親ヲ結ビ、或ハ金日磾中國ニ住シ、是
後年ヲ逐テ來リ、種類漸々滋蔓シ、金・契丹・蒙古・元世ヲ奪ヘドモ、又中國ヨリ取返セシニ、今ニ於テ
再北狄ノ世ト成テ、天下半バ狄種トナル、我邦ハ剖判ヨリ潔淸ニシテ、狄種ト云者決シテナク、皇別・
神別・異別ト云テ三姓ニ究ル、異別ハ中華・朝鮮・琉球ニテ、皆聖教ノ邦ニテ、人物服食一體ナリ、東
亞美理駕州ノ人物、西北歐羅巴州ト同體ナルハ、甚不審トイヘドモ、亞美理駕ハ元諳尼利亞ノ種類ト
聞ク、我邦ノミ其間ニ來リ、數千載依然トシテ變ゼザルハ、寔ニ神國ノ美號トスベシ、然ニ長崎ニ於
テ妓娼ノ輩紅毛ニ偶接シテ、子ヲ生育ルヲ小民ノ慣ニテ、嗜欲ノ爲ニ之ヲ慙トセズ、大ニ欣ビ、今ニ
於テハ靑樓ノ賤子ドモ、爭フテ蘭館ニ入ルヲ求ルハ、甚惡ムベシ、其子ヲ見ルニ、カミ赤ク螺ハツノ如ク、色白ク眼赤ク俗云鮫目ナリ　如何ゾ
我淸潔ノ士ニ胡狄ノ種類ヲ殽ンヤ、寛永十三年公朝御穿鑿有テ、蠻人ノ子孫二百八十七人阿媽港ニ放
チ給フ、血脉ハ父ヲ本トシテ母ニ拘ラズ、母ハ日本人ニテ父蠻人ナレバ之ヲ送リ、父日本人ニテ母蠻
人ナラバ、其母ヲ送リ、同十六年紅毛人ノ胤我ガ邦ニマジルベカラズト、平戶・長崎細密ニ搜リ、都テ
十一人ヲ「ジャガタラ」國ニ送リ給フ、其中ニ長崎ニ紅毛女子母族ニ養育セラル、是時十四歲幼敏ノ
者也、故鄕ヲ慕ヒ、カノ國ヨリ時々書簡ヲ贈ル、今其文ヲミルニ、最可憐ナル事ナリ、昔ハ斯法度嚴
明ナリシニ、今ニ於テハ漸々弛シトミユ、女ヲ與テハ子ヲ生ムハ當然ナリ、抑唐蘭ニ妓娼ヲ免シ給フ

ハ、彼等滯留ノ情ヲ恕思ナラン、然ドモ戎狄ハ我邦ノ女ヲ視テ戀フ事甚ク、一見シテ涎ヲ流スハ、玉浦ノ者ハ皆知ル所ナリ、斯蘭人ニ許シ給フユヘ、諸狄是事ヲ聞テ、羨ミ慕ハ人情ナリ、又是狄人來ルノ媒妁ユヘ、深ク稽ヘ給フテ、唐蘭共ニ制禁シ、彼等ガ氣ヲ屈セシムル事、是又不來ノ一術ト云ベシ、夫瓊浦ハ我邦ニ於テ邊塞鎭衞ノ第一場ユヘ、常ニ諸國ヨリ集鳩シ、若鏡中ニ異船一艘懸レバ、西國ノ武士時ヲ移サズ集リ、各其營ヲ堅メテ戍衞ヲナス、古ヨリ陣內ニ女子在レバ、陰氣天ニ浮ブコトハ、天文家モ知ル所ナリ、然ニ營外ニ嫖院ヲ建置ハ、猫ノ前ニ鰹魚ヲ置ク者ニテ、兵備ニ於テ大ニ忌メリ、今親諸國ノ士嫖院ニ密遊シ、財ニ逼テ出奔シ或ハ自殺シ、又ハ發覺シテ剝祿逐放ニ逢フ事間有リ、若狄賊來ラバ、縱炮臺哨堡堅固トイヘドモ、其戍卒一人モ圖ヲ脫シテハ、大堤蟻穴ニ等シ、況市街ノ花奢ヲヤ、木曾義仲ガ兵士京師ニ出ルニ異ラズ、故ニ邊塞戍衞ノ地ハ、其風壞ノ花奢ヲ消弭シ、只鄙舍ト成スニ在リ、法律制度ヲ立ルハ、譬バ炬火ヲ束ルガ如シ、其本ヲ堅束スレバ、火災散亂セズ、燃ル事長シ、若其本ヲ糺匡セズ、風俗ヲ改メントスルハ、草根ヲ斷ズ耘ルガ如シ

瓊浦ハ異船出入ノ地ニテ、我邦ニ於テハ最大事ノ場ナリ、異域ニ美號ヲ發スルモ、惡名ヲ流スモ、是地ニ有リ、故ニ愼マズンバ有ルベカラズ、其士俗奢侈ナレバ、必不信ナル者ナリ、士俗不信ナレバ、戰場ハ縱堅甲利兵トイヘドモ、必勝ハ得難シ、然ニ是土ノ風俗服食ノ奢靡、天下廣シトイヘドモ、是土ニ比ブ者無シ、特ニ過半父母ノ國ヲ去テ鳩沓ノ者ドモユヘ、動スレバ聊ノ事ニモ刄傷間多シ、況高

利ヲ貪ルユヘ、嫖院及博賭遊藝等ニ一時ニ敗リ、窮シテ邪心ヲ生ズ、其擧動悉撥ルニ遑アラズ、今ノ風壞ニテハ、定テ異域ノ者ヨリ輕侮セラレンカ、若風俗儉約淳朴ト成ラバ、異域ノ者モ其政盛ニ感尊シテ、妄ニ逆フ事ヲ得ズ、且民俗モ改リテ信義ノ風ニ移リ、富饒ニ及バン、今時ハ明日ノ蓄モ無ク、一時ノ事ユヘ、華舶一年來ラザレバ逼止ト窮シ、東西ニ奔走狼狽ス、若狄賊寇スル時ハ、鼎沸ノ如ク、敵ハ攻ズトイヘドモ、內ヨリ敗レンカ、是意ヲ考ヘ、兼テ土俗ヲ改メテ信義ニ移ス事、兵備ノ大要タリ、今鎭臺每季轉官有ルユヘ、下情ヲ熟知スル事能ハズ、由レ之徒皆一人十五年、又ハ廿年限ヲ立テ黨正ト爲シ、政務一遍ニ究メ、七十七町ノ市正ヲ撝揮セシメ、日巡官ヲ立テ、嫖院ハ已ム事得ズンバ、三里ヲ阻テ建置キ、先一番ニ綃布ヲ禁ズルコト、吏人ヨリ粛ムベシ、特ニ神祭供日ノ奢侈天下無雙ユヘ、儉法ヲ示シ、幸雅樂ハ華域ハ絕テ我邦ニ有レバ、供日ハ雅樂ニ致サバ、華客モ古ヲ慕ヒ、大感嘆スベシ、「道レ之以二禮樂一、而民和睦、示レ之以二好惡一、而民知レ禁、」又海內ニ於テ淫聲嫖院其土ニ由テ禁不禁アリ、浪華ニ於テハ之ヲ免シ、武藝等ハ城內ヨリ外之ヲ禁ズベシ、京師ニ於テモ亦爾リ、郡國ニ於テモ此ニ據ルコト、遠慮明斷ト云者ナリ、「移レ風易レ俗、莫レ善二於樂一」ト聖人ノ教ユヘ、治ラズト謂フ事ナシ、風俗一變スレバ、民俗儉約ヲ守リ、信義ノ心ヲ生ジ、密商破幡ノ者モ無ク、官局閑清ニシテ、第一異國ノ者感服シテ、敢テ荒暴ヲ爲サズ、今奢花ヲ以テ異國ニ富潤ヲ衒ハント思フハ、大ニ鵠違ヘリ、兵備ノ嚴ヨリ先是政盛ノ嚴ヲ示サバ、異狄ノ智ヲ畏レシムルト云者也

我邦ニ商舶始テ來ルハ、天正八年諳尼利亞平戶ニ着テ、交易スル事凡二十年、慶長六年商賣不利ユヘ、先見合スベシ、然ドモ重テ來ル時ノ證ニ免札ヲ乞フ、松浦侯之ヲ東都ニ伺ヘバ、卽免札ヲ賜フ、其後絕テ來ラズ、幾久ク延寶元年一艘キテ舊約免札ヲ以テ願ヘドモ官許無シ、紅毛ハ慶長二酉年平戶ニ來テ交易ヲ願ヘバ、豐臣太閤卽免許アリ、當代ニ至テモ舊章ニ因循シ、寬永十八年ヨリ長崎ニ入津セシメ給フ、長崎ハ三里ノ長江ニシテ、異船ヲ招クニ、天下無雙ノ要害ユヘナリ、松浦氏ハ戰國ユヘカ、遠慮無シト云ベシ、後世ニ害毒ヲ遺セシハ豐臣氏ナリ、何ゾ「不下貴ニ異物一賤中用物上、民乃足、又不レ寶ニ遠物一」ト云聖經ヲ守ラザルヤ、慨嘆スベシ

尙書「蠻夷帥服」、又詩經「徐方旣來」ト云ハ、中國ノ盛大ヲ稱美スレドモ、後世ニ於テハ却テ害ト爲レリ、我邦古ハ三韓ヲ從服セシメ、時々來聘セシニ、我邦自國互ヒニ戰鬪オコリ、王道衰微シテ、三韓モ遂ニ中華ノ屬國ト爲テ正朔ヲ受ク、紅毛國ハ外國トハ戰ヘドモ、自國互ニ合戰ト云事ナク、他國ノ者自國互ニ戰フ事ヲ恠ムト聞ク、是事ハ和漢共ニ自愧ル所ナリ、古王代ニハ渤海三韓ヨリ方物ヲ獻ジ來聘セシハ、王德ニ從服スル故ナリ、蓋能稽レバ、來朝ハ却テ王道衰微ノ本ト爲ル、其故ハ三韓ヨリ異端佛法ヲ渡シ、是ヨリ世ノ帝王之ニ淫シ、竟ニ王道衰廢ス、熟々稽ルニ、渠等我邦ノ武威ヲ弱ラシメンガ爲ニ、佛法ト云者ヲ送ルトミユ、其證ハ彼邦ニハ行レズ、若善法成バ大ニ盛ナルベキナリ、由レ之遠ク外域ノ服從ヲ願ハンヨリ、先我邦ノ群后朝覲アル樣ニ能仁德ヲ布キ、上下相親ミ、戰爭禍亂ナ

ク、相共ニ世ヲ過サバ、事足リテ煩シカラズ、假令外域ヨリ尊崇來聘セズトイヘドモ、何ゾ慙ベケンヤ、古ハ異國ノ聘使ハ鴻臚館ニ於テ享セラル、是禮ナリ、（臚叙也、以レ禮陳二叙於賓客一也）紅毛ハ極遠ノ商人利欲ノ爲ニ渡海ス、故ニ初ハ平戸迄ニ往來ス、後世東都ニ述職スルハ、定テ諸蕃監察ノ官職タランカ、然ドモ我邦ハ四方大海ノ中ニシテ、外蕃ノ容子ヲ覗フニモ及ブマジ、若狄寇ノ變有ラバ、平生海防哨堡嚴備ナレバ、懼ルヽニ足ラズ、彼等東都ニ往ケバ、往還通行ノ人モ幾難澁シテ、第一地理ヲ窺ハレ、各國ノ雜用民ノ徭役、上下ノ失墜寡カラズトミユ、長崎公館迄ニ致シ置カバ、仁政ト云ベキカ、朝鮮聘使モ對州迄タル事前文ニ同ジ

天明錄卷之二終

天明錄卷之三

奢侈招褻

或人曰、近年諸國漸々石炭ヲ掘出シテ、日用ノ蒸薪ト成リ、又邇日燈油ト成ルユヘ、國家ノ大便利ナリ、九州モ五十年以前迄ハ、諸藩是ニ氣附カザリシハ、今ハ相競テ產物トス、是以テ見レバ、昔者ハ甚利ニ拙キ者カ

答云　君子ノ眼ヨリ視レバ、今ノ便利ト云ハ、都テ不便ノ便ナリ、放ニ於利一行多レ怨、斯ル事ハ商賈ノ言ニテ、官者ハ假ニモ謂ベキ言ニ非ズ、今時ノ人心ハ私欲一遍ニテ、曾テ天道ヲ畏レズ、姑息ノ小利ニ眼ヲ觝ルユヘ、古人ノ心ト大ニ齟齬ス、夫國家ニ長トシテハ、製產ニ土骨毛髮ノ差別ヲ稽ユル事樞要ナリ、石炭ハ土骨ナリ、昔ハ餔啜奢侈無キユヘ薪少ナク、石炭マデ用ルニ及バズ、是故ニ昔ノ如ク儉約行ルトキハ、石炭モ十年ハ百年ニ用ユ、世俗日增ニ家屋饈饌ニ花奢ヲ竭シ、材木薪ニ山林ヲ荒スユヘ、諸國年每山岳崩壞スルハ、乃山神ノ怒ニ由ル所カ、說文、夫祟者神自出レ之以警レ之者、人之所レ召神因而附レ之トミユ、石炭近年九州ニ於テ諸處ニ穿テドモ、筑後三池ヲ上好トス、是モ年ニ從ヒ漸々減耗シ、肥前平戶モ炭壙餘多有レドモ、近年競テ鑿リ穿ツユヘ、年ヲ逐テ減耗シ、今ニ於テハ地中ニ

入ル事深クシテ、人力ヲ費スコト甚シ、自今數百年ヲ過サバ、定テ盡ンカ、天地ハ限ナシ、物ハ限有リ、千載ノ後ニ至テ人民必怨讟スベシ、況近來異國ニ渡ルト風說ユヘ、其估自然ト高貴ノミナラズ、倍シテ穿ツユヘ、百年ニ盡ル所ハ、十年ニ盡ルノ理ニテ、庶人皆之ヲ慳メルトミユ、今時諸家匱乏ニ臨メバ、時ノ吏人天畏遠慮無ク、一潤ノ利ニ眼心眩ミ、土骨製產ヲ熾ニ營ムハ、後世天下ノ蝸蟲タリ、商賈ハ私欲一心ユヘ、上タル人征租ノ利ニ放ラズ、石炭等ハ先一箇處ヲ免シ、其壙盡ル時又一壙ヲ免スベシ、又征租ヲ斤量ノ員數ニ懸ルユヘ、是ニ吏人モ加リ、商賈モ姦ヲ生ジ、大ニ上下ノ不便利トミユ、故ニ一壙ニ每年何金ト究置ベシ、總ジテ他國ノ石炭用ル迄ハ、自國ノ地ハ掘ザルコトヨシ、又瓶瓴陶器類モ土骨ニテ、一度製造スレバ、再土塊ト成ラズ、華域ハ今ニ於テ、都會ヨリ外鄉村ニ於テハ、天下一般民家瓦葺ハ大禁タルコト、能行ルト聞ク、今關東ハ東都ノ近鄉トイヘドモ、民家寺院都テ藁茨ナリ、斯制令能行レシニ、遠陲ニ迨デハ農家モ日增ニ奢靡ヲ競ヒ、小民トイヘドモ下屋廂等ハ勿論、惣瓦屋ヲ專ニスルハ、農家ニ於テ大害ナレドモ、封建ノ弊トモ云ベキ者カ、未公化風偃セザル所ナリ、關東ノ鄉村ト齊ク、天下一般有リタキ者ナリ、埴物モ古ハ和漢共ニ埏埴ノ製ニテ、皆土器ナリ、今時白石ヲ碎キ製工スルハ、近世明成化年中ヨリ剏ル、予ガ鄉ノ埴物ハ世界第一ノ名產ト稱ス、百七八十年前ノ製器、近年地中ヨリ夥ク掘出セシニ、都テ土器ニテ、少疵有レバ賣斥セズ、之ヲ地中ニ瘞ム、今茶人モ之ヲ高估ニテ買ム、是ヲ以テ觀ルニ、昔ノ人ハ卑キ陶工トイヘドモ、利ニ趨ラズ事ヲ愼ミシ

ニ、僅百七八十年ヲ經テ、斯迄人氣ノ相變ズル者カ、特ニ四五十年前迄ハ、貴人ハ皆木具ヲ用ヒシニ今ハ定規膳モ皆陶器ト成テ、天下一般之ヲ尊ミ、諸國競テ陶製ヲ專トシ、土骨ヲ費スコト限ナシ、木具漆ハ毛髮ユヘ、昔ノ如ク多ク木具類ヲ用ヒテ、陶物ヲ寡ク通用スル事遠慮ト云ベシ、又昔ハ郷村ノ民家ハ大抵掘立家ユヘ、今時ノ材木百本ハ、十本ニテ事足レリ、今時ノ樣ニ寺院ハ勿論、四民共ニ大厦美麗ヲ競ヒ、天物ヲ暴殄スルヲ、上ヨリ抑玉ハズンバ、遂ニハ天ヨリ之ヲ禁ズル樣ニ移リ行キ、恐ハ戰國ト爲テ、田畠モ自森林茂盛ノ世ト爲ランカ

鐵ハ五金ノ長ニテ、治亂共ニ貴賤統テ一日モ無テ叶ハズ、然バ最重ジテ猥ニ費スベキニ非ザレドモ、上タル人ヨリ其教誡モ無キユヘ、世俗曾テ辨ヘズ、無益ノ事ニ濫多無性ニ費スコト甚多シ、特ニ第一ノ費ト云ハ、今天下一般雪踏ノ裏、鐵ヲ用ユル事漸々流行シ、當時ハ田舍ノ農夫迄雪踏ヲ履ク風俗ト成ル、此權衡七匁ヨリ十匁迄ニ及ベバ、凡日本中ニ積ラバ、數百萬斤ニモ至ラン、然バ其斤數大抵農具ニモ比ブベキカ、雪踏ハ裏鐵無レバ弱シトイヘドモ、是又聊ノ事ニテ裏皮損ズレバ、鐵ハ末半ニシテ棄ルナリ、國家ノ無益之ニ過タルハ無シ、一時モ猶豫スベキニ非ズ、農具強ケレバ耕耘ニ果敢取リ、農夫ノ勞モ少ケレドモ、鐵價年ヲ逐テ高直ト爲ユヘ、貧農ハ時々買ル事ヲ得ズ、大工斧工ノ輩モ又同ジ、由レ是今天下ニ令ヲ下シ、雪踏ノ裏鐵ヲ禁制有ラバ、鐵價下低シテ農民耒鎌ヲ作ルコトモ易ク、第一土骨ヲ費ス事、五十年ハ百年モ能持シ、仁德ヲ後世ニ埀レ玉フ事猶久シ、農國之本也、農業ノ救助

タルコト、豈默止スベケンヤ、是無益ヲ以テ有益ト爲スノ良制ト云ベシ、是禁令先攝州渡邊村ニ令シ、其後天下一般ニ令有ル事捷徑ナリ、蓋雪踏ハ庶人ノ便利ユヘ、無テ叶ハズ、唯裏鐵ノミ禁制シ給ヘ

寛永年間蕃國ヨリ莨艸始テ渡リ、年ヲ逐テ益流行ス、惡事走ニ千里ト、惡弊ノ滋蔓スルコト統テ如レ是、是草元亞墨利加ニ出、拂郎斯國ノ者其種ヲ得テ、「ヨウラッ巴」ニ植ユ、此處ヲ「タバスコ」ト云ニ由テ草名トス、後人訛傳テ「タハコ」ト云 四五十年以前ハ、田舍ノ老人或ハ妓倡ノ輩ノミ是ヲ呑シニ、今ニ於テハ貴賤共ニ弱年ノ男女皆用ヒ、其形態甚見苦シケレドモ、一統ノ化俗ユヘ、人皆自愧セズ、天下ニ不レ呑者ハ十ニ一二分ナラン、是弊土骨ノ銅鐵ヲ棄ルノミナラズ、錦繡美革ヲ寸斬シ金銀ノ細工、特ニ田畠ヲ費スコト幾億萬町ゾヤ、何ノ益ニモ成ラズ、一片ノ煙トナスハ、其費弊天下第一タリ、今此ニ凝固スル風俗ヲ以テ後ニ稽ルニ、萬一不虞ニ至テ、上ニ制スル隙無キ時ハ、疑ハ阿片淡婆姑ヲ持渡ラン、今長崎唐舍ニテ、華客間ニ呑者アリ 此品ハ縮命ノ毒物トイヘドモ、世俗ハ養生ノ稽ナキ者ユヘ、定テ信用流行セン、今サヘ長崎市中ニ間ニハ密ニ之ヲ呑ミ、或ハ死セント思ヘバ、水ヲ飲テ即死スルナドト仄聞ス、近年華域大亂起ルハ、始嚴禁ナキ故ナリ、是故ニ始テ萠ス時後害ト思ハヾ、時ヲ移サズ其根ヲ絕置ベシ、右ノ莨艸モ始禁制有レドモ不嚴ユヘ、百六七十年間ニ海內一般ト成ル、老子曰、「視レ小曰レ明」、國家ヲ治ル人ハ、終食ノ間モ心ヲ海內ニ配ラズンバ有ルベカラズ、聖王ノ世ニ始ル事ハ、萬世不潤ト云コトナシ、由レ是當代ニ肇ルコトハ右ニ限ラズ、國雅ノ卑俗ニ陷ル俳諧、或ハ三絃・淨瑠璃・歌舞妓・賭拳等、其外ノ惡弊、能舊典ヲ調子(シラベ)テ之ヲ禁ジ、古ニ復シ給ハヾ、本朝中興ノ世ト、千載

ノ後ニ至ルマデ賢者ノ渇仰ニ逢ヒ、民ニ遺澤ヲ布キ給フ大仁ト云ベシ、或人ノ言レルニ、三絃・歌舞妓ノ婬聲ト蔫草ト、二ノ者ニ於テ何カ廢ルヲ好シトス、曰、蔫艸ヲ許シ玉フ事可也、蔫艸ハ唯無益ノ田園絹銕ヲ費スノミニテ、風俗ヲ破ラズ、人心邪姦ヲ生ゼズ、婬聲ノ風俗ヲ變ズルハ劒ニ蜜ヲ傅テ食シムルガ如シ、是言尤ナリ

蕃國ニハ平沙萬里ト云不毛ノ地夥ク、唐山ニハ提封田ト云、毎年不耕ノ土多シ、我邦ニハ不毛ノ地寡シトイヘドモ、治平久ク生歯蕃息シ、國ニ由テハ田畠不足シ、農民モ已事無ク外慕ノ心ヲ起シ、徒口ノ者漸々繁キニ及ビ、大ニ國害ト爲ル、或ハ赤土瘦磽ノ地ヲ開ケドモ、唯身力ヲ費スノミニテ、熟登ヲ得ザル處モ亦多シ、若沃土ヲ得ルトキハ其登倍蓰シテ、稼穡艱難ノ功績モ見ユベキニ、却テ沃土膏腴ノ土ヲ不耕ノ地ト爲ス事甚多シ、其譯ハ寺院ハ元山中ニ在ルベキユヘ、皆山號ヲ名ク、故ニ元祖ヲ開山ト云、市中ニ在テ山號有ルハ、其名有テ實無シ、叡山・高野・熊野・鳳來・秋葉・道良、其外深山磽确地ニ建ルハ可ナリ、住僧モ亦世間ヲ遠ザケ、戒業モ自然ト持チ、近邊ノ民モ費隙ナク、兩方至極ノ便利トイヘドモ、市中ニアルユヘ、民間ノ妨ノミナラズ、皆破戒惰落セザル無ハ、親皆知所ナリ、古代ハ民數寡ク、宅地田圃モ仂リ、祿ヲ受ル士民モ寡キユヘ、寺院ヲ自放ニ建立シ、又莫大ノ領地ヲ賜リ、却テ龍戰ニ于野ニノ大害タル事、已ニ歷史ニ明カナリ、今ニ於テハ盛世ノ兆ニテ、毎國民宅不足シ、其估年々騰昂シテ、民ノ患ト爲ルハ人皆視ル所ナリ、特ニ新宗ハ開祖ノ遺敎市中ニ近キ教化ヲ主トスルユ

へ、統テ市町ニ建立ス、畢竟末徳ノ高カラザルユヘナリ、大都會ハ宅估ノ昂キ事、土一升ハ錢一升、宅一坪ハ金子ヲ敷並ブルト云程ノ高直ナルニ、素餐尸祿ノ寺院ヲ建置キ空地ト成スハ、寔ニ國家ノ無益、民職ノ碍障之ニ過タルハナシ、浪花ノ本願寺モ、文祿迄ハ道修町ニ在テ、渡邊坊ト名ケ、至テ狹カリシニ、慶長季年縣官ヨリ今ノ宅地ヲ賜リ、（開祖十二代敎如）南北兩堂ト爲ル、是又至テ小狹ナリシニ、元祿年中准如ノ代、裏町渡邊筋六十間、安土町四十間ヲ買取テ宅ヲ廣メ、又享保九年浪華火災ノ時、本町筋ノ人家ヲ悉移シテ寺內トス、今世ニ是地ヲ交易セバ、千萬金ノミナラズ、大ニ民家ノ益ト爲ルベキニ、時ノ奉行之ヲ免シテ地ヲ廣メシハ、國家ヲ思フ遠慮ナキ故ナリ、斯自放ニ買メテ、千歲不益ノ邸地トナスハ、畢竟古來上ニ制度ナキユヘ、時ノ官吏私ニ議ル所ナリ、海內膏腴ノ地民宅ヲ費スコト、統テ右ニ同ジ、夫土地ハ天賚ニテ、一尺ノ土ニハ一掬ノ穀ヲ生ズ、天恩ヲ想ヘバ、一寸ノ土トイヘドモ、無益ノコトニ費スベキニ非ズ、故ニ神祖ハ家臣ノ徒ニモ宅地（ヤシキ）ヲ廣ク予ユルコト勿レ、宅地廣ケレバ假山茶室等ヲ架へ、驕奢ヲ爲スト誡メ給フ、是慳ミ給フニ非ズ、天地畏敬ヲ示シ給ヘリ、國家ノ大用ニ立ツ武臣ニ於テサヘ如レ是、況無用空手ノ僧侶ニ於テヲヤ、古ハ諸侯トイヘドモ、其居城ニハ里數ノ究リ有リ、「都城過ニ百雉一、國之害也」ト云、民ノ宅地受ルハ、耕シテ人命ヲ救ヒ、一畝トイヘドモ貢ヲ輸メテ、君恩ニ報イザル者一人モ無シ、士ノ宅地ヲ受ルハ政事ニ與リ、又賊ヲ征スル時有用ノ爲ナリ、士農工商各天下ノ用ヲ爲スユヘ皆宅地アリ、僧侶ハ四職ノ外ユヘ無益ナリ、左レバ穰災ハ十六丈ノ大

佛モ、一寸八分ノ小佛モ、其擁護ハ易ル事ナシ、寺堂ノ廣ク體ノ太キトテ、其驗キニ非ズ、豐臣氏不學ユヘ、歴代ノ盛衰ヲ稽ヘ給ハズ、聖武帝ノ先蹤ヲ踐テ、大佛ヲ建立セシニ、皇天其驕奢ヲ譴給フ故カ乍震頽セシハ、却テ後世賢者ノ姍笑ヲ消ス、豐氏ノ幸ト云者ナリ、上古仁德帝御製ノ和歌ニ、民ノ竈モ賑フト叡慮有リ、若佛法渡ツテ後ニ生レ玉ヒ、寺堂ノ衆多繁榮ヲ叡覧有ラバ、寺院モ賑フトハ詠給フマジ、聖武帝ヨリ世ノ天子受續テ寺院ヲ建立シ、其費弊年ニ從ヒ熾ニ及ビ、治平久キ故カ、遠境鄙舍ニ至ルマデ、僧侶漸々驕傲シテ宅地ヲ廣メ、堂塔ハ勿論、築山泉水等マデ築キ、相競フテ美姸ヲ致セル僧風ニ移レリ、寺堂一間廣マレバ、又民ヲ獘ル事重レリ、譬バ一寺ノ宅地凡三段ニ平均テモ、日本中ニ凡寺員四十七萬餘ニハ、宅數百四十一萬餘町、畠ト成シテ叔麥ヲ播テモ、三段ニハ凡四石登レリ、然バ五百六十四五萬石トモ爲レリ、其外小庵及修驗ノ宅地幾許ゾヤ、是皆不毛ノミナラズ、又民ノ耕ス菜穀ヲ麁ク喰盡スユヘ、二ノ損ナリ、是以テ併考レバ、蕃國ノ沙汰ハ稼穡艱難ノ穀ヲ費ザル事、却テ民ノ爲ニハ善トセンカ

草茅危言ヲ讀ニ、（寛政年、大坂中井竹山著）都會ノ地場處定リタル花街ノ外ニ官禁ヲ犯シ、内分ニ遊女ヲ貯ヘ商ヒスル者夥ク、表向ハ茶屋・風呂屋・煮賣免職ノ免許ヲ得テ、茶立女・垢爬女・酌取女ナドノ名目ヲ設ケ、最早年來ノ事ユヘ、勢甚公然タル事數(カズ)限リモナク、凡少シニテモ建廣ガリタル場所ハ、皆遊所ト成リ、表一通リニ見ユル人家モ、實ハ賣女ノ叢ナラヌハ無キ由、苦々シキ事ドモナリ、都人並ニ四方ヨリ入コ

ム者、此遊興ノ盛ナルヨリ、父子ノ親ヲ失ヒ、夫婦ノ義ヲ棄テ、甚ニハ家ヲ滅シ身ヲ殞スニモ至ル、諸國ノ家臣此地ノ邸ニ在ル者、是遊興ニテ主人ノ財ヲ贓シ、吏人ハ此遊興ニテ、益民間ノ賂賄ヲ貪ル樣ニモ成リ、庶民ノ家僮ハ是ニテ親方ノ貨ヲ掠メ、甚ニハ皆身ノ滅亡ヲ招クナリ、上ヨリ如何ニ人心ヲ正シク、風俗ヲ整ヘント思召ストモ、是大惡ヲ抑ヘズシテハ、手ヲ下スニ處無ルベシ、俄ニ一切制禁有ナバ、大ニ難儀ニ及ブ者多カラン、故ニ道頓堀・曾根崎新地抔數十年有來ル、先其游手窒民ニテ、世ニ有マジキ渡世タル事ヲ説諭シ、若感悟シテ正業ニ改マル者有ラバ重疊ノ事、其外堀江坂町ヨリ末々端々ノ妓館、一切禁制アリタシ、（右ニ仕組方記シ有ドモ略ス）又賣女ノ至テ賤陋ナルハ、舟ニ乘テ懸リ船ヲ回リ、又府城ノ前ノ空閑ノ地ヨリ、町中川々ノ濱側、人家ノ軒下納屋ナドト云ニ出デ淫ヲ賣アリ、（余云、此ヲ夜發ト云、又「ソウカ」トモ云、長州赤馬關ニハ數千ニ及ブヨシ）最鄙褻ノ惡ムベキ者、市中至極ノ末醜ニテ、一向齒牙ニ置キ紙筆ヲ穢スニ足ザル樣ナレドモ、其實ハ害尤甚シ、此等一切追拂ヒ、徘徊サセマジキ者ナリ、總ジテ賣女ハ血毒ヲ貯フル者ニテ、丈夫ニ傳染シテ種々ノ腫物ト成リ、鼻目ヲ損ジ、生レ附ヌ癈人トナリ、天壽ヲ損ズルコト夥シ、大坂中百萬人ヲ平均シ、十人ニ三四人ハ濕毒ヲ患ザルハナシ、此毒ハ子孫ニ傳フル者ニテ、其身方正ニシテ惡處ニ携ハラヌ者モ、父祖ノ遺毒ニテ癈人ト爲ルモ間アリ、故ニ賣女ノ害ハ風儀ヲ破ルノミナラズ、人ノ身命ニ懸ルコト大ナリ、此惡習ヲ洗除スルハ、風儀ヲ正クスルノミナラズ、十人ニ九人ハ無病ノ人トナリ、天壽ヲ全クスル大惠ナラン、又大坂中ニテ新地ト稱スルハ、皆妓館ナガラモ、早田

地トナリタルモ多シ、其中ニ今橋詰・蟹島突出・江戸堀裔ノ築地二箇處ハ、甚ノ新地ニテ様々十年ヨリ內ナリ、悉娼妓非類ノ窟宅ニテ、正人ハ一人モ居ラズ、是程多キ惡所ノ上ニ、又此設ケ有ル事、沸湯ニ薪ヲ添ルガ如ク甚キ事ナリ、此等盡追拂ハレテ、一人モ不正ノ人ヲ置ヌヤウニ有タキ者ナリ、蟹島ハ今橋ニ續キ、今橋高麗橋筋トテ、年古富室豪姓多ク、風儀正キ事大坂中ニテモ格別ト唱フル所ニ、近年ノ突出ニテ、大ニ風儀ヲ崩シタルヲ、處ノ者モ嘆息シ、世間ニテモ場所柄ニ似合ヌ事ト批判モ是有リ、故ニ突出ノ所持主ヨリ、其人家ヲ今橋ノ町內ニ結ビクレヨト再三頼メドモ、今橋デ一向承引セズ、何事モ決シテ取アヘヌヨシ、是ハ初何者ガ如何ヤウニ申シ掠メテ、官ニハ免許有リシヤト、識者ハ私ニ不審ヲ立ルコトナリ、又難波新地ト云モ、先年何者ガ願ヒ受ケ取立カケ、能場角抵場ナド設ケ、少々青樓モ立續ケリ、地面ナド廣クテ急ニ建揃ハヌニヤ、年々彼是ト人寄ヲスルト聞ク、孰此モ程無ク妖巢魅窟トナルベケレバ、今ヨリ制シ様ノ有ベキ物ト記シ置シニ、今已ニ六十年ヲ越テ彼地ヲ見ルニ先見ニ違ハズ、其惡弊倍蓰ス、「儒者之言、可㆑爲㆓千載之寶㆒」ト北宋世祖ノ勅宣ハ、俗士ノ針砭タリ、瘡毒ハ天刑病ニ並ブ惡疾ニテ、甚キハ竟ニ爛死シ、或ハ子孫胎毒ニテ癈疾ト成テ、農民ハ田畠ヲ荒シ、貢賦不納ノミナラズ、漸々他人ニ移リ、一村ノ厄害ハ皆知ル所ナリ、是惡疾ハ彌不淨ノ女ヨリ受ル事相違ナシ、其故ハ嫖院ノ上妓ヨリ傳染ト云ハ希ナリ、皆夜發惣嫁ヨリ徹メテ滂洋シ、大ニ國害トイヘドモ、上ヨリ其本ヲ禁斷無キユヘ、海內方角ノ小埠頭・宿驛・鄉村ニ至ルマデ隱潛シ、土俗此ニ火シテ

淫風煽熾シ、庶民モ姦通姘合ヲ慙トセズ、少富メバ側室ヲ置キ、或ハ貞女孝婦ヲ追出シ、家內不レ睦シテ潰ル者寡カラズ、或ハ鈍者ハ其妻ヲ奪ハレ、或ハ溝壑ニ自經ハ珍シトセズ、固ヨリ婬婦良子ヲ生ム事曾テ無レバ、漸々無慙撒撥ノ者蕃息シテ、國政益繁キニ及ベリ、天ハ不言トイヘドモ、聖人ヲ降シテ禮義ノ道ニ導キ玉フ、若聖教ニ違ルトキハ禽獸ニ陷リ、甚ハ弑簒亡滅ヲ愧トセズ、是故ニ國政厖ルルトキハ天其兆ヲ降シ、以テ人主ヲ責メ玉フ、是古今ノ常道ナリ、心書云、「大事起ニ於小一、難事起ニ於易二」、國家ノ大事ニ及ブ其本ハ、風俗ヲ濫スヨリ大ナルハナシ、聖代ニ大事難事ト云事無キハ、唯風俗正キニヨレリ、天下ハ廣大ナル者ユヘ、人君ハ其明太陽ノ下土ヲ照臨スルガ如ク、赫々ト衆國ヲ察觀シ、夙夜戰々兢々ト心ヲ四方ニ配ルヲ、輙聖明ノ君ト稱ス、空宮殿ニ坐シ、唯無事ニ如ズト、寬量ニ過レバ下嫚リ、年ヲ經テ遂ニ天下ノ大患ト爲ルハ、今蔓艸滋蔓ニテ已ニ見エタリ、詩漢廣篇ニ、殷紂王ノ時淫風天下ニ遍流セシニ、文王ノ世ト成テ、美化南國ニ行レ、是迄所業トセシ游女モ自愧デ、竟ニ改メテ貞潔ニ成リ、婬風盡シトミユ、我邦モ古ハ花街ト云者希ニシテ、寔ニ潔清ノ國風ナリ、蓋中葉ヨリ攝州神崎ノ江邊ニ僅有リシコトカ、建永二年釋法然讃州ニ流罪ノ時、游女宮木ト云者法然ニ向ヒ、罪業深キヲ懺悔スレバ、其說法ニテ、游女五人先非ヲ悔テ、忽水中ニ身ヲ投グ、今其墓ヲ游女塚ト呼ブ、古ノ人心ハ妓娼トイヘドモ義信如レ是、其後戰國ト爲テ、上ニ制令無ク、漸々諸處ノ埠頭ニ起ル事カ、建武三年足利尊氏西國ヨリ登リ、和田岬合戰ノ時、官軍ヨリ本間孫四郎敵陣ニ向ヒ、將軍筑紫ヨ

リ來レバ、定テ鞆・尾之道ノ傾城ヲ多ク召具セラレント云、今諸國ニ賣妓滋蔓シテ淫風ニ化スルハ、元來花街衆キニ由レリ、近年我藩是惡弊ヲ深ク憂ヒ、先舊來ノ花街ヲ墮チ、正業ニ就給ヘバ、領中宿驛ニ隱潜ノ妓女洒脱ト盡テ、潔淸ノ風俗ト成ル、一國ヲ以テ其情ヲ推スニ、天下トイヘドモ難キニ非ズ、假令禁令行レザルモ上ヲ恐レテ、今ノ樣ニ一向慙ヲ知ラズ、公然ト放縱ハ爲マジ、守レ道不レ如レ守レ職、四民各其本職ヲ守リ、無慙溷民無ク淸淨トナレバ、天心ニ應ジテ災害降ラズ、禍亂興ラズ、承平無疆、當時海內ノ妓女幾千萬ゾ、若正業ニ附テ紡績ヲ營マバ、天下富潤ノミナラズ、其身モ子孫相續シ、老ニ及デ安逸ナルベキニ、死ヌレバ禽獸同然タリ、特ニ諸國ヨリ出テ妓女ト成ル、其領主ノ甚耻辱ユヘ、召呼テ配偶致サスルハ當然ナリ、周禮ニ、媒氏ノ官アリ、「掌二萬民之判一、凡男女自二成名一以上、皆書二年月日名一焉、令二男三十而娶一、女二十而嫁一、凡娶二判妻一入レ子者、皆書レ之、中春之月令レ會二男女一、於二是時一也奔者不レ禁、若無レ故而不レ用レ令者、罰レ之」夫聖王ノ政嚴ナル事如レ是、焉ゾ婬妓ノ類在ル事ヲ得ンヤ

大坂嫖院ハ新町橋四町ヲ云、天正年中民家連リ、着船ノ諸處ニ是有リ、此時迄ハ原野ナリシニ、寛永年中是地ニ免許有テ、諸方ノ嫖院ヲ一處ニ脊メ、田圃ヲ町ト爲スユヘ、新町ト名ケ、嫖院ノ惣名トス、是時伏見浪人木村又二郎ガ願ニテ町長トス、是者瓢簞ノ馬印ヲ賜フユヘ、瓢簞町ト云、又二郎トモ呼ブ、又佐渡島與三兵衞茲ニ移テ發クユヘ、佐渡町ト云、又一町ヲ賜ルユヘ、佐渡屋町トモ云、其次ヲ

九軒町ト云ハ、玉造九軒茶屋ヲ移ス故ナリ、今ハ此地ニ六軒、新堀江ニ三軒、合テ九軒ハ昔ヨリ免許ト見エシニ、今ハ四方ニ充滿ス、惡艸ハ種播カズシテ、數月ヲ逾ズ滋蔓コト自然ノ理ナリ、其發端ハ豐氏ヨリ起テ、遂ニ後世ノ遺毒ト成ル、古ハ妓女ト云者無ク、稍源平ノ比ニ至テ、白拍子ト云者在レドモ、是モ舞子ニテ全賣妓婬婦ニ非ズ、然レバ後世ノ人君古ノ人主ニ對シ恥ベキ事トイヘドモ、戰國ト成レバ、斯ル政道ニ心ヲ懸ル隙無ク、治世ト成レバ、上﨟トナツテ常ニ深殿ノ中ニ居リ、時ノ俗吏遠慮明智ナク、自意ニ任セ議ル所ニ由レリ、戰國ニ當テ良將籌策ヲ帷幕ノ中ニ運ラシ、勝事ヲ千里ノ外ニ決ストイヘドモ、其命ヲ受ル隊長庸將ニテ、其驅引ヲ知ラズンバ、必勝ノ利ハ得難シ、治世ニ於テ賢明ノ宰相朝堂ニ事ヲ議スルモ、其宣命ヲ奉テ之ヲ行フ吏人不肖ナルトキハ、人民却テ上ヲ怨ル樣ニ移リ行クユヘ、官ヲ授ルハ中官以下ヲ能々試ミル事、國家ノ專用トミユ、是故ニ「君如レ船、臣如レ水、水能載レ舟、水能覆レ船」ト云ヘバ、兎角天下ノ安危ハ官人ニアルコトナリ、右ノ惡弊ヲ滌ギ古ニ復シテ、海內一變シテ潔淸ナルコト最上トイヘドモ、若已コト無ンバ、天下輻輳ノ地ノミニテ、東都ハ吉原一處、京都ハ島原一處、大坂ハ九軒町ニ究メ、第一倡門ヲ至極狹メテ、傾城ノ員數ヲ定置キ、其餘ハ遠埵・都邑・海濱・埠頭天下一般洩ルコトナク嚴禁ニ於テハ、宿驛ノ隱潛妓婦ノ類モ自改心シ、淫俗一變シテ人倫ノ道ニ原ク事有ラン、妓女ヲ一名忘八ト云ハ、禮義・廉耻・忠信・孝悌ノ八道ヲ忘ル故ナリ、是ヲ忘レテハ、人ニシテ人ニ非ズ、是名目ヲ以テ國政ノ大害タル事已ニ見エシニ、公然トシテ誡無キ

ハ、如何ノコトゾヤ、特ニ我邦ハ民數ノ版籍ニ男子ハ多キユヘ、猶以テ匹偶無テハ叶ハズ、武侯云、「治レ世以ニ大德一不レ以ニ小惠二」自職ヲ守ラズ、人外ノ業ヲ爲ス輩、慈愛ヲ垂レテ依然トシテ免シ給フハ、却テ不仁政トナルベシ、假令其業ヲ去テモ、饑寒ニハ至ルマジ、目前ノ憫愍ハ鼠鼷ヲ愛スルガ如ク、日ニ月ニ其害益甚シ、俗云女ト縄ノ切ハ殘ラズト、醜婦病女モ終身獨居ハ希ナリ、一時ノ救濟ハ其領主々々ノ有リ前ナリ、蓋此禁令ハ豐歲ヲ視立テ、春三四月ニ決シ給フ事ヨロシ、是モ亦意味アルベシ、食貨志云、「一夫不レ耕、或受ニ之飢一、一女不レ織、或受ニ之寒一、生レ之有レ時、而用レ之亡レ度、則物力必屈、古之治ニ天下一、至孅至悉也、孅同織故其畜積足レ恃、今背レ本趨レ末、食者甚衆、是天下之大殘也、淫侈之俗、日々以長、是天下之大賊也、殘賊公行、莫ニ之或一止、大明將レ泛、莫ニ之振救一、生レ之者少、而靡レ之者甚多、天下財產、何レ得レ不レ蹙」ト云、今ノ世ニ併考レバ、毫釐モ差ハズトミユ

大坂ニ浮瀨ト云茶屋ヲ建テ、數品ノ大盃ヲ造リ、小盃ハ一合半ヨリ、菊盃ト云ハ一升入、猩々盃ハ六升半入、此店始ヨリ此盞ニテ呑シ者、二人ト云傳フ是ヲ以テ客ニ勸メ、遊客日ニ絕エズ、相競フテ痛飲ス、盃ハ古ヨリ其製アリ、一人ノ私欲ニテ、制外ノ飲器ヲ造リ、天下ノ人ヲ邪道ニ欺引キ、禮ヲ破ルハ民賊ト云者ナリ、盞名色々有リ、幾瀨・春風・ナテツヘ、吾背子・キミノ爲・菊畫・猩々盞「夫害レ智莫レ甚ニ於酒一、毒レ廉莫レ甚ニ於財二」ト云、人トシテ智ヲ失ヘバ、所レ謂陶犬瓦雞ニ同ジ、沈湎冒色ハ滅家喪身コトハ歷史ニ顯然タルニ、一時舌慾ノ爲ニ、之ヲ身ニ體認スル者幾稀ナリ、古ハ官ヨリ酒肆ヲ建テ其石數ヲ究メ、民間恣ニ釀酒ヲ得ズ、凶歲ニ當テハ大禁ス、後

世是制法モナク、特ニ治平久ク人氣弛テ、酒弊年ニ從ヒ熾ニ及ビ、士風豪飲、漸々火シテ互ニ恠怩トセズ、神祖御條目ニ、群飲逸遊禁制ノ事ハ、士ハ固ヨリ服膺スベキニ、今ノ世ニ於テハ其十七條ノ有無ヲ知ル者幾希ナリ、人皆凶歳ヲ忌ムハ人情ナレドモ、倘飲酒十分一ニ減ゼバ、享保・天明ノ年トイヘドモ、斯迄饑莩ニハ及ブマジ、然レバ大酒ハ下戶ノ爲ニハ、蝗蝻ニモ比スベキ者カ、貴キ人ノ飲酒ハ假令酩酊スルモ、又帶刀ニ愧ル所有テ、威儀ヲ亂サネドモ、卑キ者ホド泥ノ如ク（泥虫名）醉酗シ、一日ニ百錢ヲ取レバ、百錢ハ酒代ニ遣ヒ、曾テ身ノ貧窮ヲ知ラズ、剩人ヲ誘引シテ遂ニ一鄕之ニ化シ、田地モ荒蕪シ、喧嘩口論盡ル時無シ、農工商賈今ニ於テハ童子婦女ニ至ル迄、十ニ八九分ハ豪飲セザルハ無シ、是皆上ニ視傚フ所也、人タル者第一ニ愼ムベキ事ナレドモ、上ニ禁制嚴ナラズ、吏人自行ヒ見スル處ニ由レリ、古ハ戰國トイヘドモ嚴禁トミユ、三國ノ時ハ、魏ハ三人故無クシテ飲酒ハ罰セラル、蜀ハ領中悉禁酒ス、我邦モ應神天皇以前ハ酒ト云物ナシ、是朝ニ始テ興レリ、後世年ヲ歷ルホド惡弊益加リ、人君萬機ノ政、塵務蝟集ノ如クシテ、心ヲ苦メ給フ事ハ、古ノ君一天下ヲ治ルト、後世ノ君僅一郡ヲ治ルト比ブベシ、書曰、「厥レ或誥曰ニ群飲一汝勿レ佚、盡執拘以歸ニ於周一、予其殺」トミユ、是語ハ周武王殷紂王ガ無道ヲ征伐シ、天下ヲ治メ給ヒシニ、殷ノ人民上ノ惡政ニ化シテ、酒弊未盡ザル故、斯天下ニ觸給ヘリ、聖王ノ政如レ是、若善政ヲ施サント思召サバ、先大飲弊ヲ消弭ニ如ズ、一切惡事其萠ハ統テ從レ此生ズ

鄭聲流毒

草茅危言云、戲場ハ都會ノ地ニ兩三所定リ有ルニ、二十年來諸所ノ宮寺ニ、芝居掛追々數ヲ增テ、近頃ハ十四五箇所ニ及ブヨシ、社人ヲ始メ近邊市中ノ風俗ヲ亂シ、甚宜シカラヌ事ナリ、又何ノ場所モ見物人充滿スルヨシ、其程ノ人ノ遊惰ヲ增ス事見在ニ知タリ、倘又甚キハ近來ノ飢饉ニ公命モ加ハリテ、豪民施行ヲセシニ、貧民其施金ヲ受テ。直ニ戲場見物ニ行テ、凶年ニ大ニ戲場ノ賑ヒタル由、餘リ不都合ノ事ナリ、愚民ハ右體ノコトヲ處ノ繁昌ト心得、俄ニ停止有ナバ、衰微ノ樣ニ云ドモ、大ナル齟齬ナリ、所ノ繁昌トハ質美ノ風儀能立テ、良民ノ本立テ厚ク、仰デ父母ヲ養ヒ、俯シテ妻子ヲ育ミ、凶年續キテモ死亡ヲ免ルノ手當アル事ナリ、華靡ノ風ニテ良民根本薄クナリ、浮末游手ノ民ノミ大利ヲ得ルヤウニ成ルハ、少シモ繁昌ニ非ズ、是コソ衰微ノ基ナリ、譬バ冬ノ徳陽ニ諸木狂花ノ如シ、華バカリニテ實ハ生ズ、花多キホド木ノ傷ト成テ、來春發生薄ク成ガ如シ、近來御政事改リタル時、東土ニテ芝居役者ヲ皆晃シテ綿服ト堅嚴令アリシヲ、役者モ歎キヲ申シテ、先姑ク其議ノ停マリシト聞ク、彼等舞臺ニテハ王公大人后妃姬妾ノ眞似シテ、綿繡綺縠ヲ身ニ纏フベキ者ナガラ、所詮非人ニテマネスル事ナレバ、皆々人形衣裳ノ織物類ニテ事タルベシ、平日ハ彌美服ヲ着スベキ者ニ非ズ、故女方ハ云ニ及バズ、其役者迄皆元結際ヨリ髮ヲ切セ、綿服丸腰タル可シ、芝居ノ棧敷并料理屋ニ出テ、平人ト附合フコト堅禁制アリタシ、此ニテ市中ノ風俗ヲ引直ス事過半ナルベシ、世ノ辻能ト稱スル

者モ、非人ノ部タル故、平人ヨリ交ヲ通ゼズ、他所ハ知ラズ、大坂ニテハ宴會ノ席ヘ、辻能役者ヲ招クナドト云事絶テナク、芝居役者ハ辻能ヨリ又一等下リタル者故、平人ニ立雜ルナド、決シテ有マジキ事ナリ、又淨瑠璃ハ御當代ニ起リタル者ナリ、凡日本ノ俗樂ハ、天ノ岩戸ノ古ニ俳優ノ戲有シヨリ、世々ニ移リ易リタルベシ、奈良京ヨリ今ノ京ニ及ビシ比ハ、遣唐使有テ、隋唐ノ俗樂傳來リ、管絃ノ玩ビ盛ニ成リ、東遊・催馬樂ナド國樂ヲモ取合セ、竟ニハ雲上ノ雅樂トナリ、其後王政ノ漸衰フル比ヨリ、朗詠今樣ナド始リ、鎌倉ニテ田樂ヲ盛ニ玩ビ、室町ニ至リ始テ謠ヲ作リ、織豐二家ノ頃マデ、謠ハ追追ニ作リ添テ、梅若・幸若・今ノ四座ナド盛ニ起リ、夫迄ノ俗樂ハ皆廢レ、終ニハ王公已下ノ燕享ノ樂ト爲テ、一格ノ價ヲ增タルヨリ、御當代民間ノ俗樂ニハ、小歌・淨瑠璃御前ノ物語ヲ作意シ、大ニ流行シテ人皆淨瑠璃々々ト呼シヨリ、總名ト成リタルナリ、世道日々ニ降レバ、俗樂マデモ次第ニ降リテ、散々鄙陋ノ事ト成リテ行ク者ナルニ、今日ノ昇平上古ノ隆治ニ返リタル御時節ニハ、甚不都合ナル俗樂ナリト中井氏ノ記スルニ、最早六十年以前ノ事ナルニ、年ヲ逐テ益滋蔓シ、孤島幽僻ニ至ルマデ、淫樂浮花ノ風俗ニ化シ、大坂役者ト稱美シテ之ヲ敬重ス、寛政ノ頃マデハ、大坂ニテハ非人ノ部タルユヘ、町人ノ宴會ヘモ招カズ、增テヤ一等下リタル芝居役者ト云ハレシニ、今ハ諸國ノ者彼等ト婚ヲ結ビ、九州邊ニハ彼等ヲ師匠トシテ、一町一村自狂言ヲ仕立ル處モアリ、別ニ樂モ有ルベキニ、非人ノマネヲ爲スハ、一向慙ヲ知ラザル故ナリ、又座方ト云テ、上ヨリ一村建置處モアリ、是等ハ下ニ

婬風ニ成レト上ヨリ教ユル者ト云ベシ、斯淫聲ノ風俗ニ陷リ、人倫ノ道薄クナルハ、全ク政事ノ懈怠ニ由ル所ナリ、君トシテ民ノ善風ヲ好マザル者無レドモ、一方ニ草種ヲ播テハ、縱精力シテ艸取ルト雖ドモ、勞シテ功無ク、邵歩シテ路ヲ往クニ異ラズ、「唐太宗謂ニ侍臣ニ曰、當今何事最急、各爲レ我言レ之、高子廉曰、養ニ百姓ニ最急、劉洎曰、撫ニ四夷ニ急、岑文本曰、道レ之以レ德、齊レ之以ニ禮義ニ爲レ急、」右三人其意各異ナリ、今ヲ以テ倂セ稽ルニ、岑文本ヲ首トシ、高子廉ヲ次トシ、劉洎ヲ後トスベシ、若古今ノ差別其本末ヲ辨ザレバ、所レ謂「見レ卵而求ニ時夜ニ」ニ似タリ、更始スルニハ多ノ條目ニ及バズ、條目多ケレバ、煩シクシテ行レズ、唯酒・色・奕ノ三條ニアリ、人間一切ノ惡事、統テ是三條ヨリ生ズ、古來侯國皆禁制トイヘドモ行レザルバ、受續グ吏人怠惰不嚴ユヘナリ、人心ノ動キ易キハ、皆目ニ之ヲ見、耳ニ之ヲ聽ヨリ起ル、婬風ノ萌ハ、全近世始テ起ル三絃ナリ、古ノ如ク琵琶ニ致サバ溫雅ニシテ、斯迄ハ民俗奢麗ニ至ルマジ、是淫具ヲ改易スルコト、何ノ難キカ之有ラン、其次ハ狂言・淨瑠璃ナリ、其次ハ僧侶、時々夜分トイヘドモ、男女ヲ集メ說談ナリ、故ニ右三條ヲ大禁アラバ、婬風大抵盡ン、國政ハ萬事其本ヲ匡サズ、其末ニ目ヲ附ルハ、「更レ突徙ニ其薪ニ不レ然有ニ火患ニ」ト云者ナリ、近年我藩恢復有テ、古來俳優二村有シヲ廢シテ、各正業ニ就シムレバ、前代ヨリ還テ富饒ノ村ト成ル、其外狂言・淨瑠璃・戲棚・角抵等嚴禁ユヘ、空手游民統テ勸職ヲ勵ミ、風俗一變シ潔淸ノ國土ト成テ、富潤ノ肇基ヲ開ク、是則至極ノ仁政ト云ベシ、特ニ角抵ハ剛驍任俠ノ者ニテ、終身博賭ヲ業トス、鄉村此

ニ視傚ヘバ一村此ニ化シ、徒黨凶賊ノ種トナル者ナリ、二百年以前ニ生レシト思ハヾ、歌舞妓淨瑠璃聞クニ及バズ、今天下一般斯蔓延スル源ハ輙大坂ニアリ、是地制禁アラバ、侯國皆草偃スベシ、抑是惡弊ハ文祿年中、豐公肥前名姑射在陣ノ時、名古屋三左、於久仁ト云女ト始テ歌舞妓、樂戸ヲイタセバ、豐公氣ヲ慰メ、其後三左ハ寵光ヲ得テ宮中ニ出入シ、閭門ノ中是ヨリ亂レ、竟ニ蝸蟲トナル、是等ノ弟子村山又八・松本名右衞門・京屋萬大夫・鹽屋九郎ナドト云者、伏見城山指月亭ニ於テ豐公時々御覽アリ、下ハ上ヲ見習フ者ユヘ、是遊樂一時ニ流行シ、役者モ增シテ、始メハ五十人計ニテ致セシニ、漸漸海內ニ充滿ス、我邦開闢ヨリ凡二千餘載、之無クシテ民樂ミシニ、豐公ハ養レ虎遺レ患ト云者ナリ、宇宙ハ廣大ユヘ、統テ奸人ト成ス事ハ明君モ難シトス、始制律ヲ建ルニ嚴猛トイヘドモ、年ヲ歷テ漸漸寬ニナルハ、自然ノ理ト云ベシ、然ドモ酒モ酢モ醞釀ノ本ハ麴一味、其製方ニ由テ甘ク成酸成ハ、制律モ建樣ニ由テ風俗好惡有リ、王貴二民事一ト聖經ニ見エシニ、後世ノ人主ハ身安逸ニシテ、水清魚不レ栖、唯寬裕無爲ニ如ズト、敢テ民事ニ心ヲ苦メズ、古來ノ亂萠ハ統テ寬過ルヨリ起ルトミユ、「政失二於寬一、人不レ懾」ト云ハ、後漢哀紹國ヲ喪フ十敗ノ一條ニテ、魏曹操疾之ヲ知テ喪セリ、鄭子産其子太叔ニ遺命セシ水火ノ論ハ、制令針砭タリ、一小事トイヘドモ、「岷江初濫レ觴、入レ楚乃無レ底」ト云ニ至レリ、人ノ罪惡ハ風俗ヲ濫スヨリ重キハ無シ、豐公躬耳目ノ娯ニ後ヲ慮ラズ人倫ヲ庬シ、後世淫色ノ種ヲ播ノミナラズ、空手徒口ノ民ヲ多益セシメ、天祿ヲ素餐サスル、其天誅今ヲ以テ察スベシ、殷湯・周武ノ

兵ヲ興シ玉フハ、貪兵ニ非ズ、乃桀紂ニ帥化セラレシ舊染汚俗ヲ蕩滌シ、人倫ノ大道ニ師キ入レ、新民ヲ作ス爲ナリ、前ニ述シ通リ、古ハ雅樂ナリシニ、王政ノ衰世ヨリ朗詠今樣始リ、鎌倉ニテ田樂ヲ玩ビ、足利代ニ至テ謠ヲ作リ、織・豐ノ二家ノ比マデ謠追々ニ作リ、當代民間ノ俗樂ニハ三絃淨瑠璃起テ、日增ニ熾ニ成、幽僻ノ農民迄之ヲ玩ビ、海內晒脫婬風ニ化ス、今四五十年ヲ過サバ如何成ンカ、夫年ヲ歷ルホド漸々君道ノ淩夷、音曲ニ至ルマデ卑陋ニ及ブ事如レ是、音曲ノ中三絃・淨ルリホド陷淫ノ甚キ者ナシ、願ハ古聖代ノ如ク、上下貴賤其樂ヲ同フシ、民間モ雅樂ニ致サバ、人心一變スル最上ノ善政トイヘドモ、屆クコトニ非ズト思召サバ、責テ鎌倉時代ノ田樂ニモ復シ給ハズンバ千載ノ後ニ至リ、恐ハ御恥辱タラン、特ニ神祖ハ撥亂反正ノ大勳、聰明睿智ノ鴻德、本朝中興ノ御世ニテ、鎌倉足利・織・豐ノ創祖ト仲々比ス可ニ非ズ、神祖ノ基業ヲ思給ハヾ、斯年々風俗破ルヲ默止給フ可ニモ有ラズ、人情ハ古今少モ易ル事無シ、後世百事ノ遊藝起リ、奢靡ヲ嗜ムユヘ人心姦ヲ生ズ、其證ハ今ニ於テモ、孤島幽僻ノ地ニ往テ見レバ、人民質朴ニシテ信義ヲ守リ、上古ニ易ルコトナシ、然レバ上ノ下ヲ化スルハ、乃陶甄ノ如シト云ハ誠ナリ、我邦ハ民數ノ總計ニ合セ比レバ、徒口ノ民甚多ク、農工不足シテ、生穀製器ノ職寡キユヘ、俗云同子喰ト云者ニテ、物估不相應ニ貴クンテ給用不足シ、自然ト正心ヲ失ヘリ、是萬年承平ノ基ニ非ズ、交易ト云ハ、有餘ヲ以テ不足ヲ補フ爲ナリ、我邦人數ト物估ト不都合スルハ、國偏小ニシテ人數多ク、其上徒食多キ故ナリ、由レ之未每年異國ニ交易スル所ニ至

ラズ、然ルニ其總計合勘ナク、數副商舶ヲ召シ給フハ、全下情ニ疏キニヨレリ、古來異國交易ノ產物ハ、我邦ニ未有餘ニ有ザルユヘ、物估貴ク成テ民心慊トセザルハ、不足ヲ以テ有餘ニ易玉フ故ナリ、由レ之今徒口ノ游民。僧侶。修驗ヲ百分一ニ耗シ、俳優。淨瑠璃。三絃者、及妓倡ノ類悉工職ニ就シメナバ、生產有餘ト成ルハ目前ニ視ベキ事ナリ、然バ異國ニ五年ニ一遍ハ渡ルトモ、不足無レバ物估昂騰セズ、人民慳心無カルベシ、其上ニテ我邦日用藥種ノ如キ不足物ヲ買ルコト、有餘ヲ以テ不足ヲ補フ眞ノ交易ト云ベシ、耕田不足ハ、每國寺院滅耗セバ其地多シ、今異國ニ每年交易ハ上下ノ心離齬スベシ、王者ハ固ヨリ生齒蕃息ヲ本トスレドモ、今ノ樣ニ徒食ノ者年ヲ逐テ繁昌シテハ、國家ニ何ノ益カ有ンヤ、是故ニ其本ヲ端シ、然後異國交易有ラバ、庶民皆信服スベシ

天明錄卷之三 終

天明録巻之四

醜虜跋扈

或人云、近年狄船縣東西ニ下碇シ、其擧動傍若無人、無禮ノミ多ク、人民騒動シ、轉牆丁役繁ク增テ、長崎近邊郷人モ敢テ寢食ヲ安ゼズ、徭役ニ隙ヲ費シ、諸士ノ難澁其失墜數ヘ難ク、田圃モ竟ニハ荒穢ニ及ンカ、由レ之公朝深ク憂ヒ、其得失ヲ列國群后ニ諮詢シ、其獻策ヲ蒼メ玉フニ、其文意太率異同無レドモ、亦下ヨリ評スル所ハ、胡狄ノ賊我邦ヲ慢リ、甚緩帶無禮ユヘ、懲悲ノ爲ニ擊殺ス事善シト云者モ有リ、天下ハ一人ノ天下ニ非ズ、今般ノ事ハ日本中ニ係ル事ユヘ、縱卑賤トイヘドモ、各隱ス事ナク方寸ヲ顯スベシ、夫智慮ハ貴賤ニヨラズ其人ニ在リ、天下ヲ治ル者ハ其心大海ノ如ク、淨穢ヲ擇マズ悉ク入レ雷同シテ、其取捨スル所ハ迺獨斷ニ在リ、故ニ「謂ニ人莫ニ己若ニ者亡」ト云、大夫ハ進テ、諫メ、士ハ民語ヲ傳フ、群后ノ計策ハ既ニ公朝ニ以聞スレドモ、未民語ハ達セズ、古ヨリ三訊ノ法アレバ、民ニ問フハ禮ナリ、斯異船屢來ル事、幾末ハ如何カ有ランヤ

答云「好レ問則裕、自用則小、」〔出ニ書經一〕文王知而好レ問故勝、武王勇而好レ問、故勝、」〔出ニ淮南子一〕東郭ノ祖朝自進テ晉獻公ニ上書シテ、願ハ國家ノ計議ヲ問ント請フ、公云、我臣下ノ者既ニ之ヲ慮レリ、無祿ノ身ト

シテ何ゾ預ンヤ、祖朝云、官人若政廳ニ失アラバ、我等如キ卑キ者迄禍身ニ及ブベシ、然バ何ゾ國家ノ計ニ預無キコトヲ得ンヤト云ハ、憂國ノ君子ナリ、蓋獻公ハ闇主ナリ、其君ヲ知ラズ自進ムハ、亦不智トスベシ、今大明ノ時ニ當テ、孰カ進マザランヤ、夷賊ノ得失ハ一天下ニ係ル事ユヘ、予モ恐ナガラ駑才ノ愚意ヲ以テ、經國遠圖ノ策ヲ述奉ラン、夫勇ニ大小アリ、獨夫ノ勇アリ、將帥ノ勇アリ、獨夫ノ勇ハ敗ヲ取テモ、其身一人ニ係レドモ、將帥ハ下萬人ニ係ルナリ、是次第分量ヲ辨ヘテ、勇氣ヲ奮ハズンバ、一朝ノ怒ニ國家ヲ喪フ事アリ、今夷狄ノ無禮ヲ咎テ之ヲ撃ント云ハ、其忠勇選ク見ユレドモ、亦愚按ヲ運ラスニ、今小疵ヲ咎メテ衆人ヲ殺スハ、未鈞衡ノ大任ニハ至ラズト思ヘリ、「兵者不祥之器、天道惡ㇾ之、」兵氣一度起レバ、天下ノ人心卒然ト剛猛ノ風ニ移リ、諸國ニ於テモ農民等界ヲ爭ヒ、聊ノ事ニモ劒戟ヲ執リ、領主ハ之ニ援助シ、其中ニハ狡猾竊盜並起リ、或ハ各國小事ニ由テ意恨ヲ含ミ、遂ニハ爭亂ノ端ト爲ルハ、已ニ未萠ニ視エタリ、武王書ノ銘曰、「忍二之須臾一、乃全二汝軀一」ト云、彼等ガ無禮ヲ咎ルハ、從頭カラノ間違ナリ、禮ヲ知ラザルユヘ、古ヨリ蠻貊ト云テ、之ヲ卑ンズル事犬馬ニ併シ、特ニ我邦ハ上下尊卑差等ヲ知ルコト、中華モ未及バス、其國風ニ准ジ、以テ夷狄モ斯有ラント思フハ、大ナル謬ナリ、況諳尼利亞ハ拔テ狡猾暴酷ナル性ナリ、此比彼等平戸ノ小島ニ繫纜シテ、牛ヲ乞ヘドモ官ヨリ許サズ、雞卵蒸薪南瓜ヲ若干予ヘシニ、雞卵ノミ收メ、餘ハ好マズト、蒸薪南瓜ハ目前ニ悉ク海中ニ投棄ル、其無禮暴惡喩ルニ者ナク、寸斬シテモ足ラザレドモ、公命無

キユヘ齒ヲ嚙シト聞ク、慶長年中明鄭芝龍暫平戸ニ住ムトキ、蘭人モ數十頭猖獗スルユヘ、芝龍忽擒擒シテ縲縛スレバ、遂ニ其勇烈ニ伏ス、今ニ於テモ芝龍ガ如キ者寡シトセザレドモ、唯公冤ヲ待ツノミ、彼等屢來ルハ唯交易ヲ願フノミ、倘寇セント計ラバ、長崎ノ長江ニ入ルベカラズ、我邦四境ノ海岸ハ、大抵敵付ノ所ハ既ニ視タリ、昔蒙古博多名島邊ニ寄シニ、今其邊ヲ觀ルニ、海底淺ク成テ敵付ニ非ズ今異國寧波ヨリ長崎ニ來ル海港ハ、近世ヨリ始ル、古我邦ヨリ遣唐使ノ出帆ハ、皆博多ヨリ越國ニ着ス、越ハ閩越百蠻ノ地ニテ廣大ユヘ、我國ノ人ヨリ諸越ト名ク、禹貢ニ碣石ト云ハ此地ナリ、萬葉集ニ、安部仲麿ガ明州ニテ讀シト云モ、是也今異船ノ僅五艘十艘來レバ、已ニ百萬ノ兵來ルガ如ク周章スル民俗ヲ觀レバ、若四五十艘モ來ラバ、迎潰シテ竟ニ敗績スベシ、由レ是四方ノ境界海岸要路ヲ掄ミ、常ニ鎮防哨堡ヲ嚴重ニシテ、永世怠ラザル樣ニ致シ置キ、此後來ル毎ニ能會釋ヒ、彼等ハ夷狄ユヘ犬馬ト思ヒ、小瑕ノ無禮ヲ咎メザルコト、「小不レ忍則亂二大謀一」ヲ知ルト云者ナリ、大勇如レ怯、是天下ヲ治ル大勇ナリ、若寇ヲナサバ、何以テ猶豫スベキヤ、其猛勇千仭ノ谿ニ圓石ヲ轉スガ如クスベシ、萬一二三百艘モ來ル時ハ、其時ニ應ジテ備モ有ン、所詮二十艘卅ソウニテハ攻ムベカラズ、マタ軍ヲ持ツ時ハ、大概其兵氣ハ遠望シテモ知ルル者ナリ、今五艘十艘ニ目懸ケ、我師ノミ大衆ヲ備ヘナバ、却テ敵ノ姍笑ニ逢フノミナラズ、無禮ヲ咎メテ之ヲ殺スハ、小ヲ侮リ宿鳥ヲ射ルト等ク、牛ヲ田ニ入レ之ヲ奪フノ刻剝ト云者ニテ、四夷悉ク渠等ニ贔屓シ、毛ヲ吹テ瘢ヲ求ムト云ベシ、彼等縦無禮ナリトイヘドモ、我師能禮ヲ以テ爲バ、彼モ木石ニ非ズ、竟ニハ感服スベシ、亞美利加ハ弱兵ナル事、既ニ顯然ト未然ニ見エタリ、何ゾ恐ルニ足

ランヤ、其證ハ兵道ハ始柔ヲ示ストキハ强敵ナリ、始强ヲ示ストキハ、其心虚ナル者ナリ、通商ヲ願フ使者タル者、何ゾ水軍ノ提督兵船等ヲ用ユベキヤ、是ハ我日本ヲ小國ト侮リ、始武ヲ以テ威サントスル謀略ナリ、於レ是彼等ガ弱兵ニシテ寇セザル事、一觀シテ已ニ視エタリ、蓋諺云、臭キ物ニハ蓋ヲセヨト、唯禮讓ヲ竭シテ應對ニ如ズ、往時文永五年、蒙古書簡ヲ贈リシヲ、筑前ヨリ鎌倉ニ呈ズ、因テ北條家ヨリ皇朝ニ獻ズレバ、頓テ勅諚有テ、菅原長成ニ返簡ヲ作ラセ、鎌倉ニ見セ給ヘバ、北條家内議スルニ、蒙古ガ文體非禮ナリト肯テ返簡ヲ致サズ、同七年再書簡ヲ兵部侍郎黑的・禮部侍郎殷弘ニ齎セ贈レドモ返簡無ク、博多ノ彌次郎ト云者ヲ副テ還セバ、元帝躬之ニ應接ス、小國ノ上士ハ大國ノ中士ニ當ルト禮記ニ見エタリ、然ニ高官ヲ使者ト爲セシニ、卑キ庶人ヲ以テ答ユルハ甚無禮ナリ、且書簡ヲ得テ復サヾルモ又禮ニ非ズ、故ニ此合戰ハ自招ノ所ナリ、（是合戰、北條九代記、九州盛衰記、ト大ニ違ヘリ、敵船三千艘、又千艘、又三百艘、早船三百、小三百艘、兵二萬五千人、或ハ四十萬トモ記セドモ、實ハ十萬ナリ、九州モ將士多ク戰死ス）是等ノ所業、戰國ニテ全人心剛猛ノ風ニヘカ、今太平久キニ、一朝ノ怒ニ依テ干戈ヲ興スハ、天下ヲ治ル大器ニ非ズ、由レ是狄船屢來テ交易ヲ願フトモ、天下ノ民心一人モ交易ヲ望マザルユヘ、郗文公ガ民ノ爲ニ國ヲ移セシ仁志ヲ監ミ、縱國亡ルトイヘドモ、民心ニ逆ヒテハ、人主ノ爲ス處ニ非ズ、民心ヲ得レバ、戰ヘバ必勝ツ、泰誓、「予有二臣三千一此一心」ト云ハ是ナリ、故ニ唯能會釋ヒ、通商ハ必免許アルベカラズ、固ヨリ我邦ハ孤島偏小ニシテ産物少ク、殊ニ治平久ク、生齒年ヲ逐テ蕃息シ、日用不足ト爲ルユヘ、上ノミ免許可也ト思ヒ給フトモ、天下ノ總民肯テ

服セズ、民ノ爲ニ立タル元后ユヘ、私意ニ任セ難シト言、忠信ナラバ、蠻貊トイヘドモ行ハレン、益夷船ノ渡來、此後何百年ト限リ有ルベカラズ、唯悔クハ其時ニ當テ、大凶歉或ハ種々ノ災害生ジ、一揆凶賊等勃興致シ、是時ニ當テ胡賊荷擔ニモ及バヾ、天下忽大亂トモ成ランカ、故ニ後年來ラザル工夫コソ、永世天下ノ大功トイヘドモ、仲々止ルコトニ非ズトミユ、尤是病毒ハ其病根ヨリ除カズンバ、所詮斷ト云事能ハズ、熟思按ズルニ、此病根ハ全昔ヨリ紅毛來舶ニヨル所ナリ、紅毛ハ歐羅巴洲ノ中ニテ七國アリ、セイランドクルラネケオランダウイタラキトウルトウントオフフルイセルフリインラント共ニ七州ニテ、領主四人有テ、其中商船ヲ諸國ニ遣ハス、始ハ商舶ヲ主トスレドモ、今ハ一統シテ其長ヨリ出ス、是ヲ「コンハンヤ」ト號ス、本國ハ一萬二千九百里ユヘ、咬𠺕巴國ニ代官ヲ置テ、日本及諸國ニ遣ハシ、商舶ノ下知ヲナサシム、此代官ヲ「ゼネラル」ト云、此「ゼネラル」諸國ノ勘定ヲ聞テ、十五年ニ一回本國「コンハンヤ」ニ總勘定ヲ致セリ、今ハ便利能ユヘ、亞媽港ヨリ舟ヲ借ルト云 蘭國ハ極界ノ小國、特ニ商人ニテ來舶スルユヘ、他ノ大國ノ者ドモ之ニ慣テ、推テ交易ヲ願ハントス、嚮ニ亞墨利加ガ書簡ニモ、古來唐蘭ヨリ外禁制ト聞ケドモ、政ハ改テヨシ、五年十年ノ間利損ヲ試ミ、若損有ラバ古例ニ復シテ可ナリト云、此コト我邦ノミ法令ヲ立給フテモ、他邦ヨリミル所ハ都テ如レ是、其邦ニ入テ先禁ヲ問フコト禮トイヘドモ、夷狄ハ固ヨリ聖教ノ邦ニ非ザルユヘ、禮義ヲ知ルベキナシ、故ニ紅毛來ル間ハ、千百年不レ來ト云事ナシ、或市町ニ一軒ノ魚賈有リ、此町多ク猫ヲ畜フ、朝夕魚ヲ盜ントス、一方ヨリ追ヘバ又一方ヨリ來ル、亭主術計盡テ魚職ヲ輟レバ、猫モ再來ラズ、又一軒ノ米賈アリ、或凶年ニ當テ我一町ノミ鬻ゲバ、他町ノ知音來テ買ルユヘ、已ム事無ク密ニ販ゲバ、段々競ヒキテ爭ヒ買メ、米竭テ同町ノ者モ竟ニ難澁シ、後ニハ家宅亂妨ニ遇ヘバ、亭主ハ子孫迄米賈禁誡ノ遺命ス、是

事ニ併考レバ、大小ノ分ハ有レドモ、人情ハ世界萬國少モ易ル事ナシ、上タル人百世ノ後害ヲ能々遠慮ヲ運シ給ヘ、今是禍害後世ニ延ト思ハバ、政貴レ知レ變、紅毛ハ縱數百年舊來ノ者トイヘドモ、速ニ斷リ玉フニ如ズ、彼若一遍ニ服セズンバ、彼恃トスル赤金ヲ漸々減耗シ、數年ノ中ニ僅數千斤ニ省クコト、是則兵道奪恃ノ法ナリ、又我邦一人モ好メル者無キユヘ、日本中總民ヨリ銅價昂高、日用難儀ノ表書ヲ以テ、利害ヲ說クモ正直ナリ、彼ヲ招クニ五條ノ損有リ、渠一人ヲ愛スルト、諸蕃ヨリ怨讟ニ逢フ、一條ナリ、我邦ニ花奢ヲ勸ムル、一條ナリ、我邦ノ士骨ヲ盡ス、一條ナリ、我民ニ高價ノ銅ヲ予ヘテ下服セザル、一條ナリ、彼ニ地理風土ヲ覗ル、一條ナリ、如レ是我ニ數損有テ彼ニ數益有リ、先年五年不レ來ノ時有レドモ、崎陽モ左迄不潤トモ見エズ、又天下ニ於テ少モ不自由ナシ、若異國ノ品物無テ叶ハズンバ、小國ノ蘭人ヨリ大國ノ亞馬利加、又ハ魯齋亞コソ却テ宜シカランカ、其故ハ大國ヨリ來ルトキハ、小國ノ諸羌ハ彼ガ威ニ讐テ、妄ニ願フコトヲ得マジ、蓋蘭人ハ舊好ノ情默止ガタク思ヒ玉フハ御尤トイヘドモ、今ノ時變ニ至テハ、小義ニ拘ハリ給フテハ、必後年臍ヲカムノ患害タラン、是意ニ由テ一素蘭人ヲ斷リ給フ事、萬全ノ良策ナランカ、夏舶トイヘドモ、共ニ來ラザルモヨシ、尤藥種ニ於テハ大黄一品、其次ハ麻黄、是モ和藥有レドモ其効少シ、餘ハ辰砂・麝香・呂眼石、其外色々多ケレドモ、天正以前ニ生レシト思ハヾ不自由ナシ、若不來セバ密商ノ罪人モナク、又持渡ル海參・干鮑・金鮨等ヲ、魚買ドモ少モ買ルトキハ、姦猾ノ者官吏ニ贋テ、梶光圖賴テ財ヲ貪リ、其難澁甚多シ、

大舜ハ無爲ニシテ天下ヲ治メ玉ヘリ、上ノ法度煩雜ナルユヘ、民ノ患害頗繁ク、罪罰ハ上ヨリ嗜ムニ至レリ、神武帝ヨリ凡二千有餘載、異國ノ產物不レ來トイヘドモ事足レリ、我邦ハ忝モ五穀菜蔬ハ勿論、鹽薪竹木金銀銅鐵自生ジ、少モ匱シカラズ、此上ニ又異國ノ物ヲ望ムハ、後世ノ驕奢ヨリ起ル事ナリ、古ハ禮樂刑政ニ昧キユヘ、遣唐使有レドモ、今ニ於テハ悉備リ、書籍トイヘドモ已ニ足レリ、異國交易ハ云ニ及バズ、來ルヲ求ルニ及バズ、唯日本中君臣上下能協和シテ干戈ヲ動カサズ、永ク太平ヲ樂ム事何ノ驩喜カ之ニ如ンヤ、民人德澤ニ懷キ信服セバ、夷賊ハ懼ルニ足ラズ、今彼等ガ渡來ハ固ヨリ疥癬トイヘドモ、是病根ヲ絕ズンバ、千百年盡ル事ナク、遂ニハ大病トナラン、是故ニ上タル人遠慮明智ヲ以テ深ク勘ヘ給ヘ、若已ムコト無ンバ、五年或ハ十年ニ一遍ト限ヲ立給フモ可トイヘドモ、根ヲ斷置ズンバ、後世又モ弛ムナラン、古代ノ事ヲ考レバ、異國ニ交易ハ誠ニ無益ノ勞ト云ベシ、治國ノ法ハ民事煩シカラザレバ、諸人其心散亂セバ、正心ニ原キ、敢テ法ヲ濫サズ、至テ安寧ナリ

近來肥前五島ニ堅寨ヲ架ヘ給フト風聞ス、愚按ズルニ、彼島ハ四方大灘ユヘ、倘狄虜掠奪スルモ、陸地ノ兵乗來船シテ援ケ難シ、（彼島陸地ヨリ廿八里、人物ハ古代ノ風ニテ、木訥柔輭ナレドモ信義寡シ、水田ナキモ米穀乏ク、又斥鹵ナキユヘ鹽モナク、此島ヨリ五十里許リ阻テ、女島ト云小島アリ、人ハ住セズ、漁人鰹ヲツルトキ玆ニ集ル、又五十里餘出レバ、唐山ノ漁舟ヲ出テ遇フ事アリト聞ク、然バ女島ヨリ唐山ノ舟迄ハ二百餘里ナラン、舟山ハ一名普陀ラク山ト云、先年暗尼利亞阿偏鴉口論ヨリ此島ヲ取リ、永代暗尼利亞領ニ致ストキク、唐山モ太平久ク武威衰ヘシトミユ、狄賊此島ヲ領セシハ我邦ノ害ニモナルベキ者カ、必ユダンスベカラズ）萬一大事ニ及バヾ、狄賊一番ニ此島ヲ乗取ルコト必定ナリ、當ニ是時ニハ士人ドモニハ面從セシメ、孫子ガ愛レ民可レ煩ト云語ヲ深ク稽ヘ、暫之ヲ忍デ必乘舟援兵ヲ出サズ、賊ノ

氣ヲ緩メ置キ、漁人商賈ニ傭シ彼地ニ往テ交易等致シテ留リ、特ニ狄人ハ我邦ノ女ヲ見テ追戀シ、又日本酒ヲ好ムコト、饑民ニ食ヲ予ルガ如シ、由レ之妓娼美酒等ヲ商人ニ持迯ラセ、彼地ノ土民ト密議シ、時ニ乘ジテ不意ニ鏖殺スルニ如ズ、兵道ハ固ヨリ臨機應變トイヘドモ、大圖ハ亦如レ是、是意ヲ考ヘ、海防ノ術ハ唯土人ヲ懷ケ置クニ決スベシ、今彼地ニ限ラズ、小島ニ堅寨ヲ築クハ、却テ賊ニ強身ヲ予ユルト云者ナリ

奉行職ハ古ノ通判ニ當ル、又監郡也、（分紀云、通判古監郡之職、一州利害全藉二議論一、與二僚屬一不レ同、乞二朝廷一選二差通判一、與二知州一通二判一州事一）長崎邊ニ於テハ樞密類官ニモ比スベシ、（掌二天下之邊境、軍馬之功一）代官ハ縣宰縣令也、明清ノ知縣官也、百里才ト云テ最重シトス、本朝古代ハ四年ヲ限トス、今清朝モ同ジ、長崎監郡ノ職ハ政事ハ勿論、又軍謀無テハ叶ハズ、先其地ノ民俗土情ヲ熟知セズンバ、治亂共ニ其功績ヲ遂ゲ難シ、然ニ當今毎年交代僅一周ニ過ズ、縦聖智有リトイヘ、豈其地ノ風壤ヲ熟知スル事ヲ得ンヤ、民訴告狀シテ稍達セントスレバ、又新令ト爲ル故、又モ告狀スルコト間アリ、殊ニ風俗ヲ移ス事一二年トモニテハ、所詮屆ク事ニ非ズ、舊令尹ノ政、新令尹ニ受續グ信義ノ者ハ後世希也、況三百里ノ遠程、過ル所ノ國郡、恭敬迎送、道路酒等、諸民ノ丁役、往來ノ者ハ急用有テモ道ヲ避ケ、種々ノ民患下ニ居ラザレバ、此情ハ知リ難シ、貴キ人モ恕ノ一字ヲ思ハヾ、隨分役力ヲ減ズルハ、仁政ノ本トシリ給ハン、由レ之四年ノ限ヲ立給ハヾ、民苦ヲ除クノミナラズ、第一政治ノ基ヲ招キ、彼是ニ就テ上下ノ利潤トナランカ

異國ノ者時々我邦ノ漂浪人ヲ連來ル、此者ドモ我邦ノ地理ハ勿論、一切ノ事告諭スレドモ、是ヲ禁ズル事所詮屆クコトニ非ズ、異國ノ者難風ニテ我邦ニ漂泊スル者無ク、日本人ノミ甚多キハ、畢竟小船ニテ堅固ナラズ、且舟子熟練セズ、孤島ノ中ニ生レ、古來如何ノ事ニテ、斯舟船ヲ造リ擬メシヤ、西洋船ニ造リ置バ、其効モ大ナルベク、幸銅モ生產スルニ、土俗不智ナル事如レ是、元來邦乏ク造船ニ大金ヲ用ユル事ヲ得ザル故カ、大體其組立細工大ニ異ナリ、和船ヲ以テ異船ニ中ル事、所詮叶ハザルユヘ、海上ノ戰ヲ堅ク禁ジ置ベシ

我邦ノ漂浪人異船ヨリ連來レバ、長崎ニ於テ百日ノ入牢ヲ定律トス、蓋是ヲ改メ赦免有ルコト宜シ、官廳ヨリ舶人贈答談話ノ事、深ク秘シ給フヲ人皆怪ム、我日本中ハ統テ我師ナリ、況言語不通ユヘ、何ノ處ヨリ洩ンヤ、只妓娼ト譯人ノミナラン、斯上ヨリ人ヲ疑ヘバ、下又上ヲ疑ヒ、敢テ親睦セズ、親睦セズンバ、縱密事ハモレズトイヘドモ、一戰ニ敗績ス、愜愊タルコトト唱フ

兵書、「在レ安不レ忘レ危、在レ治不レ忘レ亂」トハ天下ノ英傑ニ非ズンバ、永ク保ツ事能ハズ、二百年ノ大和ヲ得レバ、危亂ヲ忘ルハ人情ナリ、强尤ルベキニモ非ズ、庶人ハ無祿ユヘ、勤職ニ精昏セザレバ乍飢寒ニ逡ル、因テ病苦ヲ冒シ勤メテ、死ヲ受ル等モ有リ、今時ノ祿士ハ庶民ノ勤職ヲ我身ニ體認セズ、還テ收斂スル者世ニ多シ、完固ノ大厦モ常ニ心ニ懸テ、毎年纖毫ヅツ修理セズ、是ヲ心苦シク思ヒ棄置ハ、一度大風ニ遇ヘバ乍倒ル、朝鮮ノ敗潰是ナリ、水府義公ハ由井正雪ガ如キ者起ルハ、却テ武備

ノ爲ト宣フハ、寔ニ明慮勵士ノ確言ナリ、先年大坂ニテ大鹽平八ガ狼藉ニテ、諸國ノ士モ一時ニ兵具ヲ求メ武術ヲ勵ミシニ、又稍々ト懈怠ス、邇者狄船來レバ、又鞅掌シテ遽然ト相競フテ勤勵スルハ、俗云、盜ヲ捕テ繩索ト云物ナリ、若十年不來セバ、又元ノ如クナラン、但天未天下ノ人民ヲ捨給ハザル吉祥ナリ、夫必勝ノ利ハ政事ニアリ、政道正ク賞罰明ナレバ、術ハ自然ト是ヨリ生ズ、今侯國ヲ視ルニ、姑息ニ目ヲ觝レ、藝術ノミ撝揮スレドモ、政道ヲ心ニ懸ケ、遠埵小屋迄其明キ渡ル事幾希ナリ、勝敗ハ第一天運ヲ得ルニ在リ、清朝ノ太祖中華ヲ得シハ、不﹅圖不﹅知我邦太閤朝鮮ヲ攻シユヘ援ケトナル、若北狄ノミナラバ、斯一時ニハ亡ビザルベキニ、又一方ニ朝鮮和難ニテ、敵ヲ兩道ニ引受ケ謀略盡ク、是以テ觀レバ豐臣氏ハ淸主ノ援兵ト爲ル者ナリ、明朝斯虞ラザル災難來ルハ、全太平ノ逸樂ニテ、政道ニ怠リ天譴降ル所ナリ、文武ト云テ、文ハ書ヲ讀ムコトト思ヘドモ、政事ヲ正スヲ文ト云、武家ト爲テ文武達德ノ明君ト云ハ、神祖ニ續テハ北條泰時ナラン、戰國ニ在テ武ハ文中ニアルコトヲ知リ、身ニ文德ヲ修メテ、專政事ニ心ヲ竭シ、成敗式目ヲ著シ、記錄所ノ門ニ鐘ヲ懸テ訴人ニ撞シメ、若鐘聲ヲ聞ケバ、深更トイヘドモ直ニ興テ、訴人ニ遇ヒ其告狀ヲ記ス、或日榎島ニ參詣ノ途中、海濱ニ斃レ死スル者アリ、泰時不便ニ思ヒ、立寄リ見レバ、二十計ノ男刺殺サレタル體ナリ、泰時神拜セズ、是ヨリ直ニ引カヘシ、評定衆ヲ召レテ、即時ニ鎌倉四方ノ口ヲ堅メサセ、嚴ク穿鑿ニ及ベバ乍發覺シ、昨夜博奕ニテ殺セシト云、此時北條ハ人臣ノ位ニ居ルトイヘドモ、天下ノ權柄ヲ統馭スルユヘ、

後世ノ將軍ニ當レリ、夫尊大ノ身ヲ以テ斯政事ニ心ヲ竭セリ、若泰時微セバ、天下絲ノ如ク亂ルベキニ、百十餘年鎭マリシハ、偏ニ泰時ノ仁德ニヨル所ナリ、繼イデ時賴政道ニ心力ヲ竭シ、靑砥藤綱ヲ民間ヨリ薦擧シ、時々國家ノ得失ヲ問ヒ、尙モ天下ノ風俗ヲ知ラント微服潛行シテ、海內ヲ巡ルコト凡三年、貞時モ又政道正ク、人民撫育ノ志深ク、回國役ト云者三人立テ、諸國ノ長吏姦惡アル民苦ヲ除カントスレバ、是役却テ貪婪ニ而、民患タルユヘ、之ヲ止メテ窃潛行シ、非道ノ者ハ悉之ヲ記シテ、四年ヲ歷テ歸リシニ、六十餘州ニ六百七十八人皆鎌倉ニ召レ、輕重ニ由テ罰シ、廻國役三人ヲ斬刑シ、賄賂ノ惡行ヲ隱セシ國人等百三十八人ヲ刑罰セラル、時ニ二階堂道仙諫メテ、今諸國ノ罪人一千ニ迨ブ、悉罰スルハ仁政ニ非ズ、小罪ハ宥メ給ヘト云ヘバ、貞時是事全我政道ノ懈怠ヨリ起ルユヘ、我甚耻辱トス、千人ヲ棄テ萬人ヲ助ケ、後世懲惡ノ爲タルユヘ嚴ニ致セリ、又善行ノ者ニ賞ヲ予ユル事是職分ニテ、吾ガ願ナリト諭ス、今世ニ於テハ國ノ老臣トイヘドモ、政事ノ爲ニ斯身ヲ卑下スル者曾テ有ラズ、將タル者ハ又地理要路ニ熟練セズンバ、勞シテ功無シ、今ノ樣ニ壯年ノ士トイヘドモ、十里ノ途道モ肩輿ニ乘ル安逸ニテハ、若不虞ニ臨マバ、危キ事ドモナリ、今狄難ヲ計ルハ、先民人ヲ懷ケ置事第一策ナリ、民ヲ富饒ニ及ボスコトニ三減アリ、其三減ト云ハ、租稅ヲ減ジ、役力ヲ減ジ、僧侶ヲ減ズ、此三減無ンバ、富饒ノ體視エズ、其後四境海岸ハ大抵敵付知ルユヘ、鎭衞哨堡ヲ堅固ニ致シ、其鄕里ハ租ハ古ニ復シテ十ゲ一、下田下畠ハ無稅ニモ致、其中驍卒百人許平生柔術ヲ稽古シ、若胡賊

狼藉亂妨等致サバ、劒刀ヲ用ヒズ引捕ヘ、鞭韃シテ逐拂フカ、又時ニ由テ擊鏖モ可ナリ、壹州・對州・五島・天艸・隱岐・佐渡等ノ遠島ハ、格別ニ民ヲ懷ケ置ベシ、今時ハ大炮ノミ心ヲ懸レドモ、先民ヲ懷ケ置ク事專一トスベキカ、今ノ樣ニ時々夷船來テハ、長崎近邦ハ士庶人徭役ニ患苦甚シ、サレバ領主トシテハ、治亂共ニ事ニ當テ艱苦有ルハ、定リタルコトナレドモ、中央ニ在ル主ハ亦無キ事ナラン、人衆ヲ馭スル人ハ、是怨恩アルヲ仁君トス、北狄ハ天主敎ユヘ、萬一我邦ヲ侵サバ、疑ハ神社佛閣ヲ破却センカ、然バ僧巫ハ平生國功モナク、素餐ノ身ユヘ、斯ル時代ニ遇ハヾ自寺祿ヲ捧ゲ、鎭衞ノ補助スベキ事、報恩ト云者ニテ、廼釋尊ノ說レシ報謝經ノ意ニ叶ヘリ、今狄船來ルハ合戰ニハ非ズ、通商ヲ願ハントス、然ニ諸邦ノ僧侶・修驗ノ徒、昔弘安年蒙古神風ニ逢シ舊例ト祈禱ヲ致ス、是雜費モ諸邦ノ領主ヨリ出シト聞ク、蒙古神風ニ敗ルト世間ニ唱ルハ、浮屠氏ヨリ謂フ所ナリ、實ハ敵將阿剌罕兵道ニ拙ク、天時地理ヲ知ラズ、秋ニ乘ジテ水軍ヲ催シ、第一是時八月朔日ナリ、此日大風大鹽ト云ハ、五尺ノ童子モ能知レリ、博多ハ北海ヲ受ケテ、東南ハ陸地ナリ、我師ハ兹ニ備ヘ、敵ハ風ニ逆テ攻ントス、特ニ船ハ連環ス、甚以テ不智トスベシ、今時ノ樣ニ大炮有ラバ、一放シテ乍餘燼ナカラン、魏曹操赤壁ノ連環船是ナリ、縱神ニ祈ラズトイヘドモ、敵自死ヲ求ムル者ナリ、是故ニ合戰ハ深ク兵道ニ達シ、古書ヲ博該セズンバ、元帥ノ官ニハ至リ難シ、元來元世祖驕慢ニシテ、一朝ノ怒ニ由テ無罪ノ邦ヲ侵スユヘ、天誅ヲ受テ我師十萬ノ人命ヲ絕ツノミナラズ、僅五十年ヲ過ズ、天下ヲ亡シ世統斷

絶ス、豐臣氏朝鮮ヲ伐シモ、戰半ニ死シテ家滅ビ、却テ攻ラレシ李治ハ、今ニ於テ連綿ト王位ヲ貶サズ永續ス、故ニ孫子ニ、「兵者國之大事、死生地存亡道、不レ可レ不レ察也」ト云、實ハ愼ムベキ事ナリ、「夫仁君不レ能レ賞二無功之臣一也」浮屠氏ハ是皆無功ノ臣ナリ、禳災咒詛ハ其證ヲ視ズ、天下ノ僧祿幾拾萬ゾヤ、夫僧侶ハ財ヲ蓄ヘ、興販出息スルハ、古文武天皇ノ勅制ニテ、堅ク禁メ置キ玉ヒシニ、天下ノ財貨過半高野ニ蓄積シ、其利息ヲ以テ足レリト巷說ス、又妙心寺其外ノ寺院、佛法ニ逆テ子錢家ト爲ル事天下ニ多シ、今莫太ノ秩祿ヲ賜ヘ給フハ、君子ハ富ニ繼ズト聖人ノ語ニハ相反ス、今般ノ夷賊鎭衞ハ自國ノコトニ非ズ、我日本中ニ係テ同ジ我師ナリ、今列國ノ中ニ用度乏キ侯伯寡ラズ、況今倉卒ノ冗費ニ於テヲヤ、是故ニ國家無益ノ僧祿ヲ減ジ、海岸ノ鎭給及ビ其土ノ鄕村大抵見計リ、租丁ヲ減耗シ、民ニ恩澤ヲ施シ置ク事、僧ヲ賴テ般若萬部ノ祈禱ニ勝レリ、異狄トノ合戰ニ於テハ、自國ノ軍ト違ヒ、隊伍ノ法ヨリ先其地ノ民心ヲ懷ケ置ク事專一トスベシ、是則外寇防衞、武備第一ノ要務タラン

天明錄卷之四　終

天明録巻之五

互市得失

近來石炭・粉麥・蠟・薦等狄舶ヨリ買ルト風説ニテ、估乍貴キニ及ブト聞ク、是等ハ皆四民日用ノ物ナリ、尤薦一品ハ無益ノ物ユヘ、假令何程運往クトモ、國用ノ障ト爲ラザレドモ、異國ニ渡ルトキハ、我邦拂底ト成テ其估貴クナルユヘ、農民等乍利ニ觝レテ田畠ヲ費シ、一方ニ五穀ヲ播ク事減少スレバ、五穀又相減ジ、天下ノ爲ニハ穀ヲ與ヘルニ同ジ、特ニ麥ハ渠ラガ常食トス、其製法ハ粉麪シテ、其太鞠ノ如クモチニ作リ、蒸燒干乾シテ置キ、又食スル時蒸テモ喰フ、此ヲ「パン」ト號、周年ヲ歴テモ傷マズ、是ニ豚油ト云テ、鬆附ノ樣ナル油ノ凝リタル者ヲ塗テ食ス、此ヲ船中ノ常食ト爲シ、又軍中ニハ是ヲ一日ニ何宛ト一卒ニ渡ス、我邦軍糧ノ樣ニ炊爨セズ、軍用至極ノ便利ナリ、當時ハ治世ユヱ、上ノ法度能風靡スレドモ、若不虞ニ至ラバ、夙夜軍務ニ繁キユヱ、政令自然ト届カズ、卑賤ノ者ハ豚犬ニテ、智慮勘辨モ無ク利ヲ見ルトキハ、眼心乍味ムハ人情ナルニ、萬一後世不虞凶災ノ時ニ當テ、異賊密ニ高估ヲ以テ穀ヲ買メナバ、宇宙ハ廣キ物ユヱ、疑クハ此地彼ヨリ賣斥モ有ラン、今治平ノ日ニサヘ、四五十年前加州ノ大賈、米穀ヲ魯齊亞ト貿易シ、竟ニ發覺ト西國迄モ風聞シ、一時穀估高昂ス、

孫子ニ、「食ニ敵一鍾一、當ニ二十鍾一、(鍾六斛四斗也)」是軍略第一ノ上策、羽柴氏因州鳥取ヲ居リシハ是ナリ、此以テ觀レバ、穀ハ一合トイヘドモ異國ニ洩ラスベキニ非ズ、食貨志、「神農教曰、有ニ石城十仞、湯池百歩、帶刀百萬一、而亡レ粟弗レ能レ守、以レ是觀レ之、粟、王者大用レ政之本務、」頃日諳尼利亞長崎ニ來リ、商賈等米ヲ除テ、穀物ヲ金銭ニテ相對交易ノヨシ、後々ニハ刀劒武器圖籍ヲモ密ニ渡ス風俗ト成ラン、庶人ハ利ニ放レバ、眼心昧ムハ常ナリ、武備ハ强練兵ノミニ限ラズ、大堤蟻穴ヨリ壞ル、承平ノ永久ハ必武備ノ嚴ナルヲ要トス、法度平生嚴ナレバ、敢テ法ヲ犯サズ、備前芳烈公ノ語ニ、惡事ハ上カラトハ人君ノ針砭、古今ノ亂根統テ下ヨリ起リシ事ナシ、今諸國ニ於テ產物仕組等ヲ掫ルニモ、治世ユヘ何ゴト爲テモ下負カズト敢テ詢ラズ、時ノ職掌一孤ノ了簡ヲ以テ爲スユヱ、竟ニ民心ヲ失ヘリ、右ノ數品ハ日用ユヱ、兆民會テ服セズトミユ、特ニ過日密ニ蠟ニ砂麪粉ヲ殺テ權衡ヲ重爲シ、蘭人ニ賺セントシテ發覺ト風聞ス、倘實說ナラバ、我邦ノ恥辱ナリ、是等ノ事モ民ニ詢ラズ、不足ヲ以テ有餘ニ交易ユヘトミユ、夫利用厚生ノ術ニ於テハ、王者ト諸侯ハ異ナリ、其故ハ歲ノ豐凶、穀ノ昂低ハ人道齊一ナラズ、大抵諸國モ浪花糴糶ノ相庭ヲ當テトスレドモ、是亦須臾ニ變ズルユヘ、實證トハ爲シ難シ、一國ノ主ハ穀估過テ下低ノ時ハ、國計不足シ、士大夫迄匱乏ニ及ブユヱ、他國ニ賣斥シ、或ハ米穀多キ所ハ、他國ノ產物ニ交易シ、有餘ヲ以テ不足ヲ補フ、又不熟ノ國ハ早他國ニ出穀ヲ禁ジ、倘モ後難ヲ慮テ、他國ノ穀ヲ買蓄積シ、或ハ米穀寡キ處ハ、餘ノ產物ニ交易シテ不足ヲ補ヒ、以テ民難ヲ濟ヒ、永ク社稷ヲ

保ツ事、是諸侯ノ有リ前ナリ、天下ノ主ハ天下ヲ以テ我家トスルユヘ、海内一般ニ視テ、豐熟年ヲ累ルトモ、我土ニモ非ザル夷狄ニ贈ルベキニ非ズ、華域ハ土地濶ク、民數衆キノミナラズ、徒口ノ民ハ第一僧侶我邦ニ比ブレバ百分一ユヱ、農工ノ生産多キニ由ル事カ、今廣東ニ異國ノ商舶三十六館ト開ク、特ニ華舶ノ運ブ品物多ハ夷狄生産ナリ、然レバ異國ノ品ヲ以テ、又異國ノ品ニ易テ、其利ヲ吾國ニ入ルユヘ、自國ノ大益ナレドモ、日本ニテハ是コト屆カズ、唯我邦ノ産物交易ユヱ、唐蘭ノ二館ハ廣東ノ三十六館ニ併スレバ、莫大ノ違ヒナレドモ、右ノ道理ヲ考レバ、我邦ハ却テ自國ノ損失多シ、我邦ハ民數ニ製品不足ユヘカ、華域ニ比ブレバ物估高直ユヘ、（今華舶賣ル所ノ白砂糖、一斤代銀三分トキク、然ルニ我邦ニ賣ル所ハ一斤四錢、毎年持渡ルコト數萬斤ナレドモ尙不足ス、是以テ我邦ノ風俗、華美ヲ竭スコト察スベシ）異國ニ渡ルト風聞ニテサヘ忽騰躍ス、然レバ未諸物毎年異國ニ出シ給フベキニ非ズ、是故ニ先空手游民ヲ職業ニ就シメテ産物充滿シ、異國ニ出テモ物估常ヲ變ゼズ、平準ト視ユル時ハ可ナリ、民間有餘不足ヲ考ヘズ、唯官署席上ノ理ニ由テ、今ノ様ニ渡シ給ハヾ、恐ハ天下ノ民心ヲ失ヒ給ハン、近頃石炭渡ルト聞エテ、商賈ノ徒其地形モ稽ヘズ、此地彼處濫多無性ニ掘ルユヱ、田畝ニ水脈通ゼズ、自然ト干枯シ、或ハ炭壙ノ流水ハ田地ニ大害ナルニ、其了簡モ無キユヱ、農民大ニ患ヒ歎クトイヘドモ、公免ニ假托シテ聽スト聞ク、「失ニ之毫釐ニ差以ニ千里ニ」ト云ハ是等ノ事ナリ、故ニ聖人ハ無爲ニテシ治ム、一事トイヘドモ上ヨリ始ムレバ、下ニ至テハ百事ト成ル者ナリ、農國之大本也、田家ノ患ト爲テ、異國ヲ賑ハス様ニ移リ行クハ、王者ノ本意ニ非ザレドモ、必竟治世ノ宿習

ニテ、上タル者上﨟ニシテ、全下情ニ疎キニ由レリ、全體狄舶來ルハ、兆民好マザルコトユヘ、不レ來ハ此上ナキ善政ナレドモ、已ム事無ンバ、能民情ヲ聞取リ、且土骨毛髮ノ差別ヲ分チ、成丈工手間ノ多ク掛ル細工物ヲ贈レバ、我邦ノ者暇隙ヲ偸マザル便利トナル、譬バ石炭ハ是ヲ掘ル一手間ナリ、蠟モ櫨實ヲ探ル一手間ナリ、織物類ハ先女人蠶ヲ養フ一手間、此ヲ糸トナス一手間、又是ヲ織ル一手間、紺屋ニ染ル一手間、合テ四手間ユヱ四人ノ隙ナシ、其外色々細工物ニ由テ、工手間多少有テ、手マ多キホド、諸職人ニ暇隙ナク出精スルユヘ、民ヲ賑ハス仁術ナリ、家中トイヘドモ、朝ヨリ暮迄稽古モナラズ、又一方ニ內職シテ細工ヲ勸ルモヨシ、小人閑居不善ヲ爲スハ常ナリ、職業ニ隙無レバ、自然ト正心ニ原クベシ、是情ヲ察シテ、交易品物ヲ撰ミ給フコトヨロシ、彼地ヨリ來ル品モ、我邦日用ノ物ヲ買メ、花奢ノ織物砂糖ヲ禁ズル事、我邦ノ益トナル、華物ハ藥種其外日用ノ品ユヱ、若不來スレバ、人皆之ヲ慕ヘドモ、蘭舶ハ假令十年不レ來トイヘドモ肯テ慕ハズ、心有ル者ハ不レ來ヲ却テ善シト思ヘリ、是事尤トスベシ、民ノ父母トシテハ、民心ニ逆ハザルヲ主要トセンカ、「高以レ下爲レ基、民以レ食爲レ天、正二其末一者端二其本一、善二其後一者愼二其先一」

明太祖曰、「禮法國之紀綱、禮法正則人之志定、上下安、建國初、此爲二先務一」ト云、我邦中葉西戎ノ佛法渡リシヨリ、王道是ガ爲ニ衰變シ、漸々熾ニ及デ王侯大夫モ誑誘セラレ、王制謚法已ニ廢シ、戰國ト爲テハ列國互ニ僭上シ、禁廷ノ官名モ湮滅シ、職名竟ニ卑俗ニ陷リ、謚號ハ僧侶ノ輩其人ノ尊卑

モ分タズ、自意ヲ以テ名ル事、嘗テ其證モナキ非禮ノ甚キ者ナリ、釋迦始テ檀特山ニ入テ、アラ、仙人ノ弟子ト爲ルトキ其名ヲ問ヒ、父ノ名ケシハ「ケカル」ト云テ、名ヲ改附ル、定テ是ニ據ル事カ、然ドモ是ハ出家トナル時ノ事也諡法ハ元聖人ノ發覩ニテ、一代ノ行狀ヲ稽ヘ、萬古不朽ノ誡名ユヱ最重シトス、然ニ秦始皇己ガ惡ニ羞ルコトカ、是法ヲ停メ二世三世百世迄モト思ハレシニ、一世ニ斷絶ス、漢起テ後天子ヨリ百官ニ至ルマデ諡號アリ、又廟號陵號アリ、本朝ノ天子ニハ廟陵共ニ其號ナク、只何ノ山ニ奉葬ト云、諡號ハ我國モ上古ヨリ臣下モ名ク、忠仁・公仁・義公等是ナリ、宋元明モ漢制ニ據ル、張良ハ文終ト云、孔明ハ忠武侯、又庶人ニハ後漢陳寔ハ文範先生、宋司馬光ハ溫國文正公、程子ハ明道、隋王通ハ文中子ト云、一字ハ常ノ字ヲ用ヒテ、諡法ノ字ニ非ズ、又諡字ヲ以テ名トスル事アリ、朱熹ノ字ハモト諡字ナリ、續文獻通考有二諡法考一我邦村上天皇六十二代迄ハ天皇號ナリ、太子冷泉院ヨリ始テ院號ト爲ル、是君ハ在位僅二年ニテ崩ジ、皇弟圓融院佛ニ佞シ、落髮シテ覺如ト號ス、是ヨリ受續テ代々院號ト成リ、武家ト爲テ又最明寺等ノ如ク、多ハ寺院號アリ、足利尊氏ハ等持院妙喜仁山居士ト名ク、織田氏ハ惣見院殿泰巖大居士、豐臣氏ハ國泰院殿雲山駿龍大居士ト名ク、是皆僧侶ノ名クル所ナリ、今ニ於テ戰國ノ餘弊ニテ、天子・將軍・諸侯・大夫モ院號、田舍ノ山伏モ院號、日蓮宗ハ士民モ院號、嘗テ尊卑ノ差別無シ、近年稍天子ノミ復古シテ天皇號トナル、元來院ハ天子ノ尊稱ニ非ズ、「院作レ官有二垣牆一曰レ院、又儒者所レ居曰二書院一、又浮屠所レ居曰二僧院一」後世大抵官署ヲ院ト名ク、樞密院等是ナリ、掌二天子之機務、及天下之邊境、軍馬之功一是以テ觀レバ、天子大樹ニ名ケザル事彌明ナリ、又諸侯モ居士、庶民モ居士、間

ニハ市町豪富モ大居士ト名ク、居ハ屍ナリ、居士ハ元儒者ノ總號、又佛經ニ豪富ノ者ト譯ス、法花普門品ニ、官宰身・居士身ト分チ有、然ニ大樹家モ院殿大居士、其臣一郡ノ主モ院殿大居士、陪臣或ハ町人モ間ニハ院殿ト名クコトアリ、昔ハ一二國ノ領主モ禪定門ト名キシニ、今時ハ禪定門ハ布施金二朱、居士ハ壹兩、大姉ハ二歩ト直段ヲ究メ、曾テ貴賤ノ差等無シ、又諸侯ノ夫人モ大姉、庶人ノ富室ハ皆大姉ト名ク、大姉ハ必庶人ノ稱號ニ非ズ、「北齊太子、稱生母爲姉姉、又宋高宗帝母韋后、稱徽宗后爲大姉」トミユ、然バ天子母后ノ稱ニ決シ、庶人ノ名ニ非レドモ、佛法ハ元釋氏一如ニテ貴賤ヲ分タズ、佛・菩薩・緣覺・聲聞此ヲ四聖ト名ケ、是ヨリ優婆塞・善宿士・僧伽二十名有テ、婆門・苾蒭・上人ナドト段々位ヲ立テ、持戒ノ多キヲ以テ上トス、然ニ我邦ノ浮居ノ輩自身モ官ヲ受ケ、寺格モ尊卑有レバ、人ニ名ルモ尊卑アルハ理ノ當然、特ニ祿ヲ受レバ、其君ヲ尊稱スベキニ、臣下同名ニ致スコト、其非禮譬ルニ者ナシ、佛法ハ治國ノ大害、大抵此一條ヲ以テ概知セラル、且和漢古今ニ就テ、人主ノ諱ト謚ヲ稽ルニ、人名ノ長ハ元夷狄ノ風トイヘドモ、我邦モ古ハ甚長シ、開化天皇諱ハ稚日本根子彦太日日ト云、淸寧天皇ハ白髮武廣國押稚日本根子ト云、代々斯六七字ヨリ十字ニ及ベリ、文德天皇（五十五代）ニ至リ、始テ二字ニ減ジ道康ト稱シ、自是今ニ於テ易ラズ、後冷泉院ヨリ大抵仁字ヲ通用トス、日本ハ斯諱ハ始ハ長ク、年ヲ經テ短ク成リ、四民ノ姓氏モ複姓希ニシテ、謚モ二字ニテ、後世迄相易ラズ、華域ハ殷世ニハ二字、周ニ至テ諱ハ一字二字ニシテ、謚ハ一字ニ究ル、秦漢ヨリ諱モ謚モ

一字ト成ル、是ヨリ歴代皆此ニ據リ、唐ヨリ宗ノ字ヲ通用トス、元朝ハ狄種ユヱカ、長名始テ起レリ、大祖諱ハ奇渥温鐵木眞ト云、斯名ハ長ク謚ハ一字ナリ、今清朝モ狄種ナレドモ、名ハ一二字ヲ用ヒ、謚ハ甚長キハ開闢始テノコトナリ、太祖諱ハ臨ト云、謚ハ承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝睿武弘文定業高皇帝ト名ク、其子太宗諱ハ玄曄ト云、謚ハ應天興國弘德彰武寬溫仁聖睿孝隆道顯功文皇帝、如レ是十八九字ヲ撰テ稱號ス、古ノ如ク一字ニテモ足ルベキニ、後世ノ人心世ニ衒ヒ、阿媚ナルコト如レ此、今世俗人名長キヲ美ト思ヘドモ、胡俗ニ傚フ事ヲ稽ヘズ、抑謚法ハ其人ノ善惡ニ隨テ名ケ、後世迄勸善懲惡トス、（委出ニ史記ー）我邦モ上古ハ世ノ帝王大抵是法ニ據玉ヘドモ、漸々衰世ニ及ビ、人臣忠直ノ心弛テ、遂ニ地名ヲ以テ名キ給フ、君謚ハ臣ヨリ稱號シ、臣謚ハ君又其臣德ヲ稱シテ賜ル事通義ナリ、世界廣シトイヘドモ、謚號ヲ僧侶ニ囑スルハ我邦ノミ、豈美事トスベケンヤ、蓋當代文明ノ世ニ至テ、水府威公・義公・會津神公・備前芳烈公・其外列國ニモ間有リ、是皆釋氏ニ據給ハズ、皆賢君ト稱ス、近年我藩ニモ文肅夫人ト稱ス、今世ハ文運開ケシユヘ、侯國ニ於テモ多ハ釋氏ニ據ルヲ好マザレドモ、僧徒トモ公威ニ假托シ肯テ許サズ、當代ハ古代ノ隆治ニ倖ク成リ、天子モ古ニ復リ、梵謚ヲ擯捨アリ、故ニ戰國ノ餘弊ヲ滌ギ、今公朝モ上古ヨリ擬テノ文徵ヲ後世ニ示シテ梵謚ヲ革メ、大君大公明律ニ據テハ、王號モ不可トハ爲マジ、又何トカ議シ、諸侯ハ公侯ノ二字、大夫ハ字ニ配當シテ此ヲ稱ス、並ニ子ノ字是古ノ禮ナリ、士ハ信士、縣官室ハ大姉、諸侯ハ夫人、大夫ハ孺人、尙又文字ヲ議

諚致シ置給ハヾ、千載ノ後ニ至テ是ヲ規範トシテ、貴賤躐レ等無ク、禮法自炳然タリ、文公家禮ニ、位有ル者ハ官名尾字ニ府君ト書ス、今長崎夏商ノ墓ニハ公字ヲ書ス、華域ハ商賈迄尊字ヲ用ユル例カ、是以テミレバ、我邦ノ民ハ能貴賤ノ差別ヲ知レリ、今僧侶ドモ改名ニ直段ヲ立テ財ヲ貪リ、貴賤躐等スルハ更ニ論ナシ、是故ニ改名ハ面々ノ意ニ任セ、僧侶ニ憑ムニ及バズト命令有ラバ、民患ヲ蠲キ禮儀行ルノ仁政ナリ、國初ノ御制斷ヲ以テ見ルトキハ、一統ノ義ハ格別、儒者ハ儒法ニ循ヒ、神道ハ神職ノ輩ニ有ズトモ、日本流ノ喪禮ヲ行フトモ、强テ上ヨリ咎モアルマジキ事ナリト、渾成翁ノ神道喪祭略私記ニ出セリ、今侯國ニ於テモ文道盛ニ及ビ、聖賢ノ書ヲ學ブ者寡ラズ、然ドモ葬式總テ僧侶ニ陷ルユヱ、看非禮ト知レドモ、顰眉搔頭已ム事ナク、僧侶ニ托セザレバ、彼等公威ヲ鼻ニ掛ケ、俗吏モ又此ニ循ヘリ、治國安民ノ法ヲ敎導スル儒者タル者、一代ノ大禮タル葬禮ヲ異端ノ者ニ附屬スルハ、如何ノコトゾヤ、特ニ貧民ノ葬式ハ深更ニ及ベバ、雜用過分ユヘ、黃昏ヲ期スレドモ、檀寺時ニ由テハ酒客有テ疾來ラズ、使二三度ニモ及ブコトアリ、或ハ三里四里隔ル寺ニハ、迎ノ使者ニ甚難澁シ、又寺格アル僧ハ肩輿ニ乘リ、長柄・挾箱・扈從・輿儓・皂隷數十人ヲ召具シ、喪家ノ傷逝且紛雜ノ半ニ、酒食・饗膳・布施金・雜用、僅四五句ノ隶矩誦經、何程ニ充ル事ゾヤ、身代之ガ爲ニ落ル者間アリ、故ニ鄕人ノ善者ハ是惡弊ヲ惡マザル者ナシ、此民患ハ下ニ居リ、其實地ヲ踐マザレバ、上タル人ハ知ラザル所ナリ、華域ニ於テ賢君子多キハ、宋朝ニ如ハナシ、其中薛文淸ハ宋三百年第一ノ賢者ト稱スル

ハ、能下情ニ通徹スル故ナリ、其人ノ語ニ、「爲二國家一通二下情一爲レ急」ト云、假令大德ノ君トイヘドモ、下情ヲ知ラズンバ、美玉ヲ櫝中ニ藏メ置ガ如ク、其温光ヲ知ル者無シ、故ニ民信ゼズ、信ゼザレバ、治メント欲シテモ治マル事無ク、戰勝ント欲シテ勝ツコトナキハ、古ノ歷史ニ炳然タリ、玆ニ下情ヲ知ラズ、唯法ノミ立テモ、却テ損ト成ル事一條ヲ著ス、近年西國儉法ヲ立テ、絹布ヲ停メ綿類ヲ許ス、由レ之唐木綿更紗ヲ買ル事限無シ、是估モ絹布ニ劣ラズ、華舶之ガ爲ニ大ニ利ヲ得ル、是異國ヲ賑ハシ、我邦ノ織工衰微ノ端トナルハ、小ヲ見テ大ニ闇ク、却テ法ヲ立國害ト成ハ、全民間ノ事ヲシラズ、唯席上ノ理ニ據ル所也、今時政ニ與ル者ハ畠水練多シ

服忌輕重

服忌令ノ事、民間ニ服ト云事ヲ知ル者、天下廣シトイヘドモ、之ヲシル者萬人ニ一人モナキトミユ、夫制令ハ人ニ行ハシメンガ爲也、知ラズシテ行フベキ樣ナシ、然レバ法ノミ出シテモ無用ト成ル、今世ハ只忌中ト云テ、父母ハ四十九日、兄弟ハ二十日トシルノミニテ、是日數モ孜々タル事モナシ、固ヨリ喪中忌ハ云ニ及バザレドモ、古來言ヒ傳ユル所ハ、死穢有ルユヱ神事ニ憚ルヲ云、古ハ服忌ト連テ云事ナク、神事ノ期ニ臨ミ、素服ヲ着ル迄ハ、神事ヲ憚ルユヱ、別ニ忌ノ日數ハ無シ、故ニ上古ノ書ニ、忌ノ日數ノコト見エズ、服假ト云テ、假ハ暇ナリ、禁廷ニ出朝スル者ニ、喪中ハ隙ヲ許シ給フ、（卜部兼倶神祇服假令、此事見ヘタリ）暇ヲ忌ト爲スハ近世ノ事ニテ、大ニ人ヲ惑セリ、今文明ノ世ニ當リ、如何ノ事ニテ

斯二條ヲ建給フヤ、孰レカ一條ニ決シ給ハヾ、事煩ハシカラズ、萬民皆肯テ迷ハズ、一決スベシ、又官吏ノ儔父母ノ喪ニヲリ、未五日ヲ過ザルニ忌御免ト云テ、髮ヲ剃リ酒肉ヲ食ヒ、官署ニ出テ公事ヲ勤ム、夫人倫ノ道ニ於テ、父子ノ情ヨリ厚ハナシ、若國家ノ一大事ニ至リ、此人ヲ得ズンバ叶ハザル時ハ已ム事ナシ、然ドモ今太平無事ノ世ニハ、官人五十日百日闕タリトイヘドモ、別ニ代人幾許ゾ、不肖ノ者サヘ能其職ヲ勤メテ、世ヲ過スハ天下皆爾リ、奪情起伏ノ法ハ人心ヲ失フ基ユヱ、必無キヲ善シトス、足利尊氏喪中ニ北條高時屢出陣ヲ促セバ、尊氏ツヒニ叛逆スル、是等ハ君タル人全恕ト云コトニ昧キ故ナリ、故ニ「仁莫レ如レ恕」ト云、我邦モ古ハ公卿皆素服ヲ着テ倚廬ニ居レリ、其故ハ藤原道信ノ歌ニ、「限りあれば今日脱ぎ捨し藤衣、つきせぬものは涙なりけり」トミユ、喪禮ハ人ノ大禮ナレドモ、戰國ト成テ竟ニ廢レ、今ニ於テ舊弊ニ因循シ曾テ行レズ、近年仁孝天皇倚廬ニ居リ、帶絰シ給ヘリ、今西海ノ侯國ニハ、父母ノ喪ニハ五十日麻布ヲ着ル所モ有リ、是モ實ハ定服ノ日數ニハ非ズトイヘドモ、當時ニ於テハ天下ニ希ナルユヘ、斯ル所ハ最賞アルベキナリ、夫孝ハ萬善之長、百行之本、孝悌ニシテ上ヲ犯ス者無シ、上ヲ犯ス者無ンバ、兵氣何ノ所ヨリ起ランヤ、今士庶人モ間ニハ三年ノ喪ヲ勤ル者ナキニ非ザレドモ、上遠クシテ其賞モナク、却テ五刑ノ重ニ非ザル小盜ハ、時々罰ニ處スルハ、頗賞罰ノ輕重不レ中トミエ、婚喪ハ一代ノ大禮ユヘ、華域ハ古ヨリ最重クシテ、犯禮ノ罪細密ニ致セリ、然ニ元主夷狄ヨリ出シユヱ、此禮ヲ廢棄セシニ、僅九十餘年ニシテ亡ビ、明興テ再古ニ復ス、

今淸朝モ夷狄ナレドモ、太祖賢明ユヱ、天下ノ治道ハ固ヨリ禮ヲ本トスル事ヲ知リ、明朝ノ舊政ニ沿ヒ、遠近ノ禮至テ嚴重ニシテ「居喪二十七月內、不二燕會一、不ㇾ鼓ㇾ樂、不ㇾ娶ㇾ妻」、出二大淸會典一其餘ノ法律悉明朝ニ因循ス、其明律、「居二父母及夫喪一、而身自嫁娶者、杖一百、若男子居ㇾ喪娶二妾妻一、女嫁ㇾ人爲ㇾ妾者、各減二二等一、若居二祖父母伯父叔母兄姉喪一嫁娶者、杖八十、妾不ㇾ坐、若居二父喪舅姑及夫喪一、而與應娶嫁人、主婚者、杖八十、又兄亡收ㇾ嫁、弟亡收二弟婦一者、絞刑、收二父妾及伯叔母一者、刑各斬」、又服中肉食酒宴ハ杖八十、父母ノ喪ヲ匿ス者ハ徒罪一年、是刑法天下一般能行ル事カ、今長崎唐館ニ居ル夏商ドモ喪ニ丁レバ、一月二十日酒肉ヲ絕チ、鼠色ノ喪服ヲ着ル、月ヲ以テ日ニ易ル省略トミユレドモ、我邦ノ忌ト云日數ヨリ長シ、故鄕ヲ去ルコト數百里、異國ニ居テサヘ、斯喪ヲ勤ル事深切ナルニ、我邦今世ノ風俗ハ、父母死スルニ僅五十日ヲ待兼ネ、死日ヨリ飲酒嗷笑、族類知音一村ノ者ドモ慰弔悲禮ナドト呼デ、酒樽ヲ携ヘ大ニ燕會シ、兄弟叔父迄ハ押々二十日髮ハ立レドモ、酒肉・遊樂・喧嘩・口論・物見ニ往ザルハナシ、況華域ハ兄死シテ此嫁ヲ妻ト爲レバ死刑成ニ、今時ハ兄弟死スレバ、已ニ二三月ヲ過セバ、家事不自由ユヱ、能キ配偶ト遂ニ婚ヲ結ブコトハ、天下皆爾リ、實ニ胡狄ノ俗ニ陷キル事太息ニ堪タリ、是弊俗ハ必竟是迄每年奉行人民ヲ集メ、憲法條目ヲ讀ムトイヘドモ、曾テ喪禮犯誡ノ條目敎訓無キユヘ、人ハ木石ニ非ザレドモ、知ラズシテ行フ者無シ、是國家ノ大缺典ナリ、間ニハ儒學ノ人ハ、五服ノ日數看略有リト歎慨スレドモ、假令法制ノミ出シテモ、行レズシテハ何ノ功モ

無キ事ユヘ、今御定通服令ノ日數ヲ能勤メナバ、此上ナキ事ナレドモ、僅ノ忌日サヘ守ル者希ナリ、今喪家毎ニ服忌ノ分チヲ論談スレドモ、之ヲ斷ムル者曾テ有ラズ、由レ之孰カ一條ニ致シ、律ハ明朝ニ沿ヒ、父母ハ何月、兄弟ハ何日ト究メ、若之ヲ犯セバ其罰何ト、罪科ヲ細密ニ記シ、天下ニ令ヲ下シ、嚴刻ニ誡メ給ハヾ、庶民モ喪禮ノ重キ事ヲ知ルベシ、固ヨリ喪ヲ勤メザルハ、不孝不信ヨリ生ズ、左傳、「事レ死如レ事レ生、禮也」トミユ、死ニ能仕ユル事ヲシレバ、猶能生ニ仕ユル事ヲ知リ、忠孝ノ道自立ベシ、天下億兆ノ民ニ孝道ヲ行ハシメ給ハヾ、其德ハ上一人ニ歸シ、天地感應シテ禍亂興ラズ、「祚胤萬年、百福必至」ト、孝經、「愛敬盡二於事一レ親、然後德教加二於百姓一、刑二於四海一、蓋天子之孝也」トミユ、身一人孝道ヲ守リ給フトモ、萬民ニ行ハシメ給ハズンバ、是天下ヲ御スル王者ノ孝ニ非ズ、曾子ハ大孝トイヘドモ、其化天下ニ滂流セザルユヱ、孔子ハ匹夫ノ孝ト宣ヘリ、（俗ニ中ト云ハ、喪中ノ轉音ニテ誤ナリ、釋氏要覽云、人已毎レ至二七日一必營齋追薦、謂二之累七一、五雜俎云、死毎二七日一、則備二一祭一、謂二之過七一、至二四十九日一而止、死後朝夕、上食至二百日一而止、至二六十日一、則不レ用二本家食一、而順二外家或女家一送レ之、相沿以久、不レ知二其改一也、秦人謂二飢喪一家食日二殘孝一也）

今天下一般人死スル時六道錢ト名ケ、文錢拾二文、又四十八文棺ニ入テ送ル事アリ、是弊海內ノ總戶一日ニ幾千萬錢ゾヤ、歲ヲ經ナバ官錢統テ盡ルヨリ外ナシ、大禁タル事、幽僻ノ小寺ニ至ルマデ嚴令アラバ、國家富饒ノ基ナリ

官ハ職掌ノ名ナレドモ、武家ト爲テ卑俗ニ陥レリ、東百官ハ相馬將門ニ發刱シ、或ハ鎌倉時代トモ云、當今上ノ制法寛ニ過ルユヘカ、民間ニ右京・左京・左衞門・勘解由・掃部ナドト自放ニ名ケドモ、是

皆禁廷ノ百官ニテ、各其職有ルベシ、戰國ト爲テ禮制竟ニ亂レ、列國ノ陪臣小身者モ過半守字ヲ名キ、特ニ鏡工モ何守、鍛冶モ何守ト記シ、此ヲ受領ト稱スレドモ、受領ノ字義ヨリ間違ナリ、或ハ今ニ於テ田舍ノ藪神ノ禰宜モ、京都吉田ニ納金スルニ、財多ケレバ守ノ字、少ナケレバ正ノ字ヲ名ク、固ヨリ正字ハ官職ニ究リアル文字ナレドモ、其差別モ無キトミユ、當時守字ヲ名クコト、年ニ從ヒ相競フテ熾ナリ、古來ノ宿弊トハイヘドモ、守ノ一字ハ重キ事ナリ、彼等守字ヲ名キテモ、何ノ益ニモ成ラズ、唯世ニ衒フ迄ニテ、其雜費ハ擧テ庶民ヲ婪ル所ナリ、官高ク致セバ、婪ル事益多シ、國家ヲ治ルハ禮ハ本タルユヱ、庶人ニ百官ノ名、及ビ無格ノ禰宜等守ノ一字ハ、禁制タル事正政ト云可

舞馬准備

洪範云、水曰ニ潤下一、火曰ニ炎上一、漢五行志、棄ニ法律一、逐ニ功臣一、殺ニ太子一、以レ妾爲レ妻、則火不ニ炎上一、說云、火南方揚ニ光輝一爲レ明者也、其於ニ王者一、南面嚮レ明而治、書曰、知人則哲能官人、故堯舜擧ニ群賢一、而命ニ之朝一、遠ニ四佞一共工、驩兜、三苗、鯀、放ニ諸野一、孔子曰、浸潤之讃、膚受之訴、不レ行焉、可レ謂レ明矣、賢佞分別、官人有レ序、帥ニ由舊章一、敬ニ重功勳一、殊ニ別適庶一、如レ是則火得ニ其性一矣、若廼信レ道不レ篤、或燿ニ虛僞一、讒夫昌、邪勝レ正則火失ニ其性一矣、自レ上而降、及下濫炎妄起、災ニ宗廟一、燒上ニ官館一、雖レ興ニ師衆一、弗レ能レ救也、是爲ニ火不上レ炎レ上、春秋宣公十六年、夏成周洛陽宣榭火、榭者所ニ以藏ニ樂器一也、宣其名也、董仲舒・劉向以爲、十五年、王子殺ニ召伯毛伯一王禮王子捷也、召毛周大夫天子不レ能レ誅、天戒レ若曰、不レ能レ行ニ政令一、何以ニ禮樂一爲、

而滅レ之、左氏經曰、成周宣榭火、人火也、人火曰レ火、天火曰レ災、榭者講武之坐屋」トミユ、夫古ノ明哲ハ天理ヲ知テ懼レ肅ム事如レ是、然ルニ後世ニ於テ火災ハ常トスルハ、天道ニ朦キ故ナリ、天火ト云ハ容易ニアル者ニ非ズ、過半人火ナレドモ、人皆其罪ヲ天ニ歸スルハ一般ノ人情ナリ、人火ハ統テ怠リヨリ生ズ、若天火ナラバ天刑ユヘ、其陰惡尙重シ、然ドモ自身ノ家ヲ燒ク者無キユヱ、刑律モ亦寬宥トミユ、今淸朝ノ律ハ、火元ハ流罪ト建レドモ、是モ燒屋ノ多少、其時ノ變ニ應ズルコトトミユ、服食器財ヲ空ク一時ノ煙ト成スハ、天物ヲ暴殄スルコト、其罪輕キニ非ズ、細民ノ一小屋ヲ建ルモ、其本ヲ稽ユレバ、始樹木ノ生ズルニ、芽蘖ヨリ蟲ニ喰レズ、枯槁モセズ、烈風ニモ折レズ、稍五六十年ノ年ヲ經テ材木ト爲ル、又銅鐵ノ鏁釘モ、始山岳ヲ穿チ、金砂ヲ淘汰鎔錬スル其艱苦ヲ思ヘバ、一寸ノ釘一尺ノ材木トイヘドモ、仲々花奢ノ家造ニ費スベキニ非ズ、故ニ俗ニ火元ハ七代祟ヲ受ルト云モ尤ナリ、田舍ニ時々出火アルハ、擧テ農家ノ灰小屋ヨリ起レリ、是モ政道廃レシ國ハ曾テ絕エズ、都會人家多キ所ハ火災多シト云ハ尤ナレドモ、華域北京ハ大總ノ戶數ナレドモ、火災ハ希ナリト聞ク、京都浪花其餘ノ國府、家數五六萬乃至十萬ニモ及ブ市坊ニモ、火災ハ時々此無シ、然ニ東都ノミ日ニ月ニ絕ザルハ、畢竟天下大湊ノ地ユヘ、市人財貨ノ儲ケ易ク、萬事過發ニシテ、日用ノ事物忽ナルユヘ、火ノ取扱モ不愼密ヨリ生ズトミユ、「福生二於微一、禍生二於忽一」トハ是ナリ、世間ノ浮說區々ニテ、東都ハ日傭ノ者ドモ事閙キ時ハ、日ニ賃金一歩ハ不足ノ樣ニ思ヘリト云、他方ニ比ブレバ、十日

ニ當ルベシ、斯高利ヲ貪ルユヱ、日用ノ遣方モ暴ク、破桶ニ水ヲ入ルニ同ジ、由ㇾ之若閑ヲ得レバ、日傭ノ姦民等私欲ヲ以テ火ヲ起スコトモアリト風聞ス、或ハ借家ノ者ドモ債負ヲ遁ント致セルトモ云、然バ京・大坂其外大都會ハ借屋ノミ多ケレバ、時々附火有ルベキナリ、是皆妄説ナラン、又作事モ時時火災有ルユヱ、堅固ナルハ無益ト、自身ヨリ火災ハ常トシテ、懲毖セザルハ甚了簡違ヒナリ、盜賊縱火ノ大罪ハ叛逆ニ次グベキ重罪タルニ、古ノ律ニ八虐十惡ノ中ニ加ヘザルハ、定テ故有ルコトカ、今ノ樣ニ時々火災起リテハ、甚民難ト云ベシ、特ニ諸邸ノ回祿ハ天下一般遠埵迄響キ渡リ、侯國ノ庶民竹木ノ徭役モアリ、且領主窮スレバ已コトナク領民ニ貢金賦歛增厚ノ媒妁トモ成リユキ、又時々ノ再造ニテ竹木ヲ倒シ、山林荒枯シテハ、山神ノ祟モ恐ルベキナリ、縱仁政ヲ施シ給ヘドモ、是民難消弭ノ術無ンバ、大仁トハナラズ、兵ハ抑何ノ爲ゾヤ、廼民難ヲ濟フガ爲ナリ、然レバ不虞ノ備ヨリ、今目前ニ視タル鎭火ノ備有ル工夫コソ專一タラン、「循ㇾ流而下、易㆓以至㆒、倍ㇾ風而馳、易㆓以遠㆒」（出㆓説苑㆒）ト云ヘバ、天災モ兼テ要愼ノ備ヲ爲シ置カバ、其害モ亦寡カルベシ、旱バツモ大堤ヲ築キ、火災モ瓦ニ致サバ、其難十分一也、今東都ニ文庫倉ト云者有レドモ、市町民廛ニ藏家ト云者ナシ、西國ニハ間アリ、予ガ鄕ハ陶器製造ノ地ニテ、毎月一町毎ニ猛火ヲ用ユル所ニテ、祟火ヲ防グニ甚宜シキユヘ、富有ノ者ハ皆此家ヲ造ルニ、至テ堅固ニシテ諸方ノ瓦屋ニ類スベキニ非ズ、右ニ由テ愚按ズルニ、東都ノ市街ニ此家ヲ二丁目三丁目ノ界ニ一軒ヅツ建置ハ、烈火トイヘドモ、是ニ限テ絕切ルナラン、是

法ハ高一丈八九尺三階作ニシテ、壁ハ埏垣ノ赤土厚一尺許ニ塗リ、窓モ大戸モ同ク土ニテヌリ、又銅戸モ宜シ、土ハ赤土ニ限ルベシ、店戸モヒサシモ土戸ニ致、火災ノ時直ニ此戸ヲ塞グベシ、表通ノ軒間ハ廣キニ及バズ、僅三間餘ニ致シ、棟ハ一棟ニシテ谷ヲ作ラズ、長ハ十間二十間、其町ノ火ヲ絶切リ防グ様ニ工夫スベシ、檐下ハ楊裏ト云テ、土ニテ塗リタル木口ヲ隱シ包ム可、總壁上塗ハ堊ニスル也、瓦ハ本瓦ハ決シテ惡シ、間略ノ六七枚物ニスベシ、是作事ノ雜費ハ赤土床サヘ近ケレバ、過分ニ入ラザレドモ、東都ハ土床遠キユヱ、過當ノ入費ナラン、蓋鎭火ノ法ハ民難ヲ救フノミナラズ、天物ヲ暴殄セザルユヘ、天心ニ叶ヒ天助ヲ得給フベシ、前ニ演ル通リ、市中ノ者火事ハ常ニ思ヒ、作事ハザツト早ク致シ置クハ、尤ト見ユレドモ、深ク想ヘバ天地ヲ畏レズ積二不善一ト云者ナリ、若一度火災ニモ逢バ、遍至ト共身ニ懲毖シテ、勢ノ及ブ丈ハ、鎭火ヲ心頭ニ懸テ造營シ、其上ニテモ火災アラバ已事無シ、天地ニ對シテ陳謝モ立ツト云者ナリ、天災ニ於テ一切ノ事懲毖シテ心ヲ竭スハ、固ヨリ時ノ官人ノ有リ前ナリ、唐長孫無忌ハ洪水起テ自攝職ヲ辭ス、斯常ニ天道ヲ恐ルレバ、天地感應シテ祚胤萬年ナル事、マサニ知ルベキ也、況今時天火ト云ハ皆人火ナリ、天火ハ滅多ニ有ル者ニ非ズ、若是ニ氣附ズ、知ラズ識ラズ天ヲ恐レザレバ天運拙ク、其中不虞ニ至ラバ、金城湯池强兵百萬トイヘドモ必勝ヲ得ズ、天道ニ愜フトキハ、躬求メズトイヘドモ、天必大命ヲ錫フ、神君及淸太祖ノ如キ是ナリ、故ニ「天命無レ常、維德是予」ト云、此意ヲ考ヘ、何ノ町カ時々火ノ起レル所ニ、先右ノ藏家ヲ試

ニ一軒造營シ、彌其證顯レシ時、漸々此地彼地ニ立テ、一年ニ多クハ造クリ給フコト勿レ、一度ニ致セバ、入費モ又十倍スベシ、右ノ家ハ田舍ノ市中ハ一軒作リ故作リ易ク、火災モ又免レ易シ、都會ハ市屋作リ込ユヱ、鎭火モ難シトスレドモ、是亦今改メ難シ、由レ之右ノ藏家ヲ諸處ニ立テ、累火ヲ絶ツ事ヨロシカラン、蓋此家商賈ノ店ニハ、都會ノ地ニ於テハ如何アラン、其場ニ依テ官局、又ハ物置商賣等斟酌モ有ラン、且大絢左官等己ガ手際ヲ視セン爲ニ、色々ノ飾ヲ附ルユヱ之ヲ棄テ、唯鎭防專一トスベシ、又穴倉ハ出入甚不便利ノミナラズ、品物ニ依テ濕氣ヲ受ク、予ガ鄕ニカマ倉ト云者一二軒有、文祿年間高麗ノ陶工歸化スル時始テ製造トモ云傳フ、是家造未曾テ天下ニ有ラズ、假令烈風猛火ノ中トイヘドモ、累燒スル事無キトミユ、御城内又ハ諸邸ノ寶藏ニハ此ニ如ハナシ、然シ是製造ハ此ヲ視ザレバ、紙上ニハ述ベ盡シ難シ、昔ノ造リ方ハ柱ヲカマノ内ヨリ立レドモ、外ニ建ルコト防火ニ甚ヨシ、上塗ハ三灰土ヲ以テヌルベシ、カマノ高ハ古作ニ增テ高ク致スコト便利ナリ、埏垣ノ赤土ニ限ルユヘ、決シテ餘ノ土ニテ造ルベカラズ、赤土場サヘ近ケレバ、入費ハ至極下直ナリ、或邦ニ石倉ト云テ、壁ハ石ヲ疊テ致スヨシ、蘭國ノ家作ハ鎭火ヲ第一ト造ルト聞ク、東都ニ於テ目前民難ヲ患ヒ給フハ、是一條ニ在ルユヱ、尙モ鎭防ニ心ヲ鍊リ給フ事、奏スルニ及バズトイヘドモ、是余ガ献芹ト云者ナリ

天明錄卷之五　大尾

家職要道

正司考祺著

勸善道話 家職要道

惣目錄終

勸善道話

家職要道卷之一

肥前　正司南鈌　著

問二生計一

或人の問るゝは、人一代の勤むべき事は、如何なる事を守るや

答て曰　人の生涯始終を論ずるに、朱新仲といへる人の語に、人天地の間に生れて、壽夭齊からず、姑七十歳を以て卒（をわり）と定む、十歳を兒童といふて、父母の膝下寒暖燥濕の節を視て、乳哺衣食の宜きを調ふて成長す、是を生計と名く、二十歳を丈夫と言て、骨强く志健に、津を名利の强きに問ひ、馬に秣ひ、兵を厲し、以て吾勝を取り、騏子の櫪（ふみいた）に伏して千里に走るが如するを、これを身計と名く、三十歳より四十歳迄は、日夜に思ひを注ぎ、利を擇んで行ひ、位は高からん事を欲し、財は厚からん事を欲し、門は大ならん事を欲し、子孫は盛ならん事を欲す、是を家計と名く、五十歳に至れば、心も怠り力も疲れ、世間に俯仰し、智術も用ひ盡して、西山の日稍逼り、過陰の駒留らず、緣に隨ひ運にまかせ、念を止めて心を休め、善く力て藏す事蠶の繭を作るが如し、是を老計と名く、六十以上は甲子一周、六十一年夕陽山に啣み、倏爾として樹に就き、內に一心を觀じ、絲毫も慊（うらむ）る事なきを要す、是

を死計と名く、朱新仲常に人に語れるに、身計を以てすれば大に喜び、老計を以てすれば答へず、死計を以てすれば大に笑へり、此事異聞錄に見へたり、余も弱年より此心持にて世を送れり、「始有ㇾ苦後有ㇾ樂」とは天道の常理故、四十より中に身體に汗を流し、晝夜怠ず精心に勵めば、老に及んで必らず安樂の身となるべし

無學人問ㇾ知ㇾ道法ㇾ

或人問るゝは、我は家職繁多の身故、博く書物を讀事も屆ず、如何して道を知るべきや

余が答へに、隨分易き事なり、第一上の法度を守るべし、上に在す人は聖賢の書を見て、制律を立たまへる故、是を守れば天道に協ひ福を得て、家內も繁昌すべし、俄に學文せんと師匠を求るにも及ぶまじ、論語に、「三人行へば必らず有ㇾ我師ㇾ焉、擇ㇾ其善者ㇾ從ㇾ之、其不善者而改ㇾ之」と見へたり、三人とは、一人は我に取れり、僅四五十軒の町にしても、善き者と惡き者と有者なり、其善人のいふ處其爲す所を視て、是を我身に行ひ、其惡き者のいふ處其爲す所人皆惡む故、我身にも斯やあらんと、能々省て是を改むれば善人と成なり、是則師匠ならずや、故に我も共に三人行へば、我師焉に有といへり、武田信玄公の語に、人は良友に得て問べし、一日に一ヶ條聞ても、一年に三百六十ヶ條、一善を行へば一惡は去ると宣へり、人の性質には才不才あり、不才の者は進まざる故、天の惡みを受る事も鮮けれ共、才ある者は俗智故、聖賢の智惠を假ざれば、其才智の計る處、多くは天理に差ひ、天誅を受て其

終全からず、孩兒は五六歳より氣質は知れる者故、捷才の者は尙も學文致させ、忠孝の道を敎べし、子を養ふて敎ざるは親の過なり、世俗の者我身につく酒食衣裳代は惜まず、子を道に率る書物代を惜むは、酒樽の洩を塞がず、丹漆を以て塗が如し、學文といふても、今時の者は手習に遣るを學問と思へども、字を書く事は下手にてもよし、唯書物を讀せよ、多く讀するにも及ばず、小學一部を諳讀さすべし、寺には遣るべからず、敎かた捷どらず、其上法外の者故、自然と無常の風に化せられる者也、無常の氣を起せば、出世は出來ざるべし、兼好の徒然草にも人は無常の氣を起すべからずと見へたり

商人問㆓大黑祭事㆒

商人の問るゝは、我一年に六回甲子の大黑を祭り、御神酒御膳を供へ、山伏を招て經を讀み、酒宴を設て祈れ共、是ぞといふ其驗も見へず、益不景氣也、近頃出家の話は、毘沙門稻荷は高運の神樣と誨らる、商賣は運による事故、是より大黑を捨て毘沙門稻荷に易んと思へり、如何あらんや

余答て、人は何事も運强からざれば、願望は遂がたし、其運氣といふは、神佛に非ず、吾一心にある事なり、抑神といふ字は、元は鏡といふ事なり、中のかの字を略して神と訓めり、其證(そのしるし)を視せんが爲に、今神前に圓鏡を懸てあり、吾容鏡に移れるが如く、邪の心あれば邪神來り、正き心あれば正神來りたまふ、譬ば公事訴訟をなすに、邪心を懷き、賄賂を以て誣告するとも勝事なし、正直を以てすれば、進物(まいない)なけれ共、官斷を經るに於ては理屈(まける)事(こと)なし、倘賕吏ありて一旦は非分の捌を受る共、世間の

人許さず、遂には勝敗分明也、増てや天地同體の神也、覡・山伏に賄賂して百味の膳を備め、萬卷の經を讀て諂ふ共、我心正直ならずんば却て神を瀆し神罰を受べし、福神といふは七福神に限るべからず、我心正直なれば、諸神は皆福神なり、大黒といふは元佛氏より號し事なり、大國天また摩訶葛諫共いふ、水德の神に立て、金を貯へし神にあらず、神道にては大己貴命にて軍神に崇め、又醫術を叛し神也、甲子の日は暦法割出す緒故、此日を定規に取て、三百六十日立れば、何處までも引延して行也、故に天地暦日の信義を始に立るが如し、此日に祭らば、甲子の如く其元を治めよ、覡山伏の家祓といふは、はの字はあと同音にて、洗といふことなり、我心の汚穢を洗へば、諸神自來らせて守り玉へり、香を炷き家を清めても、我心を清めずんば、神を倚張もの也、出家山伏の徒祈禱を爲にも、先一番に護身法の印相を結べるも、先家を清淨になす事也、今時は頼める人も、頼まるゝ人も、胸中の汚ある故、又頼まるゝ神も、邪神より外は來り玉はず、右の事を得と合點して、神の力を假て高運を求めんと思はゞ、正直を以て家職を勵まば、家内必らず繁昌すべし、天滿宮の御歌にも「心だに誠の道に叶ひなば、祈らずとても神や守らん」、此誠といふ一字は、佛經に阿耨多羅三藐三菩提といふ九字也、佛道大悟徹底の止りも、只此九字に至る迄なり、今致す處の一年六回の酒食用は、是を減じて線香一炷立ても、我心正直清淨にして祭り、右の入費を以て店方に入れ、下直にするに如ず、併品物は限りなき故、其中何か一二品、又は老幼の人を惠みてもよし、然る時は却て神慮に叶ふべし、我も壯

年の頃は手太き商賣を致せし事も有れども、甲子と不成就日といふ事は曾て知らず、又不景氣といふ事もなきと見へたり

問㆓神佛靈驗事㆒

或人問るゝに、神佛を信心致さば、其靈驗彌ある事か

答て曰　隨分靈驗ある事相違なし、信心とは信の心と書て有、我心信義を守らば、靈驗立處に見ゆべし、世間の人神道佛道の本意に味らくして、無益の信心を致す者多し、商人は人を誑騙を道と思ひて高利を婪り、或は債促に逢ふを懇とせず、數十度も人の足を勞せしむる事、是第一家の不祥にて、衰運となる基也、神は正直の頭に宿り玉ふに不正のみ多く、神の惡める花奢を嗜み、女犯大酒に壽を縮めて、朝夕息災延命と口先計賴んでも、行狀にては我を貧しくなし玉へ、我壽を縮玉へと賴める物なり、「禍福非㆓自㆑天降㆒所㆓自招㆒」といふ事あり、借金を借りて返す事を知らず、正業を勉ず、姦邪の心を以て富し、神佛の御蔭と寺宮に大惣の寄進抔致せるは、不淨の金ゆへ、神に糞汚を以て灑に異ならず、又自身の寄進にもあらず、矢張銀主の寄進と成べし、此道理を得と考へて、百貫の寄進は一貫にても、神佛は不足と思ひ玉はぬ故、一文にても借用せぬ身代と成て、假初にも不直の事をせず、眞の清淨潔白の身を以て寄進をもする時は、神佛も大に歡喜玉ひて納受まし〱我念願も屆くべし、人欲限りなき物と見へて、此世にて富貴を願ひ、未來迄極樂に往んと、兼ては一文も慳める吝嗇者も、寺

には少しも惜まず、金銀米穀を上るは、僧徒を仲人となして賄賂を致し佛を賴むは、四養て五を取らんとするやうに思はる、若金を上ても未來は地獄に往と言ば、一錢も上る者は有まじ、然ば全强欲より起れる事にあらずや、佛法といふ物は、貪・瞋・癡の三毒を離れて、無上淸淨界に至らずんば、佛心には叶ひ難し、不淨の心を持ては、日に題目念佛百萬遍唱へても、只舌を費すまで也、今時の者は行狀は省ず、商賣繁昌と稻荷を信仰し、樣々の寄進抔致して、福なければ却て怨みる者世に多し、攝州武庫山の邊に、或日獵人狐の子を獲來れば、隣の者是を視て、狐は稻荷の使手にて、能人に福を授る神通の者故、貨を得しと欣で、金子一兩を以て購ひ、是を抱て武庫山に往き、狐の穴を探り其傍に放ち、我は至て貧乏なれ共、金子一兩を以て汝が子を救へり、其報恩に福を授けよ、必ず忘るゝ事勿れといふて皈り、定て福を授んと思ひしに、其男妖言して大恩實に肝に銘ず、然れ共我固より靈拙くして、人に福を予ふる事能はず、尤恩義は曾て忘るゝに非ずと、言終りて本心に原く、主人大に欣び、福來る事は間違なしと思ひしに、程なく疫癘流行して、俄に老母死し、尋で妻も子も傳染して死すれば、主人は案に相違して大に瞋り、彼狐却て報るに禍を以てすると、武庫山に馳往き、穴に望んで、金一兩は我身の上にては大金也、福を望んでこそ出せしに、母を失ひ、妻子迄亡ふ事、報ゆるに斯る大災を以てするは、如何成事ぞと罵りて家に歸れば、其夜の夢に、老狐來て我人に福を予ゆる事叶はず、唯報ん事を思ふのみ、兼々君は家人多くして貧窮と歎き給ふ故、家内を減らして其萬ヶ一を報ゆ

る迄といへり、今時は野狐に赤豆飯・鮮魚抔を予へて福を賴み、或は野狐にも勝る修驗僧巫の徒より家相・卜筮・祈禱抔勸められ、滅多無性に信心を勸められて、儲けがたき金銀を棄る事は、狐狸に誑張るよりも甚し、此事全く正心を失ひ、心を動かすより生ずる事也、濟門の祖師聖一國師の法語といへる書に、文字言句は畫ける餅の如し、飢る時一日餅々と言つても、腹に實べからず、熱き時一日風々と言ても、冷にはならずと言しは、誠に感心すべし

問神佛異法說

又問るゝは、佛は此世にて福を予へ、未來極樂に導き玉へり、神は此世ばかり福を予へ玉へば、佛を信仰する時は、神に勝れる一ッの利ありといふ

答て曰　昔邪智の者あり、神に立願を懸て、我に百兩富の籤に中るやうに致し玉はゞ、九十九兩は奉納致さんといふ、或人是を聞て、百兩取て九十九兩奉納致さば、殘金僅に一兩のみといへば、汝高を言事勿れ、唯神を僞張とする也といふ、今時の者は悲しき時の神信仰と言て、只私欲一遍に神佛に祈るのみ、前に述し通り、我心さへ正しければ、神佛倶に易る事なし、神道に未來と言事はなけれ共、若極樂と言者あらば、神に賴んでも矢張極樂に導き玉ふべし、玆に神佛兩道の語を以諭すべし、釋迦如來の涅槃經に、或家に容顏麗く瓔珞を飾し美女來れば、亭主見鑠て、何者ぞと問ば、我は功德天と言者也、我至る處は七寶を具足するといへば、亭主大いに悅び、早く入らせ玉へと勸る內に、又一人の

醜女門に立、亭主何者ぞと問へば、我は黑暗女と言者なり、我至處財寶必ず衰耗すと云、亭主怒て、早く去らずんば斬殺さんと罵れば、闇女申けるは、汝は愚なる者也、功德天は我姉なり、常に進止を偕にす、今我を追出さば、我又功德を連歸るべし、彼惡を爲せば、我も又好をなすべしと諭しければ、亭主是を聞て、斯好惡あらば、兩人ともに我は用なし、早く去るべしといふ、功德天といふは、功德有れば福自來るをいふ、世間の者は功德といふを人に施す事と思へども、行狀正しく身の德をたもつ事也、黑闇女といふは私欲を以て腹黑くなりて道理に闇きをいふ也、二人共に追出せしは、貧福に心を動かさず、無念無想をいふ也、又住吉明神の託宣に、我無㆓神體㆒以㆓慈悲㆒爲㆓神體㆒、我無㆓神力㆒、以㆓正直㆒爲㆓神力㆒、我無㆓神通㆒、以㆓智惠㆒爲㆓神通㆒、我無㆓奇特㆒以㆓無事㆒爲㆓奇特㆒、我無㆓方便㆒以㆓柔和㆒爲㆓方便㆒

家康公も此託宣を御信仰あらせられて、常に人にも示たまへり、此外三社の託宣にも、正直にあらざれば神は守り玉はざる譯は、已に見へし事也、出家山伏の祈禱する經文統て其身の行狀によりて、褫(さいはい)來る事は明に見へたり、左なくんば僧徒を勞するのみならず、大切の金銀を棄るに同じ、今時の者は身の行狀を省ず、家相を視て此處彼處を仕直せども、其驗も見へず、土地に瘦肥あれ共、吉凶といふ事なし、已一心を動さずんば、如何ぞ恐れ怪しむ處あらんや、統て迷ひを起すは、己が邪心より生ずる事也、佛經に「迷故三千城(まよふがゆへのさんぜんぜう)、悟故十方空(さとるがゆへのじつぽうくう)」と云事あり、又易經に、「積善家有㆓餘慶㆒、積不善家有㆓餘

殃こと見ゆれば、只徳を積時は、子孫は必繁昌すべし、土地同して周は八百年、秦は十五年にして亡たり、富家として右様の事に就時は、諸方より繁客人共來りて、色々の怪語を以て脩張され、却て家の衰微となるもの也、子の善悪は其親に在て、家にあらず、大石良雄の舊宅は今に於て赤穂にあり、代代其家に英雄生るゝ也、是を以考べし

問二神佛祈念法一

或人の問はるゝは、我信心の事を考るに、我邦は神國と唱ゆるに、千萬里阻たる天竺國の佛を拜んより、我邦の開祖たる神を信仰せば、其本を忘れざる復恩と思へり、就ては何れの神を第一とすべきや余答て、吾子は能禮を知れり「神は不レ歆二非禮一」といへり、神を拜する時は先心を屏め、恭敬して拜すべし、貴人に拜謁するさへ、髮を結、衣服を改む、左なくんば罪人の鞫に逢て、廷尉の前に出るに同じ、神は天地同體にて、無言にして咎め玉はず、故に尚も心を清めて拜すべし、故に聖人も「敬二鬼神一遠レ之」と宣ふは、褻瀆す故也、然るに今時の者は、拜さへすれば守り玉ふと心得て、朝は太陽の出玉ふ迄寐て酒後にも拜し、又は宿酲して臭氣未だ醒ざるに拜み、或は夫婦喧嘩して、胸には炎を立る其中より手を合せ、或は用事ある者を腰懸させ、良久しく待せて拜み、家内の者は火鉢一ッ出さず、或は其夜を犯して浴もせず、又は顔を頤ふて手拭を肩にかけ、手を合せて名號さへ唱れば、守り玉ふと思へるは、愚朦の甚しき者にて、却て神を謾り穢す事を知らず、自神を頼んで災を求るやうに願といふ

べし、世の諺に、參らぬ佛に罰は蒙らずとは好教なり、出家山伏の輩、寐ても起ても祈念せよと敎へて、恭敬せよと敎ざるは誤なり、神は敬ふに由て威を益といふ事あり、門徒宗を一向專念と言て、元來唯身願身の彌陀といふ事有て、願身は唱念の間は百事の妄想を棄て、心散亂せざる故善心發起する敎なれ共、今時の者は寺に參り、聽聞の座に群集して、其中にも美女もあれば、忽是に妄念生じ、或は側の婦に壓合ふて、腰を撮み肩をかけ、又は豪家の者有ば、近づかんと進より、金を借れば返すといふ事は常に心に懸ず、或は留主に盜賊に入はせぬかと、心は早宿元へ飛去り、少し陰れば稻は濡れぬか、二三日晴天ならば麥を蒔くべき物と、天を怨んで妄想曾て失ず、願身と言事及びもなき事也、今時一鄕の中にも、念佛三昧にて信者と名る者あれ共、心と口と間違ふて、俗にいふ粃糠念佛ゆへ、子孫繁昌する者一人もなし、吾子の言るゝ通り、遠きも邇よりする物にて、我生國の神を拜せず、萬里を隔て何の所緣もなき佛を拜するは、我國の主人を敬はずして、他國の君を敬ふに似たり、今長崎に來れる唐人どもは、館內に於て童子に至るまで、朝は天子を拜し、夕には先祖を拜す、漢土の人は天下悉く斯致すといへり、當時は外夷より國を取られ、髮を剃り衣服を易へ、異風の姿となれども、聖人の生れ給ふ國故、其餘德は盡ずと思はる、人は第一恩義を知らざれば禽獸に同じ、草木菜穀の類といへども其恩を知れり、一度養すれば能登り、二度培ば二度能實りて、其勞を報るにあらずや、我日本は寒暖時候も過不足なく、五穀草木不自由といふ事決してなく、此上もなき結構の國に生れ得て、

其國を闢き玉へる太神宮を拜せず、餘處の蕃神(ほとけ)を拜するは如何なる心ぞや、また加茂大明神は神武天皇にて、人皇の太祖なれども、曾て一人も知る者なく、此神は靈驗あり、彼神は願のきけると、年にしたがひ人氣惡くなりて、災難益繁き故、私欲を以て金毘羅・太宰府・淸正公・祐德院などと祈願を懸て、日に月に市をなせ共、是は未だ神道の事に昧きより起る處なり、神は元一體にして、其趣く所は國常立尊(くにとこたちのみこと)一神(いつじん)なり。後世神體を木像に作り、或は畫像に致すは、元なき事なれども、文朦の者は向に目當なければ心散亂する故、是を作爲せり、實は壁に向ひても心を淸淨にさへ致せば、神靈は其所に直に來り玉へり、ゆへに小石を立ても、筆を立ても、八百萬神の名を唱へてもよし、其歸する所は卽一神也、佛も眞の佛といふは、釋迦如來一人なり、其餘は彌陀・觀音・藥師・文珠・不動・三世の諸佛、皆影も形もなき物にて、理佛と言て瞿曇(しやか)氏の作爲也、故に宗旨に拘はらず、何れの佛を念じても、其の歸する處は一佛なり、前にも申せし如く、「神は不レ歆二非禮一」といへば、禮儀を以て拜すべし、其禮儀といふは、漢土の人の拜する如く、先其報恩を主とすべし、彼には常に出入いたし、我には出入も致さぬと愛憎(イツシミニクム)起るは、愚俗偏執者の心にて、神佛は斯る心にあらず、依レ之二百年の太平の恩澤を戴く故、先一番に東照大權現・加茂大明神、次に太神宮、次に父母先祖を拜する事每朝怠らず、其次は諸神佛勝手次第に拜すべし、別て門徒の輩是を忘るべからず、其恩儀を知り忠信の心を懷けば、極樂淨土には疑ひなし、父母を拜せず、佛を拜するは、悖德と言もの也、父母生んでこそ此世に居て、神も佛も信仰し、

金銀米穀も寺に納るに非ずや、太平なればこそ、妻子も安樂に世を送るにあらずや、此報恩の心なき者は、畢竟不義信より起る事なり、故に右の了簡し、次第を立て毎朝拜するときは、其念ずる所屆かずといふ事なし、釋迦も國の恩、父母の恩を忘るべからずと報謝經を作れり

問二立願法一

或豪家の問るゝは、頃日我家內に大病人ありし故、神願を懸しに、或出家大願故と大層の寄進を立られしが、神佛も欲得にて有玉ふや

余が返答に、世間の者皆私の欲を以て神佛を視るゆへ斯思へり、神佛は天地同德故、欲といふ者は決してなし、病の輕重を金銀の多少によつて、平癒致させ玉はば、神佛は卑しき野巫醫者か、又は商人の類ひ也、斯る事は賣主坊主の誑騙事ゆへ、必ず信ずる事勿れ、若財を以て神佛の守り玉はゞ、御大名方は常に俸祿を附置玉へば、定て無病におはすらんか、夫天地神明も立所に動かす物は、忠孝の二ツに限れり、其譯は次に出せり、神に願を立るには譬ば上に訴訟の願書を上るに、名代にては無禮故、自身其處の長に持往が如く、巫山伏を名代に賴むに及ばず、神明は我思ふことは、早く知り玉ふ故、願書を書にも及ばず、自心の思ふ事を心に念じ、心願を立べし、今時巫山伏の願狀を記せるに、當年何歲の男病氣平癒、藥力相應と書き、賽には三十三燈明・百度詣・跣行・戶帳・鉦の緒・繪馬・重き時は磚何百枚・石壇・石燈籠・鳥居・盥盟・半鐘抔と、神に交易するやう成事をいたせるに、若之を納受したまは

ば、神は定て凡夫ならんか、漢土には寄進せるを喜捨といふて、人皆物を捨て喜ぶ者はなけれ共、神佛に寄進するに喜んで捨るゆへ、喜捨といへるは、能も名けし物也、其身の行状を省みず、寄進をして禳なくんば、却て佛神を怨るは世俗の情故、手太き寄進抔致さば、子孫に禪りても安心ならざる故、責ては宮寺にも留め置んと思て致し置時は、其念を絶て神慮には却て叶ふべし、必らず神の報を頼むべからず、昔の人の願書を記せるには、其譯筋を立て願へり、譬ば武將の願書には、敵徒何某暴逆にして、人民大に苦しむ故、已事なく兵を起さんとて、願は神力を假り、早く衆民を濟はん事を欲すと記し、私の爲にあらず、一條天皇春宮に在す時、毎夜北斗を拜し玉ふ、或僧何事の心願を懸玉ふやと尋れば、御答に、我耻べき事ながら、時々即位したき妄念起るゆへ、神力を假て此念を絶んと思へりと宣へり、君子の神願を懸るは斯の如し、此道理を能考へて、心願を立んと思はゞ、先第一に自身の行狀を顧て、天地神明の意に協ふやうに誓ふべし、譬ば親の爲に願を立る時は、先ヅ髮を結ひ沐浴して、精進禁酒いたし、何れの神にしても、外に出で北の方に向ひ、または床壁にも向ひ、香を炷き心氣を屏めて、吾不肖にして孝道を竭す事能はず、願ば神明の力を以て、今親の齡を延し給はらば、是より誓つて終身怠らず孝養を盡すべしと、僞かず欺らず、本心より願を懸る時は、必ず其靈驗無といふ事なし、信義無より其驗なし、又貧賤の身ならば、我是まで不養を致さず、家業一遍に努力ども、天性貧窮にして親を安く養ふ事ならず、親の死後に至ては、貧は少しも厭ずと心願を懸て見よ、或は大酒

を止る事を得ずんば、是を禁ぜんと神に誓ひ、又は婬亂博奕或は驕奢一切の事自身の行狀を得と案じて、此事を除かん事を神に誓ひなば、神の御庇にて日に善行に進み、家內も能治り、世間の人より讃美に逢へば、神慮に叶ふ故、天地佛神も感應まし〳〵て、良子生れて子孫必ず繁昌すべし、今時の者は平生德義を守らず、悲しき時の神願にて、若公事訴訟に及べば、己が非義は顧ず、負ざるやうにと神に願を懸け、或は村願成就といふて、人の善惡差別なく、酒代を醵歛して、下戶にも錢を出させて宴會を催し、後には喧嘩口論をいたし、神佛を囮にして穢物にいたす故、神罰降つて疫症其外樣々の災難來るべし、又死して成佛せんと、寐ても起ても念佛を唱れども、只口先計りにて、佛の大禁せし酒をのみ、或は婦人に姦通し、或は田畑の畔を爭ひ、聊の小欲にて親族朋友と仲を違ひ、或は上より德政年賦のやうな粃政もあれば、天よりの予へと大に歡び、救危の恩を忘却し、人の財を奪ふて妻子を養ひ、不直の金を以て佛神に捧ては、如何あらんと言處に氣も附ず、佛神も我心同樣に心得る故なり、又邪欲にして一錢を惜み、隣端に米一升の救ふ事もなく、只日夜金銀を貯んとのみに心氣を苦め、常に胸中より炎を出して、寐ても夢に愛想に冒さるゝは、是則無間地獄に陷るにあらずや、生て地獄に居る身を以て、死して極樂に往べきや、生て極樂に居らば、死して極樂は間違なきゆへ、此世の中より此方より願ふに及ばず、縱ひ此方より地獄へ往んと望んでも、閻羅王も彌陀如來も承知すべからず、若佛法に入んと思はゞ、生て成佛すべし、死して成佛といふは、釋迦如來大乘經の說に於て、直に一

心を明らめ成佛せよと言ひ、死して成佛といふ事更に一句も說玉はずと、澤菴和尚の法語にも明らかに見へたり、此世にて成佛する時は、未來は彌陀を賴まずといへども、我は卽佛心なり、佛道に聲聞・圓覺・菩薩・佛と四聖を立ツ、眞の佛となる事は、所詮屆く事に非ずとも、佛心に叶はんと思はゞ、先貪・瞋・癡の三毒を除くべし、三部經にも、淨土玆を去る事遠からずと見へて、地獄極樂は目前にある事なり、家職一遍に勤て日々精力(はたら)き、上の法度をよく守り、年貢を滯らさず、債促人といふ者を門に入れず、大酒博奕に禁じ、正直を本として父母によく仕へ、家內は勿論朋友に睦まじく、子供を能育て、夜は熟睡し、一生無事にして天然を樂しむ事、是則天堂極樂といふもの也、世の頑夫嚚婦の輩此意を得と考て、兩親の死後ならばいふに及ばず、時々墓に詣、別して己が生日は、今月今日我を生玉ふ母の苦しみを思ひて墓に詣るべし、是を思ひ出さずんば、人と生れても畜類に同じ、其次に佛も神も拜むべし、人として忠信孝悌の道を守らば、佛神の心に叶ふ故、一生身に災害(ワザハイ)といふものは決して來らず、筑前宗像郡に庄助といふ大孝心の人有り、一年疫癘大に流行(ハヤル)して、一軒も病ざる者なし、一村集りて大般若は勿論、さまゞゝの祈禱をして、戶每に厭符を糊り、巫山伏來りて呪咀を致せども、一軒も遁るゝ者なし、此時庄助思ひけるは、我も富家の身ならば、斯る時は食藥を施し人を救ふてこそ、人に生れし甲斐も有べきに、貧窮の身なれば所存に任せず、病を受じと思はゞ、一月二月暇を費すとも、何の厭ふことあらん、責て身體を勞して施さんと、家業を棄て日夜家每に馳巡り、醫家に往き、或は

看病伽を致せども、一向傳染せず、我家は遯るゝ事を得たり、夫道德あれば、佛神の擁護有事斯くの如し

家職要道卷之一終

問二大願方一

又問はるゝは、大願を立るに跣歩の行、或は斷食、或は垢離掻といふて、寒中に瀑水に撲れ、或は五夜五日、三七日護摩燒といふても、酒食布施の入費、金子一兩二兩も入る事也、斯る事は佛神も實に靈驗を見せ給ふや

余が答に、我身は父母の遺體也、私の體に非ず、孝經に「不敢毀傷孝始也」と見へたり、跣歩は蠻夷土俗の爲す處也、又鳥獸の眞似をすると思はる、斷食は親の喪に遭ひ、悲しみに堪ず爲す處也、湯は不淨なる物か、寒中に水を以て洗ふ時は、能垢も落る事か、右のやうに常ならざる事をして、罪なき人を苦しむる事は、決して佛神の心に非ず、護摩といふ事は燒盡と譯して、我心中一切の煩惱を盡し清淨に成事也、心さへ清淨になれば、三七日は一日、百日は一座に致しても、佛神は不足とは思ひ給はず、斯る願を立て、萬一成就する事有とも、是は神の冥助には非ず、捨身に齊しき大願まで立る自家の一心、偶物を感動して、思ふ事成就せし也、固より君父の爲に命を棄るは、忠孝の道にて神慮に愜ども、其證もなき事に父母の遺體を愛せざるは、不仁不孝故、神は必ず歆たまはず、此意を得と

考へて、斯る無益の事に暇を費し、苦しめんより、用立事に暇を費し、身を勞して洒箒するか、道路を掃除するか、又は佛神の事に拘らず、公役は勿論の事、村事に人に勝れて努力か、世間の爲と成事は、何によらず拔ん出て働くべし、人欣べば神欣ぶといふ事あり、富ある者は往來小徑に橋梁石砠を懸るか、嶮峻隘路を闢くか、窮民を濟ふか、自田を以て義田となすか、施藥院を建るか、渡江を無賃の艇に致すか、若し仁心を起さば、其鄉村市中に難澁するを救ふ事、何程も有べし、今に於て北蕃の地には、海舶の者共海上無難の願を懸る時は、右のやうに人の爲と成事に財を納めると聞及べり、若祈禱を致さば、持戒の僧を請招すべし、如來も凡僧千人に供養せんより、無念無想の僧一人に供養すべしと說玉へり、佛の大禁五戒の中•飮酒女犯の者に財を䞋しては、惡に與みする道理にて、却つて佛意に戾るべし、縱ひ文朦の道心者といへども、行狀正しければ、念佛一遍題目一遍にても、善を賞すれば、佛意に叶ふゆへ、祈禱と成べし、余も若き時は僧徒を皈依して、善惡を分たず、財貨衣服を施し、寺菴に寄進など身分相應に致し、祈禱さへ致せば災を禳ふと心得て、日に月に祈禱のみ致せしに、學文をして少々佛經を讀み、般若の義をも少し解せしより、是迄倂張れたる事を初て發明して、其後は般若などの祈禱と言事決して致さず、又戶口をはじめ、此處彼所に厭符を糊ず、其入費を以て時々人の難儀を救ふ事は、所の者は皆知る處なり、昔京都に疫癘大に流行す、家每に厭符を張ざる者なし、或人留主といふ二字を書て糊ゆへ、其譯を尋る者あれば、洛中殘らず鬪邪の厭符を糊れり、邪神も留

主には來るまじと思へりといへり、此事は可レ笑事に見ゆれども、深く思へば尤道理に叶へり、余壯年の時分は病氣もあれば、家內の者共動もすればト筮など致せしに、山神・河神・生靈・死靈・金神の祟り等さまざまの事にて呪禁を賴みしに、易經を讀んで始て其道理を知り、是より少しも心を動せず、又家相者來て舊宅を視巡り、此地はあしく、彼處を墮てといふ事もあれ共決して拘はらず、唐の韋虛心といふ人、親の蒔置れし柳を見る時は、威儀を改ため恭敬して視られしと聞く、增てや先祖の作り置れて、住馴玉ひし舊宅を、慥に其證もなきに、世の俗夫共が一言によりて是を改め、柱に穴一ッ鑿ても親に對して不孝と思ひ決して改めず、縱ひ家相はよしといへども、先祖を想ふ孝道には勝りがたし、余は斯致せども、是迄災害といふ事もなく、又他の家は男子絶て、他家より姓を冒さるゝ事も間あれ共、余が家は連綿と嫡子も絶ず、今迄は無事安全に世を送るのみ也、右の始終を能々得度すべし

問二參詣事一

或人の問るゝは、大社の祭禮には、人皆其の日を俟て爭ひ詣るは、神を敬ふ禮にして、其の日に限れる事か

余が答に、其日に往んとする者は、內心は見物がてらにて、眞の信仰にはあらずと見ゆ、群集の中に往ゆへ、喧嘩にも遭ひ、博奕にも往かゝり、盜賊掏摸にも逢、又傷も致し、樣々の災難にて後には參らぬ佛には罰は蒙ずといふやうになれり、特に騷々として心玆にあらず、散亂して氣を屏て拜する隙も

なく、此地彼處壯觀の美を得と見る事も得ず、大なる損と言物也、此意を合點して、閑靜なる日に參べし、元來佛神に此日參るといふ定日はなき物也、降誕の日を大抵祭日と究むると見ゆ、釋迦の誕生は周暦四月八日也、然れば今の月に合すれば、二ヶ月間違ども、矢張其儘にして、四月八日に致せり、孔子釋菜の日は、古より上丁に祭れども、今淸朝に至て誕生日十一月四日に祭れり、地神五代は日向の國に生れ玉へども、邈世にして誕生の日も、上魂の日も、暦書なければ曾て知れず、太神宮を廿六日・十六日に究れ共、後世の事也、太宰府菅公の死したまふ日は二月廿五日也、八月に祭るは後世造酒氏の定められし事也、觀音は十七日、普賢は十二日、地藏は廿四日と諸佛の祭日を立る事、固より此世に出たる人にあらざれば、皆後世浮屠氏の作れる處也、故人の說に、死日は凶事也、祭禮は吉事故、祭りの日は死日を用ひずといへり、祀は吉日良辰を以て致し、年月に拘らず、故に斯る群集の時は、詣ざる事宜し、君子は岩牆の下に立ずと常に用心すべし、神は何時に拜しても、誠心によりて感應し玉ふ故、先心を淸めて拜すべし

問儲金術之上

或商人の諮るには、我も兼て聖賢の道に志はあれ共、日夜職務に覊されて、道を問ふべき隙もあらざる故、先金を蓄へ其後學んと思へり、願は金儲の術を敎へたまへと乞ふ

予が曰、其志は善といへ共、本を棄て末に走る者にて、所謂鷄卵を見て時夜を求るが如し、凡商人た

る者は、第一智術なければ、金を蓄へる事能はず、其智に正あり邪あり、譬性質敏才といへ共、聖賢の智を假らざれば私欲に蔽れ、自身の腸より練り出す處、繩墨に併すれば大に齟齬する事多し、故に先道を學んで後貨殖をなすべし、道を學ぶは家を建るの礎也、礎堅からざれば、金殿玉樓を作るといへ共、必らず倒るゝ也、金を蓄んと思はゞ、先づ「富貴在レ天」といふ聖人の語を心に潜て居るべし、是を辨へずんば、人の財を羨み、邪念を生ずるもの也、然れども「大福在レ天、小福在レ勤」といふ事もあれば、動競に貧乏追ひ附ずと唯日夜働に如ず、孔子も「生レ財有レ道、力爲レ本」と宣へり、稷丘丈人といへる者、其子に語れるには、「不レ掬二糞水一、不レ能レ成二善農一、不レ傷二肩脊一、不レ能レ成二良賈一」仍て後食を求る事を知り、寒へて後衣を求む事を知り、窮して後治生事を知り、困んで後身を修る事を知るといへり、今西洋人の萬里の波濤を踰て來れるも、唯金を儲んが爲ならずや、天下の人舉て金を望ざる者なし、然れども金を持者は、萬人に一人ならん、斯得難き金故、萬人に抜ん出で筋骨を勞し、心魂を苦しめずんば、富るといふ事決てなし、人の寐る時は我も寐、人の遊べる時は我も遊び、酒を飲時は我も飲み、肉を喰ふ時は我も喰へば、我も人も同様にして、一生貧乏と思ふべし、魏の曹操・宋の司馬溫公は、警枕といふて枕を毬の如く丸く作り、熟睡する事を得ず、晝夜工夫を爲せり、金を蓄んと思はゞ、右の難行を監み、牙籌を枕として肩脊を傷るまで、棆を弛すべからず、身體を勞せず、金のみ欲がりては、猿猴の月を取るに異ならず、若惰氣を生ずる時は、天を仰いで太陽の瞬息うちも休ひ玉はざる

を瞻て、精神を益進むべし、身體を勞せず蓄へし金は浮べる雲の如し、間には鑿空人（やまし）といふ者ありて、肢體を勞せず、人を苦めて一時富る者もあれ共、孩兒に花を持せる如き物にて、却て始より貧き事好とすべし、工商の職は限りなき事なれども、其止る處は金を蓄るまで也、其貨殖の方は臨機應變にて、其人に有事故、紙上には論じ難し、迚も金を持んと思はゞ、一潤の事に目を觸ず、法を以子孫永連續の金持と成べし、其連續せる條を茲に示す、前に述し通り、第一富貴在天といふ事を服膺して、職業は人に生れては、終身勤むべき事と觀念し、天地の如く正直を主意とすべし、是を考へず、一圖に金を持んとすれば、正き心を失ひ、邪欲生じて、天誅を得て災害並び至るべし、俗に言ふ福は寐て待てとは、寔に意味ある事故、深く考ふべし

天下を治るも、國を治るも、家を治るも、其人數は多少あれども、其治る處は易る事なし、家の主人たる者、行狀悪ければ、炊子嬰婦に至る迄自墮落に成て、婬亂竊盜し、終には滅亡の元となる、元を正しく治めずして金を蓄んとするは、宛も日中に出で、形を曲て影の直なるを願ふに似たり、文王の天下を治め玉へるも寡妻に刑り、邦家を治ると見へたり、故に家を富さんと思はゞ、先家內を和睦すべし、家の昌る時は、家內も面白く睦じけれども、少し落魄れば、自然と家內も睦じからず、夫婦喧嘩のみ有もの也、此時心を取直し、先を賴みと迯ひに堪忍して出精せば、又春を迎へて花咲事もあるべし、庶人の金を蓄るは、武士の戰國に生れて、大名と成るが如し、故に金持の事を素封といふなり、

素封とは爵なき大名といふ事也、創業の艱難中々一通の事どもにては、所詮屆く事にあらざる故、腕を扼て奮發すべし、大業を成んと欲せば、先大酒を禁ずべし、聖賢深く是を戒めたまふ、聖賢の惡める處は、天必ず惡み玉へり、天の惡を受ては、出世は屆き難し、古より國家を興せし創業の君に、酒を嗜み玉へるは曾て有べからず、國家を喪ふ者は、皆酒を嗜ざる事なし、今の世に酒を嗜んで、富る者も間にはあれ共、是等の者は命を縮るか、一代に衰るか、天の惡みを受る身故、何れ永續とは見へ難し、毎朝黎明に起て、太陽の出玉はざる中に、自身門先を掃くべし、然し家入寐覺るやうに音高く爲べからず、又寒中といへ共、氷を叩て頮ふべし、己一人湯を用ひ家屬に水を用るは、主人の道に非ざる故、五六歲の愛子といへ共、寒水を以て頮ふべし、其後火を熾し茶を煎じ、諸神先祖に供へ、隙有らば帳面を記し、其後家内の者共を起すべし、先祖に香華を供るは他人に囑すべからず、夫婦して祭るべし、是禮なり

甲幹奴婢に申附る事は、晩に申附置ても、亦翌朝申附べし、卑鈍なる者は再三言ざれば、必ず忘るゝ者也、遠方に使ひ遣る事どもは各別なり

商人の臺處灶釜屋裏は倉の口、店は町通り迄一圓に見渡す樣に造り、居間に帳面場を立て是に座し、四方を視配り、町通に氣を附て、賣物買物往來を視ふべし、人に使はるゝものは、主のやうに氣を附るものにあらざる故、時々自身店にも出べし

大抵店方は成丈家管(ごだい)を置ず、夫婦して鬻ふべし、家の盛衰は妻にある事故、一人來るや否や直に火を出し、茶を汲茶受を添へ、時に因ては烟草も出し、常に媮色(ゑがほ)を顯し、挨拶專一とすべし、女は小欲なる者故、兼て怠なく申附るべし、偖紺屋の婦と小間物屋の婦は、常に人より悪まれて、染色薄し、尺は短し、升は低い、鼻の低い子を生むの、癈疾を生むの、地獄へ往のと樣々罵詈(ノヽシリ)に逢物故、斯る事は狐の徴(なく)と思ひ、必ず笑顔を失はざるやうに諭し置べし、是我家を起すの階梯(ハシゴ)なり

行燈は暮六ッ前より燃し、朔望に怠らず洒治すべし、張替は一年に三度究め置べし、商賣は紙と油を慳は小欲大損と言べし、夜は四ッ時店方賣溜を改め、其日の出入を勘定して金子を藏め、其後用事相濟し、時至らば家屬を休ませ、裏は隅々迄得と巡見し、火を大事にして、臺所は茶盆共外取亂せし物を片附置べし、盜賊の穿窬(うかがいのぞく)にも家内亂雜ならず、叮嚀に致し置けば、嚴密なる事と思ひ、妄に捜す事を得ず、又一切の家具常に有べき處に片附置時は火災盜難の時も、妻子に至る迄躓き倒れず、敢へて顛倒せざる物也、又雨戸を塞でも、亦障子を塞で置べし、盜賊も兩度に氣を奪はるゝ物なり、右の事相濟み、長夜ならば又も勘定をするか、書を看るか、其上にて休み、二時より上は睡眠せず、子に臥し寅に起ると究め置べし、此事家を治る職分故、勤めずしては叶はずと思はゞ、後々は常となりて、何の苦もなきやうに成るべし、又通夜する共夜食を爲事勿れ、病を徼(もとむ)る基なり、人は平生飲食を節にして保養すれば、隨分長壽を得る者なり、命を縮るは自身の爲す處也、早く死しては、骨折し金も無

益ならずや

倉の内其外雜部屋迄時々洒帚して、蛛巣の無やうに致し置べし、鼠害も寡く、又盜賊も早く知れ易し、

商人は常に枯澁々々として手を懷にすべからず、是家を起すの針砭なり

家屬奴婢とも、器具を傷りし時呵るべからず、鳥飛で箭を放つが如し、却て損の上の損也、時々目を配り訓べし

買人の軒の下より内にて物を傷りし時は、又其品を予るべし、斯る時は火難盜難の小事と思ひ切るべし

夜は無益の長話に油火を費し、朝は太陽の出玉へるまで寐、痼症にて朝起すれば、終日氣分惡しといへるは、全放縱より起る事にて、竟には癖となつて益重く成者也、早く休まば心氣を屛め、油火の弊もなし、暇ある時は獨書を看べし、書物もいろ／＼に人を迷す事多き故、我身に益ある書をえらみ、和漢の孝子の傳、或は家職訓などと、いろ／＼の脩身・齊家・忠孝の書籍を買むべし、吝嗇の心を以て書代を慳むべからず、一度買れば末代まで遺れり、孟子にも見へし通り、父子のあひだは善を責ずと、子供は親のいふ事は用ひぬ者故、書物をもつて教訓すべし、「遺二子黄金滿籯一、不レ如二一經一」と言は、遠き慮の語也、帚と拂塵は一日に二度も三度も握るべし、歇家と商家は奇麗なる事宜し、是も商賣の内と心得よ

穀物屋は度毎に盛立て、升も叮嚀に重ね置べし、庭には一粒も散らざるやうに致し、散反古は勿論の事にて、履ものも時々揃へ置べし、大抵此事にて、家の盛衰は未前に察せらるべし、穀物を量るには槩(とかき)を用ひ、手量に致すべからず、衡秤尺は亂雜にせず、叮嚀に致し置き、至て大切なる物と心得べし物を賣るに釣錢等は小兒といへども、一文ヅツ數へ叮嚀に渡すべし、禍は細故より生ずといふ事あり、小事と思ひ早卒にいたすより、無賴の者より誅(とが)もいはるゝ也、萬事愼み深く叮嚀に致せば、人も侮り得ざるべし

店方に近邊同町の貧き者ども、品物を借る時は、返納までは買に來らず、是又損の上の損と成ゆへ、右は早く棄て、再び來れるやうに計らふべし、始の損は一兩年にて取戻すべし、必ず泥む事なかれ

商人の妻は農工の妻とは違ひ、毎日朝より暮まで寸隙なき身なり、故に淨土門徒の如く、通夜は勿論、月待をも爲さしむる事勿れ、無益の事に朝起の妨と成べし、日月は女の身として祭るべき筈にあらず、却て罰を蒙るべし、賓の禮は、天子のまつりたまふべきなり

人の善き話を致す時は、閑淫(きしと)れて遺溺する共、座をうつさず聞べし、善き話を好める者は、生質美なる人なり、是を嫌へる者は、內心邪ある故なり、織田信長公或日稲葉伊豫守殿と古人の事蹟を語りたまふ時、小姓ども三人侍坐せしに、一人は立退き、一人は睡眠いたし、一人は頭を傾け、感心の體也、其後信長公立退きし者は追放し、一人は擧用ひたまはず、感心して居りし者は、親戚の好みを結びた

まへり、蒲生氏郷是なり、大抵人の氣質は、一言一行其擧動を以て分ッもの故、人に交るも人を使ふも擇で後にすべし、算盤は商人第一に學べきものなれ共、八算と見一にいたし置べし、博く學べば却て商賣の妨と成ものなり

商賣は幼少より其道に入て修行せざれば、未熟にしては損利の酬酢(かけひき)に拙し、親方は其術を敎へ、其身を養はるれば、身を抛て忠義を盡し、必ず私欲を構へる事勿れ、家管といふ者は多は半途より出て、首尾よく勉める者寡しと見ゆ、半途に出ても、一生檀那の恩義を忘るべからず、舊恩を忘却して出世致せし者、一人も無き事は、今目前に見へし處なり

將軍吉宗公の御代に、加賀屋長兵衞といふ者古主に忠義を竭す故、是を賞して東叡山の傍に、百十一坪の宅地に金子千兩を賜る、德の崇き事斯の如し

鄭子產有レ言、「父折レ薪、其子不レ負レ之」とは、古今の人情易る事なし、始て家を興すものは、手足胼(ひゞ)胝(あかぎれ)の勞を爲し、嬪(よめ)は日夜襷襌を脫さず、人來れば直に茶を汲み、煙艸火盆を出し、履物まで揃れども其子は最早隱室に坐し、嬪は踵を裹(つゝ)む衣服をして、人來れども染み〳〵あいさつもなく、終日坐して針を取のみ、故に家內の見配りも行屆ず、又父の求め置し家具も、自身に艱難して買めざる故、取扱ひも手あらくして年々相滅し、漸々衰微の端となれり、此事畢竟父たる者の嚴に養育なきより起れり、金を儲る智惠はあれ共、是を保ッ智惠なきは、古人の子を敎る法を知らざる故なり

麻中蓬不扶直と荀子に見へたり、始善き人の老て惡しくなるものあり、若き時惡しき者の後善く成者もあり、是等はみな其交る處の友に由る故なり、故に不信にして虛をいふ者と、恩義を知らざる者には、假にも交る事勿れ、大酒博奕は言におよばず

人に大金を借て商賣せる者は、諸國を巡るに肩輿よりゆくが如く、其實地を踏ざる故、嶮隘岨澤の艱難を知らず、故に儉約の事も薄く能持しがたし、高山に登るも、始麓の一歩より躋るものなれば、始肩背を傷て、一貫より十貫となし、段々出精して萬金を累ねざれば、能持すべからず、遽に蓄る者は、亦遽に失ひ易し、故に縱ひ人貸んといふとも、身の程を考へ、百兩持たば二三十兩、十兩の身の上ならば、二三兩と究むべし、人の財を以て手ふとき事をなせば、妻子に至るまで忽ち氣太く成て、日用の事花奢を盡すもの也、濫觴一貫より次第を蹈で出世すれば、妻子も其艱難を知る故、氣細く儉約を致すべし、始より資本を多く望める者は、譬へば愚將の大勢を恃むが如し、商賣の大編多にして、年年損亡する共、利益といふは決してなし、又一文なしに唯人の金を借んと工める者は、其大膽恐るべきなり

孟子に、函人矢人の論有り、此事は商人の身に於て陰德の法ゆへ、子孫永久の計を思はゞ、此語を守るべし、函人は鎧作りの事なり、矢人は箭工なり、鎧を作れる者は鳥銃鎗も徹らず、人を傷ぬやうにと常に心を懸る職分なり、箭工は鎧も楯も徹るやうに心懸る職分なり、其職業は同じといへども、仁

不仁の差ひある事を示したまへり、譬ば博奕の加留多を賣るに、過分の利を得るといへ共、私一人の利欲を以て衆人に不義を扶るもの故、積善の法にあらず、近年染物は勿論器財に至るまで、美妍（はで）なる新製を工夫して、益花奢を勸て風俗を濫せども、一潤の利を得るのみか、さまで永久の富家とも見へず、斯る事は天の惡みたまへる故、子孫長久の事を思はゞ、必ず爲すべからず、書肆の如きは人を善に導く事故、積善といへども、又人を迷はしむる無益の雜本頗る多し、是を能斟酌して弘なば、陰德ともいふべき也、又惡き事一條あり、近年四書五經其餘の聖經に於ても、紙は勿論表紙彫刻等に至る迄、至極麁末に致し、間には賣藥功能書抔も糊附て、草双紙院本同やうに拵る故、世間の者共取扱ひ麁忽にして、經書の貴き事を知らず、右樣に麁末の本故損方はやく、既に四五枚破滅すれば端本となり、都會のやうに書肆はあらず、殘本散反故となす事多し、此事畢竟下直ならねば、賣れる事寡しと思へるならん、然れども經書に於ては、學に志す者は求めずして叶はざる品故、高直といへども買るべし、若高估にして上品なる時は、取扱ひも大切にして恭敬いたすべし、右の事を得と考へて、聖經のみは最叮嚀に拵へなば、天下の人に聖經の貴き事を知らしめて、聖賢に寸志ともいふべき也、古人は書籍を大切にいたし、蟲の喰ざるやうに黄蘗を以て紙を染る故、書物の事を黄卷ともいへり、今時の商人は蟲の喰ざれば賣れざる故、蟫蠧の入るを好めるならん、其證は今時の拵方にて、其心中察すべし、今西洋の書物を見るに至て叮嚀なり、蠻貊さへ斯書籍を重んずるに、豈愧べき事ならずや、

寛永の頃までは今のやうにはなしと見ゆ、今舊家に遺れる書を視るに、其幅今の大本に相倍し、紙の厚さ今の紙十枚も重ねたる程にして、文字は中文字に並べり、京都石川丈山の舊居に、漢書の遺れるも右に同じ、蓋商賈として斯る事迄氣を附ては、世を過されずと思へる族も有れども、富貴は在レ天、陰德有者は陽報ありと心得べし

信の字は古は人の口と書しに、後世人の言と改む、然れば口を發けば、必ず行はずしては叶はず、故に行を先として言を後にする事は、論語にも見へたり、人は第一信義を本と爲ずんば、出世は得難し、商人は虚言をいふ者と心得るは、眞の商人に非ず、鑿空人といふべし

世間に千兩富取者多けれ共、十年と保つもの未有らず、されば竊取し金にも非ず、互ひに勝負を決して取し金ゆへ、速に失ふべきにも有らざれ共、元來金を持附ざる身に、不圖一時に大金を抱き、身體を勞せず取し金故、是を引巡す事も知らず、又藏る事も得ず、還て散財に及べり、寶鑑といふ書に、「物暴長者必夭折、功卒成者必亟壞」と言事あり、蓄積能持せんと思はゞ、前にも述たる通り、始一金より段々階梯を踏で出世すべし、偖一兩より百兩の身代迄は、世間の人より吝嗇者と譏られても、羞を包んで好といへども、既に千金を累る身となれば、始百兩の心持を棄てずんば、萬金の身代には至り難し、此酬酢を忘るゝ事なかれ

近年世俗早出世に眼を觸て、一手問屋を願ふ事間有、昔より免職の者は上に勳功を立し故、此方より願

ふに非ず、上より賜る所なり、一手の商賣は己一人の利を以て衆人の害と成事多き故、必ず爲すべからず、問屋に限らず、一切の職業上の威光を假る事は、其身の徳を喪ふ基なり、禽獸(トリケダモノ)といへ共飢ず凍ず子を養育す、適萬物の長たる人に生れ得て、四民の職を受ながら、我一人の力を以て妻子を養ふ事を得ず、上の庇蔭を頼んで世を過さんとするは人に生れて人の甲斐なし、能工夫すべし

尾州宮の町には油搾の職業は、熱田明神の忌玉へると言傳へて是を禁しむ、右のやうなる事諸國に甚だ多く、農工商の正業にさへ有れば、何の商賣工職致しても、神の忌玉へるといふ事は決してなし、僧巫より侜張(だまさ)れて、職業を止る事勿れ、神は正直を守りたまふ故、上の法度に背かず、正直を本とせば、銘々氣の趣く所に從ひ營むべし

朋輩同士動すれば舫商(もやいあきない)をなす事あれども、必ず爲べからす、竟には互に心中不和の媒妁と成者也、金を舫(もやは)ず、己が持合の分にてすべし、昔管仲叔牙といへる二人の者、親しき友故常に舫商を致せしに、利を分る時には、叔牙は管仲に多きを與ふ、或人叔牙に向ひ、何故に管仲に侜張(だまさ)るゝやと言ば、叔牙答て、我より渠は貧也、又渠は老母有、朋友の母は我母也と言り、若此心を持ば致てもよし、始て商賣を致す時、是は一時の事なり、後には易んと苟且の事に爲べからず、始て思ひ立時、子孫迄永續する事を計るべし

同町に同職の者起る共心を動さず、依然として舊職を守べし、斯る者は新店故、一時は繁昌するとい

へども、固より人にして辭讓の心なき者故、天運拙くして久き事にあらず、又國に因ては、不圖上より産物商賣等起る事もあり、然れ共上より御手を入られし事は、久き者に非ざる故少も變へず、矢張傳來の舊業を堅く守るべし

俗に水破と唱るは、姦智伶俐をいふなり、是等の者には親しむ事勿れ、斯る者は一時小金を持といへ共、雪隱火事といふ者也、若窮迫に逼れば、竊盜の心起るべし、人は夫婦共に正直を以て天然を樂しめば、縱ひ福來らず共、子孫必ず天下に高名の人も起るべし、水破の心を持ば、子孫に刑罰の者生ずる物也、故に今を視ず子孫を待べし、他の人の商賣は好やうに視ゆれ共、其道に入て視れば、又易る事も有べからず、世の人知らず旨き事はなき物故、盜しても合ずといふにあらずや、損のなき商賣は、先よしにして營むべし、世に鑒替へ貧乏といふ事あり

商賣は先共居士を視て、昔より何の職を以て出世せしや、如何程の身代起りしやと其前徴を考へ、妄に放曠る事勿れ、商賣は締括を第一とすべし

物を占買といふは民賊故、天の惡ある事是より大なるはなし、故に一潤の高利を得るといへ共、子孫の繁昌を思はゞ、必ず爲べからず、天誅を受る身故、其滅亡年を計て知るべし

魚肉に限らず、一切の品若自身に痛めなば、必ず人に賺する事勿れ、目前五貫十貫の損失を償へども、遂には衰運と成て十倍の損あり、自身の過ちを人に售故、天能是を知りたまへり、天の惡しみを受て

は、後榮るといふ事決して無し、斯る事は思ひきりの無故、小欲大損といふ者なり

人に魁して耀賣耀買といふこと爲べからず、富貴は天の命ずる事故、辭讓謙退の心有れば、禍變じて福と成るべし

今の世間を視るに、年を經て出世を爲べき者と見ゆるものも間にあれども、聊の小利に眼眩んで、忽ち不義心を生ずるもの多し、是等の者は、譬ば一石の清酒に一升の痛る酒を入れて、終に一石の清酒まで棄るが如し、一代の天幸を受し身に、一時の利に棄るといふは、狐の千年の壽を餌の爲に棄るに異ならず、必ず得るを見て義を思ふ聖人の語を守るべし

初て店を架るには、近邊は勿論同町に障になるまじきや、または風俗を濫せる品にはなきやと考ふべし、父母妻子を養ふ大祿の本職ゆへ、得と工夫して徴を償べし、人は辭讓の心さへうしなはざれば、天地神明の助けを獲る事は相違なし

商賣をなすに、動もすればト筮する者あり、易は聖人の作にて、斯る私欲の爲に吉凶告たまふ事にあらず、商賣は其身一生の職分故、得と勘辨して計り、若し疑惑の事有時は爲す事なかれ、商人は果決を第一とすべし、此心なき者は、僅一貫の小間物代を、縱內に持合ふといへ共、卽時に是を出すを嫌ひ、明日明後日と債促人の足を勞するは、白天の罰を請ふ者なり、期を差へず返せば、四條の得あり、第一人を勞せず、是一條、早く返せば正直人と譽らるゝ也、是一條、空しく留め置ば、盜賊火災も計ら

れず、是一條、又鏡に返せば、直段も下低に爲べし、是にて四條なり、此意を考へて期を差へず返すべし

禮記に、「知レ入量レ出」といふ事あり。家を治る者は第一是を知ざれば、一年に千金を儲る共、破桶に入るゝが如し、故に出方帳利益帳を以て、年季に出入勘定するは、商家の輩皆致す處也、蓋損利の二ツは、陰陽の如き者にて、利有れば損あり、利有とも悦ぶべからず、損有とも憂るべからず、我身一生高運なる時は、その子は衰運と心得べし、毎年勘定致して其年大に利を得れば、氣を弛めて惰氣を生ず、損有る時は氣を屈して厭倦すべし、故に出入のみ一年に定め、損利は十年に一遍と究め置べし

窮迫に迫んで家財を賣とも、頼母講は爲す事勿れ、俚諺に講をせんより乞食せよといふは、清廉の語なり、斯て志を立る者は、一旦貧窶に逼る共、一生の間に一度は出世すべし、縱不遇の身といへ共、清廉の食を以て子孫を養ふ故、子の代には盛んなる事相違あるまじ、今世間に講會を催し、其金を以て相續せし者幾少成事と見ゆ

人の講會にも妄に加るべからず、親族朋友に於ては親懸にすべし、早く取て貲本とすれば、目前に利益は得れども、出錢滿ざれば我錢にあらず、故に正しき道に非ざる故、利錢を借て貲本とすべし、大業を爲んと思はゞ、始正しき事に非ずんば、其の功は遂げがたし、出賣するを販といひ、居商賣を鬻といふなり、販は時に由ては飛んだる利益もあれども、手堅き事は鬻に如ず、故に小利を得れども、

霑を爲すべし

勸善道話 家職要道卷之二終

勸善道話 家職要道卷之三

問ニ儲レ金術ニ之下

諸商賣に金儲の上手と、生治方の上手と二ッあり、金儲の上手は金は何時も覺あると思ひ、前より入れば後より出て、右に取れば左に落し、曾て締括といふ事なく、萬事花發なる故、能持しがたし、生治方の上手は不辨なれども、廢れるを拾ふて、儉約を守らんとする故、天の心に叶ひ永久すべし、此二ッを兼れば、虎に羽翼といへども、氣を配る事は行屆かず、昔或人女を娶りしに、姑其嫁に申附て、堅固の桶柄杓を取寄せ、又一方に破れ桶と柄杓を副て、先堅固の柄杓を以て破れ桶に水を入れしむるに、柄杓は隨分一倍汲ども、破れ桶ゆへ一滴も溜らず、勞して功なし、姑是を視て、此度は破柄杓を以て堅固の桶に入れしむるに、柄杓洩る故、捗どらず、然れ共終日汲しむれば、一滴ヅッ隕しても遂には桶に溢れ充つ、此時姑諭して云、家の盛衰も此通り、夫は破柄杓なり、妻は堅固の桶なり、夫商賣に肝煎て、日に數百金儲るとも、內に儉約なければ、破桶に水を入るがごとしといへり、此事妻に時時諭して聞すべし

俚諺に商人は箭の下泳れといふは、よき喩なり、堪忍は身の寶といへば、先此寶を內に入れ、次に外

の寶を入るべし、故に人より唾を懸られても、臭き物には蓋をせよといふ事を思ふべし、地の低き所は肥るもの故、樹木もしげく盛へる也、謙讓なれば天の助を得るものゆへ、假令非法の事言れても、是を忍べば必ず天幸を得る故、堪忍する毎に、又人の天幸を與へしと却て悅ぶべし、畢竟堪忍なきものは、度量の狹き故なり、大河には腐れし死人流れ來れ共、是を押退て水を汲み、盆水に鼠の糞一ッあれば、水を棄かゆるは共器の小さき故なり、韓信が魚賈の股を忍びしを規範とすべし、繫げる船に突かゝれば咎れども、若虛舟ながれ懸らば、誰に向て咎むべきや、此事莊子といへる書に說きたり、商人は日夜數百人に接る故、善惡の分ちはなきもの也、毎日虛舟ながれ懸ると思ひ、唯柳と成て揉るゝに如ず、咎れば損と思ふべし、古人の句に「氣に入らぬかぜもあろふに柳かな」、此句の意を能々味ふべし

街市は國によつて風壤の好惡あり、己一人廉潔を立れば和を得がたし、故に面向のみ柔優と會釋ひ、内心は宿弊に化せらるべからず、他山の石は璞を錯べしといふ事有、崑山には璞と石と雜沓て、溪水流れ落す故、璞は石に摺られて磨ける也、世間に惡しき者多き故、我玉を渠等に磨いて光るにあらずや、此理を考へて、自身玉を失ふべからず

商人は常に愉色を變ずべからず、大黑惠比須の畫を視るに、繪師も未だ剛い面も繪がゝずと見えたり家に鉅萬を累るまでは、嫁に襜襗を迦さしむることなかれ、是をはづす時分となれば、家は已に傾く

と心得べし、また四十歳より内には烟草を禁ずべし、年若ければ賣女の如くして、見ぐるしきもの也、斯る事に氣の附ざるは、全く妻に耽る情ある故なり

世間に對問といふは俚諺の事にて、大抵聖賢の語を釋して、古より漢土にも多し、今の世に立て居る親使へといふ事は、大惡無道の詞ゆへ、假にもいふべからず、一言によつて胸中の邪なる事を見らるべし、世間に時々いふ事ゆへ茲に示す

親しき家に遊びに往ても、貧福に由らず邪魔なるものは是を偏附け、取亂せる處は是を掃き、須臾も手を懷にすべからず、是は諂ふといふにはあらず、寸陰ををしむのみならず、人和を得るべし、諂ふといふは、己が利欲を以て金を借る歟物を貰ふか、貪門より爲す處なり、或は非を聞て尤と答るは諂なり、淸廉にして加勢するは、諂にあらずと心得べし

他處に往て傘木履等を借り、又挑燈を借らば、蠟燭を添へて翌朝返し、無人ならば妻子にも持せて返し、一日も延すべからず、書物を借らば日限を究め、早くよみて返し、損じたる處は是を繕ひ返すべし、大抵人の氣質は書を取たるを見て相知るゝものなり、恭敬なる人は道を尊ぶ故なり、麁忽にいたせるものは信義なく、翫物にする故なり、一切借用の品は、擧て信義を以て斯のごとくなすべし

商人は毎日市に出で一切の相場を聞取べし、待詔床に往ても、世間の衆話に耳を敧て聞居り、若利益の事あらば、烈風洪雨の夜も、飛鳥の如く駈往て商賣すべし、滑々として得がたき金故、手には入る

べからず
物を圍ふて昂を受ると思ふ時は、七分にて早く賣除(うりはらふ)べし、其後漸々直昂致さば、後悔するは凡情といへども、悔べからず、何事も半に滿せば、損失寡しと心得よ

商人は商人同子と交て、時の相庭は勿論、唯貨殖の方を談ずべし、人の非を聞ば我身に省るべし、惡き者と交は、朱に攪れば赤くなるの喩あり、壯年の者は五十以上の人に隨べし

商賣は看利は見へたり共、馴れざる事は爲す勿れ、利潤すくなけれ共、唯馴たる事を爲に如ず、借銀する時は、債促猛責者可ﾚ借、却て身の爲と成べし、質屋に品物を流せるは、債促なき故なり

商人は未然を察する智なくんば蓄財ならず、知りがたきものは尤穀物を難しとす、間には明年の豐凶をト筮など致せる者もあれども、愚なる事なり、天變地妖の時は察せらるゝ事もありつらん、穀の昂低は、時の良賈の跡に隨ひ計るにあり

出入の家は檀那の外は、道德の者に非ずんば、豪家には妄りにゆくべからず、自然と花奢の風に見傚ふべし、豪家の手代は、其在勤の間は拔目もなけれども、別宅して自家を計れば、至極不辨にして治生事(いへもつこと)に甚拙し、仰いで太陽を視れば眩きもの也、故に常に我より下の貧きものを視て、身に體認時(ひきあつるとき)は家を富すの師匠なり、板倉周防守殿の和歌に、「上見れば及ばぬ事ぞ多かりき、笠着てくらせ己がこゝろに」

俗にいふ金は命を繫ぐとは、又非とも言がたし、明朝の制律に、死刑の者は金を以て贖ふ事あり、斯

大切なる物故、取にも遣ふにも、叮嚀に恭しくすべし、或豪家に金を出せるに、金鞘(かねばこ)の前に拜禮して出す者あり、斯大切に思ふ故、奢がましき事をも爲さず、最好といへども、餘り分に過たる事にも有なん、故に多く取扱ふ家には、兼て一二尺の澁紙を黒く塗て作り置き、取にも遣にも、疊の上ならば置ず、右の上にて一ッ宛並べて、恭々しく數へ改むべし、金を請取に早卒にする者には、妄りに借すべからず、大切にする事を知らざる故、使方も暴くして、其終り全き者にあらず、予先年他邦に往きて富有の家に宿りしに、手代亭主の前に來て、金子の善惡を試みしに、亭主臥して是を視て好といへり、其後予に向ひ、貨殖の方を詢ひし故、富んと思はゞ先其身を守るべし、曩に金子を改めるを視るに、臥して試みし事あり、財は天下の大寶なり、手代手を附て出さば、早く起て恭しく取て是を戴き改むべきに、一家を治る主人として、右のやうに呰窳(だじやく)なれば、家屬皆自隋落になりて、僮僕婢女にいたるまで、婬亂竊盜して大にみだれ、家衰頽の本ゆへ、出世を望まんより、先潰れざる工夫すべしと諭せし事ありしに、其後漸々衰微に及びしと聞及べり、此意を得と考へて、金銀の事に限らず、萬事恭謙の二字を守るべし、滿るを惡み謙に福するは、天地鬼神の道なる事は、易經に見へたり

大黒惠比須祭に金子を供へるは、一向譯もなき迷ひの事にて、却て神を瀆せるもの也、金銀の貴き事は、世俗の肉眼より視る處なり、神を祭る時は淸淨なるものを以て供るべし、金銀は貴きものといへども、又不淨なる物にて、穢多乞食癩夫の手にも握るもの也、又金を供へるとて、其金殖るにも非ず、

無用の事故致すべからず、人買に來らば、小兒といへども箸を捨て迎るべし、是本職を忘れざる元といふべし

菜穀を耕すにも、始め能培養(ツチカヒコヤス)すれば、秋に至て其登り大いに勝れり、金を蓄る事は穢多乞食等まである事故、必ず一潤の利に目を觝れず、天心に應じて家に不慮の事なきやうに、子孫に罪人の出ざるやうに、數代連綿と血脉絶ず、永續致せる事を唯偏に願ふべし

右の條件を守りて若繁昌せずんば、其身の不遇と思べし、然れども天は賞罰あきらかなる故、其子孫は繁昌致せる事必定なり、新田義貞殿は良將といへども、運弱くして敗死いたしたまひ、迹絶たるやうに思へども、其後裔德川家となつて、天下民人と化樂し、今に於て盛なり、是を深く考へて、必道に逆(そむ)く事なかれ

漢土趙の武靈王といふ君、專ら武備を堅くし、騎射を嗜みて寶玉翫物(モテアソビモノ)を好まず、是に由て親族家老侍に至るまで放傚(ミナラヒ)し、國中皆是に化して、漸々珠玉珍器を賣斥(うりはら)へり、此時邯鄲と云處に公乘紇といへる大賈人あり、此風俗を見て、忽數萬金を捐て、悉く是を買入れば、時の人乘紇が無用の品を買るを視て、迂遠(マワリトヲキ)なる事と笑ひければ、乘紇は我爲す處は庸人の知る處にあらずと、數年閣置しに、武靈王已に死して、子の惠文王の世となれり、此君は珠玉珍器を好みて、女色を悦ばざる故、宮中の女どもに皆髮の飾簪美服錦繡を去らしむれば、親族家老の夫人を始めとして、士庶人皆是に化して、首飾

錦繡綵緞を賈て珍玉珍器を爭ひ買ければ、乘紂時を得たりと、昔買置し珍玉を以又婦女の首飾錦繡に交易して、莫太の利を得れば、始迂遠なりと笑ひし者共は再び言はず、惠文王死して孝成王立れしに、此君は女色を嗜る故、宮中の女ども舉て美服をなし、又國中相競ふて首飾美服を買る事數萬金、乘紂又時至れりとて、圍ひ置し首飾錦繡の衣服を鬻て大に利を得れば、始め笑ひし人々初て其智術を感服せり、文子といへる者の語れるは、人の貴ぶ處のものは其貨を居き、人の賤んずる處の物は其貨を廢るは、良賈にあらず、良賈といへる者は、夏は裘を買め、冬は絺綌を買め、能時變を觀るべし、故に人の棄る時は我は是を取り、人の取る時は我は是を予へ、歲熟する時は是に糸帛を予へ、繭出るときは絜帛を取て、是に又食をあたへ、錢寡き時は土穀を取り、自身は能飲食を薄くし、嗜欲に忍び、衣服を節にし、用事を與にし、僮僕と苦樂を同じうし、時を視ては其鋭き事猛獸鷙鳥の速が如く、工夫を孫呉が兵を用るが如くすべしと云へり、今世の人も右の樣なる事知らざるにも非ず、但し時を見て猛獸鷙鳥の速が如きに於ては、成事あたはず、兎角商人は鋭にあるを專一とすべし

問二生子善惡一

或人の問はるゝは、凡善人の子に惡き者あり、惡人の子に善者の生るゝは、如何なる故ぞや

答て曰　人情は反覆して、時によりて好惡あり、愚者も千慮一德と云事あり、終身易らざる者は聖賢なり、大抵善行嘉言ある時生れし子は良子なり、姦邪又は怒氣を含む時生れし子は、惡き者と知るべ

し、人の親として第一不廉不潔の財を以て、夫婦の身を養ふべからず、又父母の喪は十三ヶ月、其外兄弟親屬の服中に、決して閨中に入るべからず、後漢の陳蕃といふ人州を治る時、或郷に三年の喪を勤し孝子ありと告ぐ、陳蕃頓て其孝を賞せんとするに、子は生ざるやと尋しに、其中に子を生しと告れば、陳蕃怒て、仁義を售る姦佞と、引捕へて刑罰に處せし事あり、かゝる事は兼て教る人なき故に、多くは喪中に孕めるを以て、良子といふ者稀なり、此意を考へて、每月君父の逮夜を愼むべし、又は夫婦喧豗(いさかひ)せし時、又は淨瑠璃三絃等の婬聲を聞し時、又は心中世話ある時、又は酒後の房中は愼むべし、或は烈風雷雨の時、四時の土用酷暑極寒を忌むべし、世に賤業の者と呼れても、其中に陰德を施せし事有か、人の危難を救ひしことある歟、一時義に進みし事も有時生し子は、諺にいふ鳶が鷹を生む者なり、元來人は氣質を貴ぶべし、氣質の美成る者は放蕩呰窳(だじやく)といへども、善人に隨ひ教を受れば、善人となれ共、氣質の惡き者は、敎ても諭しても、撻ても宥めても、一生改るものにあらず、又面柔順に內心姦惡にして、我意を含むものあり、斯るものは僥倖を得て、一生無事に全うする事あれども天必ず免さゞるゆへ、子孫に罪人生ずるか、惡疾等あるか、天誅は遁れがたし、故に目前に眼を觸ず、只子孫を恐るべし、人一代は譬ば旅店に腰を掛たるが如く短きものなり、何ぞ千百年の子孫と渫(はか)るべけんや、ゆへに子を能育て道を敎へるを專一とすべし、抑妻を娶るは色情の爲にはあらず、子を儲て家系を嗣しめ先祖に仕へて祭を絕しめざるが爲ゆへ、婚禮には先夫より女の方に往き、女の乘物來る

とき、玄關の前に出て、躬肩輿に手を副るは、自ら卑の意ならずや、また夫に女より先盃を醋ことあり、是を合卺といふなり、右のやうに妻を敬ふは、全く先祖を大切に思ひ、子孫を繼しむるが爲なり、また將軍家の夫人始て姙娠の時は、公方樣御手づから鎭帶を括りたまへるも、嗣子を儲けたまへる故なり、古しへ婚禮の時は、夫婦まづ祠堂に往て、先祖の神主を拜し、妻は今日より酒箒の役を勤め、不辨ながら仕へ奉るべしと告て、香茶御膳を供ゆるに、今の世は斯る禮式を知らず、婚禮の時は先祖の神主に一拜もせず、香茶御膳も供へず、忌々しと引塞で目にも觝ず、色欲の爲に迎かゆるやうに心得て、禮は儉約を本とすべきに、大に花靡を盡し、傲飮酕醄して禮義を濫す故、夫婦偕老の壽もなく、生るゝ子は壯健賢才なる者少なるは、元來始より其本を正うせざる故歟、年の始・月の始・日の始は、一年・一月・朔日といふべきなり、元年・正月・元日といへるは、其元を正うする敎なり、此意を得て思案して、女を娶るも、子を儲るも、聖人の敎に隨ひ禮法を守る時は、子孫かならず賢才の者起るべし、古しへは胎敎といふて、胎內の時より敎へる事ありて、目に汚れたる物を見ず、耳に淨瑠璃三絃等の婬聲を聽ず、瞽者を召て詩を歌はしめ、立にも座するにも、禮容にしたがひ、擧て萬事を肅みける、此事尤と思はるゝは、今目前に姙娠の者火災を見れば赤痣を生じ、葬送を見れば黑痣を生ずと、田舍の賤女まで、是を能知て忌避れども、夫婦共に胎敎ある事をしらず、目に視てさへ其象顯るに、增てや自惡き事を行ふをや、大麥播て稻稌は生ぜず、牛馬といへども能其牡を撰めり、人に胎毒遺病

あり、名醫といへども是を治する事を得ず、然れば子は父母の遺體ゆへ、好惡あるは尤なる事と思はるに、偶人を塑り瓷物を作れるも、其埏埴を擇むを肝要とす、土性惡ければ必ず頽るゝものなり、日夜私欲に心氣を焦し、或は酖酒冒色に臟腑を傷り、或は不潔不廉の財を以て夫婦の身を養ひ、其情を以て作れる故、良子といふ者は生れざるなり、若良子を望まば、まづ其妻を能掄むべし、夫は鑄なり、婦は鎔なり、鑄は最鋼といへども、鎔惡ければ鑄る處の器、瑕ありて用に立ず、故に古より女に七去の法といふ事あれども、今時の者は色欲に溺る故、斯る事に思ひもつかず、前に述たる通り、子孫の事を思はゞ、先根本より正うし、匹偶の禮を以て爲すべし、禮に、「娶レ女不レ以二同姓一」といふ事ありしに、今の世は血筋の從弟同子縁を結ぶ事あり、一問せば兄弟と成て禽獸同樣ゆへ、聖人かたく是を禁じめたまへり、漢土には今に於ても、上より法度を立て、從弟は勿論の事、血筋の者と婚姻を爲す者は、杖こと六十杖にて引離さる、又兄死すれば嫂を其弟に娶すれば、死刑に逢へり、又前妻の子と後妻の子と娶すれば、是も死刑なり、異國は右のやうに嚴しく大罪に究りしに、今時は能見合せ、縁繫などゝいふて、曾て禮義をしらず、禮は天理の節文といふて、禮に逆けば天に逆く故、天災降つて子孫榮ゆることなきは、今の時に併せて考ふべし

縁女といふて、娘の子に入婿を取るは、尤なる事なれども、女の子は血筋にあらざる事は、聖賢既に敎へ置たまへり、故に血筋の絶る事を思はば、我娘は他縁をもとめ、血筋の家より養子をなすべし、

若同姓に良子なき時は止む事なけれども、先祖血統の絕るを思ひ、成丈同姓より迎るべし、夫女は他人の家に往き、姑に仕へて身を苦るべきに、婿を取れば吾家に坐して、放縱なる故、天理に逆き、多くは良子を產むことは得ずと思はる、今の世にあはせ考ふべし

禮に、女は二十年にして嫁し、男は三十にして娶り、二人の年合せて五十年、天命を知る年にいたり、其上にて子を生めり、俗に乙房國益といふは、年老て生し子は、穎敏なるが故か、母も弱年にしてはいまだ母たる力もあらず、教育の法も拙く、父たる者も是に同じ、此意を考へて色情に耽らず、古しへの禮に隨ふ事よろし

女を娶らば、第一婬亂の者を迎る事なかれ、假令千金を持來るとも良子を生ず、一代に喪びて邯鄲の夢の枕といふものなり、日本にて女の齒を染るは、黑きものは色の變ぜざる故、こゝろのかはらざるを敎んが爲なり、故に許嫁すれば十四五より染る處もあり、上古は女のみにあらず、武士も齒を染るは二君に仕へずといふ徵なり、今時の女は日々に鐵水を染れども、是にこゝろをつけず、後家とならば、尙も鐵水を傳て是に思ひいたすべし

女を娶て試みれば、萬事落目もなく行當り、家事を計りて少しも申分なく、彼が爲に家內繁昌すると思ふ女は、たとひよしといへども、心姦邪にして諂諛に、夫を侮るものは、目のまへはよけれども、遂には家の汚れと成て滅亡の本なり、兎角女は不辨にしても柔順なれば、目に視る處は家のためにな

らざれども、家の吉祥となりて良子を生み、遂に繁昌すべし、此意を得と考へて、今を視ず後を見るべし

子なき女を石女(うまずめ)と名附て、是を去るは道なれども、又貞操柔順にして孝行なれば、止事なく留置べし、偖子なき女は神佛に祈願を懸け、夫は妾を取る事あれども、下々の家には妻妾不和となりて、却て衰微に及ぶ事多し、其妻孝道を竭し貞順なれば、天是を憐みて良子を與へたまふこと間多し、鄂州咸寧の人に馮三元といふものあり、父は商人なりしに、年後れて子なし、或年京師に往くとき、其妻金を授けて、君いまだ子あらず、此金をもつて妾を買る資になしたまへといへば、夫是に應じて京師にて妾を買め、券(てがた)を取りて金を渡し、連皈らんと日を究れば、彼女涕泣して言ざる故、責て是を問へば、我父は官に在り、出納欠折(ダシイレカケル)に由て、我を鬻て償ふの計を爲せしといへば、其孝心を感じて父に送り、金子は予へて皈りける、妻は悅びて、妾は連れ來たりたまふやと問へば、事の仔細を具に語れり、妻是を聞て、君かく陰德あれば、寧ぞ子なきを憂んと慰めける、其後數月にして果して孕み、誕んとするとき、村中のもの夢に鼓吹喧闐(ツヅミフエナルコヘ)して、人を迎ふると見たりしに三元産れ、成長して天下の高名となりて高官に陞れり、(鶴林玉露)これをもつて見れば、神佛に祈りてまうし子を受んより、夫婦ともに陰德を施すべし

女子は他家に往ものゆへ、我家の爲にならずと、碇と教訓も爲ざるは大なる誤りなりといふべし、育

あしければ憂ひを他人に送り、我一類までも恥となるゆへ、美麗の衣服を予んより、只婦道を專一にをしへ、姑に孝行をいたさすべし、女子は男子より却て敎がたきゆへ、其心持にて怠らず教導すべし詩經に「無二膏沐一誰適爲レ容」と見へしは、夫他處にゆきて留主のときは、髮も結ず沐もせず、誰を適（めあて）て顏容を飾らんといふことあり、今時の女は夫の留主には、髮容を常に飾りて居るものと心得て却て飾るはむかしの貞女と大に相違せり、衣服は身の章（かざり）といふて、男女ともに美妍（はで）を嗜むは、內心色欲ある者と心得べし

保元年中城州鳥羽の里に、衣川といふ尼に一人の女あり、袈裟御前といふ容顏美麗の者なり、尼に二人の猶子（おい）ありて、一人は源渡、一人は遠藤盛遠といへり、盛遠屢袈裟を望め共、性質惡しきものゆへ、許さずして渡に稼せしむ、盛遠怨みを含みて、或日刀を以て母を突んとすれば、袈裟は大いに悲しんで袖に縋り、我一計を以て君の妻となる故、母を免し給へと請へば、盛遠諾して遂に刀を收む、袈裟はひそかに耳語（ささやき）て、今宵夫の休める寢所に忍び入て殺したまへ、其後夫婦とならば、誰か咎る者あらんと謀り、自代りて寢所に臥す、盛遠是を聞て欣び、其夜忍入て刺ころし、首を見れば袈裟御前ゆへ、舌を縮めて其貞節に感服し、渡に向ひて懺悔し、忽ち髮を剃て文覺と改名せり、（和國玉桂）今の世には、斯貞操の爲に死する事は知らず、心中といふて、色欲のために命を捨る者まゝあり

大樹吉宗公の台命に、今世間に心中といふて、男女死するものありと聞及べり、是等の者は禽獸ゆへ、

人の禮を以ては葬るべからず、二人ともに丸裸になして野外に棄て、鳶鴉の餌となすべしと法令を出したまへり、寔に愼むべき事なり

妻の姦惡なる時は、縱ひ子を産むと雖も、子孫斷絕する事あり、晋の賈充と云者、其妻郭氏嫉妬深きものなり、其子三歲なる時、父賈充を視て喜び笑ふゆへ、賈充之を撫摩れば、妻の郭氏是を見て、夫は乳母に私すると思ひ、頓て乳母を殺ば子もまた乳母を戀念して遂に死す、其後郭氏また男子を産めり、賈充大に寵愛して、又子を思ふ故乳母を愛すれば、郭氏また是を嫉て乳母を殺せしに、子も亦慕ふて死し、嗣子なくして跡已に絕たり、此事白眉書に見へたり、今の世にも夫は善人と唱られ、其妻姦惡にして潰るゝ者多し、是故に家の衰盛を思はゞ、必ず妻を擇むべし

妻を娶ば媮孋者を取べからず、夫は何ほど働きても、水に鎌といふものなり、昔叔文といふ人、莒國に執政たる事三年、或時我家に皈りしに母は躬紡績す、叔文是を見て、我莒國に政を執る事三年、馬も四千匹あり、然るに今母君斯る卑しき業をなしたまへば、我得る處の事は皆棄んとするのみといへば、母の諭に、君子は詩書射御を學ばざれば博奕の心あり、小人は田作を好ざれば、竊盜の心あり、婦人は紡績織絍を好ざれば、必ず婬亂の行あり、學を好んで福を爲さば、猶飛鳥の羽翼あるが如しといへば、叔文大に感服す、此事困學紀聞に載たり、母たる者かく賢德を保つゆへ、子孫も亦賢者と稱せらるゝなり

宋の安定胡先生子孫の遺訓に「嫁レ女必須レ勝二吾家一、娶レ婦必須レ不レ若二吾家一」と記せり、或人其故を尋しに、吾家より勝る者に遣ば、姑夫に能仕へ萬事欽み戒むべし、吾より劣りし家に遣れば夫を輕んじ、舅にも傲るものなり、婦を娶るは或家より劣るものより迎れば、能姑に仕へ婦道(ヲンナノミチ)を守るものなりといへり、此言古今の名言といふべし

宋の范文正公其子に女を娶るとき、夥しく衣裳諸道具を持來りしに、文正其女にむかひ、此家には家法あり、汝守れるやと言ば、堅く守らんと請ふ、文正頓て持來る處の衣裳を悉く庭に積立て燔棄て、此家は儉約を以て家法を爲すといへり、今の世に於ても櫃・簞笥・長持・錦繡を持來れる女、其終遂に全きことを得ず、襜褵(はへだれ)懸にて來れる者は、大方後樂を得ると見へたり

聖人といへども、男女交合してこそ生れたまへり、其聖人も四肢百體愚俗と少しもかはる事なし、善惡異なる事は只一心にあるなり

前に記せる通り、良子を生るは、全く父母の行狀にある事なり、子生るれば二三歳の時より是に酒を勸める事あり、是こと聖人深く戒しめたまへるは、書經にも見へたり、或は側にて博奕を見せ、嬉嬪(あしきよめ)は胎内に子を懷く身にして、口談に夫婦爭ひ炎を焦し、何を以て良子の生るゝべきや、年老て子のために大に心を苦しむるより外なし、古しへの醫書に、姙娠のとき酒を飮めば、其子癲癇の病を生ずると見へたり、鳥類は春陽分を迎へて先巣を作り、其後孳尾(つるみ)て姙娠の間は、決して雄を近附ず、故に難

產といふ事なく、其雛も壯健なり、然るに人は婬亂せし上にも又婬し、或は姙婦を犯し、又は酒後にも冒し、萬事の擧動ひ、愼しむといふ事曾てなき故、其子病身夭折(ワカジニ)するを悲めども、元是自身の所爲ゆへ、其身を省るべし、我產むといへども、天に受ずんば生ぜず、然れば天の恐れもある事故、此意を能了簡して、人の親たる道を守るべし

俗に氏より育といふ事あり、澁柿も皮を剝て日に干ば霍子柿と成れり、孫兒の中は其敎かた全く母に在る事なり、漢土に翟方進といふ者、十二三歳の頃父に離れ、後母を辭して京師に至れば、後母是を憐み、隨ふて長安に往き履を織り、養育して學ばしむ、其後十餘年を經て宰相の官に陞れり、子を育つるには、假にも利を先にすべからず、利は敎へずとも人情の持まへなり、立にも居にも、只正直を專一とすべし、曾子の妻市に往く時、其子も從ひ往んと泣ければ、母慰めて、我還らば彘(いのこ)を殺して食せんといへば、子も止りぬ、母皈れば、曾子直に彘を捕へて殺さんとす、妻留て、我は戯れにいふのみといへば、曾子答て小兒與に戯るにあらず、彼は元しらざる事なり、汝自ら欺けるは、親として子に僞(いつはり)を敎へるなりと、遂に是を殺して食しむ、孟子の母は三ヶ所まで居宅をうつし、機を斷て學文をはげまし、或日鷄肉を食しむるに、戯れに盜しといひし故是を棄て、又日前に錢を携へ買求め來て食しめし事あり、斯子を育つるに正直を以て敎へる故、元位なき人なれ共、千載の今に至るまで、孟子曾子と仰がれて、天子侯伯より祭られたまへり、是を鑑みて、愛に耽らず能育べし

子を生んでも學問致させ、仁義忠孝の道を敎へず、只不孝者といふは、璞を磨かずして石といふが如し、人の性は元善なるもの故、磨けば隨分玉となるべし、樹木も夭(わか)き時植木屋の手に懸れば名木となる、あしき鶯も百日良鶯の側に置けば、遂に好音(コヱ)となれり、樹木鳥獸といへども、善ものに就れば右のやうに成れり、人は萬物の長たる者故、敎によつて成らずといふ事なし

左氏傳に、子を視る事親に如ずといふ事あり、商賣の業は農工と違ひ、其才慮なければ豪家となる事能はず、餘多の子あらば、其子の氣象を觀て職業を授くべし、若是を辨へずんば、猿をして魚を捕へ、獺をして木に陞らしむるに異ならず、漢土には子生れて、向ふ月に伞周の祝といふて、親族朋友を招きて賀宴を設け、小兒の前に筆・墨・書物・算盤等の細工物を並べ置て、其子の筆を取れば書家となし、書物を取れば儒家となし、算盤を取れば商人と爲す、此事は宋の曹武惠王といふ人より權輿て、今において此例を用るなり、子に職業を授るに、是もいたさせ、彼も致させず、始より見込て一生かはる事なかれ、不辨の者にても馴たる事は、遂には其業勝れるものなり、才子といへども時々職業を易れば、心氣散亂して遂る事を得ず、富貴在天業に非ずといふ事を思ひ、其職業を營むべし

子を育るものは殺生を戒むべし、尤其道の爲には止事なけれ共、己が樂しみになすこと勿れ、惠遠法師は元獵師なりしに、或時鶴の子を殺せば、親鳥悲鳴して去らざる故、又親鳥を獲て是を割烹せしに、腸寸斷に斷たるを見て、忽ち弓を擲て僧となれり、是を以て見れば、人の悲しむことを斷腸といふ

は宜なり、又隋煬帝の時、諸國に課せて羽毛を納めしむ故、國民皆求め捕へて殘さず、烏程といふ處に、高さ十丈許の大木の上に鶴の巢をかけて居れども、登る事を得ず、依て其根を伐て倒さんとすれば、鶴我子を殺されん事を恐れて、自ら氅毛を拔きて地に落せり、鳥類といへども子の爲に毛を拔しは、哀れとも又いはんかたなし、是を能考がへて、殺生は妄りになす事なかれ

勸善道話 家職要道卷之三終

勸善道話 家職要道卷之四

大賈問二日用事一

大賈問はるゝは、我家は甚煩雜にして、心四方に散亂し、永久の思案もなく、日用の事、其引括る處は何を主とするや、　答て曰、大賈の家は繁多にして、隙といふは夜睡る間のみにて、分別工夫も出來ざる事は尤なり、唯堅く守る事二ッあり、油斷大敵、旨もの喰て油斷するなといふ事なり、火災盜賊、其外一切の禍は、舉て油斷より生ずる也、又諸色の價は天下の相庭、大底知れたる物也、法に迯れて下直なるは、偸贓物か假指ものか、二ッの中也、是に氣を附ず買は、畢竟邪欲貪猥の心より起る事にて、後には却て小欲大損となる事、夏の蛾の火に入が如し、斯る時に望んで欲心起る時は、義といふ字を以て邪念の胸をむづと抑へ附べし、後に至ては其義の字の有難き事、千萬金より尙貴とし家宅の奇麗を好むは人情也、然れ共借銀する身の上は、倒るゝ迄は改べからず、弊屋も美室も、其夢みる處も、飲食も少しもかはるべからず、借銀して作れば、座する處は奇麗なれども、入費は太まり心痛も多く、貲本も減じて取遣に行屆かず、世間に不信者と唱へられ、終には文下(ふみした)と成て、折角骨折し新宅も、立退より外の事なく、商賣は茅屋といへども、正直を本として、品物下直に致せば、人爭

て市をなすべし、特に店は狹きやうに品物充れば、賑はしくて盛に見ゆれ共、新造は只家のみ奇麗にても、品物少ければ、寂くして自然と買人も來らず、偖家を造るに初より賣斥はんと思て作る者一人もなし、皆子孫永く住居せんと思へるは人情也、永住の事を欲せば、清淨を以作るべし、世俗の者家を造るに不淨をきらひ、金神は勿論の事、鬼門・病門・本命・的殺などと家相者を頼み、或は清明が簠簋內傳九法を以て地割を致し、或は僧を頼んで祈禱をなせる共、第一我身を淸淨にする事を知らず、家の吉凶は家にあらず、其家を主る人に有、借財して返さず家を立るは、迺ち銀主の家作にして、是家の不淨也、或は宅狹ければ、隣の宅に軒先を作り懸け、叉は庭木を隣の界に植、叉は下水を流し、色色人の妨と成て意恨を求るは、是家の不吉也、別て隣端貧家なれば、言度事も言はざるものゆへ、富家の者は自身より忠恕を以て思ひやるべし、或は大晦日雇等と、聊の小欲にて爭ひなど致す事、是皆不祥也、人皆家を建るに魔防といふて、弓矢を作り立る事あり、此意味を知らざる故、惡魔を防ぐものと心得れ共、惡魔と言者は一人も見たる者なく、影も形もなき者を、弓矢を立ると雖も、來るべき惡魔の來らぬと云事なし、弓矢を立る共由來は、男子生るゝ時は、三日に桑の弧、蓬の矢六筋を以て、天地四方に向ひ射て、其後穀を食しむ、其故は弓は身體を正して持ざれば中らず、人は穀なくんば一日も生ず、其穀は天地の賜也、人に生れて人の道を行はずして、天地の穀を素餐せず、我身を弓矢の如く正く保ちて、天地の恩を報ゆるとの敎也、故に無職にして天地の祿を空しく食はず、正業を勤むる時

は、作りし家も千萬年長く住居すべし、縱ひ金に飽せて作る共、心を弓矢の如く正直に持ざれば、竟には人の爲に作るといふものなり、心正しければ其家に災害至らず、其中蠧蝕回祿等には金銀玉石宅地は殘れ共、大酒博奕婬亂は礎石宅地尺寸の地も殘らず無なるべし、又竊盜は憂るに足らず、余は土藏の戶に大文字を以て勿レ患レ盜、須レ患レ道と記して、子供の誡とす

手太き商人は必ず氣を配りきるものにあらず、商賣は何によらず、締括を第一とす、發とした事にては、日に數百兩の利ありと見ゆれ共、鉛子無の鳥銃を放が如く、只光るまでなり

漢土に王孫賈といふ者、齊の國に仕へて富貴を得たり、其母誡て、車馬衣服を假る事勿れといへば、王孫賈答て、賈が祿は千室の邑を得て、車も百乘あり、然れば富ざるにあらず、何の不足ありて車馬衣服を人に借らんや、母申されけるは、今時の士大夫は車馬衣服、其外一切の器用統て物屋より取りて是を用ゆれば、其直を返さぬうちは、皆工人商人に借るにあらずや、王孫賈是を聞しより後、車馬も其直を返さぬうちは決して乘らず、衣服も物屋に一錢たり共不足のうちは曾て着ず、寔に淸廉の人といふべし

家造は始め百兩と思へ共、二百兩も入る物也、其用意なくては仕懸るべからず、中途にして進退逼り、借金の種となるべし、借大齣共は己が伎倆を見せんと勸め立て、始は千口と積れども、後には二千口共成ものなり、今時の作事は只美妍を專らに、堅固を特まず、廳を專一にして、天井は節なしの檜木、

違棚は、欅、井楼棚に筆返し、書椽は欅の出、書椽、天秤差、柱楹は節なし、极理・耳揃などゝ、無用の所に金銀を費す事多し、家は堅固を第一と究め、先礎を固くして梁柱を太く拵らへ、天井柱も節は何程も拘らず、風雨を専一に防ぐ様、葺瓦を大丈夫に作る事要務と思ふべし、大竘は賃錢は勝ても上手を雇ふべし、永代の事故、小利に目を懸る事なかれ、無用の飾に金を費さず、堅固の方に金を入るゝべし、余若き時分廳を作りしに、過て花靡を盡せしに、客來れば立派なと、奇麗なと挨拶に預れば、心に悦しに、聖人の書を見てより、人美むれば心に忸怩て、如何せんと案ぜしに、或時遠方より故人來りて其美妍を譏れり、余是を聞て、天未だ余を見放したまはず、諫る者もありと、三日の中に大竘四五人呼て鏟り改む、倩豪家の壁瓦等に堊を以て、何の用にもならざる處に飾を附る事多し、是は全く美妍を嗜める人と見へたり、定て能持は致すまじと思はる

墓は慕なりと訓んで、子孫の者先祖を慕ふ意に取れり、子孫に我を祀らしめんと思はゞ、我先祖を大切にすべし、我先祖を祀らざれば、子孫も亦我に視慣ひ我を祀らず、自然と家系も絶るべし、人は死すれば皆靈あり、儒道神道には神といふ、佛道にては成佛と名く、神を祭らば存生の如く仕ゆべし、運弱くして不仕合の時は、尚以て先祖を能祭るべし、自然と高運になるもの也、備前新太郎殿の時、源三郎といふ孝子あり、夏は墓に往て定て暑くましまさんと、團扇を以てあふぎ、冬も亦寒くありたまはんと、莚を以て墓を蔽ふ、此事上に聞へて、國主より田地金銀を賜はる、是を能く鑑みて、忌日

は勿論朔望にも墓所に往き、洒掃をも自身に致すべし、其鬼にあらずして祭るは諂ふと言へば、神佛は抑末の事也、先我を生し親を祭るべし、唯商賈に閙しと片時の暇も愛るは、悪しきにあらね共、斯道の爲にする事は、暇を費すといふものにあらず、乃ち人の職分なり、唯隙を愛るは牛馬の人に使はるが如く、一生職業の爲に身を使はれて、止る處は勞して功なし、故に人に生れては、食を棄ても禮を守るべし、禮を守る爲に職業を勤るなり、必此前後の次第を取違る事なかれ、若前後を舛差ば禽獸に陷るべし

世俗の者多くは妻愛に溺れて、兄弟親族も不和となる事あり、妻は衣裳の如し、幾度易てもよし、兄弟は骨肉也、斬れば必ず身を傷る、是を能了簡すべし、女は利發なるより、不辨なる者を好とすべし、捷妻なる者は、靦面には隨分家の爲とも見ゆれども、末々は家亡ぶるの基なり、女は如なりと訓で、夫の教の如しと雖も、是教は俗夫の及ぶ處にあらず、女の道は紡績を職とす、貧家は已む事なけれ共、富有の家には必ず職務に預らしむべからず、婦に七去といふ事あり、第一に恐れ忌むべき事は天刑なり、我より子孫長く斷絶の本を起す者也、若賢女ならば異居致して、妾を置といふ古人の說もあれ共、是は大夫以上の事也、庶民の身に妾を置は、家傾くの瑞相也、男一人女二人の文字をよせて、かしましと訓むにあらずや、王侯大夫に姬妾あるは、色を好んでの事にあらず、是は聖人の教にて譯もある事也、庶人は一夫一妻也、色を嗜で必ず法に逆く事なかれ、偖妻の好惡は、愛に耽て見へざる者故、

朋友親類の中剛直なる者に諮て其諫に從はゞ、天も未だ我を捨たまはざると思ふべし
家の盛衰は甲幹にある事故、其人を擇んで抱ゆべし、第一酒を好む者を置べからず、萬事透間なく利口ものと雖も、下戸に如はなし、內に入て親方の前に好者は、大かた外に出て惡き者と心得よ、然れ共外に出て讃らるゝ者は、又親方の爲にならざる者也、故に大家の主たる者は、斯る處に行亘り、外の風聞も時々聞合せ、其駈引肝要也、取引を致すに、事に由ては借財の者甲幹をさし置、直談に來る者も有べし、此時安く許すべからず、取引の事は一切我身に背を取て、美を甲幹に予ゆる心持に致し置べし、蓋易に「履レ霜堅氷至」といふて、寵愛過て權威を假す事勿れ、遂には家の蝎虫となるべし、偖取引をなすに、甲幹は只親方前の好やうにと、債（おひめ）を刻剝に取たくる者は、隨分我に於ても宜しと雖も、我家能持すべからず、兎角害はさぬやうに取引致す者を使ふべし、是こそ家の柱礎なる者也、織田信長公羽柴秀吉殿をして美濃を攻しむ、羽柴殿宇留米城主大澤四郎右衞門に降參を勸て連來れり、信長公是を殺せと申附たまへ共、羽柴殿是を殺さず、早く逋したまへば、是より敵がた共仁德に服して、美濃一國手に入れたまへり、甲幹の取引も其ときに應じて、是と同じく債を責むべし、但し口を特まず、足にてすべし、漢土に馮驩といふ者の取引をなせし事あり、尤是は諸侯大夫の取引にして、庶人の用ふる事にはあらざれ共、素封の人は眞似てもよし、今茲に略する故、時の學者に就て聞べし、甲幹の善惡は全く其主人にある事にて、主人の行狀正しければ、甲幹は自ら良人と成るものなり、「滄

浪之水清兮、可ニ以濯ニ我纓一、滄浪之水濁兮、可ニ以濯ニ我足一」といへるも、水濁る故人より足を濯るゝと聖人ものたまへり、我身に惡臭のある故青蠅群り來るにあらずや、淸香薫らば、胡蝶おのづから飛來るもの也

大家を治め衆人を使ふ者は、是を視るは是を手に取るに如ずといふて、何事も先自身に勤め、飯も焚きて、水の入れやう薪の費へ、行燈も自身に拭ふて油の費へ、米も舂いつて糠の出方、味噌も搨りて濃淡を知り、森羅萬象悉く知らずして、唯坐して差圖をなせば、皆空談となりて侮どらるゝ物也、信長公は常に奴婢と共に、大杵をもつて米を舂たまへり、增てや町人の身に於てをや、賤しき事さへおぼえて居れば、上品の事は何時も勤め安し、貴き身にして賤しきことは、遽には出來るものにあらず、故に賤しき事を先にすべし

町懸り等の事は、我身代は大抵所の者の見聞に由て潔く出すべし、金は內と外と見込の違ふ物にて、千兩持は萬兩と見込るゝもの也、富は衆の惡む處ゆへ、嫉まるゝは當然と覺悟して、人を懟む事なく、兼て倹約して、斯る時は態と面に倫色を見せて鋭に出すべし、若怠遅ば咎を受るゆへ、損の上に損と言もの也、鋭き者は十に一二は損ある事もあれども、佁き者は十に八九は損のみ多し、故に出さで叶はざる時は、時を差へず出すべし、商人は第一果敢にあるをよしとす、明年は死する、來月は死すると思ひ、何事も其月其日の事を致し置べし、然る時は後悔といふ事あるべからず

諺に遠き一類より、近き他人といふ事あり、故に時々恩惠を以て親み置べし、貧者は懷易けれ共、豪家軒を並ぶる時は、兩雄相立ずといふて、多くは不和なるもの也、是を懷るには、自ら謙讓を以て、時々此方より見舞を遂げ、病氣、其外不時の刻は、深切に世話をいたし、德を以て引入るゝに如ず、仁者無敵といふ事あり、俗世を渡るには、一年には樣々の事出來して、入費は多く入るものなり、故に一年に百金儲る家には、五六十兩の入費に立ずんば財貨は殖ず、其中に不時の物入抔もいたし、或は商賣には損失あり、入費は例年より賸(まし)はする共、一金も耗るといふ事なし、奢りて百金の入費となる時は、十年を經ず分散と心得べし、人より讃られ財を貯へる事は、中々以て行屆く事にあらず、故に綱渡りより世わたりといへる事あり、增てや酒を飮み美食を喰ひ、職業に怠るものをや、斯るものは一生人に使はるゝものなり、心を勞する者は人を役ふと、聖人の語を思ふべし

門に立つ乞食等には、食事半ならば、箸を投ても早くあたへて通すべし、遲ければ三ツの損あり、寒暑を思ひやらず待するの罪あり、盜賊ならば其間に內を覘ふべし、物を予へて慍(ふづくみ)に遭べし、極貧の身にあらずんば、一人も殘さず悉く予るべし、彼等は耻を面に顯し、物を乞ふは正直なる者なり、恒の產あるものは、僅一金を蓄んと、晝夜汗を流して精力しても、儲がたきは金銀なり、然るに間には手を懷にして姦智を巡らし、謀り借るを專らにして、父母妻子を養ひ、是を慙とは思はず、世間に接(まじは)り一生を全うする者もあり、斯る者は上の德政を待か、銀主の死ぬるのを祈るもの也、開口新書に、

或人借財して期日屆いて還さず、債主屢責れども返さず、債主自往て、其方に借る時は飢渇旦夕に逼る故、一命を救ひ呉よと歎き、我が情に由て危難を免れ、今其恩を忘るゝは何なる故ぞと取詰れば、我に三ッの計あれ共、未だ思ひに叶はずといふ、債主頻りに其譯を尋れば、我毎日他出する故、路に誰ぞ金を遺さん事を願ふ、是一ッ、又其方に出し置し原劵の紛失を願ふ、是一ッ、又其方の死するを願ふ、是にて三ッの計といふ、鷹は寒夜に小鳥を捕て足を温め、翌日是を放ッに、彼が飛し方には往ず、禽獸といへども斯義を知れり、心は鳥に劣れども、人の形を稟たる故、正業を勵む良民と倶に上の黄籍に載られ、殺せば死を共に致さで叶はず、獸心なれども人面ゆへ、有がたき事ならずや、人に限らず、鳥に雀鴉あり、獸に鼠狐あり、蟲に蜂蝮あり、魚に鰐鰒あり、水に毒泉あり、山に瘴癘の氣あり、天に燒雷霾風あり、地に不毛の土あり、石に砒霜與石あり、人に狡獰鑿空人あり、是皆天地の造物にて、陰あれば陽あり、善あれば惡あり、悔むべきにもあらず、善を賞し惡を罰するは、天道に叶ふ故、斯る乞食の如き正直なる者に施す時は、天より其報いある故、家を儉約して施すべし

豪家の喪るは、其身佚樂にして、大酒房事に盡て早世いたし、子供は幼少にて、寡婦は婬亂か、又我儘にして親類中を違ひ、これより樣々の事出來して喪るもの也、故に長壽を得ると思はず、兼て其家法を立置て、内に六十以上の老人を召置き、存生より萬事を托し置事よろし

孔子曰、「雖レ有ニ暴政一不レ去ニ其所一」といふ事あり、彼地は商賣場處にて繁昌すると思ひ、或は困窮し

て國を去る者もあれども、先祖の墓所は必ず見捨るべからず、古は庶人の贄ものには鶩を用ふ、鶩は翼はあれども遠く飛ず、故に是を用ひて其所をさらざるを示せり、紀州九度山に往て、眞田殿の舊墟を見るに、安房守殿墓の傍に、丈壹尺餘の小地藏あり、菴主の話しに、此地藏は幸村殿の自作なり、我身は何地に埋ん事も計られず、長く親の傍に侍坐いたしたしと、我形を地藏に塑置たまひしといへり、今時の者は只家職業繁多と、利欲のみを眼を觸れて、聢と墓拜も爲ざる者多し、是は蠻貊の俗に陷るものなり

漢の馬援が傳に、金銀を多く蓄へ、吝嗇にして使ふ事能はざる者は、是を守錢奴と名くといへり、子息の金庫の番人となる者也

寺宮奉加の時僧巫世話人參る時は、奉加帳を見るに及ばず、名附を致さず、大抵世上の見聞に從ひ、何百目と發言せば、世話人勸るとも其上は加るべからず、誹りに逢ふても出すは損といふべし、偖奉加帳などに金高多く、名附の者は一遍に納り兼るものなり、是に由て我は早く思ひ切り、衆に拔でて納むべし、此時始の誹りは免るゝものなり、奉加などは强ち神佛信仰とは思ふべからず、其時の住持世話人に對して遣ると思ふて居るがよし、此情も豪家の主は、知らずして叶はざる故茲に出せり

書經に、「玩レ物喪レ志、玩レ人喪レ德」と見へて、富有の者は貧しきものと見れば、眡娗戲れ樂む事あり、此事第一德を喪ふ本にて、我子孫も亦人より玩物に逢ふべし、故に呆子者と侮るべからず、乞食に物

を予るも、隨分丁寧にして辱むべからず、「我不ㇾ受ニ嗟來之食一」といふ事あり、玩ㇾ物といふは匳匲(こしき)珍物を嗜むことなり、人たるものは只一すぢに仁義忠孝の道に志すべし、藝能は聖人の立たまふ禮樂射御書數の六藝に究むべし、射といふは的の事也、御といふは馬の口取やうの事なれども、日本にては馬術に取れり、此二藝は庶人の身には無用故、學べば却て害ともなるべし、家財は目に視れば欲しがるは、人情にて限りなきもの故、當用の分にいたし置べし、畢竟是は侈より起れる事なり、板倉内膳正殿の歌に、「求めなき心も事もおのづから、任せて過る身にて安けれ」、又將軍吉宗公の御歌に「事足れば足るにまかせて事たらず、たらで事たる身こそ安けれ」、天下を保つ御身にてさへ斯のごとし、豪家潰れて珍器奇財の古董を市に出せば、又一方より豪家の輩相競ふて買るは、前車の覆るに氣附ず、丹漆の微器には糧飯香の物は載て出されず、一切の事擧て是に準ず、然れば子孫に甘毒を遺すといふもの也、琴三味線婬聲の品、碁將棊双六茶器等遊樂の品は、子孫に亡家の遺物故、必らず貽すべからず、余が家に先年債の方に、琴三味線を渡せし者有しに是を收めず、債は振振を以て收よと約せし事あり、又十七八歲の時圍碁を嗜み碁局を買めしに、或僧是を借りて返さず、是天の敎へたまふと、其儘にして予へける、されば父は父たるの道を竭して家訓を示し、是にて亡びるは天命也、敎へずして置は、其罪は其父にあり、僧出世して老に及べば、壯年より筋骨を辟(くだけ)ば、是より佚樂にして、長く齡を保たんと婬聲などを嗜るは、尤の事なれども、命は天にあり、道を行ひ死するは正命の死なり、天の助を

得て家富み榮かへ、今更天理に背く婬聲遊藝を樂まんや、人皆はじめ貧くして後富めば、氣をゆるめて行を頽すもの甚多し、聖人の敎には、上には天子より下庶人まで、息むといふ事決してなし、日月は須臾も息給はず、漢土の天子は今に於て隱居といふ事なし、命の盡るまでは何事も勤むべし、易にも、「天行健、君子以自彊不ㇾ息」と見へたり、晉の陶侃といふ人は荊州の太守なり、毎朝百枚の甓を、一まいヅッ携へて門外へ運び、又暮方に一枚ヅッ門内に搬入れて、斯身體を練らずんば、不虞の時用に立ずといへり、華陀五禽といふて、常に體を勞すれば無病壯健となる、富家の子供は色白く虛弱なるは、皆其親たる者よりいたす事なり、豐臣太閤は古今の名將なれども、學を好みたまはず、古人の事蹟に闇き故、其終全からず、富家の徒永く家を保たんと思はゞ、天心に協ふ事は、古人の書を見て其興廢を知るべし、富家には淸廉高操の君子は滅多に接ざる者故、曾て一言の規諫も聞事も得ず、常に交る處は私欲に由て親しむ者ゆへ、只阿りのみにて、我身に非ありといへども、敢て諫めず、故に自然と放縱と成れるは、尤なることなり、特に始て富る者は、若き時より家職に訓(はま)り、讀書の隙もなき物なれば、善言を聞事もなし、家長久の法を知らんと思はば、時の學者に時々往て話を聞べし、學問といふては、容易になる事にもあらず、目より入るも、耳より入るも、我胸中に覺へるのは易ることなし、尤經書は天子より庶人の事まで記せること故、唯庶人の事のみ聞べし、悉く信ずる時は見識高く成つて、貨殖の爲にもならざる事あり、儒者も其酬酢了簡なき者多し、一旦富といへども、俗智

を以家事を計れるは、西國の諺にいへる雪隱火事といふものなり

古人の言はるゝに、國を興すも、家を興すも、創業の艱難に於て易る事なし、此情は家を興せし人ならでは知るべからず、國を興せる人は、祿ある故生ずる也、無祿の者は一度貲本盡れば、二同興らず、故に子孫永續の謀をなす事ば、田地を買め置か、或は鹵斥市中の貸家魚獵の地其土に從ひ樣々の免職(かぶ)といへるもの多し、併諸家がたの領分には、時の官人に由て、異變の新制も有もの故、安心なりがたし、尤國初より舊典不易の所もあり、新政を出せる地に於ては、其土に應じて工夫すべし、諸國に於て豪家もあれども、數百年永續の家は稀なるべし、家の免職は侍にならず、德を以て侍とすべし、「人爲レ善者、天報以レ福、爲二不善一者、天報以レ禍」と言ること、古より今にいたるまで、少しも差はず、疑ふこと勿れ

親として子を愛せるは人情なり、然れども愛するにも其道を以てせざれば、却て愛せざる事に劣れる事あり、故に「教レ子有二義方一」といへり、愛に溺れて美服美食を以て育る故、遂に病身者と成て夭折するは、親として子を殺すに異ならず、又琴三味線小うた踊など教るは、婬亂を勸るものにて、實に惡むといふもの也、近き頃唐津の檍木村(ひゆらぎむら)に近藤辰藏といふ處士あり、士庶人其門に入るもの寡からず、其中に庄屋の娘も學びしに、穎敏なる者故、父母も寵愛勝れたり、十二三歳の時村の者ども雩(あまごひ)の賽に、お染久松の踊を催ふし、父に隱して娘も加へしが、是より放縱に成りて色欲に耽り、竟に婬奔を

なせり、父怒りに堪へず、近藤に見へて、我一郷の長として、其子の不義を見てをらば、人を制する事叶はず、不便乍ら死を與んと決す、願ば先生の裁判を請はんといへば、近藤答て、此罪は親にあり、其故は先年村の踊に娘をお染になすに非ずや、親として其子に教る故、罪にすべき理なしと諭せり、今時の親たる者は、皆てかくの如し、自難行苦行して蓄へし金を授ける子故、最大切にして教べし、此處に氣附ざる故、鵜の魚を蓄に異ならず、鵜の魚を蓄るは、下より魚を取ば、是を知らずして數副(たゞもの)上(うへ)に置もの也、人皆子を育るに、最早十二三の頃に及べば、商賣の道を知らで叶はずと、晝夜利談を說て家事を扶るゆへ、其子も助けに成と心得て、自然と慢心を生じて、十五六より煙草を呑、酒を飲、様々の遊藝を見倣ふもの也、職業は一代の事にて長きもの故、二十歳より教へても随分知るべき也、人に生れて欲なき者はあらず、利は教へずして自ら知るもの也、是に又もの鋭利を教ゆれば、虎に翼を添るものにて、水破(すつぱ)に成り、後々は却て天道に戻る事のみ致し、災を受る基となるべし、故に十六七歳迄は、忠臣孝悌の道を學ばせ、先土臺を堅めて、其後一代の職業ををしゆべし、是子孫永續の本なり

先年余或都會の地に遊びしに、知音の者より誘引て、さる富有の家に往き、其模様を睎しに、主人は風雅を好める人と見えて、挨拶の俳諧一二句綴られ、書も美しく、恥かしからぬ人柄と見、妻は奥深く坐し、店には手代兩人棊を勒(うつ)て居られ、內庭には文字の書たる反故を取散し、下駄草履も踏散し、臺所には朱塗の盃に酒器を並べ、毎日夜宴を催す様子にて、榮耀の風也、終に亡瑞の兆顯然たる故、歸

路知音の者に向ひ、彼家は定て二三代目と思はる、十年を歴ず立退ならんと言しに、果して差はず、其後知音の者余は其讖言を尋し故、「父甘ニ糟糠ニ、子飽ニ膏粱ニ、孫拾ニ遺糧ニ」と云事有、粱は今膏粱に飽く身也、其子は定て遺糧を拾ふ身とならん、筑前に余が知音有、文藝俳諧をも嗜る人にて風流なれども、持來の田畠も沽却し、土藏を賣て一首を詠ぜり、「藏解て心冷しき月夜哉」、職業專一にせざれば、統て斯の如し、「言忠信、行篤敬」と云事あり、「敬在レ養レ神、篤在レ守レ業」といふ事、忘るべからず

大學に、「貨悖而入者、亦悖而出」と言るは、國にも家にも易る事なし、天命に應ぜず、金を遽に儲んと手太き商賣をなせば、大いなる家には、又大なる風が當るといふて、雜費失墜甚多し、商賣は運にあるもの故、一生利を得る者にあらず、損益盛衰は天地陰陽にて、夏熱ければ必ず冬は寒きが如く、利あれば必ず損あり、家の給用は一度侈奢のつけば、癖に成て俄に改まるものにあらず、然ば不景氣の時は入事寡くして、出る事衆ゆへ、遂衰微の端となる、江州湖水邊に捨苗といふ事あり、旱雨に由て豐凶あり、昔三ヶ年續て旱魃に逢ひ、村の者共大に富み、遽に家宅を飾、美服を買め、寺宮には不相應の寄進などいたし、下女下男を抱へ、爰限りの驕奢を究めしに、四年目より續て三ヶ年の雨天に逢ひ、農民は大に困窮に及び、始求めし衣服器財は勿論、家宅まで賣はらひ、其中には乞食と成者も多し、天道は毎月盈虧を示し給ふ故、常に天を仰ぎ瞻て、身に引當るべし、易道に盛なるを凶に取れり人毎に金殖る時は、作れば狹しと、數副家宅を廣むる事は尤なれども、是は姑息の智惠にして、遠き

慮なきものなり、父高運なれば、其子は衰運と計り置べし、父は金を儲る才有ものゝ故、此地も彼處も目を配り、平生修理も怠たらず、因て大破も少けれども、子に至ては榮曜に育ち婾嬾（ぶしやう）ゆへ、後々には大に修覆に難澁して、終には修理の爲に其家を賣斥ものなり、故に始作れる時、賣る時の心得にて作り置べし、宋の高祖は始め農民より起り、天子の位に卽き、始用ひし處の鋤鍬を寶物にして子孫に遺し、艱難を知らせ置たまへり、今時富貴の者、珍器奇物を子孫に貽すとは、黑白の違ひなり、器財を用ゆる事は、一代に二度か三度に過ず、賣時は十ゲ一と成もの也、故に財寶を貽さんと思はゞ、開發は勿論の事也、純金白銀等元金に損失なく、直に賣易き物を藏め置べし、是も亦孫謀の一術なり

一休和尚の歌に、「丸くとも一角あれや人ごゝろ、あまり丸きは轉びやすけれ」今世間に呼ぶ處の正直人といふは、呆儕（あほう）といふものにて、是もよし彼もよし、善を聞ても進まず、惡を見ても省ず、只天地の祿を虛しく食するのみ也、眞の正直といふものは、其直き事矢の如しと言て、兎の毛だけも邪事なく、一點の私なきものをいふなり、孔夫子に鄕の人皆好みなば、如何あらんと尋れば、未よろしからずと答へたまへり、鄕の人皆惡める時は、如何あらんといへば、よろしからず、善人より好まれ、惡人より惡まるゝをよしとすと宣へり、只人より讃られて、貧苦に逼まれる時は、「一富一貧交情顯」といふて、一類朋友も自然と遠ざかるは、世間の人情なり、此稱合（ぐあい）を得と了簡して居るべし

仁者樂レ施、儉者重レ予、施而無レ節必傷レ財、傷レ財必至二匱乏一、至二匱乏一則雖レ有二仁義一不レ能レ行レ之、

重レ予則貨殖、々々則用足、苟用足、則仁義隨其所レ行、故諺曰、四鄰稱レ惠、一家則貧、三歳狗斃、百年爲レ人、夫施者有二不給一、受レ施者無レ厭、以二不給之財一、待二無レ饜之望一、能不レ窮者鮮矣、此意は隣の者どもよりは物を惠む故、善人々々と唱へらるれば、遂には財盡て貧乏と成、馬鹿のやうに三年ほどもいはるれば、其後は百年も善人と唱らるゝといふ事なり、尤此事は素嚢家とならざる時の事也、孝經に、庶人の孝は謹レ身節レ用とみへて、遣ひ方を度に過さず節すべし、一體惡き者を惠めるは、天理には逆へども、亦其處に生れ得れば、村中憂樂を俱にせでも叶はず。故に善惡のわかちなく、時々濟ふべし、斯る事は仁德とは思はず、衣裳櫃に蟲の附ざるやうに、時々樟腦代と思ふて居る事よろし、堤は蟻穴より崩るゝといふ事あり、小事と侮り遂に大事に及び、家の潰るゝ事間多し、大家を治る者は、小事に氣を附る事肝要なり、偖誠の仁德といふは、賢德忠孝の人を惠には、少しも慳ず、哄（どつ）と施すべし、今目前には損と見ゆれども、子孫榮盛の種蒔なり、元弘の亂に、名和又太郎（後改二伯耆守一）が南帝を輔け、三國の時中山の大賈張世平、蘇雙等玄德の人たるを見て、莫太の金を與へて、義兵を勸むるが如く、國家の大用に立てこそ、天より財貨を賜る甲斐もあるべけれ、蒔（まき）たる種は一度は萌る事間違なし、我人を救ひ置ば、子孫潰るゝ時、仁者起て又救ふ事、是天の常の道なり、金を持者己一人の力と思ふは、未天地の大恩を知らざる故なり、天の助を得ざれば、日夜寢ず働いて、金も既に蓄らんとする時、廻船をすれば難風に逢ひ、時を待て五穀を圍へば下低に逢ひ、酒を造れば腐かし、金を貸せば懸り合ひ、

或は流行病火難盜賊、其計る處一ッとして圖に當らず、是にも懲ず、七轉八起といふ事もありと、又〻勵んで働けども、又も損失のみにて、俗にいふ一生世話のやき死と言もの世に多し、是等は未天の助を得ざる者なり、又朝より昏まで働いて、最早相應の身代と見ゆる處、遽に頓死する者あり、右を以て考ふれば、富貴は彌天の命ずる處にて、人力の及ぶ處にあらず、天の助を得る者は、することなす事利潤を得て其計る處皆圖に當り、倒るれば金を拾ひ、物を閻へば昻を得て、一ッとして損といふ事を知らずして、天より降り下るやうな事のみ多くして、竟に大家と成る者もあり、是等は天の助を得る者なり、斯天の惠を得ても、天恩といふ事を曾て知らず、己一人の力と思ひ、却て天理に逆く事のみにて、放蕩皆癡に身を保ち、大酒博奕婬亂或は淨瑠璃三絃猿樂等、其外一切の遊藝を專として、天の惡める事を舉て樂とするは、誠に以て惡き事なり、故に天誅降つて子孫必ず亡る者なり、天は言ざれども、聖人といふ者を降して敎を垂たまへり、故に聖人は其德天地に則たまへり、其聖人の敎に逆く事は、皆天に逆く者なり、富貴の者は間男子の絕る事あり、男子なきを天戮の民と名けて、天より、戮さるゝといふ事なり、娘を生といへども、女子は血筋にあらず、人は血脈の絕るより惡きはなし、昔漢土に王少玄といふ者あり、十歲の時、父合戰に往き亂軍に死すれば、悲泣て戰場に往き、父の死骸を求れども、數百の白骨壓（かさな）りて、是ぞといふ其證もなし、或人申けるは、汝が血を漬して白骨に灑ぎ試みよ、染入らば是汝が父なりと敎ける故、膚を刺て血を取り灑ぎかけて、終に父の胔（しゝむら）を

求め得たり、又源頼朝卿豆州蛭ヶ小島に居たまふ時、文覺上人父義朝の髑髏を携へ視せければ、頼朝指を斬て血を取り、髑髏に其血を灑ぎ、小柄をもつて刮りたまひしに、其血骨中に染入れり、斯重き事なれども、今時の者は金さへ蓄れば、子孫の絶る事は憂ともせず、耻ともおもはず、夫壽命は金銀にては買められず、死すれば天子も乞食もおなじく、一塊の土と成にあらずや、貴賤貧富は時に由て起る故、只血筋の絶ざる事を願ふべし、世界は萬國廣しといへども、子孫數千歳連綿と、今に於て天子諸侯の位を貶(おち)たまはざるは、孔夫子と我國の太霎尊(おほひるめのみこと)のみ也、神聖の大德是を以て察すべし、故に右の事を考へて、天恩を知て報いんと思はゞ、聖人の教を守りて、行狀正しく、忠信孝悌のみちを踏ば、長く天助を得る事は必定なり

天心に應ぜんと思はゞ、孝子老人を第一に敬禮して、貧人ならば我身を儉約して、時々厚くめぐみ、一年家給に加へ置べし、是も子孫相續の貴本と心得べし

漢土邯鄲といふ處に、東門般といふ大賈あり、家僮一千人を使ひ、奢る事比ひなし、色を好で妾を愛し、終夜酒宴を催し、伎女十人を召抱へ、日夜歌舞せしめ、狂言役者數十人常に坐に離れず、家事は手代に任せて問はず、年五十まで子なし、一夜暴に吐血して死すれば、妻妾ども財を爭ふて、遂に牢に入り、僮僕は忽ち散々に成て、遂に滅亡す、又晉陽といふ處に、張嶽と言豪家あり、數代の農家にして、田地國中に普く、金を貯る事鉅萬金、牛馬を畜ふ事數しれず、出る時は供の者まで馬肩輿に載

せ、内には釜を並べて飯を燀き、賓客は常に門に塡つ、若き時學文を好み、才氣衆に拔んで、博識にして詩文を善く作り、又諸藝に達するのみならず、便口善くして、公卿大夫も是が爲に襟を斂めざるなし、歲三十まで自職の農業をしらず、妻の范氏といふ者は、元豪家の女にて、曾て紡織事(うみはたおること)も知らず、常に奥坐に居て琴を彈き、謳ひなどして晝夜樂しみとす、是によつて子弟は博奕を日に催し、奴婢は盜をなし、父死せしよりいまだ十年ならず、親族はなれ、家人は畔き、竟に田宅も賣盡し、妻と共に客の方に寄食せり、弦子といふものゝ評論に、東門般は酒色に婬し、張穀は文藝に婬して滅亡す、其なす處は異なれ共、誤たる事は同じ、又二人の者あり、魚屋の手代にして、二人ともに鮑魚をさらせる番を勤めしに、一人は酒に醉て眠り、一人は俯して書物を讀しに、鄰より猫來て魚を喰んで走れり、須臾して鳶來て、又魚を攫んで去れども、眠れる者は曾てしらず、書を讀て居し者は始て驚き、書を釋て起れども、最早及ばず、此二人は其行ふ處は違へども、職をうしなふ事は異ならず、然れば書を讀といへども、職分に懈れば、無學の者にかはる事なし、右の譯を得と合點して、學問といへども隙あるときのみいたすべし、増てや諸藝をや、遊藝は亡家の本故論に及ばず

勸善道話 家職要道卷之四 終

勸善道話 家職要道卷之五

問二儉約吝嗇分一

或人の問はるゝは、儉約と吝嗇とは如何して分るや

答て曰く、儉約と吝嗇とは、我と人との違ひなり、儉約は我一人の事なり、人に致せば吝嗇となる也、昔の貴き人々儉約いたしたまふを、玆に二三條擧て示すべし、土井大炊頭殿或日居間に、七八寸ばかりの唐糸の屑遣てありしを、自ら之を摭ひ、近習の大野仁兵衛を召れて、これを預け置給へば、侍臣の者は是を視て、吝嗇なる主人と耳語けり、其後兩三年ほど過て、仁兵衛に先年の糸屑は如何せしやとたづね給へば、直に巾着より出して是を捧ぐ、土井殿是を取て、脇差の下緒の損れしを繕ひ、其後家老用人近習を皆召れて座に列ね、我先年此糸屑を預けし時、汝等は定て吝嗇と思はん、然れども只今是を見よ、乍ち用に立にあらずや、仁兵衛は主命を重んじ、永々忘れざるは奇特の事故、其賞として三百石を加増すべし、一錢にもならざる糸屑といへども、大切にすべき其譯を諭して聞さん、抑此糸は漢土農民の手にて、桑を樹、蠶を畜ひ糸を作りて、彼地の商人の手に渡り、其のち千里の波濤を越て、長崎の商人の手に入り、是より京大阪の商人の手に入りてより、此江戸の商人の手に渡り、其後

我等が手に入りし、其始よりの艱難辛苦を念へば、一寸といへども空しく塵となさば、天道の咎を受べし、我今爲す處に弊を拾ふて、有益となすの了簡なり、仁兵衛に賞を予ゆる時は、一尺の糸を三百石に買るにあらずや、汝等も其元を忘るゝ事なかれと教訓し給へり、此事は富家の婦には話して聞すべし、又黑田如水殿は至て儉約を守りし人也、朝鮮の役に日根野備中守渡海の命を受れども、旅用乏しく、三好新左衛門を賴て、如水殿に黃金百兩を借用いたし、歸國の後返金調ひ、我も一禮の爲に黑田に同伴致されよと、尼子に連なひ如水殿に對面せられしに、如水殿も邂逅の客來ゆへ、近習を召れ、先刻何方より貰たる生鯛を、三枚卸にして、其骨を鹽煮にいたし、吸物にせよと申付れば、兩人は斯吝嗇ゆへ富りと、心中大に卑しめて、金子を出し利息を副て返納すれば、如水殿是を受取らず、此金子は我はじめ餞別の爲に進上せしに、今是を收なば、我心中に愧る所ありと敢て取らず、兩人これを聞て始に易り、其度量に感ず、是等の事にて儉約と吝嗇との分ちを知るべし、儉約といふものは、總て廢れる物を擧て用に立るに如くはなし、孔子途を往給ふ時、魚賈炎天に魚を綏かし、已に棄んとせしを、孔子これを乞ふて天地に祭り給へり、淮南子といへる書に、聖人は尺の璧を愛しまず、寸の陰を愛しめるといふことあり、一尺の盃も缺る時は、其一分の缺なくては接に用に立ず、然れども其一分の陰に目を付ざるは、世間の情なり、儉約の第一とするものは、先世に多きものを大切にすべし、水は一荷にて僅か二三錢ゆへ、何とも思はず、既に旱魃に及んでは、俄に儉約の心を起せども、元天

地の賜はる恩義を思はゞ、雨中といへども、中々一滴も妄に使ふべきにあらず、塗に稻穗一莖遺たるは蹈躁(ふみにじ)り、錢一文拾へば稼頭戴き致せるは、畢竟其元に存じ付ざるゆへ也、常には美食をいたし、五穀の長たる米にて作れる酒をのみ、既に凶年に至れば、遽に心顚倒して、葛根を掘り樹葉海藻を糧にして、翌年豐になれば、乍ち去年の艱難を忘れて、又飮食を嫐になすは俗情といふべし、天は何石賜はると約束はなし給はず、豐凶は天地の常理故、平生その用意有て、儉約を專にして凶年の蓄となさば、年の豐凶は我身に於てなき事なり、此意を得と考へて、一葉の薪を焚るにも、樹木は元青盛たる生物なり、是を殺して薪とするその元を考ゆれば、花發に焚るゝ物にあらず、唐の太祖皇帝は、一食ごとに稼穡の艱難を思ひ、一衣ごとに紡績の辛苦を思ひ給へり、服食器用一切の品々、其元を想へば、儉約は自ら行はるゝなり、我鄕は陶器を埏埴る地なり、一寸の猪口と雖ども、成就迄は凡四十八手もかかるといへり、古語に、「陶者用二缺盆一」といふて、今に於ても陶家は皆缺たる陶器を用ゆるは、其製作の艱難を知る故か、しかれども是のみ儉約しても、餘の事は世間に拔んでゝ奢靡を竭せるは、小を知て大に闇きもの也、茲に余が廢れるを拾ふを示すに、京都より吳服商人九州に販ぎ、毎年巡り來れる毎に余を訪ひしに、或凶年の時極月廿日頃、古胡面六七足を修理する半、右の者來り此體を見て、甚賤しきことを爲つると盧胡(エミナフクム)して詰れり、余其譯を說て、此品は的用に買めずしては叶はず、然るに此儘にして置ば、家内の者共塵所へ弃るべし、代銀凡三十目、故に今再び用に立て、此估に米穀を加へ

て、此年越に村中の窮民に與る時は、廢るを擧て數十人の欣と成るべし、芳田帯刀は黒田の家老、七千石を取られしに、浪人して伏見に出て、馬の沓を作りて世を過せり、我等ごとき賤しき者、是等の事を致せるは有前なり、序に又一說あり、余江戸に往く時、信州上田の町にて鳥目七八百文計り遺してあり、余是を視て誰ぞ取られよといへば、馳來て拾ふ者あり、傍の者どもは金を拾ふて取ざるは、狂人のやうに誹る故、この國に落たる物故、矢張此國の人こそ取べけれと道を急ぎし、跡より近き邊の人と見へて伴ふ者あり、町を出て七八丁も過しに、草鞋片足破しゆへ、幸に捨たる草鞋を拾ひ之を易れば、連の者余に向ひ、曩に八百文の錢は取らず、八文の草鞋を拾ひ、見ぐるしき體をなせしは何事ぞや、八百文を以ては百足の草鞋は買るべし、我においては一向解しがたしといへり、余答へて、尤なる事なり、始め錢を取らざるは、我生國を耻かしめざる爲なり、錢は誰にても皆拾へり、破れたる草鞋は人皆取らず、是を以て一時の急難を救ふに非ずや、されば人は身を勞せずしては、一錢といへども身に付べからず、此心を捨る時は、甚しきは盜賊に陷るもの也と諭せし事ありといへば、理兵衞も始て儉約と吝嗇との分別を知れり、漢土に樂羊といふ者あり、途にて金を拾ひ、妻を悦ばせんと持歸りしに、妻諫て斯る不潔の金を以て我を養ひ、身を汚し給ふやと耻しむれば、樂羊大に赤面して、元の所に往て捨置たり、夫天地の理は總て往て還らざる事なし、受れば必ず報いずんば叶はず、故に金を借れば、利息を以て是を報る也、博奕の如きは、人の物を徒取らんとする志より起る事ゆへ、一間して

盗竊となれり、人の物を徒取り、或は高利を取者は、物事花發にして、儉約といふ事會てなし、故に一滴の富を得れ共、霆の光にて殘としたるばかり也、易經に、「君子以儉避難」と見へたり、儉約を守れば天道に叶ふゆへ、天の助を得て、災難と云ものは決してなし、今世間に儉約者と唱ふるものは、大方吝嗇者なり、或人朝は未明より日暮まで、片時も屋締ず努力て、妻子にも破れたる繿褸を着せ、親類朋友にも年始五節句間尋の暇をおしみ、職業一篇に家内儉約専一に勉るゆへ、身體疲るとて、夕方に隨意体といふて、毎日酒を呑事其直四五十文也、頑夫の身にては尤なる事なれども、是等を大吝嗇ものと名る也、一日五十文の酒といへども、一年に積れば十八貫文、妻子には寒暖の時服隨分不自由なく、一類朋友佳節の禮物等不足もなかるべきに、己が三寸の舌を貪り、禮義をうしなひ、一生口の爲に五尺の體を使はるゝは、猿敷事ならずや、此意を得と工夫して、眞の儉約を致さんと思はゞ、先天より賜はる五穀を以て作れる酒ゆへ、其天恩の元を想ふて、酒を禁じ美食をなすべからず、酒を飲ものは酒代は少しも惜まず、餘の事には甚吝嗇なるもの也、是は全體私欲の熾なるより生ずること也、職業の勤め方は一生毎日の事故、日月運行の如く遲速なくして、怠らず氣長く勉め、五節句等は暇を惜まず、恩義を受たる家は勿論の事、一族朋友にも朔望怠らず問尋し、禮物等はさまで花發に致さずとも、附木一結野菜一本にても、隨分叮嚀にして、唯舊恩を忘れざる標までにしてよし、人より一飯の惠に逢ても、必ず報いなくては叶はず、故に儉約は己が身一人にて、世間に交るには、儉

約といふ事出來ざる也、此分ちを知らざるゆへ、吝嗇といはるゝ也、家康公の仰に、豐臣太閤は至て堪忍强き人なれども、奢に堪忍出來ぬ人なりと宣へり、世間の者堪忍といふは、唯喧嘩口論のみと思へども一切の事に堪忍あり、譬へば酒五十文飲んと思ふ時は、是を堪忍して十文に濟す時は、漸々と常に成て、遂には下戸と成べし、此堪忍出來ざる時は、未堪忍の足らざるなり、或は繝表の疊は是を堪忍して七島に致し、鯛を喰んと思ば、これも堪忍して鰯にいたし、遊所に往んと思ふ時は、是は僅夜二時の榮花と思ひ切り、是も堪忍いたし、侈と見る時は、皆堪忍の二字を以て、邪念を抑へ付る時は身に儉約を保ち、善行と成て、天の助を得て、子孫かならず繁昌すれども、儉約と吝嗇の分をしらず、今の世に儉約者といふは、皆吝嗇ものゆへ、災害並至りて、一代にして衰微に及り、富有の家には、臺所には飯粒は堆く取ちらし、塵留には大根牛房は二寸三寸の切屑を捨て、一月に損費の行こと幾許ぞや、これ皆奴婢のなす處なれども、素より人に奉公などいたす者は、我物にあらざる故、此處へ氣の付く者にあらず、一家を治むる主人として、是に目の付ざるは不明ゆへ、天恩を知らざる其誅降て、富有の家には病人絕ず、さまざまの禍ある事は、今目前に見へし事なり、此理を能考て、第一廢る處の物を舉て有益となし、孝子有德の人又老人を惠むべし、其身を苦め人を救へば、天其之を報ずんば、日月は闇やみ也、此道理をとくと思案すべし

儉約は固より聖人の守り給ふ處なれども、俗智を以て唯一切の事、儉約々々と利に由る時は、道に背

く事あり、譬ば女僧來て縞縮緬は一兩、小倉縞は一兩二歩といはゞ、我は下直の縮緬を買んとするは人情なれども、矢張高直の小倉縞を買べし、又疊の表易をいたすに、緣下に字紙を用る事あり、これは白紙を用べし、大切なる文字を書たる物を、平生踏所に用るは、甚以て天の恐れあり、かゝる儉約は始表易に、四百文の入用を白紙にして、四百十文と思ひ切らば、何事もなき事なり、僅か十文百文にて一代の德を損ずるにあらずや、右のやうなる事家內に甚多きもの故、萬事に心を付て勘辨すべし、儉約は他なし、唯廢るを拾ふて、有益となすのみなり

年始には白木の三寶に、土器餚は片鰹昆布にて、賀宴を催せるは、古の酒宴の禮なり、故に直禮といふ、然るに人みな直禮は致せども、古は右樣に質素儉約なりと氣の付ものは希なるべし、後世に及んで酒器は朱塗に金蒔繪、餚は五種七種ならでは無馳走と思ひ、迭に競ふて滋味を用ふるを禮と心得て、恭敬するを禮とは思はず、北條高時は驕奢の人にて、宴會毎に酒九獻に肴七八種を用ひしを、楠正成是を聞て、滅亡近からんといはれしに、今の世には九獻など飲ものは下戶と稱せり、又床柱は丸木に致せるを、如何の譯と心を付るもの曾てなし、古聖王は宮殿は根引の茅を以て葺き、柱楹も削らず、統て其儘にて山取の丸木なりし故、是に見る毎に上古の事を念ひやり、みだりに奢るべからずとの誡め也

儉約を惜福といふ、奢れば必ず天の造物を費すゆへ、天地の惡みを受て福を得ず、故に惜福といふ也、

孔子「禮與二其奢一也、寧儉」と宣へり、詩經に「服レ之無レ斁」といへるも、其身貴くして儉約をいふなり

「張無垢見二雪竇一、敎以二惜福之說一、曰、事不レ可二做盡一、勢不レ可二依盡一、言不レ可二道盡一、福不レ可二享盡一、凡事不レ盡處、意味偏長」

宋の仁宗皇帝近臣に語て、朕羊肉を食んと思ひしが、恐らくは例とならん、一時の欲に由て、無窮（キハマリナシ）の殺生を爲くに忍びずと宣へり、或日蛤蜊二十八枚を獻ずれば、其直を聞たまひしに、一枚千文と奏すれば、帝是を聞て、然れば錢を費す事二十八千文、吾是を食するに堪へずと辭し給へり、天子の身といへども儉約を守り、一時の滋味を貪り、天物を暴殄し給はざる事如レ是

王參政伯といふ人、四留の銘を作りて曰く、「留二有レ餘不レ盡之巧一、以還二造化一、留二有レ餘不レ盡之祿一、以還二朝廷一、留二有レ餘不レ盡之財一、以還二百姓一、留二有レ餘不レ盡之福一、以還二子孫一」と書て壁に糊置けり、因て自ら留耕道人と號す

宋の竟王、大惣の築山を作りて、諸役人を召れて視せしむるに、姚坦といふ者これを見て、此山を血山といへり、其譯は民の身體より血を流して輸し米穀を以て、何の用にも立ざる事に財を費すゆへ、血山と誹れり、又開寶塔といふ大なる堂塔を建立すれば、田錫といふ人上書して、衆人の視る處は、金銀を鏤めて熒煌（ひかりかゞやく）やうに思へ共、吾視る處は、民の膏を塗り血を釁て光曜と思へりといへり、庶人の身にして智を運らし高利を聚めて、自身の榮曜花靡を盡して、珍器玩物泉水築山無益の家宅を飾る

は、矢張血物血宅ゆへ、たゞ儉徳をつゝしみ、前に見へたる、留耕道人が銘をおもひ、「留ニ有レ餘不レ盡之福一以還ニ子孫一」の語を用ひなば、子孫永代その福盡ざるべし

諸葛孔明の語に、「以レ儉興、以レ奢亡」と見ゆ、國天下を興す人は皆儉約なり、國天下を亡す者はみな奢を盡せり、此後迚も人の興亡は、此二を以て明に分るべし

北條時頼公の母松下禪尼は自身に障子の破れを繕くり給へり、天下の主たる人さへ斯儉約なり、是を鑑みて行燈障子の張替などの古紙は、文字あらば其所を切捨て火に燒き、餘は悉く鼻紙に致すべし、是に限らず一切の紙切は、文字さへなければ用に立るべし、井伊掃部頭殿出朝の時は、中食を紙に包み、其紙を以て鼻を拭ひ袖に入れ給へり、黑田如水殿は癰疽を痛み、膿水を拭ふたる紙を蓄へて屏風を張給ふ。今において黑田に血屏風と名けて寶物なるよし、細川銀臺侯は疊の上に、飯粒の落たるを拾ひて食ひ、又初物などは十日過て食へば其直十が一と、曾て初物を食ひたまはず、右のやうに貴き侯伯の御身にてさへ、專ぱら我身を儉約にして、已に人を救ふ時に至ては、少しも吝み給はず、財を散す事塵芥の如し、人の志す處は上下の分ちはなきもの故、右を鑑みて、儉約と吝嗇との差別を、事事物々に當りて、必吝嗇人と謂るゝ事なかれ、司馬溫公訓儉に、「夫儉則寡レ欲、君子寡レ欲、不レ役ニ於物一、可ニ以直道而行一」これを能合點して、儉約は我身日用の事のみにて、世間向の事は一切寡欲にいたすべし、程子の語に、「吾未レ見下嗇ニ於財一、而能爲レ善者上」といへり、吝嗇なる者に善人といふは、未だ曾て

あるざる也

世俗礪賃(とぎちん)に身を流すといふは、吝嗇人よりいふ事なり、此詞今日目前には利あれども、子孫に禍を遺す陰德の法にあらず、廢たる物を修理するに、一貫文になれるを、二貫文の手間入れば、看一貫文の損あれども、天物を思ふ其德は、子孫に至て、一貫文の損は、千萬貫の利となるべし、譬へば不淨の便所を作り改るに、古材木は汚ものゆへ、野外に捨るか燒盡すか致せども、是も其始め天の造物にして盛青たりし事を思へば、一寸といへども、空しく棄べきに非ず、然れども大絢等は是を嫌ふは當然故、一日の賃は五日分予へなば、否といふべからず、是に由て能々洗ひ濯て是を淸め、其用に立所は、一寸の屑をも用べし、天地の間は江海より大なるものはなし、故に大海は淨穢を揄まず、右のやうなる儉約は天道に應ずる故、不淨變じて却て淨淸也、一切の事物に當て廢るを拾ふには、今目前の利欲を棄て、礪賃に身を流す事を致すべし、大黑天の像を塑(つく)らば、人の蹈める橋板にて作るといふは、善き誡なり

冷無强といふ者あり、萬事花奢を嗜るもの也、或時黻服(ウツクシキモノ)して北宮佗といふ者に往て逢へり、此人は至て儉約なる者故、嫩垢(よごれ)たる布衣を着て座に迎へ、共に譚れども少しも耻る色なし、冷無强此體を見て耻かしめんと思ひ、吾子の衣服の惡きは、定て小身にて俸祿の薄き故か、または儉約過ての事なりや、北宮佗答て、吾子の衣冠の花麗なるは自身の作る處か、又は他人の作る處なりや、冷無强串ける

は冠は工人より買め、衣裳は商人より買るなり、何ぞ自身に作らんや、北宮佗之を聞て、其直を償ひしや、冷無强未だ半金は返さずといふ、北宮佗大に笑ひ、然らば吾子の衣冠は吾子の衣冠に非ず、輙工人商人の衣冠なり、人の物を以て誇り耀すは、是人を欺といふもの也、吾着る處は至て麁服といへども、未人に假らず、輙わがもの也、吾子何ぞ人の美服を衣て、我ものゝ惡衣を醜しとするやといへば、冷無强も手を出して疵を受け、大に慙にける、今の世に花奢を嗜る者は、大率冷無强に併しくて、奢靡なる者は借銀ある者と察べし

問㆓陰德法㆒上

或人問はるゝは、吾も陰德を施す志はあれども、家貧くして事を遂る事能はず、甚慨嘆すといへり余之を聞て、人は志を崇ぶべし、「有㆓善願㆒者、天必輔㆑之」といへり、子孫定て繁昌すべし、陰德といふ物は、强ち人に物を施すのみにあらず、貧窮の身にても、先自身の行狀にあり、漢の昭烈皇帝終に臨んで後主に勅して、「勿㆘以㆓惡小㆒而爲㆖之、勿㆘以㆓善小㆒而不㆖爲」是語陰德の大體なり、隋の李士謙といふ者、栗數千苞を一鄕に貸置しに、凶歉の年借財の者共を悉く召して、食を設けて目前に券を焚棄しに、明年豐熟に由て、彼者共爭ふて返納すれども受取ず、或人これを聞て君は陰德多き故、必ず天報あらんといへば、李士謙答て、陰德といふものは、譬は耳鳴の如く、我一人知て人は不㆑知もの也、人皆知る故、陰德に非といへり、備前新太郎殿の代に、同國和氣郡に喜十郎と云孝子あり、子供

三人あれども、其妻母に仕る事踈きゆへ、遂に離別いたし、毎日薪を採て母を鞠ひ、亡父の忌日には、薪一荷を夜中人のしらぬやうに寺の門内に捨置けり、始に知る人もなければども、漸々洩聞へて、住持一禮を述れども、吾は曾てしらずと答ける、又村内の貧民薪盡る時は、其戸口に薬置ゆへ、人みな禮をいへば、吾は決して知らずといへり、奉行之を聞て大に感心し、金子を予へて、始賣渡せし田畠を受返しくれんといへば固辭退して、吾始金を取て急難を逍れし時の嬉さは譬へがたし、今買取者は是を便とするに、今更取返す事吾好む所にあらずと、竟に金子を受ず、頓て朝に聞へて、國主甚感嘆し給ひ、大枚の黄金を賜はるのみならず、永代免除の田地を下し給へり、「有陰德有陽報」と、薪を施す事一年僅か十荷にも過べからず、然れども其志す處善道なる故、天地感應し給ひ、子々孫々免田を耕すは、薪一荷は其直何ほどに當るべきや、天報の大なる事如是

後漢の賈彪といふ人、新息郡の長と成しに、民貧苦にして墮胎する者甚多し、或日城南より賊盜の人を斬しと告るゆへ、馬を馳て往んとする時、又城北より子を生み殺せしと告れば、盜賊の人を斬るは珍しからず、親として子を殺すは、天地も容れざる大罪と、馬を城北に般して捕へけり、これより嚴刻に禁ずれば、漸々民人化して子を殺さず、養ふ者數千人僉賈彪の生む處といふて、男子は賈子と唱へ、女子は賈女と呼んで、賈の一字を名くといへり、又魏の鄭渾といふ人部陵郡の令となりしに、此地の風俗剽輕にして、子を生み活すことなし。鄭渾工夫して漁獵の具を取上て、夥しく開田を致し民を

賑はし、豐給して後諭しければ、民其德澤に感じて、是より流産墮胎を止めて、男子多く彌の字を以て字につけ、終身忘れざる誡となす、庶人の身にては位なきものゆへ、此事屆かざれば、豪家の輩譬へば千金を倉に藏て、子孫に譲んと思はゞ、九百金を藏て百金を以て救濟（スクヒスクノ）致さば、天は殺生を惡み給ふ故、天心に協ひ天の助を得て、家に災害降らず、九百金は子々孫々盡ざれば、却て我身の利となる事必定なり

東海の漁人の談に、漢の陳平は常に陰謀を工みて、自ら吾子孫の昌ざる事を知り、諸葛孔明は藤甲の賊十萬を殺して、吾壽命の永からざる事を知りしに、果して差ず、名將は子孫絶るといふは、多くの人を殺す故也、天は生るを殺すを大に忌たまへり、草木魚虫禽獸に限らず、生ある者は皆天の造物なり、陰德といふは元儉約にあり、富貴の輩縱金銀米穀を人に惠みても、又一方に姦智を運らし、高利を貪り人を困らせ、或は遊樂にして、今日は漁獵、或は山狩、或は妄に花を折て、挿花にして自分の目を悦しめ、夏は凉を求んと庭に水を灌ぎかけ、或は無益に築山に作り、山に遊べば一時の事に柴を折て藉き、砥石を取て庭に蒔き、或は魚も海中の生物なるに氣を付ず、日に鮮魚嘉餚に飽き、酒も元米穀にて、人命を救ふ天恩に氣を附ず豪飲せるは、是皆天物を暴殄せる故、天の惡を受る處なり、故に一方の人に施すといへども、眞の陰德にならざるなり、花奢は德を破り、儉約は德を求る故、まづ我身の儉約を守り、其仂（あま）れる處を以て人を惠むを主意と立るべし

漢の于公といふ人獄吏（キハメヤクニンシタ）と成て、裁判を決するに、公平にして皆恨みず、夜罪人の輕重を帳面に記せるに、重罪に點を懸る時は悲んで落涙す、郡中慈悲に服して、生祠を建て祭れり、始め居る處の閭門壞る故に修理する時、于公差圖して高察に造るべし、後年必ず駟馬高蓋の車を容ん、我れ獄を治るに陰德多く、曾て怨民なし、子孫に定て興る者あらんといひしに、果して其子定國といふ者大名に封ぜられ、丞相の位に陞れり、又叔敖といふ者七八歲の時、兩頭の蛇を視て大に悲しむ、母其故を問へば、兩頭の蛇を見し故必ず死せんといふ、母之を聞て、其蛇は如何いたせしやと問へば、吾は死するに究れり、人又視ん事を恐れ、殺して土中に埋みしといへば、母慰めて曰く、陰德有ば陽報あり、汝は却て長壽を得んといひしが、果して長命にて大官に昇れり、然らば陰德は貧にしても隨分やすき事故、常に心に懸るべし、陰德に志さば、第一慈悲の心を持て、恕といふ事を思ふべし、恕の字は心の如くと書て、人も我も同じ樣に思ひやる事なり、門に立乞食を見ても、嘸や寒からんと早く立るも、一時の陰德なり、島原陣の時、松平伊豆守都督となりて出軍の時、大猷公一首の御歌を賜る「身を撮み人のいたさぞ知られける、命はをしきものとかはしる」、天下を治むるも一家を治るも、仁恕の心なければ、天の報は得がたし、尚又陰德に志あらば、陰隲錄・福壽全書等に委く見へたり

宋の范文正公の語に、天下の樂に後れ、天下の憂に先だつと見へしは、英雄の志す處也、庶人の身に於ても、村內の事宴會萬事に就てあること也、京都伊藤仁齋子は古今の大儒にて、公卿及び士庶人門

に入る者數千人、最も尊崇せられし身なれども、市中の者ども井土を汲かゆる時は、吾家も此水をくめば、其苦を與にせでは叶はずと、自身も樽(つるべ)を引れける、譬ば同町に貧人死するに、金銀を恵んでも、自身は家に座し、緩帶にして頭を低させ、禮を受けては德を保てる道には足らず、故に往て哭し、謙譲を本とすべし、余は大いに誤りし事あり、余平生身を儉約にして、貧窮の老人孝子と見れば、少々恵むを志願とす、他方知音の家に遊ぶ時、主人此邊に九十有餘の老母極貧にて、愍むべき者といへる故、余少々金子を主人に渡し、是を恵まれよといへば、主人も欣に堪ず、直に贈りしと見へて、夫の子草鞋がけにて、廿藷少しばかり苴にして來り、腰を懸て謝するゆへ、余も座上より答禮せり、歸路連の者に向ひ、郷の陰德は吾善に伐り驕慢なる故、却て無に劣れり、實を竭さば自ら立て、右の甘藷を恭く拜し、其中一ッを懐にして歸るを禮といふべし、人に物を施し緩帶なれば、人を犬馬とするに異ならず、却て天誅を受べし、又門人を伴ひ山溪を過しに、堤防の修理の跡と見へて、役夫の草鞋苴などを堤中に棄置しを、悉く拾ふて傍なる林中に投入れ、其儘に置かば、水底の藻屑となるは無益ゆへ、林中に棄るときは、樹木の糞となるべし、天地より見る所は、國に界といふものはなし、此地の樹木を糞置ば、十里の外に往て、杖一本伐りても山神の祟も輕かるべし、孝子莊助は薪を採る時は山神に一禮し、水を汲時は馮夷(かはのかみ)に一禮す、役夫の者ども山林に棄ざるを視れば、渠等が出世のならざるは已に見へたり、陰德といふは、統て人の禮をいはざる事に氣を附るべし、路を往にも靈ある所は

先に往き、小徑ならば早く避けて通し、老人ならば先に往しめ、稲穂遺てあらば、これを拾ふて往先の雞にも予へ、又は人の踏ざるやうに傍に片付置き、錢を拾はゞ乞食にあたへ、金ならば其地の名主に預けて高札を立るか、炎天には人を小陰に休ませ、自身は熱き處に憩ひ、薊小石往來の妨となるべき物は是を片付、小陽致さば、大道水邊に致さず、田畠に致し、施行には茶店に菓子代十文は、五文に約めて乞食に予へ、隙ある時は其地の道路濕地小溝等に砌をかけ、嶮路は廣め、貧民には時々往て伺ひ、死亡の時は疫病に拘らず早く弔ひ、其外色々の事貧にして心に懸れば、何程も有もの也、人の爲ざる事を、躬身を苦しめて之を勤め、其報を待ざる故、天必ず是を報い給へり、天の報は人の報には百千倍すべし

文字は穀物に次べき大切なる物なれども、世間の人曾て知らず、數千里阻て座して便用するも、文字の䑓なり、千年前の事を今知り、今の事を千年の後に知るゝも、文字の德也、かゝる大切なる物を字紙を庭に踏ちらし、鼻を拭ふて踏所に棄るもあり、又は上敷澁帋にいたし、蟲守を書て汚の便所に糊るは、己が罪を天に願ふといふもの也、漢土は文明の邦ゆへか、一字書たる紙も庬末に爲ざる物と見ゆ、長崎唐館には窯を作りて、軒別の字紙を集めて一度に燔棄る也、家内は勿論の事、道中にても文字の附たる散紙は是を撫ふて人の踏ざる所に置べし、都會の地には紙拾もあれども、田舍に於ては庭に散りたる紙は一字を書たるも悉く燔棄べし、其家に入て散紙亂雜にせしを視て、大抵衰微の兆は見ゆる也、

宋の王曾といふ者は、父年高て子なし、若き時より字紙の遺たるを見れば、是を拾ひ聚め、香湯を以て洗淨めて、火に焚事凡四五十年、一字といへ共輕忽にせず、一夜夢に聖人來て、汝字紙を敬ひ勉るゆへ、曾子汝が家に來て、門戶を大にせんと有しに、果して一子を生む、因て曾と名付しに、賢才にして眞宗・仁宗の二帝に丞相となれり、陰德の天報如㆑是

世俗闇陬（くらすみ）に膝を立る樣な事といへるは、世に衒ふ不信ものゝいふことなり、假にも斯る事を發言すれば、高見の人より一言にて胸中を見ぬかるべし、「君子愼㆑獨」といふて、闇陬に膝を立て居らざれば、天の助は得べからず、天知り地知り我知りて、隱れたるより顯はるゝはなし、詩經に、「君子不㆑愧㆓屋漏㆒」とは、陰德の大要領なり

家康或日豐臣太閤を御招の時、茶坊主に茶を挽せ給ひしに、側の者是を少し嘗れば、直に引替て新に又挽せ給へり、闇陬に膝を立るとは斯る事也、衞の南子が云く、「忠臣孝子、不㆑爲㆓昭昭信節㆒、不㆑爲㆓冥冥（クラキ）惰行㆒」南子は女子といへども、此語は古今の名言とすべし、昭々なる所にては誰しも爲る處なり、冥き處になさずんば、天の報いは得べからず

誕生日は兩親在し給はゞ、粥料理して膳を供へ、酒盃を頂戴すべし、死後ならば未明に起て墓に參り、神主に酒膳を供へて、我壯健を告るべし、世間の者今日は生日と身祝に酒宴を設れども、今月今日母の苦みを存し附ざるは、鳥獸（トリケモノ）こそかく見ゆるなり

毎朝靈前に法華經を讀む者あり、經文は之を解して身に行ふ爲也、解せずしては、口を費し損といふべし、昔江戸神田に三河屋何某といふ者、毎日靈前に六諭衍義一部讀しと聞及べり、誠に感心すべし

夜寢る時も、父母の葬所に足を向て寢るべからず、旅行の時は我國も又同じ、親の名付置れし名は、稚子名といへども、私に改むべからず、不信より起る事なり

詩經に「維桑與レ梓、必恭敬止」と見へしは、古は宅中に右の二本を植て子孫に遺し、食給の爲にする故、子孫の者是を見て、先祖の遺澤を思ひ、必恭敬して剪に忍びずと、其孝心を記せしもの也、昔の君子は親の手づから植置れし樹木を視る時は、威儀を繕ひ恭敬して見る也

天和年中駿河國富士郡に、孝子五郎右衛門といふ者あり、親の買ゐ置れし馬を、是も親の遺物ゆへ、放つに忍びずと、死るまで畜ひ置けり、孝道上に聞へて、常憲公より九十石免除の田地、御自筆の御朱印を賜はる、此意を考へて、先祖の手づから植たる樹木は、縱障になる所にても、妄りに伐る事なかれ、殊に先祖の造りおかれし舊宅を、不自由なるの、卑しきのと奢に長じて改る事なかれ、ましてや其證もなき家相卜者の言を信ずるは論に及ばず、縱ば破レ禮と聖人も宣ふて、縱なるより禮義に背くなり、禮義に背けば天に背くゆへ、天運を得べからず、貧なる者は何分奢らんとすれども心に任せず、故に自然と天道に協へども、天道に逆けるは、畢て奢より起る事也、然れども其父奢を嗜で、泉水築山遊樂の珍亭等は、父死後に至ては、たとひ遺物といへども、是を隳て父の汚名を除くべし、是

を孝とする也

僮僕を使ふにも酒を予へず、酒代は給金に加へて予へるべし、余が家には是を通例となせり

親の遺せる書物を、其子不學にして賣はらひ、間には遊藝の器を買るものあり、自身不學ならば其子に學ばせ、父の箕裘を繼しむべし、親の遺物を大切に思ふものは、孝心なるゆへ、家亡びざるなり

諱といふは忌む故なり、天子將軍領主はいふに及ばず、祖父の名を自ら名のらざるは、古より賢君子の教なり、後世通名といふて、何の益もなき事に忌み憚らず、父の名をつくる事通例のやうに思へるは道理に昧きゆへ、徳を喪ふ事をしらず、譬ば父存生の間は、父の弟我母我姉も何某様といひしに、父死後我之を名けば、直に何某と捨詞に呼は、自ら聞に忍びざる事にあらずや、是に氣の附ざるは、全く孝道の心なき故と知るべし、昔江南に蔡郎といふ者あり、父の諱は純といひしに、蔡郎蓴菜を呼毎に露葵といふゆへ、郷の者共其譯を尋ぬれば、我父の名は純といふ、純と蓴と同音ゆへ、是を忌憚りて獨り露葵と名付置しと答ふれば、聞く人其孝道を感心して、是より一郷統て露葵と云傚へり、或時此地の者、齊國に往しに、齊の李恕といふ人、江南に露葵といふ物ありと聞く、いかなる草ぞと尋れば、露葵は蓴菜の事也と答ふる故、李恕は甚不審におもひ、其譯を尋ぬれば、蔡郎が名付し事を物語ゆへ、李恕大に感服せり、孝道の一郷に流滂すること斯の如し、又杜少陵は母の名を海棠といふ故、數百首の詩文を著せるに、母の名を忌んで海棠の二字を避く、寔に大孝の人といふべし

文昌帝君陰隲文に、「勿レ忘二舊恩一、勿レ思二舊惡一」と見へたり、是を忘るゝ時は、天の助は得がたし、人は第一辭讓の心なくんば禽獸に同じ、人の寵愛を受れば既あるものゆへ、其報を得ずんば必ず受べからず、功なくして賞を受るは、聖賢の爲ざる處也、時に由て年濟德政のやうなる事あらば、縱法令に背くといへども、是を辭退して廉潔の道を行ふべし、信義を失ひ、不潔の食を以て妻子を養ふは、子孫永盛の基にあらず

病る時苦痛に堪ず、醫師を請招し、痊るを得れば直に快氣祝に酒食を費せども、醫者の恩を知らざる者世に多し、是德を失ふの本ゆへ、癒る時は時を移さず禮に往べし

疫癘などは世間の者、兄弟親族といへども、皆嫌て出入せず、然其君師(キミシヤウ)は勿論の事、舊恩の人には魁して往べし、天地の間に邪なし、常を失ひ自邪ありと、良醫河越が說尤也、余は是迄一類朋友の病るに屢往ども、遂に傳染といふ事もなし、畢竟我心に義勇なく、怯弱にして臆するより受るべし、死生在レ命、傳染して死する時は、信義の爲に正命の死ゆへ、悔べきにあらず、然し德は拂レ禍もの也、信義を以て甲冑とするゆへ、必氣づかひすべからず、俗諺に、女は便所を洒箒(ソウヂ)すれば、良子を生むといふは、其陰德といふべし、故に奴婢に囑(いひつけ)ず、自身に致すべし、便所を雪隱と名付けしは、雪竇禪師といふ高僧、衆僧群集の時自身これを洒箒せしより起れり、今に於て衆僧集る時は、其中の高僧より此役を勸む、是を東司といふ也

弔ひに往には、遠方といへども、聞や否や時を移さず往べし、家内の多用に日を延し、或は三日に往ずといふは、信義の道にあらず、諂ふといふもの也、俗に三日宿り、悔に三日に往ずといふは、端もなき迂虚なり、愚俗の妄言に僞張て必ず信義を失ふ事なかれ、信義を守れば天の助を得べし

世俗の者識らず知らずして罪を天に獲る事あり、魯鈍の者には寡けれども、小利發の者に甚多し、其罪の大なるは、勝るを嫉むと善言を誣るにあり、誣るは罪を利となす事にて、俗にいふ壓崩のこと也、譬ば孟宗が雪中に笋を掘出しを話せば、昔はかゝる事あらん、今はなければ僞といひ、職業に動兢者を見ては、死する時金を持行やと誹り、人の善言嘉行を譏刺するは、仁義を害ふ賊言ゆへ、天誅子孫迄及ぶべし、人の善行を見て賞美するは、其身に善心あるゆへ也、是を嫉むは惡心を懷く故なり、世に學問するを誹る者多し、人各過なきものあらず、小過を以賢者を誹る事なかれ、俗智を以ては勝れたる人の長分は見へがたし、菅丞相左遷の時百官皆君に諂らひ、罪なき事を誣あつて明す者なけれども、年を經て其子孫皆敬拜す、君子の身に於ても亦災難なきにあらず、明月に村雲かゝれども、之を除く人力の及ぶ處に非ず、風來れば自然と其光りあらはるべし、世間の人我身の行狀を顧ず、唯茶話にも私欲を以て善人を褒貶するは、其罪輕きに非ず、斯る事段々重りて積惡となる故、運弱くして子孫衰微する也、屹度愼べし、賀祝を致すに定日を究むるといへども、近邊に死亡あらば日を延るべし、却て天助を得て我身に吉祥降るべし、禮に「隣有レ喪、舂不レ相」といふて、古へ聖人の世には、

其郷に死亡あれば、舂にかけごゑも爲ざる也、人の悲みを視て、我身の祝ひをなすとも福は來らず、人は第一慈悲の心なければ、鴻業は遂がたし、德川家康公も家を興すも、天下を興すも、慈悲心を本とせよと宣へり

何事も遠慮といふことを忘るべからず、今時世間に遠慮といふは、辭讓謙退のこと也、私欲一遍なれば慈悲は廢るもの也

弔に往には酒を飮み往べからず、無禮のはなはだしきもの也、又脇方に用事有て、序ながらといふは詔となる故、一素往ざる事正直といふべし、兩用に計るは、天の惡めるゆへ愼むべし

勸善道話 家職要道 卷之五 終

勸善道話　家職要道巻之六

問二陰徳法一下

道徳の人に相見する時は、必酒後に往べからず、不敬と云べし、又音物なくては往べからず、人に相見するに、音物を用るは聖人の教なり

喪を勤るは人倫の大禮なれども、今時の者は心の哀より起る事を知らず、唯世間に對して致すやうに心得て、面向ばかりにて、心の悲み曾て視へず、髭を剃り、髪は額に少し殘して剃り、油を傅て髪を結ひ、精進といふて肉は喰ざれども、氣慰といふて酒を飲で、哀慽少しも視へず、喪は悲みを本とすといふて、固より瘦勞堪々（やせつかれたへ〴〵）になる迄かなしむを道とする也、古へは親死する時は、親は土中に在すを想ひ、身は茵に臥に忍ずと、庭に寢て塊を枕にして苫を着て寐、七日が間は絶食いたし、三年は母の懐に育つゆへ、三年の間は喪服を衣て酒肉を禁ず、今に於も漢土は貧人といへ共、三年の喪を勤む、然ども困窮にも及ずと聞及べり、貧者は毎日外に出る故、屆く事にあらずと見ゆれども、無服の喪、無體の禮といふ事ある故、心喪を勤て酒肉を絶ち、群集の中に往ず、小謳淨留利等を聞ず、女に懸らず、身を愼む事僅二十七ヶ月也、是式の事耳目口を堪へなば、何事もなきこと也、母の胎内十ヶ月の苦み、

其のち三年懐にして、夜は小陽の濕れる所に自ら臥し、夏は自身は蚊に喰れ、少し風にも吹るれば、氣も魂も身に付ず、此艱難をおもひやらば、僅二十月や三十月身を愼むこと、何ぞ苦とせんや、若是を厭はゞ、鳥獸に異ならず、今時は風俗弊れて、葬送歸りに直に酒宴を催し、高笑放談いたし、伊勢參りの跡祝のやうなるは、死するを欣びとするもの也、子たるもの斯致せる故、其孫も又かくの如し、當今は喪禮略制ありて、父母は十三ヶ月、忌五十日と究れども、服といふ事知る者なし、服は喪服の事にて、日本にては古へは藤衣といふて荒布にて作り、倚廬といふて別に喪家を建て、三年が間獨居れり、藤原道信の歌に「限あれば今日脫すつる藤衣、つきせぬものは涙なりけり」此歌は三年の喪を勤め終りて、喪服を脫給へる時のうた也、近年天保年中仁孝帝も倚廬を作り勤給へり、貴き天子の御身にてさへ斯つとめ給へり、今長崎唐館に居る舶客は、賤き者まで日數を約めて、三年の間は一月に十日ヅツ喪服を衣て、酒肉を絕なり、喪服を衣るは、富貴の人に非ずんばならざる事ゆへ、貧賤の者は心喪を勤て、責て百日なりとも精進潔齋して愼み、及だけは遠方に往ず、二十七ヶ月は群集せる物見等に往べからず、しかし君子の賜る時は、酒肉も止ことなく飲食すべし、又病ある時は食してよし、旨を食て旨からず、樂を聞て樂しからずといふて、喪は悲に堪ず、心中より起る事ゆへ、世間に對し衒ふにあらず、禮は天理の節文にて、聖人の立置れし禮を守れば天心に叶ひ、天の助を得るは疑なし、故に兄弟親戚夫々に服忌令あるに從ひ、世間に拘らず、己獨を愼み守らば、天能之を知り給へり

父母妻子死する時、棺に斂るに儉約に經帷子といふて、紙子などを衣せて送れども、是は儉約にあらず、吝嗇と云ものなり。平生我身を儉約して、一代に一度の事ゆへ、隨分丁寧にして、存生の時の如く髮を結ひ櫛笄も用ひ、寒暖の時服を衣せて斂むべし、又僧徒に任て經さへ讀ば、自身は家業を勤めて、其金を以て謝禮をいへばよしと心得るは誤と云べし、人を名代にして自勤めざるは不敬ゆへ、朝夕躬身を勞して、恭く香花水膳を供へて、人に任す事なかれ、商賣してこそ祭りも致すと、未だ七日も過ざる中に、戸を明て笑ひどよめき、永訣の悲み曾て見へず、斯る時隙を費す爲に、平生精力して其給用を仂して置也、董永は貧窮にして、身を賣る約束して金を借り父を葬しに、天女降て錦を織り、千金を得しといへり、日月は今に於て易る事なし、斯る事今においても是あれども、其孝心董永に及ぶ者なきゆへ、其驗みへざるなり、是を思へば富貴の者は、百日や二百日は、さまで家職の障にもならざる故、是式なり其身を苦めて、父母の大恩を報ずんば、天の恐もあるべし、此事人の爲ならず、輙我身の爲となるべし、服忌令に、主君師匠朋友舅の服忌はなきゆへ、勤るに及ばずと心得るは尤なれども、是は其人に由て勤る故、古人も之が制律を建ず、主君は父母同樣にすべし、師も孔夫子の弟子は皆三年、其中子貢は六ヶ年、墓の側に喪屋を作りて居り給へり、舅は一名岳父といふ、父の字を附れば、叔母同樣の日數にて、心喪を勤る事よろしからん、妻は悲泣に堪ざれば伉儷の情もすまざる也、朋友は五倫の中に加はりて、時に由て死を以てする事もあり、我朋友の死する時は、其朋友の家

に往て哭するは禮也、然らば人來て哭するに、我何ぞ其友の喪を勤ざらんや、余は遠方の親友死すれば、我家に於て香花を供へ、七日精進潔齋して、子供門人等に其信義を示せり

忌中に人弔に來る時は、家の主人は遇べからず、若道徳の人か、貴き人か、親の深交の人ならば出てあふべし、然し返事ばかり小音にて、餘は無言なるべし、又身分よろしき者は、荒布の羽織袴、又肩衣にても中陰の中は衣て居るべし、伯州米子我藩の多く、其家中の者嫡子一人、荒布の肩衣を着る也、

田舎には葬日に、一類村の者ども酒宴を設け、又僧徒にも勸る事あり、酒は合歡のもの也、人の哭泣擗踊して堪ざる悲に、何を以て歡びを合すべけんや、其情を知らずんば鳥獸に同じ、俗に悔といふは、人の死するを自も悔んで、かなしみを添る故也、自徳を喪ふ本ゆへ禁むべし

葬送の翌日家内の婦女、みな寺參りを致すは甚あしきこと也、五十日は家を出べからず、朝夕墓に詣らば、朝は人の起ざるとき、昏は日の入りし後、笠を被りて人目を忍ぶべし、古へは葬送に杖を突は哀みに堪ず、身體羸て足も立ざる故也、古の人も今の人も、身體五臟は少しも易ざれ共、心の差ふ事雲泥の違と思はるゝ也、母の葬禮には削杖をつく、削杖とは桐にて作る也、桐は同なりといふて、内心悲痛父に同きに取なり、桐は外に節なきは、我家に二尊なきに象れり、腰に繩の帶をいたし、首に繩の鉢卷をするなり、是を腰絰といへり

孟子に、善は人に敎ゆるより大なるはなしといへり、家内はいふに及ばず、一類朋友其外一鄕の者ども

にも、事に觸れて時々教訓して、善に誘掖（すゝむる）べし、しかし躬行ふて視せずんば、承服すべからず、是陰徳の最上といふべし、徳は得也と訓んで、徳を保つ時は天幸を得る事疑ひなし

人は性質の儘なる事よろし、武田信玄臨終の語に、「不レ塗ニ紅粉一自風流」といへり、世に容貌言語柔かにして、內心姦なる者多し、是等の者は天誅を獲て、其終りを能せざるは、今目前に視べき事也、唐の高祖の時李義府といふものあり、容貌溫恭にして、人と語る時は嬉怡微笑すれども、內心狡險なるゆへ、時の人義府が笑中には刃ありと唱へ、是より柔にして物を害する者を李猫と呼べり、又李林甫は文學の者を忌て、遇ふ時は能挨拶し、陰に其人を罪するゆへ、時の人口に蜜あり腹に劒ありと、是を恐るゝ事虎狼の如し

宋の李明は仁慈廉儉の人也、或日路にて金の釵二本を拾ひ、女の遺せしならんと暫く候ひしに、使女來り悲泣して、竟に江に身を投んとす、李明大におどろき、其故を問へば、我主人の母一類に釵を借り、我に持せて餽返せしに、過て落せし故、歸らば必らず殺されん、故に身を投んとする也といへば、李明頓て其釵を予ふれば大に欣び、謝して去る、其後此女は梅林といふ渡の艇戸（わたしもり）に嫁して妻となる、一日李明此渡に來て船に乘んとせしに、女これを視て舊恩を思ひ、頻りに袖を引て家に至り、夫も亦留て酒を具て謝す、未程あらざる中に、始め渡りし船中の者は、風波の爲に悉く死し、李明一人免るる事を得たり、陰徳の陽報如レ是、善を積んと欲せば、唯正直を本とすべし、不直の財を以て日々に千

金を惠むといへ共、天報は得べからず、宋の張孝基は豪家より女を娶りしに、舅に一子あれ共、不肖の者故追放し、死するとき財産を悉く張孝基に與へ、葬送の事を治しむ、其子は諸所に漂泊して、竟に乞食となれば、孝基見るに忍びず、我家に召て奴となして園に灌がしむるに、能力むれば、孝基其改まるを視て、官庫を司どらしむるに、萬事愼んで過なし、孝基これを視て、彼が父の與へ置し財産を、一錢も私なく悉返しければ、此者家を治る事よろしく、一郷の善士と稱せらる、其後基卒し、朋輩數人嵩山といふ山に遊びしに、忽ち旌幢山野に滿て車に座する事、其行粧太守の如し、能々視れば孝基也、數人大に驚き、怪んで其故を問へば、吾財産を返せし德を以て、天帝より此山神となせしと言訖て見へず、人皆是より善に從へり、近年我邇き郡に一農夫あり、或とき彥山に詣づる時、途より他邦の者同伴せしに、他邦の者金を遺せしを拾ひ、彼者身體逼れども、隱して知らずといひ、其金を以て家富み、田宅を買めて開發せしに、破甕を掘出せり、五六歲の子之を見て、父は金を掘出せしと吹聽すれば、彼地は譯ある地ゆへ、實事ならんと人皆唱ふる故、頓て鞫に逢ひ、遂に獄中に死す、其の子僧となれども、大呆子(だいあほう)にて今に於て存生す、天の賞罰是を以て考ふべし

諺に堂を頹して道作れといふは、神佛を信仰せんより道梁を修理すれは、神佛の意に叶ふ故、守り給へる故なり、邪欲を以て動すれば屋敷界を爭ふ者あり、此一條を以てその者の盛衰は未前に視るべき事なり、縱ひ一尺二尺狹められて不自由なりとも、堪忍して彼が意に隨ひ予へて置べし、止る處は悉

く我手に入るもの也、金の世に王廣道といふ者あり、官を辭して耕織を業として、家に居りて教授し、束脩餘あれば分ちて人を惠み、門人一人極貧にして女を嫁する事能はず、因て資裝を調へて嫁せしむ、或日北隣に死する者あり、東より出るを忌めり、西北は人家の軒を並べて道なし、南は廣道が宅中の蠶室也、忽ち之を壞て通しける、一生安樂にして壽は八十四歳を得たり、是を鑒て道路狹き所は、自身の宅を約めても、之を廣めて諸人を欣ばしめ、梁を掛るときは貧しければ、自進んで役夫が出て、身を勞して人の憂を除く時は、天の照覽疑ふべからず

陰德を爲んと思はゞ、殺生する事なかれ、諺に殺生身殺すといふ事あり、董昭之といふ者河の邊に往しに、蟻一ッの短かき蘆の葉に罣り遁るを見て、之を救ひ助けし事あり、其後昭之罪を得て牢に入れらるゝ時、群蟻穴を掘りて遂に脱るゝを得し事あり、此事蟻のみ助けし故にあらず、平生慈悲心あつて一蟲も殺さゞる故、その報を得しもの也、然し染着すべからず、蝮の如きは之を殺して陰德となるべし、厩燒るに、孔子は人を問ふて馬を問ず、人に害となるものは、これを殺して陰德となる、父病る時鮮魚を望めば、之を殺さずんば却て天罰を受る也、無益の事には一蟲といへども殺すべからず、若君父の爲とあらば、人に讓らず自ら殺すべし、祖狄といふ人は大將となつて、日々人を殺せども、家中に諭して、寒中には家を修理する事なかれ、冬は蟄蟲悉く壁中にありといへり、殺生の驅引は是に倣ふべし

司馬溫公の語に、萬金を子孫に讓りても、子孫奢る時は保つ事能はず、萬卷の書を讓りても、子孫不學なれば蟫に喰するより外なし、陰德を冥々の中に施し、以て子孫長久の計を爲といへり、天道は往て還らざる事なし、夏過れば冬來る、陰あれば陽あり、善を施せば善報い來り、惡をなせば惡むくい來れるは天地の常理なり、我家富る時人を惠み置ば、我子孫の貧しくなる時、又惠める人起るべし、我疎業の者を善道に導き置ば、我子孫に疎業の者出る時、又導く人有て善道に入るべし、故に子孫長久の計をなすといへり、後漢の符稚といふ者は施しをたのしめり、故に乞人常に門に塡り、人に語て天下の物なんぞ常ならん、今日富と雖も、後日定て貧しからんといふて、一日乞人來らざれば心樂まずといへり、然し是は富官大祿の身也、庶人の身にては及ぶ處にあらず、若陰德に志あらば、貧福によつて身分に應じ、一年に百文にても、十貫文にても、掛銀にて四五十年の講會に加はり、滿會に取當ると思ふて施すべし、播たる種は一度は萌ずといふ事なし、種一粒は百倍となるべし、故に百年の計は德を蓻るといふ也、此意を得と考へて、小利を捨て大利を取らんと、講銀必ず怠る事なかれ

問二家長久一

或人の問はるゝは、我世の中を熟觀るに、豪家の輩是迄百年と永續する者は幾まれ也、我も富といふにはあらねども、一度は人に抜出んと思へり、然れども子孫長く保ざれば勞して功なし、いかゞの計を以て能持すべきや　余手を拍て、偖も遠き慮りを問るゝものかな、是まで金を貯る者は、庫壁の壞

たるを修覆せず、數副これに藏すに異ならず、吾子は氣の附處宜しき故、安心致されよ、滅多には喪ぶまじ、人欲の限なきは常の情也、自身一萬金の身代に成と思はど、七千金に思ひきり、其子に儲けさせんと心を決せよ、出世早ければ亡る事はやし、試みに火をおこして視よ、下炭は熾る事早ければども、須臾にきへて灰となる、熊野炭は熾る事は隙どれ共消る事遲し、十里の道も心急げば必疲る、天地の理は統て一體にして、日月の運行は遲速なく、分量有て循環し給ふ、卑俗の習ひにて金に慊ず、未不足未不足と利欲に爍る故、眼心昧んで餘の事は盲人同然にて、子供は如何育つや、妻はいかゞの事をなすやと、曾て家を齊ふ事をしらず、其中には早命數も盡て、骸骨も未朽ざる中に、子供に遣ひ潰さるゝは、愚曚の甚しきといふもの也、吾子は兼て軍書を好まるゝゆへ、豐臣太閤の行末を觀られよ、不肖の子には、千萬金禪りても保つ事あたはず、良子は一錢禪らずといへども、自出世すべし、古語に、「夫富無二經業一、貨無二常主一、聚レ之則聚、散レ之則散」といふ事あり、然ば財は賴にならず、人を賴とすべし、富貴の家に賢才の子といふ者は、滅多に出來かぬるものにて、多くは夭折するか、病身者か、我儘育の肝癪持か、大酒婬亂ものか、愚鈍呆子か、或は男子絕て他家より姓を冒さるゝか、大抵右の分は免がたし、斯る事は畢竟唯金儲け一遍に凝固する故、精神眩みて日用の事に、姦智貪猥のふるまひ、知らず〳〵して積惡となり、又は富身となれば奢靡を盡して、天の惡める事のみ多きゆへ、天の譴降れる處なり、斯る事は私を棄て人の上に併せ考ふれば、定て臍落するならん、其積惡となる事

は終年の數々故、一口には演がたければ、大率此一部の書中に縝密に見へたり、賈人の出世を望むに、第一守るべき語を玆に出すゆへ、得と是を監よ、產語といふ書に、「賈多端則貧、工多端則窮、故苟有二外慕之心一、而亟遷二其業一者、未レ有二能成者一也」と見へたり、此譯は譬へば酸醤油を職業と致せしに、漸々金の殖るに付て太物店となし、又も奇麗にと呉服屋に成り、益蓄るゆへ、竟に子錢家となれり、店方の事は一文錢を拾ふものにて、何の商賣も利息のやうに廻れるものにあらず、其上牧豎(いやしきこども)の來れる迄、手を下げて挨拶致さで叶はず、金を貸せば向ふより膝を屈めて挨拶を受る故、自然と驕慢の心を生じて緩帶になり、遂に店方商賣は手迂くなりて肝熬(きもいら)ず、稍々と怠たり、不販に及んで、竟に金貸一遍となり、舊業を忘るゝは全く信義なき故也、農人の出世せしものも是に同じ、昔孔夫子他所に行給ふ時、路の傍に女の大に悲しむ者あり、その故を尋給へば、笄を落し失ひしといふ、纔笄一本にて斯まで歎き悲しむるに及ぶまじと宣ば、女答て、かの笄は久しく我身に添しもの故、舊を惜むといへり、夫子大に其信義を感じ給へり、晉の文公國を去て外に流浪する事十九年、國に歸り國主となる時、界に入て是迄用し蓐席を、最早此品も汚れたるゆへ、已に捨んとすれば、舅犯諫て舊きを忘れ給ふなといへば、文公大に感心す、斯しば〱職分を易るものは、元來富貴は天にある事を知らず、職業に由るとおもふ憨痴(おろか)より起る事也、金貸といふ者は貨は人手にある故、帳面は當にはならず、是を受取我櫃に藏めずんば、有財とはおもふ事なかれ、偖子錢家となれば、周從人(でいり)の者多くなつて、美酒嘉

肴はいふに及ばず、緞帛器財漸々と集るもの也、是は衰頽の楷梯といふべしと、固より財を貯る身は强慾なるもの故、人に與ふる事もなく、妻子に至る迄飽食暖衣に身を奢らしめ、虚弱病者の媒妁に氣の附ざるは、遠慮の明智なき故也、金を借には諂されば事ならざる故、阿媚あるは常にして、酒は氣の藥、心を四方に配れば少しは飮れよ、珍亭を作り泉水築山を架へ、鬱を散じ給へ、病人多き故家相を見給へ、淨留理は古事來歴神祇釋教戀無常を知る、三味線は萬病の藥、碁將棊双六は勝敗を爭ひ甚面白しと、唯々浸潤膚受の言にも、亡瑞の事のみ勸められ、曾て一口の金言を聞ざる故、終には放蕩啙窳の者となり、又財寶既に充れば、驕侈に長じて位格を望み、金を以て他の姓を冒し、或は上金など致して士となる者もあり、是等は頗る分を踰ることをしらず、人の此世に生るゝは、統て天より分職し給ひて、天子に生るゝ人もあり、大名に生るゝ人もあり、士に生るゝ人もあり、町人百姓に生るゝ者もあり、又穢多乞食に生るゝ者もあり、富家に生るゝ者もあり、貧家に生るゝ者もあり、初富貴の家に天より分賦し給ふを、自身の所業に由て貧賤の身となるは、天に逆ふもの也、樹木も又高山の岩の上に萌るもあり、谷底の肥地に萌るもあり、草木は始生る時磽肥を厭はず、千百年其地を易へず、人も三都の地に生るゝ者もあり、孤島幽僻に生るゝ者もあり、是みな始め天より分賦し給ふ故、草木の土地を易ざるが如く、此地は商賣勝手あしく、彼地は繁昌の地、大都會に出なば、我才を以ては天下に指を屈らんものをと思へるは、全く天の分賦をしらざる故也、秦の世に李斯といふ博學多才の者あり、始め

貧賤の時厠に往て鼠の居るを視、又上の米廥に入り、群鼠の米粟に飽るを睎て、熟々と思案し、偖も厠に居る鼠は常に不潔を喰ひ、米倉の鼠は常に米粟に飽を見れば、人も其在所に由れりと、是より荀卿に從ふて帝王の術を學んで、秦に往て始皇帝に仕へ、遂に丞相の位に陞れども、唯名利を徼て其主を擇ぶことを知らざる故、其終全きを得ず、惡名を千載に遺せり、若天の分賦を知て其所を易ずんば、天然に壽を得るのみならず、芳名を千萬年に傳ふべきに、鼠を見て邪慾起る故也、夫富貴とも全きは天道の理にあらず、士は位あるものゆへ、貧は常とする也、士にして財に富る者は、三代と保ちしは幾稀なる事也と見ゆるべし、士といふ者は第一禮義廉耻といふ四維を保たずしては叶はず、是を身に保てば、財貨は必ず盡るべし、上方都會の豪家數代連綿と永續せるは、帶刀を致さず武士の義なき故也、遠堙の者は動もすれば帶刀を好るは、元來驕慢の心より起れる事なり、左氏傳に「無徳祿禍矣」と見へたり、後々は貧苦に逼りて、始めの町人こそ宜しけれとおもふ者も間多し、世祿の士は已む事なけれども、町人百姓の身分にては、藝能萬端所詮屆く事にあらず、此意を考て位格を望む事なかれ、余が家武を罷て三代、吾儕も謾ざら武の道をしらざるにもあらねども、前に述しごとく、天の分賦を能く稽へ、曾て仕官の望もなく、耕耘を職分として一生を送るのみ、適々諸方の士訪ふて論るゝ時は、言ざるも無益の事と思ひ、方寸にある事は隱さず明すまでなり、晉の世に朱百年といへる人あり、家至て貧窮にして、母死するの時、絹布の衣服を着せて葬ることを得ず、其後漸々家富といへども、一

生我身に絹布を衣ず、或日孔凱といふ人の家に往て、饗應に逢ひ酔眠せしに、傍より絹布の蒲團を着せて置けば、眠り覺て大に悲むゆへ、家内の者共怪んで其譯を尋ぬれば、母の死せし時の事を物がたれり、始め貧より起り富る者は、朱百年の孝を監みるべし、大坂堂島に鹽貞といふ者あり、元美濃國の產にて、始め至て貧く、母死する時、葬具の用を他の人より惠まれたるよし、其後大坂に出て家富しに舊情を思ふて、市中の貧民死する時は、鳥目二貫文ヅツ怠らず惠まるゝよし、余在坂の時其德を聞て訪ひ、談話晷を盡せし事あり、倘富家となるの望あらば、多く蓄る工夫より、先子を能育る工夫するが專一なり、此了簡なきものは、破れ桶に數副水を汲が如し、其桶の修理方といふは、譬ば一年に百金の利金は九十金に思ひ切り、餘の十兩は人民有益の方に散財すべし、子孫に於て其九十金は却て能持すべし、「小人喩二於利一」といふて、金持ものは利慾に取て、其便捷伶俐水も洩さず、人の耳目を驚せども、餘の事に於ては至極惷なる者なり、是は履賢德の人に就て善言を聞ざるゆへ也、固より富るものは衆に越たる發才あれば、聞取事も早き故、學べる人に往て、時々古人の善行を聞て身に行ふべし、此事商賣貨殖の第一の貲本といふべし、產語に、「一年之計樹レ穀、十年之計樹レ木、百年之計樹レ德、吾亦欲下爲二子孫一樹上レ德爾、夫人德レ人、而其人不レ思レ報レ之者鮮矣、即人不レ報、天將レ報レ之、即不レ在二其身一、將レ在二其後一也」昔の人の書に載るは、明に試て記せる事ゆへ、千百年易る事なし、故に此道理を能考へて、欲を七分に持て慈悲心を懷き、商賣に氣を半散し、半は行狀に心を附て、斯致

しては奢靡には成まじきや、斯しては人の譏刺には遭ふまじきやと、日夜心を潜むべし、唯利欲のみに眼を觝れば、我身の上は盲人同様になるもの也、「逐レ獸者、不レ見ニ太山一、嗜欲在レ外、則所レ蔽也」とは是を謂ふ也、脇目八目といふて、脇よりは能見ゆるもの故、正直なる人に就て、時々諫誨を求むべし、人は小天地と名づけて、天地の體を備へて生るゝ者故、心も天地と同體なれば、天地の盡ざるがごとく、萬々歳子孫も亦盡ず、天は不言なれども、信義は日々に示し給へり、十五夜の滿月を見よ、十六夜より虧給へり、毎月是を仰ぎ瞻て、我身に體認て省みれば、亡びるといふ事決してなし、人は出世するも、亡びざるも、天地のごとく信義を主とすべし、一切の徳行是より剏む、諸所に古邑林藪の中に荒趾の覗へしに、是を長者屋敷といひ傳ふ、所の者ども昔の金持といへり、長者とは尊稱の詞也、元佛法より起りし事歟、天竺の月海長者は釋迦の徳に懐き、祇園精舍を建立せし者也、今の世まで長者屋敷と唱ふる程にあれば、今時の金持と違ひ、人民をも濟ひ徳行もありし人々と思はるゝ、今時の金持の屋敷墟後世に至らば、世間の者は狐狸の趾などとも唱んか、幸に天より洪福を予へ給ふ身ゆへ、天道に隨ひ仁義忠孝の道を思惟し、禽獸の名を取事勿れ、然らずんば縱ひ金は持といへども、却て先祖に不幸となる也

金持に十勿といふ事あり、是を能守るべし、「勿レ耽ニ聲色一、勿レ媺ニ衣食一、勿レ飾ニ宮室一、勿レ樂ニ佚遊一、勿レ近ニ玩好一、勿レ覩ニ博奕一、勿レ嗜レ酒、勿レ招レ客、勿ニ妄予一、勿ニ妄貸一」漢土梁の國に善き猫を畜者あり、猫の名

を家虎と名く、客來て虎と名けし譯を尋ぬれば、此猫はよく鼠を捕に、其捷き事雷霆の如く、目にさへかゝれば曾て失はず、其猛き事宛も虎に似たり、故に家虎と名く、客申けるは、虎は猛しといへども、未だ龍の神變には及ばず、因て神龍と改しといへば、主人尤と直に神龍と名く、後日又一人來りて、右の譯を聞て、龍は雲を得ざれば天に昇降する事あたはず、龍の神たる所は迺ち雲なり、故に騰雲と名けよといへば、主人寔に然りと改ける、後日又一人來り、雲は能く龍を昇降せしむれども、烈風一度拂へば、忽ち散亂して其所を失り、然ば雲の靈は風の力に及ばず、盍烈風と名けざるや、主人我心に叶へりと易ゆ、又一人來て、風は力ありといへども、高牆障る時は必ず止る、然ば牆の力は風に勝れりといへば、主人頓て高牆と名く、又一人來て、牆は寔に風も過る事能はず、然れども群鼠穴を掘れば必ず毀る。故に鼠は墻の畏るゝ處なり、因て群鼠と改よといふ、此時主人始めて悟り、大に笑て復謂事なかれ、鼠を捕るものは迺猫なり、群鼠といへども猫に勝つこと能はず、是迄數來りて名を易しは、皆我を欺くのみ、直を以て猫を猫と呼なば、何事もなきものを、分に踰て虎と名けしより、數人より斯く詼嘲にあひしは、全く我謬なりと元の猫と呼り、此事足ことをしらず、分に踰るを示せし者也、故に漢土にては分に超る者を梁人の猫畜と呼り、前に述たる通り、始は肩に物を擔ひ、又は醬油屋より吳服屋に架へ、是も迂(みだる)く子錢家となり、尙も侈に慊ず帶刀を願ふは、梁人の猫畜也、親の醬油屋を本職と致さば、貲本は餘り充て遊金を蓄ふといへども、矢張舊業を子孫に禪り、外慕の心を

起すべからず、老子に、「多藏必厚亡」といふ事あり、商賣手太くなれば、家内の雜費も失墜も手太なりて、使ひかた荒くして、其利潤に於ては、各別に殖ることも寡きもの也、商賣の手細ければ、家内も亦氣細く成て專儉約を遂げ、却て天道に應じて、家の長久の基ともなるべし、金ありとて數副販鬻を増ば、第一心氣を勞するのみならず、家内の不締となる事多く、奚童一人にても、一年の給用擧て四五兩、其上目に見へぬ所種々の弊あるもの也、甲幹となれば凡十四五兩、是亦目にかゝらざる弊は奚童に十倍し、其上二十年も勤むれば、家造り一切の仕附に物入少からず、故に一人抱へて一年に四十兩五十兩儲けるとも、一人減少して、家内は謐そに妻子と共に勤る事よろし、第一人を抱ゆれば、妻子に至る迄、聊の事をも自身の手を動さず、唯人を使はんとするもの也、人は萬物の長にして、均く是人也、給金は予へ置ども、妄に使ふべからず、及だけは自身の體を使へば、天道の惠みを受るべし、偖金持ものは姑息の利に喩くして、遠大の智なきもの故、既に商賣外に僅一二百兩も仂れば、藏置も無益の事也と、是を人に貸附るは、本職を捐て衰微の基也、商賣は金貸の月一歩二歩のといふ利息には充るべからず、利息に併せ考れば、何の商賣も出來ざるもの也、故に利錢を借ては販ぐべからず、倘借財の身に及ばゞ、早く店を減じて、持合の分にて買ふべし、又金を仂さば、本職の貲本買入等に其程も入らるゝもの也、其上にも餘らば銀鞘に藏め置べし、兎角遊金なくては、踏込で商賣は出來ざるもの也、古書に、「長袖善舞、多錢善賈」といふ事あり、譬ば幅一間の大橋は、手を懐にしてわ

たれども、幅三尺の假橋は慄れて渡れり、其踐所は僅五六寸といへども、脇に餘分のなき故なり、商賣もかくの通り、十兩持ば七兩分、百兩溜らば七十兩と心を玆に決定すべし、商賣と貲本と釣合ず、始終の考もなく、銀主を得たりと數副手太く買ひ、利息は晝夜の分ちなく、寢ても起ても附き、賣物は期月の間には合ず、債に責られ不信者と呼れて、心も顚倒いたし、心氣を勞して酒にて一時の鬱を散さんと、遂には豪飮の者と成り、止る處は痴癖といへる病は絶る間もなし、俚諺に數寄の道に身を亡すと云て、何事も功者と成て、身の害となるもの也、兼て軍書を看らるゝ通り、武田信玄・豐臣太閤は合戰の上手にて、一度も負を取らざる故、武に耽て遂に亡び給へり、世に商賣嗜と云者あり、一人も成就せるものなし、是等の者は交膝ゆへ、富貴は天に有といふ事をしらざる故なり、沈湎といふは、强ち酒のみにあらず、命を繫ぐ飯といへども、過す時は脾胃を損ひ、命を捐るにあらずや、商賣は固より職分ゆへ、肝熬事は當然なれども、嗜過れば損失の本ゆへ、禮記に見へし如く、「知レ入量レ出」といふことを得と沓ふべし、日月の運行を見て、須臾も息ず働かば、心氣も勞せず、財は自ら殖るものなり

漢土に甘鞅といふ者家を治る法を、計倪といふものに問へば、「民生在レ勤、道在レ儉」、家の舊業を改る事なかれといへば、甘鞅大に悅び、唯日夜此一句を誦す、或人其譯を尋れば、甘鞅諭して、善く勤れば財を生ず、儉約すれば財不足なし、唯勤るのみにして、儉約せざれば財は不足すべし、直儉約のみ

しても、勤めざれば入る處なし、此二ッの者は皆不給の道なり、克勤めて克儉約いたし、以て吾舊業を守らば、何ぞ富ずといふ事あらんやといひしは、誠に農工商賈の鑑なるべし

法華經に、悦しき事に「商人得ㇾ主」といふ事あれば、天竺國邊も商人は親方を得て出世する事と思へり、貧き家より出て貨殖する者は、親方なくては功業は遂がたし、邪心者の者は始め親方の庇蔭に由て、大抵の身分になれば、早己一箇の力を以て成るやうに心得て、年始暑寒の音信も通ぜず、聊の事に仲を違ひ、其中衰微に及べるも、喉通れば熱さを忘れて舊恩を忘失し、恩を報ゆる心一點もなく、人口を憖とせず、安然と世を送る者もあり、天道は往て還らざるなし、「受ㇾ恩不ㇾ報禽獸也」豈天是を惡ざらんや、幾程なく自滅に及ぶは、靦面に見へし事也、故に天助を得て子孫の永久を願はゞ、親方の恩義はいふに及ばず、他より聊の小恵を受ても必ず其孫迄も、遺言して置べし、是則天報を受る事必定なれども、舊恩をしるもの天下に稀なる事と見ゆ、昔我町に長崎より貧夫來て待詔(かみゆい)などいたし、兩三年も過せしに、時々病る故古郷へ歸りたく思へ共、路銀なくして案じ煩ふ、家君是を憐みて、鳥目二貫文予へて歸しける、其後廿四五年ほど過て、家君の名を尋て立寄ども、家君も久しき事にて顏も見知らず、彼者始末を語り、その恩を今に於て曾て忘れず、舊恩を報ずる爲と、三十目ばかりの角先(つのさき)の一角(うにこふる)を予へ、一宿もせず直に立去れり、余此時七八歳、家君の側に侍坐して能知れり、其後又年久しき事ゆへ、家内にも用ひ人にも與へ、今は僅に二三戔に減耗す、余是を筐にして秘しおき、人たる

者は斯こそ有べけれ、信義の鑑也、子供に是を規範にすべしと、永く家の誡とす
周從の人借財する人に、不信なるもの、面謾いふものは必ず入るゝ事なかれ、毒蛇を抱くよりも甚し、斯る者は阿媚にして巧言令色なる者故、其了簡して應對すべし、我側に袒裼裸體すといへども、我を浼すことを得んやといふは士の事也、町人は利を以て祿とする故、淨穢を撰ばず日々に衆くの人に接る者ゆへ、一孤の高義を立れば、和を失て貧窶の本也、人の詞を聞にも、臍の下迄きゝ取事あり、耳の端まで入るゝ事もあり、大家を治る者はこれを斟酌せずんば叶はず、又親方を易て始て銀主を譏るものは、出入を許すべからず、人の上は我がうへと推量すべし、姦智の者は大衆に引入んとする故、餌の多少に拘はらず、利息を予ゆる者ゆへ、姑息の小利に眼を觸て、後害を計ざるは俗情なるべし、人皆目にも見へざる疫神は、恐れて是を毆へ共、靦面容ある佞姦の者を入るゝは、大なる迷也、疫神は縦我家に入るといへども、唯我身體を疚しめ、重ければ死を受る迄にして、恥辱を受る事なし、惡き者と交はれば、遂には坎穽に陷り、家名の絕る事もあるもの也、寶曆年中筑前に博多屋四郎右衛門といふ豪家あり、長崎に出店を架へ、商人株を受て職業とせしに、吉十といへる者出入して寵愛を受く、或日近頃至極下低の品物あり、これを買て貿易せば、大に利を得るゆへ、百金を貸給へと相談に及べば、四郎答て、當所は場所柄ゆへ、唐蘭不肖の物は愼むべし、かゝる物にあらずんば、隨分取易くれんと約すれば、又翌日來つて、決してかゝる品物にあらず、大坂物なりと僞る故、別條あるまじと

思ひ百金を遣せば、此金子を以て密商いたし、事發見て磔刑にかゝり、四郎も同罪に處せられ、筑前の本家も闕所に逢ひ、家系遂に斷絶す、又享保の頃にてもありしや、我鄕に富村勘右衛門といふ富家あり、出入の嬉野治郎左衛門といふ者、金を借りて他邦に販しに、或時朝鮮に往て捕らるれば、勘右衛門此事を聞て忽ち自裁す、治郎是を聞て、罪は我一人にあり、未だ我心底を知り給はずと歎息せりと、今に於ていひ傳へり、斯く人の爲に家を亡すもの間あり、六韜に「信而信レ人」といふは、我善ればん人も亦我が心の如く思ふを誡る語也、衆くの人に接る者は、人は盗人火は燒ると、板倉防州侯の詞を忘るべからず

金を貸すに不成就日といふて貸ざる者あり、偏屈の甚しきもの也、金の取遣に日の吉凶は入るべからず、人の危急を見て早く是を救ふは、仁といふべし、偖彼より取て此に貸す、是より取て彼に貸すと、利息を瞬息うちも息ませずと貪欲の心を持ゆへ、一旦約束しながら、明日來れ、明後日來れ、十日に渡さん、廿日に渡さんと蹦は、天の甚だ惡る事にて、竟に家を喪す兆也、自身より不信を示すゆへ、相手も又不信也、此理を能合點して、內に用意の金なくんば、始めより辭るべし、貸んとおもはゞ期日を究め、約に差はず直に渡すべし、偖金を渡す時は、卑賤の者といへども、謙讓にして能向方に員數を改させ、叮嚀にすべし、後日爭論がましき事の起れるは、自身の粗暴より起ること也、證文は各別のこと也、寛永年中の證文を或田舍にて見しに、若不納いたし候はゞ、御笑下さるべく候と記した

り、昔の風俗共淳朴質直なる事、此一條を以て推量すべし、年を經て漸々人氣あしくなり、巧佞の者世に多き故、何事も手がたく致し置べし、板倉周防殿京都所司代の時、市中に銀十貫目借用せし者あり、期月に及んで證文をみれば白紙なり、銀主大に驚き問合に及び、遂に出訴となれり、しかれども證據なければ、銀主竟に負となる、其後板倉殿密に銀主を召れ、彼證文は烏賊の墨なり、以來は何事も用心すべしと諭し給へり

大富如レ貧といふて、萬事愼み驕慢になけれども、遽に金持ば美好を好んで世に衒ひ、百兩は千兩に見せかけ、金銀の扱ひも手あらくするもの也、金銀は天下の大寶、命に次ぐ寶ゆへ、最大切に取扱ふべし、或商人金を渡すに、財布より瓦落々々と出して、疊の上に手早く數へ渡す者あり、余是を視て、彼は十年の内には、必ず家を立退くもの也、以後近づく者にあらずと思ひしに、果して差はず、甲幹などは元貧家より出る故、親方の威を假て世に衒ひ、金銀を見せぶらかし、取にも遣にも粗暴なる者ゆへ、兼々恭謙にあるべき事を教訓すべし

妻に金銀を扱はする事勿れ、小遣錢たり共時々渡すべし、又下女下男等の見る處にて、多くの金銀を扱ふべからず、兼て見附ざるゆへ、百兩は萬兩と言觸るもの也

萬事儉約するは勿論の事なれども、帖面紙は吝むべからず、是品妻子を育む職分の第一の品物ゆへ、上紙を以て叮嚀に拵へ、紙を嗇み細字に記さず、貸方は朝晝暮夜の時刻まで記し、員數は一歩何切判

金何両の目割等迄綿密に記すべし、是職分也、是等をせわらしくおもひ倦くらいにては、後年の衰微は已に見へたり

博賭酗醬僭侈佞姦の者は出入をかたく禁じ、是甚だ悪まず、時々恩を施し置べし、庭の蜂の巣に蜜を予ゆると思てよし、聚貨者怨府也といふ事あり、大家の主たる者は、寛量にして和を失ふべからず、樹木は罪なけれども、大風の為に折らるゝもの也、王昭君は自ら美を恃んで胡国に赴き、淺野長矩殿は自廉を以て遂に家を喪せり

親族朋友には通財の好あるべきなれども、妄に金を貸べからず、必不和の媒となるもの也、出世に心がけなき者は、金銀の儲がたき事は知るべからず、故に何程貸ても、溝壑に棄るにおなじ、時々恵む事よろし

侍出家等は家職の艱難をしらず、縦ひ親みあるとも金は貸べからず、萬一相談などに及ばゞ、帖面に記さず、無利足出世次第と約して置べし、始より進上といふてもよし

官人に近付親むべからず、褻慢して公威を假りて取引をいたし、動すれば公事訴訟を好み、或は上を掠んとする心も自然と起るもの也、家職一遍に正業を勵む良民は、官扃を恐るゝもの也

上に懸りての商賣は、何事も致すべからず、上の庇蔭を以て富る者は、永く繁昌せしは鮮と見ゆる

金を借るもの卓山に進物をいたし、利息の高下に由らざる者は、油斷すべからずと思ふは、子銭家は誰

しも知れる事なれども、今の世は姦智の者は其裏をゆく故、心得あるべし、兎角其人を視て貸さずんば、金銀を損するのみならず、瞋りを含みて損の上の損といふもの也、大抵柔(ヤハラカ)なる者に油斷すべからず、剛(コハシ)なるものは直なるやうに思はる

勸善道話 家職要道卷之六終

家職要道卷之七

問七福神說

或人問るゝは、七福神は皆財寶を授け給ふや　答て曰く、神佛を雜駁て立しは、兩部の僧徒附會せしものなり、大黑の畫像に日本の官服を着せて、我邦の神と爲しは稽なき事なり、前に述し通り一名は莫訶歌羅といふて、梵天の眷屬也、天竺國の寺々は皆大黑を食厨に祭ると、義楚六帖といふ書に委しく見へたり、然れば佛ゆゑ酒肉を以て供べきにもあらずと見ゆる也、夷神は事代主命にて、大己貴命の子なり、出雲國三穗の崎に遊て、常に魚を釣て樂み給ふ事日本紀に載たり、又攝州西宮蛭子少童神ともいへり、辨財天毘沙門天は釋迦の立られし佛也、福祿壽は南極星也、我日本よりは見へず、壽老人は歳星なり、布袋は天台山岳林寺の住僧にて、名を契此といふ、蹙額皤腹にして、人の吉凶をいふに能當れり、常に柱杖を以て布袋を擔ひ市中に出て、人の物を視れば之を乞て袋に入れ、已に充れば乍開き撒して悉く予へ。財を蓄ゆる出家にあらず、是等の神佛雜駁て七福神と立しは、畢竟人に七福といふ事ある故、象るとみへたり・無病・端正・肥體・多衣・淨人・饒身香、これを人の七福といふて、安樂なる事をいへり、人皆福といふは金持事と思へ共、福といふ字は禍の反對にて休なり、善也、

祥と訓んで心に邪なきゆゑ禍もなく、一生安樂に世を過すをいふ也、端正淨人といへば、威儀正しく心淨にあるべきに、假令千萬金の身代にても、行儀を亂し家内も睦じからず、又は病身ものか、或は日夜利欲に心を苦め、一生世話のやき死といふものあり、是等の者は身は富むといへども、心は貧しきといふべし、故に帖面には大福帳萬叶と書ても、萬叶ことは全く我行狀にある事と知るべし、家を富さんと思はゞ、福神を祈らんより先窮鬼を逐退るべし、窮鬼の嗜の者は、不義信・嬾惰者・大酒・博奕・婬亂・華奢、此六にあり、不ㇾ嗜ものは正直と精力の二にあり、故に稼に貧乏追附ずといへり、加藤清正殿近習の者に語れるは、吾は今日にても裸體にて追放に逢ふとも、三年の内には元の士になる事は覺あり、如何成ば其時直に風呂屋に馳行て相談いたし、先竈の火焚と爲て、夜晝なしに努力ば、身も煖まりて寒を忘れ、水を汲にも人の三荷は、五荷も七荷も汲んで精力いたし、日數を歷れば吝嗇の亭主といへども、古袷の一ッも予るべし、猶も粉骨を竭さば、又も木綿の衣類鼻紙までも與るならん、段々是を集めて奈良躬の古脇指を買め、是より目の明たる馬數奇の家に奉公いたし、心をかけて能飼ば、必ず其褒美あるべし、是を以刀を求め、若黨仲間奉公に出て、是よりは立身は我胸中にありと云り、昔の英雄たる者は、貴き諸侯の身にあれども、常に卑き業を工夫して居らるゝゆゑ、少しも諂ふといふ事なし、今時の富貴の者は千百年も易らずと思はるゝ故、斯る卑き情は思もよらず、若時節來て落魄れば、乘馬の乘下しと何の用にも立ざる也、長く家を保んと念はゞ、福神を祈らんより、

加藤侯の志を常に服膺（ムネヘアツル）すべし

書經に、五福といふ事あり、一に壽、二に富、三に康寧、四に攸好德、五に考終命といへり、人は長壽を得ざれば何事も屆き難し、死生は天命といへども、又非命といふ事あり、身の行狀によりて隨分長壽を得れども、短折せるは大形自身より致す事也、諸病の中にも、脾胃虛・腎虛・酒癖この三ッは甚だ耻辱とすべし、腎脾心の三臟を損傷ぬやうに心をかけて愼めば、隨分長壽は疑ひなし、尙又養生論などを讀で得と合點すべし、康寧といふは心に患ひなき事也、世俗の者金銀に慊ず、富貴は天にあることを知らず、寢ても起ても心を苦るは福人にあらず、「不ㇾ知ㇾ足、富多ㇾ憂、知ㇾ足、貧有ㇾ樂」とはこの事なり、攸好德とは道を樂む事なり、道を樂むといふは、樣々の遊藝を爲してたのしめども、君子は斯ることを爲ざるを樂みとする也、譬ば朋輩ども打連て、今日は遊所に往んと勸めても、道を樂まんと心を決する時は、斯る所に往ざるを以て樂とする也、獨寂然と座して、樂と思へば輙樂み也、樂といふものは限りといふ事有べからず、是凡夫の情なり、炎天に淸凉の樓上に美酒嘉殽（ヨキサカナ）を設て月を眺るも、叢（くさむら）に獨座し煙草を呑んで眺めるも、其月色は易る事なし、いろ〳〵の慰み樂みといふは、統て驕より起る事なり、肱を曲、水を飮ても、樂は其中にありと、論語に見へしを忘るべからず、考終命といふは順道にして、其正しきを受る事なり、右の五福と立しは、福の緩急を以て前後をなすべし、此次第を忘るべからず

福神は朝夕祈りても目にも視へず、逢ふ事も出來ず、また教告る事もあらず、福神といふは即良友なり、良友を得れば道を勵んで善に入るゆゑ、福は自ら我身に來るべし、然し良友といふ者は、滅多になきものゆゑ、若良友なき時は獨樂んで、假にも惡き者に親む事なかれ、鮑魚（ホシウヲ）の室に入るといふて魚街を通れば、其臭氣堪がたきに、其町に居る者は何ともなし、性質美なるものも、惡友を得れば是に化せられ、遂には惡人と成る者世に甚多し、邇者或邦に若者ども五六人あそびしに、此中一人篤實なる者あれども、朋友に伴はれ止事なく遊びしに、金子已に盡て皆我家に歸らんと立退き、途中より路を横ぎり、山中をさして往く、一人大に惟み、いかゞの事ぞと問へば、餘人皆財盡て身體玆に逼り、死するより外なし、出て此山寺に忍入て財を攘まんといへば、一人大にいさむれども聞ず、已に大事を明せば、活還がたしと刀を振ば、止事なく同伴して山寺へ忍入り、事發覺て遂に悉く刑斬せらる、惜哉此時義心を守りて、彼等に殺されなば、義勇の名を後世まで遺すべきに、心動いて未だ死生の期を知らざるは、全く獨道を樂まず友を擇ざる故なり、是事を深く鑒み、必ず友を擇むべし

「處レ窮有二四味一、無事以當レ貴、早寢以當レ富、安歩以當レ車、晩食以當レ肉」是も亦福人となる一助なり

諺に近き中には牆を爲よといへり、夢窓國師の歌に「人はたゞあかれぬさきに遠ざかれ、心の底を名殘にぞして」、この事もつともよし、しかし是等の事は愚俗の交り也、君子の交は水の如し、一生其味易るべからず、晏平仲能人と交る、久しくしても必ず敬ふと孔夫子も讃給へり、君子の交は惡き所は

迭に諫め、應對するには互に威儀を亂さず、恭敬を本とするゆゑ、毎日逢ても一生易る事なけれども、俗夫の習にて一時の酒宴にも、始の程は盃の酬酢(とりやり)も、互に辭讓謙退も見ゆれども、稍々禮義を亂し雜談戯言に及び、盃を投て酬し、肩を袒ぎ膝を崩し、さま〴〵の賭をして罰盃といふて、下戸にも無體に飮しめ、人を邪道に陷らしむ、罰盃といふは酒を飮を耻とするゆゑ、辱しめんが爲なり、飮酒を懲とせざるに罰盃して何の益ある事ぞや、酒は微醉(スコシヱフ)を好とす、花は微開(スコシヒラク)を好とすといへり、醉ざるを以て美とすべきに、豪飮するを自美と思へり、僉議論といふものは、己が疑惑ある事を討論發明して、是を我身に行はんがため也、故に議論の時は先精神を鎭め、自身の腸に工夫に工夫し、案に及ざるとき人に議論すべきに、酒に酩酊して道を問ふべき事、古來君子の身に於て決して無き事なり、石川丈山が壁書に、無益の論には負るべしと書しは、誠に量の廣き言也、議論の終りには喧嘩と爲り、翌日に至りては其座の者は勿論、近邊の者共まで仲直りといふて打寄、又々酒宴を催して暇を費し、雜費の失墜其難澁甚多し、又世俗の癖として、親むものは是を愛し、疎き者は是を憎むは人情也、「一指在㆑前、泰山不㆑見」といふて、目に指を當れば視へざれども、一尺遠ざくれば細に見ゆるが如し、されば貴き身を以て賤しき者に下るは、道德の賢者なれども、卑き身にて貴家に媚び近くは、佞智なる者ゆへ、始より遠ざけて、一飮一啄の間も交らず、知ざる人の如くする時は、怨もせず仇ともならず、若其才能を愛して一度親しむ時は、遂には貧乏神癘鬼にも勝るべし、親疎愛憎を斟酌する事、拔群の人

に非ずんばならざる故、能々心懸るべし

世間に多くは床に七福神の畫軸を掛て、毎日祈念し守り玉へると思ふは、惑の甚しきもの也、七福神より不動明王の圖を繪て、常に是を視て誡とすべし、火中に立しは、火より清淨なる物なし、故に一切の煩惱を燒盡す事なり、不動とは心を動さぬ喩なり、君子は心を以て耳目を導き、小人は耳目を以て心を導くと聖人も宣へり、人は美しき物を視れば、忽心動いて是を欲がり、目の爲に心を導かれ、彼地に面白き事ありと聞時は直に心動いて、耳の爲に五尺の體を役るゝなり、辻狂言角力には寒暑を厭はず、終日叢に座して目の爲に役るゝ也、君子は常に心氣治るゆゑ少しも動ぜず、耳目の爲に心の臟を役はれず、晏然と唯道を以て樂とするゆゑ、身に災害といふ事決してなし、近世曹洞家に大智禪師といふ名僧あり、著作の偈頌も今世に行はる、或日會下の僧二人と海岸の座に居られしに、帆かけし船一艘通れば、一僧問けるは、他宗には呪咀して奇驗もあるよし、吾派に於て彼の船を停る術はあるまじくや、一僧答て、最易き事也と直に立て障子を塞ぎ、是にて船は駐まるに非ずやといへば、大に感服す、此時禪師今汝立て障子を塞ぐは迂遠し、坐して目を瞹よといへり、妄想の起れるは統て眼耳鼻舌心の五欲より生ずる事なり、前にも述し通、眼に金銀或は艶女を視れば是を慕ひ、耳に讒言を聞ては、忽其人を怨んで意恨を含み、或は病人多ければ、易者共より生靈、又は醫者の方角などと蠱惑爲られて、罪もなき人を懟み、良醫に賴んで居りしに、方角に迷ふて野巫醫に懸り、遂に命を捨る事

もあり、五欲の爲に其心顚倒する事、宛も猫の目の如し、此意を得と了簡して五欲を去り、人の惡口する時は耳を塞ぎ、欲がる物を視る時は目を塞ぎ、好香を嗅んと思へば鼻を塞ぎ、旨き酒食を視れば舌の結び、言ひたき事ある時も舌を結び、妄想邪念起る時は心を押る時は、一生の間厄難といふ事なし、此事般若六百卷の要領ゆゑ、僧を頼んで經文を讀にも及ばず、彌陀を頼まずとも、極樂あらば自身に往く事間違なし

韓魏公子供に四句を以て誡とす、「莫レ爲ニ無益事一、莫レ謂ニ無益言一、莫レ見ニ無益書一、莫レ親ニ無益友一」此事身を治るの大要也

周禮に八好といふ事あり、「淸貧常樂、濁富多レ憂、房屋不レ在ニ高堂一、不レ漏便好、衣服不レ在ニ綾羅一、和煖便好、飮食不レ在ニ珍饈一、一飽便好、娶レ女不レ在ニ顏色一、賢德便好、親族不レ擇ニ新舊一、往來便好、隣里不レ在ニ高低一、和睦便好、朋友不レ在ニ酒食一、扶持便好、官人不レ在ニ大小一、淸正便好」

家道訓に家を治るに四ッの教あり、一に家業を能勤めて生業（シゴト）を脩む、二に儉約にして財用を足らす、三に愼みて吾身を保つ、四に恕（オモヒヤル）にして人を愛す

人欲は豕犬の如く、何程蓄へても副數慊ざるもの故、第一知足の二字を悟るべし、此考へなくして命を捨る者世に多し、家康常々近習の人に向ひ、一生身を安く保つ事あり、五字を以て教んか、七字を以て諭さんか、上をみな、是五字也、身の程をしれ、是七字也と宣へり、宋の張眞元といふ者、始めは

貧くして鹽を需ひ、家貲既に富ども貪婪にして、何程儲けても慊らず、利を見る時は義心を忘れて爲ざる事なし、一日洪水にて近邊の者ども溺るゝ者少からず、眞元は幸に免れしに、一人の女箱を抱いて流れ、大に唬んで救を乞ふ、眞元早く小船に乘て馳附け、女を救ふて箱を視れば金と絹ゆゑ、忽ち邪欲生じて女を水に投入れ、箱を奪ふて家に歸る、未一月を過ず、又夜半頃洪水あり、眞元倉卒の事にて居家財寶悉く流れ、家人十餘人共に溺死す、（出報應錄）俗にいふ人を殺さば壙二ッとは此事也、今に於ても人を潰して一時富貴と成者あれ共、久しからず其報い來て、滅亡する者甚多し、此時に至りて世間の者より、舊惡に十倍加へて誹謗にあひ、子孫まで耻辱を貽す基也、故に取に義といふ字を忘るべからず、一潤に眼味むは、小欲大損といふもの也

俗にいふ孔子も時に遇ずといふ事を能考へて居るべし、若堯舜の世に生れ給はゞ、天子の位を踐給ふべきに、一生無祿の身にして過給へり、しかし是は世の俗眼より視る所也、聖賢の身に於ては、何とか思ひ給はんや、人は第一遇不遇といふ事を知らずして叶はず、古より大德の人一生沈沒せし人もあり、不能不德の者富貴を得し者ある事は和漢少からず、或人松平伊豆守殿に向ひ、何某は才德兼備の人にして、役儀にも附ざるは如何なる故ぞと問へば、伊豆殿答て、刀の目釘は第一の要なれども、其價僅に一二錢、目貫は左まで用にも立ざれ共、名作となれば一兩二兩も致すにあらずや、人も亦是に同じと宣へり、肉眼より視れば神佛にも遇不遇あり、佛も釋迦の高弟阿難・荷葉及び十六羅漢は、皆

其大德を尊崇して拜むべきに、今時の者は私の欲心にて信心する故、一人も拜む者なく、其名さへ知る者なし、神も延喜式神名帳に載せる所は、日本中大小の神社三千百三十二座に究れども、今時は寥寥(サビシ)たる事にて、却て餘神大に盛也、是も亦神の不遇といふべきものか、抑神社は出家の輿る所に非ざれ共、空海垂跡の法を立てより、後世脱洒(さつぱり)出家より掌り、祠官は奴隷の如し、是亦神社の時を失ふ不遇ならずや、發才の者右を考へず、己が才氣に任せて、身分に超たる事を工むべからず、却て夏の蟲の火に入がごとし

商人問ニ誓文流事一　畿内にては誓文拂といふ

商人の問るゝは、十月廿日に誓文流を致せば、常に迂詐(うそ)をいふても神慮に適べきや

吾答て、誓文流と號て夷を祭るは、端(つか)もなき妄說なり、夫神は正直なる者也、如何ぞ詭をいひて神慮に適ふべきや、世俗に傳へいふ、文治二年十月廿日、鎌倉より義經を討んと二階堂土佐坊正俊を京都堀川に遣せしに、義經疾其氣を窺ひ引捕ゆれば、正俊譎て異心なしと誓詞を書て義經を僞張し、密に堀川を襲ひ却て死を獲たり、是より誓文流の事發版しと傳ふれども、信ずるに足らざる事なり、誓文といふは至極重き盟詛(チカヒ)故、互に神文を書て血判を致せり、畢竟盟詛に玉を用るは、珠玉は内に曇なく、瑕あれば外に現はれて、内外同じもの故、相倶に胸中玉の如く不信なきを示せしもの也、是に由て牛王の玉の字は、一點を加へて玉の字を用ゆる也、正俊が如く僞を何ぞ規標とすべきや、十月は純陰ゆ

へ神を祭れるは尤也、誓文流と思ふ故、平生人と應對するにも、虛言をいふを惡とも思はず、商賣の道に於ては百文の估を二百文といふても、僞とは亦爲べからず、商人は利を以て祿とするゆゑ、時に由ては一貫か二貫と成利もあれども、亦十貫が一貫となる損もあり、故に利を添ていふは虛言にあらず、便商賣の伎術といふべし、然るに商人の身は貿易外にも虛言をいふは、商人の有前と心得れども、人は第一正直にして、一言といへ共僞りをいふべからず、若虛言をいへば何心なく癖となりて、世間の人より渠は面諛をいふ不信者と呼れて、大事の時に至り、縱實言をいふても、渠がいふ事は證據にならずと疑はれ、常に人より眡蜒れ、一生頭を揚る事を得ず、天地神明より見放されて、立身といふ事決して出來ず、口より虛言の出るは、全く其胸中不直ゆゑ也、今時世の人迂詐をいへば盜人と爲と唱るは譃言といふべし、正直は身の寶と云ば、我家に金を蓄ずとも、我身に正直さへ立れば、金は人の庫にあり、何時も自由なり、故に貸す人は多けれども、借る人なしといへり、利を添へて其恩を報ずるは、人たる者の禮義也、何ぞ恪むべけんや、家康公或時侍臣に向ひ、金の生る木を知れりや、金の生る木は正直といふ木也と宣へり、細川三齋殿是に枝を副られて、朝興働といふ二枝を附て繪き給へり、是を能合點して、金の生る木を植んと思はゞ、誓文流と云事を輟て、一生の間虛言を謂ぬと、我心中に誓文いたし、臨終の時誓文流をいたすべし、斯信義を立れば、天の助を得て富貴となる事相違なし、若不遇の身ならば、子の代を待べし、畠山重忠疑を受て、誓詞を致せと命あれば、吾は生來

僞りといふ事曾て言ず、今更何ぞ誓詞を致さんやといへり、人は斯こそ有べきなり
信の字は人の言と書てありとは、前にも述し事なり、然れば口を開けば信なくては叶はず、天地を觀よ、四時の運行分毫も違はず、前にも述し通り、人は小天地といふて、身體に天地の事を悉く備るゆゑ、天の如く信を守れば天道に叶ひ、天の擁護を得る事必定なり、人は先約せし事を違ゆる事勿れ、若人の物を賴むにも、其時思案いたし、延引する事ならば延引と申辭て、出來ざる事は始より諾すべからず、一旦許諾致さば、必ず違る事なかれ、健胃者(よわきもの)ならば、手に小絞(こより)をも括り置べし、又人たる者は面柔和にして、内に勇氣を含ずんば、何の用にも立ず、瓢簞にて鯰を押ゆるが如し、勇なければ義なし、義なければ恥を知らず、恥を知らざるゆゑ、一切の惡業是より起れり、「見レ善遷、有レ過改、可レ謂ニ大勇一」

問下商賣無ニ仁義一說上

或賈人の問れるは、商賣の仁義は屑の緋綢(ふせ)にもならずと云事あれば、親しき人にも取べき利は取らざれば、闇阪(くらすみ)に膝を立てるに同じからずや
余が曰、此語は意味ある事とみゆる也、富貴の物を擔ざる故肩徹れず、貧賤の者は毎日肩に載る故、衣服は先肩より徹れて、時々緋綢いたし繕はで叶はず、是を見て喩を取もの也、物を賣に丐乞といへども、利を取る所はとり、施す所は施し、是は汝に予ゆると恩を着するは尤も見ゆれども、受たる者

は頭を低て謝するゆゑ、其恩は消るの理もあれば、悪しき事にはあらざれども、陰徳の法には非ずと見ゆる也、人の報いざる事は天必報い給へり、人の報いは小なり、天の報いは大なり、天の報いを受んと思はゞ、姑息の小欲を捐て、遠き慮をなし、貿ふ中に仁義を行ひ、後に至て屑に絆綱せず、膝に絆綱するやうに願ふべし、然し商人は利を以て妻子をやしなふ身ゆゑ、悉く恵むの志起れば家傾く故、其中孝子順孫道徳の人は勿論、鰥寡孤獨の輩には、始買入の時手間損と思切、元金にても賣る心持にて貿ふべし、是則人知らず陰徳といふもの也、始一錢の損は後に至りては萬倍の利となるは必定也、近頃肥後の國とか、小商人密に二升（ふたます）をつかふ者あり、其嫡後害を恐れて、離別を乞ふて親里に還れば、父之を聞て、汝再歸りて右の升を取易てつかひ、前非の罪を贖ふべしと教れば、嫡は親の教に隨ひ、重て往き夫に向ひ、今日より彼の升は我に任せ給へと、是より自ら升を取り、穀物を賣に來る者には小升を用ひ、買に來る者には大升を以て量れば、賣る者は彼家に賣ば升目殖ると、人みな爭ふて運び往き、買ふものは彼家は升目高しと、店棚市をなして遽に繁昌し大に富り、此意を考へて、若悪き事と思はゞ早く改るべし、凶變じて吉となるべし、「憂喜聚レ門、吉凶同レ域」と老子に見へたり

今世間に水破（すつぽ）といふは、全く不義信より生ず、水破なる者は一時偶中にて富むといへども、破桶に水を入るゝが如く、一生稼（はたら）き損にて、天誅降りて子孫の祭りも絕る也、人生僅六十年、今を視ず後を視るべし、將軍家光公或時鷹狩に往給ひ、山寺に立寄給へば、八十有餘の老僧木を接を見給ひ、汝は餘

命もなき身にして、何を賴みに木を接やと仰らるれば、後住の爲といへり、公大に感じ給へり、子孫永續せんと思はゞ、早く出世を望まんより遠智を運らすべし、遠智といふは則正直也、假令無學文盲といへども、正直の腸より出す處は、自然と聖賢の道に符合すべし、是に由て正直さへ守れば、眼を苦めて書を視るにも及ざる也、若疑惑の事あらば、其地の道德の人に詢ふべし、學者といへ共不直の者には問べからず

問㆘乘㆓高運㆒法㆖

或人問云、吾餘程家業に勵(はげま)り智術に心肝を碎けども、衰運にして志願を遂ず、朝夕神佛に家運增長と祈れども其驗も見ず、如何して運を得べきや

答云「計㆑事在㆑人、成㆑事在㆑天、」是諸葛武侯の確言也、天下の人皆運氣を祈らざるもの無れども、一生高運に暮す者は滅多になきもの也、しかし「惠㆑迪吉」と聖經にも見ゆれば、身の行狀に由ては、隨分高運を得る事、影の形に從ふが如し、其高運を得んと思はゞ、別の事もなし、唯親に孝行に如はなし、「孝萬善長、百行本」といふて、一切の善事は是より生ずるなり、大聖人の德といへども、孝行の德に於ては是に加ゆる事なし、身の高運を願はんと、縱堂塔伽藍を建立して佛神に祈り、百千金を人に施し濟ふとも、大海に棄るに異ならず、淵鑑類函といふ書に、國に孝子多ければ風雨時あり、孝子は醴泉(アマザケイヅミ)の如しと見へたり、夫廣き國天下といへども孝子ある時は、右のやうに大風洪水の災害も降

らず、増てや自身に行ふわが家に於てはと推量すべし、「孝弟之至、通二於神明一光二於四海一」と、孝經にみへしは僞に非ず、假令天子の貴き位を以ても、千萬金の財を以ても、天地を動す事は所詮人力の及ぶ所にあらず、孝行の德を以ては天地を動かし、鳥獸魚蟲に至るまで感應せずと云事なきは、古今の書に炳然にみへたり、邇者豐前小倉の田舍に孝心の者あり、父年貢に逼り入牢せしゆゑ、其子代つて罪を獲んと頻に願へども、官吏許さず、途方に暮れて居りしに、一夜宅中に鶴大人參を啣み來りて隕せしゆゑ、之を拾ふて藥舖に視せしむれば、大人參といへり、時しも領主の病氣にて人參の入用ゆゑ、是を納むれば大枚の估を賜れり、又梁の世に阮孝緖といふ孝子あり、母疾る時醫者之を診(うかゞ)ひ、人參を用ひよといへども、貧しく買ることを得ず、一日山中に入て鹿に逢へば、洊に呼ゆゑ往て視れば、果して人參を得し事あり、出二梁史一昔の和歌に「無二膏や萬能膏の効よりも、親孝行は何に付ても、」此句狂歌のやうなれども、敎誡秀逸の和歌也、「孝子不レ匱、錫二爾類一」と詩經にもみへて、孝行の者に匱しきといふ事決してなし、孝子の家に水絶ずといふて、頂上乾(カワク)地といへども孝心を起しなば、立所に水出るは、天地を動かす證據ならずや、余筑前孝子庄助の迹を訪ひ、行狀記を讀しに、水なくして難澁と記して有しゆゑ、今の主に井戶は無きやと尋れば、庄助代より宅中に井戶を掘、淸水湧充と語れり、水に限らず親に供へんと思ふものは、乏しきといふ事さらになし、孟宗が笋、王祥が鯉、是みな天地の感應する所也、今に於ても孟宗、王祥が孝心に至らば、隨分其驗あれども、其驗なきは、未だ大孝

に至らざるゆゑ也、古の孝子も輙ち人なり、吾も輙ち人也、勇氣を奮ひ古人に負じと思はゞ、遂に天地の感應を得るべし

朱子曰「父母愛レ子之心、未ニ嘗少置一、人子愛ニ父母一之心、亦當ニ跬歩不レ忘」と見えたり、梁の沈約は博識の者にて、毎夜十卷づつの書を讀しに、母其倦勞れん事を懼れて、常に油を耗して火を減り、（梁史）右のやうに善事を爲にも、親たるものは少しの事も氣に障る故、第一病のなきやうに身を愼み、內は乏くしても之を隱し、常に愉色（ヨロコバシクイロ）をあらはして、親の心を樂ましむるべし、京都小川町に勘平といふ貧窮の畫工あり、老父酒を嗜めるゆゑ、妻子は倶に粥を啜て、毎日酒を買ふて供れば、老父も固より貧き事を知るゆゑ、勘平に向ひ、我は汝が爲には貧乏神なり、故に一時も疾く死せんと思へども、天命未だ盡ずして、長く汝が厄害となるは、甚氣の毒也といへば、勘平大に驚き、父は何事を宣ふぞや、父は迺ち我爲の大福の神也、其譯は神佛を朝夕拜むとも、錢一文も降下る事なし、親に能仕ゆれば、御上より御褒美を賜はるべし、長く御存生まし／＼給はずんば、未だ孝行の足ざるゆゑ、天の惠も受ざる也と慰めて、或時密に金鞘（かねばこ）を買めて、內に缺磚を入れて、上を緘て父に視せ、是を視給へ、是程の金を卓山に蓄へ置しゆゑ、如何程酒を飲給ふ共不自由ならず、御氣遣し給ふなと親の心を安んじける、果して天助を得て漸々家大に富めり、親に詭るは素よりなき事なれ共、是一時の權道といふべし

「謹レ身節レ用、以養ニ父母一、此庶人之孝也」と孝經に見えたり、謹レ身とは、自身の行狀を謹む事也、節

レ用とは、日用の事、飲食器服に花美をいたさず飾する事なり、奢れば必貧くなりて、親を安樂に鞠(やしな)ふ事能はず、我身は父母の遺體ゆゑ、我儘にすべからず、行狀惡ければ父母の名を穢すゆゑ、百味の膳を供ゆるとも不孝とする也、世俗は不信不義の財を以ても家宅を飾り、美服旨饈(ムマキクイモノ)を以て親を養へば孝行と思へども、是等は人を賴んで養ふといふものにて大不孝ゆゑ、親をやしなふには饘粥(カユ)を供るとも、唯廉潔清淨を以て養ふべし、人を試みるには財を以てするといふことあり、孝子庄助が德義專風聞高きゆゑ、官局より其實否を試みんと、庄助が常に過る所の逕に、五百目包を遺置て遠候(とほみ)せしに、庄助果して是を撫ひ、戴きて懷に入れ、既に十四五間ほど往て躊躇(たちどま)り、一禮して立還り、元の所に捨置けり、翌日官局に召れ、汝は金を撫ひしと聞ゆ、實なりやと鞫れば、金を見當りし事あれども、其儘にして收めずと答れば、官人重て汝途を往く事十四五間、元の處に置しはいかなる事ぞや、庄助答て、我は至て貧窮ゆゑ、父母を安く養ふ事も心に任せず、不レ圖大枚の金を拾ひし故、是を以て親を樂ませんと一度は欣びしが、能々案ずるに、此金を持行て親に見せなば、斯る不淨の金を以て、吾を養ひ身を汚蔑(けがす)かと呵られん事を恐れて、元の所に返し置しといへば、官吏ゟ其美を親に讓れる孝心を大に感心せり、又前つかた郡代渠が貧窮を憫みて、金子を賜り田地を買め予へんといへば、庄助辭退して、親の子を儲けるは、年老て鞠せんが爲なり、人の助力を受ては子たる者の道立ずと竟に受ず、其後永代免地の田畠を賜り、死後上より祠堂を立て木像を塑り、今に於て依然たり、夫孝德の盛なる事、是

を以て推量すべし
圓珠經に、今時の者は親を養ひさへすれば、孝行のやうに思へ共、犬や馬に至るまで能やしなふ也、親を能敬はずんば犬馬に同じからずやと見えたり、世俗の者家貧しければ、其子吾は親より得る所は、體一ッ外に何にも得ず、何某は金銀田宅親より禪られ、有難き事なりと是を羨み、自身の親は恩もなきやうに心得るは鳥獸に劣れり、父母生んでこそ此世に出るにあらずや、貧き者は子を生み育るには、其苦勞富貴の者より猶勝れり、又親貧しくして其子已に富めば、自力を以て出世に及ぶと思ふて、親を侮り親の言ことを用ひず、却て恩を着するやうになれり、是又鳥獸の心を懷けり、親たるもの好種(よきたね)を播ずしては好苗は生ぜず、其子の出世は親たる者の餘徳といふべし、斯るものは一潤の欣びあれども、久しからず憂となるものなり、鳩は鳥類といへども、親より三枝下りて宿り敬へり、偖親の申附給へる事は、食事半といへども箸を棄て立べし、譬ば出賣に往にも、今日は東に往けと仰らるれば、西にゆけば看々利を得るとも、親の言に違かず東に往べし、其一時は損ありとも、一生に積れば却て大利あり、親に違けば天に違くゆゑ、天運を得ざる也、昔藝州に孝子あり、或日他所に往く時、父は木履を穿けといふ、母は草履といへば、木履と草履と片々穿て往し事あり、今時世俗の目よりは愚のやうに見ゆれども、神佛の意に叶ふ故、實に高運を得る基といふべし
中華に馬元といふ孝子あり、父に別れ喪に居る時、僧を召て一卷の佛經を讀ず、自孝經を誦讀す、是

に由て時の人皆その心操顯爲なる事を感心せり、儒林公義中華は文明の國ゆゑ、斯る事は右のやうに稱美いたせども、我邦今時の者は必心服すべからず、然れども能々思へば、出家を賴んで佛經を誦といへ共亡者も解らず、是を讀む出家も解らず、賴める亭主もわからず、抑經といふ字は常と訓んで、千百年易らず常なる故經と名く、聖人の言ば萬代不易ゆゑ、聖人の書を經といふ、釋迦も孔子も聖人ゆゑ、佛書も儒書も皆經なり、是を讀むは自解得いたして、我身に行はんが爲なり、出家も儒者も唯讀たるばかりにては何の用にも立ず、鳥の囀るに異ならず、法華の文字も淨留利本の文字も、其文字に於ては少しも易る事なし、今時出家經文を訓讀せず棒讀にせるは、中華は儒書も佛書も、詩も手紙も皆棒よみ也、出家の讀經は皆中華風にしたがふゆゑ、聞く人も尙以て解せざる也、馬元が孝經を三ヶ年も每日讀めるは、「讀書千遍理自通」といふて、是を味はひ身に行ふべし、身に行ふ時は佛神擁護有て、家必繁昌す、其先祖として子孫の榮へるを、誰か欣ばざるものあらんや、故に萬部の經を亡者に讀んよりも、其身の行狀を愼むべし、世俗は唯讀さへすれば祈禱と思へども、未だ法華の義理を解せざるゆゑ也、是に由て千卷を讀んより、普門品一卷にても、時の識者に附て講釋を受るべし、又註釋本もあり、佛經は專悟道（サトルミチ）の書ゆゑ、文章の儘にて解するは佛の冦といへり、是を看るに、一部の經にも序・正・流通と始末を立てあるゆゑ、是を得と考へて讀べし、解せずしては如來の尊き事も知れざる也、我外戚の者に先祖菩提の爲と、法華三千部衆僧を賴んで讀み、又大堂を建立せし者あり、布施入費も大枚

の金と見ゆる也、其志は善といへども、未と錢と人形の使ひやうを知らず、靑砥左衞門が水中に牛の尿せしといへるは此事也、豐後可鴛鶴（かがつる）といふ所に岩を穿て往來を通ず、彼地の者之を建立せし事碑銘に見えたり、又切通といふ所あり、實に後世まで天下の人の爲となる事、其功德佛神の意に叶ふべし、若信心の意を起さば、右のやうに錢と人形のつかひやうを考ふべし、第一德を施せば、縱ひ其父は惡き者といへども、世間に唱る所は父は惡き者なりしに、良子を生めば定て善き所もあらん、惡名を得しは僞りと其親に美名を予ゆる也、若自身惡ければ父は好ものと唱しに、惡き子を生む故定て陰惡ならんと、其親に惡名を予ゆる也、此意を得と考へて必ず親の名を汚す事勿れ、孝經に、「揚二名於後世一、以顯二父母一、孝之終也」と見えたり

小學に、「孝衰二於妻子一」と見えしは、今に於ても易る事なし、始は孝子と呼れても、已に妻を娶り子を儲て、其後に試ざれば、眞の孝子とは視えがたし、世間に勝れて妻や子を愛する者は、大形は親に不孝なるものと知るゝ也、斯るものは元來禽獸の心を懷く故也、我子を生んで後其愛情を以て、親も斯こそあり給はんと是に氣の附ざるは、酒禽獸の心ならずや、故に自身も年老て子より不孝に逢ふは、天地の常理ゆゑ、子の孝養を覔めんと思はゞ、我先妻と共に孝行を竭すべし、惡しき妻を迎へても、自身孝行をいたせば、妻も自然と見倣ひ其德に化すべきに、妻愛に眼朦んで天地の罰を受け、一生頭を揚る事を得ずして、又惡き子を生は、我身しらずといふもの也、妻の善惡は自身の目よりは視へ兼

るゆゑ、親族朋友に詢ふべし、近き頃筑前上座郡に宗兵衞といへる貧民、夫婦して母を養ひしに、凶年に當りて三人育む事を得ず、妻に其利害を說て離別いたし、晝夜を分たず傭ぎて母に孝養す、妻も貞操を守りて他緣を覔めず、其後五年を歷て重て來り、共に母に仕ゆれば、頓て官に聞えて米穀三十苞を賜る、余彼地の知音の家に遊びし時其孝德を聞き、土產を携へて訪ひしに、他に往て遇ざりき、今の世を視るに、母の爲に妻を去る者は、古へ郭巨が母の爲に子を埋めしにも次べきものか、豈崇ざらんや

勸善道話 家職要道卷之七 終

勸善道話 家職要道卷之八

問㆘乘㆓高運㆒法㆖下

中華或人の家僕に、妻の陋しきを嫌ふて數人媒を入るれ共娶らず、亭主或時銀の盃と瓦盌とを出して酒を飲しめ、何か佳やと問へば、兩盃共に佳といへり、亭主諭して、夫盃に好惡はあれども、酒に其別はなし、汝之を知らば妻の陋しきを嫌はず、心ばへの好き女を迎ゆるべしといへば、僕遂に感心す、鷟驢布韉(アシナヘムマヌノクラ)も金鞍俊馬と同く一遊なり、松床莞席も繡帷玉枕も一寢(イヌル)なり、唯其心に儉奢を知らざるより生ずる也、鶴林玉露 妻を迎ゆるに親兄弟の意に背き、色欲に迷ふて己が氣隨に迎し妻は、家を起せし者一人もなく、遂には惡き子を生か、家系絕るか、二ッの外に過べからず、今目前に試て相分つべし一家を治る主人として、其妻の好惡の察ざる程にては、所詮立身すべき者にあらず、一生妻の爲に身を苦められ、忝くも適天より男子の形を授け給へるに、女の爲に自禽獸に陷るは、豈褻(あさまし)き事ならずや、今世間に嫁姑仲惡といふは、孝女良婦の身に於て、決してなき事也、女の身は我を生し親に仕ゆる事を得ず、他人の家に往き、姑を親として仕ゆる故、わが親には又他人來りて仕ゆる也、我姑に不孝なれば、我家の嫁も亦我親に不孝するは、自身より手本を出すと云べし、俗にいふ妻は大極柱とい

ふて、家の盛衰は全く其妻にある事なり、朝夕の茶話にも、他の人の評論はいたせども、我家は妻に溺れて盲者同樣の者世に多し、「慈父無二孝子一」といふて、善親に仕ゆるは誰しも屆く事なれども、惡き親姑に仕へるゆゑ人よりも譽られ、神佛の惠みにも逢ふべし、古より姑に不孝の女、天罰を受ざる者嘗て一人もなし、漢土に賈耽といふ者滑州の太守たる時、酸棗縣といふ所に姑に不孝の女あり、姑年老て盲人(メクラ)となれば、婦侮りて握飯に兒の糞を附て戲れしに、姑其異氣を知り、子の還るを待て是を視すれば、其子天に仰いで悲めり、此時忽黑雲起りて雷電發し、婦の首乍變じて犬となる、此事朝廷に聞ゆれば、賈耽官人に命じ、旁く領內を引巡し、不孝の女どもに知らしむ、時の人是を狗頭(イヌノカシラ)の新婦と呼り、合毫かやうの事諸書に載る所、枚擧に遑あらず

詩經に「婦人有二長舌一、維厲之階、亂匪レ降レ自レ天、生レ自二婦人一」といへるは、國天下を治る人も、一家を治る者も易る事なし、今時も姑子なくして養子をいたし、其後子を生めば忽不義信の心生じて逐出し、其子に嗣しめ、或は後妻に子の生るれば、妻の蝸言に誑されて其子を立て、家を亡すもの甚多し、足利東山殿も富子といへる夫人、吾子に嗣しめんとせしより、山名細川互に理非を爭ひ、遂に應仁の大亂と成りて、足利家是より亡たり、近くは大坂の城是他の人の亡す所にあらず、輙淀殿の亡す所ならずや、故に亂は婦人より生ずといへり、大明の世に浦口といふ處に、鄭氏といへる數十代永續の大豪家あり、家屬一千人を使ひ、能家を治めて家內甚睦じ、二疋の馬を畜ひしに、一疋出る時は、一疋

の馬は食を予へても食はず、一疋還るを待て共に食す、共徳化犬馬までも斯至れり、父死するとき喪に居る事三年酒肉を禁ず、一村皆是に見傚へり、太祖皇帝之を聞給ひ、如何して斯家の長久するやと勅問あれば、鄭氏答て、唯婦人の言を聴ざるものといへり、太祖此事をきゝて、深く感悦し給へり、若家の長久を思はゞ、右の事を監みて、必ず婦人の言を信ずる事なかれ

「糟糠之妻不レ下レ堂」といふは、艱難せし時の妻は卑しき事を為しめざるをいふ也、今時の者は始め夫婦倶に働いて、已に富有の身となれば、最早始の艱難を忘れて奢侈に長じ、婬色の心起て共妻の艱苦を忘れ、聊の事に誘(かこつけ)て離別いたし、或は年若き妾を迎へる者世に多し、是等の者は一時の富を得れ共、天誅降て遂に滅亡すべし、後漢の光武帝の姉君孀となり給ふゆゑ、帝不便に思ひ、宋弘といふものに嫁せんと頓て召給ひ、「貴易レ交、富易レ妻」といふ事は、人情なるやと勅問あれば、宋弘こたへて、「貧賤之交不レ可レ忘、糟糠之妻不レ下レ堂」といへば、帝共義心を感じて竟に止り給へり、(後漢書)貧賤より立身せし者、必ず此語を忘るゝ事なかれ、鴛鴦は雄死すれば雌は思ひ焦れて死す、雌死すれば雄も亦死す、故に一羽殺せば二羽殺せしに同じ、雁は一羽死すれば麀(めと)らず、故に雁には一羽多し、鳥類といへども、匹偶の情此のごとし

妻死して後妻來れば、嫉妬の心ありて、聢々祭もせざる者多し、此事畢竟其夫色に耽る故也、余が近郷に幽僻の村あり、一人妻を失ひ後妻を迎へしに、夫時々前妻の徳義を話せば、後妻悪しと思ひ忽嫉

妬を起し、或日大釜に豆を煮る時、密に前妻の位牌を燒棄れば、暫して此釜忽ち一聲、雷鳴の如くして二ッに割る、夫大に驚き、如何なる事ぞと惘然たり、程なくして右の事發覺けり、數日過て後妻野狐に引れ、又亂心に及び、家遂に亡びけり、此事去年の秋の事にて、余も慥に聞及ぶ事ゆゑ茲に記し置なり、兎角家の盛衰を思はゞ、能々妻を撰むべし、是第一の要務なり

女は夫の教に由て善惡となるは當然なれども、今時は色に耽りて皆妻に化せられ善惡となれり、昔樂羊子といふ者、遊學して未だ一年を經ずして歸れば、其妻何故に歸給ふや、母君は我能怠らず仕ゆれば、心にかけ給ふなといへば、樂羊返答に困り、家内の事を思ひ來りしといふ、此時妻は機を織しに、忽ち刀を執て此機を視給へ、僅一筋の糸より辛抱すれば一寸を重ね、一寸より一尺と成り、一尺より一丈となり、一丈より竟に一疋となれり、今半にして此機を斬らば、前の辛抱は水の淡となる、君の學問も亦是に同じ、何ぞ半途にして捨給ふやと諫むれば、樂羊大に感心して、直にふたゝび往て勵む事七年まで還らず、竟に大業を遂たり、（鶴林玉露）大明の世に朱泰といふ孝行の者あり、家貧にして薪を賣て母を養へり、或日薪を採る時虎來て捕へ去らんとすれば、朱泰聲を勵し、我命を惜むにあらず、恨らくは老母内に在して養ふ者なき事をといへば、猛虎忽ち朱泰を地に棄て去れり、朱泰は夢の覺たる意して家に歸れば、鄉の者ども其孝感を以て、是より名を虎殘と呼べり、（日記故事）又梁の世に徐駿といふ者、駭兒の時嗜んで鴿を飼ひ、樂んで書を讀ざるゆゑ、母杖て汝は父もなく孤の身にして、朝夕

も暮しかぬるを知らずや、學問せずんば何を瞠に立身せんやと大に呵れば、徐駿忽ち鴿を縦ち、是より日夜學問に出精し、遂に高名となり、官に仕へて後母も安心して死す、其後鴿の聲をきく毎に、母を想ふて涙を流して悲めり、孝道は天地魚虫に至るまで感通するゆゑ、一日衆の鴿金を啣んで家に散らし、給食を足らせり、是に由て鄕の者ども其德を稱して、泣鴿先生と號く、瑣言斯る事今の世には併のやうに思へども、其孝心未だ古人に及者なきゆゑなり、鳥獸の金を啣んで來らずといへども、孝行の者は天運に乘ずるゆゑ、家に災難といふ事決してなく、其計る所心に適ひ、一生無事なり、然れば其財の來る所は、鳥獸の持來ると自取所の違ひにて、蓄る所は少しも異ならず、運拙ければ其計る所其爲す所、一ッとして圖に中らず、武田信玄公は弱年の時親を放せし不孝ゆゑ、後年心に愧て一生論語を手に取給はず、此事は世の凡將に抜んでたる所也、武道に於ては古今の名將といへども、運弱くして終に大業を遂る事を得ず、特に子孫永續の事をのみ日夜思慮し給へども、天譴遁れがたく、竟に一代に斷絶せり、大明の太祖宣ひけるは、朕始は卑しき農民なり、圖らず今天子の位に昇りしを能々考ふれば、朕が家三代が間孝行を竭せしゆゑ、天の佑を得しならんと、其始耕作する所の態を繪いて子孫に遺し給へり、我邦に於ても應仁以後卑賤より出て、天運に叶ひ諸侯大夫と成しもの世に多し、是等の人々は一朝一夕の事に非ず、皆其先祖の人身に大德を保ち給へる餘光にも由れり、此を能鑑みて、子孫榮盛の事を計らんと思はゞ、孝行を第一にして、次に家業をまもるべし

「聖愛ニ寸陰ニ」といふて、聖人は天地同體ゆゑ、日月運行の如く瞬息（またゝく）うちの暇も愛み給へり、人に隙なき者あらず、無益の事に雜談いたし暇を費さんより、少し隙あらば、和漢の孝子傳其外身に益ある書を見るべし、今時學問に志す者は、專詩文を的として、かな本などは手にも取らず、手は俗樣に習はず、唐樣をならひ、見識高く成て、遂には衰微に及ぶ事あり「賣家と唐やうに書く三代目」といふ句あり、愼むべし、若無學ならば、其地の道德の人に就て善話を聞べし、一日に半時善心に移りても、一月には三日も善心となる也、然れば一方に亦少しは罪も消るの理ならずや、一年の速き事は、朝と思へば直に夕に及び、春かと思へば秋に至るは瞬息うちにて、五年十年は夢の如く、一代の早き事實に奔車に似たり、余家業讀書に寸陰を愛みしに、鄕の者は人生僅六十年、百歲の壽を得し者もなし、心を安んじ樂に如ずといはるゝゆゑ、吾百歲も生るならば、綏々と氣長く保たんと思へども、僅六十年ゆゑ、明日も無きやうに斯出精いたすと諭し、今において寸暇もあれば、書を讀んで樂とす、友は書中に多きゆゑ、獨居しても寂きといふ事曾てなし、世に軍書を好める者多し、是は嗜ざる者には勝れども、唯智略を運らし、戰に勝つを面白しと氣慰に讀ども、戰國の智略といふは、統て邪智詭道なり、仁義の人は榮へ、不道の者は滅るといふ處に氣附て、我身に體認（ひきあて）ざるゆゑ、却て其軍書が身の害となるべし、若軍書を見る時は、人の興廢（オコルスタル）を瞠（めあて）にして看る事を肝要とすべし、又軍書といへども、尊き天子將軍諸侯の事を記してあるゆゑ、橫になり或は酒後などに、決して看る事なかれ、却て書を看

て罪を招く也、第一禮義正しくして見れば、記臆も强き故、必ず無禮倉卒にすべからず

農人問二修レ家法一上

農人の問るゝは、我も數代稼穡に肝熬ども、一金の貯もなく、特に近年打つゞき凶作にて益困窮す、故に日夜利財に工夫すれ共、不辨の性にて事成らず、如何致せば商人のやうに家宅を架へて、安樂の身となるべきや

予が曰、市中商人の家を飾るは、是も商賣資本の内にして、農人の田地を糞すが如し、農人として利に走れば、程なく田地も人手に渡すべし、出世を爲んと思はゞ、第一穀物の直段を知る事なかれ、此事衆人の意と予が見は大に差へり、耕す所の菜穀糸麻を以て、一家を養へるには隨分事足れり、尤其土に不生の物、又は山村に栖ば、鹽魚肉等不自由なれども、是は給食の仂れる菜穀を以て品物の價に見合せ、自市中に運んで交易するまで也、若時の相場を濆閙ときは、利欲に觸れて、當年は大豆昂きゆゑ多く播んと思ひ、米昂ければ時を得たりと斥賣ひ、秋に至らば下直の米を買んと心散亂して、竟に本職を忘れて、田畠登ざるやうになるべし、故に米は一貫は十貫に昂るとも、米は米と思ひ、世間の相場に拘はらず、利に目を觸れず、田畠に目をふれて、能培養して登るを得て租稅を捧げ、受作ならば加地子を納め、其餘を以て家に儉約を立て妻子を養ひ、富貴は天に在ることを知らば、其中福來りて田畠も買め、加地子も取身となるべし、市中に近き農家は市風に化せられ、花奢を嗜て利に走る

故、其中稀には富る者もあれども、百年と永續せず、幽僻の農家は世間を離れて物の價を知らず、自耕し自食するゆゑ、安樂にして數代永續す「貪ㇾ得者、身富心貧、知ㇾ足者、身貧心富」といふ事あり、農人は今年凶作にあへども、明年又土中より生ずる也、商人は貲本一度盡れば再生ぜず、故に炎暑を厭はず、積雪を踏み、三百六十日元朝といへども寸隙を得ず、農業は炎天に莠を採り、辛苦もあれども、雪中には家人爐を圍ふて、晏然として年の始を賀するに非ずや、商人は其視る所は榮耀にみゆれども、心の辛苦は貧人に劣れり、農業は體は勞すれども心を勞せず、故に長壽といふ者は市中には稀にして、田舍に甚多し「戸樞不ㇾ蠧、流水不ㇾ腐」といふ事あり、此意を能考へて、必外慕の心を起す事勿れ、或問屋舟子を四方に遣はし、一人來れば今日の風波は如何と問しに、順風にて骨折寡しといへば、早く休めといへり、又一人歸れば如何と問しに、逆風にて勞れしといへば、今宵は米を舂と申付く、是を以て察すべし、農業は商人のやうに卑く利に走らざるゆゑ、昔より賢人君子大名の身と雖ども、耕耘を樂み給へり、農は國の本ゆゑ、古の賢君は耤田といふて千畝に耤し、天子は躬三耜耡き、三公は五耜、諸侯は九耜、大夫は二十七耜耡て、其餘は民に耡しむ、耤は借と訓て、民の力を借て耕すといふ義に取れり、斯尊き職に在て、利欲に觝れて卑き壟斷の身と成らんとは、至無精より出る事なり、倘褌襷を脱し鍬の柄を厭はゞ、身を賣て人に使るゝより外なし、人に使るゝ思ひを以て内に居て出精ば、竟には人を使ふべし

聖人も我老圃に如ずと宣ふて、農業は商人のやうに便捷伶俐にしては宜しからず、壯年にて能働いても、熟地と成し登に於ては、老人の手緩き者には及ばず、耕耘は氣早きものは編手なり、魯鈍なる者は上首と心得べし、是商人と其業異所なり、故に少しも商ひ氣を起すべからず、年老ざればその氣と業と相當せざるゆゑ、六十以上に成らざれば、眞の良農とはいふべからず、太平の宿習といふものか、漸々氣質短なりて、斯爲れば手早し、斯爲せば手間入らずと、骨折寡くして穀物を衆く取らんと致せども、草木菜穀ほど正直なるものはなし、前にも述し通り、一度糞すれば一度分能登て其勞を報い、二度培へば二度分よく盛て其勞を報る也、然に無精にして地中より出る實を取らざるは、豈惜き事ならずや、天地は孰には予ゆる、孰には予へずと私あるに非ず、僅一尺の畔を隔て豐凶あるは、全く其人の業に在る事は、今目前に視えし事なり、天の與るを取ざれば、却て天の罰を受るといへば、無情を構へて困窮の身と成る事勿れ、耕作は第一早業といふ事決して致さず、古來の通り老人の所業に隨ひ改るべからず、壯年の者は血氣に任せて、手早き事のみ致せば、田圃も漸々荒るものなり、走る馬も迂る牛も、其止る所は易らずとおもひ、日月の運行の如く、氣長く毎日怠らず緩々と勉べし

農業に第一守るべき語あり、菜穀は是を愛する事子のごとく爲べし、是を貴む事親の如く爲べし、此二條を一日も忘るべからず

農業に次第を立て心懸べし、第一に働き、次に工夫、次に糞と心得べし

田圃は一丁作らんと思はゞ八段作り、能手を入るれば一丁の登を得べし、僮僕に任する時は、二人は一人に並ぶべし

商賣は甲幹に任せても、其始終の大括(おほくくり)を取締れば、滅多に大損といふは無れども、耕作は自身に鍬を取らざれば、毛頭利益といふ事なし、家富る時は本職を忘れて、鍬を取る事を厭へるは、家を亡す基と知るべし、「不レ掬ニ糞水一、不レ能レ成ニ良農一」といへり、良農とならざれば、農家に生れて甲斐なしと心得べし、田舍に居らば、農業は本職ゆゑ、子々孫々まで手に鍬をすてざるやうに誡め置べし、其中虛弱の子は都會(ミヤコ)の地に手代奉公もよし、然し商人とならば、再故郷に招くべからず、其風俗を濫し、我より國害をなすやうに移り行ゆゑ、愼むべし

禁中に新嘗會といへるは、新穀を以て天地諸神を祀り給へり、今時農家の輩出家山伏巫等に初穗といへるも、元神に新穀を供へるより權輿事(はじまれること)と見ゆれども、今に於ては彼等に贐(あたゆ)るもの故、自身に祭るに及ずとおもふは誤り也、因て秋に至て新穀を苅ば、先一升精て是を炊き、國主の祖宗天子將軍五穀神を始め諸神に供へ、次に先祖に供へ、夫婦共に嗽ぎ香を焚き、首尾(しゆび)能穀(よくこく)を收めしと告げ、其後下男下女等あらば、汝等が骨折に由て登るを得しと挨拶して彼等に食せ、其後自身は食すべし、五穀一切初物は舉て是の如く、家の規則を立置べし、今時の者初發に初穗といふて僧徒に贈るは、如何心得るや、未來は抑末の事なり、先此世の太平の恩義を報ずべし、人に生れて恩義を知らざれば鳥獸に異ならず、

今長崎に渡れる唐の時憲書(こよみ)を見るに、首に天子皇后の忌日を記せり、漢土は天下一般皆此日は肅めるよし、門徒の者ども本山に就て、月に三日の精進すれども、其國の祖宗の忌日を知る者幾稀なり、必本を捨て末に走る事勿れ、信義を守れば拜せずとも、極樂は疑ひなし、此譯別巻にあり「死でから佛になるは入ぬもの、生たるうちに善人になれ」と蜷川が名句を得と考へさとるべし

公役は人並と思はず人に抽て、朝は早く往き夕は晩く還り、終日精力を盡すべし、人は妬んでも其忠義を知り給へり、孝子庄助は村の者ども公役割致せるに、人は勞する所を嫌故、我は體も太く達者のものゆゑ、骨折る所は悉く我に授よといひ、其日に至りては自身の勤めは早く仕廻て、老人又は虚弱の者に力を添り、右のやうに徳を施すゆゑ、一村化せられて風俗大に改り、天報有て上より永代一町一段一畝十五歩の免地を賜り、今に於て四代繁昌す、是を鑑みて、今を見ず後を視て、正直を本とし孝道を盡すべし

農務は極月正月二月初め頃までは、暇隙ある樣に見ゆれども、實に心懸る時は隙あるものに非ず、煙草一服吞ひまも宅前の圃を見巡り、心を懸て片時も忘れず愛すべし、菜大根に蟲の付しも、毎日念を入て是を殺せば、竟に盡て榮へるは、今試みて知れる事なり、然るに一時惰嬾を搆へて勉ざれば、首稱養せし艱難は水の泡とならずや、貧者は益貧するとは、かゝる事をいふなり

田野には此地彼處無用の荒地有ものなり、一尺の土には一握りの穀生じて、天下の爲と成る故、塚を

壞し藪を薙ふて田園を墾く時は、陰德といふべし、然れども昔の墳墓は墮べからず

瘠地の民は佚み、肥地の民は苦しむといふ事古書に見へたり、肥地に耕す者は其土を恃んで精力せず、穀多き故萬事に奢を盡し、却て貧なり、瘦地に耕す者は艱難する故、穀物の得がたき事を知り、儉約を專ら致せるに由て貧しからず、故に土地を恃とせず、勤作を恃とすべし、又土地は今年の事を思はず、明年の事を思ふて糞すべし

農民の癖として、毎日太陽の事をいはざるものはなし、一方に晴天を望めば、一方には雨天を願へり、農人暑中に雨を望めば、鹽濱には旱を願へり、天地廣きもの故、己が氣儘に屆きがたし、孝子正助は私の欲を以て天を怨るは、天罰恐るべしと、一生陰晴の事をいはず、陰晴にしたがひて事を勸めし者なり、天道人を殺さずとは、世の人みないへる事なり、凶年に當て飢るは、其身に兼て貯なきゆゑ、自招く所なり、必ず天の爲す所と思ふ事勿れ

諺に農人の去年詞といふて、滿作しても去年に劣れりといふは、欲に慊ざるよりいふこと也、抑天地より賜る所は、一段に何苞予ると約束は致し置給はず、上田一段に十苞登る時もあり、又は六七苞出來る時もあり、二三苞の時もあり、其上作を常とおもふゆゑ、凶作を憂とするなり、旱水風雨は人の病の如く天道の常也、此理を能考へて、上作の年を以て凶作の助とすべきに、凶年といへども三寸の舌を貪り、一年に五苞十苞の酒を釀り費して、徒凶年なりと天を怨るは、恐るとも恐るべし、天道は

第一奢を惡み給へるゆゑ、酒代までは予へ給はず、身體を勞するものは、酒非ざれば消ずといへるは、所謂逎辭（ニゲクチ）といふもの也、一年の酒價（サカダイ）を仂して糞代に易る時は、翌年は六苞は十五六苞にも充るべし、又は蓄置て凶年の用意とせば、飢る事決してなし、聖經に三年耕して一年の食ありといへども、今時のやうにては、十年耕して半年の食も仂といふ事更になし、三寸の舌の爲に五尺の體を使るゝは、癡なることならずや、故に酒を禁じて田圃（タハタ）を一二段減し、體を休めることこそよしとすべし、世間の上戸は下戸の爲には、田地の蝗蟲（イナゴ）ともいふべし、我日本も仁德天皇の世までは酒といふ事なし、其時代に生れしと思ひ酒を禁じて、一段十苞登るとも豐年と思はず、三四苞登る時も凶年と爲（せ）ず、凡そ十個年程平準致さば、一年六七苞にも廻り、我身に於ては豐凶に拘らず、天を怨る事もなく、安樂に世を過すべし、故に天の豐凶を言ず、豐凶は我身に由ると心得べし

農家は財を蓄る時は、寺堂に納めんより開發を致さば、却て佛心に協ふべし、開田は買るよりは其估十倍すれども、後世天下の爲となるべし、海岸は又各別の物入ゆゑ、始大抵入費を計るべし、若其考へなくして仕かゝれば、中途にて人手に渡すより外なし

田地畦を倒して大畝町と爲せば、過分の利益といへども、北向の山田は晷の高低を積りて致すべし、水田は處に由ては宜からず、菜穀を植に畔を切る時は、南より北に切べし、日の入る所透間なし、然し其處には由れども、其心得あるべし

古人の語に、粟一粒に汗一顆といへるは信なり、右のやうに艱難しても、若天地不順なれば、乍ち骨折損ならずや、田舍の習ひにて、動すれば村中打寄大に宴會する事あり、前にも述し通り、天より賜はる五穀の長たる米を以て造りし酒を、亂坐酩酊の後は湯水の如く振弃る事甚多し、酒を嗜るものは、此所に能氣を附るべし、米一苞は酒造二斗となる、此二斗を一時の興に腹中に入れて、小陽（イバリ）となすは、甚無益の事ならずや、佛法には飮酒戒といふて最大禁ゆゑ、佛を信仰するもの、佛の禁ずる事を致しては、朝夕手を合せ拜ても、佛は受給はずと心得べし

農人としては田圃を荒すより罪大なるはなし、天地神明の罰を蒙るゆゑ、深く恐るべし、故に病身とならば人に授るべし、草萊の多きは國の耻なりといへば、其身ばかりの恥ならず、汚名を上に予ゆるゆゑ、稗（くさ）一莖無やうに屹と愼むべし

聖人は寸陰を愛給ふと見えたり、佛も聖人なり、然れば無用にして時々寺に參るといへども、登は致さず、故に此隙を以て、卒爾（ちよつと）庭先の圃に草一本耘ても嘉穀生ずるなり、此土中の寶を取て、寺に米五合納るを一升納る時は、僧徒も悅ぶならん、地獄の底も金次第といへば、貧乏にては何事も出來兼るゆゑ、寸陰を愛んで働くべし

農人は動すれば界を爭ふ癖あり、俗にいふ界を奪て取たる米は、死する時團子の用といへるは善諭（よきたとへ）なり、二尺三尺奪取て一斗二斗の利を得とも、竟に天災降りて、さま／＼の厄難あるひは病難起り、百

倍して損と成るべし、故に天の照覽を恐れて、小欲大損を考ふべし、古へ文王の世には、互に畔を讓りし事あり、此事己一人の恥辱に非ず、他國に對し上の恥となる事故、屹と愼むべし、庄屋に未進は勿論の事なり、妄に借錢を爲すべからず、處に由ては庄屋前に米一苞の借用、一年一斗の利息を附るを斗附の米といふ也、其一苞は廿四年には千苞と成べし、農民は算勘に拙き故、此利を得と思案して、借財遲滯する事勿れ

農業は米四五苞仂れると、不足すると併比ぶれば、翌年に及で過分の違ひあるもの也、然るに此勘もなく少し財を蓄ゆるか、又は賴母敷講など取當れば直に作事を致し、或は茅屋不相應に金銀を鏤し佛龕を買めて、牛馬は求めず、佛はもと質素を主とすべきに、美姸の侈靡を以て世に衒ふは、頗佛意に戾るといふべし、或は京都本山に往き、又は伊勢參り、四國西國坂東巡りなどと、夏月莠も採らず暇日を費し、自職に懈るは却て佛の意に協はず、特に耕作は夏日に至ては、一日の手後れは一月にも比び、秋に至て其登大に劣れり、兼て本山より彌陀の畫像を受置ゆゑ、彌陀に少しも違ひはなし、此道理を能考へて、自宅の佛を拜んで、妄に我國より產し五穀を他國に往て散す事勿れ、農人は其處を出ざるは、古聖人の敎なり

農家は市中商人と婚姻を結ぶ事勿れ、往來萬事に付て自然と其風に移るべし、花奢なる者は義心なし、故に、「瘠地之民、莫レ不レ嚮レ義、勞也」といへり、人は正直にして親に孝行さへ致せば、神も佛も賴むに

及ばず、天地感應して家に禍といふ事決してなし、享保の年西國田に蝗蝻生じ悉く腐れて、餓死する者擧て數へがたく、尸山野に充つ、筑前孝子庄助が作る所の田は、畦より内に蟲一ッも生ぜず、餘人は祈禱も致し、厭符も立れども、更に其驗もなし、郡鄕の者舌を捲て、神佛に信心も、親孝行には及ざる事を始めて知れり

牛馬は言ざるもの故、能寵愛して朝晝夕秣かひ、其後家内も食すべし、孝子庄助は出る時は馬に向ひ、今日は何地まで苦勞を賴むといふて厩を出し、歸には鞍を自身に持歸り、又一禮をいふて浴させて食を予へ、其後自食しける、斯こそ有べきに、今時の者は歸路には自乘り、或は酒店に寄り、晩に及んで馬より牽れて歸るもあり、畜類も天地の生物ゆゑ、我身に引當て妄に使ふべからず、又打擲すべからず、畜物は其人に由て善惡となるもの也、近年或馬子馬に中食を予へず、己一人酒を飮み食をすれば、馬怒て乍ち嚙殺し、其肉を喰ひしことあり、牛馬をよく寵愛すれば、其家必ず繁昌すべし

春は馬祖を祭るは古の禮なり、戊寅庚寅の日は厩を作るべからず、丙寅の日は出づべからず、黑口に黑舌は短命死相也、黑馬の舌黃なるも同じ、生馬といふ蔓草あり、馬の流行病熱病久き咳喘、其外萬病によろし、兼て植置べし、石灰は大に忌ゆゑ、槽其外要心すべし、厩は時々洒箒して、蜘糸なきやうにすべし、蜘糞は大に毒となるべし、又馬を洗ふ時は能拭ひ、水氣のなきやうにすべし、此事蘭人の說に見えたり

農家の輩夜は說法聽聞或は無益の話に遲く寢て、朝は太陽の出給ふまで起ず、一日も太陽の事言ざる事なくして、其恩義を忘れて暾を迎へざるは、甚以て惡きことなり、朝は未明に起て用事を勤め、饔(あさめし)食ふて早く仕かゝれば、一日の務は易る事なけれども、在鄕の宿習と成て、朝は五ッ頃起て直に食するゆゑ、黃疸(サカンシタ)といふ病多し、其外流行病も市中より繁く、又惡疾甚多し、聖人は寅の刻に起給へり、如來は不臥し給へり、家を起すものは皆朝起し、貧しく成る者は皆朝寢すべし、何事も富る人の迹に隨へば必富べし、貧しく成ものゝ眞似すれば、貧しくなるゆゑ、此二ッを考ふべし

勸善道話 家職要道卷之八 終

勸善道話 家職要道卷之九

農人問ニ修レ家法ニ下

農具は最大切にして、晩には毎日洗ふて棚に掛け、翌朝是を用るべし、惰嬾者の癖として、明朝又使へば藏し置も面倒と爾々濯もせず、此地彼處に棄置事多し、大抵此一事を以て、家の盛衰は分るゝものなり

宵は綯索といふは詩經にもみへたり、故に毎夜怠らず繩を綯ふべし、農家に多く繩を釣り置しは、職業に心懸る人と見る也、巫修驗等の詫といふ事は妄に信ぜず、代々の本職ゆゑ、播物の豐凶は自身の腸にて計り、疑惑あらば村の老人に議るべし、世の人詫に迷ふて、仕損ずる事間多し、重年播さへ忌めば、豐凶は其年に由るべし、佛を念ずるも一心不亂ゆゑ、其時則ち佛意に至るなり、耕作に心を懸る事一心不亂になれば、願身の彌陀に易る事なしと心得べし、土に非ざれば生ぜずと聖人の語あり、蔬菜穀菓は其土地に由て榮枯するゆへ、昔より植來れるものを播て、妄に改むべからず、稻種は其數夥しく作るものあれども、餘り多きもよろしからず、大抵一町に五六種にてよし、早稻・中稻・晩田、取合せて作れば、風旱何れか凶なるや、一種は豐登を得るべし、土地は兩三年に易る事よろし

女は夜は妄に出ざるは禮なり、故に六十より上にならざれば出るべからず、十一月廿七日の夜といへども寺に參らず、翌日白晝に參るべし、談義說法の時は各別の事なり、夜中男女羣集するゆへ、是より婬亂も起るべし、世俗の者は目に見るゆゑ妄念生ずるなり、夫婦共に筋目も好き家に、不ㇾ圖惡疾の子など生れるは、大形其嫁の婬亂より生ずるなり、癩(ライビヤウ)は天刑といふゆへ、心有る醫者は療治もせず、市中と比れば田舍は最多し、然し遺病といへども、親に孝行をいたし、飮食も愼めば亦遁ることもあり、漢土の吳二といふ者は、孝道を端(つく)して、遺病と天刑をのがれし事あり

田舍に生れては、角抵・歌舞妓など群集の中に往ず、其日は千栽田圃を視巡り、五穀草菓を對手にすれば、其樂み大に勝れり、群集の中に往て一ッも善き事はなく、喧嘩にも逢ひ、圖賴(ねだり)光棍(かたり)にも遭ふべし、此事全く一時の興に眼より使るゝゆゑ、眼を塞ぎ耳を押れば、何事もなきと悟るべし、五穀艸木は無我なる物ゆゑ、是を對手とすれば我心にも逆はず、氣隨にして腹立事もなく、其樂み十倍すべし、此心にならざれば、眞の良農とはなり難し、古書に、「農民晝力作、夜頹然甘ㇾ寢、故非心婬念、無ㇾ從而生」とみへて、仕事に部(はま)れば、夫のみに心移りて、餘の忘念邪心必らず起らざるゆゑ、善心の人と成るべし

源平以降佛法諸宗剏(はじま)りて、庶民其派に染着頗僻(シミコムカタコル)して、人情區別になり、其中にも唯瞿曇(ほとけ)氏に陷溺して、君父の謚も知らざる者甚だ多し、人倫の道は君父より貴きはなし、父母我を生てこそ、此世に出て神

も佛も拜むにあらずや、故に其本を忘れずして、朝夕先祖を拜すべし、前にも述し通り、國主の祖宗幷に東照宮加茂大明神太神宮を每朝拜すべし、門徒宗の文章に、諸神諸菩薩六字の內にこもらせ給へると見えしは、一心不轉願身の敎法なれども、今時の世俗貪欲除ざる身を以ては、妄念須臾も身を離れず、禪家に白骨を觀ずる法あり、「靜座澄ㇾ慮、存ニ想自身一、血肉腐壞、唯存ニ白骨一、與ㇾ吾相離、見ニ形神元不ニ相屬一、則自然超脫矣」といふ事あり、昔歐陽公といふ人或名僧に問るゝは、古の名僧は去來脩然の者あり、今の世に無きは如何の事ぞや、名僧の答に、「古人念々在ニ定慧一、臨終安得而亂、今人念々在ニ散亂一、臨終安得而定」といへば、大に感心せしといふ事あり、頑夫嚚婦の族は此道理を辨ずして、我身の行狀は顧ず、偏に凝固（コリカタマル）して君父の改名も知らず、遂には恩義を忘れるやうに移り行けり、人情は聖人の田ありといふて、聖人は第一人情を能知りたまへり、神も佛も人の惡む所は是をにくみ、人の好む所は是を好み給ふゆゑ、其情に於ては易る事なし、譬ば十人並び座するに、一人の名を呼んでは其餘の人は對るまじ、南無といふ事は、歸命とも譯すれども、蠻語にて人の名と譯す、是を正說すべし、名といふ字は夕の下に口と書てあり、夕は冥なり、故に口を以て一人ヅッ自名くといふ事なり、此道理を能考へて、報恩の爲に右の神號を唱るべし、生たる時は犬馬も能其主を知れり、故に死後に於て知ざるは畜類と別なし、故に必らず忘るべからず

神道に五穀の神は宇賀神といふゆゑ、二八月社日に御神酒を供へて、家內の者舉て拜すべし

霜月には宗旨に由ては、年貢の輸めかた麥播等に晴天も得難き時候に、家内擧て八九日も遊び、其中には老親床に臥して居れども、心を添へずして寺に詣り、或は人に財を借りて返さず、人の錢を以て糯を搗き、油蠟燭不相應に買めて、佛に供へるは甚多し、夫佛は無上淸淨なり、不孝不廉の心を以ては、背向ひて受給はず、却て佛罰を蒙るゆゑ、老親あらば家を出ず能仕へ、農務の餘力を以て參詣し、不直不廉の錢を以ては供る事なかれ、萬一此言疑はしく思はゞ、大抵一村の中にも親に能仕へず、或は姦智不直にして、朝夕佛參ざんまいに致せるものと、不信心なれども、親に能仕へ、人に物を負ず正直を專に致せるものと比併せて、其家の盛衰を考ふれば、俗にいふ驗の證據に玉を割と、明に分るゝゆゑ、其吃此書の眞僞を知るべし

稻は命の根といふ事なり、一日食ざれば必ず飢へ、十日食ざれば必ず死す、金銀は偖置き、神より佛より、是より有難き物はなし、故に古の人は膳に懸れば、先飯を少しばかり取り分て、飯食を剏めたる神に供へ祭れり、今に於て出家は素飯といふて食を少し取り分て、膳の上に戴置事有り、又田舍に野人の食を戴きて食する處もあり、然るに在鄕の習に、膳にかゝりて何んとも思はず、家の主も膝を崩し、或は裸になりて鉢卷し、或は足を投出し、或は横に成り、或は立ながら食へるは、其無禮なる事敎へる人無きとは言ながら、以の外の宿弊なり、故に膳に懸らば命の根といふ事を思ひ、恭しく一禮して叮寧に致し、縱急用ありとも、氣を屛め緩寛に食すべし、第一脾胃も損ぜざるべし、農家は毎

日土足ゆゑ、膝を立る事はならざるゆゑ、腰を懸て食するとも裸にならず、一時襦袢にても引懸け、大切なる物と心に思ひ、叮嚀にして食する事、主たる者子どもにも兼て示し置べし

海中に猩々といふ獸あり、其形人にして其言語少しも人に易る事なし、然れども禮を知らざるゆゑ獸類といへり、卑しき者の習にて、父子夫婦の詞づかひ、其陋しき事譬へるに物なし、貴賤等級の禮是より破るゝものなり、僧徒は日に月に鄕村に說法は致せども、法外ゆゑ禮義の道は毛頭敎へず、誰有て敎導致せる者無れば、漸々放傚して妻子に向ひては、其辭犬猫にいふも少しも易らず、妻といへども卽時に離別すれば、相對詞ならずや、他人の子ゆゑ左まで卑し輕んずる譯もなし、互に詞を叮嚀に致せば、夫婦爭ひも寡かるべし、狎侮るより事起るべし、上々方は夫婦は相對辭にして、夫人に向ひても斯致し給へと宣へり、此理を能々合點して、妻にも子どもにも、見下たる卑しき詞をつかはず、丁寧に致さば、家內も能化し、子どもゝ見傚ひ、自然と孝心生じ、家大に繁昌すべし、漢の世に常林といへる人自田圃を耕せしに、其妻餉を携へ往き、夫婦の禮儀なる事、一村の者皆是に化せらる、今時の村中に試みて知るゝゆゑ、夫婦の詞惡しき者、一人も出世せしもの有りや考ふべし

家を造らば、往來の道を遠けて造るべし、宿驛近き處は農家永久の基に非ず、種物を人に貰はゞ、一粒といへども其報無ては受るべからず、菜穀より正直なる物はなし、不直にして植ては能持すべからず、如何なる者の言ひ習せし事か、其品物に由ては、種物は盜みて播ば盛ると、間攘める者もあり、

盜賊して妻子を養ひ、何を以て家繁昌すべきや、農家は五穀盛ざれば喪びるなり、天地の惡みを受ては喪びずといふ事なし

種を播に土地に由て多少はあれども、種の厚は下手なり、人に使るゝ者は我物いらずと心得るゆへ、主たる者兼て共心得あつて、升目差圖すべし

兒女子の滯穗(おちぼ)を拾ふは詩經にも見へて、上古より有る事ゆへ、吝嗇の心を持て訶るべからず、若拾ふ者なければ、天地の恩を思ひ、必ず一穗といへども棄置べからず、又收納の時庭に落たる穀物は、一粒をも大切にして拾ふべし、俗にいへる通り、五穀の罰は惡き病を受るとは、天刑をいふなり

年貢は柴米(あしき)を用ひず、穀米晒(ゑみくだけ)無きやうに能々念を入て、初秋一番に先づ一苞を拵へて、座上に備へざる中には、一合たりとも出す事勿れ、米は苞拵より第一に能日に干し、入目を高くして置べし

漢土には封田といふて、箱を作りて海上に浮べて、稻を植る事あり、我邦に無き事なり、穀を重んずる事如レ是、此を思ふて一寸の土地といへども、空しく遊ばする事勿れ

田に水配りは、古井田の時は溝洫(コミゾオホミゾ)の法を立て、溝は廣さ四尺、深さ四尺、洫は廣さ八尺、深さ八尺と究めて爭論を防ども、土に乾濕高低有て、今は行はれず、旱魃に至て水を爭ひ喧嘩を致し、夜分に往て攘む者あり、諸共に年貢を納るゆゑ裁判なし、水喧嘩は爲勝と言傚はして、互に暴戻の事のみ多く、或は小を殺して大を助たまへると、唯大勢を恃んで黨を集事間有り、以の外の事といふべし、上たる

人は私欲を以て治めたまへるに非ず、民の善惡邪正を糺し、賞罰を明に致し給ふ職分なり、一人と百人と爭そひ、一人の者理有れば、百人は罰に逢へる國政ゆゑ、必ず多勢を恃べからず、凶年は我人同きゆへ、人の水を攘んで、己一人一旦の利を得といへども、人として辭讓(コトバユヅリ)の心無きゆへ、又一方より災害降りて、一生に積れば却つて損となるべし、此道理を考へて、互に辭讓の心を持て豐凶を俱にする時は、縱其田に於ては一時の凶作に遭ふといへども、天能是を知り給ふゆへ、終には天の助を得て末必ず繁昌すべし、決して目前の邪欲に眼を觖る事勿れ

穀物直段昂ければ、農業に肝煮といへども、低ければ怠りて、自然と田地も荒るゝ事は、古人も既に記し置けり、故に前にも述し通り、穀物の價を知らず職分を重じ、唯五穀を多く收る工夫を爲すべし、享保の凶年に金子百兩を懷いて死せし者有りときく、今時は財寶を貴んで穀を賤んじ、田圃の障に拘らず、楮櫨或は砂糖・黍・淡婆姑(たばこ)・紫根(しこん)・藍(あゐ)など、別して眞瓜水瓜蓮等を專と植れども、未だ大饉の考へなきゆゑなり

農家味噌を造る事一年用に積れども、三年用に計るべし、味噌を蓄へ置時は、凶年に及んで縱菜食しても、餓死には至らず、余凶年に當りて飢民を救ひ試みて知る事なり

農業全書は視るべき書なれども、其土地に由るゆへ、悉く信ずる事勿れ

水田寡き處は野稻といふて、場(はた)に作るものあれども、其登りよろしからず、貧民の止む事無きより

致す事なり

關東には水田に苗を植ず、直に籾を播く所あり、西國にも間に播く者あれどもよろしからず、江南の橘江北に植れば、枳殼と成るといふは誠なり、余尾張萊菔種或は森口其外諸國より、色々我國に希見種類を求めて植れども、一年を經れば竟に變易せり、故に種は古來よりの通り、其土に應じて蒔くことよろし

種籾を圍ふに、凶年の籾は、譬へば一石の籾は一石一斗も播くべく、萠ざるものなり

正月初頃より晴天のみにて、苗代地能干る時は、必ず糞す事なかれ、多くは腐れるものなり、若苗盛へ過す時は朝露を拂ふべし、是等の事は農人大抵知る事なれども、幽僻のものは知らざる者有るゆへ、玆に記し置なり

五月頃旱天にて堤防無き田は、植付ならざる村は、六月土用まで待て、必ず苗を捨る事なかれ、土用過に雨を得て植し事間有り

關東は圃を打にも、農具は長柄鍬・同鎛・同鋤・同鑵・擧て四挺を用れども、九州は短柄の鍬又長柄の鍬一挺を用ゆるなり、上方の者は氣長くして緩々致せども、九州の者は氣短く手早く勤るゆへ、身體も勞し收むる事も寡きと見ゆ、長鍬は九州も豐前豐後は用ゆるなり、筑前より段々短くなりて、肥前に至ては短柄なり、短柄は骨折甚しけれども、生來倣ひ來るゆへ、左まで勞する事も無きと見ゆるなり、

先年近國に他國より勸農の者來りて、農業の作法を敎へしに、農民ども一人も服せずして一ッも行れず、故に農務の事は其土の傳來の法に隨ひ、老人に問に如ず
農夫の言傳に色々相違する事あり、一々自ら試るべし、譬ば菜菔を稱に前以て耡置ば、虫生ずるといふ事迂詐なり、或は宅邊の肥田は早起せば苗腐れるゆへ、植る時分に鋤べしといふ、この事惰嬾者の謂所なり、寒中より鋤置時は、第一水稽能枯て其根を絶盡し、墕土も雪霜を經て能解るべし、土は一度蒔ば一度分肥へ、二度起せば、二度分肥るべし、是を鍬糞しといへり、故に良農は糞を恃まず鍬を恃とするなり、富る者は人に任するゆへ、家人ども身勞を厭ふて糞を恃とするゆへ、年にしたがひ漸々瘦墝し、其中貧者の受作となれば、登り甚すくなし、ゆゑに赤地といへども手を入れ、幾度も鋤く時は、竟に堅田と成て登る事多し、必ず惰嬾を搆ゆる事勿れ、己が力を惜みて、土中より出る寶を取る事を嫌ひ、人に遣る事を惜むは甚不了簡なり、精力して土中より取世間に配らば、天下の爲なり、靑砥藤綱が十文の錢を水中に遺し、五十文を費して是を拾へるを深考ふべし、鄕村には鷄犬を畜ふべからず、田圃の害となる事多し、己一人の利を以て衆人の妨となるは、佛神の惡める所なり
或農夫の田圃に糞を用ひても、凶作に及んでは少しも易らずといへるは、心得違と云べし、一年一度の秋を得るゆへ、成るべき丈は能糞し、自身の職業を勉て、倘凶年に遇ふ時は是不遇にて、所謂國禍といふものなり、兵飢疫の三害は國禍といふて、賢人君子も免がたし、凶作を恐れて土地を糞さゞる

は、天地に對して恐るべし、譬へば一段に糞代米一苞分用ゆれば、二苞登るは予明試（タシカニコヽロム）して知る事なり、糞も其土に由て相應するゆへ、其土に隨がひ用るべし、人糞を第一とすれども、瘦地には後々は却て瘦る事有、市中遠き處は得難きゆへ、木芽茅萱は勿論の事、魚骨・干肉・油滓・酒粕・飴滓・小貝・薪灰・石灰其外色々の糞、其土に試みて用るべし、乏しきものは糞代を借て用よ、利息は霜月迄僅かに一苞には四五升也、惰嬾の者は不直ゆゑ人も扶けず、故に益貧窮するゆへ、正直を第一に守るべし、田圃を賣身とならば、市中の商人に渡し置べし、所の農人に賣置時は、加地子の未進度重れば、自ら耕す事もならず、商人は耕す事出來ざるゆゑ、其時に至ては亦仕與もなりて便利有事也

路に草鞋半足見當りても、是を携へ圃に入るゝ心持にならざれば、出世は見へがたし

夏毛に及では背越といふ事あり、一日後るれば秋に至て過分の違あり、譬へば兩三日の中に雨と視る時は、早糞培爲ざれば、前の艱難は虚事なり、故に四月頃より七八月までは、一日も休む事勿れ、時候は須臾も延ず、穀より先を取られず、此方より先を取らば、秋に至て大に登るを得るべし

毛見は希代の凶年に非ずんば、成丈願ふべからず、村中の姦智の者有れば、勸め立る事有るとも、必らず組する事なかれ、若受作の身とならば、加地子も不足無樣に正直を本とすべし、豫州大洲領上田村に六平といへる者あり、受作にて加地子七斗の田を作しに、一年凶作にて地頭の檢見を請ふて二斗を乞しに、苅收て視ば始に易り多ゆゑ、又一斗を勝て自携へ往て納めける、斯正直なる者ゆへ、此事

上に聞へて、褒美として米穀數苞を賜はる、又筑前博多に紅屋惣兵衛といへる貧人あり、借宅して毎日紅を賣歩行き其日を過せしに、常に其妻子に向ひ、家無れば野宿も致さでは叶はず、家主の庇蔭にて雨露を凌ぎ、寒暑の憂ひもなし、其恩義を忘ては、人たるの道に非ずと示し、家賃を心頭にかけ、毎日數十錢を留て、斯日に新に緡を索ひ錢を貫いて、一錢の不足もなく自携へ納ける、斯信義を守るゆへ、賤き身といへども書物に載られ、千百年の後迄も名を遺せり、何ぞ千萬金に易べけんや

鄉村は氏神祭田祈禱村願成就花見螢見などと、男女老幼會して數日酒宴を催し、其中放蕩の者は、飲ざるは損なりと朝、より暮まで泥の如し、斯る者は村中の厄介となる者也、斯る時は面出しせざるも惡きゆへ、卒爾往て飲食に飽ず、內に歸りて職事を勤め、土中より穀を求め、人の一升出せるには二升も出すべし、縱衆人惡める共、正直にして金さへ持ば、人皆膝を屈るべし、人生僅六十年、日月逝なり年延ず、明日も無やうに思ひ、出精して財を蓄るに如ざるなり

君子は松柏の如く、小人は藤蘿の如くといふて、小人は藤蘿の樹木に附て盛が如く、多きを恃とする者也、農民は動すれば徒黨を爲す事あり、必ず組する事勿れ、若不承知の事あらば、一人進で訴ふべし、君子は群して黨せずといふて、善事には群集してもよし、伊豫の大洲加藤侯文德を以て治め、領中に講學を設けて、教導師を立て士民を善道に帥事專なりしに、城下を隔る事數里にして、成能村といふ小村有り、村民群居して我々は卑き身ゆへ、人の道たる事も知ず、講學の說も聞んと思へども、

數里隔れば心に任せず、各思を述て善事を勵んと、村中二十七人宿弊の風俗惡事を改め、儉約を本とする條目を立て、殘ず連判いたし、逼至と改めけり、此事上に聞へ、領主大に感心して、儒臣に命じて是を記し、梓に鐫て躬跋を書給ひ、好人錄と名て今世に行る、右の樣なる事は何程群集しても、其國の美號とするゆゑ、人皆是を規範として群集すべし

見聞記訓と云書に、大明の世に王氏何某隣家より田地百畝を買ひ、其半金を返さず、此者横逆なるゆゑ、債促する事も得ず、怨を含んで止まりしに王氏暴に卒し、隣端に牛生れしゆへ往て視しに、此牛人の聲を出て、我は王氏何某也、汝が田の直を返さず、其罪に由て斯牛に變じて償はしむ、今我子を召來れ、渠をして潔く返させんと云、債主大に驚き、亟に其子に告れば、其子も兇暴なる者ゆへ、臂を掉て來り視れば、牛聲を出して田の債を潔く返せと云終て遂に死す、又隋の永徽年中に、涿州の路伯達と云者も斯る事あり、委しくは錄異記と云書に見たり、此事虛誕に見れども、斯る事は和漢に數へがたし、天地の間には皆怪き事多し、夏雷火の落、冬雪の降も、初めて見れば怪けれ共、常に見ゆゑ怪とせず、殊に漢土は廣き邦ゆへ、亦斯る希有の事甚多し、今世間を觀に、不義姦智を以て一時富者も見れども、一代にして滅亡し、或は子孫迄惡疾難病を受、樣々の天災其家に遁ざる者、間有る事は皆知所也、故に一潤の利欲に目を骶ず、正直廉潔を以て田宅を買むれば、子孫長く繁昌する事必定なり

漢土に畲滑釐といふ者あり、少き時甚だ貧くして、落魄て諸處を巡り、或日樹下に憩ひしに、野老の犂を擔ひ牛を牽て行く者有、共に憩ふて滑釐に向ひ、吾子は何事を爲者ぞやと問へば、我は畲滑釐といふ者なり、野老のいへるは、如何なれば斯困窮するや、滑釐答て、我父は周に仕へて役儀を勤めしに天性能施を好み、死後に及んで餘財もなく、唯多き物は借銀ゆゑ、衣服器財を鬻て是を償へり、我今この見懸りに成れども、始め父より恵に逢ひしものども、我に逢へば見ぬ振しは曾て助けず、故に恃む所もなく、家人は四方に離散して家もなく、止事なく宮學を出て、此樣に憊れしなり、野老のいへるは、吾子の父は仁者なり、我聞及べるに、「大仁不㆑仁、爲㆑仁而近㆑名、其爲㆑仁也小」といふ事あり、故に近㆑名の仁は人を悦しむるに足らず、無義の施は徳をみるに足らず、定めて吾子の親は小仁を好み給ふならん、我は農夫ゆへ至て無智の者なれ共、唯耕作するを以て是を知り、我小耟をもつて耕す時は、一日に數畝に過ず、大犂をもつて耕す時は、一日數丁を終ても尙餘力あり、是は小大の說なり、苗に培ふときは、其瘠たるものを先に致し、黍に漑ぐときは、其病（いたみ）たるものを先にす、是は緩急の義なり、我是を以て知れりといへば、滑釐之を聞て、我に田地二頃あり、又父の遺せる敝廬もあり、然れども家に歸て手足の力を竭すとも、母や妻子を養ふには、二頃や三頃にては、所詮足事に非ず、特に借財山の如く、債促人は門に塡つ、是に由て斯る瑣々たる事にては間に遇はず、願くは手捷き法を敎へたまへ、野老諭して、天は能物を生ずるといへども、植ざる桑は產事能はず、地はよく養ふと

いへども、培ざる梁は長ずる事能はず、人も能作るといへども、不圀の倉は充る事能はず、其有る所を釋て、其なき所を求は誠に得がたし、吾子幸ひに田廬あり、盍ぞ家に歸て日夜勤勞して、父の舊業を修めざるや、畋を轉じて功を爲られよ、吾子は今遽に金を蓄んと思ひ、克家の良圖を忘れて居るは、大なる過也といへば、滑釐初て發明して再拜し、敬んで敎へを受んと、是より直に家に歸へり躬ら耕し、妻は紡織を業とし、矢て外慕の意を絕て、夫婦共に晝夜を分ず精力すれば、家益富んで、十年を經ず積財州里に冠たり、其後墨翟といふものに節用の道を學び、諸侯より請招せられて、高名天下に響き、今に於て其德を稱美す、今時の農業は耕耘は手迂く、商賣は速しと鍬を握るを嫌へども、右の禽滑釐の事を視れば、積財は偏へに精力に在る事ゆへ、必ず大鳥取らんより、小鳥を取れといへる世の諺を忘るゝ事なかれ

工職問二立身法一上

或大工問けるは、世間を觀るに、商人は身體を勞せずして金もつもの多し、我等は片時も屋絲ず働らいても、一生貧乏せるは寠き職業なり、故に是より商賣を致さんと思へり、此事如何あらんや予諭して曰、月を繪く者は、其明なるを繪く事能はず、花を繪くものは、其馨を繪く事能はず、人を繪く者は、其情を繪く事能ずと、鶴林玉露といふ書にみへたり、人銘々自職の情を知れども、他の職の情は知る事能はず、人に使はるゝものは、體は勞すれども心は勞せず、故に夜は熟睡すれども、人

を使ふ者は心を勞するゆへ、夜も安く眠も得ず、或市中に鍛冶屋あり、親子毎日出精せしに、其子父に向ひ、我々は如何なる職業ぞや、一日も暇といふ事もなく働けども、擔石の儲けなく世を送れるに、隣の商人は夏は團を秉、冬は火鉢を取て常に座し、安樂の身なりと云ば、父笑ふて、汝は幼少故未だ知らず、彼家は我一代の中に、最早三度主は易れり、我家は是迄五代人手に渡さず、日々働くゆへ食事を旨んじ、夜は熟睡す、彼等は色白きゆへ心中憂多く、夜も染々と眠る事もなくと諭せし事あり、聖人士農工商の四職を立たまへるに、其職を勤めてみれば、何れが好やと究めがたし、夫金銀は其人を撰まず、强ち商人のみに限らず、穢多乞食に至るまで皆富る者あり、唯心のみ是を欲がりても、その持べき業を身に勤めざるゆへ、手に入らざるなり、天下の財は孰の家に止ると其究りはなく、招く處に來るものゆへ、其取べき業を致せば、何時も手に入る事は、士農工商の差別なし、職人も商人の心を持ときは必ず富るべし、商人も亦職人の心持とならば、かならず貧しくなるべし、汝未だ職人の心を免れず、若商賣を致さば、年を踰ず鑿も鉋も質屋の倉に藏め、竟には家宅も人手に渡せるならん、今日に視し通り、正直を本として儉德を保る大工は、金を蓄る者間多し、司馬溫公の語に、貧は自身の爲所とみへしは、古今の人情少しも易ず、貧する者の行狀を觀に、いふ所爲す所、一ッとして金持ものゝ氣に相應せず、若金持者の氣と相應すれば、適金持となれるは間違なし、風俗は其職によつて弊と云者か、執拗放縱（ガマンツヨクワガマヽ）にして聊の事をも氣に合ざれば、是に對（こち）て作事に窘らせ、或は金を借るに遲けれ

ば仕懸て來らず、餘人を雇へば是に障りて困らせ、或は飲食菲ければ是にも苅ぢる故、雇へる人は始終大詢の機嫌取に挨拶絶ず、此事雇へる人と成て視ざれば、其情は知れ難し、又他の家に日々往て、我物ならざる故、儉約といふ事曾て知らず、用にも立べき材木も、めつた無性に伐割り、打棄て取亂したるものも、一時片附ると云事は更になく、酒は徒飲もの故飲倣ひ、遂に我身の害と成る事を知らず、天幸を得べき其氣象更に見へず、玆に一ツ好話有、或鄙舍の者都會に出て豪家と成しに、故郷に親しき友一人有、此者意ひけるは、渠は我と同年同日の生にて竹馬の友なりしに、已に豪家と成て餘多の眷屬を使はるゝに、我は一身を養ふとも得ず、家を富すには定て其術も有ん、往て傳授を受んと迴向往て、稍暮に及んで訪へば、甲幹迎へて座に請じ、火鉢に夥く火を煽し、行燈には燈心一把も燃し、良久くしで主人出て、互に舊情を述て時を移し、客申けるは、我遠きを厭はず來りしは餘の事にも非ず、我年老して貧苦に逼る故、家を富すの智術を受んが爲也、願くば敎へ給へと請ふ、主人の答に吾子と我とは同年同日の生れなれば、年の吉凶禍福にも由らず、金は唯求る法を勤ると勤めざるに在り、其勤る法と云は、先恕と云一字を守て、人の家も我家として、同じ様に隔なく思ひやるを恕と云べし、聖人の敎も忠恕を以て一貫とし給ると聞及べり、忠とは私なき事なり、忠恕の心さへ保たば、天の助を得て富貴を得るは間違なし、今吾子の來れるに速に應對せざるは、其儉奢の心底を試ん爲なり、今宵は各別寒きにもあらざるに、堆くある炭を降紅(ひばし)を握りながら埋もせず、行燈に燈心一把も燃

せしに、無用の時灯拵(ときかきたて)を取て耗しもせず、其弊に氣附ざるは、貧乏の證據ならずや、是を人も我も同様と氣の附は、最早我と同様の身と成るべしといへり、此事大竘に限らず、諸日雇及甲幹僮僕に至迄る、擧て人に使はるゝ身は、此話を體認(ミニヒキアツル)せば、竟に富ずといふ事なし、今時の職人と云は酒食を貪り、他家に往ては、親の忌日と雖も肉食をなし、辭讓謙退儉約といふ事は曾て知らず、又天の惡める事一條あり、抑樹木は星霜五十年、百年を歷ざれば材木と爲らず、始の蘖(めだち)より一年僅にか三四寸づつ伸て、其中風にも折られず、蝸にも喰れず、立槁もいたさず、幸を得て漸く人一代の壽を歷しものを、刻剝(むごたらし)く伐倒して家を作るに非ずや、其始め青盛たる事を思へば、是も天地の生物故、仲々以つて一枝と雖も、伐られる事に非ず、然るに己が伎倆を見せんと、此處は節有て道具の損るの、彼地は曲り、又は逆理(さかめ)のと切棄るは、勿體なき事なり、右の道理を能考へて、一寸の切屑と雖も、是を慳んで妄に伐るべからず、一寸の小釘と雖も、元鉄山より掘出し、鍛冶の手に製する迄の艱難を思ひ知るべし、大惣の作事拵致せる者は、斯る遠慮の大事には、氣の附くもの寡き故、棟梁たる者は我家と思ひ、身に引受て儉約を主として、廰(さしき)を立るにも錯節(フシマジリ)に拘らず、良材を撰ず、無益の所には手間を拔て、堅固を專一と致し、奢靡なる所は縱主の望るゝ共、是を減じて爲事勿れ、然る時は縱當時の風に逢ずと雖も、陰德ある故天心に叶ひ、子孫必ず繁昌すべし、今時の大竘は主は賴まざれ共、手前より勸立て花奢を致せるは、天の惡みを受る所なり、又一ッの心得違あり、今の世は編手(へた)も上手も酒食も同じ、賃錢も

易らず、謳は編手でも、粟取る五古こそ上首也、と曾て精神を凝さず、一生編手にして食を求るのみ、此心得は元來妻子を養ふ己が本職を、大切に思はざるより起り、「不レ踏二死地一、不レ能レ成二善士一、不レ斷二筋脈一、不レ能レ成二善工一」といふ事あり、家屬を養ふ自職を重んじ、筋脈を斷ほど辛抱して上首となれば、賃銀も亦雇へる人の心持にも在るべきなり、然れども上首と成れば、自慢して和を失ひ、却て貧乏するもの世に多し、他の職業は脇より視る所は、好やうに見ゆれども、亦各別の違へる事もあるまじ、日雇の勤めかたは、一日に三時半ぐらゐと見ゆ、然れば一時に賃錢百文餘に充れり、商人の身に於ては、一時百文の利息は、銀十貫目貸ざれば取れがたし、是を入手に配り、又我手に收る迄は、心勞せる事、仲々夜も熟睡する事を得ず、店方は殊更一時に百文の利を得んとは、火口一文買に來ても、箸を捨て走り出て、内には世話事ありとても、面に笑顔を出して挨拶致さで叶はず、時に由ては損と事事あり、賣物は鵜の霧雲當と云ふものにて、賣れざる時は利を得ず、又店方貸方は懸り合ひふ事あれども、職人の賃銀は懸り合といふ事なく、一時働けば一時の錢、目の前に在る事也、然れば商人に併せ方ぶれば、十貫目の身代に當るにあらずや、或話に、橋の下の乞食ども、除夕の夜往來止まざるゆゑ、一人の乞食是を視て、世間の者は一年一度の元朝に、塵紲に絆されて、心を安んずる事も得ず、我々は陶然として陽春を迎へるは、豈樂からずやといへば、一人の乞食聲を小めて、高く言ふ事なかれ、人また此職を致さん事を恐るといへり、此事笑ふべき事に非ず、最監るべき語なり、乞食といへども、

右のやうに自職を貴とく思へり、農工商賈各自職より外に望はあらじと、最も大切に肝煎て子孫に禪り、必外望の心を起す事なかれ

昔石州に田子の時隆といへる勇將あり、心懸深くして夜も緩々と寢ず、常に家中の者に諭せるは、人生僅に五十年也、夜寢ざれば百年に當れりと云り、又古書に女は一月四十五日と云しは、夜延するを云事なり、此語を守りて筋骨を斷て、毎夜夜延も致して出精し、儉約を專一に金を蓄るべし、一生の間人の家の釜の飯を喰て居ば、恥べき事ゆゑ、壯年の時奮發して、老に及んで樂むべし

諸道具は職分の貲本故、不自由無樣に買め置べし、是を求めざるは、人の仕事を大切に思はざる故也

棟梁たる者は人より委任せらるゝ身ゆへ、最も行狀を專一とすべし、第一酒を飮べからず、自身飮ざれば、手下の者ども相愧て、十杯は五杯にも減ずべし、十人の眷屬に一盞づつ減じても、一日に一合五勺となる、是天地の穀を弊さず、陰德と云もの也、況自身飮んでは、弟子には禁しめがたし、兎角衆人に違ひ身を苦むる所なければ、衆人に越て天の助は得がたしと心得べし

棟梁は細工に限ず、家は礎と葺方を大事とする故、石工葺手壁方迄、夫々に熟練して居り指圖すべし

勸善道話 家職要道 卷之九 終

勸善道話　家職要道卷之十

工職問㆓立身法㆒下

大工は細工の奇麗なるより、規矩繩墨を專一とすべし、今時の者は美妍を嗜めるゆへに、大工も其風に應じて、鉋を專にして墨規を主とせず、唯視へたる所のみ譽れども、是に拘らず後年を恐れて、墨規を大事として建るべし、飛驒匠が栓(くさび)一ッにて完固せしといふ事を守るべし

家を建る者は日數長ければ、必ず屈宅して急ぐものなり、其情を察して是に逆はず、大事の所に手間拔べからず、前に述し通り、百年の星霜を歴し樹木を弊す事ゆへ、早卒に致し置べからず、天罰を受る基なり

家を建る時は、主は孰しも工手間の事を問もの也、大計り(おほつもり)百工(く)と思はゞ、百五十工と答へ置べし、衆くいふて寡ければ悦べども、始寡く言ふて増す時は、主も慊よしと爲ざるものなり

請合事をいたしては、手間を拔は凡夫の情ゆへ、正直を本として筋骨を勞し、手間を仂さば返すべし、商は利を得る時有ども、又損ずる時あり、職人に損といふ事なければ、又利外の利をとるべきやうなし、世の人の爲ざる所を致すゆへ、人の鑑となるべし、正直は身の寶といへば、此寶を身に保て

ば、千萬金の寶を持より、猶貴しと思ふべし

棟梁は煙艸三管早く仕懸りても、十人の手下には、一月一日の增ありと見ゆるゆへ、自身成丈け出精して、手下のものを勵さば、是又陰德と云べし、陰德ある者は必ず陽報ありと心得べし、大匈に限らず、一切の職人は物事花美にして、家給不足と成て、多は金を借たがるもの也、賃錢より外に一錢も借べからず、不廉の食を以て妻子を養へば、子孫必ず繁昌すべからず

日傭に往て食する時は、日々滋味を供ゆるとも、我家に於ては父母妻子等麁食の事を思ひ辭退して、三寸の舌を以て貪る事勿れ、鵙は諸鳥を捕へて樹木の枝に刺て、冬の餌に貯へ置き、蟻は終日物を拾ふて穴に集むるも、寒中の蓄なり、人と生れて共蓄無は如何なる心ぞや、鵙や蟻の勤めを思はゞ、凶年の憂はあるべからず、「百足之虫、至レ死不レ僵、以二扶レ之者衆一也」といふ事あり、此事職人に限らず、四民共に守るべき語なり、人は第一和を得ざれば、志しは遂がたし、禮を知らざる者は正月といへども、唯仕事鬧しといひ、或は遠方に神詣はすれども、親族には年賀に往ざるもの甚だ多し、子孫繁昌を願はゞ、神佛より先づ禮を守るべし、禮の人を守るは堅城の如しといへり、故に年始には父母なくんば、先づ兄の家に往き、師匠は勿論の事也、親方分一類朋友舊恩ある人には、元朝より三日の中に往き、年玉は身分に應じていたすべし、五節句朔望必ず怠るべからず、斯信義禮節を守れる人は、自身は縱不過の生れにても、天道に應ずるゆゑ、良子を生んで後年安樂の身となるべし、必ず怠る事勿

れ、日傭農民の輩鉢巻を致せば、力を生ずるやうに心得て、遂に癖と成て無禮なる事を知らず、力は自身の腹に在事ゆゑ、此癖を必至と止むるべし、寒中は頬被を致すは尤なれども、途中に帯刀の者、又は老人ならば、卑しき姿の者といへども、被を取りて避るべし、又人集る處は挨拶して通るべし、古へ聖人も人多く集る處を過給ふときは、禮儀をして通りたまへり

職人の物を受合ふに、明日詞といふて、明日は來月、來月は明年となるは、元來不信より妄言する也、無益の事に汚(ケガル)名を世に售るは損なる事ゆゑ、受合ものの日數前後を得と考へて發言すべし

逆旅(はたごや)は人の職分を評(めきゝ)する事大形差はず、縦姿を易へても、其言語擧動麤暴なる故か、是に由て平生禮讓は守て愼むべし、術家に十二肖を以て十二辰に配する事あり、各不足の形あり、鼠に牙なし、牛に齒なし、虎に脾なし、兎に唇なし、龍に耳なし、蛇に足なし、馬に膽なし、羊に神なし、猿に臀なし、鷄に腎なし、犬に腸なし、猪に筋なし、是皆天地の生物なれども、一身に不足の所あり、人は悉く是を兼保つゆへ、萬物の靈といふなり、故に人の形を稟ては天地の恩を念ひ、人たる道を守て其恩を報るべし、天地は正直なるものゆへ、天地の恩を報んと念はゞ、正直に如はなし、子孫の盛衰も己が行狀に在る事也

問㆘學問爲㆓貧窮㆒說㆖

或人云、今時世間に唱る所は、學問すれば貧窮するといへり、吾も子ども數人あるゆへ、入學させん

と思へども、未だ進退決せず如何計りで宜しからんや　余大に哂ひ、定て勝るを嫉(そね)む愚俗の謂ふ事ならん、若學問して貧窮せば、天下の者は千人に九百九十九人までは無學ゆへ、擧て富るならん、漢土の者は卑き土民まで、學問せざる者なしと見ゆるなり、其譯は今長崎に持越る時憲書を看るに、我邦大抵の學者も讀め兼る程にあり、然らば統て富る者は無き筈とみゆれども、富有る者甚多しと聞及びし、學問は道を知る爲なり、生ながら知者は聖人なり、聖人は我日本に未だ出たまはず、人は元天に稟たる所の性は善なれども、磨かざるゆへ石と成れり、其玉と成す礪は輙學問なり、學問といふは道中記を看るが如し、之を能覺へて居れば、往來少しも迷はず、譬ば衆人座して居に煙管を出し、此寸法は何程あらんと問時、衆人各いひ當んと、或は五寸、或は五寸五分と、互に水懸論に及べども、證據なければ勝負決せず、此時規矩を出して之を衡れば、明に分るゝ也、其規矩といふは聖賢の書なり、予も聖人の書を學んで後に、始め日用の事を考ふれば、大に前非を悔む事甚だ多し、凡俗の身にて學ばずしては、自悟るといふ事は所詮屆く事に非ざるゆゑ、一生痴愚にして、日用の事誰咎る者無ゆゑ、隨分足りと思ども、其云所其行所、古人の準繩に合れば、齟齬する事甚多し、余信州戸陰山(とがくしさん)に登しに、麓より五里道連の者の話に、是より奥院には一里許の深山にて、窩の中に大蛇あり、九頭龍權現是なり、恐べき事故、我は等詣ずと引還せども、往て視ば何事も無事也、世俗の云はやす事は擧て斯る者ゆへ、必ず信用すべからず、聖賢の書も學んで見ざれば、其貴事は知ざる也、故に子を生ば

學問を致させて、孝行の道を知しめよ、子を養ふて教へざるは親の過ゆへ、教へて若惡き時は、我身の不遇と諦むべし、然し善事を學んで、惡きといふは無もの也、間には學んで惡き者もあらんなれども、學ずして惡者には勝れり、或人學者を譏りて、論語讀の論語知ずといへば、學者一首の歌を以て、「論語よみの論語知らずはよけれども、論語よまずの論語しらずは」と返答せり、子の善惡は全く其親に在事也、親たる者學を勸ざるより其子文盲也、人にして隙なき者はあらず、樣々の遊藝を致さんより、隙有時は書を看べし、余若時父唯學問を勸れども、田舍の事ゆへ儒師といふ者なし、殊に家業甚繁して、書を看暇も無れば、四書五經のかな附本を求て誦讀せしに、始は甚苦痛ありしが、國字解などを以て段々會得して、意味漸く貫通して面白く成り、淑て雲霧を拂て晴天を視が如く、今に於て寸隙あれば、書を釋ずして益々研窮せり、之を學ぶは之を好者に如ずといふて、師匠なくとも好みさへすれば、隨分上達すべし、「陽氣發處金石亦透、精神一到何事不レ成」といふ事あり、今世間に唱る學者といふは、物知といふて賣卜俳諧連歌も學者、人に一字を教ても學者、寺子屋の實語教教ても學者、好風弄月を樂しめる風流人も學者といへり、斯る者は元來本職に懈ゆへ、貧窮するを以て學者は貧窮と、愚俗の眼より苦勞するは尤なる事也、又人の害と成は淺學者也、眞の學者と云は、右やうなる事にあらず、聖賢の書を學んで、忠信孝悌の道を行ひ、職業を守りて父母妻子を養ふ者也、古聖人士農工商の四職を立て、各々其職業をもつて迭に扶けあひ、世を送やうにいたし置給ふゆへ、

「守ㇾ道不ㇾ如ㇾ守ㇾ職」といふ也、右の四職を守らざるを雑戸の遊民とかへり、今の世に學問に志す者倘無點の唐本をも讀る程に成ば、最早氣高成て聖賢の書を我身に認て行事は氣に附ず、先祖の舊業を賤んじて、唯名利を根(めあて)に詩文に志し、手に鋤を乘事を嫌ひ、腰に刀を帶んと心に懸るゆへ、遂に資産も蕩(つき)盡(はて)て貧窶の身と成ゆへ、學問は貧乏といへるも尤なれども、斯るものは聖門の賊といふべし、商人の中にも賢人も有、大儒もあり、孔門の子貢は貨殖して、天下一二の富家也、孔子死したまへる時、塚の上に廬を結んで喪を勤る事六ヶ年、富る者は大形奢に長じて禮を守ざるに、大家を棄て師の喪を勤め、六ヶ年の間外宿せし者、我日本に於て未だ曾てあらず、然れば仁義を守ても、随分財は蓄ると思はるゝ也、金の儲けがたきは、世界の内何の國も易る事なし、又呂不韋といふものは、翟陽といふ所の大賈(オホアキンド)也、大儒にして呂氏春秋、禮記月令を著せし者也、越の范蠡も呉國を討つて越王に予へ、爵祿を受ず貨殖して、天下に名高豪家と成り、是を以て視ば、學問すれば貧窮とも云がたし、學者は聖人の書を看て、「富貴在ㇾ天」といふ事を悟ゆへ、得難き富を求んと執鞭の士となるを嫌ひ、貧は士の常と立るゆへ、金銀をうらやむ世俗の意とは相違致せり、是を以て察すべし

今時の醫業は傷寒論・方彙類聚方などを素讀して、未だ字義文意も得と融會せずして、已に療治に懸り、共中偶中を得ば、最早自負して足れりと思ひ、學と術とは異也、術に非んば癒す事は叶はずと、自身の不學を愧と爲ず、世間に吹聽して儒醫を譏れるは、畢竟谷底に潛んで高山の頂きに登らず、未

だ天の高きを知らざるゆへ也、斯手易き醫術ならば、司命の官とは名けまじ、醫の藥を用る事、將の兵を用るが如し、五十人百人の怯兵は、不智の剛將も平げる事有ん、强敵堅城に至ては、古人の良智を假ずんば、庸醫の藥種を費し勞して効無に作し、後漢の郭璞が醫は意也と云り、意は無形に知を云也、今時の醫は其證形れても、精神巧工の術なきゆへ、發熱烈ければ、邪か・疝か・瘧か・蚘か・痘瘡かと更に決する事も得ず、兒は蚘蟲(くはいちう)、男は疝積、女は血症(ちのみち)とさへ名れば、不レ中といへども遠からずと思へり、左氏に、「三折レ肱覺レ爲レ醫」といへるは、古の良醫でさへ云れしに、今時は固より肱も折ず、亦百度折といへども、俗智を以ては腸より練出事能ず、術といふは輙古人の書にあり、故に儒に非んば醫せずと云也、今の世の醫は朝より暮迄、金銀利欲に淫(とろ)けて眼心昧み、隙有其看書を嫌ひ、大酒滋味に臟腑を穢し、何を以て良智を生ずべきや、古の書を著はせし名醫は、今時の醫者のやうに、東西に馳廻り口を養ふ人にあらず、大抵諸侯大夫の人ゆへ、塵紲に羈(ほださ)れず、貧富に拘ず、寸暇を愛で夜も熟睡せず、精神を碎て身を苦め、唯天下の爲と仁慈を以て著述せし者也、故に一冊の書といへども、其心魂を碎し事は、自身に著述して試みざれば、其艱難の情は知がたし、此意を推量して書を看ときは、恭しく手に取りて必ず輕卒に看事なかれ、醫は賤業といへるは、古高官の人醫を爲ゆへ也、今時は世間より視所は、偶醫福醫の輩身に綾羅を纏ひ、轎車に乘病家に往て、酒食の饗饌に逢ゆへ、貴業と思へり、斯尊崇に逢事は何ゆへと我身に省み、日夜精神を勵むべし、若學問して古人の醫書を博讀

せずんば、醫術はならずと自悟發明する時に至らば、眞の醫者ともなるべし、必ず嫉妬偏執の心を抱いて、儒醫を誹るべからず

問下祀二先祖一禮上

或人云く、先祖を祀るに盂蘭盆に致を昔より恒例とす、抑盂蘭盆とは如何なる事ぞや、答て曰、此名目は元佛法より出て、唐の代宗の時より起れり、漢土は昔より今に於て先祖を祭は盂蘭盆といふ事なし、我日本も中葉聖武天皇天平五年より剏れり、抑盂蘭盆と云は器の事也、又是を倒懸ともいへり、孟子に民の悅ぶ事倒懸を解が如しとは、人を倒に縛し繩を解が如く欣ぶといふ義にとれり、三藏法師の說に、盆に百味を羅ねて三尊に供へ、大衆の恩光を仰ぐは、罪人の倒に縛れしを解が如しとみへたり、七月中元の日（正月十五日曰二上元一、七月十五日曰二中元一、十月十五日曰二下元一）日連尊者の母地獄に陷しを助けしといふ說あれども、是は佛敎也、尙盂蘭盆經を讀んで知べし、左氏傳に、國の大事は祭と戎とにありとみへて、天神地祇先祖を祭は、人道の大禮なれども、後世浮屠氏の敎に僣れ、施餓鬼と稱けて、何の好も無き死人の餞たる者に施す事と、寺觀に衆人集て錢穀を贓こし、反て大恩ある自身の先祖を大切に祭ざるは、「非二其鬼一而祭レ之諂也」と聖人の語には相違せり、抑祭祀といふは祭は至ると訓んで人の事神に至也、又際（まじはる）と訓で、人と神と相接の義に取り、祀は似と訓んで、先祖の人に見に似たる故也、古は四時に祭れり、春夏秋冬の祭を禴祠烝嘗といふて、上天子より下庶民まで僉怠ず祭り、今淸朝に至ては春秋兩度に祭

れり、朝鮮は古の禮法今に於て廢ず、葬祭は文公家禮に循ひ僧徒も招かずと、國朝舊章錄にもみへたり、今時は施餓鬼を致せる風俗なれども、我先祖の者も彌餓鬼道に陷るや其證も無れば、差當り大恩を受し我先祖を祭は、人たる者の道といへども、宗旨の派に由は位牌も安置せざれば、祭べきやうもなし、是等の者は胡俗といふべし、余先年幽僻の民廛に遊びて、靈棚(たまだな)に古き位牌を見し事あり、慶長年中の銘刻にして、其家の古主のよしにて、家系絶たるよし、墳墓は戰國の事ゆへ、何地と分明ならざれども、今に於て是を祭は、位牌の在ゆへ也、是を以て視ば、門徒のやうに位牌無れば、年累りて忠孝信義の道も自然と盡る風俗に移り行べし、世俗年回に祭を供養と唱れども、佛法には僧徒を饗應する事也、是に由か今時の祭には僧徒を衆招(たはくまね)き、村中の者をも集て饗應花美を盡すを、先祖に孝道と思ひ、躬敬禮を主として祀事を知ず、此日は固より先祖を饗應する爲なれども、割烹を爲にも位牌に供へる膳には肴などを供へ、豆に盛にも亡者の食物たる事を考ず、人の視所の前を主として飾立、上には作花などをたてゝ、專美妍の壯觀と爲し、特に祭は尊客を迎如く、最敬愼て座席正く威儀を亂さず居べきに、僧徒に洿に酒を勸むるを馳走と思ひ、後には共に豪飲嗷笑、謳ひ舞ひ致せる事を供養と思へり、僧徒の飲酒は大乘四十八戒の中飲酒は最重しと立しに、僧を邪道に引入ては、佛罰を受るゆへ、供養にならず、却て我身に災を願ふ者也、是に由て僧徒には酒を酌ず、布施を增て予ゆるべし、斯是と非と取ちがへる事多きゆへ、茲に先儒の人々譯し置れし祭法を減傚(ヘラスソユル)して大略を出すゆへ、能考

へて必ず忽にすべからず

祠堂といふは、持佛堂位牌所に當れり、神主は今の位牌なれども、少し作やう位牌に違ひあり、櫝に入置奉る事禮法なれども、今時の者は用ひず、櫝は厨子のやうなる物也、右委き事は次に記し置けり、神主の並べかたは、祠堂を北に作りて南向に致すはずなれども、家宅は我思ひの儘にならざるゆへ、我向方を北と定め、右の方より先兩親、夫より祖父祖母曾祖父と、段々遠祖を左の方に置べし、後妻も禮を以て迎れば同じ、妻の父母の神主は置べからず、常には御戸を塞で、拜する時ばかり開くべし、二重にして障子又は戶を立て置べし、毎朝拜するを晨謁といふ也、人に生れて一生の間闕べからざるは晨謁也、早天に起て手水を使ひ髮梳り、格式ある者は袴肩衣を衣て神前に參り、二重の戶あらば一重を闢き、御機嫌窺ふ心持にて、香を炷き再拜すべし、他所に往くときは、何の用事にて何方に罷出と告て、又歸時も只今歸しと告るべし、「祭ㇾ神如㆓神在㆒」といふて、何事も御存生の如くすべし

毎月朔望又五節句には、前の日より祠堂を掃除して、自身は宵より齋戒して、未明に櫝を開て、御燈明・御茶・御神酒、又時々の菓物一種を供へて拜すべし、毎月十五日には櫝を開かず、御神酒を備めず、只香花燭を燃すまでにすべし、若我身に福ありて利を得事あるか、農人ならば登宜きか、又は田地を買か、作事を致すか、何事に由ず、好事あらば、香・燭・茶・酒・菓物を上て、神の御德澤の餘り今幸

を受候と申べし、又悪事出來せば、神の御遺戒を背奉しゆへ、彼様の事出來致し、恐入奉ると告るべし

子を生ば宮詣の日、子を抱いて祠堂に拜し、其時香・燭・茶・菓子・酒を供へて、其子の名生れし月日を告るべし、嫡子に非んば物は供ず、我身は父母の形見、家宅は先祖の預り物ゆへ、萬事自儘に致さず、善悪の事一切擧て神主に告るべし、是則孝心といふべし、孝心なる者は、天の惠みを受ずといふ事決してなし、

齋戒といふは、前日三夜は外に出ず、居所を掃除して身を淸め、衣服を易へて別所に寢ね、酒と蒜葱の五辛を禁じ、歌三味線の婬聲を聞ず、病人にも見舞も往ず、悔にも往ず、擧て一切の穢に觸ざるを、散齋といふて外の齋也、又名聞利欲一切の妄念を止て、怒もせず、喜もせず、心の內靜寂にして、親の平生の御事共を思て、恩澤の報じ難を念ひ歎を致齋といふて、內の齋（ものいみ）なり、內外相應じて少も亂ざるを齋戒といふ也、其妻も右夫の勤めと同ふすべし、然し民間にては日々職業に闇しきゆへ、富者は最易けれども、貧き者は出來兼事もあらん、故に右を考へて、心の內にて萬事深愼べし、尤酒は飮んでも醉ざるまでにすればよし、魚肉は食ても五辛は食べからず、祭は夫婦して共に祭べし、若嫡年若くして敬禮の薄ければ、祭の趣を說て聞せ、不敬無やうに訓るべし、不敬なれば我不敬となるべし、祭は敬を主とするものゆへ、百味の膳を供て不敬ならんより、一膳にても唯敬禮を專一にすべし

忌日といふは、正當月也、高祖より以下皆一年に一度あり、或ひは年回あり、忌の字は憚り戒と訓で、此日は萬事戒愼專也、禮に、「君子有終身之喪」といふは忌日の事にて、此日は喪を勤が如く愼をいふ也、故に忌日には前一日は齋戒して、明朝の供物など用意致し、酒・肴・菓子・茶・膳部の料理一一心を附て、朝は丑の時に起て身仕舞いたし、先祖の神前に至り拜する事は、毎朝晨謁の如く爲すべし、父の忌日なれば、父の神主の前にて、今日は御遠忌に當給ふゆへ、感傷の餘り麁末の料理を上奉たしと告て、父の神主ばかり櫝より出し、奇麗なる臺に居、恭しく目八分に抱へて、廳の床に机を置て其上に置奉り、香を炷て拜し、押付御膳を上奉ると告て退き、御膳は能念を入て、鹽梅よく調味して膳を居へ、引物を引き、酒を盃に入て神前に置、拜して退き、襖無れば屏風を引廻して退き、御存生の時御食事爲るやうの意にて、次の間に控へ、食事する程控へ居て、後咳して屏風を開て、御膳召上られ、忝なく存じ奉と心に念じて拜し、御膳を引取り、菓子を供へ茶を侑めて又退き、暫くして又咳して屏風を開き、召上られ忝く存じ奉ると念じて拜し、菓子茶を引下る、是より辭神といふて、御暇乞の意を爲して神主を臺に居へ、祠堂に往て櫝に入奉り、拜して退也、何事も夫婦兄弟家内の者中にて勤むべし、神主の出入は、男は夫より勤め、女は妻より勤むべし、忌日は喪の餘りといふて、忌日の祭終りて後も魚肉を食ず、酒も飲ず歌も聞ず、前の日と同じく齋して、此夜は夫婦一處に寢ず、間を隔るべし、祭に供へたる物は、奴婢に頂戴させてよし

時祭といふは四時に祭事にて、忌日の祭より尙重し、春は二月•夏は五月•秋は八月•冬は十一月•吉日を撰んで高祖以下悉く祭也、然れども今は秋七月一度の祭ゆへ、先祖を想ふ事薄けれども、一般の事ゆへ俄に改がたく、隨分七月十三日昏より十五日迄朝夕怠らず、一年一度の事ゆへ萬事閣き、祭祀を專一にすべし

七月は十三日暮比より祭故、十日の日より齋戒すべし、其致し方は前に出せり、萬事穩便にして常に氣を屛め、恍惚たる體にして居り、前の日より障子等も張替、家內を能掃除して、座敷の床に卓を置き、夫婦兄弟皆髮結衣服を改べし、若妻の月水もあらば、何事にも預らしむる事なかれ、供物器具類は前以て用意して、風呂敷などを覆ふて、少も塵の懸ざる樣に致し置、手水鉢を居、手拭を懸て、一度一度手を洗べし、供物は祭懸て不足なれば、心動て誠敬の妨となるゆへ、前日統て求め置べし、禮に祭器を造ずんば、燕器を造らずといへるに、今時の者は身分相應にして、己が樂める家具器財は不足なく求て、先祖を祭る豆打敷等は、他の人より寺に納し古物を借て用は、甚以不幸不敬の仕方也、一度求めおかば、子孫まで買るに及ばざるべきに、畢竟欲心より生ずる事也、是を買むるは聊の直ゆへ、萬事を儉約して求置事よろし

祭の時至らば、夫婦兄弟祠堂に入て、先一禮して、秋冷に成り聊麁末の料理を差上度存じ奉ゆへ、座敷に御出下さるべしと告て、櫝より出まいらせ、前に述し通、男は夫、女は妻、一ッ々々持て卓に並

べ、次第は前に記す通り、父母より段々に並べ、毎座の前に茅砂を置べし、茅砂とは燒物の井に清砂を盛り、其上に茅を苅て載也、中央に香爐を置、南方には燭臺を置、一切の品物悉く塵埃の懸ざる様に致置べし、器は能吟味して、不足の物無様にして、不足あらば、常の器を能洗淸て使ても苦からず、供物は唯淸潔を專一にすべし、品數多程馳走と思ども、强て多ければ自然と手配り行屆ず、淸潔ならざるゆへ、寧しても專淸淨にすべし、又花奢の事を爲事なかれ、却て非禮となるべし、兎角御存生の時好給へる品物を上べし、しかし供物にも貴賤の分あるべし、昔存生の時菱を好めるゆへ、是を供る事あり、菱は大夫に供る品物ゆへ、非禮と誹し事有、隨分物を供て能仕るは、孝道といへ共、禮に背ては父をして不義に陷るゆへ也、天子は太牢の祭とて、供物は牛羊豕、或は下は鷄犬羊などと等分有ども、我日本は上下の分は無とみへたり、偖夏七月は物の餒易故、夜半より起て料理すべし、神前に供ぬ内には、其物を食べからず、古は國主も手づから庖丁を取て料理し給ふとあれば、士庶人の身に於ては、何事も躬ら爲ざれば不敬ゆへ、尊客を迎て饗應する如く叮嚀なるに如じ、豫州大洲の中村に重兵衛といへる者の妻は、至て孝行なりしに、盆の祭に少し疾で、人を賴み料理せしに、膳を供んとする時、少し臭の致ければ、是を棄て自身通夜して料理し、改めて供ける、斯孝道を竭すゆへ、上より是を賞して米穀を賜る、死たる人にさへ斯仕ゆれば、生たる人に仕ゆる事は推て察すべし

神主を悉く床に遷して後に、夫婦兄弟子供まで、皆々一度に謹で四度拜して退き、其後酒注と盃臺を

執事に持せて、（執事無れば、子供にてよし）盃は我左に居へ、酒注は右に置き、自ら進んで香案の前に跪きて先香を炷き、左の手に盃を取て一盃酌み、酒注を右の執事に渡し、酌たる酒を茅砂の上に残ず覆し、（茅砂は前に記す）盃を左の方執事に渡し、少し退て再拝し、次に御膳を供ゆる也、本膳は夫より、二ノ膳は妻より、三ノ膳は嫡子より持出なり、御膳皆供て後妻進んで、飯椀其外の蓋を取て、箸を飯の正中に立て拝して退き、次に臺に居たる盃を神主毎座の正面に置き、夫進んで先考主の御前にて一盃酌み、其酒を少茅砂の上に覆し、其餘りは臺に居置、退て一拝す、妣主の御前にも亦右の如致すべし、其後神前の盃を下て、中の酒を物に瀝め、其盃に又一盃酌んで、茅砂の上に少し覆し、残りは始の如く臺に居退て一拝す、妣主の御前にも又右の如く致し、此時妻進で一献して一拝し、酒を瀝ずして少加へ、拝して退き、襖を塞か屏風を立るかして、夫婦子供皆次の間に在り、存生の時御膳しまゆる程の間休息し、其後咳して屏風を開て再拝し、神前の酒を下て、其酒を物に瀝て、第一座の御前の盃を取て、謹で頂戴して、御酒少し受て飲、又神前の箸を飯より抜出し、飯を少挾取頂戴して是を食し、御膳を下て其後餅茶、次に時の菓物の類麪類、其外いろ〳〵の品物を夫婦・兄弟・子供、交々持出て、取替々供て、其すべり引取也、此時夫婦以下衣裳を引刷ひ、手水して神前に出て四度拝して、御暇乞して神主を祠堂に返し奉るは古禮なれ共、盆祭は十三日より十五日晩迄祭ゆへ、其儘にして置奉るべし、祭終て供べし、物は少も取散さず、皆常の器に移し、家内打寄て戴き食すべく、喰餘して一粒一滴も覆しては不敬ゆ

へ、麁ぬやうにすべし、料理殘の酒肴野菜等鮮しければ、祭に來ざる親類朋友に贈てもよし、祭は貧富に由て爲べし、身を苦めて祭に及ばず、久病もあらば、禮拜も寡くしてよし、禮は奢らんより儉約に爲よと聖人も宣へば、世に衒ふて花麗の事を致さず、一類朋友中、僧は檀那寺一僧を招き、唯家內禮敬を專一にすべし

世俗の者は家の內に、位牌棚を拵へて佛壇と唱へ、色々の佛像を並べて、我先祖の位牌は餘所になす事あり、佛の在所は寺堂あるゆへ、往て佛を念ずべし、我家の中には先祖の位牌ばかり安置して、朝夕拜すべし、忌中に年回來ば、百ヶ日過て祭るべし、酒などの供物を並で、伯父兄弟の人に任せてよし、百ヶ日の間は祭は致すべからず

今時は富貴の者私の慰に土地を費し、茶室・別莊・月見樓などは造ども、祠堂を建る者曾てなし、先祖の家系を受續では家を作時は、先一番に位牌所を工夫すべきに、座敷を專一に志し、祠堂は下屋などに雜と作置のみ也、其勢有者は祠堂を建べし、其建やうは、本式は一間の法と、三間の法と有共、若出來ざる者は、家內に於て一間の處を神主の置處に作り、壇を拵へて木綿布絹にても幕を引置べし、神主は今の位牌の樣に、美妍なる金箔などを用ひず、白木の栗又堅木を以て作るべし、陷中粉面と云事あり、葬禮の時右の神主を、親類の者葬禮前に持參して、葬の穴の近所に卓の上に居へ置、棺を納時淸き硯に新敷墨筆を以て、亡者の御名を書附て、喪主其前に燒香再拜して、神是に移らせ給へと請

て櫝に入奉り歸也、但御名は内に歸て後ち書てもよし、神主の書やうは、譬ば今村孫右衛門、本姓は平氏、名乘は信近又軒號ありて、樂軒などゝあらば、

陷中　樂軒今村孫右衛門平信近と書べし

粉面　顯考樂軒家君神主、祖父ならば顯祖考と書くべし

代々孫右衛門通名ならば、右粉面の字父ならば考と書、祖父ならば祖父、又曾祖父と、段々一代ヅヽ改め書べし、粉面の傍に我名をかく事古法なれども、是を書ては心に快からず、故に樂軒の類にすべし、又裏に書てもよろしかるべし

母の神主には、譬ば江島氏より娶り、名は秋といはゞ

陷中　江島氏秋女と書べし、若號あらば、號を上に書べし

粉面　顯妣江島氏、家小君と書べし、祖母ならば顯祖母と書べし、若謙室などと號あらば、謙室江島氏と書べし、是も代に隨て妣又祖妣・曾祖妣と書替るべし

神主の作やう大抵如ㇾ此、外厨子を櫝と云、御戸は二重に立るべし、神主は天地陰陽の象數に由て、古聖賢の作り初給へる事也、其寸法は大抵周尺にて高サ一尺二寸（一尺は今六寸二分）幅三寸、厚サ一寸二分にて作べし、段々作法有共玆に略す、京都に工人有ゆへ求てよし、今漢土も我邦の改名のやうに諡を名事と思はる、長崎に舶客の石塔を見に、何々公と記してあり、今時の葬禮には、野邊位牌と云て位牌を二ッ

作り、一ッは野邊に棄置共、實は前に述し通り、墓より持返べし、是古よりの禮也

墓を祭は三月上旬に致す事古實也、前一日齋戒して墓を掃除いたし、前に淸き莚の敷物を供るべし、參神降神三献の儀式は家に祭るに同じ、又墓の左の方に草を拂て莚を敷き、墓の前と同じやうに物を供て地神を祭べし、長崎の墓所には、傍に地神の祠を立てあり、中華の風を學べると思はる、我邦は七月十四日夜より十五日夜迄、墓所に燈籠を燃し、又十五日一夜燈す所もあり、漢土は今に於て三月に祭れり、我邦も上古は三月に櫻花を供へ祭れる事、日本紀にもみへたり、今長崎には七月に墓所に往て、大に酒宴を催すことあれども、敬禮の法は曾てみへず、只古風の殘れる而已

夫獺は魚を祭り、狼は獸を祭る事は禮記にもみへたり、鳥獸さへ夫能本を知れり、人は萬物の長として、先祖の大恩を知ずんば、鳥獸に作しかるべし、人より畜生といはれる時は腹は立れども、其行ひ畜生に異ならずば、畜生に同じからずや、死したる人に能仕ゆる者は、生たる人には尙能仕ゆるべし、先祖に能孝道を盡す人は、必ず忠孝信義の人ゆゑ、大事を任せても、少しも氣遣なしと心得べし

勸善道話　家職要道卷之十　大尾

跋

此書は南鉄先生實地を踏んで著述せられし所也、其實地と云は、先生元大貫にて、商賣家の肺腑を探り得、後年蝸頭丘（山の姿似二蝸殼一）といふ野山を開き、千有餘金を費し大厦を造建して、工匠傭夫の志情に委く、將其開闢の地に田圃を營み、數僕の驅引作物等に、心魂を盡し精神を碎き、實に國の爲能努たりと謂つべし、斯して齡半百に至り、素より學を好て倦ず、聊杜撰なく、嚮に色々の書數百卷の著述ありといへども、皆是學力を顯し、記憶の蹟を認められし而已、今此家職要道は、前件のごとく皆實地を踏で著されし故、一ッとして虚誕なく、世の人是を身に行はゞ、愚といへども賢に、貧といへども福にいたりなん、世に家道の書多しといへども、斯の如き切なるを見ず、寔に世の隱括にして、善に導の重寶たり、書成て余に摹寫なさしむ、其任に當らずと再三固辭すれども許さず、つひに其需に應じ、拙き筆を採り有の儘を述る事爾り

八十五翁　荒　木　書

兵制新書

岡熊臣著

兵制新書

自序

夫我國家開闢の始より、萬邦の元首頭蓋の地界をしめて、皇統一脈天壤と共に無ㇾ窮、君臣冠履、遂に其位置を不ㇾ易、天地日月星と共に竝立ものは、豈これ人爲の所作ならむや、天地主宰の神造にして、凡智の測量すべき限に非ず、世の盛衰治亂すべて皆惟神(かむながらなるもの)者にして、人力の能企及ところに非るものなり、然りといへども、世治て亂に入り、亂極て治となる、古今の蹤跡、皆是晝夜寒暑の如く、人身に老病あるに似たり、其惟神なる天意に出るに至ては、實に人爲智慮の能救ふべき際に非れば、此には除て論ぜず、唯時として國家に變殃の起ることは、人身に病疾を受くるが如く、豫て養生を能くし、疾の未ㇾ發の前に備を爲しおかば、假令發るといふとも其大事に不ㇾ至して、不日に本復し、天年を保つべし、若平生其用心なく、不養生なる者は、一朝病氣發らば、忽に全軀を惱し、終は性命を喪ふに至らむ、可恐べきは此事なるのみ、抑今世太平未だ(マヽ)闌(なかば)ならずして、制令日々に弛り、世間上下皆驕奢に趨り、安佚に耽り、貴賤貧富賄賂を事とし、訴訟悋勤も多くはこれに依り、人情詐僞佞奸に流れ、表裏邪謀を專とす、役吏は平素私欲曲利を巧み、農民年々歳々に困窮し、商人日々夜々繁昌し、賦斂

課役日々月々に滋くなれり、其勢ひ君臣上下陰には仇讐の思を含み、稍手足其分を紊らむとするの芽、既に幽に胚胎せんとす、吁恐るべし、これを不㆑思哉、あはれ今の世に當りて、豫め改新の政令出で、海內再上古の眞武に復り、天然水土の質を保ち、上下士民名分大義の實を失はず、治日を百萬年の無窮に保傳られなば、天下億兆の幸甚、天神覆載の仁術、何かはこれに過んや、早く萬歲安全の計議を回らされ、氣運の弛張を操り、燈盞に油を加し、光を挑る如く爲給はずば、倘も勢極り不虞の變發るに及び、俄に衆庶を懷け、士民を委ねて、吾腹心と爲むこと、豈一朝一夕の間に得べけんや、今必百年以前より其未萠を押へ、兼て流移の勢機を掣せずば、得叵かるべし、今此不虞の警備を嚴にせられむこと、譬ば人身壯年の時より、既に衞生の術を心掛るが如し、何憐今日にも上に英傑の大將出て、補佐するに賢良の大臣あらば、それ何ぞ其功を竟させ給はざらむ、中古の世天智天皇、藤原大臣の成功の蹤を以思ふべきことなり、されども古と今と時異に勢亦異なり、宜く今の時宜を慮て、弛張の斟酌折衷も、亦昔時と異なるべし、予年來太古神聖の大道を伺學で、餘暇ある日古今の兵書を熟讀し、聊中心に思得たる趣ありて、遂に竊に徒言を吐く、淺陋非任孟浪憶度、もとより論ずるに足らず、然れども予が家數代神祇に奉仕來て、今こそ如㆑此一叢祠の社務なれども、正しく元和以前は、一城を保て武を本業とし、社職は僅に兼帶の勤なりしかば、曆世祖先の遺意を忘れずして、平素神武一體の志操を廢せず、子孫に千萬年の後にもあれ、一朝國に事有の日に至らば、唯國家の御爲に藩城の埴の

埋草にも、身をなせかしとなむ、さはいへ此書當世に忌憚の說多ければ、謹で生前に他見を許し難し、凡此書四帙、每一帙に卷の名を別にす、第一幽之卷、第二顯之卷、第三正之卷、第四奇之卷、及外書數冊あり、合せて五帙とす、其中正奇の卷に至ては忌諱殊に多し、故に此頃公私の外洩を憚て、正奇兩帙の草を燒捨す、されば此幽顯二帙の如きも、老後に至らば、又火魂神の幣物ならむものか、然れども一旦愛惜の熱情に勝へず、姑く此兩帙を貽す、予百歲の後草稿倘世に出散ばふこともあらば、忽に枯骨に罪を得むものか、子々孫々必他に示すことなく、秘藏して櫃中に置べし、あはれ後々千歲正に求出て看る人有なむか、予が魂魄若し其人を得ば、幽魂再び此世に現はれて、其人と共に機密を議らむのみ、穴恐々々

天保十二年辛丑孟夏

石見國鹿足郡木部鄉富長宮大宮司　岡　眞人熊臣　自記

何憐世爾事荒礒之海往者、水漬屍者誰爾有無國

幽之卷　五本

此卷には、建國の大本、固有の形勢より、今日上下萬民の各日用常行の心木・心柱たるべき、名分大義の實を正し、天地剖判以來、天地間に備り在るところの常度・常經の大矩に差ふべからざる旨趣を說、且世々の盛衰・沿革・邪正の政蹟を辨へて、今日兵を論じ法を說者の本教眼目とす、是所ㇾ謂理に近

し、故に幽之卷と云、分爲二十三冊一

顯之卷　五本

此卷には、今世に當りて列國の諸侯、平生に武備を講じ、兵操を習はし、合圖約束に馴れ、進退分合の機に應じ、敵間遠近の進止を會得し、步騎交鋒の眞象を訓練せしめむ料に、今の世時宜の簡易なる試方を述るものなり、其他の數論皆今の時に施行ふべき心得のみを云り、是はこれ唯泰平の世の武士の、常に眞場の意を忘れざるべき遠慮にして、上幽之卷、下正・奇之卷とは其作意少しく表裏せる如し、されば幽・正・奇の卷に述るところの如きは、いかにも當今の世に行はるべきに非るを以て、中間に此卷を說くこと、予が微意あるのみ、故に今日其隨の兵制時宜の論に起て、操練の式に終る、是所レ謂術に近し、故に顯之卷と云

正之卷　五本

此卷には、今世に當りて急務とすべき事を論じ、次で諸の武備の心得となるべき事のみ擧論せり、始終禁諱の說多し、其は海內改革の大擧に係る事のみの論なればなり

奇之卷　五本

此卷には、千萬年の後世に至り、自然と海內亂世にもなりなむ時代に及で、天下の形勢、四民の興亡まで合論す、故に戰場攻防の設備、中外存亡の機密を懸記す、事多く忌諱に亙るを以、生前には絕て

他に示すことを許さず、秘して嚢中に存す

外　書　五本

此卷には、皇國太古以來、武道の興衰、世々の形勢、及歷代の諸將の批判などあり、又天下五大洲の中、萬邦風土に關る議論、幷中外海陸の地圖、天文地理に係る圖說等數十卷、大小の附屬の書あり」

上件の五本幷附卷等、倘これを看んことを要せば、予が歿後五十年の後、或は子孫に乞請て披閱すべし、子孫固く深藏秘封し、其人に非ずば、假にも示すこと勿れ、或は倘其人を得て示さずんば、予が魂必咎をなさむ、嗚呼素書の秘誡云、「不レ傳ニ於不道小輩・不神不聖之人一、非ニ其人一而傳レ之者、必受ニ其殃一、得ニ其人一而不レ傳レ之者、亦受ニ其殃一、宜レ誡ニ愼之一」と、今正奇兩帙灰燼に屬す、唯はつかに此に目錄をのみ貽記す、あはれ倘志篤實信の人ありて、予が說を聞むと思はば、先盟書を具し、幽顯の理術を學極て後、次第の修行を經て、其地位に至り、條々質問せらるべし、俯仰して其人を俟のみ、今其灰燼に爲といへども、作者熊臣顯身此に在り、穴恐々々

總　目　錄

幽之卷　一　上中下三卷、約爲ニ二册一

惣論　主本　安心　名分　忠孝　教令　憐愍

建國ノ大本、固有ノ形勢ヲ知ベキ大體　海內古今兵數增減ノ大體　古今兵權移變之大體

修身篇　齊家篇　知鄕篇　評國篇此一篇、以レ係ニ事多ニ忌諱一、今除ニ此卷一、姑收ニ于外書一

同　卷二

和漢兵制異同之辨　古今兵威興衰之大體　古今戰法異同之大體　選兵和漢法異之論

機氣勢理權、附運之論

同　卷三

太古之治體、附姓氏管轄圖

太古以ニ姓貴賤一、定ニ等位序次ヲ一制

太古官職ヲ世々承ニ襲シテ、其家ノ職業ヲ不レ易事

太古ノ地理統轄圖、并兵制

太古冠服車馬儀仗、并宮城殿門民屋倉庫等

太古糧食秣薪、附交易玉帛金銀錢通用之原始結要論

同　卷四分爲ニ八冊一、貪互祿門廉武破

中古之治體　大化改新令、附地理統轄圖說　中古漢風ニ效テ古制ヲ改ラレシ弊起レル事

孝德帝改新令兵制之大體 諸國軍團圖 陣法兵制教習 三軍管轄略圖 弩火攻火箭

刑法古今同異論　令制稍弛衰セシ世ノ形勢

中古以來歷代錢貨事　令制歷代沿革盛衰ノ大體

孝德帝以後至二于後冷泉帝一歷代治亂之略記

後三條帝以後之大體　保元平治亂騷事

治承壽永亂　承久以後鎌倉將軍執權事

文永弘安蒙古事　成功募國用足サレシ弊事

令制廢絕以後大體

後醍醐帝以後至二後花園帝一略記　元弘建武以後ノ大體

保元以來至二文祿慶長一兵制大概

同　卷五 分爲二二冊一

近古治體 附稱號　防二亂未一萌論惣說

宜下以貯二兵食一爲中今日急務上論

列國城內可レ嚴二正武備一之論、附外賊寇レ邊警備之總說

漢土兵法元始起二王制一而後爲二霸術一之論

地理主客形勢論惣說　　地理大小合格論

改新制度斟酌論惣說　　古今治亂所レ係、自有ニ其本一之論

改新制度第一名ヲ正スベキ事

列國金銀銅乏少ニナリシ元由ノ論、附米穀不融通、漸及ニ乏少一論

海內列國札遣停止永久ノ利有ベキノ論

海內武威逐レ年將ニ衰弛一論　　下民情三十年來大ニ變レルノ論

奉行・代官・横目役人皆眞實上ノ爲ニ思ハザルニ當ルコトノ論

一旦變起ルニ及ンデ諸士ノ心操區々一和スマジキ歟ノ論

外寇ノ變アラバ、必一揆或ハ家中ノ內變生ズベキヲ思フノ論

外賊着岸ノ要地、并一揆等屯聚スベキ地方等、豫可ニ覺悟一論、附同往來道筋ノ心得等ノ事

豫驟ニ除內賊、斷ニ絕勾引內顧一之惣說（本數ニ于奇之卷一　後採レ要附ニ于此一）

顯之卷一

兵制時宜操練總說　　操練豫定　　用具法令　　合圖約束

勢揃式　　出軍式　　行軍式　　對軍式

人數組立（襲幟笠標　印門札）　　天文雲氣方相選日、并地理惣說、附大小地圖說

穢多番太事、　都部芝居者、并相撲取事

改新令數箇條 年貢取立　賦役　別貢物　江戸回船　南北回船　僧尼度牒　神職　修驗　醫師　賣藥　浪人　乞食

同　卷二

外國ニ渡リ行金銀銅米穀酒紙諸貨雜物損益利害論　海陸自他伴旛徒ヲ禁過セラルベキノ論

交易雜物、并列國産物都鄙上下賣買、其物出ル本地ヨリ改メラレ、悉ク上ノ取計ニセラルベキ事、并某々ノ座問屋等私曲ヲサセヌ心得

諸國回船ノ禁ヲ新制シテ、公儀并諸大名ノ手船ノ外、商人ノ私船ヲ停止シ、海運ハ外洋ヲ乘ルベカラザルヤウニ、我海內ノミ通用ト定ベキ事

相場師ヲ嚴禁シテ、公ヨリ諸物ノ直段ヲ定メラルベキ制ノ事

上件制禁令ヲ出サルベク斟酌評論

同　卷三

方今時儉約省略制度惣論

列國凶年飢饉時、取計心得論、附自國凶作飢饉手當、豫メ設置ベキコトノ論

上用度其領內出來米銀ヲ用、毎年有餘ヲ貯フベキ制度ノ事

家中減祿法制心得

農民増年貢、幷諸商人運上心得

諸家中幷町在一統、各一組宛家別日別ノ講ヲ立、米錢貨物ノ品ヲ取立倉ニ納置テ、事變凶飢ノ急救ト爲ベキ手段數ケ條

同　卷四

在町ヨリ差出ス諸願屆等書、文言不用莊傍多ク、筆紙ノ費、謄寫ノ勞アルヲ改正スベキノ論、幷借用證文賣券等文言事

富入札幷米銀頼母子一名无盡ト云種々利害ノ事、附某々頼母子ト呼名目ノ富ニ似タルモ、博奕ニ似タルモ多キ事

社寺結構堂門營造、幷墓碑石佛等制度有ルベキ事

町家在家諸居宅普請、幷側屋雜舍ノ事

各國產物、幷交易物不用有餘不足大體論、附奢侈互ニ雜物禁制心得

殺生禁斷留川類、幷官林立山牧牛馬畜養雜物ノ制度、方今時海內列國一同御圖帳御改正有ベキ事ノ論、附郷村山川田畠四至界同榜示、幷小坪附改正復舊制

在方郷村百姓居屋敷ノ員數、附屋敷田地ノ費マジキ制、幷持高田地肥磽大體無ニ不同ニヤウニ割與ヘラルベキ新制

我國領内ニ庄屋ト呼者、今ノ世威權日々ニ增スコトノ弊ヘヲ糺正シ、或ハ其數ヲ減ジ、其威勢ヲ節制セラルベキ事、附庄屋ハ地下ノ百姓ノ中ニテ、年限ヲ定メ交代サセ、永役停止アルベキノ論、幷役宅結構大厦ノ弊費ヲ省ベキ制度ノ事

同　巻五

列國領内ニ代官又所務代ト云役一組、六年ノ任限役ト定テ、十八年無難勤タル者ヲ選デ郡奉行ニ昇進サセ、又郡奉行役モ十八年ノ役ト定ムベキ事、其餘ノ役モ大抵年限ヲ節制セラルベキ事

御朱印地除地、幷國主寄附社寺領田等制度ノ事

諸國金銀銅鉛ノ出ル山方ノ制度、幷右等ノ品物大坂等ノ座役人、幷諸國ノ問屋等奸計ヲ用フル事ヲ得サセヌ取計ノ事

三都以下諸國城下等ニ出店賣買スル商人新制ノ事

海内獨立鎖國シテ、不レ用ニ外邦産物一、永久制度大體、方今制ニ據各國各地ノ、而宜ニ獨立自治一其分限之大體、附自地自國物用他國他地物不レ用、無ニ不足一ヤウノ制度幷上下用度足テ、衣食器械他國産物不レ可レ用心得

従前公私上下借米銀、年賦皆濟仕組目論見大體

結要論

奇之卷　一

治ヨリ亂ニ入古今ノ形勢、并氣運論

治世在騷亂起三由原事

一揆將レ起時、豫其源防ベキ心得

同、既起未レ及ニ大勢ニ時取計心得

同時大砲火器佛良機等長器備、豫要地固、先其機挫グベキ取計　附玉薬等圍心得

一揆漸大ニ起リ、城下或ハ御代官所ナドヲ襲ハムトスル時防ベキノ心得、附他國隣村ニ起リ、或ハ我國内ヲ押通リ、又ハ城邑等ニ廻ル時ノ取計防禦警備、附我國民ニ教諭心得

一揆勢ト對向シテ告諭心得、附御方備立ニ心得有ベキ事

敵御方川ヲ隔テ相對シタル時ノ備立、附告諭使者川渡一揆向時心得、并告諭言語事緊要箇條事

一揆方粮食源知取計、附御方兵粮兵器用意、隣國急變告時豫自國百姓町人告諭、并自國取締リ方、并城下町方締リノ心得

同　卷二

一揆勢ヲ討伐スベキ戰法ノ大路、附本城用意内外粮秣等、攻守トモ大炮火術ヲ可レ用心得、并野戰備立、附對戰格法

沿海聚落城市等地不意賊ノ襲ベキ防禦ノ論

臨時津湊取固ベキ豫定物說、附米穀器財等用心大體

海上斥候、附遠見幷海舶ニ、海內一統急告相圖ヲ定示置ルベキ新制、附外賊ノ船艦ノ製方、幷彼ガ火炮毒烟、及戰術ノ形勢ヲ能々察知シテ、我亦水練者ヲ用ヒ、或ハ海底ニ地雷火炮等ノ奇術ヲ用ヒ、彼ガ本舟ヲ沈滅セサセ、又ハ地方ニ因テ濱邊ニ奇火ノ術ヲ設クル事種々アルベキノ說

列國本城地海邊在處心得、附隣國隣城通變事、幷海邊賊舟ヲ臨視テ、城府ニ告ベキ相圖急寬二條差別事

海邊遠トコロノ城下ニ在テ、人數手當ノ心得

外賊ノ舟中斥候ノ事、幷罪人ヲ投テ試ベキ手段ノ事

外賊上陸スベキ地理、附灘嶮易、幷後ヨリ續ク舟ノ多少ヲ知ベキ事、幷毒煙砲ヲ放ツ時避毒氣術事

防禦地理依大小炮火器豫定附土手堀溝等事

外寇來時、內應變心得、附皇國內ニ內應有無可心得論

異國船使者往來事、附譯語事、幷使者船遣スベキ心得、及通事無之時事

同外洋內海差別、附內海ニテハ、寇方ニ數多ノ利害有ヲ知ベキ事

同外洋ノ中ニ在ル本船、并孤島ニ係リ居事、附孤島ヲ取トメテ本城ノ如ク爲タル時ノ事
賊舟ノ本船ヲ攻ル心得、種々ノ手段アルベキ事

同　卷四

外賊上陸シテ押來ル時、防戰計略ノ大體、附臨二海岸一防戰心得
異賊對戰備立大體、附地理攻守進退之格
水戰篇　戰艦篇　夜戰篇　火攻篇附西洋流用捨辨
粮餉篇　夫駄篇　器械篇

同　卷五

海內大亂將レ起時ニ當リテ、未萠防護アルベキ惣說
諸侯喧嘩ヨリ鬪爭ヲ起スベキ事
築城法制惣說　營陣法制惣說　募兵惣說　募粮惣說　運粮惣說
軍器製作、并玉藥製造法
天官日時方相、附雲氣城氣陣氣、并非常恠異變妖惣說、附日月晴陰風雪霧靄向背順逆等諸論

兵制新書幽之卷第一之上目錄

兵制新書 幽之卷第一之上

石見 岡貞人熊臣 著

總論

百年以前江戸に物茂卿と云儒者あり、英雄の氣ありて、而も博學多才なりしが、其鈐錄と云書に、兵を論じたること勉たり、予幼より兵書を好む僻あり、初は御國の軍談書を殘らず讀通し、竟には太閤眞顯記全部三百六十册を手寫するに至れり、夫より漢土の軍記戰策を普く讀看しが、文化の初方、齡二十の頃、獨志を起して世に所謂兵學を爲んと欲し、本藩別駕保々光享に就て、始て謙信流と云を學び、數年ならずして其許可を得、又難波に出ては、山鹿流を吉田某甲に學び、江戸に出ては、甲州流を伴某甲に學び、其中間京江戸難波の間に遊て、彼此の師に就て、所謂許可と云を得たるもの、楠氏・義經氏・橘氏・三島家流、又大炮火業等凡七八流なり、又其餘暇には、漢土の孫吳韜略より始て、明の武備志・紀効新書・練兵日記等に至るまで、次々誦讀意解して、既に和漢の兵書一たび目を觸ざるもの有ことなし、今は外洋万夷の兵書を看つくさまく欲へども、文字通ぜず、譯語の便を得叵く、元より貧生にして金銀の援も無ければ、空く力の及ばざるを歎息するのみ、是歲文政四年辛巳予齡既に

四十に滿たり、世間の形勢を知り、人情の邪正を辨ずる意識出來てより、已に二十四五年、倩古今の跡を考へ、後世の未來を思ふに、遂に中心に忍難きこと數端あるを以て、竊に禿筆を把て、反古の端に一ッ二ッ思出るまゝを、跡先となく書つけつ、唯其意味の如きは、一回卷を舒ば自ら明かならむ、抑茂卿が鈐錄に、武士土着の古制を復興せむとするの說は、我國に儒者兵者ありてより以來、實に先人未發の卓見なり、先レ是熊澤了海の集義外書と云物にも、かつ〴〵云へることもありき、されども此翁生得の儒者にして、惟神者大道の趣は、更に我國の我國たる本原の所由を知らず、天統の尊むべく、臣民系胤の不レ可ニ變易一、名分大義の紊るべからざる、忠孝眞武・水土自然の一大活道の存するところの本旨を辨へず、唯先入舊染の漢土聖人の敎より外に、尊きものなしと心得、漢土覇術の兵法より外に、善なるものなしと思ひ、況んや我皇國の太古、素より眞の封建體の制なりしことなどをば露もえ知らず、中古郡縣風になりて、所レ謂令制の兵法に、漢唐の法を斟酌して定られたる主意要領をば、夢にも辨へられざりしかば、唯はつかに律令の殘篇の片端などをのみ見はつりて、中古の兵制などを論ぜられし說は、實に捧腹に堪たり、然れども其は皇國の物學せぬ儒者の古今の習なれば、獨此翁に限り咎むべきには非ず、唯予が賞美するところは、其古の封建風の世を慕ひ尙べると、武士土着の古制に復らむことを願へるとの二ッなり、又今世は治平久しきに馴たれば、平日の訓練には、必彼戚南塘等が練兵の法に效ふべき由を云へる趣と、大體此二ッ三ッのみ、噫茂卿は儒者なれども英才ありて、殊に彼邦三代聖人の古意を唱へたるにより、

自然に太古の封建制の世に卓れたることを辨へたるものにて、遂に右等の數論、我天神建國の治術の意に合ひたる說も有けるなり、然るを惜らくは茂卿未だ我皇國の古傳說の眞意を窺はず、治亂盛衰は皆惟神者なる趣を曉らず、忠孝眞武の本を知らず、名分大義の實を辨へざるを以て、其論悉く枝葉のみ、根本より說出し來て、心木心柱を立たる確說に非るより、鈐錄の首編制賦の條にも、萬乘千乘のことを云出たり、今此を察ふに、此事を首章に云出たるは、茂卿が陰意後に車戰の說を主張せんと欲ふより此に及べり、されば鈐錄の全篇每段議すべき說のみ數多なれども、其大意の係るところ、右に云二三條の大綱、まづ予が取ところなれば、其書全く廢べきに非ず、彼翁倘既く我惟神者なる大道の本旨を知て、皇國固有の活法則を宗とし、眞武忠孝の理を辨へ、名分大義の實を貫て、後に此數論に及ばれなば、素より予が如きもの、俛首して其机前に拜せむものを、惜哉、或人予に問云、茂卿既に歿て百年、其鈐錄・政談などに論じたる意味の如くば、今にも天下は亂れなむやうに思はるゝを、其後更に一ッとして彼說を用らるゝと云ふこともなけれど、猶天下は益々泰平にして、上下安寢飽食の今日に至る、行末猶萬年を期すべし、何ぞ無益の筆紙を費して、茂卿が非任の空論の踵をつぎ、徒に寸陰を過さるゝはいかにぞや、予對云、いかにも至極せり、約るところ予が性僻兵談を好むよりして、竟に止むべからざるの論に至るのみ、抑世に兵談を好者予一人に非ず、予壯年より已に數十家の師に遇て、其說を聞くといへども、未曾て一人も名分大義の實を本とし、神武一體の主本を建て、皇國固有

の眞活則を辨へたる人を見ず、此故に今此翁の說の善なる者を拔取り、補ふに予が平生學得ところの古先神皇の大道、惟神者一大活法則の自存する正旨に隨て、天下治制の得失、兵威武備の弛張を辨論し、以て泰平无窮の祝賀を述んとす、然れども言事の忌諱にわたれる說の如き、此卷には必省くとすれど、尙不ㇾ慮も非禮僭偸の醜言多からむ、宍畏、唯予が深意を悟らむ者は、萬年の後都部逐鹿の秋にあらむ、冀くは幽事の大主領顯國魂大國主神。事代主神の朝府の事掌坐せる兵事を治座す兵主の神達諸これを明め正し給へと、恐こみ恐こみも稱辭言乞呑言

主本

夫國家の治亂は、唯神ながらなるものなり、奈何ぞ人爲の私に濟得ところならむや、然れども古今兵亂の因て起る勢ひを考ふるに、天下能治りて治平久に馴れて、國家の制令正しければ、少しの事故ありても、世間に兵革の騷ぎ發らず、多は鬪爭に及ぶこと無く、上下高枕飽食して、百年の齡を全くす、然れども邂逅も其安佚に餘りて、自ら惡逆の心情を發し、同氣の人を語らひ、法を犯し黨を結び、或は其困窮に逼りて、自ら身命の惜きを忘れ、愚民を勸て一揆徒黨を企て、上公に敵對し、或は私の宿怨。賄賂の姦計。讒訴非理の裁斷欝憤などより事長じて、遂に鬪爭の端となり。其に又方人も出來て、漸々世の動亂の端起る、其勢ひ一朝一夕の事に非ず、凡如ㇾ此其端多しと雖、古今和漢の先蹤の實地上を、能々推察へ看て辨べし、凡兵亂の芽發する根元に三由あることなどは、今云限りに非ず、

其は悉く下に論ふべしさて治平未レ久世には、小事よりも亂發りやすく、太平日久の世には、孟浪には發らぬものと見ゆ、抑大御國は本原此一大地球中の頭首根本の地界、東極初發の君位に處りて、天地剖判以來、君統は天地を造立し、天神産靈の大神二尊の血脈、正統萬世連綿して、天地不二覆崩一限りは、君臣位を不レ可レ易、正大至公の大道屹立して、それよりして臣民たる者も、各吾祖先の遺業を守り、他業に移變すまじき、本より素生種胤の差別ありて、億萬載の後世に至るとも、天地日月と共に、此大本の道體違ふべからず、是則天地を造立し座し、産靈二尊の建定給へる天地の常位常道、獨り我國にのみ崩れず立行こと、是豈人爲の能測知ところならむ、されば凡人と生るゝほどの者は、常に此常經を守り、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友・冠履・首足・貴賤・上下・晝夜・寒暑・水火・沙土・金石・魚蟲・鳥獸・草木各其稟受の分を不レ紊、其性を不レ變ところの元由を辨へ、平日士民を敎へ諭すにも、唯此一常道の大義をのみ說聞せて、假令にも外夷異邦の人等が、僭偸・无禮・不道・姦惡・詐僞、貴賤の種なく、上下の分なく、君父の統なく、忠孝の理なき異教を示すべからず、是我皇國神武の大道、天地に則り四海に通りて、動き變るべからざる、萬邦の首宗根本たる神隨(かむながら)なる一大活道の幽顯に貫徹せる極旨なりと知るべし、士民たる者、先此主本の所レ係、天地常道の大矩を辨へ知りて、後に我國の吾國たる、吾人の我人たる、今日日用常行の各自身に受得たる職業を勤め、忠孝の眞理に本づき、亂に遇ば亂に處し、治に居ては治に處して、各修身。齊家。治國。平天下の本務を知るべし、是皇國兵道の主本、外國と大に異な

る原因なり、かくて又世間に兵亂・疾疫・飢饉・變殃などの發るは、是皆幽事の主領と座す大國主大神の荒魂、又八十禍大禍日神達などの御心より爲ところにして（わきて外賊などの襲來は、大國主少彦名の神達の御心より起ることなど、神代の所由あり）其趣は日本紀に顯著なる傳說ありて、太古より天皇執政、國主郡司は云も更に、國家衆民を治る者は、主要と此兵革・疾疫・飢饉などの芽發らぬやうにと、平生神祇を重じ、祖神を敬ひ、神事祭祀を嚴にし、誠心誠意を竭して、常に祈乞申さるべき、是ぞ則天神の定め給へる、天照大御神高木神の授け賜へる萬世不易の大典、國家安全の顯事の治本なる、上御一人より下萬民に至るまで、此一大事を辨へ知ずば、御國に生れても、皇國の人とは云べからず、穴恐、さて又太古より朝敵退治の出軍にも、先神祭を行はれて、而後に出征あることは、神代以來の古法にして、是主要とは、幽府の大神・兵主の神達・天津神國津神諸の冥助擁護を得て、逆賊を立所に打滅すべき幽旨を祈奉らるゝ神事なり、小緣の事と思べからず、殊に軍征は顯事の最大事の極みにて、特に幽事の御扶助に非れば、勝つこと能はざる最深き妙趣あること、今短筆に盡し難し、自ら思を致べきものなり

安心

抑皇國人の安心と云ことは、上代曾て無ことなれども、今の世人として學問せざる者、吾一心の安んずるところ無くては、事に臨で心惑ひ、死生存亡の岐路に迷ふべければ、今其捷徑を喩さむとす、貴賤男女老少、各平生より此大要を會得せさせて、皇國に生れたる人の人たる安心立命の極と爲べし、

夫人は其本何の料に生れ出來たる物、是唯上天皇朝廷の御爲にとて、其分限相應に各天神産靈神の造り出し、生れ出しめ給へる身體なり、此故に古語に、百姓民戸を大御財と呼ぶは、上公の御爲には、吾曹が金銀財寶の如き意味なればなり、又鳥獸・草木・砂石・萬物は皆人の生命を保て、今日の現世の用を助けて、上公に忠直に仕へ奉るべき料の用物と、是亦産靈神の成出し與へさせ給へる物なり、されば左にも右にも、約るところは、上御一人の御爲に、現世に生れ出たる吾等が此身なりと、平生晝夜安心立命すべきことなり、此一大事さへ立堅めたらば、貴賤高下其身分々々に應じ、大小巨細公私の萬事、其時に臨み其際に至て、忠孝・內外・親疎・離附・取捨・生死の岐路に迷はず、眞木眞柱は明白に堅固なるべし、されば常々幼稚の男兒等を敎へ諭すにも、此世界は幽事と顯事と、主君と父母と、天地・晝夜・表裏の如く、相維持して、萬事成立するものなりと云ことを第一に示し、得心せさすべし、即幽事とは、此世界に在て、人の眼に不所見神の爲行給ふ御所爲なり、顯事とは、今日人々我身分に受得たる所の家業より始て、國家の政事諸萬端の眼前に見えて事を成し、人力を用て成立する事業は皆顯事なり、されば假りに此世界の有狀を彼芝居に比譬ば、幽府は樂屋の內の如く、天神産靈（所謂造化神）大神は座本の如く、大國主神は頭取請元の如く、此顯界は舞臺の如く、神は人形遣の如く、山海草木は建具の如く、風雲・雷電・雨雪は音曲管絃の如く、すべて顯界の顯事は、皆其幽府の神意より爲し行ひ給ふ事業なれば、其事の成と不成と、亦其事の善と不善とは、幽事を掌行座す、善惡邪正の神等の、御

心御所爲に依ることなり、然れば其善神の御所爲を乞祈、、助成し奉りて、忠孝の正路に協べき筋を祈て、萬事は成べく、又凶惡の無道なる凶變に處りては、いかにも其惡神を祈り和めて、いかで吉善事の方に趣くべきことなり、是我國人の大安心、死生存亡の係るところ、今日立命の至極なり、深く信じて宜レ致レ思焉

天皇乃御爲止奈良婆蛙如、身手碎氐毛道無死辨志
父母波歎坐止毛縱惠八師、身波大君乃邊爾古曾死奈米
皇城乃遠乃守止仕坐、君侯乃御爲止奈佐武命叙
事之有婆身波露霜乃消去止毛、踏也志多賀武諸越之原
皇乃命令爾之有婆韓國乃、鴨綠江爾水漬止毛縱

名分

恐しこけれども今の世に當りて、天照大神の正統現に天朝に鑾臨し給ひ、萬乘の寶位動せ給はず、年紀官爵こゝに出て、億兆の民悉く其正朔を奉じ、攝關其天意を補佐し坐し、大將軍幕府其天勅を奉て海内を統制し給ひ、列國の諸侯大名皆幕府の制令を承賜ひて、各領國の封城を守り、天朝の藩鎭として下民を撫育し、外寇を防ぎ、四民各其處を得て、海内野の末山の奥まで、草の片葉の騒ぎもなく、安眠飽食の盛時に過こと、實に天神の御惠に依るといへども、然しながら是皆東照神祖の御成勳の爲と

ころ、又得難き御世に遇こと、幸の幸とも、言語に云盡べき限りに非ず、されば吾曹の如ヰ草野の民といへども、此名分大義の本を知て、恐くも上は天子、次は大將軍・攝關・公卿・諸大名・君侯・御家老、其次は諸士吏職、其下は百姓農民と云ほどの分を辨へて、今日現に吾此身體に生れ具はりたる頭・面・頸・胸・肩・臂・腕・腰・腹・股・膝・脛・脚手足指上下・尊卑の等位ばかりも、其處置を差へず誤らず、我も人も本來此身體に如レ此生れ着たる其位置を易へず、其職分を違ふべからざる天地神造の定位常經をば、一日片時も忘却すべからず、抑醫書に、人は小天地と云へる、實に空言に非ず、吾神聖の本敎、素より文章經籍を借らず、人體に其定位を具へて、此天地間に立て、天地と共に運行す、されば人體は其元因大陽天日の火氣と、大陰月中の水氣と、此大地の土氣とを結び合せて。其內に天神分賦の幽魂をば、汐潮盈虛の轉旋するより生ずるところの風氣に乘せて、頭蓋骨（いたゞき）下の靈府に含し留め、一箇の人體を造り出し給へる物なれば、生界晝は終日天日を頭に頂きて立働き、夜は天日の地下に入り給へる故に、頭を地に俯（うつ）て寢息す、如レ此活生居間は、天日に屬て運動する本因の義より釋（たく）ことは、事長ければ省きぬ

予が道を說く書ども彼此多し、讀看べし



夫惟天處ニ于高一而不レ墜、地處ニ于低一而不レ騰、首足冠履、各有ニ其位一萬古不レ變、其不レ可ニ以轉倒反覆一也、本如レ此然矣、而我君臣父子夫婦兄弟朋友長幼貴賤之各有ニ其序一也、其名與レ實亦各有レ別焉、以ニ首足一規ニ天地一不レ易ニ其處一也、以ニ貴賤一則ニ冠履一不レ失ニ其位一也、天地一判、君臣定矣、是天神建制之本旨一立、共ニ天地一不レ騰不レ崩、豈誰容レ疑乎、若ニ夫我太古治體一則所レ謂封建制相肖矣、而其序ニ別貴賤一以ニ素姓之高下一其職官皆屬ニ于家一尊卑自存ニ乎身一因レ此雖ニ賢者在ニ卑賤一亦不レ爲ニ舉用一雖ニ愚

者在二高位一、亦不レ爲二降退一、專門世業、與二水火一共異レ性、貴賤等異、與二草木一共別レ種、因レ是貴倍貴、賤倍賤、而上憐レ下、下敬レ上、上令下行、四民各勤レ業、不レ言與二四時一同二其序一、萬姓生有二本職一、不レ令自奉、不レ威自愼、夏麻冬綿、不レ敎與二寒暑一同二其節一、所レ謂庖人雖レ不レ治レ庖、尸祝不下越二樽俎一而代上レ之、是我古之道也、而人與二萬物一同、生二枯乎天地間一、所三以未レ變二其規則一矣、然而爲レ人者、獨無二貴賤種胤之別一、若二夫父賤而子貴者一、則豈得レ非二其變一乎哉、何況於二彼以レ臣爲下君、豈唯冠履易レ處乎、可レ謂首足倒置者也、嘗聞蜂蟻有二君臣一、鳩鴉有二父子一、而諸蟲魚獸、亦應レ有二各其君長者一、假如人雖二或不一レ識レ之、必當レ有下其天性種胤、不レ可二變改一者上歟、嗚呼爲レ人誰可レ不二思而鑑一焉

忠孝

夫忠と孝とは、天地固有の常道、日用禀受の大經なり、人たる者一日も差ふべからざる本務なるを、所レ謂漢天竺などの國々は、既く此常道の大本崩れ壞れて、世人の行ふところの道の敎ふるところ、悉く共大本の理に差へり、故に其敎へども、悉く我神隨（かんながら）なる大道の趣に合はず、我國人の守行べきに非ず、抑上天子は天日の大神、天照し坐す限りは、動き易せ給まじき根本の道理、天地未二剖分一以前に具はりて、既に天地月星の分るる期（とき）に等しく定りて、爾來億萬々載の後といへども、天地と共に位置を易ふること無き、我天子卽ち天津國に照し坐す、天照大御神又此天下萬邦の大君主として、神代の始より今日も猶唯一日の如く、此世界を總宰し坐す、天忍穗耳尊此尊は神代に、既に此土に天降坐むと爲給ふ、御裝束の間に皇孫瓊々杵尊誕生給ひしかば、此皇孫を代て、

天下の君主として天降し、此父尊は天降坐さずして、其儘天上に神留住せ給ふ、抑此尊ぞ今日も現在に天上に大坐て、此世界萬邦の大君主領と、常へに天上に臨御坐すこと、豈小緣のことならむや、是則今上皇帝の大御父にして、歷世の天子は皆此忍穗耳ノ尊の大御代りに、此國土を知食すが故に、即位の後は先帝の御子には非ず、直に此天上に坐す忍穗耳ノ尊の御子なるぞかし、是以世々の天子は、天照大神・素盞嗚尊・高木ノ大神の直の御嫡孫なる由をも知べし、穴恐、此道理の本元をえ知ざる者、豈御國人と云ふに足らむ　の御代官なる玉體に大坐せば、普天の下率土の濱も、賈販奴隷も、皆此天神の御代官なる天皇の大御財として、天照大神高木大神の授け賜へる人物なり、故に上天子の御爲めならば、假令火に入り水に溺るゝはおろか、吾實父母を殺害しても、實に主君へ忠義の道に於ては、更に不孝の罪とせず、如レ此根本の係るところある我國なれば、假初にも上天子朝廷の勅に背き、幕府國君に仇なし叛く者は、縱ひ吾私の主人實父母たりとも、明白に其罪を擧訴へて誅戮すとも、何ぞ忌憚るところ有んや、されば其極最上に立ち給ふ天子に仕へ奉る者は、攝關三公を始て、幕府・列侯・大夫・士庶・農民・工商・奴婢・餌取の類に至るまで、太古より私の主と號けて、各吾家の主人ありと云ども、此は唯今日其分々段々に隨ひて、吾身の寄親と云如き者にて、譬へば一身の中にても、手足には親指あり、是暫く手足の分にては、拇指を寄親とすべし、是萬民各其私主あるが如し、されども一身の中にて、頭は實に上天子朝廷の如し、是に准へて萬事萬品の分位を辨ふべし、さて外國にても、太古は此惟神者道の制なりしが、支那・天竺・西洋などは、元來其國體下劣野鄙の地界なる故に、姑く上の國に就て比喩ば、皇國は頭首の地なり、外邦等は胸・脊・腹・腰・手・足の地なり、此元因も亦神代の卷に就て考得べし　既く其外位紊れ錯りて、聖人と云賢者出て、遂に首足處を易へたる時世の縱に、私の掟を立しより以來、既に忠孝の大本崩れて、下民も賢き者は高位に昇り、臣下も强き者は君位を奪ふの

惡風俗と化りて後は、禮記の王制七教にも、父子・兄弟・夫婦・君臣・長幼・朋友・賓客と次で、五倫も父子・君臣・夫婦・長幼・朋友と序で、君には三諫して不レ聽ば去と云、父には三諫而不レ聽ば泣て從ふと云如く、君を輕しめ父をのみ重んずる風習なるは、其國地元始より二尊の胎生の地に非ず、其國主はた天地造立の神胤に非るが故なり、吾國の天子は、全く然に非ず、開闢以來天地位を不レ易、萬物種子を不レ變限りは、上天子の統易べからざる、君臣冠履其所を易まじき天神の定め給へる大道根本、卓然として萬古不動、行末天地と共に長く無レ窮上國なるが故、平日にも忠孝と云ひ習はして、忠を以て人倫最第一の勤めとす、孝悌信義はこれに次ぐ、されば此天地間に有とあらゆる萬物人物、此天地の一大圈內は、凡て是此我天神の御子尊天皇御一人の御爲に、現に出來させ給へる物なる元因を知て、吾身吾身の安心立命すべきことなり、殊に武士たる者は、幼稚の時より此本教の旨を朝暮忘るべからず、此故に恐けれども天子は天下萬邦の大主領、即天神の御代官なり、幕府以下諸大名・士庶人に至るまで、皆各私の主と云者無きは非ず、されば海內郡縣制になりて後の大寶の服紀令にも、「爲二君父母及夫本主一一年」と載られたる君は、義解に、謂二天子一也と、本主とは、天下の士庶百姓に至るまで、家子數多持たる者は、共主皆本主と云ものなり、義解に、文學家令等は不レ在二此限一也とありて、文學と傅學問する敎子を云、予若年の時、或儒士と忠孝の話に及び、頗る難論す、果に予試に問云、足下今倘一諸侯に策仕し、食祿を賜らむ時、其始足下の學業を受けし師、嘗て彼君侯と宿怨ありて、或は足下と共に咫尺の間に迫り、白刃を揮て侯を害せんとせば、足下いかにせむとするぞ、彼儒士答云、師を斬て立どころに死せんと、予不レ諾して云、もとより斬は可し、自死は一たび君命を請ひ、食祿を辭して後にすべしと云ふ、是此令に據れり 家令とはもと各天子の

臣なるを、假に親王以下の家令に任ぜられたるを云、家令とあるにて、私の譜第の家人に非ることを知るべし、（異邦の法とは大に異なり、異邦にては、郡縣の世に私主本主と稱すべき者はあることなし、是以同じ郡縣の制といへども、皇國は皇國にて、外國の制とは異なる趣を知るべし）夫如ㇾ此天下の士庶、皆天神分職の元因を能々曉りて、各自私の本主に仕るにも、眞忠を大本として、吾身父母妻子は、皆是主君の物なることを辨へ、恒に吾父母に仕へ、兄弟を愍み、子孫を育し、朋友に信ありて、我主君に忠を竭すも、皆約るところは上一人の御爲めのみ、然れば吾家内を能治め、身を愼みて心の限孝悌信義を守行ふも、皆これ當前吾本主への忠にして、約るところは上天子將軍への大忠なり、此故に皇國の習はし、君の爲に殉死する者も有れども、父母の爲めには殉死することを聞ず、是を以て吾身も父母妻子も、共に同じ君主物なる、天下古今の達則を知べし、如ㇾ此主君と生死存亡を共にするが、天神建制天下の達則なれば、倘時變に臨で、主君の一命に易へむ料には、我父母妻子を殺しても、不孝不義とせざること、我皇國の大道、神武の主本たるところ、外國と異なる所以なり、然れども吾主人倘も非義の朝敵國敵ともなるに於ては、いかにも其非を諫るに死を以すべし、本主の不忠不義を諫めて、私主に不ㇾ黨の志操を明し、主に先立て自殺するは、大忠の眞正なり、此大本一度立ざれば、治亂共に上下の名分、忠孝の眞義不ㇾ立と思べし、四民の中にも、武士はいかなる賤き匹夫、步卒の徒と云とも、平日此一大事を能々敎諭し、恒に胸中に維持せさせ、農工商とは其趣き異なる差別あるべし、抑中古以來外國異端の敎流行して、世人此固有の大道主本を辨へざる者多しといへども、今幸に此大道

未だ地に墜ず、上天子現に天に則り地に臨み座て、忝くも大將軍幕府其天勅を奉じて、海內を統制し給ひ、列國の諸大名各幕府の命令を承て、自其領分を平定し給ひ、年紀官爵皆天廷より出て、億兆の民悉正朔を奉ず、萬國夷狄も未だ冠履首足を倒置せず、嗚呼今の時世に當りて、新に此固有の本教を復興し、水土自然の古意を掲示して、海內に施行し、萬民を信服せしめ給ひ、一度天下の人情を新に爲給はむことは、唯恐けれど幕府執政の進止に係るのみ、嗚呼天なる哉、幸に此一大盛擧あらば、御治世なほ億萬斯歲にして、上下貴賤の等差亂れず、長く萬姓常へに草木五穀の種生を易へざると共に、天地の常經を差へず傳はり行て、天祖天神の今日現に天上より鑒臨し給ふ皇國皇位の萬邦に頭首たる、維持保建の大化氣運の稗益ともなる一端なるべし、假如外國佛聖人等の教を學び、外洋異教の書を讀むとも、此大本固有の眞木眞柱を胸中にたておかずば、其蔽惑甚しかるべし、恐れざるべけんや、抑皇國固有の眞忠孝の大矩を紊るもの、外夷異國の教すべて皆如レ此、世人それ能これを思へ、嘗て西山義公曰、天子は我君なり、將軍は我宗家なり、宗家若し君に叛くことあらむには、唯正理の隨に我君に忠を効すべし、豈宗家に黨して我君に背くべけんやと、嗚呼至れる哉此言、以て萬世の鑑と爲べし、穴畏

教令

抑下萬民を善道に教へおもむくることは、上公の法度政令にありて、更に學者などの力の及ぶべきものに非ず、されば上公の政事を執行ひ給ふ、大臣執事、初より此皇國固有の眞武大道の主本常矩を辨

へ、自身にも平生此旨を胸中に蓄へ、御身の心木心柱と建て、さて其次々下に立給ふ諸奉行吏司役人、又下民の賦斂を事取る支配庄屋名主五人組頭に至るまで、皆外の學問をせさせず、第一に此皇國固有の大道、貴賤各自身體に生れ具はりたる名分大義の眞理を教示し、庶民子弟兒童等まで、幼稚の時より耳に留り、心に蓄ふるやうに常々教諭せしめ、實心に此道理を辨へ悟り會得する如く、上よりの法令にも其心を本とし、物教へなどする所謂學者の徒、或は俗談師・法談僧の類までも、倘此大本の道理に背違たる非説曲説を云輩をば、言にまれ書にまれ、其を聞召されむまに〳〵、甚しく咎め罪し給ふべく、取分け儒佛の徒には、海内一統御觸達もあらせられて、譬ひ古聖人佛菩薩の本説遺書にもせよ、我本有大道の常矩に悖り、名分大義の實理に違へる説をば、絕て世に唱ふまじく、若も甚しく著明なる説あるものは、其書籍を燒捨、其板木をも燒捨て、永く皇國内に行はれざるやうに、倘も秘し藏しおく者もあらば、重科に處せらるべく掟させ給はゞ、實に治國治本の一大裨益、後世億兆の賜物なるべし、凡てさやうの書籍どもは、皇國に無くて事闕ことなき物なれば、此制令こそ早く有らま欲き事なりけれ、抑今世は文字を習ひ、章句を讀で、儒學をも心がけ、匪々經書子史の端をも解心得て、訴訟裁斷の考へ合せにも、自他得失の前轍にもするほどのことは、諸家の年寄老中奉行以上の司職役吏には、少は便宜の助けともなるべし、其より以下の諸役人小吏、或は地在町方の支配人庄屋名主など云類は、更に〳〵大學一巻も誦に及ばず、凡て儒佛の説などをば聽聞することをも制せられ、唯々

上文に云る天地の常經常度を守り行ふべき、幽顯一貫成立するところの、大道の眞理の本のみ、恒に教諭解示し會得させ、文字は書狀の贈答、帳日記の文言通用ばかりの手習せさせ、算法は制度に及ばず、年貢の取立、諸勘定の間に合ふほどにて然るべし、中人以下にては、寺社家醫生の學問を許され、これらの徒には、別に前件の意趣を兼て示諭禁議ありて、唯正名忠孝の義理を說く學をのみ第一とし、鄙俚猥雜の妄說をば苟且にも云聞すまじき旨の御制令有べし、大體中以下百姓町人工商に至るまで、皆唯以呂波文字、平假字・俗樣の文字を讀書ことをのみ習はしめ、左にも右にも上公の御爲、吾生國の爲にとて、此世に生れ出來たる下萬民の身體なれば、たとへ各が身軀妻子眷屬財寶をば粉にはたられても、公儀の御爲、國朝の御爲には、我等が遣道具や、米錢を取り遣ふに等しきものぞと云道理一條を本旨に含で、其趣意を朝夕忘らず、老少男女の貴賤共に教示し、聞諾なひ保たしめて、其實行眞理忠孝の大本に、自然と心の趣き曉り信從するやうに、いつも〳〵云聞すべし、ひたもの此本元の道理を教るの外には、學問をばさすべからず、（此教へ方は御法令のみにては、下民の情に貫通せぬものなれば、今の世の俗談心學などの師等に能々教令ありて、此條を第一に教諭せしめらるべきことなり）別して中品以下の武士と云ほどの者、無益の儒者異教の說に泥み、不要の雜書を讀看る餘暇もあらば、唯專ら此大本の眞理を辨へ曉せさせて、主要とは馬に乘り大刀を振り、槍を操り、弓鐵炮を放ち、兵法武術の現業にだに達し居らば、事に臨で防攻・進退・行陣・野合の謀略に於ては、其期に至りては我國固有の眞活則顯れ出て、臨機應變自然と備り足りぬべし、是何ぞ儒佛異教の平日の誦

讀に與(あづから)むや、凡是を教令の大本と立て、餘の趣は其時宜の斟酌に隨はるべきにや

憐　愍

下民は皆上公の御財にて、日本紀に百姓人民などの文字をかくよみたり上天子將軍國君の御爲めに、左にも右にも遣はるべき料に、此世界に生れ出來る物なれば、上公よりはいかやうにつらくあてがひ給ふとも、少しも恨奉べき道理はなきことなり、其はいかにと云ふに、我等が常に貯へ持たる家財金銀米穀の類を見よ、常恒いかやうに疎略にあてがひおきても、正哉(まさか)遣はんとする時に、吾は彼處へはゑ遣はれまいと云たること一度もなく、假如(たとひ)穢多皮剝の手に渡されても、更に其主人を恨みて其の命に背くことなし、是にて百姓を大御財と名着來たる、我太古よりの眞意義を窺曉るべし、是ぞ下たる者の天賦稟受の本分なりける、然はあれど人と云物は、器物などとは差ひて、相應に智分もあり、食味衣服調度の美惡、忠孝信義利欲の虛實得失をも辨へたるものなれば、平素上よりのあてがひ宜しからねば、時に臨みては必頰(つら)をふくらかすものなり、是に依て君上たる人も亦能く其心を得て、常々隨分と憐愍惠みおきて、正哉の時には、吾一命に代る物ぞと、常に其心持を忘れず、勞はり愍むべきことと云までもなし、是金銀財寶を平生大切にして、常に多く貯ふるに其理相同じ、或人問云、百姓を大御寶と名付しは、世の金銀財寶を作り出す者なる義にて、今云はるゝ意には非じと、予答曰、否、我太古の物に名づくるや、其言の長きを厭はず、されば足下の說の如くならば、大御財造人とこそ稱べけれ、ただに大御寶とは、いかでか名づくべき抑今の世は太平にして、歷々の武士さへ多くは平生の召使下女下男も、皆一季渡りの給銀取なれば、何ほどかはゆがりても、正哉一命には代る

まじきやうなれども、其はた一國動亂して、行軍防守も前へ方より知れたるほどの事ならばこそ、所レ謂笛吹箱根までにて逃走りもせめ、（此言は徂徠・太宰の徒の云し言なり）假令昨日今朝口入人の連來たる給金の下女下男にても、既に主人と一家に住居して有からは、倘俄然に盜賊讐敵などの入來らんに、逃走るとも何ぞ助けおかんや、仇も亦新參の給金取なりとて見遁んや、此境能々思惟すべし、されば一季渡りの給金取なりとも、隨分と哀憐して、正哉の時には、我と生死を共に爲者ぞと思居べきこと肝要なり、（縱ひ譜代相傳の家人ならむからに、常々主君を恨み憤る心少も有ん者の、正哉如レ此在時、主人の一命に代らむか、此處能々思考へて、居恒に我家の子などをば、高下の親疎なく、等並（ひとしなみ）にこそ養育いたすべきことなりけれ）是亦兼々右に云如き皇國固有の大義、君臣首足の大要領を教示しおくべきこと、主人たる者の心掛なり、況て譜代相傳の主從に於てをや、是小事の如くなれども、人の上に立て下を抱る人は、其下人の必吾爲に身命を擲つべき志の、本心の底より絕えざらむやうに、憐愍むべき心得肝要なり。其分々相應に下たる者も扶持し、支配などする人の平生の志露も忘るまじき根本の道理なりけり、あはれ世の儒者佛者達よ、儒佛の言痛（こちたき）理趣を說て、衆を導き教へをなす說におきて、いかにも此我一大活道の本旨を悟られなむこともがな

結要

夫此天地世界開成し、其最初は天津神の（天御中主尊）大御慮（おほみはかり）に出て、產靈大神（高皇產靈尊 神皇產靈尊）の其命令を奉給ひ、天地を造立坐時、其產靈大神の命令を承繼で、自ら此國土を生成造り堅め坐しゝ、伊弉諾伊弉冊二大神の御子なる素盞嗚尊を一度此天下の君と定め給ひし隨に、其後此素尊根國に就坐が故に、一殊更に

天津國に上詔給ひ、御姉天照日大神と天安河を隔て、御誓約の中に出來坐し天津御子忍穗耳尊は、上に云如く最深き由ありて、永く天國に留坐し、天照大神高木神高木神と稱は、天地造立の高皇産靈尊の隱身坐しが、天照大神の岩戸隱の時、現御身を顯はし坐し大神の御名なりと共に、今日も現に此天下の惣君主として、現御身ながら天津宮より日夜に鑒臨統御し大坐し、其御嫡子なる皇孫瓊々杵尊所レ謂天祖なり父尊御代りとして、此土に天降給へる時、始て此世界幽顯生死二途分れ定りて、此皇孫始て天下萬邦の大君主領と定り坐しより以來、此天下世界の顯事に屬たる物皆は、唯此天皇天皇を代々天津御子と稱したれば御一人の爲に、建置せ給へる故に、今爰に漢土の太古の眞傳を詐り曲げたる由を少し云べし、彼土も開始は我天津國より降て、開作坐しかば、全く天地首足君臣の系統位置の定法は、我皇國と異る由は無けれど、後三代の頃、開國元始の王統を滅して、始て臣下の君位に易りし時、既に此天地自然の定法を顛倒して、後書經の仲虺の誥にも「嗚呼惟天生レ民有レ欲、無レ主乃亂、惟天生二聰明一時乂」と云て、下民の爲に主を立ると云爲たるは、後湯武等が其主君を滅したる分疏に如レ此造言せるなり、彼土とても天地間に生れ出る人體に、足を用て首に易ふるものありや、此聖人の造言は、自犯せる罪を蔽はん爲の僞詐なり、能々我本教の天地を規則とする本旨に比べてさとるべし　其國土に成出る人物萬物は、悉く皆此天皇の大御財と、産靈神の造り出し給ふ物なる元始の由緣を會得すべし、猶其元由の委きことは、神代の正傳義を明めて後に辨へ悟べし、如レ此て此天子御一人の御爲に、萬民萬物の生成して、此世界の萬事を調和し、無窮に在經させ給ふとて、萬物の主長たる人物を多く生出せさせ給へば、其を管轄して次々治め制せさせ給はざれば、天子自ら一人として、是を統制し給ふこと能はず、此故に唯天子は上に尊位を安じ、拱手して大坐べきもの古語に、これを安見しゝ知ろしめすと申して、天皇と稱せり、萬葉集の哥などに多くよめり　されば我上代の如く、天子自ら事に當りて征伐等せさせ給ふは、是臨時の權變にして、治制本元の常理には非ずと知べし、されば天子の御次に、執政の幕府大將軍坐し、其次に列國の大名坐し、

いづれも次々老中年寄物頭奉行諸支配と、次第々々に其下に委ね任じ給へば、次々に其下を管領し給ふことは、是幕府は天子の御手に代り給ひて、次は幕府の御手に代り給ひ、其より次々皆下民を憐愍撫育して、亂背かざるやうに治事、向各其上を奉じ、忠實に仕へ奉らしめ給ふ今日の顯事は、遂に約るところ右に云天津神の御子の尊御一人を、安見(やすみ)し坐せ奉らむまでの御爲ぞかし、然れば此天下萬民を平治せしめむ料に、執政大臣以下の諸の司職役人をば、天神生出(なしいだ)し相應の知惠才覺をも附屬して、各其分限に應じ、其下を制治せさせ給ふものなり、之に依て云へば、國土萬民庶物は、天皇御一人の御爲に成り出來たる物、大將軍國主領主以下の諸役職は、專ら萬民を撫育し、萬物を愛憐し、逆賊を討し、非禮を正し、萬姓を其處におきて、天下上下安平に治めしむべき料に成出來させ給へる者なる、其本分の道理を會得し、各其下を惠み上に仕ふるも、唯吾身一己の安樂侈奢を爲べき料の職役には非る原旨を悟るべし、然るを倘も此天神分職の本旨に背きて、上は天子將軍國君を蔑視し、下は吏務諸民を私の物の如く制度し、天職の正義を忘却せる者は立所に天誅の罰を蒙り、顯界には其身を亡し、其統を絕ち、死しては大國主神の幽府の刑罰に逢て、遂には其神魂も豫美(よみ)の汚穢(けがれ)の方隅に追墜されて、其子孫の偶遺れるが有ても、靈幸(たまちは)ふべきこと能はず、此故に其子孫も遂には斷絕して、此顯界に遺存ること能はず、嗚呼恐愼べきは、天神分賦の本職に悖り背かんことを、穴畏上に仕へ其身を保ち、下を憐愍衆人を撫育して、子孫永久に傳へ、上下各其處を得て、治世安民ならむこと、偏に我大道

本源の要領なり、見者謹而莫二忽諸一焉

兵制新書幽之卷一之上終

兵制新書幽之卷第一之中目錄

兵制新書幽之卷第一之中

建國大本、固有形勢を知べき大體

夫皇國は天地開闢の初、一大地球の頭首に當り、正しく天と（爰に天と稱する物は、今日仰瞻ところの太陽日輪を指て云り、此等のこと予が書紀私傳に云り）相連りて、天地分定の期に及で各斷放れても猶地球の頭面の地界にして、萬國は皆脊胸腹腰臀股手足の地界なり、されば皇國の地は地球の極東頭に位し、一區の離地にして、四面に嶮海を繞らし、信に人體の頭首の如し、假りに儒佛の本說に附會して云ふとも、易には東方震位を萬物の元始とし、佛說にも東方以十方佛土の最初とせり、是爭ひ難きところならずや、此建國の大本、固有の形勢を知て、而後に世界の萬事を解べし、兵制軍法を論ずる者、殊に此大體の定位を辨へ知らずんば、いかにぞ微妙の理致を云に足んや、されば我皇州は萬國の頭面なれば、萬邦より此頭面を制すること能はず、假にも侵し潰すことを得ざるもの、自然の形勢、暗に人身の形體に比較して思悟べし、かくて皇國よりも、亦妄りに外邦を征伐することなけれども、頭は自然と貴く、上に位し居て、下萬邦の支體等の爲に畏敬せらる、萬邦は本より脊胸腹手足の位なれば、皆頭面の爲に使役せられて、萬品悉頭面の存在するに因て、各其位置を保ち、活動の職分を差へず、自ら其分々に從ひ、此頭首を守り仕ふるもの、是暗に人

身一箇の理象に協合て、天地造立の神意たる者の、各身に備へ保てる神ながらなる微妙幽玄の道理、豈人智の私に爲べきところの致ならむや、唯默して思得べし、醫書に、人は一箇の小天地と云ふも寓言に非ず、さる故に上にも云如く、皇國の天子は天地造立の天神の御血脈にして、天地の天地と有ん限り不變不易、常住に此頭首の地界に君とし、安定平座居坐を以、萬邦の四支百體の地も、各其處を得て不レ崩不レ壞、其分位を失はず差へず、活動運行するは、地球一體の頭蓋骨下の腦髓精神の府なる、我皇國の未だ其位置を轉倒せざるの妙理に係れり、人體も亦頭蓋骨下の腦髓の處、一身の精神の元府にして、神經靈液の原本なると併考て、其妙理の具はるところ誣べからざる趣を悟るべし、奇なるかな妙なり、穴畏（これらの元因の猶委ことは、書紀私傳同外傳などに云へれば、今此書は學問の爲に非ず、專ら不學文盲などに、我國本然の大要を示さむ料のみなれば、唯引括て其要領をいささか云ふのみ）

海內古今口數增減大體

凡兵を談ずる者、先我國古今の兵食の多少、戶口の增減を不レ知しては、其本立ざるなり、抑延喜式（主計）に、「凡京畿內諸道惣七十國、人物之物數、自レ非レ有レ敕輙不ニ勘申一、但十國已下依ニ官宣一勘レ之」とありて、古今かゝることは甚畏く、え云まじき定にはあれど、僭に思ふに、我海內七十國の地、太古は列國の國造と云もの凡百三十餘、國造本紀に載たるも、唯其大凡にて、猶漏たるも多在るべく、凡て孤立の主領なる者にて、何の御世に封ぜられしとも、慥なる傳へなきは、彼紀に載られざるも有ぬべし、かくて輕島豐明宮、（應神）難波高津宮（仁德）の頃より、漢文字を讀習ひ學ぶこと、壓々出來て後も、制度は猶

舊慣の縱に、海內列國各割據の主領ありて、其中每國に御縣屯倉などと、朝廷の御料地も混り在つれど、それはた諸國に散在して、田園の數、貢賦の錄などこそ有けめ、人物戶口の惣數などは、切に計量したるにや知べきに非ず、太古の治體など、粗次の卷に云り さて仁德帝より次々數代の天皇、いつとなく彼漢土の郡縣制にて、偶々まで王制の行通れる如くなる文書の上を漢み、我邦の封建なるを不レ足ことに思召つき給ひし趣、日本書紀に著明なり、然るに中古の初め、未だ海內封建風なりし頃、上宮太子、尤聖賢の生質にて、漢學に精く、始て彼隋主と交聘し給ひ、彼國郡縣制度なるを窃に羨み思召て、されば仁德帝以來歷代三韓と通問し給ふ間にも、主要と漢土の學問を習はせ來らるるは、彼方の郡縣制度を慕はせ給ふに依れり、これ儒學を學移されたる主意の大要領なりける 事に觸れ物に託て、列國の國造等を削去らむの御企ぞ頻りなりける、其御陰意は憲法十七條にて著く見えたり、されば其頃より天皇執政はもとより、朝廷昵近の臣連は、日夜此意止むことなく、太子生界心を竭されしかど、卒爾に一朝には事をえ爲し給はず、蘇我氏の內權をも、看すく措き給ひしも、皆此一擧を防障有りし故なり、次に之を併考べし 荏苒と數年を歷て、其事濟むと計給へるは、信に古今に傑出せる聖智と云べし、然れども三世を經るまで事成らざりしは、干戈を動さず、刑名を用ひず、安らかに事を遂んの深慮にぞ有ける、此心印を傳承し坐て、此心印は應神、仁德以來、既に千年に垂々たる、歷朝君臣の心印にぞ有ける 果して四代の後に及んで、上に中大兄皇太子の聖智出給ひ、扶助るに藤原大臣の英傑ありて、遂に孝德在位の日に當り、事無く歷世の御宿志の如く、一時に列國の國造を貶して、郡司の班となし、其上に國司を任じて、海內を混同して、一國の如くは爲給ひける、さるは其事一朝一夕の企に非ず、既に大業成りぬる

に依て、初て年號を建て、大化元年と云、抑書籍渡來てより以來、彼土に年號有ことをも知食つれど、皇國に其事を行ひ給はさりしは、海内未だ封建にして、彼國の如く皇化普く隅々まで行通らざる如き故に、わざと年號をも建て給はず、御代々々を歴坐しゝは、爭て海內を混同して、郡縣に爲まく思せる大御隱情の、世々久しく有來し所以なりけり「其元年八月丙申朔庚子、拜二東國等國司一、仍詔二國司等一曰、隨二天神之所一レ奉寄、方今始將レ修二萬國一、凡國家所レ有、公民大小所領人衆、汝等之レ任、皆作二戸籍一、及校二田畝一」と云、又「同年九月丙寅朔、遣二使者於諸國一、錄二民元數一」とも見えて、此時始て海內の戸口を改錄されしかど、其員數など國史官牒にも記し載ざるものは、右に引る主計式の如き制定の古來より有し故なり、然るはいかなる大御意にての御事かは知られねど、今推量り思奉るに、其御世頃は君臣共に彼漢の王をも、唯天皇と同等の者と思召し抑支那天竺其餘の國々の王等は、本より卑く劣れる者共なるを、皇國の君臣の、彼支那の王をば、如レ此上代より天皇と同等なる者のやうに思召取り居給へるは、いともいとも有るまじく、理りなきことなり、此は御國に外國の書籍の始て來行はれしは、僞書なりし故に、其最初より日馴て、彼王を貴き者に思ひなしつる、心習の所以なるぞかし、嗚呼我天皇の眞の天神之御子なると、何ぞ同日の談ならむや其より彼土の民數などをも、唯我國とさまで甲乙も無きものならむと、思召取居給ひしかば、此は信にさる事なりけり、其は下文に論る如く、我國中古の戸口數と、彼支那の漢唐明の盛時の戸口數と、大抵同等なるにてしるべし或は彼王に對して、「日出處天子、致二書日入處天子一」とも、或は「東天皇敬二白西皇帝一」などとのみ、萬事たゞ同配の大御心なるから、此頃流石に彼國を讃しく美たき國と思取給へる御心にてさへ、猶如レ此なりしことあれば、彼國などに我國の總戸數などを傳へ聞て、彼より多きか少きかなど云扱はれむが、いかにぞや思召つる故なるべし。其は後世こそ、杜氏通典などにも、彼國の世々の戸口數などをも舉記せれ、其頃までは然る書籍なども、御國に無かりければ、彼國の當時の口數など所知食れむことは、更にかなはぬことなる故に、

姑く御國の口數をも、顯著に勘へ記しなどすることを、禁止(トドメ)られしものなるべし、太古以來の代々の天皇臣連の大御心の有來し狀は、古事記書紀を始め、古き傳書の文意もて、然るべきことは推量らるるぞかし、能々古書を看、其代の實地を考へて曉るべし、さて或說に、上宮太子の時に、四百九十六萬九千八百九十人ありしと云、又一說に聖武天皇の御世に、八百六十三萬千七十四人ありしなど云は、甚信難く慥ならぬ說なり、抑上宮太子の御時などは、各國各政の治にて、更に天下の總戶數など、攷め錄さるべき世の狀に非ず、若此說實正の傳ならば、若しは諸國の中に散在せる御縣屯倉などの、官家所管の口數などにても有べし、それはた慥には云ひ難きことにて、史牒に載られざることは、凡て取るに不レ足ことなり、又聖武の御世の頃は、令制の盛りなる世なれば、官牒の記文ならば、其御世の課口の數などにても有ぬべし、これはたせめて云のみ、必右の說など據と爲べき慥なることには非ず、能々上代の趣を思辨べし、かくて備考ふるに、後孝德天皇の御世まで、列國皆太古よりの隨にて、所謂封建の制なりしかば、其總戶口も實に中古よりは多く有しことゝ思はるゝ據あり、其證はいさゝか後なれど、延喜十四年、式部大輔三善清行の意見封事の表に、「臣伏案ニ舊記一、我朝神明傳レ統、天險開レ疆、土壤膏腴、人民富庶、故東平ニ肅愼一、北降ニ高麗一、西虜ニ新羅一、南臣ニ吳會一、三韓入朝、百濟內屬、大唐使譯、於レ焉納レ財、天竺沙門爲レ之歸化、其所ニ以爾一者何也、國俗敦痝、民風忠厚、輕ニ賦稅一、疎ニ徵發之役一、上垂レ仁而牧ニ天下一、下盡レ誠以戴レ上、一國之政、猶如ニ一身之治一、故范史謂ニ之君子之國一、唐帝推ニ其倭皇之

尊ハ、自後風化漸薄、法令滋彰、賦斂年增、徭役代倍、戸口月減、田畝日荒熊臣云、以上の文能心を著べし、是太古より宣化天皇以前までの御世の形勢を指て云へり、大唐使驛云々、天竺沙門云々は、既に欽明・推古の頃までを含て云へり、故范氏云々以下は、全く欽明以後を云へる文なり、次の文のつゞきを考看て悟るべし、さて太古より欽明・敏達前後の頃までは、民の賦税もまことに僅少なることにて、田園は今の海内なれば、今の世とさのみ甲乙なく、貢税は唯百分の一にも不レ足ほどなれば、實に人民男女の夥しく多く、天下に充滿して在けること宜なり、さるは人民と云物は、食物さへ多分なれば、年月を追ていかほども多倍行くものなり、食物不足の國地の人民は、胎孕しても悉くは生育せず、皆墮胎し或は產でも取上げずなどして、人民の蕃息せぬやうに、民自ら之を行ふ故に、年月に人の數減少するなり、此事は古今相同じ、されば貢賦の多寡を以て、下民の多少增減をば測知すべきことなり、かくて右の文意にて思ふに、彼上宮太子の儒風を尊信せられて、封建風を廢はれしより、稍々世間の人情薄惡の弊出來て、それより法令ます〳〵彰れ、賦斂年に增し、徭役代に倍し、戸口月に減じ、田畠日に荒れて、遂に孝德帝改新の世に及べるものなり、されば孝德帝以後、令制の世を皇朝の盛時ならむと思ふは、甚く古へを知らぬ量見なり、大凡は推古帝以前を、我朝盛治の最上とはしるべきなり、猶下文を能みるべし既而欽明天皇之代、佛法初傳二本朝一、推古天皇以後、此教盛行、上自二群公卿士一、下至二諸國黎民一、無レ建二寺塔一者、不レ列二人數一、故傾二盡資產一、興二造浮圖一、競捨二田園一、以爲二佛地一、多買二良人一、以爲二寺奴一、能臣云、佛教の費は信に此文の如し、さて當時の世には、寺家の田園、又其奴婢などは、良人とせず賦税をも收らざりしかば、上公の爲には、まことに大なる損費なり、遙の後なれど、一條帝の御世に、海内課丁の數甚しく減少せしも、第一は歷世に寺田寺奴などの過分に多くなれるより出たることなり、かくて此文に唯佛法の殃害をのみ甚しく云擧て、彼上宮太子以來、海内の治體に變革ありて、主意とは此變革より發れる趣を論ぜざるは、淸行も其事をば思ひ脱せるか、流石に自ら經濟を把て、如レ此までは思得られたるに、猶此一大變革より、甚く風俗の衰へたることを辨へられざりしか、可レ惜ことになむ、猶下文に粗論ふことを深考ふべし降及二天平一、彌以尊重、遂傾二田園一、多建二大寺一、其堂宇之崇、佛像之大、工巧之妙、莊嚴之奇、有レ如二鬼神之製一、似レ非二人力之爲一、又令二七道諸國一、建二國分二寺一、造作之費、各用二其國正稅一、於レ是天下之費、十分而五、至二于桓武帝一、遷二都長岡一、制作旣畢、更營二上都一、再造二大極殿一、新構二豐樂院一、又宮殿樓閣、百官曹廳、親王公主之第宅、后妃嬪御之宮館、皆究二土木之巧一、盡二賦調庸之用一、於レ是天下之費、五分而三、桓武帝云々以下は、歷世儒風を美み、移し行はれし費より起れることなり、抑世々に漢風を學び移されたるより、大なる害を生ぜることの所由ども、猶さま〴〵あれども、其は淸行の心着れざりしにや、抑心はつきても、自身も儒者なる故に、其事の實をば擧ざるものか、此人はた本より聖人風を、上も無

きものに尊信し居る意よりは、自然と其事に浸潤して、思ひも寄られざりしや、力無ことにこそ、上文にも云如く、第一の害は太古以來の封建制を變へて、秦漢以後の郡縣風の治を善事と思笑み、移取らせ給へるより外にも、なほ漢風の皇國素俗の爲に害となることは、一朝一夕に云竭し叵きことなるを、滿行主何ぞ心着かれざりしことあらむ、然れども古來の儒者これはかりのことをも論じたるは希なりき、嗚呼上代の封建體は、天神二尊の建置給へる無二の良法なるものを、上宮太子天智天皇藤原大臣達の聖智を以て、其大體を革め變へさせ給はず、なほ舊來の隨に列國を建おきて、其よきほどを較量りて、制度を定め立給ひたりせば、實に億萬斯載不變常典ともなるべかりしを、穴恐穴惜かも、秦始皇が黠智もて建初めたる、善からぬ郡縣制に移易られしことや、是亦然るべき神の御計ひかは知られねど、返々も可レ惜事の形勢なりけり

仁明帝即位、尤好二奢靡一、彫文刻鏤之飭、飮宴謌樂之儲、麗靡煥爛、殆二絶古今一、又云これらは彼文選なる兩都ノ賦上林ノ賦などを、實に有ことならむと思召取せ給へる悲き大御惑なるべし府帑由レ是空虛、賦斂爲レ之滋起、於レ是天下之費、二分而一、

貞觀年中、應天門及大極殿、頻有二災火一、僅依二太政大臣昭宣公匪躬之誠一。具瞻之力、庶民子來、萬邦麗至、修二復此宇一、朞年而成、而天下費、亦失二一分之半一、然則當二今之時一、曾非二往世十分之一一也、此請何心を着て看べし、抑中古の天皇大臣達の儒佛の虛文に惑され坐しゝことは、今更云までも無けれども、彼上宮太子の其才すら、佛説の虛文を實と思惑はれて、漫に彼法を尊信し給ひ、儒書の文飾を眞と思へるは、難波高津宮御宇より、近世に多く坐しけれど、右に云る此太子より劇く甚りて、天智帝・鎌足大臣、又文武・桓武・仁明の御世々々の如き、皆彼虛文を眞實の事なりと、思召惑坐せるよりの御所爲なり、信にも中今の世に至るまで、上下貴賤の眼を眩まし、心を惑はすことは、理りとも理りなりけり、穴恐、あはれ信に此延喜頃となりては、太古盛時の十分一にも及ばざるべくなむ臣去寛平五年、任二備中介一、彼國下道郡有二邇磨鄕一、爰見二彼國風土記一、皇極帝六年、大唐將軍蘇定方、率二新羅軍一伐二百濟一、百濟遣レ使乞レ救、天皇行二幸筑紫一、將レ出二救兵一、時天智帝爲二皇太子一、攝政從レ行、路宿二下道郡一、見二一鄕戸邑甚盛一、天皇下レ詔、試徵二此鄕軍士一、即得二勝兵二萬一、天皇大悅、名二此鄕一曰二二萬邑一、後帝崩二於筑紫行宮一、終不レ遣二此軍一、然則二萬兵士、彌可二蕃息一、而天平神護年中、右大臣吉備朝臣、以二大臣一試計二此鄕戸口一、纔有二課丁千九百餘人一、今按、當昔皇極帝六年に、勝兵二萬を得たるものは、其時異なる趣有て、此一鄕中に民家多く聚り居つるなるべけれど、天平神護に吉備公の試に計りしも、皇極帝六年の二萬勝兵の事跡に就ての事とおもはるれば、當昔の勝兵二萬は、信に正實の傳說なりしこと知るべし、さて吉備公の時には、實に一鄕の課丁千九百餘人ありしとなれば、其世の戸數は凡千軒餘なり、課丁一

人の家内男女老少四五人と見ても、一郷の惣口數は凡四五千人有るべし、實に此文を誦て、古代貢税の多からざりし世に、下民の口數最多在りしほどを知るべし、さて課丁とは、公役を勤むる今世の本百姓と云者なり、但し今の世と差ひ、一家の内にても、正丁・中男・老丁とて三品あり、此三品皆各賦役を勤るなり、されども中男・老丁は正役を勤めず、故に正役を勤る男子一人ある戸には、大凡男女四五人は居るべきなり、此は課丁とあれば正丁なるべし、猶戸丁などの詳細のことは、次卷の孝德帝改新のことを云る條下に具に辨べし、次々の文をも合考すべし

貞觀初、故民部卿藤原保則朝臣、爲二彼國介一時、見下舊記此郷有二二萬兵士一之文上、計二大帳一之次、閲二其課丁一、有二七十餘人一、（天平神護より漸々に減少したる狀態を注べし）某到レ任、又閲二此郷之戸口一、有二老丁二人・正丁四人・中男三人一、去延喜十一年、彼國介藤原公利、任滿歸レ都、清行問二邇磨郷戸口、當今幾行一、公利答曰、無レ有二一人一、今云、（此郷如レ此漸々に戸口減少せることは、實に此表文に云ところの如くには有るべし、然れども彼皇極帝の時は、殊なる趣も有るべし、抑勝兵二萬を出さんには、戸數も大凡二萬有るべし、天平神護以來の減衰に比すれば、其漸信に思通すべし、されども倚あまりに昔の兵士過多なり、因て穿ち思に、若は此郷皇極帝の頃は、一大聚落にて、今の城下などの如くなる地なりしが、其後に由ありて、漸々に普通の在郷となりしなるべし、さるは皇極の御世までは、未だ古の封建の遺制ありて、各國に國造別君などの割據し居たりし郷邑などの餘波にや有らむ、それが此少し前方孝德の御世に、郡縣制に變りぬれど、猶未だ如レ此大聚落も遺在つるにや、此後稍々人家を薄らぎて、尋常の在郷とは爲ぬるなるべし、されば孝德帝改新以來、海内皆二十分一の租税を收せ給ひ、人民の數を改籍して、正丁・老丁・中男の課役をかけさせ給へば、從前の封建割據の城邑などは、速に散失ざれば、人民の活計なきに至る故、數十年の内に、列國にさる大聚落の地などは、跡方なく成ぬべき勢なりかし、それより年月を追て、邑民の戸口も減少するに至れり、此ところを深く考察して、古の封建制の實に宜しく、又租税賦役の少きは、下民を多く蕃息せしむる根本なることをも悟るべし、すべて太古の治體、中古の變革、令制の治體等の委曲ことは、次々の卷に論ずれは、爰には云はず）謹計二年紀一、自二皇極帝六年庚申一、至二延喜十一年辛未一、纔二百五十年、衰弊之速亦如レ此、（右に云如く、皇極帝の時こそ、少は[illegible]なる趣もあらめ、既に天平神護の頃は、普通の在郷なりしこと論なければ、いよいよ衰弊の速なること、此文を見て辨べきことなり、上の文皇極とあるは、重祚齊明天皇の御事、天智帝の御母なり）以二一郷一而推レ之。天下虛耗、指レ掌可レ知、方今陛下鍾二千年之期運一、照二萬古之興衰一、降二惻隱於衆庶一、施二惠愛於四方一、宵起肝食。夜念朝行、遍傾二綸綍一、廣訪二芻蕘一、虞舜之居、三年成レ都、仲尼之政、朞月自理、然則民繁孳、不レ待二五代之後一、國之興復、應レ期二浹日之間一、不レ任二抃躍一、敢陳二狂愚一」とあり、（なほ封事の文、本朝文粹に載たり、看べし、此表文を能々考へ思得なば、少しく古代を知るに足なむ）倚此表文

の餘意を推考るに、清行は當昔經濟の大志ある賢大夫なりけり、實に古今を引括して、卓見今に於て賞するに餘れり、抑太古の狀は除て論ぜず、中古の初、應神・仁德の御世以降、孝德・天智帝以前、海内の武威、人民の富庶なること、尙後世に十倍せり、さればこそ此海内七十國の武力を以、遠く四海外を統制し、外夷悉く臣服奉貢せしこと、正史古記の載傳ふるところにて知るべし、是豈武威强く、人民多からずして、能如此ならむや、此表文に云ふ如く、或人問云、邇磨鄕いかに寛廣ならむからに、二万の勝兵を得ると云こと、いかにも不審なり、必其據有べし、予對云、いかにも其據あり、上に註する如く、當昔たゞ從來封建の制の餘波にて、此鄕は必一大豐邑なりしなるべし、今世の萩・廣島・岡山・仙臺・金澤などの類、上代も多在けむ、是封建風なるを以なり、殊に吉備津彦命以來、代々の封國にして、さる大邑もなどか有らざらむ、かくて中大兄皇太子も如此在豐邑の列國に數多處あることを見聞せ給ひて、頻りに郡縣制をば、善事に思し定め坐つらむ上代はまことに貢稅賦役も、田地の百分一にも足ねばかり、唯少宛貢進りても、上には不足の事なければ、下民は日々月々多倍生じて、海内に充滿たりしを、彼應神・仁德の御世頃より、漢國籍は屢々渡參ても、其國風を此方に學移して、政事の上にも移行はれしは、稍遙の後にて、上に云如く、上宮太子より發りて、漸に孝德の御世にこそ、眞の郡縣になりにけれ、されば孝德・天智の頃までは、海内の戶口まことに多在けることは、譬へば其昔も海内の土地田園は、今の土地田園なり、米穀の出來たることも、今の世に易らず、然るを後世とは大に異なる由ありて、其米穀をば、朝夕の食料とするの外には、毎家酒に造るのみ、其餘は外邦に私販するの所爲もなく、金銀錢貨に交易なして、孟浪に倉廩に蓄積して、廢舉をはかる者もなく、海内にて其地方々々の有餘不足を、玉帛・魚鹽・牛馬・絹布・器財に交易して、國用を辨ずるのみ、年々歲々

食用の有餘をば、外につひやし用ふることなければ、萬民の蓄息せざることを得ず、是れ上代と後代と、世の異なる大體なり

抑太古より孝徳改新の以前迄は、民の租税いかほどの定なりしとも、切に記せるものなければ知べからずといへども、孝徳の制に二十分の一と定られたれば、其以前はこれより少分也しに決せり、此二十分一の租にても、今後世に比れば、下民の食料の甚多分なることと推量べし、且右に云如く、上代には米穀は唯食用の外に費ることなければ、人民の蓄息は、信に天之益人の如くなりしを、後世は米穀は世に昔の程有ても、當昔の如く融通せず、或は奸商の徒米價の高下に依て、利潤を得ん爲に蓄積して、徒に廢擧を計り、或は外邦に私販して、空しき翫物・薬品等に交易などするにより、食用乏き地方には、下民皆孕脱しても、悉くは生育せず、所謂白牡丹の法を用て墮胎し、生を傷ふこと普通なり、予前に經濟の志有し初より以來、列國に經歴し、其人に遇毎に、其國の風俗制度、人民の情態、田園の肥磽・厚薄、租税の多少、産物の有無、戸口の員數、凡て萬端を問聞、眞僞を糺し、數人にも問明らめ、學友杯には此事のみわざと書つけも贈らせなど、漸文化の初方より、此頃までも、既に其大體を聞知見得たる國地、二十三州程に及べり、海内七十國未だ其三分一に不レ足といへども、其中に食用の不レ足地方に限て、年々産生の少きこと三四箇國あり、是を以天下に推及し知べし、さて今の世は海内治平久しければ、人民も殊に多く生ずべき理なるに、上代に不レ及は云も更に、近き

延喜の御世頃に伯仲たるは何ぞや、是他に非ず、上代と違ひ、今の世は海內に食用の米穀は有乍ら、衆民の口に得食はざるが故より起れり、近世は昔の程米穀は出來ても、年々米穀を外邦に私販すると、夥しく无量なる上に、奸惡の商人等多の米を買積で、徒に天下の人民の饑を乾して、其直の貴を待つ者海內に充滿せり、由レ是天下の民口に融通せざるが故に、米は空しく處々の倉庫に朽腐す、其上諸貨の玩物大に驕奢に長じ、其を求むるに百姓等は、米穀より外に金銀錢を得べき元本なければ、皆食用の米を沽却して、其品物を買求む、これよりして田地少く、食米少き地方には、人民の種子出來る隨に、生育せさすると能はず、此故に又米穀有餘の國地といへども、吾分を量りて、家內の口數を多くせず、食料を折て少しにても糶米を多くして、金銀錢をのみ得んとを欲し、奸商等は益其米穀を天下に乏く爲むことをのみ謀て、廢擧の際に利を得むことを欲し、金銀諸貨は年月を追て高價になり、諸侯以下奢侈の用度日夜に增長し、今に至ては元來米穀少き國地は云に不レ及、米穀多き國地は結句一兩年の不作あらば、忽に農民黃色をあらはし、上下餓死すべし、是其本は所レ謂はた師と云者の多きと、外國へ米を渡すと、萬民日夜に酒を飮ことの多きと、上下奢侈の甚きと、凡此三四より起れり、上代は外國にても國に九年の蓄穀なきは國に非ずと云しとかや、皇國の今の世は、一年の蓄穀も無き國地のみ多きは何事ぞや、古より米價の賤きをこそ、國の善政とはすれ、然れば米價の貴きを謀る者は國の賊也、抑米價の貴きは今の世にしては、一旦は士と農との利潤あるに似たれど、

食は人民の本也、其本乏少にて、遂に何の善ことあらむや、今の世にして此善政を行はんことは、天下の制度の本を改て、海内諸武士を土着せしめ、酒肆を禁じ、外邦へ漏出する米穀金銀を停止せらるゝの外なし、且天下改新の令なくば、此法行はるべからず、其本を改ずして、唯枝葉のみ改むとせば、却て敗の基也、正奇の巻に詳細に論ことを、深く考合せて自ら辨ふべし

さて中古の初より、上下盛んに佛法を信じ、次で儒教を尙み、佛教は欽明帝の世に渡りて、儒教よりは遙に後れて來つれど、其世に行はるゝことは、却て儒教より前にあり、さて其初より儒教を尙て、漢土韓國へも屢々學生學問僧等を遣はして、彼異教を學取られしは、右に云如く專ら彼郡縣制を羨み慕せ給へる大御意よりなせる、一大深旨あるが故なり上にはいかにもして、海内を郡縣統一にせんと、日夜に心掛給ふより事起りて、年々月々に政令科條繁くなり、遂には御宿志の如く、列國の國造をば事無く廢貶せられて、益々天下は靜謐なりければ、文華日々月々に增長して、上下人情虛飾に流れ、都鄙奢侈に趨り、衣服車馬宮殿門閣の結構、美盡し善盡し、賦斂これに依て倍して十分の一となり、それより民の戸口漸々に減衰し、公民甚數少くなり、浮浪不課戸海内に過半し、不稅無賦の田園民戸限りも無く多くなり、商沽遊民奸僧惡徒野に充て、盜賊海陸に橫行し、田園荒廢して、武威日を追て微弱になりぬ、加之佛教淫靡、世々を歷て倍熾に、遂には天子も圓頂方袍の黑奴と變ぜさせ給ひ、遂の果には孝德・天智の萬載不改常典と御定ありし、令律の制度も跡方無くなりて、漸に太古の惟神者なりし封建風に、立復るべき形勢の稍芽し初しより、鎌倉の代を歷て、既に其勢ひを現ぜり、今繰返し其大槪を云むに、上古の世までは、凡予が常に太古と指は、神代已來垂仁帝以前、上古と指は、景行帝より欽明・敏達まで、中古と指は、推古・孝德より後白

河以前に通る、それより以後は近古とも云り、又大凡に三に段みて、上代・中世・近代なども云り、皆其指ところ、大體右の心得に准へ知るべし海内人民の實に多有しこと、右の表文の邇磨一郷の盛衰にて推量べし、されば令制の行はるゝ世に及で、殊の外に減少せること、右の文にて看べし、是皆漢風外餝文華の制度を移行はせられし費より發れることとなるを、淸行主其理に未だ達せられざりしか、或は當世猶其令制の盛に行はれたる中なる上へ、自身亦儒者なれば、聊忌憚て其根本をば明著に論ぜざるか、右表文に、上宮太子の以前の美を稱て、隋唐通好大弊の起れる由を云れしを以て、漢風文餝の害より發せるとは思はれしと見ゆ此主必其心の著ざりしには非ず、さて其少し前ッ方元慶・仁和の頃、菅公讃岐守なりし時、彼國にて懺悔會の作、出ニ文草一「歸依一萬三千佛、哀愍二十八萬人、」部内戸口とあり、又同祭ニ城山神一文にも、「八十九郷二十萬口」ともあれば、當時讃州一國口數二十八萬人と見ゆ、然れば其頃とて、猶眞實に人民の減亡せるにも非じ、當時此州の一郷口數凡三千一百六人餘に當る、此を海内一萬三千餘郷に平準するに、凡四千餘萬人を得るなり、但次の卷に悉く論へる予が積算と、大凡符合せり唯列國の國司の政令行屆かず、民心信服せず、之に因て國内に所レ在の人民十に七八は、所レ謂帳別者になりて、田園貢賦もそれに准じて荒地と云なし、密に己が私田となし、上への租稅を遁れむ爲に、其課丁戸數をも隱匿しける國郡のみ多在りしものなり、此故に國守賢良にして、政度善なれば、部内に逃民なくして、此菅公の治給へる讃州などは、口數もさまで殊の外には鮮からざるなり、是全く郡縣制の大弊にして、國守は數年ならずして交代し、郡司以下は皆土着たる者なるが故より起れり、假に今世御料所の百姓の風俗を以ても推准へ思ふべし、今の世御料所の支配代官等は、年限も無けれど、それさへ折節交代する故に、郡内の戸口、又田園の上に於ては、少かの私なきこと能はざるに非ずや列國封建割據各治の制なるときは、此害有ことなし、今の世列國の制度には善惡ともあれども、戸口數の増減さまで無きもの、是封建治の然らしむるところなり

此公の二十萬口、又二十八萬人など作へるも、陰の御心には、當時餘國の戸口減少せるに對して、自の任國の聊多分なるほどをほのかに諷せられたるものなるべし、凡此時代殊に國司の治に善不善の利不利ありし趣大方ならず、是當時は戸籍の法、表向は嚴に備り在ける故に、其法中より如レ此大弊を生じたる所以なり、今の世の制にもこれに准ふべきこと有り、此に略く 其後漸々令制の實地弛衰へて、一條天皇の御世、當脩然宋國に渡りて、其王太宗に相見して、日本職員令、幷年代紀等を獻ぜし由、文獻通考四裔考に見ゆ、其文中に「五畿七道二島、凡三千七百七十二鄕、四百十四驛、八十八萬三千三百二十九課丁、課丁之外不レ可二詳見一」云々と云り、此は奝然が言上せるまゝを記せるなるべし、若此說實錄に據て云るならば、此時まことに海內課丁賦戶の減衰の極にして、按に文獻通考の說は、宋史より出たり、宋史の元文に就て見べし、又通鑑綱目に、唐の世の戶口數を記せること七ツあり、其内玄宗の天寶十三年、戶九百六十一萬有奇、口五千二百八十餘萬あり、是を唐の世の極盛とす、代宗の廣德二年に至ては、戶二百九十餘萬口、一千六百九十餘萬と見ゆ、此代宗の頃と、我此一條帝の頃とを比准すべし、南朝劉宋の頃は、いよ〳〵減少せしと見ゆ、是を我朝の天正前後、慶長以前の代に比准すべし、又澁川春海云、日本戶三百萬、口三千萬口と云るは、唯大凡に積りて云るなるべし、實正の員數實錄に就て云るものには非るなり 右の淸行の表文に、思ふに實に然も有べき由あり、然れども此一條天皇の御代の頃は、既に令制弛果て、諸國端々隅々に行屆かず、唯僅に朝政を奉じて、國府に獻進するところの大帳・計帳・六年見丁帳などに記載せる、國郡鄕村の戶籍に貫して、課役を勤むる編戶の民戶は、實に如レ此ばかりにても有けむ、然れども此一條帝の八十八萬三千三百餘の課丁、一戶の家子奴婢類男女二十人と積りても、一千七百六十六萬六千餘に準る、是にて浮浪多くありしをしるべし 抑此御世の頃とても、海內の戶口眞實に如レ此減衰せしには非ず、上にも云如く、上公の制令行屆かずして、所レ謂不稅無賦の田地帳外者のみ多くして、奝然が言にも、「課丁之外不レ可二

詳見こ」と云、延喜式の大帳に「隱首浮浪若干 など擧られたる類あるにて推考べし、さる帳外者の幾千萬と云ことを知らず、右に云る課丁と云は、是非なく逋るゝに能はざる百姓の上公への云譯に、帳面に錄て進れる表向の員數、所ㇾ謂帳面(ヅラ)のみ也、當時課丁と云は、課口とも云て、百姓の年齢二十一より六十までの男子正役を勤る者を云、又戸令義解に謂、戸は一家を爲二戸ト一也とある、一家は今の世に云一軒のことには非ず、今の世に云二一軒を一、古へ一烟と云り、但し一軒と云意にも通ふ、[illegible]戸ニ二と云、民部式には「凡封戸ハ以二正丁四人・中男一人一爲二一戸一卜、率租ハ毎戸以二四十束一爲ㇾ限、[illegible]二千束ニ」と云るにて、當昔の一郷は、凡今の世の本百姓二百五十人の宅[illegible]なり、此餘の人は皆其[illegible]の如し、たとひ家居は別に建ても、正丁四人・中男一人課役を勤る者に非れば一家とせず、是にては戸令[illegible]の戸は、一家[illegible]二戸一と云文を解べし、中男とは、年十六より二十までの男子を云、これは追つけ正丁になる者なり、[illegible]は四人を一正丁に准ず、又老丁と云あり、六十一より六十五までの男子を云、此は二人を一正丁の役に充るなり、是を次丁とも呼で、或は病ある者、不具の者をも、此次丁に准へて、平日の課役を免じ、自然[illegible]の時には、其身分相應の事に役はるゝなり、又[illegible]の者をば、凡て役はず、且八十以上[illegible]者には、侍一人を給なり、侍とは、給侍人・看病人の義なり、侍には其身の課役をも免さる、備これらの委きことは、次の巻に戸令を引て釋べし 是を以當世の賦役も、必減少しつること思べし、是皆令律の嚴制稍弛衰せしより、所ㇾ謂成功を募る弊など起り、漸次に世の轉變すべき時方向(マヽ)ぬる勢ひぞかし、かやうなる世數十代打續て、終は源平騷亂の世とぞなりにける、なほ此世轉變の委細のことは、次の巻に云へれば略す 嗚呼生齒は却て寬仁・長德の頃に伯叔たるべし、此事亦能考べきことなりかし、抑古今の間、史籍の載るところ、皇國内の兵亂に人民減少せし世は、應仁以後天文・天正・文祿・慶長の間に如くはなし、されども是亦數百年徐々荏々と亂世の間に生育して、上下皆時風に馴染たることなれば、今の世より昔錯の上にて推量思ふとは、甚く異なる趣あるものなりけり、吾家に弘治年間當國の守護吉見正賴の領内、吉賀一郷の惣百姓の員數を記せる物と、予が鄉里の内なる一村の本百姓の屋敷名とを記せるものあり、何れも當昔の實錄にして、予が先祖遊の時はりし軍中感狀、又知行の打渡など云判物類の中に在り、是にて當世の大體をば勸べき由あり、其委きことは外書に云べし 其後慶長御治國の頃より、誰が所爲とも無く、海内再上古の治體に立復りて、列國

に守藩の大小名各封內に割據し、領地を世々にし、武威を以て下民を治めさせ給へば、萬民年月を追て增長して、今の御世に至りては、既に上古の盛時に比較すとも、減ずべきには非るべし、然はあれど上件に云如き子細あれば、今の世の口數は、實に猶上古の盛時には僅に及ばざるべく、稍く寬平。延喜の頃に伯仲たらむか、近頃伊藤氏が制度通の國郡五等圖の下に云る說あり、曰、古へのことを右の積りなれば、千戶より八百戶までの所を大郡とす、六百戶以上を上郡とす、四百戶以上を中郡とす、二百戶以上を下郡とす、百戶以上を小郡とす、然れば當時の一郡と云ふものは、家千間より百間までの所と見えたり、古へ生齒甚少して、戶口も多からざること、是にて知べし、今時は少小の聚落にも、戶口千間に滿ざる所は有べからず、太平日久く、古へより人民の繁昌なること知べしとあるは、甚く上代の事實を知らず、古書の文に著くして、令制の一戶と云は、今時の本百姓三四軒以上に准りて、一戶の內に其家の子などの口數は、殊に多く有し實地を辨へず、甚く不レ精說にぞ有ける、又新井氏の折焼柴の記に、今の世高百石の地に二百人は有まじく云れたるは、是亦不レ精考にぞ有ける、彼主は其頃海內の惣戶口數などは、いかにも勘へ見らるべき人なるに、如レ此說はいかにぞや、予が生國石見などは、邊鄙の山國なれども、今世なほ現に百石の地凡百七八十人に准ず、每年少の增減はあれど、石見一國惣高凡十三萬三千三百石餘の口數二十五六萬は、數年に平準して出入なし、然れば都會廣邑の地の遊民まで通計せば、萬石の地に二萬人は全く有へし、但此予が云高は知行高にて、今の世所レ謂內檢高には非ずと知べし

かくて令制の行はれし頃の海內口數の大略を試んとならば、延喜式。和名抄等に載たる各國の租稻を米に積り、其米を以二十倍にして積るべし、されども是亦大法なり總出來米を積り、其出來米にて總田地高を知り、但當昔天下に不從先賦の田園戶口殊に多かりしかば、田地と出來米との積りは、唯其十分にしては八九步方なるべし、其實は此積りの外に、田地戶口はなほ多有べし、凡て田園の委き考は、別に記せるものあり凡中國の位に平準して、其頃の大

概をば知べし、予嚮に延喜の主税式・和名抄・拾芥抄・及古記錄・諸の古日記等に據て、精く推勘へたる物あり、延喜頃の口數凡五千餘萬に出入すべし、孝德帝以前封建制の世に比すれば、凡十分の三を減ずべし、寬和・永延の頃は、又其半減ずるに近し、（二千五六百萬口）天正・文祿の極衰の頃は、積るべき目當なけれど、多は此數よりも減ずるかと思はる、（猶ホ次ノ條に云々と有、併考見べし）穴提

負氣なき賤が所爲ぞ治れる、御世に在身の有の荒みぞ

古今兵權移變之大體

太古天神建制の元始より、武を用て治國の大本と爲給ふことは、今云ふまでも無し、此故に上天子大御自柔弱にして、大武兵權の本を握り給ふこと能はざれば、海內長久に治るべきやうなし、然れども其大御自ら甲冑兵仗を帶し、苟且（カリソメ）にも出征し給ふことは、本より尋常普通の擧に非ず、天下（アメノシタ）の大變なるのみ、恒に大將軍に委任て、四夷邊陲を統制せしめ、大御自は北闕紫微の深宮に安見居坐て、唯其兵威の大柄の本を擁することは、專ら天子の宸襟に出ること、太古の元制の規矩なり、抑日向宮御世の事は姑く論ぜず、神武天皇平定の後、朝廷には臣・連・二造の上首ありて、歷代海內の大政を擅にせし者も無に非れども、唯此軍兵を發し征伐を行ふ一大權に至ては、天子の命令に非れば、更に動すこと能はず、希に叛く者ありても、僅に其家の子等より外は、領內の百姓といへども、勅命に非れば、其主の私の命に從ふ者は、普通無きことなり、此故に上古の朝廷に在ては、武內大臣・圓大臣・蘇我臣

等、其後中古に降りても、所謂藤原氏の海内を席巻し、朝廷を開閉し、其極既に天位を博奕の如く弄する世に至ても、唯此一兵權のみ、特り勅命の出るに非れば、私に海内の大衆を動すこと能はざりしぞ、實に建國神制の遺風、士庶萬民の骨髓に徹りたる古則なりける、然るを此大威何時となく、上より薄らぎ初て、誰が所爲とも無けれど、遂に永承・天喜以後、源頼義・義家父子の手に移ろひ初たり、是其元因は何の故ぞと云に、彼の漢風文餝の驕奢、佛法惑溺の費弊より胚胎せり、今其形勢の大體を云はゞ、先神武帝以來、天武・持統の御世頃までは、或は海内の大兵を擁するの擧に至ては、偶天子の親征有しも、是猶太古の國體を廢給はず、是實に大武の本を握り坐し所以なり、其後令制盛に行はれて、始て文武・聖武の自國固有の體勢を變改給し頃より、稍く天子は九重の上にのみ垂拱し坐し、戎服凶器は卑賤の物として、目に見るも忌はしく思召し、朝夕婦女の手に馴染み、書籍絃歌の柔弱をのみ專と翫せ給ふより、四夷蜂の如く起れども、唯武勇の人を選み、臨時に將帥の任あるのみ。左右大將六衞府の諸武官も、名實相當れる如きは、纔に令制二百餘年の間のみ、其後列國司考選の政弛初め。藤原氏極盛の頃となりては、軍事武備は唯武士の賤業とのみ思ひ成れしかば、是より天下の兵權武家の手に移りぬ、さるは彼藤原氏未だ熾盛の間、諸國の士民自然と權臣の朝威を掌握せることを見聞習て、所謂上を學ぶ下の情次々上の心を心とせず、列國に遊民僧徒の惡黨多く、下吏農民はいかにも謀て、上を欺き下を犯し、貢賦を減じ、課役を遁れ、人丁を隱し田園を掠めむと思搆ふるの外なく、其

頃彼頼義の安倍頼時を伐や、本より國司鎭府の任にて、變に臨で未だ詔敕を受けずといふとも、何ぞ逆賊を討ざることを得んや、然れども此時未だ兵權其手に不レ在を以の故に、無二詮方一私の智慮才覺を用て、援を清原武則に語らひ、辛くして賊魁を誅することを得たり、其後朝廷外人を遣して、代り治めしむれども、東衆皆頼義に心服して、其號令を聞ざりき、嘗て頼義獨奧羽の賊を對手として、私に辛苦すること十餘年、辛くして遂に賊の巣穴を殲盡して、捷を奏するに及でも、猶朝廷其賞を猶豫せらるゝが如きは何ぞや、剩へ其後義家の鎭將たるや、武衡。家衡を征し、三年にして功を收ることを得たり、然るを朝議して、殆どこれを私鬪とせむとせらるゝに至るは、噫何の議ぞや、凡國守鎭府の任、叛徒を誅討することは、本より朝家の爲なり、國司鎭將の政令を用ざる者、いかんぞ誅せざることを得ん、是年來彼柔弱文飾の風なる儒佛惑溺の意より蒸腐せる、其世の情態なり、抑此時未だ海內の大亂に及ばず、且は義家父子眞忠の志のみにして、一點の私謀なければこそ、倘も後の頼朝。尊氏が如くならば、一時天下の大變ならむ、嗚呼幸なるかな、此時父子數十年關東に在て、東士等悉其武勇義信に感服し、一旦朝廷の命令よりも、勇威恩義の厚を慕ふこと、あはれ義家生界不忠の心術は無けれども、自然の如く東州の諸武士心服して、遂に擁武の大權將家の手に移べき芽蘖、此時に胚胎すと云べし、世に傳云、義家嘗曰、「子孫七世、而必當レ掌二握天下一」と、嗚呼可レ惧哉義家懸記よ、迦文に勝れること遠し、先に頼義鎌倉に八幡の氏廟を建たるも、暗に覇府の地を卜たる前兆と云べし以上の倚詳なる趣は、

次卷に歷代の史を引て考證せるを能看て、當昔の世世の移變の實地上を想ふべし

修身篇

今世吾曹古今希なる有難く忝き御治世に遇ひて、安枕飽食の餘り、漫に其身の分を辨へず、吾任にもあらぬ者の兵制を議論し、經濟を批判することは、いかにも有まじき僭上无禮の罪遁るゝところなからむか、然りといへども、予生僻の病なれば、既にも云如く、此書は唯一身の覺悟を手記して、子孫どの落散て、世に顯るゝことありとも、見者熊臣が例の譫言(タハコト)なるべしと思捨られよ、必取上て兎や角百年の後に世に出さむことを欲ふのみ、故に在世の間、他に示さむの意なし、されど倘草稿の反古なやと持扱はるゝことなかるべし、然れども後々百年の未來を察(オモ)ひて、今日現在當前の物理を議論せむとする者、先自身其物理の然るところの實驗なくして之を云はむは、唯空理浮言のみ、何ぞ取に足らむ、此故に此一篇は、予が此書を著作するの基本なれば、今强ちに此事を云て、後の子孫に遺誡す

凡世の經濟を論ぜむとならば、先第一に吾身を脩め、吾家を齊へて、而後に吾住鄉中の事に及び、其後當組當郡(組と云は、吾住國にて、近代の俗稱なり、さるは村を管るに郡名を用て係難き故なり、其は御先祖の賜封郡界に拘らざるが故に、姑く其組と云名を立て諸村を管る、實に不レ得レ止の稱呼なるのみ)の事に及び、其より我本領本國中の事に及び、其より隣國隣領の事に及び、さて遂に海內天下の論に至るべし、不レ然ばいかなる理術を說く者も、實驗なき徒言空論なりと知べし、是以此篇は先脩身に起り、評國に終る、皆予一身を以之を論議す、其天下海內に通る事の如きは、別に其篇を立ざるもの、終篇悉く天下國家

に係る論のみなればなり、夫熊臣は身一叢祉の司職にして、田園僅に一二町、四時半は農圃に交り、耕耘紡織して、家内を育む、神祭に供奉し、荷前の物を得て、夏冬の飢寒を凌ぐ身にして、何ぞや負氣なく、天下國家の治亂に關る大道のことを云べき、然れども今幸ひに太平の御代に生れ遇て、父母の養育を受け、幼少より父が敎へに依て、朝夕文案に倚(スガ)りて、和漢古今の書籍を見る縦(マヽ)に、いつとなく人心地出來て、自ら既く思取れるやうは、先吾身を脩めず、吾家を齊へ得ずして、其餘の事を云とも、誰人か之を諾はむと、これより愼で言語を顧み、行事を戒め、禮讓を重じ、淫酒を禁め、佚樂を遠ざけ、奸邪を惡み、日夜家業の勤めを勵み、漸今四十歲に滿ちて、辛くして一身を脩るの大體を得たり、而後に吾家も亦聊々齊ふることを得たり、故予に劣れる愚昧の子孫等が爲に、先其次第を荒增爰に云ひて、後來脩身齊家の階梯を爲むとす

○身を脩めむとする者は、先言語を愼み、行狀を正しくすべし、彼大學に所レ謂條々能く心掛て宜し、されども言行と云もの、さのみ愼み正し難きことなし、唯專ずるところ虛言謀計をなさず、世の爲人の爲に、不レ善事を云じ爲(ナサ)じと覺悟すべし、されど亦世の奸惡人の爲に、謀計詐言に乘せられざるの用心尤肝要なり、さて今の世は若年より酒色の爲に身を損(ソコナフ)者多し、酒を好む者、尤能金錢を費し、且色情に迷ふ者、尤能身命を輕くし、家を汚し名を腐す、又慢心ある者、己が才能に誇り、人を侮り凌ぎて、不覺の耻に遇もの多し、此三厄初より殊に愼むべし、次は博奕を翫で、盜賊と變ずる者も多し、

是亦始より誡むべし、此外も何に依らず、人の誹り惡むほどの事をば、必爲べからず、極て身の爲害となるものなり、其上家は各大小あり、身は各高下貴賤あり、各自ら生れ得たる其分に應じて、其身職業を大切に守勤べし、今は唯吾此蝸屋に生界を歷る、熊臣が一身に就いて云のみ、其他は右に准へて心得べし

右三四ヶ條、脩身の大害なり、毒蛇の如く恐れ遠ざくべし、其餘は我父祖より受繼來たる産業を、何にても隨分出精して、外を羨まず他を望まず、唯柔和謙遜溫順篤實にして、吾身生得の家業是より外無しと心掛て、晝夜不ㇾ懈勤むべし、熊臣が歌に

鄙に居て鄙の所爲に習はずて、道學ずる吾ぞ嗚呼なる

隨分吾示すがね生子よ、此山里に道學すな

此二首はかゝる淺鄙在郷にて、無性に學問ばかりして、吾家業を忘却して、家を亡し身を屠すことを、戒めたる意なり

然はあれど神の御上のさまをだに、知らぬ神人神に仕な

學柱立初しより吾家を、保に過ぬ身とは知りにき

此二首は、孟浪に學者にはならぬが善けれども、神職の家に生れて、神樣の御上の有狀だけは、能く知て居られねば、神に奉仕はせられぬとなり、一首は、學柱とは、學問と云は、書物を讀ことではない、二尊鶺鴒の尾を叩くを見て、交合術を得給ひしとあると同じ意味にて、外の善事を見聞て、其眞似をするを學びと云なり、立初しよりとは、初て學問に心を立て初めた時からと云ことなり、吾家を堅固に守り立て、子孫に傳ふるまでの學問じやと知りて、學び初めたと云なり、學者になる料ではないとなり

神隨(カムナガラ)道知る君の出坐(イデマサ)む、世をこそ待め下に忍(シノ)びて

神隨とは、天地の神の御心のまゝと云こと、上公の君主様が、自然と大道の御心を用て、世に出坐む時節まで、何も堪忍して待て居るがよいと云意なり

予が七代の祖までは、正しく數村の領地を賜はりて、武を本業と爲し、社職は兼帶なりしが、元和の初め、古主に離れ零落して、遂に今の如くなれり、あはれ天運循環とに、空言なるかは知らねど、子々孫々必武の本體を忘るゝことなく、倘一旦事有らば、國家の御爲に粉骨碎身すとも、毫末も恨と思ふべからず、嗚呼此一言誰が爲ならむ、後々千年にして、子々孫々云傳へて、遂に一度はげにもと思ふ者あらむ、吁、嗚呼

○因に予が居恒に人の才氣を試みて、所謂學問書籍の術に依らず、直(タヾ)に日本魂を琢磨せさするの徑捷方を示し導くところの大俗教の科條あり、此に附記して修身の兩翼とす

初重科　自己本分之位

(術)

士　或は川向などにて、我父主君を捕へ、既に刺殺さむとするを、我身弓鐵砲など携へて、遂に見かけたらば、いかにとかせむ

○主君は上國君より、下私の譜代重恩の主人までをいふ、假に仕ふる主にはあらず、國君以上は今いふ限りに非ず

㊟理

農　我も人も、手足は本何の用を勤めむ爲に、生れつきたるものぞ、是を知るをもて四民の本とす

㊟理

工　我も人も物食べき時、すこし過ぬれば、惣身だるく手足も働き難し、其時惣身の内にては、何處の何物が食を欲がるぞ

㊟術

商　片手に一人の愛子を抱き、片手に數千金を攜へ、妻と共に孤橋を渡らむ時、妻躓倒れて、はつかに吾足に取附たらば、まさにいかにとかせむ

○愛子は所謂一人子なり○數千金は家田地悉皆賣代なして、一囊に收たるなり○孤橋は洪水逆浪の上なるをいふ

右四則當席より三日を限る、各寸紙に書しるして投贈せらるべし、自身來謁して質れんは、尤然るべし

但此策問は、博學多才の諸君子に示さむとには非ず、唯愚婦庸夫の教諭の片端なるのみ、冀くは世の學者これを諒にせよ、咎る事なくば幸甚

二重科　　大義立命之位（以下二重、皆以理術相兼）

仕　我等君に仕へ奉るに、傍輩皆一黨して、密に君を弑せむと謀る事旦夕にあり、我身一人忠心ありて、則これを君に告むとすれば、君も我も忽に殺害せらるべし、もし告ざれば我又衆人と同じく、

君を弑するの大逆あり、此時いかにしてか君を救ひて、我忠心を全くせむ

能　尤大事なる時に臨み、君命を受て衆人を使ふに、役夫我命を用ず、まさに斬ておどさむとすれば、衆皆時の間に離散せむとす、此時いかにしてか君命を遂むとする

○衆人を使ふ、これは近日變の出來せむとする前に。將帥諸司の類なり

功　我身莫大の勳功あれども賞せられず、却て陰惡姦邪の者大に用ひられむ時、我身いかにか安心せむ

賞　われ君とある身にて一人の臣あり、嘗て吾一命を救ひし大功あり、然れども衆臣の爲に惡まるゝよしあり、故に今これを賞さんとすれば、衆人皆背て、國の大亂となるべし、剰へ衆人これ殺さむとはかる、此時功臣をばいかにとかせむ

○此二重科は、必今日吾身一分の上のみならず、治國平天下の意得までも、會得すべき爲なり

右等の傍例和漢に多しといへども、其始末忠孝の眞理にかなはず、皇國の實行に本づかざるものは、今據とするにたらず、唯我國神聖の大道に證するを以て極とす

三重科　　神人不二之位

生　爰に吾父母枕を同くして病ひす、命一呼吸に迫る、一醫來て云、一丸藥あり、用て一人を救ふべし、父母の內一人は助け給へといはゞ、まさにいづれにか存しめんとする

行　爰に君或は父母の重病によりて、藥を買ひに行途にて、盜賊に出逢捕へられて、しかも其代金を

渡さずは、一命をとらむといはば、いかにとかせむ

惱　爰に盜賊ありて我君父を討て立退く、われこれを追かけ出るに、途東西に分れて、賊の走る方をしらず、此時まさにいかにとかせむ

○途は門前晴夜深更なるべし

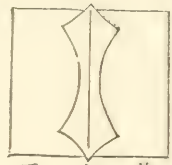
死　爰に吾父かつて主君に惡まる、主君吾に命じて父を殺さしむ、父もとより忠心にして、眞に惡逆の意なし、此時われまさにいかにとかせむ

右三重科を悟道せば、既に忠孝の眞理を極め、日用常行の岐路に迷はず、信に生死大安心を得たりといふべし、更に一卷の書籍をよまずとも、既に是我神國の神民、何をか外に求る事あらむ、あな尊と穴かしこ

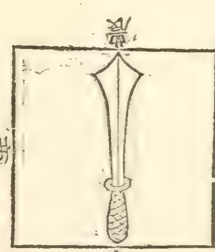
以上三重科は、先初重を策問し、其開悟を得て、次に二重科を授べし。必越階の案を誡む、執行地に於て甚害あり。最自悟えせざるとて、此方より説示すこと莫れ、此書は全篇總て血誓の上に於て示す書なる故に、次に四重許可の文面をも畢記す、上件三重每に自開悟に免狀を附與す、人の器に依て、三重の上にて、四重は姑く見合べきもあり、此三重科は本予が兵道の元本を示さむ料に、先衆人の器量・才覺・安心・立命の大意を試る科の公案なり、戲言の如く思ふべからず、猶此事に就て人々と對問せる書あり、此に載せず、志深き人には示すことも有べし

四重許可

忠者天地之常道、孝者从レ教从レ子之理



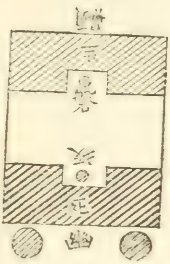




一命

生仕人君臣者、天地之經也

死神從父子者、天地之緯也



神代紀曰、云云、致ニ高皇產靈尊ノ敕於事代主神ニ、且問ニ將レ報之辭ニ、時事代主神謂ニ使者ニ曰、今天神有ニ此借問之敕ニ、我父宜レ奉レ避、吾亦不レ可レ違、因於ニ海中ニ造ニ八重蒼柴籬ニ、蹈ニ船枻(フナノヘ)ニ而避レ之

右四重許可まで、一階自悟を得る毎に、切紙に年月日を記し、實名花押印をして、悟者に附與す、

其時口授の條々別に記す、略二于此一

○予嚮に武用近思錄の作あり、（此書門人某甲が請に隨て、其草を讓れり）其中應對篇、獨旅篇に云ところの條目のみ、因に此に擧ぐ、應對篇の內○不レ知人と始て應對する時心得、○家內又途中晝夜怪き事有氣なる人に對向する時、○刀劍又飛道具類持扱ふ人と近く應接する時、○家內にて怪き物音などする所へ行見べき心得、○人の或は怪我又卒死、又喧嘩等の場所へ行時、○他家門戶出入、○座席起居、○飮食・酒宴・遊興・雜話・附用向ある時、○傍輩又同座の人喧嘩口論ある時、○婦人小兒と對話遊戲等、○狂人醉人の類、應對・同道・同席・同宿等、○盜賊囚類、幷非人穢多の類と言談の心得、○獨旅篇に○乘馬、（自他輿馬）○乘船、（海川）○途中大小便の場所、幷持道具解置の場所、附衣類着替等、○途中人馬行違、○途中岐路尋問、○同田畠・作物・野菜・果實ある所通行、○宿賃・諸買物・金銀兩替等、○大切なる荷物自他とも心得、○宿驛人馬送方附荷物、○舟渡牛馬荷物、○旅宿にて火事・喧嘩・盜賊、又非常の變、同寢所用心、○旅宿表裏・門戶・間道・湟溝・方角・二便所等、○旅行五戒、夜行・異食・賤妓・憑河・間道○同五愼、出入・休息・交易・舟馬・爭事○同五要・宿名・便所・溝瀆・門戶・方角

以上之條々、必其心得有るべし

齊家篇

其家を齊へむるとする者は、先父母妻子眷屬不和合にては、必家齊ひ難し、是によりて第一に老長を

尊び、幼若を慈むべし、次に何より前に吾家の分を考辨へ、其家一ヶ年の出入雜費何程と云ことを知り、いかに儉約しても、是程は無くて立ざる分を商量して、さて家に居ては、必勤めずして叶はざる、表立たる公用諸勤の費用を指引除置て、其餘を用ひて年中の諸雜費料とし、其寒暑晝夜の取渡りを能く吟味して、毎月出入・有餘・不足の勘定をなし、大中小ともに米錢諸色、いかにも一箇年限りに立て、引負にならざるやうを心掛、何にても少々宛有餘の蓄積なるやうに、家內を暮すべし、凡て人は其身分に超過せる暮方を爲るが故に、遂に借財出來て、家齊ひ難くなるものなり、唯吾分量を辨へて、入るを知て出るを計り、分量より毎事成丈は、低くに〱世を渡らむに、むつかしき事有べからず、是齊家の捷徑なり、外に求むべからず、但物儉約質素にすると云も分ありて、妄りに吝嗇私慾のみにして、其分をも考へず、禮義を闕ぎ、時宜に背き、人情の勤めを爲ざる者は、縱ひ其家富財豐なりといふとも、非常の變事に遇たる時は、遂に朋友鄕里の哀憐なく、忽に滅亡に及ぶこと、世間數へ難し、是又可ㇾ愼の第一なり、されば節儉の二字、常に忘るべからず、是まで有來の分量を減じ、俄に儉約を嚴くせむとして、事を改め例を缺ぎ、物を換ふるは、却て不儉約になることあり、是亦能々心を用ふべし、此事普通の大家に能有ことなり、唯十分にして其八分にて家を建て、餘を非常の手當とし、若變事無き時は、幸に蓄貯と爲べし、是節儉の中道なり

○家を齊ふるに、いかに正道を守り、節儉を勸め、家業出精しても、或は非常の變に遇ひ、或は病患

に罹りなどして、其家昌へ難き者あり、是は凶惡の神の所爲に依れり、然る者は隨分と幽神を崇め、祖先の靈を尊み、朝暮祈請して丹誠眞情に、貴賤善惡の神靈の冥助を祈奉りて、災殃を遁るゝの外更に術なし、天地神明の冥鑑、氏神祖靈の幽助ある時は、さる災害は自然と消失て、其家齊ふこと、必日を數へて待つべし

○凡吾一身を脩め、吾一家を齊ふる者、上下貴賤共に自己本分の安心立命無くては、其身の今此世に在ることの本源を知らず、人の人たる今日の職分を辨へざる者とすべし、故に今其大意を此に云はむ、謹で思ふべし

夫人たる者、元來何の用有て、如レ此世界に生れ出たる者ぞ、先其由來元因の所役を知て、後に身を脩め家を齊ふべし、抑此天地開闢せし其最初は、天神天御中主尊の大御心に成り初て、幽事（幽事とは、人の眼に見えぬ所に、其働きあるを云、所レ謂神の所爲なりと知べし）顯事、（顯事とは、人の正に眼に見て、其形體より始て、此天地間に有る萬物萬事の目に見、聲に云、是に爲事の限を云名目なり）相混同して未レ分所より、産靈の大神其天神の命令を承て、此天地世界を造出し給ひし時、其顯事に屬て此國土を生出し造成し、伊弉諾伊弉冊二大神の御實胤なる、我天皇朝廷の御爲に、天地人の三ッ一度定りぬる上は、不レ崩不レ騰、萬物其中間に生れ出て、各其種胤を不レ變ものは、皆其本天神産靈大神の御所爲に出るものなり、（此事既に上文に云如し）かくて其天神分職し給へる、其身々の一分に受具へたる氣質靈の不レ可二變改一ところの者是なり、是所レ謂種姓なり、今試に能く見よ、實子實胤は必其父母に肖似たるところあり、草木魚虫鳥獸に至る

まで、皆同一揆なり。之に依て其生れ得たるところの本分、家業の不レ可ニ變改一ところを辨ふべし、是其本は天神産靈尊の幽事より、此顯界に造り出して、活生（イキ）たる世の限り、顯界に立て顯事を勤めさせ給へるところなり。さて其身相應に形躰あるは質にて、其本は火（天日）水（月）土（大地）の氣聚凝結たる物にて、其質中に又一氣（風也）の神魂を屬して、息と共に質中に含留り出入して生活運動す。其氣中に天神分賦の靈あり、其靈即ち智識なり、（是即靈魂なり）音聲言語は靈の乘物なり、故に靈氣は幽に屬し、質は顯に在り。如レ此幽顯相混同して顯界に出で。上天子の御爲に生界其稟受の性に隨て其勤めを爲す。我も人も其顯事の勤め終りぬる時は、乃ち其分賦の智識を司るところの神靈は幽に在りて、其時顯界の顯事に屬たる質のみ、暫く此土に殘在れども、是亦終には化して、本の幽事に歸して、唯永く殘留る物は吾神魂のみ、儼然として眼に見えぬ幽府に在りて、永く君家子孫の長榮を守護ること、猶吾祖先の靈神の我等を守惠み給ふと同一揆なり、此大本の道理を熟辨へて、片時も忘却せず、僅の小家を治め、小村の長たりとも、其稟受たる今日の職分を大切にし、下を憐み上を敬ひ、邪曲を退け、正道を行ひ、生界其身を終るべし、是治に居ても、亂に居ても、我國の人の人たる天地固有の本分なり、謹而莫レ怠矣、此事漢土の聖人、天竺の佛陀、又世々の儒佛者等が說敎ふるところとは、其大本の道理全く異なり、能々辨へて彼道どもに惑ふことなかるべし（此一條は、上に云ところの主本・安心・名分・忠孝・結要の章と互に相發して、其然る理を悟べし）

我祖の業（ナリ）をし忠（マメ）に勤（ツトメ）なば、物不レ知とも家は昌（サカエ）む、身も安（ヤス）からむ

○遺ニ訓子孫ニ二條

先ニシ神事公務ヲ、後ニシ他勤私用ヲ、而不レ忘レ武ヲ

省キ弊ヲ嚴ニシ禮ヲ、敬レ上憐レ下、勤レ業以不レ讓レ他ニ

○凡各自先祖より受得たるところの產業を全く守り、永く子孫に傳ふべきにつけては、予代々神職を業とすれば、子々孫々吾家職を守り傳ふるまでにて、外に云べきこと無し、然れども予が此書の作ある旨趣は、發端より始て篇中往々に著しつれば、今煩しく言擧せず、此次知鄉篇を述むとする故に、爰に今吾自試み知ところの、齊家の半業なる農事の實地を、聊云はむとす

田地一段につき、春より秋まで功程荒積、如レ左

木部組、上田壹段但し國俗一斗蒔と云、所レ謂六分一の御種定の水田を云、畝の廣狹は、其田に依て大に差異あり

一　夫四十四人、但男女共に如レ左内七人、苗代床一式、一人荒鋤牛人共、一人二番鋤代搔共畔ぬり邊打、一人敷草苅糞入床踏種蒔迄、二人苗草取上迄、二人堤溝手掘夫春より夏迄、尤所に依り此上も掛べし三十七人、春荒起より秋所務俵入迄、二人荒起牛共、一人畔上溝掘、一人荒畔ぬり或は裏卸し共、一人二番鋤くれ返しと云、二人荒代、二人三番ずき、二人芝草刈、但土地に依り十荷定なれども、一人一日二荷位の地方もあり、山遠近にて定回し、一人代鋤、一人畔ぬり、二人植代捎振とも、二人田植女、但一人半日二升五合苗を殖る定なり、七人一番草守護、七人二番草、一人分取り、三人苅上げ、四人稻こぎ、一人籾拵へ何角、四人臼引并俵仕立、一人雜事手間心當、藏入拂夫迄

都合四十四人、一箇年功程

上田壹段高壹石三斗、此出來米凡壹石貳斗五升、極上作之年但此上田を呼ぶは、假に吾居村に就て云のみ、國中鄉中の上田には非ず、此事思混ふべからず、我居村の上の位の

こと、次に知郷篇に出す、看合べし

內　五斗貳升　御年貢引當　七升八合

諸纉米六歩御定通り　五升　御種米元糓一斗米　都合六斗四升八合　上納方引殘り六斗貳合作德米 但此内にて前件春より秋まで人夫功程飯米、此夫四十四人、男女飯米四斗四升、一人につき一日黑米五合、飯五合は一人の給米の定にして、右の注引ときは、差引殘一斗六升二合作德となる

右は木部組下組兎、木曾野兎、乾田(コガシダ)水田(ミヅタ)とも、雇人(イゴキウド)を使ひて耕作し得ところの積り、如ㇾ此

同麥作從ㇾ秋至ㇾ夏功程荒積、如ㇾ左

一　夫三十六人、水田壹斗蒔の地面、二人秋田荒起牛共、二人同邊溝上げ、十人種蒔麁入共、五人芝草取、宜ㇾ隨二地遠近、三人一番中打、三人二番中打、五人冬春麁入、二人夏苅上、三人こぎはたき、一人わら守護、俵ごしらへ等迄、雜事平準荒當

此出來麥六斗、內雇人夫三十六人の飯米給米三斗六升を、麥へ直し七斗貳升、米一升に麥二升替の利害にして差引米

一斗二升不ㇾ足、種子は不ㇾ及ㇾ云

右の外畠麥作守護、并春夏畠物稗黍粟大小豆雜作物大體作付功程、夫飯米悉米に直し積るときは、悉皆自身不二耕作一して乍ㇾ居、賃租(アゲサク)にして作德加調有こと無し、雖ㇾ然百姓は妻子家內皆晝夜にして、自身耕作する故、其田畠出來物を用て、御年貢に引當、其殘りを食料として、今日生命を保つこと云迄も無し、上件に積るところは、此我鄉中にて、古來より耕作の定式にて、守護手入共に此上なし、勿論近年百姓人數年々減少して、田園殊に多く抱へ作る故、甚だ麁作になり、定式の如くに手入えせざる

故に、出來米も大に減少し、田地年々磽地となりぬ、大に可レ歎ことならずや

鳴呼如レ此にして、自身耕作に怠り、拱手して一日を過す者、何ぞ家を治ることを得んや、延喜式既に麥作の功程等を記さる、上の人何ぞ知り給はざらむや。穴恐

兵制新書幽之卷第一之中終

兵制新書幽之卷第一之下目錄

此一篇以レ係ニ事多忌諱一、今除ニ此卷一、姑收ニ于外書一。

兵制新書幽之卷第一之下

知郷篇

凡我郷里の治法を看て、其弊を論はむこと實に難し、嗚呼知ることの難きに非ず、云ことの難きなり、さるは予が身其職に非ず、郷中を知者は、所謂今の世の庄屋なり、抑我住一郷の事を如此茲に擧論するものは、前に云如く、我身を修め、吾家を齊へて後に、我郷中の論に及ぶものなり、さるは我一郷の中其身を修、其一家を能齊へ居者、熊臣一人には非ず、數十百人あれども、一人も我郷中の事を心に係て論ずるもの無し、所謂庄屋と云者にだにも、今日唯吾身安穩に役向をさへ無難に勤むれば、上の御爲下の爲に、往々永久の利害損益を思ふ者一人も有ことなし、皆唯今日眼前の利欲を事とし、追從阿諛賄賂腰折して今日を過すのみ、是何の故ぞや、中心に立本の志無く、國忠を思はざるが然らしむるのみ、予既に國の御爲に、永久の利弊を思ふ故、竟に不得止非職非任の不要の辨論、必竟筆紙の費なれども、生僻の捨叵き病なりと知べし

一　凡兵を說者、其治國の本を不知して、末の枝葉をのみ論ずるは、今日の急務を捨て、來年の設備を爲に等し、予既に我住本郷の治に、利害損益曲直眼前に有を、看すく其得失をも考明めず、漫りに我住一國内の事に及ばむや、況んや天下海内の治術をや、抑國家の治亂は、政治の法にあること、今

云迄もなし、此故に我住一鄕中の利病を先きに論て、後に隣鄕に及び、夫で國內に及ばむとす、然ども今此利病を云には、所謂奉行・代官・庄屋・役人の曲直邪正を明白に辨ぜずば、爭でか其病根を探らむ、其病根を探らむとするに至ては、又更に上の政令の是非・邪正・當否・寬猛・嚴慄と、又奉行・役吏・代官・橫目・庄屋等の邪正・忠佞・曲直・得失・公私の大體をも云はざることを得ず、依て此篇中悉く役吏の胸裏に砭し、肝膽に針する讜言のみ、豈目前に吾身の爲に禁諱と云はざることを得んや、如ㇾ此て旣に一鄕を治る者は、旣に政令の實地を操るの職分なり、假令一小村なりといふとも、旣に政令の實象を手に行ふ者、何ぞ上公の爲に其善治を思はざるや、自身其職に居て、其長久に鄕民を治め、己が子孫に傳へて、上下の安穩なることを願はざるや、唯眼前の利潤に羈されて、朝夕村民をしへたげ、上の威權を假て下の貢賦を債り、中間に私欲を行ひ、賄賂を收りて、己が倉廩を富し、僅に今日我身在役中の無難をのみ計りて、君國の爲に永く善治を思ふこと更に無く、唯我身我役中を無事に勤めて、首尾よく立身轉役さへすれば、跡へ出る役人の難澁になる事をも、看す〳〵構はざるは可ㇾ憐、予之が爲に今我住一鄕中の代官・庄屋・下役人等が、奸曲邪橫の巢穴を探り、玆に後世の利害を曉さむとす

一　抑此我住國內の百姓と云者に凡三色あり、（但此三色の外に、或は武士持分、町人抱、寺社持分などの假名有ㇾ之、所ㇾ謂給人名前たる者一色あり、並是は强ちに今の世に於て國政に害ある者に非ず、其名は異なれども、本人體に有る故なり）其一色は、現に家子男女を率て一軒を治め、田畠を耕耘して貢賦を收め、御下札仕切を頂戴して課役を勤め、作德加調を以て妻子家內を養育する者是なり、是所ㇾ謂本百姓にて、中古の

良民なり、又其一色は、田地は吾物に非ず、其村の庄屋の抱へにして、所謂辻百姓と呼ぶ者にて、此色は中古には無きものなり、其田園を作り貢賦を納め、課役を勤ることは、本百姓と異ならねど、其田畠の年貢も賦役（板紙・雑穀・薪・秣等、又諸沿方夫人足）も、庄屋より能程に宛合て、進退皆庄屋の自由にし、年貢の外春定の加調（加調と云名目は、調とは太古より田租の定數を呼ぶ名なるを、其定數より増加して收る故に加調と云、作德のことなり）をば、村主の庄屋へ取り、作人は僅に其餘の有分を收得て食料とす、然れども米（年賦）紙（賦物の中の紙）などの未進あれば、田地を作らせぬまでにて、元來自己の持田地に非る故に、辻百姓と呼べり（此色の類に、又庄屋下作と呼者、又無縁と云一色あり、庄屋下作は庄屋の家子なり、辻百姓に似て小異なることあり、無縁とは百姓の下作家人の如き者の惣名なり）今一色は、唯空しき假名にして、現の家主男女も無く、唯某屋敷分、某兵衛田高何石何斗、畠高何石何斗など、帳面幷に御下札仕切（仕切と呼ぶは、皆済目錄のことなり）にも、假名を記して、其名はあれども、其田地の主人は無し、其作德加調は皆庄屋の方へ收るなり、然も其田畠は雇賃にして、賃租にしても貢米賦紙の外は、諸納物小成物（諸納物とは、薪・秣・茶・魚・獸・海草・縄・竹・萱類無レ數、皆小成物と云）是等の類は皆現百姓の被になるのみならず、或は臨時上より下行米配當物等あれば、却て此假名前田地へ多分に配當しなど、萬づにつけて現人よりは、其田地の當りを宜くすることにて、是は有名無實の百姓なれば、此者多きほど、大に郷中の現人惣百姓の害となること、云までも無し

但先年入魂なる役職の仁、懇に尋らるゝに依て、愚意粗書付て御覽ぜさせつることありき、今其事の箇條ばかり爰に擧て、僅に糸口を引く、其予が意見の如きは、有ニ憚忌一を以てこゝに略きぬ

○御領內御圖帳前、當今現在荒廢有無、御改有ま欲き事

○楮畠と中畠地改正　○近年村々下作多くなれる事

○無レ主田地へ新百姓可レ居事

○假名前へ現人可レ居事　○往古御圖帳前屋敷附の通、舊復の改制の事

○夫米の事　○請捨(ウケスタリ)の事

○寺社祠堂米の事　○寺社家抱へ田地の高、諸役目引の事

○諸續と云物の事　○在村中の諸事庄屋任せになされて、往々庄屋の權威强くなり、後年國の巨害を生ずべき事

○古法の御規則は良法なる事

○商人札幷運上、附酒屋の事

○百姓近年殊に困窮せる其本原の由來、能々御吟味有べき事

○御手元御家中一統追年困窮の元由御穿鑿の事

○御蓄積米銀、武備の品々等、前代より增減御吟味の事

○他國へ出去るところの金銀雜產物の利害の事

○自國へ不二買入一ては、上下今日難二相立一品々能々御吟味の事、附自他出入損益利害御計會有べき事

○御領内在々山野に自然生の藥品草木の類、能々御改なされ、年々掘出し製方の上、藥店へ出さしむべき新制の事

○方今列國諸侯方、悉く所ﾚ謂商人肌にて、互に賣買の利潤を爭はるれども、從來の町人商人等に委任せらるゝ故、自然と糶糴(ウリカヒ)の大權奸商等が手に墜ちて、上の利潤にならざる事

○新開銀鉛銅山、附蹈鞴木地屋

○在々御立山　○山林森蔭伐

○鹽濱　○海邊防禦御手當

○御界目の事　○山川海獵師幷御運上

○他領入合場所山札等

○炭山薪出所直段の事

○近年都鄙一統奉公人鮮くなりし由來、附給金增長奢侈より發る事

○都鄙日雇人給銀增、附細工人工作料追年增長の事

○道橋　○新墾すべき山野閑地の事

○他國より逃來る牢人勝手に留置て、百姓とせらるゝ事の論

○社祠寺院、幷庚申塚石地藏、附札所と云事

○列國寶鈔の通用追々下落すべき勢ひの事

○隣國と領地の便宜に依て、貢米爲替にして、便不便の事、附此事より問屋の奸商多く出來る事

○產物括賣　　○諸器械賣買の制度

○御切手　　○御札座附兩替

○海運回船并津湊改革制、附商人舟停止の事

○天下一統改新制なき限りは、大小の諸奸商等を押へ難きの論

○在方田畠池溝川堤等損所、夫掛役人穿鑿すべき事

○公邊より御重役方御通行休泊人馬送方の事

○江戸夫等の事　　○行倒れ者等の事

○穢多番太乞食の事

以上五十四條内六條、以二禁諱一闕二標出目錄一

○木部組中村々田畠の位

中ノ位吹野・畑・小野・中組木曾野・下組・小山　　下ノ位長野・福谷・平野・下山・奥ケ野・三歩一合十三村

○同石積中の位は新田畠、未以來ノ新田畠ともに石盛右に同じ、尤或はたとへば五反六畝二十歩あれば、二十歩を三ツに割、右石盛の位へ乗る時は、何石何斗となる、三十歩に足れば一畝とす、或は拾壹歩壹厘ある時にても、十歩より壹厘迄は三ツに割る、

大凡壹町が十二なれば拾貳石、十なれば拾石程の物と見ゆ

中ノ郷田十三麥田　十二上田　十中田　八下田　五下々田　五等
中ノ郷畠八屋敷麻畠　六上畠　四中畠　二下畠　一下々畠　同
下ノ郷田十二麥田　十一上田　九中田　七下田　五下々田　同
下ノ郷畠　八屋敷　六麻畠　四ッ半上畠　三中畠　二下畠　一下々畠　六等

○免定

吹野村　四ッ四歩貳朱　古來四ッ八歩二朱の定前年四ッ免下げとなる
畑村　三ッ壹歩　小野村貳ッ三歩
中組村　四ッ四歩五朱　木會野村三ッ七歩九朱
下組村　三ッ八歩　下山三ッ壹歩三朱
小山　貳ッ七歩九朱　平野村三ッ九朱
福谷村　四ッ六朱　長野村三ッ九歩五朱
奧ケ野村四ッ四朱　三歩一村四ッ八歩六朱
合十三免
古田平準免　本高免三ツ壹歩貳厘餘、殘高につき免三ツは八歩五朱四厘貳毛餘
古畠平準免　本高免三ツ三歩五朱六毛餘、殘高免三ツ三歩六朱七厘四毛餘

新田免
吹野村四ッ六步五朱　　小野村貳ッ八步八朱
但外村は違ひなし
未以來ノ新田免
小野村　貳ッ五步五朱　　吹野村　三ッ貳步貳朱
畑村　貳ッ六步八朱　　中組村　三ッ四步四朱
下組村　三ッ貳步七朱　　小山　二ッ壹步七朱
木曾野村三ッ七步九朱
平野　貳ッ貳步四朱　　下山　貳ッ三步八朱
長野　三ッ壹步壹朱　　福谷　三ッ壹步四朱
奥ヶ野　三ッ三步九朱　　三步一村三ッ三步三朱
合十三免
年々新田平準免　本高免三ツ一步五朱四厘五毛餘、殘高免三ツ七步五朱三厘四毛餘
年々新畠平準免　本高免三ツ八步四朱一毛餘、殘高免同
未以來新田平準免　本高二ツ三步六朱四厘四毛餘、殘高三ツ三朱九厘五毛餘

同　畠平準免　本高免三ッ四朱、殘高同

但未以來ノ新畠組中に有ばかり、外には無し

右は木部組一鄉の大體を記す、今思ふにあまり煩しく、如レ此事まで知りて云ずとも有べきに似たれども、凡て修身齊家より說き來りて、今知鄉篇に及び、次々公私の爲に心中の利弊を刺論する者、こればかりの事を不レ辨しては、いかむぞ其實地上の事を云に足ん、見者例の熊臣が丁寧反復なる心僻を嘲ることなかるべし

兵制新書幽之卷第一之下 終

原本此次に評國篇あり、事長く文繁く、或は眼前の禁忌に似たる說多きを以、今年三月九日予が生誕の日に當り、惣て此書の草稿正奇兩帙合て三十八册、一紙半面を遺さず、庭上に積累て一炬の烟となし訖ぬ、其深意の如きは別に爪記しおきたるものあり、故に評國一篇闕て存せず、人怪むことなかるべし

凡蝸牛の如き一家の內といへども、親代々仕來りし古法舊風を改め易へざるは、掛卷も畏き我皇國の本道、天神建制の大規なり、まして況んや一鄕一村より始て、一國一天下の大政をや、舊慣に沿り古格を守り、妄りに新意を以事を修めむとするは、恐くは外國異敎の餘習のみ、嗚呼國家大小の政道治術を操行ひ給はむ大人君子達、能々思惟斟酌いふまでもなき御事なるべし、穴畏

○韓退之答張籍書曰、昔者聖人之作春秋也、既深其文辭矣、然猶不敢公傳道之、口授弟子、至於後世、然後其書出焉、其所以慮患之道微也、又曰、然觀古人得其時行其道、則無所爲書者、皆不得行乎今、而行乎後世者也」と云り、嗚呼信哉、予於此書、有深感激而不止者矣、遂記之於此以爲題言

兵制新書幽之卷第三目錄

兵制新書幽之卷第三

太古之治體、附姓氏管轄圖

凡今世の兵制を論ずるに、太古の治體などのことは、をさ〳〵不用の論なりと思ふ人も有べけれど、是亦我も人も自國の本體を辨へ知ざれば、其本心に眞木なくして、忠孝の正理に迷ふべき端なれば、今少か太古。中古。近古の治體の大凡を畧論するのみ。學者往昔の迹を考察て、今の世の形勢を思辨べし、（其詳なることは、今此に書す限りに非ず、古書を學で知べし）夫皇國の太初天祖瓊々杵尊、始て此國土に天降坐時に、彼天神の詔命を以て五部首神達を始て、尊卑上下臣連八十伴長の神等、數多陪從て降來坐て、其皆天上にての貴賤、本の氏姓の隨に各其官職を奉はり、其序次を守り天祖を補佐仕へ奉り給へり、されば萬の事の政法制度、皆彼天津宮の天津御定を準正とし、天下の重事は先神事を第一とし、次に萬機の政事悉くに天上の儀を受傳持行はせ給ひき、今其大凡の體を云へば、先朝廷に仕奉る臣連の素の系統に、皇別神別の二脈あり、其神別に、天神地祇の二流あり、（遙の後には、蕃の別あれど、そは上代には無かりしなり）さて其加婆禰（後に姓の字、或は尸の字などを書く）別つに、臣連國造伴造と四種の爵號ありき、其姓は素姓に尊卑の階級を具へ、永く變易まじき制定なり、（天上は今も尚如レ此し、其は万古にわたりて、一日の如き治制の國なればなり）故官職は一度定賜はりぬれば、永く其姓其家に附て、他に移し任らるゝこと無し、貴姓は本より上に立て、賤姓は次々下に從ひて、京國の八十氏人、姓の知られぬ下

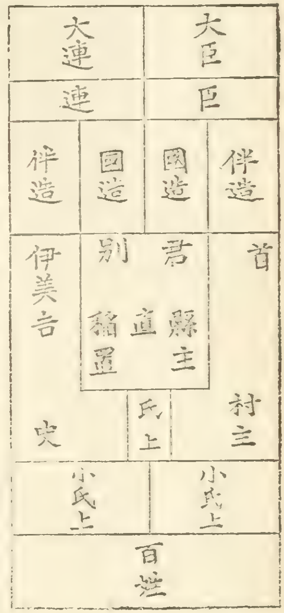
民まで、朝參行立の列次より始て、公私の宴會の席位萬づの次第、皆己が受得し素姓の任に、各自氏姓の官爵職業を違へず、其部々々の下民までを管領て、次々其首長の下に屬きて勤み仕へ奉れりき、故即て其仕奉れる官職事業を、姓の名に負たるぞ多在ける、又其官職の上にも、大凡の高下有しこと、能考有て知べし されば加婆禰とは、其系統の尊卑を云語、宇遲後に氏の字を用ふとは、其支別の類族を別ツ時の語、又都加佐とは、其仕奉る某職此業を司る人に云、久良爲とは、朝參行立の座次を別つに云言なり、後世官位の二字を都加佐久良爲と訓も、此意なり、されども後世の官位とは なはだ異り 又列國には所謂國造伴造と稱者ありて、其各國を治る君爵の惣號にて、其中に君・別・首・直・縣・主・稻置・村主・伊美吉・史など種種の品級ありて、各大小甲乙の次序有しことゝ見ゆ、又朝廷には臣連二造の上首あり、其各一姓の氏族を管領て仕奉る、本原の所由は、右に云る天上より陪從降來座しゝ諸神達、又此國土固有の地祇達の各々其地に據り、其職事に任れて、其子孫次々廣ごる縱に、各自其本系の家を尊び、此を一姓氏族の上首と仰て、類族皆某姓と名告り、各國各部に其領分の下民を治めて、永に仕奉れる故に、貴姓の族は海内皆貴く、卑姓の族は都鄙皆賤きなり、蓋其姓尸の名は、私に呼初つるものには非ず、悉く皆上天皇の勅にて定賜へるもの也 是其太古治制の大體を云にて、神世治道の根本、天津御祖の敎制の大綱なり、如レ此て天祖御一世凡一百七十九萬一千餘歲の間は、更に違變ること無く、君臣萬民皆一日の如くに治まり仕へ奉りき、それより漸々人の世に移り、天皇も臣民も此國土にて生れ出て、壽命も稍短く成て、彥火々出見尊・葺不合尊の二御世を歷て、先レ是天祖御治世年數のことなど、委曲に予が著せる日本書紀私傳同外書に云り 神武天皇以降の大體は、古事記・書紀其外の古書どもに傳へた

る趣を伺看て、次々轉び來つる狀をば知べし、さて我國にて姓ノ字を用ひられし狀、其處に依ては加婆爾とのみ讀心得べけれど、又賜ニ其之姓一とある文などには、多く宇遲・加婆禰と訓べきが多し、此差別等も私傳の說能讀意えおくべし神武天皇以後、上代未だ外國風の入來らざりし大御代の間は、右に云如く、神代の制定未レ崩レ墜らずして、海內の萬民皆己が本姓の上首を、其國民どもまで尊奉て、萬姓各其姓氏本產の地を領し治め傳へ、其事職を世々に守り、失はず違へず仕奉りて、次々紊ること無く、遁るることなく、海內野のそぎ山の奧まで、姓の知られざる土民一人も無かりければ、さるは天下海內の列國都鄙、其一姓戶一姓戶に分領して、領內に他の姓戶の人一人も無かりければ、譬ば國地の界は、一姓戶族を以分割せる如し、故に地は其領主に屬て界を分たるなり、此本元の理を知らざれば、太古の治に疑惑ふこと有べし下に爭ふこと無く、背こと無く、中らに誤ことなく、亂ことなく、天下常に事鮮く、朝廷は上に尊く、平生に閑に安くのみ大座しき。其後稍降りて、崇神・垂仁の大御代より、海外異人も歸化參入て、即ち皇民となり、或は朝廷にも召上て仕奉らせ給へば、其功勳を褒て、即其類族の上首にも定賜ひて、其を蕃別と呼て、皇國固有の皇別神別の外に、又一種の姓氏ぞ出來にける、是等が中には、其本國にては、本は異姓なりしも、約めて其上首の部下に屬貫れては、某氏と名告る類も有ぬべし、されどそれはた知らるゝ限りは、姓の號をも別にして、改約しおき給へりき此族等は本よりの皇國人の姓とは混雜へさせ給はず、序次も下賤くぞ定置せ給ひける、如レ此太古より人に貴賤の差別を分るに、姓戶の高下を用て定ければ、後に及では、希には心惡者の祖先の系統を僞る類も出來けるは、大方外蕃人の裔などよりぞ起り初けむ、是に依て自然と其祖先の系統を糺正させ給ふ御制法も、殊に嚴になりぬ、允恭帝の制、思ふべし其より漸異國風を見聞習に及で、いつとなく氏と職との差別出來て、舊は職なりしも、其職業を以仕奉ることなく、唯其類族を分る料とのみなり行つ

れど、猶推古帝以前までは、姓以二尊卑一次序し、氏族を別て各治をなしゝ、太古の神別の大體は遺り行はれたりき、今其大體を擧記さば、まづ臣(オミ)と云姓氏の上首を大臣と稱ひ、連(ムラジ)と云姓氏の統領を大連と云、大臣と云號は、記の日代宮段に、建内宿禰(タケシウチノ)爲二大臣一とあり、此は所謂官職にて、即ち姓(カバネ)にもなれるなり、此時に大臣の號始まれるには非ず、なほ上世より在來しものなり、其後雄畧帝紀に、以二平群臣眞鳥一爲二大臣一、以二大伴室屋物部連目一爲二大連一とある、皆上古の遺制なり、此時は臣と連と左右に片分て、海内を統制せさせられしなり、本より臣ノ姓ノ人ならでは、大臣に任さるゝことなく、連姓の人ならでは、大連に任さるゝこと無し、其亦賢才徳行勝れたりとも、本より素姓の高き家の人に非ざれば任さるゝことなし、神世の制は徳行才智を以尊とせず、唯其素姓の高下に依て貴賤を別つこと、同姓といへども、亦其家の高下あり、後世の漢風なる制とは甚異なりき 國ノ造伴ノ造と云は、是亦官號にて、臣連等の氏人を部類て仕奉る職を稱(イヘ)り、是亦大臣大連の職と意通ふ如し、以上四種の姓(カバネ)は、太古海内諸士民の氏々の大統領なり、さて其が各下を治る體は、大臣の人は臣連の下部領に、大小の氏上と云者有りて、各其一氏族を部領せり臣ノ姓の大小氏氏の氏ノ上の人々より、其氏族なる國造・伴造までを受持り、大連の人は連ノ姓の大小氏々の氏上より、其氏なる國造・伴造までを受持り、臣連二姓の國造(クニノミヤツコ)國ノ造には大國造・國造の二級あり、大國造は一國の宰なり、國造は半國或は一二郡司の主領と見ゆ、國造と云義は、國の御臣なりと云り伴ノ造伴ノ造は其部々々を掌る者を指て呼り、言ノ義は、伴之附子又伴之御臣とも云り、故其部にありて職をなす者をば某の部と云り、太古掌職人は自身其事を爲せし故に、その部ありて職を爲者をば、某の部と云なり、部は登毛とも伴禮とも訓て、其職を爲す人等は、一班になして謂なり、各々に言別て呼には、某作(ナニツク)りと云り、故に伴造とも云は、首直史などを呼稱なり、但國造などをも混同にして、伴の造と呼しこと、孝徳帝紀に見えたれど、其は後の言なり等の人達は、無姓氏人より部曲の民人までを、各其氏々にて部領せしなり、此に無姓氏人と云は、最下賤の者は、姓は有ても、言擧するに足らぬほどの者をさしていへりかくて臣連(オミムラジ)二ノ造の上(カミ)に、君別(キミワケ)の二ノ姓、下に縣主(アガタヌシ)又直(アタエ)・稻置(イナキ)の三等あれど、是等は列國の事に預れる爵(ツカサ)にしあれば、一班になして云へば、皆國造(クニノミヤツコ)と呼べり、又伴ノ造の方にも、稍後には首(オビト)・史(フビト)・村主(スグリ)・伊美吉(イミキ)など呼て、是亦京國ともに有しなり、又國造伴造の上下の位次は、今定考難し、孝徳帝紀に、別・臣・連・伴ノ

造・國造・縣主と見え、又國造・伴造・縣主・稻置とも見えたり、此頃となりても其位次の大體は、太古從來の蹟に甚く差ふこと有まじければ、其序次なほ考ふべし、又君ノ姓序を記せるもの見えず、古事記の内に皇子達の裔に、某君と云もの三十九氏、某ノ別と云尸姓二十五氏なり、皆列國に封されて、朝廷に奉仕て事を執らざるが故に、其蹟見えざるなるべし、太古は國地に割據て、殊に威勢ありし者なり、今は姑く君・別と次第せり、さて此君と云姓ども、遂の後天武帝十三年八色姓に改定せられし時に、眞人と云を賜へり、さるは灼然かる近き皇族のみ十三氏なり、是十三氏以前は皆君と名稱しにて、記に見えたるは皆君とあり、書紀今本は皆公の字に易て書たり、公の字に換られしは、殊に遂の後天平寶字三年の詔なれば、書紀も撰錄の當時は、君ノ字に作れたること決なし、今本は天平寶字以後の者、之を書改たるものなり、眞人は萬比登と訓て、天皇を現神と申に對へて、眞人と云義なり、漢土に所レ謂眞人の意とな思混へそ、此後眞人の姓を賜へる氏々多くなり、姓氏錄に見えしもの四十八氏、史に見えて錄に漏たるものを數へば、六十氏にも餘りぬべし、當御世に遠き皇族なる皆姓の氏々は、天武十三年十一月戊申朔、朝臣の姓を賜へる五十二氏の中に、十一氏見えたり、是よりも遠き皇族は、なほ舊のまゝに、君ノ姓にておかれしにや、錄の皇別に、公ノ姓なるが三十六氏見えたり、されど後推古以後漢風なる官班位次の制行はる隨に太古神別の姓尸の甲乙順次の制は、いつとなく弛廢て、大方は列國都部ともに無位無官の百姓白丁等が、行立座次の時などにのみ、貴姓の賤姓のと云甲乙も行はれけらし、漸次に廢果て、遂に後世の如くはなりにける、蓋し天武帝、八色改定の時もなほ姓の序次は無位の者のみ、古來の隨に姓の高下を用て序次を爲つる、當時人心の猶古風を廢難くせしことと思ふべし　又臣尸なりし人々には、天武十三年に阿曾美といふ姓を賜へり、もと臣ノ姓は太古神別の氏々に主と賜へる姓にて、上文にも粗云ふ如し、光仁天皇寶龜四年、改て朝臣に換へられき、言義は吾兄男臣なり、朝臣ノ文字換へられしは、阿佐於美の字訓を借れるのみにて、此文字の義には非ず、但し朝廷の臣と云意を含めたることは有りもやしけん、吾兄男とは、記日代宮段、倭建命の御歌、又朝倉宮段、袁杼比賣の獻歌などに見えて、其を約めて阿曾とも云へり、阿曾は記の高津宮段、天皇の大御歌にも、又萬葉十六などにも見ゆ、ともに上世の稱言なれば、太古より在經たる臣ノ姓の上へに、其稱言を添へて、臣ノ姓よりも一段上なるものとせられたるなり、此朝臣をしも眞人の次におかるゝことは、眞人の姓は右に云如く、近き皇族達にて坐せば、臣ながらも同じ臣の列には數へ難し、阿曾美の姓を賜へるは、もと臣ノ姓なりしにて、是は神別の氏々の多けく、神代より臣達の班なれば、臣ノ中の殊に卓越たるを取別て、阿兄臣の稱名にて、名づけられし成るべし　天武帝八色改姓のことは、

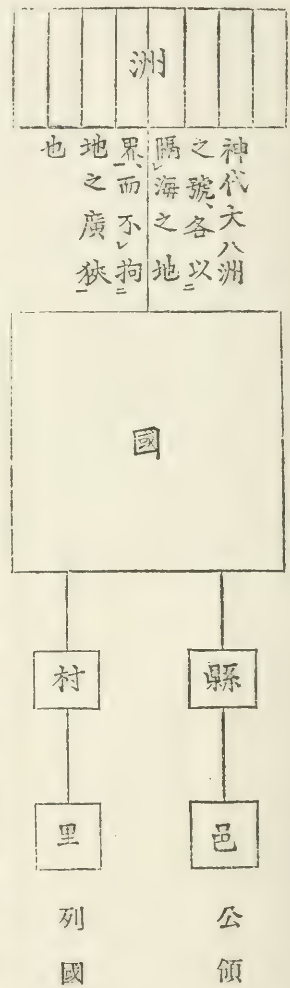
猶次に云ふべし、さて上古の初方、國造・伴造・文君・別・直・縣主・首・稻置・祝・村主・伊美吉・史の類は、太古の職號の即チ姓と爲たるにつきて、其姓の氏族を糺正さん料に、氏ノ上と云號起れり、氏上のこと書紀雄略天皇元年の私傳に委註へり、此は一氏の從來の所職失はせず、其系統を變ぜさせまじきが爲の制なり、（此氏上と云も、遙の後に漢風官班の制起りし御代より、唯其系統の本を尊みて、當時の官位の高下に拘らず、あながちに一氏の氏上と定めらるゝことになりぬ、然るは文武帝紀に、戊戌年九月戊午朔、以二无冠麻績ノ豐足一爲二氏上一、无冠大贄爲レ助、進廣肆服部連左射爲二氏上一、无冠功子爲レ助とあるを思ふべし、氏上ノ助と云者は、以前もありしにや、一氏の類族いと多在んには、僅に一人にて糺正爲難きことなるべければ、必上代よりして既に助役も有しことにこそ）上代に氏ノ上と稱し者は、一氏族の上首にて、系統の糺正は云に及ばず、一姓の上中下其部曲の民人まで、萬事の政治を統掌れる趣、假如ば阿倍氏にて云ば、阿倍ノ朝臣は此一氏の惣主の氏ノ上（これ乃ち所レ謂大氏の上なりき）にて、阿倍ノ長田ノ朝臣某と云人は小氏ノ上なり、（此事假如ば阿倍氏は、孝元天皇皇子大彥命の後にて、大氏なり、是より支別れたる阿倍長田・阿倍志斐・阿倍間人・阿倍陸奧・阿倍安積・阿倍信夫・安倍柴田・阿倍會津・安倍猨島・阿倍之努・阿倍小殿・和安倍などは皆小氏なり、諸氏皆如レ此、小氏は支別にて、大氏は本家なり、又此小氏にも支別ある故、各其氏ノ上あり、後々大氏の衰へては、小氏の中にて然るべき者を以て、大氏の繼とせられしこともあり、凡て小氏は大氏に從へり）其下に屬る部曲の人は、皆阿倍長田ノ某と名告り、さて其氏上なる阿倍長田ノ朝臣某等は、氏ノ上なる阿倍ノ朝臣の管領せるものなり、（此大氏上なる阿倍朝臣の、直に部領せる部曲も有は勿論なり）此故に瑣細の事は、小氏ノ上大氏ノ上と計會て事を行ひ、大事に非れば朝廷に奏上せず、是上古の治制の大體にて、中古の初方までは、此治風なりければ、朝廷は常に閑暇にして、各國悉く諸氏の人々領て、天皇の御縣をも耕作し、貢賦をも奉り、己が向々背違こと少も無かりしなり、左に縮圖を示す



○國造有二大小一縣主亦同、詳見二記日代宮段一
○太古有二祝者一職爵國造之班也、後不レ見
○伴造之中亦有レ直、凡伴造者猶レ言二京官一者、雖レ然列國亦有二此姓一本別二乎國造一稱也
○首本尊稱、宿禰之類也、後爲レ姓、至二于天武帝一以二宿稱一爲レ姓、相似矣、又履中帝以後、有二史伊美吉村主之班一此姓多賜二外國歸化之人一就レ中伊美吉後爲レ姓、詳見二于天武帝紀十三年冬十月詔一右姓氏管轄圖、出二書紀私傳首卷總論一

抑太古より如レ此海内萬民、悉く其本姓の隨に序次をなして、大臣大連より諸氏の氏の上、大小各部曲の細民に至る迄、高下の序次嚴正にして紊るゝこと無りしを、輕島豊明宮御宇、始て漢籍の渡來て、其を誦習つゝ、漸に其國風を善美事に思召取り給ふまに〱、歴代の間に少づゝの趣、時世につれて移易れるふしも有つれど、然のみ太古以來の法制をば改變給はざりしを、中古の初推古天皇の御世に及で、上宮太子甚く漢風を羨み給ふ御心より、海内を爭でか彼郡縣風に改め治めばやと思召起し、稍其端を發し初給へるは、既に歴世の御宿懷の綻出したるにぞ有ける、其より次々天皇も大臣も、皆其心定を夜となく晝となく、物毎の端につけて、列國の國造等が威勢を削り、每國每縣にも新に宰官などをも補任して、海内隅々殘る隈なく改正し、統制させ給はむと心用ひ給ひしが、遂には孝徳帝の大御世に至て、一朝に天下改新の新令を出し給へり、孝徳帝改新以後、なほ從前の治體、郡鄙人氣習染の去難かりし趣などは、下文に中古之治體を論へる條に、併云を通考すべし

太古地理統轄圖幷兵制



神武以來大八洲と云は、我國の總名にて、先大日本豐秋津洲、（此は後世なる畿内大和の國地を本として、地界の連きたる限り、東山・東海・北陸・山陰・山陽・紀伊等の諸國、所レ謂海中の國を云なり）淡路洲・伊豫の二名洲・（今の四國地）億伎洲・佐渡洲・筑紫洲、（今の九國地）壹岐洲・對馬洲の八洲是なり、此内九國の地には歷世御縣多在り、其餘は大方列國の造等が主領なり、されども天皇へ貢調し、賦役を奉ることは、後代に異なることなし、洲は大割にて後世の道を云如し、又其中を小割して、一區々々の地をば、某國と云て各主領あり、國造本紀に、凡百三十餘國の國造あれども、是は太古より季のことにて、神代の狀は詳細には知叵し、本紀なる百三十餘國も、たゞ上古の初頃までに現在せる分にて。其餘にもなほ有や無や、今慥には定難し、蓋其國造等が領地にては、直に某國ノ其村其鄕（里字も同訓、村邑亦同訓、上代は文字には拘はらず）と呼び、公領（朝廷の御料を云、唐山ニ所レ謂直隷ノ意なり）地には、其國ノ其縣其邑と稱しこと、古記の文にて明著なり、（稍後には、國造の領地にも、御料に效ひて此名目を用しも有と思はる、又道と云名も、水垣宮の頃より見ゆ、七道に定れるは遙の後なり、下に云り）兵制は天祖降臨の時よりし

て、朝廷には平生仕衞の武官伺候して、神武帝の道臣命・大久米命等見つべし、當昔武士は久米部。或は物ノ部とも呼て、久米部は組部なり、一組一組と部類の首長に屬て、武術を爲すを組と云、後世にも手組又組頭など云名目遺れり、又大組とは、總大將の事なり、物ノ部の物とは、武器武具など總て武事に屬たる事を、毛乃と呼べり、物具物頭などの如し、委しく書紀私傳に云り　政務の事又農工等の業をば主とせず、唯武藝武術を業として、朝廷警衞の職なり、されども皇國は開始の始に、二尊天瓊戈を用て建立せさせ給へるより、武を用て治むべき、大本の國體なるが故に、上天皇大臣大連以下皆武を本體として、政道を行ひ給へり、今世の武家、亦太古の風にやゝ相似たり、　朝廷如レ此なれば、列國の君別國造といへども、總て上天朝の風儀に效ひて、其身分相應に平生武士を定置て伺候せさせ、其家其國の爲守衞の備とせり、若夫叛者など起りて、臨時大兵を擧るに及では此限りに非ず、部内の民人をも催促して、勇健の夫を募り、軍に從はしめたり、列國大兵を擧ることは、敕命に非れば容易に爲ことゝならず、又一部内の叛者一揆など呼類、上代に絕て無し、此事は別に云ふべし　されば平生禁衞の武士を始として、列國の武士といふほどの者、其身農工の業を爲ず、專武備の料のみに日を暮す者なれば、其の世に有ふれたる武藝軍法は、皆我本業として勤學習練せること云迄もなし、上古以前にありては、神渟名川・神八井耳の類、又狹穗彥攻の時八綱田の如き、其世の軍法闘戰の大體をば考ふべし、太古以來皇子大臣連の貴人といへども、自身に兵器を執て、戰闘を爲こと常の風習にて、後世の如く柔弱なることには非ず、是を以ても平素武藝に長じたりし狀思ふべし、抑我國太古以來の治體兵制におきては、史に明備の文なければ、僅に唯其事蹟の形狀に就て、其世の實地の趣を考索し、其大要を知辨ふるまでのことなり、中古以來の狀は、令の軍防以下其文明白なれば、稍

其文に就て考べし、然れども凡て和漢ともに、兵を談じ軍を行ふに至ては、强ちに古往の蹟を明らめ、上代の兵制を知らざれども、其臨時の變に處するの術に於ては、更に又格別の趣にて、上世の蹟を議論するは、唯一通り我本國固有の大體を知るにて足ぬべし、故を以て此篇に於きては、唯麤に古記史錄の文に據て、其世の大概を考覈し、後世の制度武備の本づくところ、其水土自然の妙用の機活に違はざらしめむことを要するに在のみ、冀は後學者徒に嘲けることなかれ

凡兵權兵制の轉變れる古今の大概を引括云ば、夫神代既に天照大神すら、其の天ッ國の最大事の時に當り坐ては、正しく大御身に武具を帶して、素盞嗚尊に立向給へり、其後此國にしては、神武帝東征の時、彦五瀨尊の痛手負せて崩坐しゝ狀思べし

稍降りても猶上古の季頃迄は、天下の兵權上天子の大御手に在て、大臣大連といへども、自專に大兵を擁ること能はず、是いかにと云に、上文丁寧に云如く、海內上下皆其系統を尊み、各自其祖先の職等を守り、其氏族の上首たる人の命令ならでは從ふ者無く、其亦上天子の敕を奉るに非れば、私の君父といへども、其命令をば用ひざりし天神建制の本體未だ轉變せざりし所以なり、其證は彼蘇我氏・物部氏の爭戰の時の狀を能考察すべし、其頃海內諸姓氏の中にも、殊なる彼二氏の何方にて氏族は數千人に及ぶべけれど、上天皇の勅命に非れば、上宮太子の儲宮に居て方人せさせられても、猶天子大御自の敕に非る故に、僅に兩家近親部屬の徒に過ぎざりしを思ふべし、此頃既に上天子は、女帝など

の柔弱に大坐せりといへども、從來の遺制未だ廢果ずして如ㇾ此なりしは、最も悲き御事ならずや、儲君大臣の命令といへども、天下列國の變動に至らざりしは、全ら姓序氏屬の嚴制遺りて、上下人心の係るところ、天皇の敕命を恐み奉る大本の未だ崩れざりし深きに依れることなり、されば神武帝以來兵權は專ら天子の大御手に在て、海内の臣連二造以下、萬民悉皆天子の敕ならでは更に動くこと無く、當時大臣大連の平生に、一氏類族部下の陪々臣に至りては、海内を十分にして其一分を領するほどの身ならむにも、自らの兵を擁すに至ては、僅に近族部下の私同士の者に過ぎず、此故に神武帝一統以後、朝廷に內變は數度有しかど、皆近縣の軍兵を徵し給ひ、禁衞宿直の武將士に命じて、誅伐せしめ給ふに過ず、或は皇太子大臣大連といへども、勅旨を奉るに非る限は、大兵を擧ること能はず、衆も亦更に動かざりき、されば崇神帝の御世頃より、熊會蝦夷などの叛徒出來つれども、其敵少き時は、臣連の上首、或は一氏の族多き武將などを遣して征討せしめ、稍其勢大なるは、皇子諸王を遣しても經略せしめ給へり、されども其敵殊に強く大なるに至ては、天子自ら大兵を帥て出征し給ふこと、垂仁・景行・成務・仲哀の數帝、因循して皆如ㇾ此なるは、海內の兵權天子の御手に在て、上下萬民の望むところ、獨り敕の重きに係れるが故なり、されば天子の至尊といへども、大御自武藝弓馬を鍛練し、兵法軍事を學習し給ひ、事あれば大御身親ら弓箭を攜へて、戰場に臨給ふこと、記紀を看て知べし、然るに上古の中頃、外國の敎法ども參行はれて、何時となく皇國固有の神制は廢れつゝ、柔弱奸佞の人作の

制度虚文修飾の風に移り、文を尊み武を卑め、遂には天子皇后は深宮高堂に拱手し、日夜唯宴樂歌舞の風流をのみ事とし給ひ、就レ中佛法惑溺の費に染み、皇子皇女は唯婦女子の中に成長し給ひ、御生涯御足には土を蹈せ給ふこと無きが如く、弓馬劍槍等は卑賤の業とのみ聞召し、希に軍征の政ありても、其は執政補佐の命に出て、所謂征夷將軍なる武人に委任し、眼の當り出征の大任を蒙れる大將をも、いかなる面貌の人なりとも知食さず、幼主少帝の置人形の如くなり、これより三公九卿も皆因循して、之に習ふ如くなり給へり、自レ是遂に天下の兵權は武家の手に渡り、初の間は武將も天子の敕命を奉て、軍兵を統制する如くなりしも、不正不次の勸賞に例もなき高位貴職に任ぜらるゝ事有し頃より、遂に天子の命令は名のみ、唯兵權は武略名譽の大將の私物となりぬ、可レ悲哉、彼後白河法皇の賴朝右大將に、天下惣追捕使を委せさせ給ひしも、任ぜられても惣追捕使、任ぜられずしても惣追捕使なれば、詮方なきの御所爲なりけり、是何故なれば、其本此兵權を下に委ねさせて、大御自ら失はせ給へるより發れることにて、皆是天神建制の神國固有の本道を忘れ給ひし大弊よりぞ起りそめける、穴恐、此卷に次々歷代の形勢を擧記す趣を考通して、後來末世の鑑戒と爲べし

神武帝の東征は、其以前西州宮の末方、海內列國に叛者多く、殊に御なる諸國の縣邑にすら、敕任ならぬ自僭の酋長も多く出來つと見えて、其頃御兄彥五瀨尊は天子の如く、磐余彥尊は補佐の儲君の如くなりしかど、御兄は中途に崩給ひ、磐余彥尊海內一統して、天皇位に即き坐しゝ以後、更に改めて京

畿の近縣より始て、近藩には所ゝ謂譜代昵近臣を國造縣主の職に任じ、遠國には多くは本よりの主領を補任せしめ給ひしと見ゆ、其後崇神・垂仁・景行に至り、成務帝の御世に海内列國の國造を多く改任せられしも、必其漸次の形勢に趣あることなり、然れば其當時列國の主領といへども、朝廷の指揮に應じて、いかにも易置新補は皇命の隨なりし趣思ふべし、かゝるを以て儒者などの所ゝ謂漢土の上古の封建なるものには非ずと思へるも、信に然ることにて、皇國は皇國風の封建制なれば、彼漢土の上代を以、準則としては見るべきに非ず、其似たることは、唯各國各地に據れることのみ、縦や肖たる趣ありとも、彼と全く同狀なる制には非ず、就ゝ中其制は所ゝ謂天造のまゝなる者にて、明なる嚴制は無かりしにこそなんど論者(イフ)は、太古の治體の實象を察(シ)らず、當世(ソノヨ)の明制は後代の明嚴なる法則とは、甚く事狀異にして、當時に在りては、當時の實地上に於て、其明嚴制有つること思べし、されば後に及で、大化改新の令制を、所謂郡縣制なりと稱ふも、其大方彼漢土の郡縣に似たればこそいへ、是全く眞に彼國の如くは非ず、我國は我國なりに斟酌折衷取捨して制せられて、其本體なれば、更に彼國の制に同じと云べからず、抑此兵權の下に移りて、遂に皇威の傾きしも、中古の初迄の如く、縦や弛びたりとも、天神建制の本質を保固して、少しく漢風をも潤色せられば、猶萬代の常典ともなるべかりしを、可ゝ惜一朝に古風を改易せられしより、何時となく上下文華虚餝の俗となり、勇武質直の氣象衰へ來つること、其本は皆彼外國風を善美事(ヨキコト)と思、取移習行はせ給へる弊なること、擧て可ゝ歎ことにはあれ

ど、是亦善惡の神の御意御所爲より成ぬる、須臾の間の氣運にこそあれ、无窮久遠の天地間に、天ッ神ノ御子ノ尊の統御し大坐す顯大御代には、僅一瞬目中の變事としも云べかりけれ、穴恐（委曲は書紀私傳神武帝紀に註へり、彼書に就て看べし）

都城の地は凡高平にして、四方嶮絶或は背に深山を帶て、所謂天下の中區、日高見ノ國は、今の大和の地にして、太古神武帝の都城を定坐しゝより、歷代大方此國を都城の地とし、希には難波大津の類も有けれど、其大御世とてもなほ主要とは大和國を本とぞ爲給ひける、此國の地勢實に天嶮上都の城にして、萬國を統御給ふ天皇の都城には、相應へるなるべし、然るを桓武天皇今の平安城に遷座て、萬代不易の都城の地と定りしより、大和國は遂に畿內の邊國となりて、今は土人の言語風俗まで、古代の跡方もなく、眞の田舍とぞなりにける、況んや中今の大御世には、江戶の大都城東方の邊要に在て、畿內の皇都を遙に守衛坐せば、上代の趣とは又甚く異なり、一途に上古を以論ふべきに非ず、然れど此桓武帝の御定しも、太古神制の趣に悖り給へる事の一ッにぞ有けらし、此事に既く加茂翁も論れたる說あり、穴恐々々

〇太古建國之制、必據ニ于其一區地一、以爲ニ國界一、自有ニ國造之爵一、故不レ拘ニ大小廣狹一也、中古以來、道國之號、專起ニ乎任國司之制一、故及レ到ニ于淳和帝天長年中一、遂定爲ニ五畿七道六十八國一、其所レ因本與ニ漢土一異矣、是以郡縣制尙稱ニ國號一、亦與ニ彼方一不レ同、夫道者所下以隨ニ貢路之便宜一、國界者屬中府務所管之地理上、而

其本如レ此、學レ古者不レ可レ不レ知者也

太古冠服車馬儀仗附宮城殿門之制并民屋

神代には首服に珠玉を飾りしこと、天上地下ともに男女相同じ、其中男子は髮を兩鬟に分て、頂上を覆ふばかりに小き冠の如き物を著たるなり、其はさしも目立つほどの物ならねば、別て其事の傳說もなきなるべし、伊弉諾尊の身滌の時に投棄て給へる物の中に、御冠も見えたるは、頭半も入るゝほどの物にや、開嚙ノ神と負せし名も、其脫こかし給へる形象以名づけ賜へるなり、されど貴賤の形象なる物にも非じ、さるは自ら其冠物の形狀は、老少男貴賤に依て異なりけむこと思ふべし、さて其分結たる兩鬟には、珠玉或は鬘宇豆揷頭などをぞ揷たりける、是亦年老髮薄き人などは、別に臺などのやうなる物に、殊更に揷ても飾りつらむ、女人は昔も今も大方髮多き者なれば、直に髻(モトヾリ)にぞ揷つらむ、其は頂上にて一ッに束ねて、末を脊へ垂したれば、皆頂上の束髻に揷しゝなるべし、又衣服にも珠玉を佩つること男女皆同じ、是亦衣服の製裁縫の形容など、自然に男女貴賤老少の差別ありしなり、服色は赤色を最上の色とし、青色黑色を次下を立つること、古事記八千戈神段の歌に見ゆ、されば太古より推古帝以前は、專ら赤色を貴めり、此段よりして紫色(上代紫と云しは、赤色の極き限りを呼て、後世の燕子花藤色のことには非ず、是等の差別は、今事長く不要なれば、論らはず)を上に立られしかど、猶後世までも人情實に赤色を賞翫するは、是亦神ながらなるものなり(赤色にも、朱華紅緋など種々あり、今悉く云盡すべからず)車は太古より牛車あり、中古の季まで專用ふるところ、其製又貴賤の差別など、中昔の

書に見えたるが如し、乘馬も亦神世より平生軍場ともに普通なり、記に八千戈神乘馬のこと見ゆ、儀仗も亦太古より軍容のみならず、平生貴人は其品級に應じて、それ〳〵の武器を携へたることなり、天神の二尊に天瓊矛を賜ひ、大國主命の廣矛、天若彦が鹿兒弓等の如き、皆不虞に備ふる要器にして、武備の第一なり、又宮城の制殿門の構、太古も中古も今世とさしも異なることなし、凡都城は山に倚り水に沿ひ、南面を主としけること、古今の通規なり、殊に皇居の地は四方打晴れて、所謂日高見ノ國なるを宜しとせらるゝこと、是天津神隨者なり、抑宮殿門閣屋舍の結構を始め、庶事皆太古は殊に質素朴略なりけむと打思ふは、尤精しからぬ了簡なり、さるは今世まで傳はらざれば、一通りに然思はるゝにこそあれ、實には今現に存在する古陵墓の結構の壯大嚴重なるを看ても、太古の當時萬事の廣大壯觀なりつるほどをば推察べし、（但し脆薄にして美麗なることは、後世の如くは非ず、古へは充實堅固なるのみ）太古より尊き宮殿は、磐石以て築堅めて造立たること、神代紀の文にて著し、高貴の屋舍をも例の握り立造なりけむと思ふは、いと精しからず、古記の文言熟考味べし、（民舍には、多分堀立造なりしなるべく、是とても悉然なるには非ず、中には希に貴人の第宅を眞似たる者は間有しこと、史に見ゆ）城塀の制も亦之に准ふ、太古の城跡は今殘在もの無ければ、慥に知叵けれど、往々皇居の趾、又舊く國々に遺れる長者原・長者臺など呼ぶ地の結構、又いと古く名に負たる城址の山腹嶺上に遺り在など、其地の構の大體を觀ても想像べし、されば列國に國造等が據居けむ世には、必其居館要害の構は、壯大のことゝぞ思るゝ、（彼筑紫磐井が墓造等の形容にても思ふべし）大化改新以來、さる大莊の構なる城跡館址なにども、跡方なくなりて、遂に

は中古以來の館城の形狀にのみ爲易りしなり、凡て太古人の智力は、後世人の能及難きこと殊に多在る、何事にも後世の趣とは遙に卓越て、萬に手厚く堅固に造構たるほどは、今邇近世に遺存れる古代の器物などにても著明かるをや、

太古糧食秣薪、附交易、玉帛、幷金銀通用之起原

太古は公へ貢進する租稅も、常に束稻にての定めなり、大凡朝廷の大臣大連以下、各自分の田園ありて、年中の食料は其領內より耕作し收獲して、束稻を倉廩に畜積置て、挽舂て米となし、海陸を運送して、本主の許に供進す、二造以下庶民の奴婢に至るまで、各其身分相應に田園を受持て、其田園より貢稅を納め、其餘を用て年中の食料とす、孝德以前租稅の員數今知叵しといへども、彼紀の改新の時といふとも、從前より減ぜらるゝことは非じ、必少は增は爲とも、其時の勢量べし、されば其以前太古は云も更に、仁德帝以後上古ノ季方までは、猶少分の租稅にてこそ有つらめ、令制の時も必大凡は從前の縱に沿定られしなるべし、後世米乏くなりてより、束稻にて圍置ことは絕つるなり、太古は年々貯置つる束稻多く積りて、後は腐損じたるをば人も食せず、自然に山野に捨られけり、されば外國にも、九年の粮を畜ふるなど云しも虛誕には非ず、束稻にて乾たる地に畜積せるは、凡十年間は其稟性を損ことなし、今現に蓄積して試べし、但乾藁を隨分多く雜へて積ざれば、虫生ずるものなり、雨露は云も更に、地の濕氣を忌べし、又粟にても貯へても、能々干乾して、無二濕氣一地に倉を作り、二階にして積貯へ置時は、八九年を持べし、六七年なるは普通のことなり

鹽は太古より朝廷には魚鹽の地浦濱ありて、其所より魚をも鹽をも貢進せり、諸臣は大抵後世の如く交

易してぞ食しける、秣は太古より野草を苅用ひ、夏は生にて飼ひ、冬は乾たるを用ふ、是亦便近の山野より貢進せり、炭薪は材木と同く、山部などの司職部領して、朝廷の用度を足し、有餘を諸司にも分配せり、但し諸臣連の領內に炭山薪材ある者は、此よりも貢進せしと見ゆ、此外萬貨皆其部曲ありて、上公を始め其領主の用度に至るまで、後世の如く買入と云ことはなく、悉く其各職の貢進にて、猶不足の物品あれば、遠近有無を交易して普く使用せり、蓋し衣服の如きは、貴賤上下每衆自紡績して事足れりき、當時錦繡の如きは、庶人の着用する物に非る故に、其機工を業とする者も有しなり

顯宗帝紀二年「是時天下安平、民無ニ傜役一、歲比ニ登稔一、百姓殷、稻斛ニ當ル銀錢一文一」と見ゆ、是は既に上古世の頃にては、屢々銀錢を用て、米などに交易する有しとは見ゆれど、是亦天下普ク通用せるには非ず、唯外國より參入來たる今來の韓人等の類などには、彼國の錢をも貯齎來て、此方の稻に交易することなど有なるべし、是唯後世の直價に比准て、其世の米穀の下直かりしことを記されたる文なり、されば此御世の頃、未だ我國には金銀を採用せず、はつかに三韓漢土より貢獻せるを得て用ふるのみ、況て海內唯物と物と交易して、互に有無を通ずるのみのことなれば、金銀も玉帛も相等しく、唯珍貨として物の餝などに用ふるのみ、凡て玉帛金銀其餘の珍物珍器も、皆其好ところの物を以、互に交易するなり、後世の如く別に金銀のみ寶貨として、畜積する如きことはなし、故之を用て物の相場價直を定る如きこと更になし、されば器物に贋作なく、皆正眞の物の上にて、上中下品の別有のみ、然れば上

古の世漸々金銀錢を用て、用度を便ずること始りつれど、其亦玉帛等の外に、金銀錢と云品物の出來副たるまでにて、後世の如く此金銀錢ならねば、諸物を買得難きと云には非ず、されば旅に行人或は其行べき地方の產物の有無を計量して、それ〳〵に貯持て遠國にも行至り、或は食物は自ら米穀糒等を荷持て旅行せしことなり、旅宿も人里遠き山野にては、實に尾花苅萱草枕をも結て、一夜を明すことも普通なり、さて上古の季頃までも、食物は實に澤山にて、野に充ち山に滿たれば、倘自身貯へたる物無しとても、隨分何程も得易く、人も亦施與ふること後世の吝嗇なるが如くならず、況て公用に非れば、遠遊する者は無く、私用にて遠行すること、絕て上代に無きことなり、偶も其所由ありて旅行する者は、本より其貯へを爲て行ことにて、世間に盗賊も亦最希なり、其故は世に無賴人無く、皆公私の民人にて、後世の如く帖外者ぶらりさんは一人も有ことなし、萬人自ら業を勤め職を爲し、邂逅にも罪犯惡逆の者あれば、其國所にて科罰して、今世の如く追放流浪せさすることなければ、世に盗賊の害實に希なり、（或は癈疾の者、又鰥寡孤獨の者あれば、其本居の地にて養育す、後世の如く乞食させて、世を渡ることなし、それらの者は皆上より賑救ありて、當處にて老死するのみ、世上一統如レ此なれば、何を盗て何にかせん、此ところ能思辨べし）倘くは盗人と云は、他人同輩の器物を盗む者は希に有しなり、是亦其身分に應ぜざる器具は、盗でも用無く益なし、其上諸氏悉皆其姓氏の貫屬部領ありて、漫りに貴客尊貌を眞似、或は他人他部を凌犯することならざれば、自分の餝りに爲る餝具器物を盗ことも亦最希なり、（されば萬葉以前の世の歌に、旅の意を詠るは皆其由あるなり、後世の如く私に遠遊行脚する類のこと、上代曾て無きことなり）是より以後中古の初方より、屢々金銀錢の通用起り、上公に

はいかにもして海内に此金銀錢の通用する路を開かむと、甚く歷世に勸進催促の術を盡されしほどに、漸々其御心の如く、後は普く之を用て、遂に世間事多く彌繁雜になり、これより上下人氣利欲に耽り奸盜を生じ、全く漢國風に髣髴たる有狀になり易りぬる形勢は、猶次々の卷どもに云を考看べし且第五卷の防亂未萠論に云へること、能々思維すべし

結要論

倩考るに、我皇國神世の昔、天祖始て此土に降坐て、筑紫日向ノ國に都城を卜（シメ）て、天下を統御し給ひしは、外國に在ては彼所レ謂伏義太昊と云王などよりも遙の以前にして、其時は万邦の地方十に八九は未だ開けず、人物も無き世の者なりき、然して此天祖は彼天津國にて生坐し、此土に降來坐せるが、

抑天ッ國は、其最初より今も尚幽顯相兼たる靈妙の國處にて、其所の神達は上下悉く死と云ふこと無く、萬古一日の如き國なり、故天祖も無量の壽にて、其陪從の臣連の祖神達も、亦皆相同じく、又此國土に本より坐しし衆神、はた天地未成竟ざりし以前に生座して、是亦幽顯相兼座せる神達の身には、おのづから病死と云ことの未だ無かりしかば、是等の神達も壽命は无量無數なり、何れも其終は御自の御心と、現身ながら御身を幽府に隱して、今も現に眼に見えぬ其神府に鎭居坐て、此顯明世界の人事を維持施行し給ふこと、神代の縱なり、此故に天祖御一世凡一百七十九萬千餘年ほどの間に、世界萬邦は大方開始せるなり、是等の事は古事記・書紀を解得て知べし

君臣ともに死と云こと無き御身にて其御治世无數久遠の間に、漸次に世界萬邦開始せる隨に、各自山川海を界限となし、多方皆我皇國の皇神、及天上よりも降渡りて、悉く營造し人居せしめ、制度を建て相互に自他の差別を爲さしめ給へり、是皆天神產靈尊の、天地世界成立の次第なり、されば此天地月星の世界に、最初より上下前後尊卑の位置ありて、我國地は太初天津國と連屬たる臍（ホソ）の處にして、譬へば人體の頭首の如し、此一地球の頭面の地界

なり、故萬邦の宗主原始の國にして、自然萬國を統御する君主の位置なり、萬邦各自其國地方に制據するもの、是亦人體の背腹手足の如く、各其處を領して、頭首は一身の主宗なるに等し、これ封建體の本緣なり是もと此天地を造立し坐し、天神の本意にして、天祖も亦天神の眞子を天降賜ひ、天統一脉億萬斯載、天地と共に其位置を易給はず、是故に神代の始より列國に各主領の國造今世の大名即此なりありて、海內封建制の治體なること、既に卷首より往々丁寧に辨ふるが如し、そは今も云如く、其本天ッ國は天神の造立し給ひて、其神達は當昔現身をば彼國の幽府に隱坐しつゝ、今現に彼國を治知食君主は、天照日大御神なり、此大神は當昔伊弉諾伊弉冊二神の此土にして、生給ひて即天上の君と定奉給ひし以來、本より彼國の幽顯一途に兼行はせ給ひ、萬古唯一日の如くに君臨坐せば、高木大神以下各其事を執持て、君臣上下貴賤男女日夜に生增て、天ノ益人死と云こと無く、各其素姓の本系の隨に以仕奉れば、是ぞ此世界萬邦の規範玄鑒たる天津御國の治體にして、我皇州は直に其天ッ國の儀式制度法を受持來坐しゝ、天祖の制定の旨を以、天皇は天皇、王氏は王氏、大臣は大臣、華族は華族、國造伴八十伴部の首より、上下貴賤の等級悉皆其天ッ國の治體に效ひ、草木鳥獸魚虫の類まで、凡て其級に從ひ、各自天地と共に永く天皇の臣民たり、是唯今日天上の儀範に則り、天神建制の本旨に循ふところなり、中世暫時の間、漢土の制法を學て、海內郡縣制の治風に易られしかど、其は唯須臾の事にこそあれ、天下は永く本原の封建體に立復りて、なほ无窮に治り行べき理りにぞある、穴恐や今の大御代の形勢よ、いかで英偉聖智の大將もがな、世に出坐して此神代の天則に本づき、天子を尊み萬民を撫育し、君臣上下の名分を正し、素姓本系の統を守せ、海內太古の治體に復り、億萬載の太平を期し給はむことを、這虫なす予が如き、旦暮幽府の大主領大國主大神の朝府の門庭に伏して、仰請祈申すは、あはれ其斷事を掌坐神達ならで、誰か之を識ものあらむ、夫太古の政治如ㇾ此なるを以て、天下の大政は其唯萬民の素姓系統を糺正せらるゝの

一條にありて、別に制令の條目を立らるゝに及ばず、此故に當時封建體なりし間は、治法の制令のと云科條も無く、兼て定めおかるゝ律の令のと云書籍にも及ばざりし趣、唯默して思得べし、此後中古の初に降り、荏苒徐々と舊風移變し、孝德・天智の時に至りては、海內郡縣に一變し、始て令律の制なくてはかなはざる漸次の形勢、次々下文に論ふ趣を能々考辨ふべし

兵制新書幽之卷第三大尾

節儉略

樋口世禎著

節儉略卷上

樋口世禎著

節儉總論

一　節儉の本は、入を量て出に有レ之、泰滿を省き儉德を示し、事物共國相應の制度を立、上下其分を安ずる時は、困窮に至るべき様無二御座一候、然るに中古此入量の御建崩れ候て、何事も御外飾を被レ爲レ重候御物行にて、事を執る者の略式にて、難レ仕人情にて、諸事重々舗御取扱ひに相成、御借銀を以其費を償ひ來り候御物行にて、終に斯御難澁に行詰、近來專ら御節儉の御沙汰有レ之、諸運び綿密に相勤候を、役人の持方と仕候故、却て現事御手數多く、其運びに失墜多相成候勢、畢竟事の末を勤るのみにて、德本財末の本意に背き、所レ謂其本亂て末治らずと申場にて無二御座一哉、其故如何と申に、御入國以來いまだ一定の御制度相立不レ申、古來より行懸り之御取計ひ、追々先例と相成、諸事其時に臨ての御物行にて、古今相貫き候御制規無二御座一候、次第に重々敷取計ひ候は、人情の難二默止一處にて、ひたもの御物入等相增候事

一　元祿・享保の頃、御所帶御富有に有レ之、其節より追々古風廢り、諸事の御取扱ひ寛文已前に校候

ては、大に相違仕候樣相見、誠に古代却て御公勤事も繁く、御證人御在府、或は御父子樣御參府御滯府も長く、其餘御直勤之御先方も多く相見、御本家向の儀も每々御下り、萬端御手數多き御事に御座候處、其節はいまだ紙の御利銀も少く、御家人御馳走等は猶更、足輕以下庶人は堅く無御座候、只古御藏入七八千石に、御馳走銀八九拾貫目にて、江戶上方萩地行共に事濟候て、御借銀も聊之事に候、其節御參府も三百內外にて、御供等も只今の形劣り候儀とも不相見、畢竟御用要の實事のみにて、權門勢家へ御手入も少く、御先例御外飾なども少く、世上も素り質素に有之たるにて可有御座候、當時の御物行にては、十に八九は御內輪の御建にて、公界に懸り合ぬ御物入、是も御外聞夫も御先例と申立、御外飾專一に相成候、畢竟は諸事本末の立派違候よりの御費哉と相考候、元來限り有之御所務にて、事は重くして費を省き候樣の仕方は、萬々無御座理にて御座候、其末はかならず民を貪候勢不得止は、古今の通弊に御座候、此故國家の制は永久の法を以有餘不足を補ひ、國法祖法と相成候事、古今增減無之、時々輕重を量り候て、義を以利とするの法言を守り候を、國計とは申にて可有御座候、司馬光も財を理るが財を求る所爲に非ず、務て財を害する者を去れと申、寔に千古の格言にて、節儉の極旨に御座候、其本制度と教諭と合體して上より引率し、先づ貴賤貧富其分を安じて、富るも奢らず、貧きも恨ず、上下足て事を知る、世渡りも安穩に有之候を、治國の大計と可申儀に御座候、當時は何も金せぎの世渡りにて、衣食住の善惡先は人々了簡にて、不足と存候は都鄙同樣に御

座候、御國中は尤服の制度抔も御座候得共、境を出れば諸國の奢侈を學び、吝嗇身勝手は耻と不㆑存、正德の儀は迂遠に存候世俗の常と相心得、世上一統の弊俗は、一國一郡の力不㆑叶と存候は歎敷事に御座候、素り封建の世に御座候得ば、制度立候國は格別の儀と承り及び候、制度と教諭は上の誘にて、いか樣にも相成候は人情にて、上の好所に任する事、和漢古今異議無㆓御座㆒候、此風俗を一變して、國中の耳目を新にする程の御仕置はならぬ事にては有㆓御座㆒間敷、御上御老臣の御治定次第にては、上行下習の風化は、命を傳るよりも速に可㆑有㆓御座㆒候、其實は先正德の本に歸する御手立にて、乍㆑憚御上御言行誠意の本立候て下々の見聞遠し、御德行を明らかにして、萬民其德行を感戴仕候樣事業に施し、宗廟社稷の禮を百官有司其職掌を守り、民安全五穀豐熟の御祈念怠り無㆓御座㆒候得ば、其御誠實天に通じ、神助にて御武運長久は自ら相備り、別に神佛に御祈願には不㆑及候事にて可㆑有㆓御座㆒候、又人は教なくしてはその道を不㆑知、當時ゟ文武忠孝の志に怠べからずとは被㆑仰候へ共、學校の御設け御手薄に御座候故、下知法度にては成功は無㆓御座㆒候、此故古は國郡に學校を建、先人々道を被㆑爲㆓執行㆒、事物の好惡を明らかにして、士民足る事を知らしめ、萬機の政事此處より始り候故、政事をまつりごと」と訓ずるにて可㆑有㆓御座㆒候、是則神道教を設るの根元、人主の御天職にて、君子務本の事業にて可㆑有㆓御座㆒候、偖又財用の本を固して、民に恒の心あらしむるは、先封內の圖案を詳にして伍法を糺し、租・庸・調の貢賦を廉平にして百工を來し、天物を空しく費さゞるを節用愛人と申にて可㆑有㆑之、

然るに當時學問と事業と別物になり、正德の人に利ある事をしらず、聚斂興利を忠勤と相心得、輕薄身構を賢き作舞と申風俗にて、是をいかんともすることなしと申場に相見、扨々無㆓是非㆒事に御座候、是畢竟中古性理の學行はれて、議論高遠に相成、文章字義の穿鑿を學者の專務と仕候故、今日の事業は遂流俗に任せ置、彼至德要道の民に及ぶ工夫も無㆑之、政事は時の發明器量にて取計ひ、人撰は機密の沙汰に相成、大に聖門の本意に背候流俗にて、所㆑謂誰か烏の雌雄をしらんやと申場にて、學問は學問、政事は政事と格別に相成、古實法言を以事業にする事不㆓相成㆒世の中に御座候得ば、可㆑恐是非の決斷に御座候、假令道德の議論は功者成とも、國民共德行を感戴仕候事業無㆓御座㆒候ては、安民の事功は難㆑立可㆑有㆓御座㆒候、此故に大學の敎は明德。親民。止善の三綱令を定、民に孝悌の言行を示し、人主の貴き御身を以、老を老とし、長を長として、子弟臣の事業御勤被㆑成、喪祭衣食住の制度、射威儀の節迄、皆其事業を蹈て、誠意に修行被㆑成候故、耳目の及處恭敬の心内に感じ、禮讓の言行に身を愼み、正德の至善に止る事、下知法度の及ぶ所に無㆓御座㆒候、風を移し俗を易ると申も、音示の耳目を感ぜしむるのみならず、此親愛の德化にして、愚民も感服仕る儀と相見候、是故聖人上を安じ民を治るは、禮より善きはなしと言、省文約禮克己復禮を說玉ひ、治心窮理の工夫にて道に至る事は、古の敎には無㆓御座㆒、孟子戰爭攻伐の世に當りても、庠序學校を設け孝悌を示すを、人主の急務と說く、又本朝の古も國郡に學校を立、國博士を置く、民に孝悌を敎、孝經一本を戶每に賜り候儀は國史に詳に候、然

に當時の儒者は徒に讀書講義を勤、或は字義文章を專らにして、學問は只轉物の用のみに相心得、禮讓威儀は却て外の輕薄の樣に覺る、德といふは心中に貯へ、言談溫柔にして、己を愼み人に隨を溫厚の君子と稱し、理法權の說も皆空言にして、人々の見識一定ならず、流俗を遂る世を渡り候はゞ、何を以至善の事業と可㆑致哉、人情に古今なく、教に上下なく、只先王の言行をまねして成人とは相成儀、空言は履所無㆑之候得ば、皆己が性質に任せ候て理を究る時は、所㆑謂小人の中庸にして、忌憚事なきの場に至り候は必然の事に候、其人存る時は其政擧、其人亡れば其政止と申處を以考候へば、德行は皆人に在て、書籍には無㆓御座㆒候、譬て申候も恐多候得ども、今の學問は淨瑠璃本を讀如く、誰もその義理には感じ候得共、音節を付て嘔ふと、芝居を見るとは、人情に的切なること、皆人々知る所にて、現在虛事とは存ながら、感淚を催し候は、是人事の妙用にて無㆓御座㆒候哉、況君臣父子の間、其明德を明らかに施し、事理貫通の敎有㆑之をや、誰か感戴仕らざらむ、民共爾を瞻事掌を指が如しと存候はゞ、止善の功は速に成就可㆑仕候、是則聖人治國平天下の仕組にして、人の人たる常道臣民共に化すの大道にて御座候、是故に孔子鄕を見て王道の易々たるを知るとの玉ひ、治身究理に亘らず、禮以制㆑之、樂以養㆑之と申場にて、不㆑知不㆑識至善の地に□事、時雨の化之如く、是聖人の天地と德を同する所にて可㆑有㆓御座㆒候、然れば和漢古今又國の大小にて、差別有㆑之事に候へば、其應ずる所を議して、制度敎諭を施し候時は、貴賤其所を得て、政事も可㆓行屆㆒候、是故に禮は義の實と申にて可㆑有㆓御座㆒候、

況樂などは古今耳目格別にて、當時の淫聲に並べ行るゝ事にあらず、殊に朝家の故實も有レ之儀、一國一郡の制にも及がたき事に候へば、先禮は小笠原によつて、其國に應じ尊卑を定め、喪祭衣食住より始め、其時の宜を制して進退の節を教へ、樂は亂舞の内にて中和に叶ひ候番組を撰て、吉凶に應じ式法を定て、武家の節制立、彼淨瑠璃芝居の甚淫聲賤して、靡軟をやしなふ御取扱ひ有レ之候はゞ、雅頌の音には不レ及とも、風俗を鼓舞する益は可レ有二御座一候、既芝居者遊藝は、公儀にても至て下賤の御取扱ひにて、淨瑠璃三味線等は僭上偪下の事業無レ之時は、下共信に服して正德化は速に行屆可レ申候、民の上を學び候事、影の形を逐が如くに候、此故に君子家を出ずして、教を國になすと有レ之、孝悌の親愛を推して、治國平天下に及ぼし候本立不レ申候ては、文武の道は興隆不レ仕候、此等の趣皆御勘辨の前にて、事新しく申立候儀恐多き儀には御座候得共、當時の成行一國一郡の弊俗にも無二御座一候、中古戰國の時より因循之形にて、御當地に限り候儀無二御座一、此段私式の評論に過たる儀とは奉レ存候へ共、世間の流俗にて、高才の人も目の付ぬ事有レ之、又迚も世の形を改候と申儀は人情に背き、一國一郡の法度號令、揉直し候事相成ものに無レ之と、廣く見識を立候ては、甚六ケ敷事に候へ共、中庸にも高きに登り遠きに行の譬有レ之、先足下の事業を履、誠意を以及び候長け相勤候得ば、心誠に求る時は、其誠實と其力行との踏出し次第、遂に孤獨の小人も親の敵を討候志願を遂候て、天下に名を揚候は、志節の堅固なる所より起り、匹夫も志を奪ふべからずと、是を今日の現事に當り相考候得ば、何

分御本家懸りを始め、上々樣御親睦の御取扱ひ、御上下御誠意を被レ盡、御制度と御教諭と一致して、信を示し候御仕置ならでは、御興隆の期は有二御座一間敷候、今は御一職切の御仕法にて、臨時の事は皆行懸り、其向の懸り役人を以御取計ひ有レ之候故、事物皆一亘り之取計ひにて、格式に相成事無レ之、皆一事切の御仕置に相成、當然其中の便利のみを以て取計ひ候故、却て大立候費有レ之、或は其費にも難レ換古實を失ひ、又は信を失ひ民心を動かし候樣の、呑舟の魚を洩らす樣の事も有レ之、是皆事に臨て議する弊と相見候、凡事前に定る儀は、取計ひ候役人も流通仕り、古より格式と相成候儀は、何年隔候ても無二造作一相調、譬ば今に年始の御式なども、如レ形御大禮に候得共、懸りの役人も無二御座一、恒禮の運びにて相濟、各別諸役人に御締り等之御沙汰にも不レ及箇箇に相調候、然れば自他吉凶之御取扱ひ、豫め御規則を被レ定、永法に相成候儀は、事に臨て衆議評を不レ待上行下效、自然と一國の禮制と相成、習慣如二自然一の盤目相定可レ申、其上は追々減略の仕方も可レ有二御座一候へども、徒に事を省くのみにては、節儉の實には當り申間舗候、琴瑟の不調は改め張ると申候へば、此節乾度御評定有レ之、永久の御治定有レ之候はゞ、何よりの御利益にて可レ有二御座一候、是則義を以利とするの處にて、小人財用を務て、見議にて決て成就仕候、然に本立而道生に御座候へば、其本より御改め不レ被レ遊ては、末治り申間敷、此處治國の大事機にて、私式に過たる儀と奉レ存候へども、本より論じ不レ申ては、主意相貫き不レ申候故、不レ顧レ憚評諚仕候、元來御家の儀中古御本家の御領地御分地有レ之、是を以御家御相續被

レ遊候御事に御座候へば、勿論御本家御崇敬の事に御座候得共、古は御父子御兄弟樣の眞の御親睦、筆にも辭にも難レ及御事に御座候得共、日頼樣遠く百世の末を被二思召計一御懇之御遺戒被レ爲レ在、不易の御祖法と相成、御三家御繁榮の根本に御座候、然るに代換り時移り、御內緣遠く成せられ、元祿・享保頃より公邊御働强く、御本家向の儀は表方御先例つくしの御勤方にて、御不敬がましき御形りも、やはり右體之御物行御取扱ひ有レ之、當時の趣にては御雙方の人情底意には、不快之情も有レ之樣相見、左樣にては有間敷事なれ共、古今推移る勢ひにて、不義輕薄に走り候人情通弊にて、實は治世榮名の習俗にて、諸家昵近之御物行を羨み候人情必至之勢に御座候て、聊の事も古より厚く有レ之度人情より、於二當時一御爲々々と存候儀は、御本家方に取候ては、却て古實忘却之樣相成、遂には御上々御實意に背き、不忠の道理には相當り申間敷を、御公勤は元來不レ輕儀に御座候得共、元來治亂兼備の實情を以論候得ば、治亂を不レ忘は武家の嗜勿論にて、隣國信を構し睦を脩るは、和漢諸侯の通義にて、素り亂世に御獨立は難二相成一御身代を被二思召計一殊に御內緣を以御本末の御因を被レ爲レ結候、御親睦を以御兩國御安堵の御儀、況御領知御分地を以御相續之御家柄、誠露塵程も御疎意無二御座一候は、御三家御契約の前に候得ば、此御大本御反求被レ成候儀、專一の御賴儀に可レ有二御座一候、古代御內緣近き時は、御本家御崇敬厚く候故、殿樣と被レ成二御唱一總て御三家の御家中より上樣と相唱候古實に御座候處、普恩院樣御代より趣も有レ之被二差止一於二當時一は下々迄大膳樣と相唱、書面にも輕き樣文字を相用

候、是等御本家へ對し、元來有間敷心得に御座候、箇様の儀は被㆓仰出㆒無㆑之候得ば、御代隔り候程心得違ひも出來候へば、乾度御治定有㆑之、自今大守様と相唱、萬事御崇敬仕候樣にと在町にも被㆓仰渡㆒、御誠意相貫候様御取扱ひ御座候はゞ、是則御開運の御基にて、治亂に亘り全御冥利にも相叶ひ、御永久盤石の御鴻基と奉㆑存候、於㆓御本家㆒も從來御親睦の思召無㆑之共不㆓相見㆒、既に英雲院様見解之御書附にも其情相顯れ、重き御傳來は有㆑之事と相見、況御家の儀は他の御末家方と違ひ、御氏族にあらずして御分地有㆑之候は、重き御條(マヽ)相有㆑之、全光院様深き思召を以、謙に居而益を受るの御實意に當り、淨性院様にも其御律義被㆑爲㆑繼候て、堅く御遺戒を被㆑爲㆑守候はゞ、永世の御孫謀と奉㆑存候、然に中古以來いかゞの思召にて候哉、古代の御物行、御殘念の御取扱ひとのみ存入候風俗に相成、古實不勘辨の族は、偏に權門勢家へ取入、公邊の御聲懸りにて、御家格取興しも相成事の樣相心得、彼是と鎖細の才覺相企候體の儀有㆑之候ては、却て御雙方御隔意の基には相成、大立候處害を招候樣相成候ては、折角忠義と存候筋、案外御爲には不㆓相成㆒儀と奉㆓恐入㆒、是非なき志と奉㆑存候、仰願くは當時の榮名に羨着不㆑仕、偏に永久御親睦の御遺戒を被㆑爲㆑守、御本支一體治亂兼備の御孫謀を被㆑爲㆑案候御趣を以、御上下眞に誠實に足並を揃へ、萬端其本根に當る御取扱ひに候はゞ、乍㆑憚全光院様御神慮にも相叶ひ可㆑申候、その御誠實自ら外に形れ、御本家にも御大慶思召、彌御疎意有㆑之間敷候へば、又其本旨を以公邊御取持の儀被㆓仰入㆒候御時節も有㆑可㆑之、是仰んと欲する者は先屈するの理にて、彌堅く御親

睦を被レ爲レ守候はゞ、至誠天に感ずるの御陰德にて、御興隆の期に可レ至候、幾重にも此元に被レ成二御反求一候儀、萬機の根元と奉レ存候、此儀に付ては去る辰の年御本家御初入國の節も、聊愚案の一策御用所へ差出候得共、其節一向御沙汰も無二御座一、遂に御近例通りの御取扱に有レ之、私儀は其後重き御咎を蒙り候故、素より固陋の管見恐入候て、爾來差控候得共、近年不レ圖も御双方樣御代改り、彌御肉緣も御近く被レ爲レ成候ては、幾重にも此御大本に御反求被レ遊候て、全光院樣重き御孫謀を被レ爲レ紹候而、謙に居而益を受るの法言に御決治被レ遊候儀、萬全の御良計、內外忌憚る事なく、薄氷の危を去て、太山の安に居るが如く、大丈夫剛忍の御果斷と奉レ存候、換り移る世の中に乘じ、權門勢家御取入有レ之、假令一旦之御名利有レ之候共、遂に御與運の場に難レ至のみか、却て御本家の御恨を相招き候道理に相當り可レ申哉、恐入候儀に御座候、何分此處を被レ遊二御反求一御祖訓を被レ爲レ紹候は、第一の御孝養にして至德の本當り、御武運御長久の御實行にして、且御仕組立の根元とも可二相成一、如今財用之上に付ての御仕組にては、元來正德の實意離れ、萬緒難二成就一儀と奉レ存候、彼是御實意を專らにして、內外無二忌憚一御決定有レ之度御事に御座候、此段乍レ不レ及從來愚存に捽候へども、生得魯鈍の身柄、所詮因循の形りに懸り、愚見決着不二得仕一、三十年來種々事實に當り相考候處、迚も唯今の御形にては、乍レ憚御家格御仕組共に御成就難二相成一、一向御取詰になり、遂に地行御取渡りだに不二相成一期に至り候勢、御大事の御時節哉と奉レ存候、最早此上は御上下知命安分の實德を履て、薄氷の危きを去て、太山の安き

に止る御治定外は有間舗と、此節漸大悟決定仕、從來愚案の大格、古實法言に徵して相認奉レ入二御覽一候、爾し當時の人情にては、迂遠に存候見識多く可レ有二御座一候得共、是則遺德計財の見にして、小人の區域を不レ免所にて可レ有二御座一候と、漸〻愚存決し申候、御柱石の御役人方此處に被レ附二御目一、誠意の本より推して、永久御安分の御大謨御果斷被レ成度御事に御座候、私儀は最早老衰仕り、此先應身の御奉公と申儀も無二御座一候故、生涯の宿志心底を盡し、其惣領を擧て左に相記候、過言失敬は御容恕可レ被レ下候、事理の止る處御熟案可レ被二成下一候、以上

一　建國の大制は宗廟社稷を立る人主、親く此處に朝して如在禮敬を盡し、重き政事は、人を賞するは祖に於てし、人を罰するは社に於てすると有レ之、又學校を建て先聖先師を祭り、人選敎喩試業等皆於レ學被二執行一、養老序齒の禮を設く、造士安民の御天機を御務被レ遊候故、政事を「まつりごと」と訓するにて可レ有二御座一候、是則神道敎を設るの聖訓、萬機の本立候處に御座候て、和漢古今人主の御天職に御座候、中古武家の制に相成候ては、鎌倉時代は重き御政事は、鶴ケ岡の社壇にて被二執行一、室町家には古實を正して武家の禮を制せられ、當御治世に相成候ては、天下封建の制にして、各其封内の制度有レ之、入を量て出すの御取計ひ有レ之、國々大小にて其制區々の儀有レ之候へども、皆其入量の制度勿論の儀に御座候、然に中古太平日に久く、諸國奢侈の風俗に推移り、次第に僣上の御物行にて、入量の御建崩れ候哉と相見へ、先以御先祖樣御菩提の爲御念候はゞ、御孝子の御志無レ極儀に御座候得共、

事物共節根難㆓相立㆒、僣上非禮の事には相當るまじく候、借禮は奢侈の形にて、却て御追善にも相成間布候、喪禮家之有無に稱ふと有㆑之、哀戚の實意を先にして、古代敦實の御祖訓を被㆑爲㆑紹候はゞ、御先靈様にも御感享可㆑被㆑遊、先奎光院様は御家古今無㆓御座㆒御高位、御中興の御靈に御座候處、御塔の素朴なること、後世の標準とも可㆓相成㆒、御賢慮も御座候哉、是にて其節の御物行推量られ申候、然るに其後如何之思召に御座候哉、淨性院様の御時は、高玄院様の御形を以、御本家御同様の御構に相成、遂に御代々の御塔の結構、乍㆑憚御分過の御仕構にて、萬端も夫に應じ、萬々重き御取扱ひにて、御寺々より御菩提と申出候得ば、御追善向の儀、時之役人の了簡にても減略の沙汰も難㆓相成㆒勢ひにて、次第に重疊仕たるにて可㆑有㆓御座㆒候、御莊嚴御佛器も、御寺々格別に御仕入有㆑之、御寺數の多き事も乍㆑憚天子の七廟にも過候儀、其上御領内之神社佛閣御手懸りの場相多、江戸。萩。高野。身延山等迄も御手廣の儀にて、唯今に於ては御修理も不㆓行屆㆒、却て御心外筋に可㆓相成㆒哉、是畢竟豫御制度立不㆑申、時々の見渡しにて御取計ひ有㆑之たる弊と相見候、既に凉雲院様御塔などは、江戸にて御晴々敷御場合にても、却て御國の御物行にも無㆓御座㆒候得共、御治定次第にては、いか様とも可㆓相成㆒、寔宗廟は國の大制にて、御先祖様の御祭り事、一國の禮制厚く歸するの根元に候得ば、永久の御制度無㆓御座㆒て、難㆓相濟㆒事と奉㆑存候、然るに中古より封建の世と相成候ては、諸家一統の規則も無㆓御座㆒、さらば又本朝の古制に應じ候考も無㆓御座㆒、當御治世に相成候て、因循の御物行にて、私可㆓準擬㆒規則無㆓御

座一候、佛法は素より治國の制度に拘らざる教にて、是又據無レ之儀、然に入量の本より推て考候へば、御領地の入用代の附庸に可レ準か、殊に宗國の分地被レ爲レ賄候、御國いづれ共に、先は附庸の制に可レ被レ爲レ準が、御當り前と相見候得共、御菩提寺も三ヶ寺過まじく御事に御座候得共、右御寺數の多きも今更ならず、いかゞ御減略にても、破却は不二相成一ものに候得ば、別に一字被レ成二御建立一、御持佛御持出しの形にて、御歴代樣の御靈位被レ成二御安置一、惣之御寺には一應被レ加二御修理一、寺領にて、故二御手一度、從レ是して諸事御應分の御制度被二建置一永久の御禮奠厚く御執行被レ遊候得ば、則民の厚に歸する所是より始り、節制入量の度に當り候御仕置可二相立一、是國の大本に奉レ存候故、不レ顧レ憚奉レ捧二愚存一候、其正面に御靈屋を建、其內に五祠を構て、中尊は御中興の全光院樣、永世不遷の御神位にして、左右の四祠に高祖樣より歷代を被レ遊二御安置一、其餘の古き御先靈樣御神位は、中祠の後へ別に一龕を構て是に遷し奉り、恒例の御祭式は御休奠被レ遊、只御手向のみの御弔ひにて相濟可レ申、又庶流樣は御服忌の盡る迄の御祭事にて、御休奠有レ之候はゞ、宗廟昭穆之序も相立、御庶流樣も御服忌之制に應じ、節制の御禮奠を被レ爲レ享候得ば、御菩提に御不足は有二御座一間敷、右御靈屋の前へ拜殿一宇御建、此處御法事を始朝夕の勤行、夫々御寺々より出勤仕候得ば、別に御持佛にも不レ及、御菩提所御持方を始め、莊嚴等の仕入も無二御座一候、右御靈屋の莊嚴御靈具等に至る迄、皆寺社方都合仕候て、朝夕の御供物等仕り、御祭式御法事等、何れも寺社方取計ひにて事足可レ申候、左候得

ば御上にも被レ遊二御參詣一、隨分厚く被レ遊二御尊敬一、御誠意に被レ遊二御追善一候て、御追善向は彌厚く、御費用は彌相減候て、諸侯の御天職にも相稱候て、禮敎も克々相立可レ申候、只今の如く御寺々にて御供物等仕、朝夕の御回向等仕候儀、御親疎の御規則も難二相立一、他國無緣の僧侶等に被二任置一候ては、御誠意の御禮奠と難レ申候、且又御祖法被レ爲レ重候は、國家安全の御祈禱にも相成、且は士民の厚に歸するの根本にも御座候得ば、毎歲御條目にも於二此處一被二仰渡一、諸奉行諸物頭にも被二召出一候て、堅く御祖訓を可二相守一、盟約被二仰付一度、是則御教喩の第一に可レ有二御座一候、然に當時の御條目は、享保年御斟酌有レ之候へ共、是後世の撰にて、當用には便利御座候へ共、治亂に亘る覺悟に不二相成一、且諸事の御仕法は於二于時々一御箇條にて、御一體切是又永久の覺悟に不二相成一、是御家人の心得誠一の居り無レ之、輕薄の風俗推移候根本に御座候、元來御祖法は永久一國の禮敎にて、治亂に亘り節義を貫き候は、全く此御祖訓による儀と奉レ存候得ば、將略より卒令まで、常々覺悟相成尊に無二御座一ては、御家人の心一致可レ致樣無二御座一候、是武家の御本業にて、御家風連續の根元に御座候、然に古代の委曲は難二相分一候得共、既に全光院樣御直筆の御條目にて、大概の形は相分り、軍役臨民大概非常の御取計ひも相見、又御本家萬治の御箇條は、則御三家御一統の御主意を貫き、諸奉行諸役人へ委任之御書附と相見、誠兩國の御規則相成樣相見候得ば、是等の御形を本として、御備立の配賦、賞罰の大綱、士卒の階段等明白に相見候樣、增補被二仰付一候て、公儀御本家の御規則をも齟齬不レ仕候樣、御家人一致

の覺悟相成候御治定被㆓立置㆒度、是武門の嗜にて、素り御家老は人ては相と成治務を惣領し、出ては將となり兵權を執る御身柄に候へば、勿論常々御覺悟可㆑有㆓御座㆒、其以下も相應の御人數を預り、民訴を聞候職分に候得ば、治亂兼備の覺悟無㆓御座㆒て不㆓相濟㆒候、相互に我も武士なり忠臣なりと相心得ても、一人々々の士操は相立候とも、事に臨て一致の志を貫候樣御奉公不㆓相成㆒、思々の了簡にては、御爲々々と存候事、却て害を生じ候體の事も有㆑之、是其人の罪にも無㆓御座㆒、士節一致不㆑仕候ば、教令の怠に相當り候、當時の御役人方は士卒訓練は不㆑及㆑申、御人數の御手配りも如何被㆓仰付㆒哉、一向不慮の備は無㆑之形に御座候、以前黑船事の時も、外國侵來を聞て、其向の御用懸り有㆑之、其常然の御下知にて御用意有㆑之、又今に至ては其形も連續不㆑仕候得ば、急に節制難㆑行事可㆑有㆑之候、制節不㆑行ば、應變は勿論、首尾仕間布候、兵機の密を貴候は、此等の事にては有㆓御座㆒間敷候得ば、御分限に應じ候御手當は、士卒迄も常々流通仕候樣、諸物頭も夫々覺悟不㆓仕居㆒候ては、御武備の全とは難㆑申候、是又節義を示す一端にて、御祖法を被㆑爲㆑守第一の義、所㆑謂國の大義にて、當國の盛目相立候處に御座候得ば、何分是等の御治定、古法に依而御增補有㆑之度、用の御利益は事の末に御座候、此處孝悌の本之立候御示し被㆑成度御事に候、僭久社稷の祭りも、今度天下の靈制無㆑之候へ共、神國教にて國郡村々皆生土の神社を被㆓定置㆒、五穀豐熟民安全の御祈禱有㆑之候はゞ、又御領の天職にて、諸國押廻し候事に御座候得共、是によつて其所相應の禮貨を設、四時の孟月に恒例の修行有㆑之度、此時は

御上にも先御生土白山宮へ被レ遊二御參詣一、御家老諸役人も列座被二仰付一、厚く民事を御祈願被レ遊、御近習を以そこ〳〵御代拜被二仰付一、其所長官たる者厚く祈願して、萬民と共に參詣仕らせ、孝悌力田義夫節婦、鄉里に功能有レ之者を吹擧して上聞に達し、賞譽有レ之候はゞ、土地人民を被レ爲レ重、御德行深く民心感戴仕り、彌神助有レ之事、年も豐に民も安く、災害も至間敷候、是則勸農勸善の政事にして、和漢聖賢の道を、神假て民を安んずる大本に可レ有二御座一候、素り神は非禮を享ず、敬によつて威を增候道理、僭上僭下の御取計ひ御座候ては、却て諂に相當り候へば、何分入量の大計を以、夫々應分の御手當有レ之、誠に敬を被レ盡候へば、感應空かるべからず、御賢慮の前に候へども、所レ重は民食喪祭と、論語二十篇の結語して、萬機の基に御座候得共、何分も宗廟社稷より始、制度御分過の御取扱ひ有レ之候ては、御祿彌乏舗相成、ひたもの御續方御難澁に至り、神靈も御感享は被レ遊間敷候へば、節制事立候て、永世の御典禮御怠り無レ之、如二恒禮一御相續被レ遊候へば、御武運御長久の御祈禱此外は有レ之間敷、事に臨て御祈願有レ之事々末に御座候、其餘吉凶軍賓嘉の式も、御應分の御規則立、事に臨て集議評を不レ待、何事も御格式の如く被二取行一候時は、萬事萬物豫め其御覺悟に相成、年中行事は非役の者にても、流通仕候樣相成候へば、諸事差支無二御座一事調ひ申候、又臨時の御大禮迚も、前に定る所有レ之候へば、何年隔り候ても、先規無二相違一相調申候、何分古今の御物行を照し、往古の御制度を本として、永久の禮教を相立候事ならでは、御仕組も成就不レ仕候、譬て申さば、御參府など古代の御物行

と、諸家の御物行とに當り、其宜舗を取て永久の御治定有ㇾ之度、尤公勤等は御家の御物格にて、他の引合せ不二相成一事のみに候へ共、御分限高に應じ、御道中の御供立、其外公儀に不ㇾ拘儀、何分御並相を考、御減略の御吟味いかにも可二相成一、畢竟當時の御物行御家格に當る儀は、十の一二にして、御內輪の御建にて、是も御先例、夫も御外分と申、御費用十の七八に相當り候樣相考られ候、凡事は事無時に謀にあらざれば、利害得失もよく見えがたく、事を取計ひ候身がらに相成候ては、主客の勢ひも有ㇾ之、事に臨ては嫌疑猶豫も有ㇾ之、物每さぐり足にて沙汰寢も茂く、下の役人も行懸りにて事を伺ひ候へば、急速の差圖は圖にあたらぬ事も有ㇾ之、中々減略の實事は被ㇾ行がたく、かつ〳〵其場の間に合候のみの儀に御座候、先又流例の取計ひに過不ㇾ申候、加ㇾ之新規の吟味は、現事不案內にて、行懸り之運び無二覺束一候故、先流例に任候方心易き人情にて、下役は上役の不氣付なるも、容易に其非を矯候事難ㇾ成勢ひも有ㇾ之、遂に行懸りにまかせ置、又夫が先例と成候故、却て無益の評論に暮て、煩雜不節制の本に相成候、是畢竟事に臨て議するの弊に候、尤新規の沙汰難ㇾ決と申趣義御座候へ共、元來近世の御物行、古代御連續の儀のみにも無二御座一、多くは元祿頃以來の御物行を以、推移り候世の勢ひに乘じ、見渡しの御取計ひにて、元來入量の御國計より出候儀に無二御座一候得ば、迚も御分過の儀は先々御連續難二相成一、一旦は御借財を以御凌有ㇾ之候ても、又御返濟の手支候へば、何分寬文已上の古風に復し、御物形を以事濟候樣に、時宜を御斟酌有ㇾ之て、永久中庸の御制度御評決被二成置一、何事も兼

て定る規則を以、一致之御覺悟有レ之候はゞ、地行の綱目相立、其上の儀は於二于時々一過不及御矯直し被レ成度、元來公邊御本家方へ懸り候儀は、先規無二相違一御事に御座候得ば、御國中の儀は何分人並の御立を被レ崩候ての御物數寄は不二相成一儀、此段御老臣方御治定にて、いか樣にも相成儀、乍レ憚上々樣にも、此處は豫可レ被レ遊二御勘辨一儀に御座候得共、絕て御不足と被二思召一間敷候、畢竟近世の御物行、諸事重々敷無益の費有レ之候、元は御政務兩派に相立、御用所御藏元と、諸沙汰の根元格別に相立、夫々役人數を經て御取計ひ有レ之故、其役所々々より先例流例等申立、存入も樣々の見識有レ之、畫一の御規則相立がたく、眞實の一致可レ致樣無二御座一候、是御仕組不二相立一根元と奉レ存候、畢竟是御所務御繰合せの御運びにて、御當は名のみ相立候故、御老臣方の思召にも難二相叶一、因循の御物行を動し難き勢ひと相見候得共、前件にも申上候樣に、德本財末の御治定御果斷相成候ては、因循の流例に御拘り被レ成儀は無二御座一、古實法言御決斷は相成儀に御座候、其實は御入國以來の御物行諸役配を始、古今相貫候御治定無二御座一、又諸家の御模樣とても、古今の樣子定かならず候得ば、本を捨候て御役配被レ成候時は、永久の御治定不二相成一事は無二御座一、其大立候處と申候はゞ、公儀も御役配兩派に相立候儀共不二相見一、何も御用番の御決斷にて相濟候故、內外一致の御取計ひも相成申候、凡官制之古法に據候御取計ひならでは、諸事運び費有レ之候へば、米銀の沙汰よりも、御制度御役配等を御吟味委敷被レ遊候得ば、是則德本にして、財用の運びは易簡に相成、却て目に見えぬ減略いか程も可レ有二御座一候、先其

大概を申さば、御藏元各別に被二立置一候に不レ及、御當役中御用番を極め、格別御職座御仕置方にも不レ及、御用人より各分職の御用運びを定め、古の六部八省の如く、受口の御用運びを致し、夫に見習ふ助役有レ之候へば、人々耳目口鼻の各一官を守る一心の主宰する所より打響如く、自在を得る事相成候はゞ、無益の冗官無レ之、易簡に相調可レ申候、小船に乘組の過たる如く、御分過の御役配にては、一身の病にて、六根の働き自由を不レ得、是國病の本根に御座候、一事の取計ひ類役數人相議候ては、各謙讓有レ之、群議難レ決候、況當時の御物行にて、御上下の式重く、重役の者も御親み無二御座一、式立候御扱ひにて、元來御上の思召をも不レ存、只敬愼を專分に相勤か御親薄く、所レ謂禮勝ときは則離るといふ場にて、御上下隔意を生じ候故、御爲よりも身構へに相成候は人情の自然に候、總て御政務に預り候御役人は、人々五臟外樣の御役人は手足の如く無レ之ては、諸事の運び遲滯して、無益の評論に募て主意相貫不レ申、何分官制の古實によつて、御領地に相應候樣御役配無二御座一候ては、節儉の大本相立不レ申候、凡節儉の實は人と事と共省にあらざれば、人增は水增と申諺の如くにて、實事難レ被レ行候、尤武家の制は國々にて違ひ候へば、定離(マヽ)に不二相成一、朝家の古實は地下に難レ用は勿論に候得共、何分國郡を守り民訴を正して、賞罰を取行候御不足無レ之候得ば、御天職は相立申候、其餘は御用向は皆御私用と申者に候へば、何事も隨分御減略被レ成候て、其事調候迄に被二成置一、政令を一本にして、諸事の取計ひは分職委任の御運びに被レ成、臨時の事は其引受の職分々々より、沙汰書を以衆議評を請、其

宜に落着仕候へば、事も遲滯なく、主意も相貫申候故理も詰、下にも服膺仕易く候、畢竟分職の有レ之候吟味筋は夫のみの主宰相極め候故、中方の人にても決斷速にして、義理も相貫申候、是其筋の主客相立候故に候、何人集候ても、主客の定らぬ評議は、理の詰候期は無二御座一互に謙讓を挾み、脇々を見合せ、發語不レ仕候、多分は先例に事を決する外は無二御座一候故、眞實の筋義は難レ盡ものに御座候、是古人官制の分職を詳にする、所謂名を正うするの根本に相當り候、然ば御老臣は國相の任に候へば、一ヶ年にても、一月にても、御用番を被レ定て、萬機總領被レ成、其下々御用人分職頭人を兼て、譬ば御武具奉行は武備兵形、諸藝□□の事を司り、諸物頭の沙汰を受込み、郡奉行は土地人民の事、御所務方の總辻を司り、諸代官町奉行等の沙汰筋を請込み、勘定奉行は米銀出入の會計を司り、作業普請の沙汰筋を受込み、寺社奉行は御祭祀・禮法・格式・階級等の令禁を司り、萬他所懸り引受仕り、御目附は執法彈糺の任にて、諸役人を始總て御家人の非法非義を正し、褒貶考課の沙汰筋を司り候と申樣に、夫々の請口々々にて主頭有レ之、各配下の諸沙汰を決斷仕、衆議評を受候筋は、夫々沙汰書を以評議を受、決斷は御用番と分職の頭人との取計ひにて、外に史官を立て、一切の諸用其評議の次第を詳にして記錄仕候得ば、事理相貫き、間違も無二御座一易簡の御規式相立可レ申候、且又考課の沙汰は御目附を助て古今の成績を考へ、實行を明かに仕候時は、則當時の格式と相成、政事一貫して上下共政令を安じ、至公の御奉公仕り候、此本相立時は、或は御旅行等の時は、右の分職より御供仕候得

ば、役其職掌を攝り候樣にして、追々上達して、諸職にも相進候樣御取扱ひ候へば、人々の勤方身に引荷ひ、眞實の忠志を盡し、內外一致可レ仕候、總て分職の頭人は一人役ならでは、諸事約りがたく候、尤類役相互に氣付相助勤勿論、本官を助て頭助元の如く、一官の諸事上下相貫候時は、諸運びに費無レ之、理外の節儉も可ニ相成一、尤御目附役は一人之決斷に難ニ相成一密事も有レ之事に御座候へば、是は頭人有レ之度、其下の助役有レ之候得ば、自他諸〆り一手に相約り申候、總て何事も右の五役にて、政道の事足り可レ申、其餘は武備の足り候迄御役配有レ之候て、治亂兼備の御制節を以、自他取計ひの目安書を以被ニ仰渡一、臨機應變の取計ひは、委任被ニ仰付一候はゞ、夫々の頭人相應の決斷も出來、萬事遲滯嫌疑の煩ひ無レ之、易簡の格式相立、武備・制度、禮教・賞罰・會計も畫一明著の盤目相立、其上は小過を免じて、成功を御待被レ成候はゞ、大德は不レ踰レ閑、小德は出入すとも可なりと申場にて、夫々其人の器量も見へ、政府の御用向御手數少く、各成有其實行顯れ、可レ遂ニ忠勤一、是皆帷幄の謀臣にして、御上下一體の如く、善を責、惡を論じて、君德を補佐し奉り、內外一致して股肱服心の御因有レ之度候、是國家の柱石にて可レ有レ之候事

但執法彈糺之任は重職にて、賞罰の依て行はるゝ處に御座候へば、勿論人撰第一の御事に候、是公儀諸國にても、御目附の任に相聞候得ば、御當家の御目附は、只觀密の職にして彈糺の勤方無ニ御座一候、是案るに、古は何事も御直捌にて、觀密の樣子申上候のみにて、御決斷は兼て以被ニ仰出一候

御物行哉と被二相考一候、中古以來御職の取計ひに相成候ては、御目附は唯言上の勤方に相成、容易に被二仰出一と申儀は無二御座一、又御目附より起り候ての沙汰事も無レ之、又諸役人を始め下々迄、彈糺の勤方は一切無レ之事にて、全横目役抔勤方の樣、唯言上のみの勤方の樣被二相考一候、本書通り執法褒貶考課の沙汰筋相貫候勤方無二御座一候ては、政令廉平無二御座一、是人主全くの聰明を助る重職に候へば、其人柄重く御撰擧有レ之度奉レ存候

付り、制度は衣食住の節嚴ならざる處により崩れ申候故、周官に典禮司服の職有レ之如く、禮を被二建置一、御上向の大禮は勿論、御家中の禮儀・冠婚・喪祭・首途・生誕等の重き規式、家居・衣服・人馬・武器・旅裝・音信・贈答・餞別・土產等の類迄も、上中下の規則を以物通り相應の覺悟相成候樣、常々其品當り委曲に差圖仕り、諸士は證人役以下は肝煎の者に申合、借上偏下の失禮無レ之樣常々教喩仕候はば、無益の器物貯に不レ及、儉素の風俗に相成可レ申候、右禮者は常々學校へ出勤仕り、若手に禮容指南仕候はゞ、御家中上下の禮教も相立、物有ば則有と申處にて、御國風の厚き事、則御政務の規模と相成候はゞ、勿論の儀に御座候、偏下の儉約仕候ては、却て禮節の亂不覺悟の至に候

右之通り御役配有レ之候得共、格別の御藏元に不レ及、御所帶向の儀は勘定奉行郡奉行の承りにて、出納の御締りのみの儀に相成、御制度は右之分職の頭人より沙汰仕り、日用は定例の規則を以當番の御用人の取計ひにて、御用番の御家老方聞屆有レ之、時々沙汰窺にも不レ及、御用達の儀は御用人より申上仕

り、臨時の御評議は兼て評諚日を立て、夫々分職々々より沙汰書を以衆議受、決斷は又御用番と其受口の御用人との落着にて、伺申上等仕候へば事煩ならず、何も其亭主の相拘り候故、入互て相勤可レ申候、又一席の評議に決し難き事は、列座の面々何れも其沙汰書を服膺して、名々存入之旨趣各書取を以て、後日評席に再評仕り、衆評の宜に決着有レ之候得ば、主公の御取計ひにて、其席々の評議も、事詰後の見合にも相成、其人の才量も顯れ候故、御上の御覺悟にも相成、下々も彌相勵候て、無益の議論に不レ及、政事廉平にして御仁惠も行屆可レ申候、又諸事御減略の沙汰も、重き御家例・御公勤・御本家懸り等は、事に依り御先規動かし候儀も有レ之候へば、夫も他へ拘らぬ御內輪の建にて、御費用も有レ之、根元の御所帶へくらべ候て、相吟味相成候筋は、諸家の御拜相を以御改被レ成度、當時御道中向の儀などは、諸家共に近年御減略多く、御同列は不レ及レ申、十萬石・十五萬石の諸侯方にも、御供廻り等大に御減少にて、何も簡略の御運びと相見候得ば、御張込み有レ之程、却て御不相應に相見、御外飾に不二相成一樣奉レ存候、其外の御取扱ひ、中古御取廣げの御形にて、舊制に復し難き儀多く、是畢竟例の御意味を申事にて、容易に御手も難レ附勢ひに御座候得共、根本の實意に當り候御詮議に不レ及、重々敷疑念を凝候御振り合多相見候、此等の儀も右の分職無レ之故、議論上部を走り、實意に徹底不レ仕儀共多可レ有二御座一候、何分古今質素の御形を以、萬端に亘り御應分の御規則相立、吉凶の事物兼て御格式と相成候事ならでは、禮共法とも難レ申候へば、節儉の減略と申も其據無レ之、人々の見渡しにて、誠

意に御果斷被レ遊候事無二御座一候ては、御成立の期は有二御座一間舗候、是皆本末始終の議論不二行屆一處と存及候、偖又支配有レ之役人は、各其配下の諸沙汰取計ひの下案を以相伺ひ、御評議の上、成下りは其下案に決定の主意服膺相成易き樣、別紙を以御差圖有レ之候へば、上下の評議一決して、下々も又心服仕候、若其頭人不呑込の儀有レ之候はゞ、再應聞合、隔意なく御裁許有レ之度候へば、其明白なる所配下も感心仕り、組頭は常々器量を勵み、互に至公の御仁惠感戴仕り候得共、只今は組頭はいかゞ取持出候哉、御評議はいかゞの御當り障り有レ之哉一向不レ存、御裁許は寢耳に水にて、是非奉レ畏と御請仕る外無二御座一候故、御威光には畏服仕候へ共、重き御德行を奉戴仕候心服は無二御座一候、是にては御手薄の儀、且下々も安心不二得仕一候、且又御法度向の儀、上行ひ下習ふにあらざれば、令禁難二相立一候得ば、御目附御用人は勿論、支配有レ之重役は、御法度筋慥に致二服用一、於二途中一も非禮非法見當り候はゞ速に相糺し、違犯無レ之樣教喩相加へ、其旨趣は御目附へ相達候て、再犯の節其沙汰有レ之候樣、嚴重の約法を守り候へば、其身慥に守り候は勿論にして、禮儀法度を守り、流通して違犯の族は無レ之樣相成候、若又重役も親しく見逭し候はゞ、違犯の同科に被二仰付一候御治定にて、重く盟約被二仰付一たく、是苛刻にも相見候へども、素より禮教は上行下習の實德無レ之ては、政教行屆不レ申、所謂身を修るを以爲レ本と申所、法度重からざれば小人罪を犯す、却つて不仁の至に御座候故、政火のごとし共申候、爾し法律の政は又仁を害する事に御座候得ば、修身・愼獨。忠恕の力行を專一に仕候を、

成德の君子とは可レ申候、本を務るとは此處にて、重人の天職と相心得、節用愛人の御仁惠を助け奉り候持方、此處にて可レ有レ之候

一　文武忠孝に志し候樣と御條目被二仰渡一候へ共、學校の御設御手薄に御座候故、諸稽古人々心任せにて利勘ならねば、修行は不レ仕風俗に相成候、畢竟禮儀制法の立不レ申と、心法の說盛に相成候て、空談虛言を高情に論じて、日用彝倫の力行に怠り候弊と相見候、此風俗を變化して正德の道に進候術は、學校を立制度明かにして、子弟入學日勤等被二仰付一、每々御上にも御出座被レ遊候て、春秋釋奠・養老・序齒・乞言・合語等の式被レ爲二取行一、孝悌の實行御示し被レ成、又鄕射の禮は其業傳らず共、武家の射禮は相傳はり候事に候得ば、譬ば草鹿・丸物・的前等にても、其條の上覽被二仰付一、其揖讓進退節度に相當り、中りの甲乙に依て、夫々の褒貶の取扱ひ有レ之候はゞ、事物の尊卑好惡一目に見て疑無レ之、上の好む所下必是より甚敷物有レ之と、孝悌の實行明らかにして、君德の下に及ぶ所深く、風俗厚く可二相成一、是則養老鄕射の禮は、人倫を明らかにする所と申實に相當り、格物の成形に可レ有二御座一候、且又惣て教喩の御取計ひ、人撰沙汰此處にて、其官材を論撰有レ之候はゞ、學問治務と一體運用の習俗に相成、御家人の行狀一變して、往々御用立候人物出來可レ申候、第一は御上にも此處にて、人君の御天職を御修業被レ遊、御德行成就仕り、先政の被レ行疑ひ有二御座一間敷候、此御設無二御座一候ては、正敷人物は難二出來一、聖賢の道と申外無二御座一候、只造士安民の事業に止ると奉レ存候、國として學校無二御

座にては、耘らずして秋實を待が如く御座候、世俗の見議にては、學校などは時務の急にあらずと誹評するものも可㆑有㆓御座㆒候へ共、是則徳を遺して財を計ると申場にて、安民の功は成就仕間敷候、然に當時の儒者は唯物知りと申者にて、詩・文章などの御用には可㆓相立㆒候へ共、學問は學者心任教示仕候故、造士安民の事業無㆓御座㆒、世上一統の風俗に隨ひ、身勝手を耻辱と不㆑存、威儀も忠信も無益の男立の樣相心得、阿諛を安んじて容らるゝ者を、人情に通ずる人中和の人と譽、身構利口を賢き作舞と稱して、大倫を害する惡癖を矯る御設けは無㆓御座㆒候、然ば徒に號令法度のみには無㆓御座㆒、先此學校を被㆑成㆓御建㆒、諸士の子弟入學日勤等被㆓仰付㆒て、三年の修業相滿し候上、德行才能御試有㆑之、身言書判規矩に當り候て、御番入被㆓仰付㆒、漸々御試の上、其官材を論撰して、重任の職に進候樣被㆓仰付㆒候はゞ、才德其器に不㆑當もの顯職に當る事有㆑之間舖、聖代すら四十にして仕而士となると御座候へば、若輩にては假令器量有㆑之候共、重任の選擧有㆑之間敷事に候、況本朝世祿の國は、諸士各父祖の先業を繼て相勤候事に候へば、年齢德行相備り候上、重任の選擧有㆑之度候、左候得ば學問諸藝も思ひの儘に修行相成、年齢四十以上にも相成候ては、中才の人にても相應に見聞の功も積り、御政務も御手厚に可㆑有㆓御座㆒候、古より善政の行はれ候は、皆其人の德に有㆑之、聖經にも人を知るに在り、民を安ずるに在りと、治務の奧儀は人撰に止ると相見候、然るに古より忠臣義士其世に用られざるは、道に志す者は友少く、俗を逐ふ者は黨多く、其實君子は己達せんと欲して、人を達すの善心有

レ之、小人は已達せんとして、人を陷る邪念有レ之、其情雲泥の違ひにして、彼芝蘭の衆草に伍する如く、秀德は身後の名望にして、當世に著明ならざるも、又天命無常の所か、君子の吉敷(マヽ)は嫉妬にして、小人の懼る處は直言なりと、王符が潛夫論にも深く歎息仕候、屈原・賈誼も是が爲に貶せられ、菅公も是が爲に左遷し給ふ、善を思候君、忠を守るの臣、一世に並立候事少きは此處にて、近世大内・尼子・北條・武田・今川等の名家、秀頼公の如き、一時に國家の亡失する事、賢臣勇士忠謀の輩無レ之、皆佞諛事を用るの弊と相見候、駑馬は千里に行べからず、土舟は水を渡るべからずと、古今興敗の由て來る所、一朝一夕の儀に無二御座一候、皆當官の其器に不レ當は、選擧考課の實ならざる所より起る弊と相見、古に君子下問を耻ず、士に下り賢を擧るを大功德とし、威を逞うして便佞に黨するを大不忠と仕候、經史の記す所にて、事新敷申迄も無二御座一候得共、其本學校選擧考課の役無レ之ては、空眼にては實撰に至りがたく、況辨說利口の邦家を覆す事、神妙不思議の姦計有レ之ものに御座候得ば、國君鄉相の可レ愼は、人撰の一大事に可レ有二御座一候、爾し賢才の人も衆德兼備は無レ之ものに候得ば、小過を免じ其得る所を任ぜられ、事を委て成功を御待被レ成候へば、十室の邑其人なしと申儀有レ之間敷、當時諸家學校有レ之處も御座候由に候得共、右に申如く學問と時務と格別に相成候て、徒に文章風流字義心法等の事のみにて、所謂告朔之餼羊と可レ申哉、國家の時務は敎喩と制度と并行れてこそ、安民の功は相立可レ申候、然ば先生大夫の本職も明にして、徒に文章字義風流等に心を不レ寄、節義を守り君祿

を素餐せざる樣、士習を勵ます御誘ひ有ㇾ之候はゞ、英才の人幾らも出、御爲宜敷可ㇾ有二御座一候、當時何も儉約の沙汰先に立、正德の御誘ひ無二御座一候故、節義は脇に成、利勘ならぬ義は迂遠の事と見下し、身勝手宜敷擧止を賢き運びと申流俗、扨々無二是非一次第に候、何分此弊風を改候術は廻り遠き樣にても、學校を設て德本財末の事業御誘ひ之儀、國家興隆の本と奉ㇾ考候、然に當世の學向は佛家の宗旨有ㇾ之が如く、學派區々にて、義理文素の得失を先に仕候故、政教一致不ㇾ仕樣相見候得ば、何も實用を本體にして、御家の學則被二仰出一度、其大格左に

館中規則

一　諸士之子弟八歲以上每朝出勤、長幼の序を明かにして、手習素讀仕候事

但手習は先通俗の能書を撰て、長幼の序を以くり下にして修行仕り、押通りの書通相叶候上、心懸け次第高雅の法帖をも相學べく候事

素讀は先孝經・大學・論語を讀、其上大中小經を學ぶべし、暇あらば和漢の歷史軍書心懸可ㇾ仕候

一　十八歲より三年の入學被二仰付一候間、館中の規則を守り、後輩を引立、文武諸藝出精可ㇾ仕候、三年の修學相滿候上試業被二仰付一、本務の者は御惠入可ㇾ被二仰付一候事

但文武諸藝日次の如く、如ㇾ法修行可ㇾ仕、朝夕の暇は於二舍中一復讀、幷歷史軍書等心懸け、古今の事跡に通達し、暇日の外館外へ出べからず候事

附り、大番以上嫡子は年序を以申出入學、其以下は依願に入學御免、徒通り以下は入學不レ被二仰付一、素讀手習のみ被二仰付一候事、但槍・太刀・弓・鐵砲の藝は、小身にても試業被二仰付一候事、尤射禮の儀大番通り計り上覧可レ被二仰付一候事

一 四十歲以下時々出勤せしめ、諸藝怠慢有べからず、稽古日不勤の節は、朝夕に館長へ相屆候事

但諸藝相勤候次第、館長の指揮に應じ、長幼の序を不レ廢、師弟朋友の禮讓可二相愼一候事

一 文學は素り風流遊藝の技藝にあらず、民上に立る時務を助る修行に候へば、先孝悌忠信の質を備へ、克己復禮の愼み肝要に候、然ば本朝の古令に依て先孝悌を學び、至德要道の敎に志し、王公大夫の法言を考へ、愛敬の情を本として、士官の言行禮儀制度の外不レ出覺悟專一に候、又身を立道を行ふの次第は、大學の道によつて、修身・治國・平天下の大形を辨へ、格物の功を積で、德本財末の義に通ぜざれば、義を以て利とするの法言差、聚歛奪利を忠勤と心得、君命を辱むるに至る、此等の本立不レ申ては、六經・語・孟も安民の用不レ立、假令博識多藝にても、禮讓節義重からず候へば、成德の本にくらく、素餐の罪遁れがたく候はんか、且又窮理の學に拘りて偏に心法を修し、或は風流文辭に走り、又は老・莊・禪味に耽り、日用彝倫の間却て禮儀制度疎く、親族の因に薄く有レ之ては、何を以君父の大恩を可レ報哉、先其本末始終の止る所を知て、國家の天職を可レ助心得專要に候事

但本朝之古令に由て、孝經・論語・大中小經何れも古注を專らに相用、六德・六行・六藝の三物を可レ致

候事

一　軍學は一己の智勇を逞する爲にあらず、徒に謀略にのみ志し、非義の勝手を貪候者は、陰謀を企候基に候、專節義節制を心懸け、應變の鍛錬工夫を凝し、衆人一致の成功あらんことを豫て覺悟、治亂兼備の心得專一に候事

但武器之制作利方本體にして、應分の制度詳に可二相守一候事

一　和學は本朝の歷史律令格式の殘缺を求め、粗公家武家の古實を窺ひ、封建郡縣の治體を察し、理亂の源を考べし、徒に假名草紙物語り等を好み、或巫祝の業を學候を和學と心得候は、了簡違ひなるべし、和歌は本朝の雅頌にして、古今の人情を覽、名所名物に通ずる益有レ之候へば、專ら士大夫の可レ弄風流に候へば、行餘力あらば心懸け肝要に候、徘諧など好み候も、人情に通ずる端なりといへ共、禮儀を輕しめ、貴賤の等を混じ、小人私を容る階梯とも相成、或は風流三味に相成、輕薄隱遁に流るゝ弊無レ之にもあらず、況や遊興茶湯に耽り、數寄に溺れて翫物を集め、家産を破り、好色に媒して士操を穢し候は、沙汰の限り、是等の弊風を禁じ、應分の風雅を樂しみ、本朝の古實に志し、安民の本旨を不レ失、言行與聞の持方專一に候事

一　館中の子弟交接の際、慇懃に會釋すべし、長幼の序を明らかにして、善を責信を守り、切磋琢磨の功を積で、禮讓節義專らに可二相心得一候事

一　試業の節、重役の面々相揃ひ見屆仕り、三年に一度褒貶の沙汰有レ之候事

但諸藝全備の人難レ有レ之ものに候、諸生得業、毎歳館長より甲乙の附出し可レ有レ之候事

武藝禮方は現業見屆相成候、文藝は空眼にては難ニ見分一候得ば、輪講對策等をも被ニ仰付一度、詩歌は毎月會有レ之、尺牘・序・論・傳記等仕候はゞ、先生の點を請其譯差出候事

一　月三日暇日被ニ仰付一入學の諸生此外下宿被ニ仰付一候事

但於ニ館外一言行不愼有レ之時は、屹度吟味被ニ仰付一候事

一　遊藝遊獵に耽り、文武に怠り候者は、館長より可ニ申出一候事

一　釋奠・養老・序齒の禮は、全明德を明かにする設けに候得ば、配役の面々言行相嗜、誠意修行可レ有レ之候事

但新番各別に不レ被ニ仰付一御給仕等書生中より被ニ仰付一且又急變の節は七間詰被ニ仰付一候事

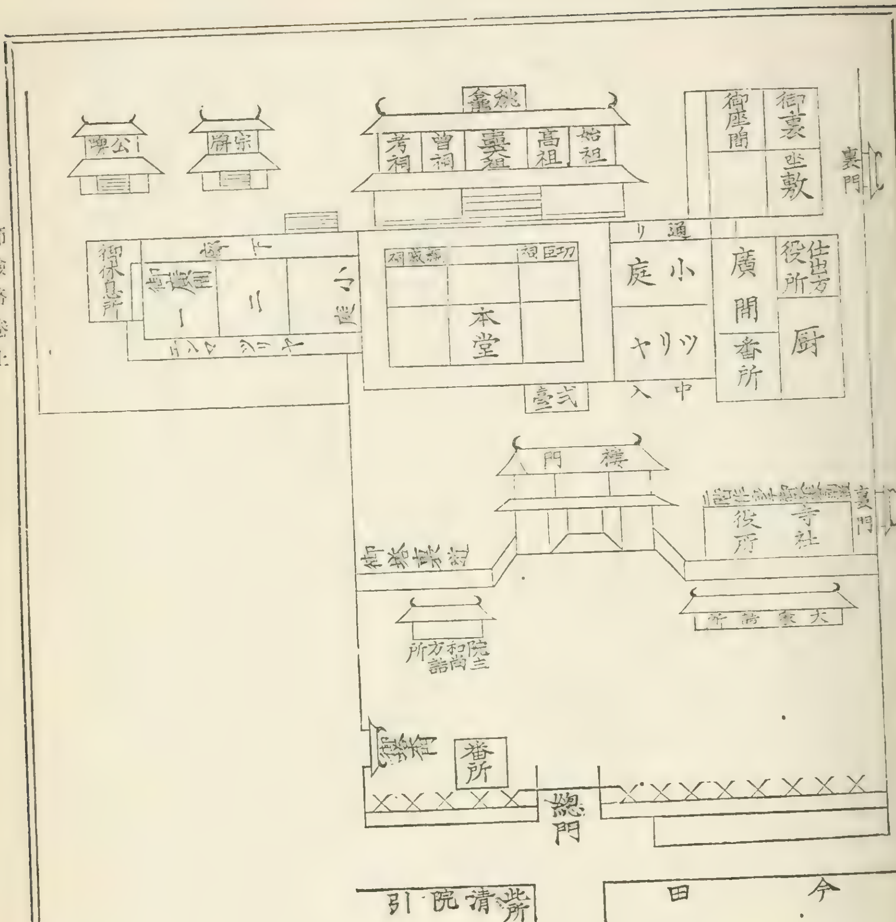
右之大格御書附を以嚴重に被ニ仰出一四十歳以下の者は專ら修學本體に被ニ仰付一一官の長たる御役儀は、不レ被ニ仰付一御物行に御座候はゞ、諸般御手厚に可レ有レ之、尤於レ于レ時之儀は御試のため被ニ召仕一候はゞ彌相勵み、積學の上重役相勤候得ば、役儀も自ら相立、人望も可レ有レ之候へば、是御家人の風俗を一遍し、先入節義に進候爲に、假に筆立仕候、何分依仁據德遊藝三業を以て、教喩と政令と一致仕り、成功は九年の積を被レ成ニ御待一御治定に候はゞ、諸役其器に當り、國家興隆御仕組、成就期せず

して至ること、疑ひ有ニ御座一間敷と奉レ存候

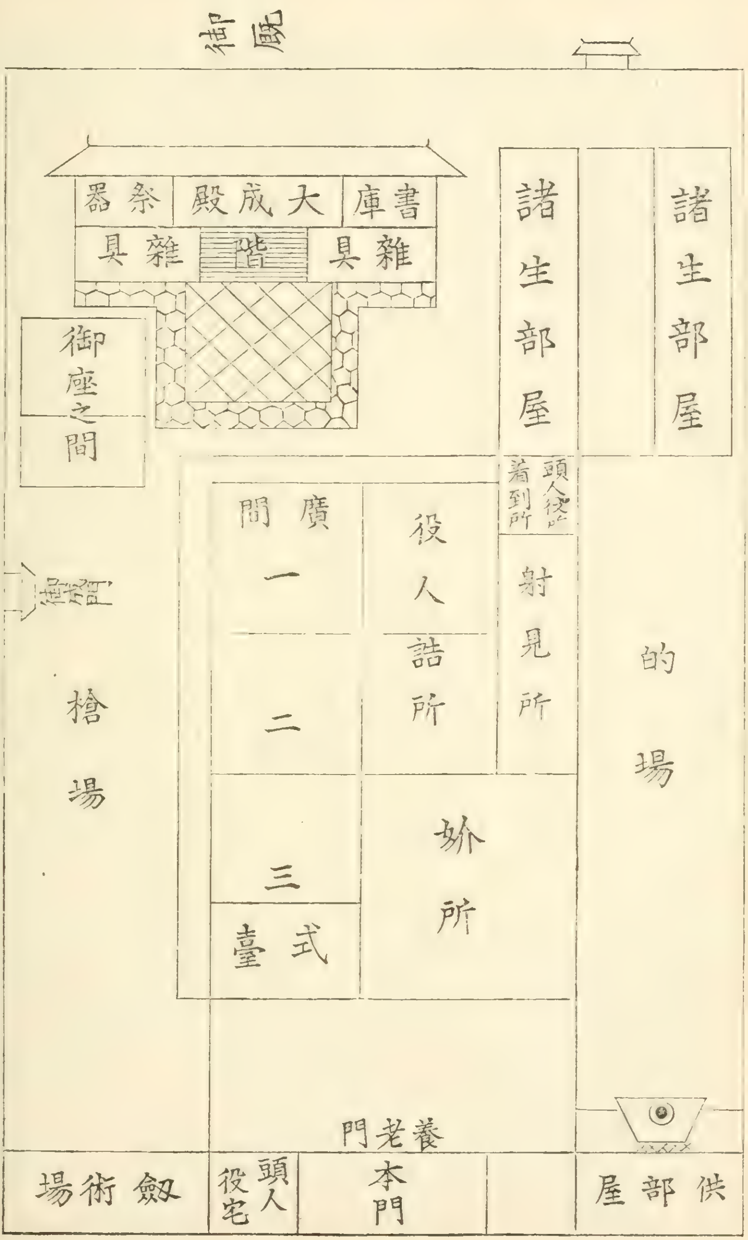
案るに、學校各別に御建立に不レ及、今の御藏元を養老館と名付て、大藏の二階を大聖殿として、廣間を講堂とし、諸藝試其外教喩に拘り候御沙汰此處にて取計ひ、諸役所を諸生部屋にして、左右に的場槍場を構、後は素り御厩に候得ば、大格相備り申候、且又養老館と名付候は、仁君の御政務老を老とするに始り候處を明らかに被レ成度主意を以、私館名に寄て相記は何分制度教喩の合一之御仕置有レ之度、是名教の本旨に可レ有ニ御座一候事

但幼年者手習ひ素讀は、錦見川西等にても其設け有レ之度候

一　前に相記候宗廟御靈屋の儀は愚案仕候處、場合旁新造と申も御大造に候得ば、今の清泰院を易地被ニ仰付一、彼本堂を其儘にて拜殿に被ニ仰付一、後へ御靈屋を一宇御建立被ニ仰付一候はゞ、其餘は取繕ひにて可ニ相濟一候、尤屋敷手狹に候へば、桂横道兩屋舗御用地にして、寺谷道を付替へ、廣小路をも取込みて外門を立、其内に寺社役所をも建番所を構て、一切の辻御祭式を始、修理方迄も皆寺社方都合仕り、御法事迚も格別に御仕構に不レ及、平生の勤行は毎日御寺々より出勤仕り、御參詣は平日は白山御門より御裡門通りにて、御塔へも直に御運び被レ成、萬端御便利宜可レ有レ之候、且又清泰院は今の講堂へ祖師堂を引て、手細に御普請被ニ仰付一、猶其外の御寺々も永久持方宜様に、手細く御取繕ひ被ニ仰付一候て、自今寺領のみの持方にて、被レ放ニ御手一候へば、修理の場合も減じ、宗廟は御立派に御持方可ニ



相成㆒候、且又右寺號は傘光院と被㆑成㆓御唱㆒候はゞ、御中興の御徳も明らかにして、永く御崇敬も有㆑之候處、厚に歸するの一端にて可㆑有㆓御座㆒候、且又公牌並に御本家の御位牌、永興寺に有㆑之候へども、是又宗廟へ被㆑成㆓御引㆒、只今の祖師堂の後へ兩祠被㆑成㆓御立㆒、又御本家其外御使者之御目見の御席無㆑之ては不㆓相叶㆒候へば、是又此處へ御座敷有㆑之度、圖而追加仕候


御殿
祭器
大成殿
書庫
雜具
階
雜具
諸生部屋
諸生部屋
御座之間
廣間
一
二
三
役人詰所
頭人役人着到所
射見所
的場
槍場
式臺
養老門
劍術場
頭人役宅
本門
供部屋

右圖する所は大格の形にて、此分被ニ仰付一候はゞ、大概有懸りにて取繕ひ相濟可レ申か、御靈屋御座間等は新規に不レ被ニ仰付一ては相濟間敷候得共、其餘は粗事足り候樣可レ有レ之、是又質素の一端にて御座候、又御算用の仕法は、何分量入爲出の御物定を以、諸所御遣ひ方渡し切にして、月俸〆りに被ニ仰付一候得ば、勘定場の大に相減し候得ば、日用の御運びは、今の御算用所にて隨分事足可レ申候、尤御藏元は無レ之て不ニ相濟一候へば、現銀藏新藏を御算用所へ爲ニ御引一被レ成候て相濟申候、其外諸役致ニ不足一候は、長屋にても建繼候て、何も簡略に相濟候樣被ニ仰付一度候

一　宗廟社稷學校は建國の大制にして、禮儀修行の道場に御座候、俗間の見識にては、是皆無益の好事之樣に存候人柄も可レ有ニ御座一哉に候得共、是則流俗の眼にて財利を務る見議にて、德行の實意に當り、財を害するの弊を去ると申處徹底無レ之故の儀に御座候、此處御貪着無レ之、大丈夫の決斷を以、此大中至善の地へ御止り被レ成、君上大臣禮儀制度に身を委ねられ、下萬民も其耳目に觸るゝ所を以、厚するの要道に御治定有レ之候はゞ、事物の好惡明らかにして、御仁惠の御德澤、命を傳るよりも速に可レ有ニ御座一候、乍レ憚此大本に御反求被レ成候て、御上にも此御制度の內御遊息被レ遊、夫を常と思召候はゞ、則制節謹度の御實行稱ひ、御家中若手の者も追々成德の人から出でて、御仕組も御家格も、武備も禮讓も皆其實有レ之て、風俗惡敷不ニ相成一、此本立不レ申ては、節儉も名目のみにて可レ有レ之、ひたもの締密に相勤るのみにて、却て御物入增候て、遂に御取渡りも不ニ相成一期に至り候は、必然の勢

ひに御座候、元來國家の事は算用づくにて相調不レ申、制度其國郡に應じ、大小の貢賦を以入を量るの御手當なくては、必定不足の道理に相拘り候、制度教喩と共に相立候得ば、御上下其分を安んじ、至善に止る御仕置相成、勞せずして功可レ有と奉レ存候、當時は御職坐の役人のみ、時々の見議にて御儉約の吟味仕り、事發し候上ならでは重役方も不レ存御物行に御座候、是則彼理法權の取扱ひにて、正德の本立不レ申、器量發明を以時を救は、奇計權謀の餘風にて、衆人一致の取計ひに無二御座一候へば、何とも成就可レ仕樣無二御座一候、國家制度の事と物とに當り候て規則を立、上行下習の實事ならでは難レ立事に候處、御藏は御藏、御用所は御用所と申樣離れ〳〵にて、重き御役人も法に發候上にて、始めて存候ては、執事諸役人元來法意徹底不レ仕候故、諸事の運びも二重三重に手間取遲滯して、無益の心勞有レ之、遂に事煩は敷に倦勞して、節儉の實事難レ遂候、加レ之五三年には御仕法一變して、諸事假り役人は御一職切の仕置御座候故、新古の役人自ら主客の情出來、身構第一に相成り候も不レ得レ止勢ひに御座候、古の聖人は號令法度の人を治るに不レ足して、禮樂制度を以人の德行を誘ひ、人心を感動せしむる事、言說に不レ及事を考測て、此宗廟社稷學校立る、物あれば則あるの禮教を設け、人情を鼓舞する仕形と相見候、當時輕薄の人情は、我も人も身構へを常として、驕りもおごりと存ぜず、事物不足々々と存候は、世上一統の風俗に御座候得ば、急ぎ法度號令を御矯候儀は、何程賢君の御下知にても行屆申間舖候、畢竟是中古戰爭制度亂れて、專ら武威を設け、禮教捨り正德の元復せざる所に御座候、總て

威勢を挾て下に臨候得ば、下必阿諛の勤方に相成、下情の實通じがたく候故、實政に可レ至樣無二御座一候、當時封建の世に相成候ては、國主領主各其家訓を以其國を治るといへ共、禮・教・衣服・家居・器財の制時々貧富に任せ、又事を議するに至りては、己が器量を振候て、權謀を以上智と仕候風俗に御座候て、節用愛人の實德は無二御座一候、人情は素り足る事を知りがたきものにて、法度のみにては心服不レ仕、是則禮を以心を制するの處にて、貴賤上下心身服膺して、力行至善に止る事あらざれば、實用無レ之、爾し天下の制は不レ及レ力候得共、一國の制にも行ひ候程の儀は、相應に禮制を設けて、人の耳目を新にする程の儀は、ならぬ御仕置にては有二御座一間敷候、長府にて御家老の嫡子方、年始御禮素袍烏帽子を用候由、是等も他國には無レ之事にて、其國の禮制に御座候、總て何事も前々定る所有レ之候へば、自然に亘り上下共國を安じ、用度常に足りて不足無二御座一候、此術は前にも申如く、司服典禮の官を立て、上下の禮教を明かに指圖仕らせ、僭上偪下の事無レ之樣嚴重に糺し、上行下習て其規則を御祖法と同じく、永久畫一の御治定有レ之、御上下共分を安じ、君子本を務、小人末を務るの風俗にして、御家人一統御德を感戴仕候得ば、克法意徹底仕り、人々皆役人の氣取に相成候はゞ、節儉も素朴も共形有レ之にて、實行相立可レ申候、右上下の制度は則國の盤目にして、萬機の本源に御座候、此盤目無二御座一候ては、如何なる名人上手も妙手を施し候事相成間敷、是則本立て道生るの始かと奉レ存候

一　官位爵祿相應不レ仕候ては職掌難二相立一、夫々應分楷段相極め、官祿相應じ候得ば、自ら威儀も備はり、政令も行屆可レ申候、是全く其身の威儀に無レ之、君威を重ずる所に候、尤是又繁雜にては怠慢生じ候故、周代封建の治も班爵五等、設官六部にて、天下を統御し、祿も亦是に應ずる處、王制の簡便なる事、文質中和の治にして、刑錯の功も成就仕儀と相見候、勿論人選は治國第一の事に被二相考一候、況や末世人撰別て被レ入二御念一候儀、第一の御天機に御座候得ば、家柄身上にも不レ拘、衆を撰て其機に當るものを擧て被二召仕一、豫役高を定めて、不足の者へは足石を被レ下被二召仕一候はゞ、官祿相應して事物其任に應じて取計ひも出來可レ申候、重役の者衣食に奔走する樣にては、忠勤遂がたく候へば、御役料は古法の如く、減少なしにして支配被二仰付一、物通りの規則は役高を以被二召仕一度候、當時も大格の御物行も有レ之候得共、先身上に應じ候御撰有レ之候故、選擧の丁場狹く、若輩未熟にても、重役にも被二召仕一、器量有レ之候ても、第一見聞の巧も少く候故、實用無二覺束一存候段は、既に私も若輩より重き御役に被二召仕一、難レ有儀には候へ共、於レ于レ今相考候へば、後悔不レ少儀共多く奉二恐入一候、苟も君の御役を預り、君の天機を助け、土地人民を司り候は、不レ輕天命にして、小國の臣と云共實は天下の御政事を預り相勤候事に候へば可レ恐可レ愼、寢食も安からぬ大任に候、聊も仁に違ひ候ては不二相濟一、其器に當る者を御選擧有レ之ば、又之とも可レ申候儀、國君は天子の職を同うし玉ふ儀にて、全く私の御人選には無二御座一候へば、天下の爲被レ入二御念一候は、第一の御人選に御座候、古は宗廟に下し衆に謀の法

も有ㇾ之事と相見候へば、重役の御選は、責て其組頭又は其事に預り候者へは、上下に不ㇾ拘、銘々
存入を札にても被㆓仰付㆒、衆望の歸する所と、才德の備る所を以厚く御選擧有ㇾ之度、左候へば藝能學校
の選出有ㇾ之、旁先は衆と共にする御取扱ひにて、雖ㇾ不ㇾ中不ㇾ遠の場に相當り可ㇾ申候、且又當時は御
仕組と申より利勘の事先に立、聚斂興利の沙汰盛にして、節用愛人の政胳に相成、姦人は其虛に乘じ
て、己を利する才學にて、御利益などゝ申立、種々の姦計も有ㇾ之事に御座候へば、此處御念を被ㇾ入
度、大學にも聚斂の臣は盜賊畜生にも比して、賤惡有ㇾ之事に候へば、政府の肝要は義を以利とするの
天事に止る儀と奉ㇾ存候、且又君臣を使ふに禮を以すると有ㇾ之候へば、重役被㆓仰付㆒候時は、其人を御
前へ被㆓召出㆒、御直に御袖判を以役儀被㆓仰付㆒、其提條を記して勤方委任の御挨拶被ㇾ遊候はゞ、重き御懇
命の處骨髓に徹し、涯分相勵み精勤仕べく候、公儀にても御重役は勿論、御先手物頭遠國御代官にて
も、御前の御取計に御座候て、左樣に可ㇾ有ㇾ之御事に候、既に近年御境懸りの節、御本家の御役人出
張有ㇾ之、其御授けの趣は、於㆓櫻田㆒吉田八右衛門等御前へ被㆓召出㆒、當役侍座にて御番を以被㆓仰
聞㆒候て、此上は土地の損益に不ㇾ拘、永久無ㇾ論候落着の主意を以、臨機應變の取計ひ委任被㆓仰付㆒候と
の嚴命を蒙り奉り候由、八右衛門より承ㇾ之、御書渡をも見せ申候、誠に大業被ㇾ任候はゞ、ヶ樣にこ
そ可ㇾ有ㇾ之儀、是則主將の法は、務て英雄の心をとると申に當り候、御取扱ひと感心仕候、是等の處
國家興隆の大事機にして、君德の人心を徹底仕候處に御座候、然れ共いかなる忠臣にても、才能は向々

有レ之ものに候得ば、其向々にて人撰有レ之、小過を免し、賢才を擧るの法言に當り候事なくては、成功無二御座一候、是又空眼にては知れ難く候得ば、選擧被レ入二御念一候上も、又考課の法を詳にして、一任九年定、三年壹度其功勞を考へ、褒貶の御挨拶有レ之、若選擧の實に其任に不レ堪者は、又外向へ轉役被二仰付一か、夫も無レ之候はば勤勞を被レ爲レ賞、退役被二仰付一、又其器に當る者を擧て、追々功者に相勤、三年々々御考績有レ之、九年に至ては功能勤ヵ三段に應じ、功罪を照し合せて御賞美被二仰付一、追追重役進候樣御取扱ひ被二仰付一、又老人病身等は勤方被レ成二御甘ゲ一、大概一役に永勤仕候樣御仕、便宜被二召仕一候はゞ愈功驗有レ之、御政事も行屆可レ申候、且又當時御沙汰と申儀も御座候得共、是は下より取持を待て御取扱ひ有レ之、誠御賞賜のみにて、甲乙の褒貶無レ之、各下より催促を以御取計ひにて、賞罰の本意無二御座一候、右の如く三年々々にて諸勤□に當り、功勞の甲乙を以褒貶御挨拶有レ之、其任に不レ堪ものは御差繰有レ之、夫も越度無レ之者は、夫迄の勤勞を稱せられ、廉恥を養ふ御仕便有レ之、臨時の役斷は、長病人の外被レ爲レ禁候はゞ事煩ならず、大概九年の任は堅固に可二相勤一風俗に可二相成一候、當時は物頭など五年相勤候者は無二御座一候、押通りの知行役と存じ、組下の人がらも不レ存内はや交代仕候故、實行可レ立間合無レ之、講武節制の心懸けは少も無レ之、早く交り役階を進候を器量と相心得候物行に相成、僅々無二是非一次第に候、古代戰國の時は、御先手に別て御人撰有レ之儀、治世に相成候ても、常々組下の人がらを不レ存候ては、應變の取計ひ相成候樣覺悟不レ仕て、大切なる御人

數を預り候は、不覺の君命を辱する基に御座候、以前土倉伴太夫年若にて御弓頭被㆓仰付㆒候へば、御見出しは難㆑有奉㆑存候得共、いまだ軍學不案内にて、御人數預り候覺悟落着不㆓得仕㆒候得ば、暫く御宥免可㆑被㆓仰付㆒候はゞ、相應に修行仕り、是手に入候はゞ可㆓申出㆒と御斷申出、其分被㆓聞召分㆒、後屆出候上被㆓仰付㆒、次第に功者に相成、段々重役にも被㆓召仕㆒候由古老の物語り、是等の儀は當時の見識にては、不束なる樣相聞え候へ共古代如㆑斯なる實意に當り候御扱ひに相聞え候、元來於㆑予㆑時の御使者、或は警固一通りの儀は、其時の一時を相勤候のみにて、急にも覺悟相成事に御座候得共、治務を委く被㆓召仕㆒候儀は、節制・教喩・恒例・應變の覺悟無㆑之ては不㆓相成㆒候へば、假令器量は勝れ候ても、若輩にては見聞の功も無㆓御座㆒候へば、重役は不㆑被㆓仰付㆒、中年以上德行才能粗相備はり、論撰の上被㆓仰付㆒度、左候へば何役被㆓仰付㆒候ても、下々も是非九年は相勤候覺悟にて相勵み、其功も全く相立可㆑申候、尤重役は纔の人數に候得ば、其任に堪堅固に相續べきものは、相應の御會釋にて、永勤仕候樣御取扱有㆑之候はゞ、其成功有㆑之、御爲宜敷筋可㆑有㆑之候、當時は一役一階の御取扱ひにて、下下は役階の進候を規模と仕り、己が得向の實德を捨て、八方正面に相勤、上にも夫を功者と御取扱ひ有㆑之、或は年並御奉公盛りの者も、漁獵遊藝に日を消し、若輩稽古盛りの者も、御役相勤候者は權威計高くして、事に幹たる實行無㆑之候へば、いつとなく政綱ゆるみて、實事に背き候て、押形の流例に泥みて、遂に大倫を失する樣成行候儀、當時の弊俗に御座候、されども目立候程の不念さへ無㆑之候得

ば、場數功者の御取扱ひにて、相應の御賞賜も有レ之候得ば、我も人も夫を手柄と存候て、輕薄の習俗に成、事を害するにいたるは、誰なすとも無レ之、世の成行に推移り候勢ひ、容易に取返しがたく相成候、古之賢者は生涯一官を守りて、其功永世に益有レ之事、經史に記する所に候得ば、何分にも右申通り、九年の成功を御待被レ成、小過を捨て廉恥を養ひ、御取扱ひ被レ成、聊の嫌疑は御見外し被レ成、永久被二召仕一候御物行に相成候はゞ、役威も重く、下にも夫を規摸と仕り、根限りに精勤可レ仕候へば、又相應の功績も相立可レ申候、且又當時勤勞の者へ永祿の御加增を被レ下、或は物通り昇進等の御仕來有レ之候、是於二下々一は難レ有仕合に御座候得共、元來天祿と天爵とは乍レ憚時君の私に無、國家の大義を興し、民其澤を蒙り候ては、永世の顯功有レ之、衆望の所レ歸ならでは、永久に殘り候御加增等は難レ被レ下、況階段など進候儀は、容易に御取計ひ難二相成一道理と奉レ存候、其實は元來君德を願て賜る事にて、御先祖樣より御傳來の御爵祿にて、全御國の天爵天祿に候得ば、輕く御取計ひ可レ有儀にあらず、古令にも大功は世に不レ絕、其澤は三世に傳へ、其次は子に傳ふと有レ之候得ば、其身の勤勞のみにては、其身一代の御仕來は相應に被二仰付一、又假令器量有レ之、階段を進め被二召仕一候とも、其澤永世に殘り、其功民に加はり候時業無レ之ては、永世の御加增段上り等被二仰付一間敷御事に御座候、尤御役先にて死去仕候か、一命を捨て御奉公仕り候者は、其子若くは孫へ御賞賜有レ之は勿論の御取扱ひに候、又功勞民に加り候者、宗廟に配享被二仰付一候等の儀は、厚に歸する一端に候へば、譬ば今戰死

の者の靈へ、盃に御代拜被㆓仰付㆒候如く、永代其功德相顯候重き御取扱ひにて、下にても御重恩感戴仕候、且又當時死後の養子氏族一族等相應の人柄無㆑之候得ば、他門無緣の人柄を取組被㆓差免㆒候へ共、是親を議するの御仁惠に難㆓相當㆒候はんか、畢竟人々家系を重ずる筋は、先祖の餘澤有㆑之故に候、人の世は天命有㆑之候て、其盡る期有㆑之候は、人力の不㆑及所にて、聖人後にても家系衰敗仕候得ば、絕て無緣の他門を以相續可㆑有㆑之儀にあらず、天命を安んずる樣に御上よりも被㆑添㆓御手㆒、他門に被㆑下候儀は被㆑爲㆑禁、氏族一族又は血脈の親類中にて、相應の人から無㆓御座㆒候はゞ、無緣の他門を不㆑求、其本家有㆑之者は本家へ合し、本家無㆑之者は、其親類の忌懸り有㆑之者の中にて、身近き者へ附屬して、其應に家祿の半德を被㆑下、永久其廢家の先祖を祭り、家系御預り被㆓成置㆒、後次三男等有㆑之時、家系を再興可㆑仕と願出候はゞ、先知を以御立被㆓仰付㆒度奉㆑存候、勿論廢家の婦女等厚く撫育仕候樣に被㆓仰付㆒度、尤本人在世の中、家續の人柄無㆑之者、或は子弟朋友中にて義を以取組仕、其旨趣願出候分は、格別の御沙汰をも御免被㆓仰付候樣にも可㆓相成㆒と被㆓仰出㆒度と存候、是全く親を親とするの御政事にて、人倫の重きを知る敎に御座候、況當時は利勘の爲に無緣の他門を取組、子分家內分抔の願取も有㆑之候得共、御仕法相立候はゞ、無緣の他門へ家續申候儀は有㆑之間敷、且又當時の御仕來御乘約などと申儀有㆑之候へども、是廉耻を養ふ御計ひに無㆓御座㆒候得ば、其功勞有て御賞賜有㆑之候はば、先其身一代の御加增を被㆑下、漸々積功の上、時宜に依て二代三代永代と三段に御取計ひ被㆑成

度、左候得ば爵祿も重くして、勸善の御賞賜も明白に相成、下々も相勵み精勤仕候、又重役の者多年相勤候ても、退役の後は本の御番入被二仰付一候得共、是等老を老とするの御扱ひに無二御座一候、老年にて御役儀さへも御免被レ成候得ば、改て番衛警固の任は難二相勤一は勿論に候得ば、及二老年一御役は被二差代一候とも、其御役席の御仕便は懸け形被二仰付一度、隱居被二仰付一候節は、相應の御仕便候て、譬ば御料理にても被レ下候か、或は相應の品物にても被レ下、老を養ふ御取扱ひ有レ之、死に及び候はゞ喪祭の用をも被レ下度、御悔の上使は今も被二仰付一候御役柄も有レ之候得共、是等は總て御家人は相應の御仕便を以、輕き者をも御弔詞を被レ爲レ通候御取扱ひは有二御座一度、是君德を厚くするの御政事にて御上の御誠意高遠に及び候處に御座候、又罪有て知行沒收被二仰付一候儀も、其先祖は御先祖樣より、重き御惠を以永祿被レ下候事にて、當人罪を犯し候共、先祖に御惡みは無二御座一事に候得ば、八虐謀反の科を犯し候者ならでは、減石等は罪に應じ被二仰付一候共、家筋沒收は不レ被二仰付一御治定有レ之度候、如何と申に、御先祖樣御取立の御主意、於レ予レ今難レ計、無レ罪先祖へ被レ爲レ對御仁德難二相立一道理、其上古禮にも謀反及び八虐の除目にあらざれば不レ收と有レ之候へば、其身は假令死又は永く御暇被二下置一候共、子孫に拘りたる儀は、家筋收沒不レ被二仰付一、彌教喩を加へ被二召仕一度候、又減石被二仰付一候共、其子孫御役立候はゞ、本祿へ反し可レ被レ下、左候得ば謀反八虐を犯し候事ならでは、大小家督に相違無レ之と治定仕り、下々も身捨て御奉公仕候志の者も出來、彌永世の御恩澤永く感

戴仕り、御仁政の厚き處、御上下の御因み深く可レ有二御座一、是則民の父母と申主意相叶可レ申候、況御家人全く君の股肱爪牙にて、いづれをのぞき可レ捨方無レ之様、厚く被二思召一事ならでは、治亂に貫き懸命の御奉公誠意ならず、唯我身の節義に迫り一命を捨候、いまだ外實御爲眞の節義とは難レ申可レ有レ之か、此本に御反求被レ成、元來封建世祿の君臣、肌毛骨肉を委て、恩義の重き所國家盤石の御居りに御徹底有レ之候はゞ、如何なる艱難をも相凌、治定と可二相成一候、又當時罪を犯候者へ、其父祖の勤功に被レ爲レ對當罪被レ宥候儀、甚以如何敷御法度の崩れにも可二相成一奉レ存候、爾し當人の功を以當罪を下し候儀は可レ有事に候、右當人假令重科を犯し、死刑御暇に至り候ても、家筋に御構ひ無レ之候へば、ヶ様の法を曲るの御取計ひは無レ之て可二相濟一候、又遠島にて持方被二仰付一、又は押隱居永く禁足などと申儀は、全く籠下し同様の儀にて、甚不仁に相當り、當人重科を犯候上は、其當人には素り御用無レ之候へども、永く御暇を給り、勿論輕き罪科に候ほど、御領内物端に被二差置一候ても、御構ひ有レ之間鋪候、重きは勿論御領内を禁ぜられ、又領國を禁じ、又士分の奉公を禁ぜられ候體の儀は、いか様にも被二仰付一可二相成一候、又民間も伍法丁寧に被二仰渡一其實行を糺候様に支配頭へ被二仰渡一、且又赦罪などは三宥三赦の外、國郡にて漫に被レ行候ては、罪人天下に充滿候故、大赦と申儀は私に難二執行一儀、又追放などは奉公人と違ひ、國民其土を不レ離候様教導仕るは、民の父母たる御天職に候得ば、譬ば火付入殺し重き盜賊は、死刑其餘違例不法等の者は遠島にて、其輕重に應じ年限を定、徒罪被二仰付一、年滿て

改心不レ仕ものの再三□切申付、三度を過候は死罪と申樣御下知有レ之、其餘の小過は過役過料等の取計ひにて、他國者外放不レ被二仰付一候はゞ、是非此國の士と相成覺悟にて、善心に立歸り可レ申候、當時の如く追放有レ之候ては、幾度も立歸り、惡事は止事無レ之、田士は次第に荒れ可レ申候、若士地人民を御寶と申處、所レ重民食喪祭と申所へ基き、公邊へ對し候ても御持方宜敷、御仁惠の久遠に及所と奉レ存候、彼是大概御賞罰の御規則を被二立置一候はゞ、自今御仁政の盤目と相成、衆議許も速に決斷可二相成一候、借又前にも相記し候如く、諸事の取計ひは職掌を分て委任被二仰付一候はゞ、諸役所も煩雜嫌疑の弊無レ之事理相貫候て、御取計ひも速に可レ有レ之候、又考課の法は豫其役々の最條を極め、夫々照して御評議有レ之候得ば、褒貶の決斷も速にして圖當り可レ申か、凡何事も前に定り候事無レ之、事に臨ての見渡しにて、古今相貫き候御取計ひ無レ之故、人情安んじ難く、御仁政不二行屆一候、賞罰などは別て被レ入二御念一儀、公儀御本家等御取計ひの形も有レ之事に候得ば、其競へものも有レ之候へば、御外聞實義御愼無レ之て不二相濟一、當時は御間々と申儀、萬事萬物の餝りを本體に相心得候へ共、武家の御外聞は質素にして制度立、武備全くして賞罰正しく、御仁惠專らに有レ之度、惡衣惡食を恥るものは共に議するに不レ足と申處は、此處にて可レ有二御座一候、總て制度敎喩の行屆候國は、下々迄も風俗一致して、事物も手厚に有レ之、既に筑前御領などは、下匹夫匹婦に至るまで、御當家に被レ入二御念一儀處々厚く被二仰渡一哉、乍レ憚御親戚の御國迚も、ケ樣御實意不二行屆一、是にて御政事の御手厚なる風俗の誠實

なる事、感じ入候儀に御座候、尤此御領内の者へも被二仰渡一も有レ之候へ共、實事はいかゞ有レ之候哉、御詫の言行に無二覺束一候、況御家人は取分廉耻を守り、禮讓節義を專らとし、三民は法令を重んじ、質實素朴の風に押移り候樣常々御敎示有レ之、御仁惠第一にして、土地人民を被レ成二御念比一厚きに歸する御取扱ひに候へば、御外聞を失ひ候氣遣ひ無二御座一候、衣服身廻り等の外見は事の末に御座候得ば、何分無益の官を去て、事を省き人を省き、事物易簡の御取計ひにして、廉耻を養ひ士習を勵み候御取扱ひにて、禮讓厚き風俗に御誘ひ被レ成候事、御政事の礎に御座候

一　文武諸藝の儀前條相記し候通り、學校にて執行可レ有レ之候得共、是は人々の藝能にて、人數組立進退駈引は、講武の法無レ之ては足並不レ揃候へば、諸士足輕中間夫々と業前に當る節制を立、金鼓貝昇の合圖等漁獵に託し、應變の働き講武の役無レ之ては、聖人も不レ敎の民を使ふ、民を棄るの戒あり、況世祿の武士にして、節制號令のならしに疎き事有レ之間敷候、然るに治世打續き、諸國にも押出し候講武と申儀は憚有レ之物行に候處、近年九州等にて外國の備專らにして、每時講武船立等有レ之、民間迄時々覺悟被二仰付一候法も有レ之由、素り治亂兼備は武家の嗜に候得ば、御手配りの儀諸奉行諸物頭不覺悟にて不二相濟一、以前黑船の時も急に御用懸り有レ之、御人數の御手當、諸組の差物等迄も御吟味有レ之たる由に候得共、其後又忘り候樣なる御物行にて、誰知人も無レ御座候、萬一と申時はいかなる御手配り有レ之候哉、諸奉行諸物頭も一向不レ存、覺悟可レ仕樣も無二御座一候、幸に追鳥狩大川下し等の

形も有レ之候得ば、是に依て人數の懸け引き、合圖號令足ならし備立の儀は、いか樣にも被レ成方可レ有レ之、夫々組頭諸奉行配卒して相勤、合圖號令打響が如く、常に士卒の耳目をならし置候御手段有レ之、又は押前直陣多勢の中を馬に乘り候稽古等の儀は、自山祭りの隨兵百本道具等の事にても、相應に節制を設て足並を揃へ、陣具を被レ集、各覺悟にも相成、武具の闘しも、合圖號令も、いか樣にも修行可二相成一、今の通りにては諸奉行諸物頭も、己が配下をいかゞ取計ひ可レ然哉、金鼓貝并の合圖も、諸卒見た事も聞た事も無レ之、急に大勢集りて騷ぎ立候はゞ、第一御武名の衰微外實不二相濟一、是等の儀は御儉約のみに拘りて、怠り有レ之候ては不二相濟一儀、況近年御隣國迄も段々御用意有レ之候折からの儀、御當地は一向何の御移り合も無レ之、定て御舊家の事に候得ば、御武器は御不足も有レ之間敷候へども、紲手の儀などはいかに御覺悟宜敷とても、急には御間にあひ申間舗などゝ、下々迄も申樣にも相聞候、何分此節御吟味被二仰付一候儀、御時節到來と奉レ存候

一　諸士の困窮仕候は、根本階級の御治定無レ之故に候、當時古來の仕來りなど中立、我勝の自階段を踏上げ、上を凌ぎ候を階級と相心得候へども、是は大に心得違ひにて、禮讓を亂し候不忠の仕方に御座候、爾し是下の罪にも無レ之、元來御家中の階段、いつこそ御治定被二仰出一たる儀も無レ之、事に臨て不レ得レ止御取計ひ有レ之たる儀共にて、元來役人は器量次第に被二召仕一、年始の御禮大組小組同じ御席にて御目見、御士器頂戴の格にて、頭も組子も同じ御取扱ひに御座候故、自階級を立、威を設候外無レ之

は、自然の人情に御座候、是御連續の御家風と申ながら、階段無レ之ては上下差別無レ之、自ら君威も輕く相見え候、一には法令も不ニ行屆一候故、古より官位爵祿を以貴賤を分ち、上下其分を安んずる事、制度法令に依て被レ行其に候、御家の儀は此御治定無レ之、階級は皆私事の樣相心得候風俗に御座候故、事に臨て異存を挾み差支出來、其期に至り當然の御取計ひ有レ之のみにて、いつこそ階級の御吟味有レ之たると申儀無レ之事と相見候、是御制度の不レ立元に御座候、然れば何分諸家の御模樣も有レ之候へば、古實の得失を照し、其宜舖を撰て、御應分の階級しかと御治定有レ之、御家人の盤目を極め、衣食住の制各祿位に應候事無レ之ては、事物の節限無レ之、禮讓威儀も難レ被レ行御座候、當時は一度讓り候へば、夫が階級の廢れと相成、異論の端を發し候、下よりは上を凌、上よりは下を押候勢、不レ得レ止人情に御座候へば、禮讓と申事不ニ相成一、自然と無禮講に相成、實情薄く嫌疑深く、諸事取扱ひ心よからず、國として禮讓被レ行ざるは、道の大倫を亡甚に御座候、當時古實□なる者古實を取集め、是御家の古實などゝ稱して、老人の申傳へなど重々敷取扱ひ候樣に相聞候へども、是大概一事の細節にして、御制度と申程の事も無ニ御座一、御家の階段鳥羽重ねの如く、是古代の御主意有レ之事と申說有レ之候得共、是全く理法に當らぬ妄說にて、內心異存を挾み候場には可ニ相成一候得共、武備禮讓の崩れ候基にて、御爲に可ニ相成一道理は無レ之、其上御役方にては、一向承り及び候儀無レ之、實は御入國以來因循の形にて、乾度階段相立候被ニ仰出一無レ之と相見候、然に全光院樣御直筆の御箇條にも三拾石

以上。六拾石以上。九拾石以上。三百石以上と物限り有レ之被二仰出一も相見候、古も烏羽重にて無レ之證據も有レ之、唯役は器量次第にて、身上に不レ拘被二召仕一候と相見、是古代素朴の善政にて、御本家にても其分と相見候、然に當時却て身上の高下に拘り、爲レ人に官を撰み候御模樣に相成候は、殘念の事に候、是畢竟今の人情にて、古制に復しがたき所にて、既に當時も足石を以被二召仕一候御物行始り候如く、何分官祿相應じ不レ申ては外實難二相調一、素より威儀階級は私事には無二御座一候、誠に重き御役人は、召仕の下人も相應に無二御座一ては、家事を忘れて公務を重に難二相勤一候得ば、何分其役儀相應の役高を以被二召仕一候事ならでは、實事難二相調一、尤小役人は其日々々の御擬ひにても可二相濟一候得共。物頭代官位にても、相應人馬相育候位の御擬ひ無レ之ては不二相濟一、其餘は步役相應の御取扱ひにて事足り可レ申候、何分階段は一階々々にて等差有レ之、事煩はしからず、屹度嚴重の制度有レ之候得ば、御家人の盤目相立可レ申候、然れば先殿中御席順を始め、事物精粗禮の繁簡、明白に御治定被二仰出一、前々相見候司服典禮の官を立て差圖仕らせ、身上相應に御扱ひ候得ば、下にても序齒班爵の禮讓相立、上下其分を安んじ、御奉公の覺悟足並揃ひ可レ申候、然に人情は廉耻を養ふ御取扱ひならでは、心服不レ仕候得ば、此處にて一術可レ有レ之、畢竟中古給方御藏入に相成候時分、物成の御定一等に無二御座一候故、高德過不足有レ之、況當時懸り物有レ之ては、大身小身の物際にては、却て小身の取箇多く、或は旅方の渡し銀などに、同役にても大に不同有レ之類、實事を離れ不廉耻の儀、殊に其取扱ひも繁雜にて、却

て費用有レ之樣相見候、然れば當時被二下置一候物成其儘にして、押並て三ッ成の勘合を以增高と被レ仰付一候はゞ、廿石は三拾石餘、四拾石は六拾石餘、八拾石は百石餘と追々押上げ、御家老に千石以下無レ之、中老に五百石以下無レ之、大番に三拾石以下無レ之、物形り平等にして高德廉平相成、其以下小身者も相應に御加增の沙汰に相當り、一統一階を踏上げ候物行に相成、於二此所一階段を減じ、乾度御制度被二仰付一候はゞ、物紛候事無レ之、御取扱ひ簡易にして、禮讓威儀も實意に相叶ひ、各安分の御奉公可二相成一候、是制度の盤目と相成可レ申候、左候はゞ御家老中老は素り、家々の御會釋も有レ之儀、其外知行の高下にて、步役の御役目は違ひ有レ之候得共、禮敎衣食住の階段は大番・中小性・徒・足輕・中間と五等の制を明らかに被二仰付一、其餘の小割無レ之、制度平等の御取扱ひにして、御役は器量次第夫々の役高を定め、不足の者は足石被レ下度、然に近來被二召仕一候役人等、代向にて物通りの嘲時々被二仰聞一候得共、常々御定無レ之、御手薄の事に候へば、大番の內にても、六拾石以上は古代より騎馬通りに被二定置一候へば、自他共心得にて、其以下は御馬廻りと被二定置一、又三百石以上並に御用人御目附等は、何れも番頭通りに被二定置一、假令二百石以上足石なし、二百石以下足石、又物頭代官町奉行は百石以上は足石なし、百石以下は足石と申樣に有二御座一度候、且又諸役人減少兼務等被二仰付一候も、何分夫々の分職有レ之度、然ば御裏向等も此內より都合仕り、江戶萩も此內より相勤候樣被二仰付一候得ば、諸向の御用運び一致仕り、御藏元各別に被二立置一に不レ及、勘定場の御用向は、勘定奉行郡奉行時々御算用所へ罷

出、諸沙汰承レ之、常には御用所出勤仕り、御法事御祈念事等は、寺社奉行寺社役所へ罷出候て相勤、武備御供立等の御用向は、御武具奉行の役筋にて運び候と申樣に、夫々の分職の役所は有とても、何分御用所へ一應出勤仕り、御用運びは同役粗流通して、日用は當番より相計候樣御簡略被二仰付一、又取次役などは御本家の奏者の形にて、番頭通りより被二召仕一候得ば、是又重任の職にては無レ之候へば、御使番取次を兼て、御表を相勤のみは、御旅中の形に被二仰付一、御使者等の御引受、御本家向廉有事計、やはり番頭より相勤候樣に、尤番頭は組頭を助て、武備本體に相勤候得ば、其器に當るものを選擧被二仰付一候樣有レ之樣、又諸番の究(マヽ)者御日附本務に候へば、每々諸番所巡見仕り判帳相改、歲末に其取〆仕り、勤方の甲乙を御考課の沙汰有レ之度奉レ存候、又總て諸番所は祿役に候へば、御家人小身にても、魚飯にて相勤候儀祿恩謝報の公勤に御座候、總て武威警衞の役目は、何れも祿役の心得無レ之ては不二相濟一候是は勘合のみの儀に無二御座一候、武の本を忘ざるの敎に御座候、又前段五等の制明白に相立候得ば、御家中繁雜の小割無レ之、制度簡易にして守り易く、階段重く相成、下にても貧富不レ拘、自他應分の覺悟相極り、無益の器物を貯候儀無レ之候、又器量有レ之嫡子被二召仕一候は、知高半分物位に被二召仕一度候、父の祿高被二召仕一候儀は被二仰付一間敷候、凡事と物とを省き候は、法度號令にては行屆不レ申物に御座候故、古より官位爵祿の制に應じ、物有ば則有之禮節を立、人々安心仕樣に御取扱ひにて、國家の事は相調候儀、其上は事の終始を謀て、其先んずる所を急務と仕候に、政事巧拙は有レ之事に候、然

ば御役配階段等の儀は制度の本にして、事物は制の末に御座候、然に組外と申者都合七間に類し候御取扱ひにて、節朔の出仕不得仕、御番と申事も無御座、先づは小役目通りにて、非役の者は一向定りたる公勤無御座、素餐の形に御座候て、相應に心外筋も有之事に御座候得ば、押幷て一階御取上げ被成、七間通り昇進被仰付、非役の者七間御番入被仰付、兩組合で中小性通りに被仰付候はば、一統相競ひ御奉公相勵み可申候、又弓組と申者、先士分の御取扱ひの樣にも候へ共、弓鐵と申時は、全足輕の御取扱ひも有之、甚心外の情有之樣相見、毎々異論も出來、御厄害も生じ、下々も常々安心不得仕候、然共元來は諸士の子弟御先手を望候て、段下り仕りたるものに候得ば、押並て小組通家系有之者も、徒通りに昇進被仰付、家系有之者は、家業の時は御番除にして、常々はいづれも鎗の間御番被仰付度候、左候得ば弓卒無之、武備の御薄みの樣に有之候得共、素り當時の弓組纔百人計の事に候へば、是は全御旗本持弓被仰付、徒通りにて御備立は相成事に候、又御先手の弓卒は足輕の内にて弓鐵一代切りに、其人の得業を以て組分被仰付、非役の者は又家業の御用無之時は、作事・御臺所・諸御門番被仰付、甲乙なく被召仕候方、御取扱ひも易簡にして、節制も相立可申候、且又足輕を中間處に被召仕候儀は、諸家の御振相にも違ひ、彼等式とても相應に心外筋にも候へば、從來の足輕は家名唱、上下着用をも被差免、諸門の詰方にも無甲乙相勤、御臺所・作事・御船手・御廐等も、其家業は其儘にて、弓鉄の間修行仕らせ、尤御廐・御船手は夫々にて勤番被仰付、作事・御臺所は御門

番被二仰付一度候、別に御駕者其餘新參の者、やはり在名唱にして、長柄卒に被レ成、御中間頭を定て被二召仕一、不足の處は一代切米取中間にて、肩の上ゑも被二仰付一候得ば、武備全く階段も明らかにして、事足り可レ申候、尤勤方の年功にては、永祿にも被二仰付一度候、且又禮制の元は、耳目に觸候處無レ之ては、貴賤の分も明かならず候へば、御家中の名唱と衣服の色分被二仰付一度、服章は人の禽獸に異なる所に御座候て、禮教の由て行るゝ處、則先王の法服に御座候、然れば御家老始家督被二仰付一候節、其物通り相應の名を拜領被二仰付一、初ての御會釋に御判物頂戴仕り、御奉公の居りと相成候に御座候、是君臣の恩義を厚するの實義に相當り、古代は加冠の御判物頂戴仕候儀多く、既に私式も于レ今持傳の者も多く候、是階段を重くするの設に候へば、譬ば御家老中老は、其家に唱來候官名と御下字を被二下置一、大番通り何右衞門・何太夫と下司有レ之、中小性通りは何之助。何之丞。何之進と唱、徒通りは何兵衞と三字唱、足輕は何平太・何源治の如き三字唱、御中間以下庶人は何藏・何平・何作の如き二字唱と申樣に御治定有レ之、夫々家督の節大番以上は御判物、中小性は奉書、徒以下は其手頭の奉書と申樣に右の名唱被レ下、嫡・次・三男は夫々兄弟の行に應じ、何太郎。何次郎と唱へ、陸以下は二字唱と申樣に、夫夫階段を以定格有レ之、諸勘文願書等にも實名連書仕候得ば、代々同名にてもまぎらは敷無二御座一候、衣服の制も右に準じ、男女共に地染色を定、自他同制にして、外の品着古しにても決て被レ爲レ禁、一旦の費を不レ憚・永久の規則被二仰出一、尤御國中は大概木綿紬服を用、徒以下他向にても紬木綿のみ相用

候樣に、總て美服は不㆓相用㆒、木綿のみ相用候樣にと、自他永久の覺悟常々被㆓仰聞㆒、大身たりとも羅紗唐織等總て高料の品は、他向にても堅く被㆑爲㆑禁、其餘の細節不㆑拘、制度簡易にして却て嚴重に相成、其色を見其名を聞て、物通りも速にしれ、物紛れ候儀無㆑之候得ば、非法非禮も自然に無㆑之、物數寄にて時の流行に隨ひ候費も、無制にして相止み可㆑申候、是人情を安じ名を正しくするの制度に御座候、時々法令を以被㆓仰出㆒候ては、人情安じ難く候得ば、時物の制度明らかにして、禮を以て心を制するの敎に叶ひ、自ら非法を恥て賤惡する樣に相成候を、制度の本意と可㆑仕儀に候、此餘武具・馬具旅裝・家の器財に至るまで、取分制を詳にして、多端の條令を不㆑用、事と物と當る制度有㆑之候得ば、永永應身の覺悟相成、御家風の厚き所、則物有れば則有る之處にして、節儉の一術に可㆑有㆓御座㆒候、此內私江戶歸りの節、加州の在番歸りに上州路にて行逢候所、物頭と申事にて、二本道具先道具引馬にて、徃來仕候者三四人も行逢候を見請候處、其供廻りは士一人、口附兩人、槍持二人の外手人は不㆓相見㆒、具足・沓籠・雨掛五六荷、皆宿人足にて繼夫と相見、至極麁抹なる行駄にて、小荷駄も無㆑之、雨具は夫々の荷に組付有㆑之と相見、至て簡略なる道中にて、上り下り共に同樣なる供立に御座候、主人布の割羽織に島の蹈込にて、皮の引はだ懸りの大小と相見候、偖々素朴なる出立に候へども、一途鞍置馬を引せ、時々乘りも仕候と相見、流石武家の道中、全陣中の制ならん感心仕候、道中の者に聞候得ば、加州の御家中は皆あの通にて、荷物は大概御持不㆑被㆑成と申候、是にて御家風の厚き事萬端思

ひやられ申候、御當地には御參府迚も時々被二仰出一にて、衣服の制供廻り等も定格無レ之、何も儉約のみの御吟味にて、自他に亘り御武備全き制度と難レ申、偕々耻入候儀に御座候、是又陪臣の制は當時强て被二仰出一も無レ之候へ共、是又御家中の階段に應じ、準格被二仰出一有レ之度、譬ば御家老中老は知高に應じ、中小性格の何人、徒格の給人何人、番頭通り重役の者は徒格の給人何人、其餘渡りもの共にいづれも足輕格と申樣、軍役の配賦に應じ、永久の御物定被二仰付一候はゞ、各其準格を以禮讓制度相立、御武備も全く、言行節に當る風俗に可二相成一候、是等の儀は物數寄の樣に存る人も可レ有レ之候へども、是則禮の盤目にて、此本不二相立一候ては、無禮非禮の紀し方は不二相成一、制度の國家に益有事は此處にて、全く私の威儀に無レ之、御上の御武威にして、名教節用の盤目に御座候故、假りに其形を設て相記候、又中古利勘の御吟味にて、給方御預りに相成候御藏米被二召置一、豐凶の差別無レ之は、於レ于レ下仕合の儀に御座候得共、在住の者も追々御城下に相集り、下部屋の子も皆土を離れ、御城下に遊食の者多く、諸事の物入次第に多く、是を足候爲に樣々の利勘の吟味强く、身を勞せずして利を得る手段仕候故、武備は追々相衰へ、風俗は追々奢美に成、纔の取衛にては、小身者妻子を養候事難く、役扶持を以物當仕候故、表向忠義專らの立派に候得共、内心勝手不レ見候人情にて、且諸藏其外役人の世話、況畠方名代違ひにて、却て御勘合には不二相成一儀哉と相見、下々も中仕賃米俵缺等の費も有レ之、給主と百姓の因も薄く、馬のわら草も不自由にて、士の足弱と成り、一切の御取扱ひ追々手數多く、

益少くして害多き様に相見、此儀に付ては横道知節と福原喜兵衛得失を論じ、生涯不和に有レ之たる由、老人の咄しも有レ之て、其始財を集め申候吟味にて、於レ手レ今財を害するの弊有レ之、喜兵衛先言に不レ違、士の足弱く相成候、風俗迄も輕薄に相成候は、歎敷次第に御座候、さらば急々古給割戻しと申儀も又六つヶ舗可レ有二御座一候得ば、一向古給に不レ拘、給米切手を以て村々より直納に被二仰付一候はゞ、諸用も減じ、御藏々持方も減じ、下々も中仕賃缺も無レ之、御上下に費無レ之、諸運びも無二造作一可二相成一、尤古給米切手は先給の有レ之村方へ、其村々庄屋へ當て、給高に應じ御馳走米差引、殘りの員數を渡し、切手にして被二差出一、夫を給主より庄屋に相渡し相納候上、受取切手を渡候得ば、地方の算用は其切手にて相濟候得ば、事簡略にて御世話少く、又古の百姓相分候分は、大概其者より相納させ候樣自然可二相成一候、又給山なども當時は其給主は、一向不レ存位の事に候へども、是も古は相應に給主の德も有レ之たる事に候へば、相應地子銀にても納り候樣被二仰付一度候、尤本知被レ下候はゞ、檢見落も割相に可レ被二仰付一候得共、御馳走差出候間は、德落は割方不レ被二仰付一にて可レ有レ之候、且又別紙に相記候新開作御配り被二仰付一候はゞ、近邊馬草飼料の儀は有レ之、下人も相應地付に相成候得ば、古代の士着の如くにて無レ之ても、地方の事にも自分流通仕り、小身者は自身耕作をも仕り、筋骨も丈夫に相成、過妨無造作にして質素を常と仕候得ば、却て武備も全く可レ有二御座一候、畢竟當時御用繁と申も、十に七八は御家人の御世話にて、自ら役人も多く、諸運びも繁雜に有レ之、小役仕る者は役を物當に仕

り、非役にては取續難ニ相成一、種々勘合やりくりを以渡世仕候故、全く町人氣分に相成候故、身も柔弱にして、風俗も輕薄に相成候は、不レ得レ止勢に御座候、是を矯直し候術は、土着に若は無レ之候得共、急々相成儀にても無ニ御座一候得ば、先右の新開御取立にて、御家人稼穡の艱難をも知り、風俗質素にして御國手厚に可ニ相成一、是又數盆を興候御仕組と奉レ存候、別紙理水略にも相記候所、得斗御引合せ御翫味被レ成度奉レ存候

以上之條數は專ら正德の本を立、財用の上を離れて、制節の謹度の大概を相記候、此條制度の委曲は、御治定の上御吟味被ニ仰付一候て可レ有ニ御座一候、是皆機密の秘策にして、私式の評論に及ざる儀に候へども、何分此本立不レ申ては、財用も節し難く、是則德本財末の本意と奉レ存候故、過言失敬を不レ顧候故、愚案の大概假りに節儉の形を設けて相記し、又財用の本を固し、國利を興して民の疾苦を救ひ候事は末卷に相記候、彼是德本財末の處御熟覽被ニ成下一、微志の所在御賢察奉レ希候

節儉略卷上 終

節倹略巻下

夫農は國の本、本固ければ國安しと、國計の大本土地人民を生ずる儀奉レ存候、然て當時太平の御代に生ながら、民上に立て不レ耕して光陰を送り候、全御武德の御餘光難レ有仕合に御座候得共、乍レ恐國家の禮制いまだ全からず、動もすれば財用片寄候て、困窮に至る國も少からず候へ共、諸侯の國各其民を子とし、土地も古の土地、人も古の戸口に減ぜず、其職掌も古に不レ及にあらざれば、治方に依ては事は古に半にして、功は古に倍する御仕置も可レ有レ之か、民は本によらしむべく候得ば、勸農の實に當り、時を奪ふことなく、克一日も力を農に盡さしめ、民其業を樂んで其の勞を安んずる時は、富國の功は速に可レ有レ之、是併上其德を示し、事物の好惡をしらしむる敎なく、有にまかせて米銀を費さば、鹿臺の財も盡る事又速ならんか、上行ひ下習て、上下足る事を知り、其止る所を安んじ、其恒を恒とするにあらざれば、富國には難レ到奉レ存候、仍て乍レ不レ及古今貢賦の大樞を考、臨民の大格左に相記申候、返々も本立道生ずるの理に候得ば、義を以利とする入を量て出之法言に元付、正德の厚きに歸する御仕置奉レ仰候御事に御座候

一　和漢古今田賦の法樣々御座候得共、凡租・庸・調の三税に止る儀と相見候、然に御領內田畠增減肥

瘠によつて、民の貧富入替り、其元は和漢の古實姑置、慶長年御入國已來、御家の御法純一ならず、其本先戶籍と圖案の實ならざる所より、御政事に綮目無ニ御座一、素より土地人民は全く御寶と申處に御入亘り被レ成候へば、第一被レ入ニ御念一儀勿論の御天職に御座候處、是又流例の御取扱ひにて、地方取計ひは輕き役人の職分、祿重き役人は今時は地方の事不レ携形に相見候へ共、古代の御所務方は至て被レ入ニ御念一、總て古き帳狀などは御職座の目の下にて被ニ差出一、新石等は御職座立會も有レ之、驗方引合等も御日附總頭等立會有レ之たる由に候處、當時は其組の御代官さへも立會無レ之程に相成、且年久御帳改無ニ御座一候故、高德廣狹肥瘠混雜して、富民は石安き所を持、貧民は石高き所を持候故、次第に農業衰へ、地氣薄く穀物實少く相成、毛見否所等申出、或は賣買の境目等も不埒の取計ひ有レ之、遂には失地なども有レ之由、偖々譯も無レ之事に候、是畢竟田畠は人力を以開き候ものにて、人の身勝手に任せ、行形に任せ置候ては、造作入の德も施所無レ之、地氣凝滯して水損も出來申候、和漢共に治世に田野墾田の數も增、治安の決と仕る、御當地には古代開け候處追々荒蕪に相成、御所務次第に減じ候て、書面御高計多く相成候、是當時の御物行諸事綿密の樣には相見候得共、皆事の末に委舖、大本に疎く相成、何も現事と書面と齟齬仕候て、勘合は跡に廻り候樣相見候、此節は古今の損益利害共に書中に相記候間、得斗御熟覽可レ被ニ成下一候、夫仁政は經界より始ると申は此處にて、經田の政嚴ならざる故、民追々御城下へ出て遊食仕り、田地は足弱に任せ置候故、遂に荒蕪の地と相成候所も多く相見へ候、

元來古代は封戸封田にて、石高と申定無㆑之故、租。庸。調の取立替、現地現物に當り候故、段々廣狹も明白にて、隱田等の私は不㆓相成㆒、町反を置て田租を出し、正丁次丁の人力を量て庸。調を出し、外に軍役運調の添物等有㆑之候得ば、十一の稅と言とも、實は今の四ッ成にて相當りて可㆑有㆑之、民事は緩にすべからずとは此等の事にて、事に臨み苛刻の取計ひの儀にて有㆑之間敷候、當時は高德の定のみ有㆑之、現地の廣狹に亘らず、田帳を以御所務取立の法にて、古は毎々檢地も有㆑之たる儀と相聞候へ共、於㆑于㆑今六七十年も以前の帳面にて、現地に引合せ難㆓相成㆒候故、民の損益迫り候、是則造化に任置と申ものにて、畝廣薄稅の處は富民の手に入、畝狹石高の處は貧民の手に殘りて、守護肥し不㆓行屆㆒、毎々不作仕候て、溝井手等の修補も怠り候故、少々出水にも否所に相成、貧民は又樣々の手立を以穗毛替、或は否所年限相滿候得ば、前年より荒し置候て、又年延を申出候體の儀も有㆑之、一度否所に出候所は、古地に復するは無㆑之、富民は彌豪富を致し、貧民は究して飢難に迫り候樣成行は、皆經界の正しからざる弊に御座候、土地は變改有㆑之ものに候へば、其補ひ無ては元の山野と成り、又海邊。山添。川邊等は開添、又は町たをし等仕候へば、損地は申出、益地は私に仕候得ば、實は田畠開候所も多く可㆑有㆑之候へ共、御改無㆑之ては難㆓相分㆒、是役人の怠慢にて、實を捨て虛文精く相成候故に候。且山法も實事甚粗く、村々山は山方のみの取扱ひにて、田畠の損益に深く心を不㆑用候故、砂石崩れ出て、井手溝を潰し、否所多く相成候はゞ、當然の御利益立にて、切株迄も掘取候故、山荒候ては田地を害し候、是

皆土地盤目無ニ御座一候故にて、爾し是御當地のみならず、總國亂世以來古制破れ、乍レ恐御治世に相成候ては、田古の制は唯何石何斗と申高計りにて、現地物成等の御沙汰實ならず、押通して四ッ成を中規と仕り候物行に相見候、然に御本家領は近世小村繪圖と申者取立有レ之、其後山畝御改有レ之、田野の御締り委敷相成候て、拾八萬石御打出有レ之、御撫育の御法相立、御本勘に不レ拘、不慮の御備相成候由、是則經界より始るにて、英雲院様思召とか申事に御座候、寔に荏民の本に御徹底有レ之、難レ有御仕置に御座候、然れば當御領の儀も是に準ぜられ、何分圖案御取立被ニ仰付一度、年來愚案仕候得共、已前山帳御改被ニ仰付一而さへ多人數多年懸り、大に御物入有レ之由、容易に御取懸り難ニ相成一勢にて、空敷打過申候、然共此圖案にては御領内の盤目無レ之、檢見否所等の改も、實は明細の實驗難ニ相成一、姦民は幸を得、良民は其時を失候様の儀も出來候は、此圖案無レ之弊にも御座候、凡臨レ下未然を測て其法を設け、其法堅固に相守候得ば、自ら其罪に陷らざるを御仁政とは可レ申、右圖面と伍法嚴重に被レ行候へば、貢賦も廉直にて、良民其澤を蒙り、姦民は其僞を施候所なく候、是民事不緩の處にて可レ有レ之、右圖面當時の御物行にて、役々數々被ニ差出一候ては容易に取立□□、仍て簡便の仕法、左に

一　水筋繪圖仕出被ニ仰付一候間、凡田畠十町計りを一枚にして、四榜示を改め、有畝明田相認、其内に畝石姓名等相記、水より番附を極、纔立相成候様仕立候て可ニ差出一候事

一　均田の法を以土地厚薄をならし、畝石連續仕候様改可レ被ニ仰付一候間、一催相にして總畝總石を以

有畝相應割付、若畝狹の處あらば、高德割下に可レ被ニ仰付一候、又延畝あらば類畝類石を以割増可レ被ニ仰付一候、尤延畝持來候者は、相應に代料被ニ立下一、畝狹持來候者へは拂方被ニ仰付一、買方の者よりは右代料元年賦上納可レ被ニ仰付一、又新地開添町たをし等仕候はゞ、現畝見分の上新石盛被ニ仰付一候間、於ニ下地一不直無レ之樣、役人共立合下見分仕置、追て上見分の時不直有らば、嚴科に可レ被レ處候間、無レ違仕出可レ致候事

右之通り被ニ仰出一、案書を以相達し、其上も難ニ行屆一處へ、足輕を以委舖呑込せ相認させ候はゞ、深々敷手間取も有レ之間敷候、隨分下方能呑込候樣敎諭無レ之ては、損毛も有レ之かと存、氣請いかゞ敷候間、下地にて能呑込候者へ兼て申聞候儀肝要に候、當坐は少々御物入の儀も有レ之候へ共、末々は御物成廉直に相成、御政事も實意に當り可レ申、是又右割上の上納も有レ之候へば、元銀に御損毛は無ニ御座一候、尤從來延畝持候者土地相減候得共、是は其代料を取、又買戾し候吟味も可レ仕候得ば、不勘の合無レ之、身代なれ合候て永久取繼仕り、右圖面を以淸見被ニ仰付一現地改有レ之、政府と地方に割印を突納置候得ば、毛見否所等又は賣買等に付、是等引合せ取計ひ有レ之、五年一度書改被ニ仰付一候得ば、訴訟諸願等も廉直に取計ひ相成、民も克心服仕り候、當時は御帳面計に付、現地に齟齬仕り候上納も仕り、穗毛替失地等不埒の事も多く、訴訟懸り合等絕間無レ之候得ば 此圖面番附出來候はゞ、姦民私を容るゝ所も無レ之、自ら御收納も相増可レ申候、是又訴なからしむるの一端可レ有ニ御座一候、是戶

籍の改、毎年生死帳を以民口を改年齢を記して、諸役目の順番無二違失一申付、孝悌力田を賞し、不孝廢墮の民を罪して、勸農に怠らざるを御代官の前功と可レ仕儀も御座候、左候はゞ大概毛見等申出候者は無レ之程には可二相成一候、若水旱にて一統の不作有レ之時は、右の一催相をならし見德を定め、則苅收させ候はゞ、後作の障り無レ之、其翌年は例よりも豐熟仕るものに御座候、一切の法は姦民を妨候爲には宜敷候へども、良民を追倒しの進道に御座候、右一催相にて見德を定め候得ば、人々相勵み出精仕り、何分定德の作も無レ之ては、人前をも出候道理に相當り候故、互にせり立候て、不作は仕らせぬ樣可二相成一、萬一水旱の損毛有レ之ば、素り天地の變に候へば、民の力に難レ叶事に候、夫を別所作毛を以て收納申付候はゞ、偖々不仁の至りに御座候、民の父母として難レ忍御座候、若又否所に相成候はば、上より修理を加へ、翌年より上納申付候へば、下には當毛の損毛にて、翌年よりは相應作德も有レ之事に候得ば、其造作入を七歩三にして、三歩は下より人力を出し相調候樣に被二仰付一度候、是又一人にて叶ひ難くば、催相より合力せしめ、夫々にて難レ叶ば、一村又近酌越夫にて相互に合力仕、迚も一鄕の力も難レ及大破は、田石を引、楮櫨等も植込み、相應に畑石を盛り候て上納相成候へば、永く荒地には不二相成一、假令淵川相成永荒の地に相成候共、天運にて潰れ候所を否に仕置、又年明に見分有レ之ば、眞に無益の至りに候、箇樣の處は自今御帳除に被二仰付一、餘の出來地を克々氣を付、新石盛被二仰付一度、是地の變通する御仕置にて、經濟の實行に御座候、且又川除の儀も當時年々見分方の役人改候

故地理も不案内に、唯取繕の造作人を減候を手柄に仕候故、書面は宜敷候得共、又早に損じ候得ば、却て失墜も相増候得ば、定役人被㆓仰付㆒其場々々の御代官、幷に手代立合にて、普請積被㆓仰付㆒下受にして相調させ、追て淸見の時分、前積の通出來不㆑申時は、其旨趣を糺明して、仕直は下地の物入に被㆓仰付㆒候へば、受負の役人も夫人足も、素己が居村の地圖に候へば、如在なく相調可㆑申候、當時の役人夫使抔は寔見習にて、人力の強弱も辨無㆑之、肝煎内夫妨(マヽ)方等の失墜有㆑之、普請は實に當ず、雜用に失墜懸、況未熟の役人は姦民にだまされ、無益に落捨候夫飯を出□儀も間々有㆑之と相見、且又夫人足は飯米立の役目は、一人は八九歩取候ても、迚も其日の過妨(マヽ)に難㆑合候へば、高く見候事と存、力を入候儀も夫程身に答ぬ樣相働候故、夫高く多く候ても、夫長ヶの仕事は出來不㆑申候、下には日を潰候程農業に手後に相成、其費上下に亘り大形ならず、下地夫々仕事は夫々切丁場にて相渡候故、三日の仕事も一日に働き、力をば勞し候へ共、妻子を養其日の過妨のみならず、勘合宜敷候樣相働候て出精仕り、殘り二日は己が農業に力を入候故、普請は丈夫にして人力は費不㆑申候、出在の役人是等の處入亘り候勤方は無㆓御座㆒候、私儀は度々在仕仕候故、樣子見覺有㆑之候へ共、夫飯を減候のみにては、普請は麁略にして人力費なり、是御上下の損毛に相當り候、御家人在中見習ひは、志次第にては隨分民間の眞情に通じ候覺悟は相成事に候、困窮者御救の爲被㆓召仕㆒候は、廉恥を養ふ御扱ひにて無㆓御座㆒、農を妨財を費す事を示は、經濟の本意に無㆓御座㆒候、彼是利害得失御玩味被㆑成度奉㆑存候

一　當時在中年貢の外に石掛り有㆑之、且往還役目多く、高持の百姓次第に衰微仕り、是田土の荒候本に御座候、素より租・庸・調の三ッは民の上に事る定命に御座候て、古今にても明白に相見、和漢相貫く公法に御座候て、いづれにても遁れ無㆑之、是諸侯の土地人民を寶にする所にて、國用を辨ずる要本に御座候、人天地間に生じ、萬物の靈たるは、貴賤上下各其身に應ずる天職を勤て、人を養ふ者は力を勞し、人に養はるゝものは心を勞する營爲運用の功を以、三才の德を賑はす人間世の有様に御座候得ば、士農工商各其國家の爲に心勞を盡を以て、其本は農民に御座候處、田有ば租有り、家あれば調有り、身あれば庸あり、和漢古今相貫く公法に御座候、然に近世戰國打續、古法廢して今は田租の外、人力諸用は皆上より米銀を出し被㆑下候故、田石掛り或は御馳走、又運上口錢等の沙汰盛に相成、又村方法度繁く、往還役目多く、御定の賃錢にて難澁仕候故、村方にて諸割賦多く候故、大石の百姓畢出銀多く相成、加㆑之諸色高價渡世方の情にて物入多く、召仕男女も恩料も增し、牛馬を飼候事も少く、作方次第に不廻に相成り、田畑次第に瘠、實り少くして手間費、高持の者は追々困窮仕候、然共一旦富有に有㆑之候て、驕りを奢りと不㆑存、身も柔弱に有㆑之候て、人並の勤不㆓得仕㆒、腰ののり候期は無㆓御座㆒候故、遂には姦惡の調略を企候様相成候は、偖々無㆓是非㆒風俗に御座候、古人此民間の衰微仕候を計て、右三征の法を以民財を害せず、民力を沒して國用に充る、博愛の仁政にて可㆑有㆓御座候、總て民間の治は取分易簡にして、愚民も克辨へ、村內無事に力を農桑の業に盡し、地力を盡して

國財を皁し候を、民治の極功と可㆑仕儀に御座候、今此法廢り、只農民計國役相勤、工商及び無石の者は皆貨錢立にて、利勘に合ぬあだ足は引ぬ心得のみにて、全旅人も同樣の儀に御座候、畢竟是上下天職を忘れて、上下交利を爭の形にては無㆓御座㆒哉、加㆑之佛者の敎化は二世安樂の勸化にて、天恩國恩と申も皆一體の本佛に歸する樣に申聞候故、供佛施僧を善根利益と相心得候へば、御威光計りにては信服不㆑仕候、是刑名法律の正德に不㆑及所に候、佛家の勸化さへも如㆑斯身心服用して、下知法度よりも皆々守る事に御座候得ば、乍㆑恐御上より御天職を被㆑爲㆑守、現世の民事を被㆑爲㆑重候て、明德を明らかに御示し被㆑成、古今に貫く庸・調の法を設け、力役布綿の征を以、國用の□處、三民の天職と申處委敷說聞せ、先石懸り御馳走等の差免、身柄相應の稼を以天恩を報じ候心に相成候はゞ、其餘慶我身の爲のみならず、先祖の冥福子孫の後榮にも相成候處、徹底仕候樣敎示仕候はゞ、先來世の行も現世の國恩と存候はゞ、是式の儀に家產を破る程の事は無㆑之候、素り庸・調は力役布綿の征にて、庸は現人役日、調は手作りにて婦功を征する事に候へ共、是必布綿にもかぎらず、古も調の添物とて、色色品を納候事に候へば、況當時租稅も重く、民も貧乏に相見候得ば、調物はなわ・むしろ・炭・薪の類にても、其村々の便利に任せ、布に替て納候て國用を足し、實錢を出さず候て、力功を以國恩を報じ候へば、調の意に叶ひ可㆑申候、右は鳥毛・□なわ・馬のくら等相調候へ共、享保頃壹步七朱五毛銀に相成候由、是等は調の餘風にても可㆑有㆑之、可㆑惜事に候、御本家領には今も小物成と申樣の收納有㆑之

候へば、庸・調再興被㆓仰付㆒候はゞ、是等の儀も古法に復し、現品相納候様に有度候、此庸・調の儀は去る申の年御沙汰申上、追々石懸りをも御免被㆓仰付㆒御内治定にて、既に私廻在の節仕法委く申聞け、兎角貧民を究せず、富民を洩さず、人々應分の働を以小民實錢を出さず、出精の餘力を以御仕置の御手傳ひ仕ると相心得、家別・人別の御馳走申上候様にと、丁寧反覆申聞候へば、役人も能呑込候處、其後取集め六ヶ敷かり候哉、人役・家役共に銀納に仕度と迄に申出、其分被㆓仰付㆒候處、毎月の取集めに怠り、一ヶ年も積り催促仕る故、小民共の手元にては纔五六石の錢も難澁仕候故、彼是と申者有㆑之候哉被㆓差止㆒候由、畢竟右銀納の御沙汰仕候は、今更殘念至極に、何卒此上新規の懸り物不㆑被㆓仰付㆒古法に元付、右の庸・調再興被㆓仰付㆒、如㆓古法㆒現人現品にて相納候様有㆑之候はゞ、下には御恵と存、御利益御馳走米よりも勘合宜敷相當り、三民皆身代の外の働にて國用を助け、古今博愛の仁政に御座候、此處得と御勘合有㆑之度候、近年庸・調納の高貳百貫目位、石懸り御馳走千七石にて、先は百四拾貫目位の事にて、殊に取續其外人數手間懸り候得ば、村方の割相も相應相增、彼是下々庸多く候、右川除其外に現夫召仕候て、庸夫々力役相濟、土産を納て家調の不足を補ひ候へば、下痛みなくして上益有㆑之事に候

一　當時在中否所德下の村方有㆑之候へ共、元來古代田畠相應に石盛有㆑之たる所、今更定德收納不㆓相成㆒道理は無㆑之候得共、畢竟如㆓古代㆒作方力を不㆑入、井手溝の修補に怠り、經略亂て畝石せまり候か

分減じ、山荒て肥し不㆓行屆㆒か、其元に立入吟味無㆑之、ひたもの德下被㆓仰付㆒候故、次第に地氣衰へ、農民遂に御城下へ出で遊食仕り、所詮本務に復する期無㆑之候得ば、先御城下無賴の男女を歸在被㆓仰付㆒か、人夫にても人力不㆓行屆㆒所は、土地實檢有㆑之、彌惡田に相極り候處は、楮櫨等植込候か、難㆓相成㆒處は石所山に被㆓仰付㆒か、何分其村方の人力に應じ、こやしを行屆候樣に、其人々の持分に當り委敷吟味仕り、勸農の實意取扱ひ樣に有㆑之度候、百姓は素より御田地を荒し候は一大事と存、肥し守護の不行屆は存ながら、手廣に植付仕り、若不作の時は檢見を受る心得にて、變通無㆑之ものに候へば、人々經濟の實に當り候へば、必耕作のみにかぎらず、土地の天變に應じて物產增長し、民も其地力を盡し候樣取扱ひ肝要にて、總て何國にても山家蠶業を以渡世仕る儀、古今諸々物行に候、御當地は中古紙職專らに相成蠶業止み、今に至り候ては又紙職も衰候、元來農業一偏にても渡世難㆓相成㆒故にこそ、古代は蠶業、中古紙職を以民力を盡し候處、今は田地計りにすがり、農業の間合には遊墮に耽り、奢侈の風俗に至り候、是又民事緩うすべからざるの所に候へば、河內阪上等は冬分紙職、春方は蠶業を營候樣有㆑之度、然れば田野に桑楮を植込み候得ば、足弱の者も相應職業取附候故、御救米も無益に不㆓相成㆒、又は竹木抔も細工物に仕り、□□□□等仕候ては、人馬の運びも容易に相成、又蠶の糞は大に土地を肥し候ものにて、干鰯などよりも勘合相成候儀ためし有㆑之事に御座候、彼是勸農の實に當り、地利人力を空せず、產物增長の手段幾等も有㆑之、下地に任せにして、德下げのみにては、

御救ひ盡期も無レ之、成立の期には至る間敷候得ば、經濟の才有御代官を撰で、屹度勸農の手段被二仰付一度候

一民間の締り伍法を嚴重にして、孝悌力田を勸め、遊惰放逸を禁じ候御代官の急務に候、當時無レ之にはあらざれども、於レ于レ時の被二仰出一にては、永法の治定無レ之故、於レ下は時々の御仕法とのみ存じ、永久村方の定法の覺悟不レ仕候へば、屹度永久の御居りを以簡易の良法を撰び、往還筋駄賃定の如く、御家老御連印を以庄屋所に制札被二仰付一、伍人組の家々にも其寫しを壁書仕り、永久に相守り候樣被二仰付一度、其大格左に

伍法

一伍人組の戸籍生死帳を以毎年相改、年貢諸役目不直無レ之の樣觸付可レ致候事

一組相中病難飢難互に扶助し、一族同樣に睦敷可レ致候事

一家居身廻り器物等百姓相應相心得、無益の貯不レ可レ致事

付り、酒器宴器、其外奢がましき貯仕り候はゞ、其品取上、過料可二申付一候事

一吉凶の酒飯親類伍人組の外參會無用、膳部は所有合にて一汁一菜、酒三遍（組中一、末二）過べからず、取肴一種の外不二相成一候、音信取遣ひは百疋（十二銅）過べからず、此法旅人參會といへども堅く相守り、制外の馳走不レ可レ致候事

付り、旅人は一宿にても、屆なくては引受不二相成一、實用共外無ㇾ據旨趣有ㇾ之ば、役人所へ相訴可ㇾ受二差圖一、三日を過る滯留は、其旨趣御代官所へ可二願出一候事

一　道橋井手堤向寄の者見口を定置、損所有ㇾ之は小破候內、見當り候者より組中申合取繕ひ、若難二捨置一候はゞ役人所へ訴、近鄉相催大破に不ㇾ及樣に、常々持方可ㇾ致、下地持方に不二相成一候はゞ、御代官所へ申出、見分を可ㇾ受候事

付り、小破捨置及二大破一候はゞ、地先伍人組の緩せたるべし

一　通行の旅人に麁相致べからず、防・長兩國の中は勿論、筑前御領の者別て可二念入一候事

一　總て武士に慮外不ㇾ可ㇾ致、追越候時は必禮儀可ㇾ仕、決て乘打不ㇾ致候事

右は時々被二仰出一候御法度の中、當用の儀書附候、畢竟巨細は每年被二仰渡一、御個條を以覺悟可ㇾ仕候事

右庄屋所制札被二仰出一、伍人組の者共寫し取壁書致し置、堅く可二相守一旨被二仰渡一候

一　古より民間不慮の設に義倉を建置候て、三民共に上中下戶に當り、九段の物限りを以置籾有ㇾ之候は、古今にも相見、國々にて其仕法有ㇾ之、近くは公儀よりも被二仰出一候へば、何分此御設け無ㇾ之て不二相濟一、先年御圍ひ麥の御仕法被二仰出一、于ㇾ今連續仕候得共、其實は聊の儀、殊に每年詰替候て、年を重候て增候儀無二御座一仕法に御座候段、不慮の御備合敷寔名のみの設に御座候、然共多分被二仰懸一

候ては下地難澁仕り、況石懸り等にては實名に不ㇾ當候故、古令の如く戸數に當りて其上中下を以續立被㆓仰付㆒候はゞ、十年の後は一方の御覺悟に可㆓相成㆒、其仕法左に

一　萬石の下、上中下の戸千軒を撰、毎歲夏秋の耕農の場にて、庄屋刀禰立會ひ、上中下各三段にして、粗荒麥等一石より一斗迄九段にして取續候事

　但此以下の小民は、心次第にして取續の事

一　商戸は錢百目より拾匁迄九段に分、毎歲取集置て、相應に利廻し仕り、小民無告の者當難を救ひ候て、相應に職業取計ひ候樣心遣ひ可ㇾ致候事

右之通り被㆓仰出㆒、先荒物は在々の麥藏へ納置、十ヶ年振りに詰かへ仕らせ、古石より賣拂、代銀は又商戸の如く利廻しの仕法を立、小民撫育の沙汰可ㇾ有ㇾ之、左候て當時の御圍ひ麥は拂ひ切被㆓仰付㆒度、是畢竟毎歲御貸入の名目宜舖候へ共、貧富に不ㇾ當年來貸來候員數を以取計ひ候故、一向救助の沙汰にも不㆓相成㆒、只押形の運びのみにて實意に無㆓御座㆒候

一　當國は山國にて山法嚴重に相立候はゞ、大に國利を興す仕方可ㇾ有ㇾ之候處、是又御一職切の沙汰にて、於ㇾ于ㇾ時の御吟味は有ㇾ之候へ共、其仕法連續不ㇾ仕、却て害に相成候事も有ㇾ之候、元來山林の政は十年の計策を植るに有りとは、濟民要術にも有ㇾ之、永法委任の法ならでは、山林の縮りは難㆓相成㆒、況當時の御物行は、御領内の諸山々方の一手に被ㇾ爲ㇾ任候故、其實意難㆓行屆㆒、在々の御建山は大

概毛なし山多く、谷の土砂流れ出て溝川潰れ、遂に田地を害し候、又木草生茂り、田畠の陰切等の節を失ひ、又御拂ひ山などは切株迄も掘て、山方の勘合仕候得共、井手溝潰候て田土に害に相成候、支配違ひにて聊の事は難二中立一、遂には無益の川除も申出候樣相成、是畢竟田地と山との輕重無二差別一、互に己が支配の役前のみ、勝手宜敷取計ひ候故の儀に御座候、然ば御建山は御城山、又川邊海邊等にて生立宜場合を見立、五ヶ所か八ヶ所か、法を設て嚴重相守り、其餘在々之御建山は、其所々の御代官支配にして下地持に被二仰付一、相應の石守被二仰付一、田畠の障り不二相成一樣被二仰付一、某村方修理破損の用木は、下地より割相を廉直にして差出候樣、其所の百姓へ割付て、過不及無レ之樣持方被二仰付一度候、若又用木刈草等の差支も無レ之場相にては、松檜等仕出し候樣仕込等仕り候はゞ、追々良材植込等の手段も可二相成一、又寺社森林等も委敷吟味被二仰付一候はゞ、境外の建木は切拂、刈野建添林山、其外古畑幷戻不二相成一所は、いづれも石所山にして、下地持に被二仰付一候はゞ、大概相應木立も有レ之、村方の用所其場々々にて不足無レ之樣可二相成一、其上にて相應に山地子も收納可二相成一候、且又當時御家中給なども大概百姓の有に相成、給主は一向收納無レ之樣に相見候、此等は當地困窮の御家中に候得ば、其給主々へ相應の地子相調候樣屹度被二仰付一度、右の外山畝委敷御改被二仰付一候はゞ、大に國利興り候御仕置も可レ有レ之、先は御建山の仕法被二仰付一、諸下代にて夫々に準じ、山〆り仕候樣被二仰付一度、依レ之御建山永法左に

一　御建山は一ヶ所に定、山子十八人十五人程宛被二召抱一、年中守護無レ怠枯木切出し、又植込枝打等仕り、時時山方見廻り仕候事

一　右御用木諸所御用方の節は、現錢拂ひにて相應の代錢相納の上ならでは、何の御用にても渡方不レ仕候樣被二仰付一、現物取引に被二仰付一度候事

一　右山子は一代切の御家人にして、達者の中は山方相勤、老年に相成候ては、右材木藏の諸用を相勤させ、御中間の不足を補ひ候樣被二仰付一候得ば、御武備の一助にも相成候得ば、定扶持にて被二召抱一度候事

右之通り被二仰付一候時は、御普請方差向候て、生キ木採用仕候儀無二御座一、御圍ひ木にも被二仰付一候得ば、御船方其外にても、相應に枯木にて長生も仕り、且枝葉迄も定の拂ひに有レ之、何も定法を以取り計ひ候故、山方の取〆も簡易にして、實用全く相成候故、目に見えぬ所に御利益有レ之儀と存候

一　在々は右の通り御手離れ相成候へば、其村々にて道橋川除の入用、兼て定例の年限には、山持の百姓へ□り不レ申樣割付候て、前年より用意仕らせ置候て、行懸りの採用等無レ之候得ば、村方にても夫夫相應覺悟仕り、御用相勤可レ申候、當地は庄屋役人の山よりは、御用木も大概切出し不レ仕、先々百姓の山を荒し候樣の儀有レ之候も、山方と下代とは支配違ひにて、名々の役前々々にて相勤候故の儀に

候、然ば山畝改の時分其廣狹に應じ、定例の用木は割付置、其上も臨時の儀有レ之ば、役人を始平等に割合仕候樣兼て定法を建、御代官役所に山目附申付置、不法不廉直無レ之樣取計、自身にも時々見廻り、後へ付候役人を申付置、嚴重不法を糺し、谷々土砂出候處は砂留申付、田畠山林共に支配仕候事ならでは、地利の取計一改不レ仕候、得と何分御代官捌に被二仰付一候事

一　右山畝割付の仕法は、其村の役人立會、荒增に町繩を引渡し、四方の間數を立、遠山・近山・里山と三段にして圖面取立、番付を定て一村切に仕出し仕らせ、御代官山方御目附立會にて廻し檢地仕候事

但萬一不直の仕出し候はゞ、役人嚴科に可レ被レ處

一　右山地子銀取立の仕法は、右三段の圖面に當り、反に付て何ほど、又上中下員數を定、右の三段の中各上中下を以、九段にして定德相極候て、一刀稱切に納通を以御代官へ相納め、何村何番の遠山誰誰と申下名にて相調候得ば、何月何日受取と下代役人の印判を仕り置、皆濟の上、右の通御代官の奧書仕候て上納仕候得ば、事容易に相調申候、總て石所山も右の仕法にて、米成・銀成無二差別一、山方御地子銀納め通ひへ相記し納候へば、一手に御算用相分り申候

一　刈草山の儀は村々にて色々行懸り有レ之候得共、自今一庄屋切の入相に被二仰付一、鎌初の日弁を定、其村々石所山と混雜不レ仕樣、四方の境に札を立、夫々本村の刈初より一日劣りに、近郷より入込候樣

相成候はゞ、有餘不足なれにて、肥し克行屆可ㇾ申候
付り、刈野に建添仕候へば、草場不如意に候得ば、時々見計刈除申付候事
右の外山仕方の儀は入々吟味被ㇾ仰付ㇾ候はゞ、幾等も良法可ㇾ有ㇾ之、又畑開き楮櫨植込相勤候處、新開又は開戻し等の儀能々吟味仕候はゞ、田畠に相成候處も何程も可ㇾ有ㇾ之、何も御代官委任被ㇾ仰付ㇾ、永勤の覺悟にて入はまり相勤候樣、御人撰有ㇾ之度候

一　國産增長の本は、百工を來し交易を通ずるに有ㇾ之、所謂九經の一にして經濟の要領に御座候、先御領內は紙第一の產に御座候處、其仕法煩雜にして責多く、上には利少くして、下に害多く相見候、其情嚴法を設けて、民の姦を防仕方御座候得共、元より下々も相應の利有ㇾ之事は姦も少く候へ共、法度を以利を奪候仕法に候へば、民其苛刻に堪ず、身を捨て姦を成すに至る、是天の不ㇾ容處に候か、古代壹萬五十丸も有ㇾ之候處、同じ土地にて當時纔に四五千に減じ候は、其實土地も人も古に相違は無ㇾ之候得共、諸色高價にして、紙漉共近國の直段に引合不ㇾ申、其上伍法亂て山家の人近々なる地へ出で、山畝は手入不ㇾ行屆ㇾ候へば、實に楮も減少仕たるにも可ㇾ有ㇾ之、然るに古今變通無ㇾ之、古の直段を以年來御買取有ㇾ之、近國の直と倍違ひにて、時の相場の半分銀に候得ば、莫太の利益有ㇾ之道理に相當り候、夫にても何分下方信服不ㇾ仕候、然も仕法煩雜に御座候故、役人多諸運び綿密に相成、御利銀は古の五歩一にして、雜用は古の三双倍に相成候故、此上時之相場にて買方有ㇾ之候ては、差引御損

銀相當り候程に可レ有レ之、下地にても右の勘合にて、楮作りも紙漉人も召仕候、恩給は古の三双倍にも相成、諸色は次第に高價に相成、風俗は次第に上品に相成候へば、何分勘合引合不レ申、夫に引かへ御近國には、法度も寛にして、紙楮共に直段宜敷買取有レ之故、只一ッの嚴法のみを以諸〆り仕候ては、人情事實決て行れざる勢に御座候、さらば近國の如く御買入にては、彌御利銀無レ之候へば、此所にて永久定德の御利益を以、御物當に相成候樣被二仰付一、何も簡易の仕法を以、民間の煩を免候樣に被二仰付一度年來愚考仕候處、畢竟當時畠石代現米椶候ては、纔三ッ一ッの上納にて勘合有レ之候得共、上には大に御損失有レ之段は、連々書中にも申盡候通り、凡四千石程毎年の御德落御座候、又錢遣ひ文にても凡千石代の違有レ之候得共、是又數十年の緩怠御座候て、今更急に改難二相成一事に候、然ば右畠石代納候所を現楮納被二仰付一候へば、下にては追々やせる岸にも植込み、譬ば一反の畠に一石高に候へば、楮苧十貫目は二畝の地植込候へば、存分出來可レ申候、然ば殘り畝は全く作り取りにて、上納は作り物の外にて相調、又上には石代の上納にて五千丸の定德は大概相違有レ之間敷、此上作り増仕り候はゞ、他所直段にて御買上可レ被二仰付一、若御入用に無レ之時は他所へ賣、切手可レ被二差出一と治定被二仰付一候はゞ、楮〆りの御世話も無二御座一、田地よりは米を納、畠よりは楮を納候ものと存候はゞ、時々相場は何程高下有レ之候ても、其地產を以相納候事にて、上下に亘り定額相極候故、賣買の氣を離れ候て、國產永久可レ仕候、左に

一　畠方一石に付楮苧十貫目紙藏直納、楮苧受取を取て御地子算用仕候事、尤石高の現地不行合にて不束の高下有レ之處は、均田の法に準じ、ならし石の吟味被二仰付一候事

一　無石の畑は、把定被二仰付一候事

但紙漉村は相對にて、紙受候者へ直に相渡し、或手苧を以紙受仕候漉人は、夫々員數に應じ、役人より請狀を以、楮苧受取相渡候事

一　作り增の楮は、他所直段に御買上の事、若御入前無レ之分は、他所賣切手可レ被レ下候事

但切手なしの楮苧持運び候はゞ、荷物留取の上、當人嚴科に處し候事

一　楮不作の者銀納不レ成、現楮苧買方仕候て相納候事

但於二下地一手遣ひ不二相成一候はゞ、他所直段の代料に送り料を添、相納可レ申候事

一　紙楮現苧仕入に候得ば、かし入銀不レ被二仰付一、糊米計貸入被二仰付一候事

但田方持の百姓は、上納方の內にて差引可レ被二仰付一、紙受高を以村役人證文に奧書を取訴出候事

一　楮上紙の儀は、紙見取の日を除き何村も相納候事、作り增買入等の儀は、皆濟の上取計可レ有レ之候事

但上納皆濟十一月切

一　苗代畑幷に飯米等御貸入無レ之、有來の畠又は干損の田地等へ植込候て上紙可レ致、若新畑開立仕

度者は、願出の上は御免可レ被二仰付一、尤苗作り立候て賣候分は、御買上の儀は不レ被二仰付一、銘々入前の苗は互に寄り合、手作り可レ仕候事

一　此度楮苧上納相成候に付て、畑方御馳走米御免被二仰付一候事

一　紙漉の者は家内布一反の所、半紙壹〆に換相納候事

　但此箇條庸調の法無レ之時は不レ入

一　右之通り簡略の仕法被二仰付一候上は、見取役人の外いづれも役人減少相成、在々締り方の儀も、九月十月頃より滞留の役人無レ之て不二相濟一候、紙受取納楮納等の儀は、いづれも一刀稱切の通ひを以相納、皆濟の上御紙藏頭人受取奥書仕候仕法にて相濟候、右納苧請取は御代官へ廻り、畠石納の算用に相立候のみにて、現物取計候は無レ之候、左候得ば地方半納世話無レ之候、諸仕方大に簡略に相成候て、紙楮の儀も役人各別被二差出一に不レ及、庄屋刀稱の加役にて相濟、村方靜謐にて、農方の出精も行屆、役人も常々勸農仕り、紙の時分漉納をせり、又紙請の者も煩雜の仕法を免れ候へば、手間も費へ不レ申故、作方にも夫だけ出精仕り、作り場の苧他所直段の代料を取、不作の者は高料買納仕候、損益目下に相分候故、彌勸農の實に相當り可レ申候、是總じて不費の御仕置に御座候、尤此仕法被二仰渡一候時は、寛文年已來石代百目三石にて、現米と齟齬仕候は時の役人の怠りにて、以前は時々石代御改め有レ之、時々現相場と壹二斗位内外にて改り候事と相見、又通用文定も安永頃迄は、白銀との違壹貳文内

外にて候處、是又三十年以來御改無レ之、當時に至て現銀と三分餘の相違に相成候故、取合せ御所務辻大に減少相成、今更有體に被二仰付一候ては、下地迷惑の本に候、此度楮上納被二仰付一候趣は、丁寧教諭被二仰付一、下方能心服仕候樣無レ之ては、御惠の實に不レ當候、此段專要の御吟味に御座候

一　近年蠟板場御取立有レ之候へ共、是又追々役人多く相成、櫨の買方直段引下り候故、在々櫨の木利潤少く、作物の陰に相成候、旁御仕法煩候ては遂に相衰申候、是亦植込多く被二仰付一、下地へ御預にして納、定德の取極有レ之、作り增は御買上被二仰付一候、直段は他所より少々高料に御買取有レ之候へば、下に利有レ之、上に益有レ之、永久繁昌可レ仕候、今の如く役人詰にて、直安の買込仕候ては、其役人へ被レ下物、又は御仕來事等にて、實は却て高價御買入有レ之も同じ勘合にて可レ有レ之か、左候得ば役人數々被二差出一、煩雜の仕法を設て安買不レ仕、素より賣買の利潤は少々でも、勢に乘じ候ものに候へば、纔一錢の違ひにても、近國迄も皆持集め可レ申候、總て御利益沙汰の儀は、小人の了簡にては、下を損じても上を益し候手立仕事を運び候て、己を利する心懸け、是逆政の根元、可レ愼可レ恐事に御座候、此處心も附、萬人相競ひ候樣無レ之ては、產物は增し不レ申候、況輕き役人は御威光をかり、政府にて御惠に當り御沙汰筋、下にては大に疾苦仕候樣の儀も有レ之ものにて候得ば、作事謀始の法言を守り、少く利を散じて、民と共に樂み候御仕置ならでは、天も不レ容所にして、御利益は跡へ廻り申候、元來蠟板場御取立の御主意、戻り預りを以現銀にかへ御藏納有レ之度主意にて、百目の元にて百目戻り候て

も、預りと現銀との輕重有レ之、何分櫨と蠟との商買にて、大小の利無レ之事はなく候へば、前章の通り、纔一文上りの御買入にても、近國迄も持集め可レ申と奉レ存候、當時の趣にては御仕法煩雜に御座候故、役人も多人數に亘り、筆紙墨のみも大事に御座候故、正味の利潤少く相成候はゞ、紙にても蠟にても同樣に御座候、然ば當時新土手多出來候得ば、いづれも櫨と棕櫚とを植込み被二仰付一、見守護の役人へ三步一を被レ下、櫨は板場、棕櫚皮は今津藏上納被二仰付一可レ然候、何事も下に利有レ之候て、上を益する事にて、役人と法度とを御簡略被レ成候事ならでは、御仕置とは難レ申候へば、作り高三步二の定德に被二仰付一度候

一　百工を來し交易を通ずるは、其元手無レ之ては其利無レ之國產を生る、下を惠にあらざれば、增益不レ仕候、然に麻綿御買座を立て、御家中末々迄も、元仕入望に任せ被二仰付一、布木綿出來候、右の望方へ出し、一同に上方問屋を定、上着の運び被二仰付一、仕切狀を以夫々代銀御配分有レ之候はゞ、產物繁榮の上大に御救ひに相當り可レ申候、尤尺幅如レ法に無レ之候はゞ、屹度御咎被二仰付一候、國產の瑾無レ之樣締り被二仰付一度、左候得ば家來にては、其主人の仕入通ひを以取引被二仰付一、主人々々より嚴重相糺し差出候法にして、萬一不如法の反物相納候はゞ、上方問屋より座方へ申越候はゞ、問屋の迷惑には不二相成一候樣に取組被二仰付一候はゞ、追々仕入方の相談も可二相成一、且又御領內の反物屋も、座方の世話にて運送仕度願出候はゞ、仕入方の儀も御請入被二仰付一候はゞ、元手無レ之商人も、相應の仕合仕候は

ば、御蔭にて手廣に商買相成、近國の反物も皆御國產に相成候て、上着仕候樣相成候はゞ、一廉の御利益も相增し可ㇾ申候、如ニ當時ㇾ反物座にて尺幅改候事にては、役人も實々の政無ㇾ之、或は柳井縞等も染物の姦曲有ㇾ之、旁國產の瑾に相聞、然ば御家中を始自身改にて、銘々相印を以差出候得ば、何印何番の分は品物不如法有ㇾ之段、上着の通り相記し、甚數は品物差返し候得ば、隨分嚴重の改にて、實に相當り申候、右の取極相成候はゞ、當時の反物判貨を止、出津口錢にして、箇別の改にて相濟事、簡にして實に當り可ㇾ申候、左候へば右問屋よりも相應の口錢相納候ては、永々御用相勤可ㇾ申候、且又絹布仕下しの儀、右產物會所へ通ひを以仕下し、改の上商買人に相渡し候樣仕法有ㇾ之候得ば、制禁の品は元來入津無ㇾ之候樣相成、諸締り嚴重に相成申候、且又御家中は竹細工仕覺候者數々有ㇾ之事に候得ば、是又右の通り竹仕入被ニ仰付ㇾ候はゞ、傘・燈灯・團扇等にても御領內に餘り、出津も相成候樣可ㇾ有ㇾ之候、是又前文の仕法を以仕入被ニ仰付ㇾ度候、何分產物增出の道を明け、諸人御蔭にすがり、財を生ずるの御仕置肝要に候、當然上の御利益を先にして締り被ニ仰付ㇾ候ては、商買の手噤み、國產は次第に相減候、是則利を以利とせず、義を以利とするの御仕置にて可ㇾ有ニ御座ㇾ候、紙方蠟方を始、此法言に元付候事ならでは、永久不ㇾ仕候

一　御家中近年䌫織流行仕候、いまだ出津の相成事にて無ㇾ之候得共、手製の絹物・裏絹・絲縞等の類は、着用をも御免被ㇾ成候はゞ、彌婦功を勵み候一端にも可ㇾ有ㇾ之候、是綿服の制度より見ては驕候樣

相見候へ共、實は一向の素木綿にも難二相成一候へば、家々手職は不レ苦候へば、隨分紡績を勵み、手製相勵み候樣にと被二仰出一候ても、夫だけ他の絹類入津少く相成、且婦功を勵み候一術に御座候、然ば前にも相記す如く、在々も桑の植込み有レ之蠶業を勵み候、絲元は出し候樣可二相成一、是又遊食を禁ずる一術にして、産物增長の元立に御座候、當時武家の手織は耻辱の樣相心得候へ共、聖代より士の妻衣服を織、其子田を耕し候は免れたる所にて、遊暦に暮し候ては、武藝も實事不二相成一、兎角人々其分に應じ候職分無レ之ては生理に乏敷、生理に乏敷候ては、遂には不正の心も生じ候故、此元に復するは御政事の實行に御座候、當時太平の世に生れ、俸祿を私して遊食し、役儀を過分と相心得候て、事を成りあひにして、上役の氣に入候樣諛候て、忠義の心は脇に相成、身勝手を賢き運びと存候風俗、偕々無二是非一奉レ存候、夫よりは相應手職にても仕り、あたら月日を空しく送らず、俸祿の不足を補ひ、御奉公の用意覺悟仕り候樣有度候、古の大將加藤淸正公は石垣の名人、伊達綱宗公は銘々(マヽ)治の妙手と申候も、手練なくては不二相成一候、況小祿の陪臣手職など耻候は過たる事に候、爾し利勘に溺れ節義を忘れて、民と爭ふは沙汰の限りに御座候、遊逸遊藝に日を消し、茶湯酒に耽り、俸祿を費し身も柔弱にして、武門の本業に怠り候はゞ、筋骨も健ならず、先途の時は無手の百姓にも劣り可レ申候、無二是非一事に候、然ば武門の志有者は、武藝の稽古のみならず、山野步行して稼穡の艱難を心懸、或は相應の手職にても仕候て、俸祿の不足を補ひ、終日手足を動かし候はゞ、癪持も少しく可レ有レ之候、古は

普請方も自身役目の御法も有レ之、已に公儀にも小普請金の仕法も有レ之、是皆治亂を不レ忘、武家の筋骨を固め候遺風にて可レ有レ之候、是等の趣を考候て、其國相應の國益を企候も、又武備の一端にて可レ有レ之、當時は米銀克々融通仕候故、金さへあれば何も相調ひ候得ば、人々の渡世皆町人氣取に、身を勞せずして利を得候手立のみに相成、人間の本意に背き、風俗次第に身勝手に相成候得ば、何分御上の御世話にて遊を禁じ、國産を生ずる御仕置有レ之度、御家人御役日諸稽古の暇、手職を專らにして、諸品を買ぬ覺悟仕り、自買用の取扱ひ不レ仕候樣相成候はゞ、自ら風俗一變して、素朴の風俗に可二相成一候、古は酒にても手元造りの濁り酒にて相濟候由、古き御條令にも酒壹升を米貳升に賣候樣にと申文言も相見、是等も素朴の風俗にて、現米計り替に仕候得ば、自ら儉約の心を生じ候故の儀に相見、熊澤外書などにて、古は籾通用にて、諸運び不自由に有レ之、却て民間素朴に有レ之たる由、深く經濟の本に徹したる論に被二相考一候

一　總て諸色可二相成一は御國中にて事足り候樣に御仕置肝要に御座候、爾し品によりて必用候品、入津無レ之て不二相濟一ものは克々致二吟味一、夫々山本に通じ問屋を定、交易の取組被二仰付一度、尤其運びは商人切手相渡し、誰にても賣買相成候事ならでは下方難澁仕候、尤萬一商人不埒仕候時は役方致二吟味一、山本損毛には不二相成一樣に取極被二仰付一候はゞ、山本よりも立相場割引の勘合を以仕入可レ仕候、左候へば總て下直の品物を取越し、疑物も無レ之、且問屋よりも相應の運上をも差出候て、手廣く商買仕、

永く國用を相辨じ候へば、双方の益有レ之事に候、近年の鹽油の如く煩敷仕詰にて、御國人より口錢差出候樣にては、同商買の者は手を明、買ものは不便利にて、唯座方と口錢の爲のみ相成、是等義を捨て利を取の取扱ひに御座候、右樣の儀は交易融通のため、誰にても商買相成候樣、役座證印切手を以賣買仕り候得ば、國產も惡手不ニ相成一入津の品も正物を取込候仕法にて、自然人々丁寧に相成候敎に御座候、然ば兼て嚴重の法を設け、不如法の者は速に裁許相成候樣、支配の委任被ニ仰付一度、箇樣の法は嚴ならざれば、却て罪に落候者多く、不仁の沙汰に相成候、總て諸口錢運上等は眞僞を正し、交易を通ずる爲なる事、奪利の爲に煩苛を設候ては、國政の大患に御座候、殊更一向商買等は全く締賣の形にて、諸人の痛みに相成、風俗を損じ候、此儀は申の年にも御沙汰仕候て、座方等の儀は大概被ニ差免一出入津の締りのみの口錢にて、庸・調法被ニ仰付一候所、取集め滯り、遂に當り障り有レ之哉被ニ差止一候て、其代り何ぞ下より存入可ニ申出一由在々へ達し有レ之由に候得共、下方より存付候御利益は、大概奪利の仕方にて、却て害を生じ候、畢竟其元己を利するの本願より、御威光をかり候姦計多く候、商買物に口錢懸り候へば、品物は次第に惡しく、代料は次第に高く、諸人の迷惑不ニ相顧一遂に商買不繁昌にて、近國のために大利を失ひ候は、國計の瑾に御座候、總て高利の沙汰は聚斂に流候弊有レ之候へば、此段今御吟味無レ之ては、生財の本涸て、經濟の本意を失ひ候儀、末々役人の心得違ひにて、綿密の潔白の算用などは、小利大損の至にて可レ有レ之候得ば、彼是政意一貫して、上下其功成

就可レ仕候、然ば法令易簡にして、下を利し上を益する御取扱ひ、生財の本を固め、交易運送之便利を考候儀、經濟の一術に御座候、此本克御論議被二仰付一、人情を考へ、小人利に喩の法言に元附、百工を來し交易を通ずる御手立ならでは、富國の功は成就不レ仕候、別紙理水略にも相記す如く、第一は水土を平げ、百穀を舖の法言にて、川上より水理を導き、川浚等の仕法被二仰付一候へば、其功に依て次第に土地を開け、產物多く相成、且入津の湊宜敷相成候へば、他國の商船も入込み、交易繁昌仕り、御家中の產物は不レ及レ申、近國持集め賣事盛に相成候得ば、百工の營も日々盛に相成候、京大阪よりも諸色の仕出し多く相成候て人々集り多き故、銀錢融通仕候、當御領の儀は他所商人の入込み少く、諸色の取扱ひ手狹に候故、御手添無レ之ては次第に衰微仕候、人々小利に心を附、近慾專ら仕候故、遂に近國に利權を奪はれ、酒造なども御境近所は大概賣敷かれ、御領の酒造は追々衰微に及び候、總て何によらず、瑣細の口錢懸り、又は座方等の盛に相成候は、下々煩勞仕候、旅商は萬事六ヶ敷かり候故、何も御國に無レ之て不二相濟一品は、他所現錢は消失仕候、是經濟の拙き證據に御座候、諸運上を免じ、買事手廣に相成候へば、直安の品入來り、銀錢も融通仕候故、聖人の道も庶富敎の次第、其前後する所肝要の取扱ひと相見、素り和漢古今民の利に走候は、人情の通義に御座候、法度號令にては防難く、現在博奕抔は天下諸國の禁戒に御座候得共、人慾の難レ止は小人の通情にて不レ得レ止、違犯仕候者絕候期は無二御座一、强て禁ずる時は良民を損ずるに至り候失有レ之故か、公儀の御制禁も大簡之御仕置と相見

候、然に近國富・頼母子如き、何の札入、彼の札入など名付、實は富講の仕法に異ならず、則嚴島・大三島等に大に興行有㆑之候、御領には現制有㆑之候へ共、誰入るとも不㆑知、御領内の銀錢出、札のみ殘り、今は聊の小使ひも、御藏にて引替候外無㆑之成行候、元來產物出津は少く、他商は入不㆑來候へば物端にて何ぞ札入等御免被㆑成、是にかへて彼を防ぐ設け有㆑之、他に洩候銀錢を取返し候手立有㆑之度、是又小人利に走り候情に依て其節を立候所、則利喩候一術にて、君子を以て論じがたき場に御座候得ば、其欲情に先達て未然を防候役、下に臨み寬を以するの實事と奉㆑存候、利欲を防に嚴科を以てするは政敎の拙策にて、安民の實に無㆓御座㆒、周禮保息に賑貧安富と有㆑之は、是等の處にて可㆑有㆓御座㆒候、元來利欲の情は有情の動物不㆑免所に御座候へば、前件入札位の儀有㆑之候は、欲情を節し甚敷に不㆑至を以、莅民の良策と可㆑仕儀に御座候へば、何分他へ洩候銀錢を防候御手立は無㆑之て不㆓相濟㆒、尤於㆓此處㆒一術可㆑有㆑之は、近國の富服は七步三の突出しと相問候へば、此方には百を百なら突出しにして、當り番の者より三步を出させ、其場の雜用所の賑ひに被㆓仰付㆒、外に懸りもの無㆑之、專ら敎財の御仕置本體に被㆓仰付㆒候はゞ、公然として政令克行れ、民も利を重んじ、皆此市に立んことを願ひ、取引の法を嚴重にして旅客を安じ、時々芝居其外遊慰の設も有㆑之、入津の湊にては難㆑捌船荷物をも、札入にて捌候得ば、元安の品を御國中へ取込み、時を得て利潤を設候得ば、是則廢儲の術にて、古の常平の遺意にも叶ひ、善政の聞え有㆑之候はゞ、彌富國の功速に可㆑有㆑之、何分經濟は利民の御仕

置事一に御座候、然共右札入之儀も下々願に依て、或は御免無レ之ては却て害を生じ候場合も御座候、況相場帳合等は至て大金を動、米銀片寄て害多候得ば、是等は堅被レ爲レ禁、五百文三百文宛入札の儀は、場相を撰御免被二仰付一、他へ洩候銀錢を防、米穀等元安の品を御國中へ取込申樣工面有レ之度候、凡國家は利を以利とせず、義を以利とすと取計ひ、君子の守る所に御座候得ば、民を利するの本願にて、遂に其國に富を致候樣御仕置肝要に御座候、是等の趣末々の役人迄も能々服膺仕り、御上下政意一貫して、其功成就可レ仕候、是則時を救の一術にして、小人を御するの第一策に御座候、此故は小人は利に喩し、君子は義に喩るとは、聖門治國の要領に御座候哉と奉レ存候

一　御船藏の儀近年御吟味も御座候得共、所詮落着無レ之、依て愚案仕候處、御召船並に右鳥丸左鳥丸御召替のみ、御船藏へ御圍ひ被二仰付一、其餘小關・小早は追々作り替被二仰付一、荷船に相用候樣被二仰付一、常御用船下地へ被二仰付一、大概御船手の者自身持にして、御用方御動させ被レ成度候、左候へば船手の面面修練仕り、何れも御用に相立、且は御救にも相成、船の持方も宜候、銘々勘合仕候て御利益に可二相成一、毎年御借船にて米紙運送被二仰付一候に付ては、萬石にて四百石の運賃有レ之事に候得ば、御船手飯米にて乘方仕候に不足無レ之、御船は銘々持にて、御造作不レ入に修理相成、彼是御爲宜敷候へば、買船仕立垣高下り付にして、松山御領の如く作り立候へば、風波の凌も宜敷候、今の小關・小早は迚も下の關より沖は乘出しも相成間敷候得ば、十反十二三反の荷船作り被二仰付一候へば、船の持方宜敷、御

船藏も唯今御召船已下四五艘御閑ひにて相濟候、總の闕。小早處右の仕立に、毎年五艘宛御作り渡し被㆓仰付㆒度、左候得ば御持方御造作不㆑入、御船手修練、且は御救にも相成、且古船は繰下げにして御拂方有㆑之候得ば、又下にて取繕ひ候故、御船數々御入前に候へば、御定數の外御用立候船多く、彼是に付御爲宜奉㆑存候

一　當時財を求むる御手立より、却て財を害する弊を招候て、諺に申算用より勘合と申如く、譬ば當時御仕組に候諸運び綿密に相成、夫に付人手間も費、其煩雜に付姦曲も有㆑之、急に難㆑改、却て御仕組無㆑之時よりも御物入多く、加㆑之諸物は粗品にて間を合せ、普請は無造作を肝要に仕候處、又損じ早く竹木人手皆無益に相成候、行詰何も御入増に相成、是皆算用より勘考と申場に御座候、素り永代無㆑之不㆑叶儀は、普請其外品物も久敷に堪候を役人の功と仕候へ共、當時は此職中相濟候へばと申人情にて、當座さへ相濟候へば、後の御仕置迄は當り相無㆑之次第に御手薄に相成候、是畢竟當然の御繰合せ難澁と、追々御手廢の御取扱ひにて、不㆑得㆑止事勢に御座候、兎角事は簡便にして、物は精密なると善政とは可㆑申儀に御座候、第一當時諸役所煩雜なる根元は、算用の仕立綿密過、人手無㆑之ては不㆓相調㆒、手數に亘り候儀は實用に油斷有㆑之、人數の割合には事調ひ不㆑申、其上今の仕法出し方の〆り嚴ならず、跡算用綿密の書面取立等にて、元來會計の本法に背き、入用の米銀假り通ひを以受込み、追て事調ひ候上にて算用差出候故、現事を運には三四年も立候て差引仕候へば、何程物覺宜舗者にても、

巨細の覺は無レ之、唯其時の帳面のみを以て仕立候得ば、それ〳〵喰相容易に引しらべ不二相成一、大に手間取り、現物は二重三重に噤み、利足は月を重候て人手間費、役場の雜用皆無益の費に御座候、元來諸々御物定有レ之事に候得ば、其場々々の御物當通ひを以、御家人の知行方の如く渡し切候へば、相渡候に付元方の拂ひに相成候得ば、拂ひ方より月切の小日記を納させ、毎月會計相成候、素より會計の法は財官と計官と分て、日歳月要の取極有レ之、歳末に總計仕り候へば、前年の算用翌年に越候事無レ之、何ぞ臨時の儀有レ之候時は、其場々々より前積りを以申入、御吟味の上、大儀は別に拂勘定を出し、檢使を付て日々拂受取帳を以改させ、現事相調候處受取に候得ば、普請なれば上見分の時、兼て前積りの仕樣帳へ引合せ、見分相濟候へば算用に不レ及候、今は竹木等も入次第受込み、其代は追て手形を以差引候故、遣ひ方の役所にても現銀の取引無レ之、噂事に御座候故、普請方にて遣ひ餘りを拂ひ方之節、始て現銀に相成、跡算用立物仕候故、普請方の役人心得次第にては、何樣の運びも相成候、兼て現銀を拂ひ候て受込候事に候へば、賣手も買手も自ら吟味委敷候へば、何も假り通ひにて請込み、竹木勝手に申入次第拂ひ出し、跡にて手形差出候仕法にて、一度切りの立物に仕り、二束三文の札入拂にて無益の費多く、如何に御手廣の御建山にても、行屆事無二御座一候、譬ば橋の御普請にても、一度切に道木等拂方に仕候得共、永代無て不二相濟一橋の事に候得ば、道木等も御材木藏圍ひ置、諸々入用次第損料立にて貸候得ば、幾度も入用相成り、橋板も古き道木も、皆船の櫓楫の如くに始末仕候樣

相成候へば、竹木切手間・木挽賃等に至る迄の物入を見込み候はゞ、後々の橋の懸け替も三歩二の御手當にも相濟可ㇾ申候、其上諸所普請方御家中の入目にても、今の梯子足場をかり候如く、損料がりにて相濟候得ば、かり候方にも大に費を省き、貸候方には損料を集め候得ば、年中にて所々の小破を補ひ候御手當程は、勘合に相成可ㇾ申候、道木一本にても、廿年も生立候木を切て、只一度切に拂ひ方仕候ては、御建山も遂には盡る期有ㇾ之道理、是皆一手切に受込算用被㆓仰付㆒候故、人情不ㇾ得ㇾ止處より、己が手柄相成候樣心得、百目の物を三拾目にても賣拂て立物仕り、其內には慾情も有ㇾ之、直安の物は自ら買入、又は懇意身近き者に買候樣の儀も有ㇾ之、委曲の算用立にても、其費十歩一の勘合も不㆓相成㆒候、是算用より勘合の謬に御座候、何分にも前積りの通り渡帳に記、其日切に帳面相記、日拂ひ帳を以渡候通ひへ引合せ、夫々受取帳を以て日拂へ引合候得ば、毎月調らべ置候帳面にて、速に會計相成申候、是古人研究の至理に御座候、理財の方會計の得失に有ㇾ之儀にて、やたらに綿密に仕候迚も、如法に無ㇾ之ては、實事却て手間の費に相成候、右に申候通り、〆りの法にして財官と計官と別に立、其上會計法を嚴にして、瑣細の日記等は吟味に不ㇾ及、其場々々の頭人へ委任して、其事の成就仕候を受取に仕候事ならでは、節儉の實行相立不ㇾ申候、古人も寸々にして計ば丈に至て必過と申、日計不ㇾ足、歲計有ㇾ餘共申如く、大〆り嚴重にして實事成就仕候得ば、算用の委曲は政府の急にあらず、是則小德は出入す共可なりと申場に可ㇾ有㆓御座㆒候、爾し當時の御模樣にて簡略可ㇾ仕とは、算用者よりは決て

申上がたき人情に御座候得ば、勘定方にて被レ成ニ御仕組立一ば無ニ餘儀一人情にて候へ共、是全く前に申如く、過去の帳面のみ引合にて、無益の反古ざらへに手間取り、流例の通り書面の喰合を以、潔白の理を立候のみにては、實は前年々々算用狀を寫し、少々の出入を改候事にて、現事を運び候より三年も隔り候事にて、實事に究をば難レ致、一應冷たるものを温候心にて鹽梅大に違ひ、手間は二重三重に費に相成候處、差別の勘合は無レ之、其内には利足加り、百目算用狀は實百三拾目の御物入に相考られ申候、右に申前積り嚴重に相極候儀は、算用前は少々過不及有レ之て、現事現物に當り、目前の究相成渡切に仕候得ば、其通ひ則算用狀にて直に相立、御物當場の小日記は、夫々受取狀を以其場其場の頭人相究候へば、元方の帳面は即日相分り申候、然ば唯臨時の御遣ひ方と會計とのみに相成候故、政府閑靜にして、事物の取極め委敷相成、費を省き用を節して、生財の本を養ひ候工面入亘り、富國强兵の本堅く可ニ相成一、然ば日成月要の法を以、其場々々の頭人現事に亘り、相究置候月々受取帳差出候はゞ、年中の會計は只五三日の調らべにて、一紙取立相成申候、此本より御建替被レ成候事ならでは、財を害するの弊は救がたく奉レ存候、凡事は簡ならざれば功不レ成、法は未然を防にあらざれば、人を害するに至候、然に事を省き用を節して、法を嚴にし犯し侮らざる樣御取計ひ有レ之儀、御成立之根元に御座候、生財の法言は義を以利とすると有、利口才智の謀略を去て、乾々として無息の法則を守り、天工に代る御仕置被ニ仰付一度、當時の運びは當然の便利に候、古法を輕しめ利口立は、多く下より樣々

の御利益立を申立候て、身の幸を得候事計りを考、其内には姦計を以役人を僞り、遂に御政務を害する事を仕出し候、是下之罪といふ共、又役人本を捨て末に走り、義を以利とするの法を忘れ候より起り候儀に御座候、其實は當時の御所務辻六拾年以前に按候へば、大に不足相成候得共、其所に當る御吟味無レ之、ひたもの眼前の御利益掛物等の御手立に、却て第一の現地の損益より御沙汰も無レ之、否所德下ゲ等の取扱ひにて、當時凡三千六七石も御定德下り候樣相見、又畠石代々違ひにて、凡四千石も御拂ひ不足に相成、彼是八千五百石は毎年御所務に御座候へば、六拾年に通じ候はゞ、五拾萬石の御不足は計算の前に御座候、是皆從來經濟の本に入候御吟味は無レ之故に候、素り石代文定は御所務第一の要領に御座候て、元和・寬永の頃は石に付拾四五匁より廿目位の儀にて、大概米成に御座候處、寬永の頃百目に四石八斗に相成、追々御領内銀成に相成、時々相場を以四石五斗。四石三斗。三石八斗。三石五斗と申樣、追々米價の平しを以御所務取立相成、寬文の末米價石に付三拾目内外の時より、百目に三石の定にて、暫米價動き無レ之哉、遂に永法の樣に相成、近年石に付百目に及候ても改め無レ之、やはり百目三石の上納にて、實は三ヶ一の御所務に御座候、又通用錢の儀は文祿の始壹匁四拾八文の通用追々上り、近く安永頃迄は大概現銀に對等の通用に御座候處、七拾四文の通用暫連續仕候內、銀價百文に及び候樣相成、既に寬政二年八十文遣ひに被二仰付一候處、是も現銀とは廿文餘も違ひ候へば、近年中絕仕候、文定急に廿四文上り候ては、下方難澁可レ仕との御沙汰にて、八拾文に相成候處、色

色下地よりも申立候て、跡戻りにて七拾六文相成、白銀とは格別相成候、是等の失策何れも時の怠りに御座候て、斯御難澁とは相成候、元來國家の大本土地民より出る、貢賦に盛衰有レ之は、天運の然らしむる處にて、人々補ひ無レ之ては永久も不レ仕候故、古より圖案と戶籍を第一の御寶と被レ成候は、和漢人主の天職に御座候處、御家には此方連續不レ仕、於レ于レ時公儀より御尋有レ之時、土地人民の御調べ有レ之のみにて、是も實事の糺し無レ之、寬保年中御帳改有レ之候以後、御帳面さへ混雜して、檢見否所等の改にても、御帳合六ヶ敷事に相聞候、是畢竟地方の治方に怠り、御代官にても其支配下の御所務、只御帳のみの取調べのみにて、現地に亘り候儀一向無レ之、近年戊辰の洪水に別て損所多く、其節もしかと見分も無レ之、追々否所多く相成、元畝は作付相成候所も、又年次申出候て、いづれも古地に復する所少く、古今肥瘠入替り、遂に德下ゲに相成、古の瘠田は追々町たをしなど仕り、延畝も出來、上納は聊の儀にて勘合宜候故、民の貧富も入替り、貧民は遂に追上ゲ缺落等仕り、次第に田地荒れ申候、是皆圖案無レ之弊に御座候、且又近年は諸色高價に相成、金銀の直段もつれて高直にて、錢は甚輕く相成、況札遣ひ始りては、御所務御國中のみの通用にて、他所へ出候へば、右高き金銀に加へて通用仕候故、百目が七拾目に相成候故、彌增價高料に相當り、御所務にては地行の御取渡りだに不二相成一、世上は彌增奢侈に移り、斯御行詰に相成候、其根元は前に申圖案戶籍の無レ之に、石代文上りの怠りにて、皆從來其向の役人怠惰の罪に御座候、然ば此三ヶ條古制に復し候時は、御馳走米

御請被レ成に不レ及、御仕組も相立候事に候へ共、何れも年月を經候事にて、今更急に古制に復し候樣難ニ相成一儀に御座候、此上はせめて前に記候如く、事物の制度を改、御物成を以御續相成候樣、御手細に減略して、入を量て出を爲の御物定を被ニ建固一、財を害するものを去て、御仕置の外は有レ之間敷候、然に近世御公勤繁く、殊に諸事の御取扱ひ追々上品に相成て、一つとして古きに戻り候儀は無レ之、却て恒例の御規式を御減少有レ之候得共、是等は聊の儀にて、何れ臨時の儀出來候時は、皆中古御富有レ之時之御物行を先例と御取扱ひ有レ之故、大に御遣ひ增に相成、恒例の御吉例を被レ減候、十倍の御物入有レ之、又破損所にても、雨も洩壁も落候期に相成、靑竹生ま松にて間渡しの取繕ひ有レ之故、其座は無造作に候得共、又損じ早く相成、畢竟御分過の御構にて、修補の場合多く候故、小破の御取繕ひに怠り候故に御座候、是等は御內輪の事に御物入多く、第一の御公勤の御當は一向無レ之、御參府等は每度御借財を以、御外飾のみの相續は、扨々無ニ是非一次第に御座候、元來天地活物にて、年々豐凶にては、米銀の價盛衰有レ之、事物の消長有レ之物にて、其時に當て變に應ずる御仕置無レ之ては、遂に不足に相成候は、眼前の儀に御座候へば、三年に一年の御蓄有レ之は、萬古不易の國計にて、人主の覺悟に御座候、然を手一盃の御物積りにて、不意の御覺悟無レ之、御外飾を本にして、御借財を本にして、御不足を補ひ候御物行にては、決て御成立の期は無レ之、素り武家の可レ嗜は衣食住の立派のみに無ニ御座一、分限相應の人數を持、凶年不虞の覺悟有レ之、質素節儉にして風俗も厚く、內外實事を貫候て

そ御外聞共可レ申、何程時勢に隨て衣服外飾立派なるも、內方に實儀薄く風俗惡く、御借財多く候ては却て武備の薄みに御座候、御祖法を被レ爲レ守、時の勢に隨て華美に移らざる、御孝養第一に御座候間、何分古今の御物行と、諸家の御並相を以、永久の御格式を以、自他の吉凶兼て被ニ定置一、御教喩も御制度も、一致の御仕置ならでは、右三ヶ條の失策を補ひ候御手段無レ之、古今の御模樣格別とは乍レ申、慶安頃御父子樣一ヶ年及びの御滯府にて、纔三百八拾貫目の御入目にて、莫大の御造作入と申事に相聞候處、此時も重立候御公勤は今不ニ相更一、御本家向も別て御手數多く、御供勢も如レ形御多勢と相見候へ共、畢竟萬事古風を不レ被レ變、御供方も無造作にて事調候儀と被ニ相考一候、今にても古代の御渡銀にて增渡等無レ之、只御勤方御客方等計に候はゞ、千貫目も入候事は有レ之間敷、尤時勢にて諸色高價に相成候得共、古の如く不ニ相成一候へども、今も德山樣は三百石位の御手當にて、御參勤とやら申事に御座候得ば、被レ成樣にては減略の廉も幾等も可レ有レ之、只享保頃別て御富有レ之時の形にて御參府と申せば、千貫目を常と相心得候風俗にて、古代の御詮議不ニ行屆一、是皆本を捨て末に走り候見識より、入量の元に不ニ立入一、是は御外聞、夫は御先例など申立候樣の儀御座候、畢竟行懸り〳〵御吟味にて、兼ての御規則立不レ申故、先此度は〳〵と申人情にて、御參府立御手傳ひ等にては、御供方勘合宜舖、先例と相心得、皆御供立等を望み、中古以來の行形りと相見候、然共自他永久の御格式豫治定被ニ仰付一、復古等の改制無レ之ては不ニ相濟一候、且又當時現錢預り盛に被レ行、一方の御重寶に候へ共、元

來楮弊の被レ行候は、國計の上策に無レ之候へ共、御領地山路多且紙入有レ之候故、其始め是を本銀にして御藏に積置、預通用仕候得ば、在々持運びも便利、當然の御繰合も宜敷、不虞の御備にも相成かと申渉汰筋にて始り候處、當時楮銀の御蓄乏敷、追々摺出し相增候て、發端の御治定は崩れ、終には斯御難澁に及び候は、終有事鮮矣の場にて、御政務の惰弱と申ものに御座候、何分其元に復する御仕置にて、嚴重に御締り被二仰付一度儀と奉レ存候、役方の取計ひ惰弱にて、如法も無レ之候へば、何程の発法も弊無レ之候、古代紙方御手懸りに相成候節、豐島先善左衛門申上候は、紙の御利銀追々莫大に相成、其時分は御物當廿ぎ可レ申候、されば其紙は盛衰有レ之物に候得ば、相衰候節御利銀は減じ、御遣ひ方は增し候、御所帯の崩れに可二相成一、然ば紙は御所帯の外物にして、御納戸入被二仰付一可レ然と申上候て、地行の御立用無レ之、御治定に御座候處、追々御遣ひ增し有レ之、御利銀の內申下し、於レ于レ時今は悉く御所帯物に相成所、享保頃の御利銀棱了纔五ケ一の御利銀相成、御增は加倍仕り、近來は別て楮仕法被是に付、役人多く被二差出一雜用夥、差引詰ては御利銀には不二相成一程に相見、善左衛門先見符節を合する御行詰に相成、且又給方御引受相成節、福原喜兵衛申は、御藏へ入は賦敷は可レ有レ之候得共、先々御家人の足弱く相成、人馬相育候力無レ之、御爲と不二相成一と申知節と爭ひ、遂に生涯不和に有レ之たる由、是は紙方程に目に見へ候事は無二御座一候得共、御家人次第に致二貧窮一、在住の家來にも追々御城下へ出、耕作の人減じ、御城下遊食の者多く相成、不經濟の至に御座候、是皆財を求る所爲

にて、御藏は賑敷候へ共、其修理破損と役人の增、況當時畠方石代違ひ等にて、壹石の入を三石にて御拂ひ出し有レ之、下にも中仕賃米俵缺等に至る迄無益の費多く、只御城下賑と、無賴の小人幸を得るのみにて、絕て御勘合には難二相成一、喜兵衞申如く、士之足弱く相成候、古人經濟の論其實を失ざる事此に御座候、此外當時御利益立にて御繁用相成、古の御物當にては地行不二行屆一、良法も却て害を生じ、多く發端の主意崩れ候て、其事を行ひ候役人實意徹底無レ之時よりも御物入多く相成候は、其本廢れて末治まらずと申場に御座候、凡事謀始の戒、今更恐入候儀に御座候、古代は事起れば、行末の御手當先克々御吟味有レ之儀と相見、元祿中御心願にて、御領內神社の御修覆被二仰付一候樣被二仰出一候得ば、知節後年の煩を考、石鳥井を建立被レ仰候樣にと申上其分に相成、其節は御造作も入候得共、於レ于レ今御修覆の煩無レ之、永久の御仕置に御座候、寬保年御兩社御建立有レ之、近國にも並び無レ之結構には御座候得共、御修覆の御手當無レ之、知節老後に甚誹評仕候由に御座候、彼是古老の物語り承り候、近世神社佛閣御造立有レ之候得共、其御手當は勿論無レ之、私寺社役相勤候節、御靈社御造立有レ之、其向御用懸り相勤候故、後年御手當に中津村の新開成共御神田に被二附置一御修覆新に被二仰付一度段御藏元へ申入候へ共、其分にも不レ被二仰付一、是等も行末御手當無レ之ては、纔ながらも御遣ひ增相成候、古代は大川の修理、御普請奉行の承りにて、每年定例の御仕法有レ之たる由、今は知人も無二御座一候、土地破候上大に人力を費し、當然の間渡し取繕ひ被二仰付一、又早く損じ申候、古代は譬ば催相米を以諸役人

の御恩料諸飯、萩は萩出し有レ之、橋は橋出有レ之、道橋修覆は山方の入永穂、川堤等は帆別船役等夫々御手當、其場々々の取締にて、周官の九賦の入を以、九式の用に供すると申如くにて、御物當には不足無レ之、橋方などは金銀錢銀有レ之由御座候處、當時何も跡打込みの運びにて、御物當は寔の表の出に相成、算用は跡にてすり合せ置候仕立に御座候故、其年の入其年の用に有餘不足も、三四年過候上ならでは相分り不レ申候故、前目論見と申儀は一向不二相成一、御借銀は其内に利倍仕り、役人皆身はらけ仕り退候得ば、入量の會計は元來不二相成一仕法に御座候、是國計の本に暗く、私智を以興利を急にする見識にて、所謂其本亂るゝ處、不レ免弊に御座候、素り其國相應の禮制相立、入を量て出す仕法の嚴重相立候得ば、困窮に及び候樣無二御座一候へ共、禮制の本立不レ申ては、儉奢の表準無レ之、人々の心にて過不及の差別難二相立一、是が中道と申も、一己の見識にて、衆人一致の取計ひ難二相成一、然ば事は事無レ之前に謀にあらざれば、規則難二相立一、地行の運びも何程綿密被二仰付一候ても、一事起り候へば、皆新規御用懸り有レ之、取計被二仰付一候故、參り候者より麁略には相成候、人情不レ得レ止勢ひにて、次第に身はらけと、功を立の者のみにて、萬事に亘り節儉無レ之、其向の算用つらの減じ候を手柄に仕候故、諸仕入も一度切に拂立て立物に仕候故、竹木人手間一度々々にて費に相成候、是等は見へたる所の御費用に候得ば、因循の形りにて、誰が否とも申者無レ之、是前々よりの先格流例と申事にて運び來候故、勘合は皆跡へ廻り申候、然ば吉凶の御大禮は不レ及レ申、御旅行急變不慮の御備迄も、常々御規

則相立置、事に臨み衆議評も無レ之、規則前を以取計ひ候へば、易簡にして事調ひ申候、臨時の御吟味は其人の才智有レ限ものにて、假令當然手際に相濟ても、跡より見れば大の過不及有レ之、案外呑舟を洩す實事も有レ之ものに御座候、畢竟才智を逞うして、事を行ふは危き事に候故、聖人道を制して、是によつて行ふ事にても、人心惟危く、道心惟微なりと申す法言有レ之、何事も前々定候所有レ之事ならでは、山野に始て入候如く、向見え候所ならでは、西とも東とも見立出る覺悟も不レ可レ有レ之、心の工夫にては、何程器量有人にても、いづれを道とも決定難二相成一、遂に因循の行形に任候外無二御座一候、其上身はらけと器量立は、人情の不レ免所にて、實事よりは外儀を繕ひ候持方にて、遂に驕慢の習俗に相成候、豫行末の事を謀て立設候法は、明た道を通る如く、廻り遠き様にても、夫を守り行時は、賢不肖に不束の違ひも無レ之候故、近道有レ之ても、しらぬは愚と申事も無レ之、廻り道にても、夫を守るを正道と相心得、如法相勤るを身はらけと仕候様相成、賢不肖なく誰も勤候所、則中道と申者に御座候、扨又前々も申候通り、算用法綿密に御座候得ば、何事も手間懸り、又米銀共手に有レ之、日數多く候へば、志節堅固の者にても、遂に見るものに用と申、人情不レ免所にて、不圖姦惡の罪に落候もの出來候へば、會計の本法に本付、日成月要歳成と申もの限り有レ之、其日々々の請拂ひ帳を直に算用に仕候事に御座候故、右の物を左りに置が如く、いかなる姦惡の者も調略の寸暇無レ之、自ら惡心も生じ難く、志節固く相守り候故、罪人は無二御座一候、是理財の急務に御座候、然ば古法の如くならず共、財官と計

官とを分て、元締所にて會計の職分を立、諸手の算用を會計する法に被㆓仰付㆒、御物當は其役座々々の渡し切、其所へ主頭の究にして、御家人の知行方の如く月俸算用にして、其場々々へ委任被㆓仰付㆒、御所帶の總締は只諸手の稽計のみにて、日用混雜不㆑仕、諸役所のたりひづみも能々相分り可㆑申、勘定奉行は總都合出入の沙汰聞屆、元締役は出入の辻引合せて會計仕り、元方拂ひ方を分て、元方は入を量て御物當に引合せ、拂ひ方は出る所を制し、請取帳を引合せ、受藏拂藏を分て、每日の出入を元締所へ聞屆、御物當場よりは每月月俸一紙を出させ、年中の總締りは歲末に取締り相成、一紙獻上相成候、是周官會計の法に御座候、其餘臨時の御算用は、其向により前積りを以奉行遂㆓沙汰㆒、奉行の料理にて聞屆、重きは御評議の上、元方の有物を量て、譬ば普請ならでは、其役切渡しにして檢使を出候日拂元締現事見屆仕らせ、皆出來の上奉行元締清見仕り、出精不出精の褒貶有㆑之候へば、跡算仕出しに不㆑及、職人も勵み、現事も速にして、易簡に事調ひ可㆑申候、此仕法は去る巳の年にも一應編立仕候處、新法御用難㆓相成㆒御樣子にて、遂に因循の形に過來候得共、猶又近年御政府被㆓召仕㆒候故、諸運びを附相考候處、何れの道にも簡略の御法に御改無㆓御座㆒ては、迚も實の御儉約は相立不㆑申、今諸々の請負算用にては、無盆の手間懸り、跡算用委敷被㆓仰付㆒候程、現事は不勘合に相成、却て罪人も出來申候、前件の通り會計の本法元付候へば、財を用るもの計其手に無㆑之、財を計るもの財其手に無㆓御座㆒候故、姦曲無㆓御座㆒候、是古人研究の良法に御座候て、人を害せぬ仁政にして、財を害する者

を去り候實事に御座候、既に近來和木村御境普請、御本家より前積りの役人數々差出し、嚴重に取極有レ之、於レ萩沙汰濟の上、前積りの通りに銀高此方へ引渡し有レ之、出來候上私共立會見分有レ之、私共より前積りの通り普請出來候趣、受取書與候樣に申事にて、一向に跡算用無二御座一候、是則別に申候通り運びに御座候、是畢竟御本家に限らず、總て諸國の取締め如レ此前積りは六ケ敷候得ども、取極の通り現事相調候を取受に仕候計にて、實事相濟申候て、難儀を先にするの法言にも相叶ひ、財用の道に御座候哉と奉レ存候、如今出し方は假り通ひにて取出し、現事相調候上二年も相かゝり算用仕候、決て他國には無レ之事に相聞候、是共向の役人身はらけのみにて、現物は二重三重に出、其時其手在ての日永く故、小人の□見る物に用有と申人情にて、先當分のやりくり仕跡にては會計難二相成一、或は付落し算違ひ等にて、遂には私曲の罪に落候樣相成、人を害するに至る不仁の仕法に御座候、其上二重三重に御手當無レ之では、年行司不二相立一、其内に利倍仕候故、是非共不足の勘合に相成候は、必至の道理に御座候、是御所帶不二相立一根本に御座候て、ひたもの御借財增長仕り、此上臨時の公勤等差掛り候はゞ、又御借財ならでは御償ひ不二相成一候へば、追付御行詰相成候は、必然の勢に御座候間、何分屹度御吟味有レ之、地行御手當御不足無レ之程には、御減略被二仰付一、土地人民永久御持こたへ相成候儀、差向の御急務と奉レ存候、御所帶御物成を以御運び相成、御制度と御教喩を以、財を害し人を害するの國病を治し、驕奢の根を斷候御仕置無二御座一候ては、迚も米銀の御繰合せにて、減略は出來不レ申と漸

大悟仕候故、此度愚案の大格節儉の大略相記候、當時質素の儀を野鄙に見下し、諸事外飾を償候持方にて、是が御爲夫は御外聞と申儀は、大概奢美の見識にて、實用武備當日本意は失候儀と相見候、寔儉なるものは興り、驕るものは久からず、乍レ憚權現樣大阪御陣中にて、鯛を片ひら內府樣へ分て被レ爲レ進候由難波戰記に相見、隨浪院樣小倉御陣中にて御大病の節、御側の者皮羽織を脫、寒氣を防ぎ差上候由、斯御衣食の御貯も乏敷のみ、戰場の物行と奉レ存候へ共、大內義隆公は山口に京都を移し、神社佛閣の結構は勿論にて、唇鮨等の驕慢は、酒池肉林の餘風とも可レ申哉、大阪石山の御城は要害堅固、四神相應の土地と申、又大佛供養の壯觀は三國一にて、無益の功德と申候も、濟度にはならで亡敗の基に相成候得ば、人皆知る所にて、驕者自ら驕と存候はゞ、無體に敗亡も有レ之間敷候得共、不足々々と存候得ば、佞人其虛に付込み、事を專らにして、名を利する勢ひ、賢らしく諫言も耳に不レ入、忠臣は却て世に不レ遇、遂に敗亡に至るは、取返しは不二相成一後悔するも無レ益事に候、太平の世には盛衰一日に見候樣には無二御座一候得共、貧究りては變ずる天運にて、如何樣の世の中に相成可レ申哉難レ計事に候へば、何分往先の御覺悟を以、屹度改制の規則有レ之、永久盡一の御節儉被二仰付一、德本財末の御天職相立候樣、御取計專一の御急務に御座候、仍て古今增減の御物成辻、幷當時の御物行を以粗荒目論見仕候樣、當時御借財も莫大に候得共、夫よりも根元の御物成、享保頃にくらべ候ては大に相減じ、諸事のひたもの御手數多く、彼是往來にては、必定御困窮の道理に相極候、然共相應の御備は相立不

レ申ては不ニ相濟一事に候へ共、先武備の御設有レ之、其餘財を以成丈けに御物當被レ成、一向改制不レ被ニ
仰付一ては中々聊の緩急にては、御手當相成間鋪、此大本相立候上は、國益の手段は幾等も可レ有レ之
候、國に三年の蓄無レ之ば、國其國にあらずと申所、國家の大計に御座候間、何分右徳の本を養ひ、義
を以利とするの御仕置、肝要の御事に御座候と奉レ存候

右御物成大格

承應二年御袖判御物當之控

一　六萬五千貳百拾七石四斗	御領內田畑總高
內三萬八千五百拾壹石餘	御配り田畑共に
內貳萬六千七百六石餘	御藏入田畑
此內壹萬九千七百七拾壹石餘	田方
六千九百三拾五石餘	畠方
一　米七千百三拾貳石壹斗	田方御物成
外に貳千貳百五拾壹石	風損下り
一　米三百石	在々煙役
一　米三拾石	下屋敷蓼原

三口合米七千四百六拾貳石壹斗

内五千百石　　年中御遣ひ方

殘り貳千三百六拾貳石壹斗　　御賣米

代銀九拾四貫四百八拾四匁

一　銀八拾五貫九百八拾貳匁　　畠方御地子

但直段三石五斗がへ銀納の御定、德五ッ成、内拾八貫四拾七匁　　風損下り

一　銀八拾六貫目　　紙方御利銀

一　銀拾五貫目　　貸方利米代

合銀貳百八拾壹貫目四百六拾六匁

内百八拾三貫目　　年中御遣ひ方

殘銀九拾八貫六拾六匁　　内借銀方返辨の分

右者古き控物の内にて相見候大格、長和市郎兵衛覺書に有レ之候

享保元年御物定

一　六萬九千五百五拾石

内壹萬六千六百三拾七石五斗　　御配り定德

内壹萬三千百九拾三石壹斗　御藏入定德

一　銀百五拾五貫七百九拾三匁（百目に三石の銀納と相見候）　畠方御地子

一　銀千四百五貫貳百九拾三匁（本紙壹萬千餘丸保七千丸程）　紙方利銀

但高貳千九十壹貫目餘の内にて、雜用元銀差引締り
　御利銀上納の辻なり

右之外諸口錢物在々出銀等筆高不二相見一、在々出銀は此頃は現物納と相考られ候、御本家領物成と申儀有レ之、兩國御同樣にても可レ有レ之哉、未レ考

當時

一　七萬三千石餘　田畠總高村一紙前

右之内德米貳萬六千三百五石　給方御藏入共に
否所德落其外差引殘り納り辻

一　銀百九拾貳貫目　畠方御地子給方共に

一　銀百拾五貫百目　在々出銀

一　銀八拾貫目程　竹木其外諸口錢

合四百八拾貫目

紙方御利銀

外に銀貳百五拾貫目程

合銀七百四拾貫目　米にして萬石之大數なり

右之通に候へば、當時の御所務と享保年とくらべ候時は、米方三千八百石、銀八百三拾貫目餘、凡貳萬石及び相減じ、尤追々新地出來候へば、御高彌相增可レ申候へども、米上德は少く、其上在々否所大に減少仕り、何石何貫と申も、米銀の本直段にて無二御座一、書面は虛文にて、正味は無レ之候、其上人手間多く、大に費有レ之、紙方なども掛屋差引殘り、毎年二三百も不足に相成候樣相見候、古今人情儉奢の實事、筆上に難レ盡候、先當時の物行を以、大格左に

寬政頃

當時御物成辻

一　貳萬六千三百五石

御配り知行高

內壹萬八千貳百石餘

但此分先給に不レ拘、給米切手を以御渡し、在々より直納被二仰付一候へば、諸藏之修理諸役人の扶持方、御心附等相減じ、下々ゟ中仕賃俵缺等の費無レ之、又當時品方御配り有レ之ては、大に取簡相減じ候へば、何れも田方にて御配り被レ下候事

寬政頃大格

諸所御物定

內貳千百五拾石

但此分御物當通ひを以、諸役所へ渡し切被二仰付一、臨時の御要用は其役所より、前積りを以申出、沙汰濟の上臨時通ひを以渡切、檢使等差出し請見有レ之、跡算用に不レ及候樣取極め被二仰付一候事

内千四百九十八石　切米方
内七百七拾石　定扶持方
但此兩筆は御藏米拂
内八百石　臨時方諸破損方共に
内八百石　檢見落心當
内五百石　別て臨時
〆六千五百十七石
殘米千三百八十石餘　此分御見除
此分當時無レ之、纔ながら手當仕候
但御詰米は每年詰替有レ之故、筆立不レ仕候

一　千七百石餘
内千五百石は　諸役人出勤扶持御心附共に
殘り貳百石は　御家人諸稽古方手當此分當時無レ之、武方相怠り候故、纔ながら御手當
尤諸稽古之儀は學校取立被二仰付一候得ば、御家中よりも、當時的場割の如く出米被二仰付一度

一　銀四百八拾七貫目　前々御物成り

内貳百五貫目　　諸々御物定

但仕法米方之通り、於二江戸大阪一紙方よりくり出し積りにして除レ之

内六拾貫目　　臨時方破損方共に

内三拾貫目　　御利徳利拂ひ

内貳拾貫目　　諸役人御役料其外被レ下もの

内六拾貫目　　別て臨時

殘り銀百拾貳貫目　　御見除

此分新規、纔ながら御用心物

右是迄之大格を以頭上仕候、現事に亘り候上ならでは、減略の委曲は難二相分一候、此外の差引物の内にて諸拂ひ有レ之、凡米方八百石餘、銀方四拾貫目位と相見候へ共、此仕法に相成候はゞ、大概減少可二相成一、且又當時酒造方共外御利益之分は、此受不レ入候へば、此度除レ之

一紙方の仕方前に相記候通り、楮納に相成候はゞ、御國仕入にして紙代を以差引候故、畠方御地子銀は紙藏より金藏へ返納算用に相成候故、白銀を以算用仕り、歩銭だけの御利益は、又御物當外にて御見除可二相成一候、大格左に

一白銀八百五拾貫目　本紙五千丸 黒保三千丸　紙代總高

内拂

一　百七拾貫目　江戸仕送

一　百九拾貫目　畠方御地子返納

一　百貳拾貫目　糊米貳千石代

一　六拾貫目　本紙現銀殘り

一　七拾貫目　黒保代

一　六拾貫目　紙方役人料運送賃共

一　百八拾貫目　金三千兩分　御公勤御手當

〆差引出入無レ之

右之大格に御手當相成候時は、毎年三千兩の御見除有レ之、此分不慮の御備に相成候へば、五年に一度位は御參勤有レ之ても、御借銀に不レ及、十ヶ年も不事に過候得ば、凡三萬兩御備有レ之候へば、古代の如くには無二御座一ても、五年に壹年の御蓄には可二相成一候と相見候、右上納の楮を以、凡五千丸の定例には御不足無レ之、然ば仕入銀仕下しに不レ及、紙代を以差引の積に候、爾し初年は江戸仕送り等の御借り入は無レ之ては不二相濟一候得共、二年目よりは其年の利銀を以仕送り相成、且是迄の御物當には、預り根銀各別に御手當入候得ば、此仕法に相成候ては、現楮と白銀を以御手當相成事に候へば、格別

之御手當に不レ及、毎年元銀雜用だけの摺出しにて、隨分御領内融通仕候、然ば自今は決て仕入方の外は摺出し無レ之、是迄の出預りは、御借銀を以五三年の内に御立切被二仰付一、寛政二年の仕法の通り嚴重被二仰付一、預りの板木は御納戸存にして、御入用の物積り書上候上、根銀五割增の摺出しにして、御利益銀を以て毎年御藏納の員數を極候御仕法ならでは、預り通用不レ被二仰付一、難き御治定相立事ならでは、如今根銀の御手當乏敷ては、追付御所帯大崩に相成、此上御取締難二相成一可レ有二御座一、可レ恐の第一に御座候、總て預り摺出し被二仰付一候は、御利益方の勘合を以、根銀半方は御納戸上納仕り、殘り半方を以御くり合せ相成候だけの積りを以、御仕置被二仰付一候へば、通用も差支無二御座一、不虞の御備にも相成候、尤古札摺改は古札に引替、新札出し高程鎌入見屆、嚴重被二仰付一度候、兎角無計の利を貪り候は、國家の大義に御座候間、返すくも此處御所帯の柱石と申所、一日も御油斷無レ之を以、御老臣方の御天職と可レ被二思召一候、元來地行御取渡りは、御本前務にて御有餘有レ之候上、相應に產物增長の御仕置も可二相成一候、然前章の通り、諸運び渡し切の仕法に相成候へば、第一御藏元御用大に相減じ、只會計と臨時の御要のみ候へば、地行忙しからず、毎月取締置候て、歲末にて一紙上納相成候、其外下にて噤居候へば、米銀無二御座一候ゆへ、目に見えぬ利銀の勘合、莫大の儀に御座候、爾し小役人は當然の勤方而倒にも可レ仕候へ共、是は十ケ年も地なれに相成候ては、格別も無二御座一候、地行忙敷無レ之候へば、御利益事等も入亘り候御吟味相成り、手戻り無レ之候如く、今出し方は粗し、跡

算用に手間取候ては、御政道向の儀も、何となく煩雜にて、御藏元物騷く、地行忙敷候ては、御裁許も速に難ニ相成一、是等の弊を去り候御制度有レ之處、第一の御節儉に御座候、先書理水略にも相記候如く、何分地行御治定相立候上、御借銀の儀は一先永上の示談被ニ仰付一候へば、事容易に折合可レ申候、永上の扶持方、新田の御物成御運漕相成候は、暫御見合せも可レ有レ之候得共、當時御馳走出來も盡期も無ニ御座一候へば、新田の儀は一年も早く御築立被ニ仰付一候儀、御惠に相當り候、右銀主永祿の居り有レ之候へば、銀主共も落付候て、却て出銀仕り、新地早く出來立候樣にも可レ有レ之、是は銀談被遣候人柄の器量有レ之儀に御座候、何分地行しかと相立候御治定無レ之ては、銀談被レ遣候人も、誠に一一示談難ニ相成一、彼是に候ても地行の御治定、御老臣方の大急務に御座候、是則難を先にし、守る事を後にする所にて可レ有ニ御座一候、川□新田取立の積り 理水略 に相記し候通りに御座候得共、猶又其大樞左に相記、尤水理を第一にして、新田は第二と被ニ思召一候て、義を以て利とするの御治定第一に候

荒積り大格

一　七千四百石　　御家中五歩懸り御馳走米

一　千七百石　　在中石貳升五合懸り

〆九千石

但當時庸・調の納り無レ之ても、地行相立候樣相見候、然ば右掛り九に被レ成ニ御免一、庸・調の法再興

被二仰付一候へば、御納所は相增候勘合に相見候、然ば此處萬石の御手當には相成可レ申候

内五千石　　永上扶持方

内五千石　　川浚新田取立

右は御借銀大格壹萬五千貫目と見て、百貫目に付廿人扶持の永上に御引受有レ之候へば、凡三千人扶持に御座候へ共、悉く永上にも難二相成一候へば、口入へ相預等の處は、利納の分も可レ有レ之、又根銀御新借の方も、割上等の口も可レ有レ之、旁御千石の御手當にて事調候様には示談も可二相成一候、是難澁の様にも相見候得共、元來大銀の貸し付難二相成一ものに候へば、銀主の情は兎角永上相好み候道理、殊に新古の御借銀おしなべて大格貳朱の利銀には相當り可レ申候、然ば凡二三百人扶持位も永祿相成候事に候へば、折合相違も無二御座一候はんと奉レ存候、現在岩國にてさへも、纔百貫五拾貫の身上にても、拾貫目に二人扶持の御當用を好み候處、都鄙銀方祿持の人情に候得ば、必定相進て御請可レ仕候、既に去る申の年近藤五兵衛を以、五ヶ年無差引の示談被二仰付一候節も、種々御評議御座候處、遂に一旦は御請仕り、辰巳屋共は却て入はまり御用立候、其餘の銀主共も始は兎角申候へ共、追々折合申候、是畢竟永久の居りと存候內落着にて仕りたる儀と相考申候處、其以後御示談替相成候は、殘念の儀に御座候、此仕法は殊更現地引當にて、永久堅き御取組に候へば、決て相違は有レ之間舗候、然共地行の御治定丈夫に無レ之ては、其情自然と顏色に顯れ、永久の儀を無二覺束一存候はゞ、如何可レ有レ之哉、何分

誠實相貫候處無㆓御座㆒候ては、人情行難く候、此處の御治定御專務の御事に御座候

右以上之數條は算用より勘合と申謗に元付、當時の勘定沙汰を離れ、民利を養ひ財本を固め、事物其止る所を察し、財を害するものを去り、日計不足、歲計有餘の實行、節用愛人の主意を肝要に相記候、幾重にも德本財末の處と、制度・敎諭・會計の三つに被㆑附㆓御心㆒入に御翫味被㆑成、永久の御沙汰を以、御上下御安全の御仕置無㆓御座㆒ては、御成立の期は無㆓御座㆒儀と奉㆑存候、已言不敬を不㆑顧、事理の在所を以、節儉の大格相調申候、恐惶謹言

文化改元起草　　樋口世禎□謹識

右本文は主水殿御職中、仕切の御算用中相認置候處、故有㆑之供㆓御內覽㆒、帶刀殿より御移りの趣も有㆑之、此度追案を加へ差出候控なり

文化十年酉正月廿八日

夫經濟の本は水土を平げ、百穀を布候と有㆑之候得ば、水理を始地力を盡し、農本を固め、百工交易運漕の便利を考候は、政府理財の急務に御座候、然に當時御所帶御難澁に付ては、樣々御利益沙汰盛に有㆑之、下よりも一手商買相場立等、種々興利の術申出候へ共、是多くは己を利するの本願にて、御威光をかり物價を惱まし、高利を貪り候手立にて、御手を被㆑添候得共、全御國法の樣に相成、其形與㆑民爭㆑利と申樣に相成、御政務の御瑕瑾、乍㆑憚氣の毒の本に奉㆑存候、然共御借財高大に御座候得ば、

何分御利益の御企は無レ之勢に御座候得ば、乍レ不レ及愚案仕候處、第一戌の年洪水より川筋高く相成、沖手も次第に水吐不レ宜候て、御城下近郷每歲の水災にて、彌御上下差詰の一端に相成候へば、先川堀の御吟味被二仰付一、水理克々治り候はゞ、追々沖手新開御築立可二相成一候、左候得ば是御國益の第一にて、御借財御調達の御元立にも相成、御家人御持方の御便利、且又質素を示し候一術にも相成、又御普請に付ては小民御救の沙汰にも可二相成一と、近來段々工夫仕り見候得共、當然の御造作入無レ之、工夫附不レ申、御役中は御沙汰も不二得仕一打過申候、兎角の中最早上方御銀談の御年限も相立、是非一手段御吟味無レ之ては、不二相濟一御時節がら差向候得ば、定て御手段も可レ有二御座一、既に去秋御役人方登坂の樣子にも相見候へ共、又候洪水も有レ之、旁此先御くり合せも、乍レ憚御手合兼可レ申哉と愚考仕候へば、若々此節御吟味の御差加にも可二相成一哉と、從來存付の大槪圖面に相調、仕樣物積り等仕候、尤現地に亘り入て見分仕候儀には無レ之、塞さし向の見渡しを以町數等を設候得ば、少々相違も可レ有レ之候得共、於二物積一は近年和木御普請方の模樣も有レ之候へば、此分に被二仰付一候はゞ、絕て不都合も有レ之間敷、下方にも相應に御惠に相當り可レ申と奉レ存候、彌被二仰付一候儀に相成候ては、功者の者へ得斗積り被二仰付一度勿論に御座候、ケ樣の大業は瑣細の利害に被レ附二御目一候ては、却て本體成就不レ仕候得ば、算用相其外從來の御物行に不レ拘、大辻の會計を嚴にして、現事成立を跡にするの御治定ならでは不二相成一候、尤水理第一の儀に御座候へば、川浚へを本體にして、新田は第二と思召候て、永

久の御仕置肝要有ニ御座一度奉レ存候

水理總論

一　門前川は古の本川に御座候處、慶長の頃今津へ付替被ニ仰付一候と申傳候、然に其後土砂追々流れ込候て、平潟莫大に相成、於レ于レ今は門前川よりは川床高く相成、水吐次第に不レ宜、川内も追々土砂廻りて、今は御城下近郷は溢れ水住居も安からず相成、又門前川へ落候はゞ、水吐可レ宜と申說も御座候へ共、是又今津御藏其外共に所替と申儀、不ニ容易一御費用難レ辨、差手引手に御難澁相極り候、是併川筋の土砂流れ出候て、干潟廣大に相成候は、造化の自然にて、人力を以天工に代る工無レ之ては、水理も治らず、田土も開け不レ申、然れば先五本松川へ水落强く候へば、此所本水穗にして左右へくり立、又門前川をも同樣にさらへ、兩川共に水吐宜敷相成候上、追々沖手築立被ニ仰付一候へば、如レ形新田も出來可レ申候、其上は門前を本川に入、今津を水越に被レ成候ても可レ然かに候得共、先兩川にして水吐の樣子得と御見さへ（マヽ）被レ成度候、何れの道にも一川と申儀は無レ之儀と奉レ存候

附り、罪人徒罪の法を定、川浚の加役申付、遠島追放の罪を贖せ候はゞ、却て御仁政にて可レ有レ之乎

一　右追々出來候新地入百姓と申て、甚大造の儀に御座候、然に當時御家人も給方御預りに相成候て、土地に離れ候故、人馬育候手段も無レ之、彌困窮仕候、加レ之年久敷半知の御馳走申上、いまだ歩戾し御年限も不ニ相立一候へば、右新地は先川堀給に引除け、其餘は御家中へ御預り被レ成、内開きは自辨に

して、作方相成次第追々歩戻しに被二仰付一度候、左候へば大身は家來差遣し、小身は自身引越候て、内開作付等仕り候へば、自分筋骨も健に相成、人馬相育候便り宜敷、彌内勘も有レ之候へば、先途の御用にも相立、風俗も質素に相成、武備節儉兩ながら全く可二相成一、且入百姓の御入目を省き候故、又一勘合に御座候、左候て沖の手は鹽濱に被レ成、穴の口は波戸を築候へば、入津の湊宜敷候へば、浦ヶ濱邊へ問屋を立、交易運送の便利相備はり候、尤船津は積荷無レ之ては繁昌不レ仕候得共、追々裝束邊へ鹽濱灰釜等取立させ、産物地利相備り候様有レ之候はば、彌人情其職を安んじ、生財の本固く相成可レ申候、左候へば諸口錢等の御利益は自ら相備り候へば、兎角御利益を先に不レ立、民利を生じ候様に御取扱ひ肝要に奉レ存候

一　右新開御築立相成候へば、御領地夫だけ廣く相成、御所務相增候儀に御座候へば、上方御借銀へ永納の示談被二仰付一、永代御扶持被レ下候はゞ、歩相の儀も二朱か三朱にて折合可レ申候、左候へば永久の御家人同様の永祿に候へば、何卒可二相成一は多人數不レ宜候様にも可二相成一候、是永代の儀に御座候へ共、御領地增候所を引當に、示談被二仰付一候儀御座候へば、從來の御所務にて永祿被二仰付一候とは違ひ、絕て御頓着無レ之儀と奉レ存候、且永祿に相成候ては、於二銀主一も永代の御家人同樣の御恩を頂戴仕候へば、彌御因み厚く御算用相調可レ申候、乍レ然是は誠の御用心のみにて、此上御借銀出來候ては不二相濟一事に候へば、此折から屹度御嚴重御制度を被レ改、御本務を以御續方相成、御公勤の御手當迄

丈夫に御手當相成候樣の御物積りにして、御上下制節の本意御徹底、永く富貴を守り、御天職御怠り無レ之樣、御制度と御教諭と合一の御仕置有レ之、上行下習の實事在々迄も。行屆候樣御治定無レ之ては、一旦は御員は皆濟仕候ても、少々御臨時有レ之候得ば、又御借銀に相成、此上の次手は有二御座一候へば、此段厚く被レ成二御治定一、乍レ恐御幼君樣へも、御制度の中に御遊息被レ遊。節制謹度の御家格を被レ爲レ安、質素に御成立被レ遊候樣、御守り立肝要の御事に奉レ存候、仍て別紙御制節の大格愚案仕り、一同差上申候、御制度如二只今一御手廣に御座候得ば、地理の御吟味何程御座候ても、又御遣增多く相成候得ば、財用の御仕置よりは、御制度の御愼克相立不レ申ては、御爲に不二相成一儀と奉レ存候、理財の政は財を求る所以にあらず、勤て財を害するものを去ると司馬光も被レ申候由、是千古の確言と奉レ存候、此段得と御翫味被レ成度事に奉レ存候

川浚堤築立之仕法

一　川幅百間、長さ十五町、堤根足拾五間にして、左右に杭しがらを付、其内へ土砂持込候て、追々くり立候上、川手へ石を付候得ば、直に地圍ひ相成候事

一　土手高さ三間、上留二間、根敷拾五間、腰は屋敷にして、土居凡廿五坪、圖面通り追々築立

一　川幅百間、五合堀にして間口五拾坪、左右にくり立、本坪にし廿五坪、右土手築相成候

右御手當勘合左に

一　七千四百石　　　　　　　　御家人御馳走米

一　千七百石　　　　　　　　在中御馳走米

〆九千百石　但在中御馳走米御免被二仰付一、庸・調の仕法再興被二仰付一候はゞ、此所萬石の御手當には可二相一成候

右は近年御運送相成候得共、前文の通り御借銀永納の示談に被二仰付一候得共、凡壹萬五千の御借銀高と見て、千貫目に貳百人扶持にして、三千人扶持に候へば、四千八百石の上着にて、貳朱程に相當り申候、尤悉く此割相にも相成間鋪候へば、何分古の員數を以示談候樣、示談可レ被二仰付一、殘り四千三百石は地貢にして七六八拾目米に積り、三百八拾四貫目に御座候得ば、此内貳百三拾貫目は初年川浚、さらへ殘り百五拾貫目餘にて、室木の沖内土手穴の口波戸築出被二仰付一、追々仕出し候得ば、船掛り湊も宜敷出來、商買交易も手廣に相成候、二年目も又右の通にして、三百八拾貫目餘にて門前川浚へ、尾津の沖築廻し被二仰付一、尤蜑地の沖南風當にて候得ば、石垣も丈夫に無レ之ては不二相濟一場合も有レ之候へば、三年目の三百八拾貫目餘を合候て、樋方乘水等迄も丈夫に出來可レ申候、四ヶ年目より沖の手築廻し、凡十五町宛出來候積りにして、八ヶ年目には七拾五町出來候、九年目にて乘水樋方出來候得ば、先は九ヶ年に皆出來候道理に候へども、風波の變も難レ計候得ば、先は拾ヶ年の御普請に御治定有レ之、初年の御普請にて室木沖出來候得ば、此處沖は鹽濱にして、地底拂御賣方被二仰付一、此上納方は追々修補料御見除内は田地にして、無石の窮民健なる者を選び、右土手あたり、固屋懸けをして、右

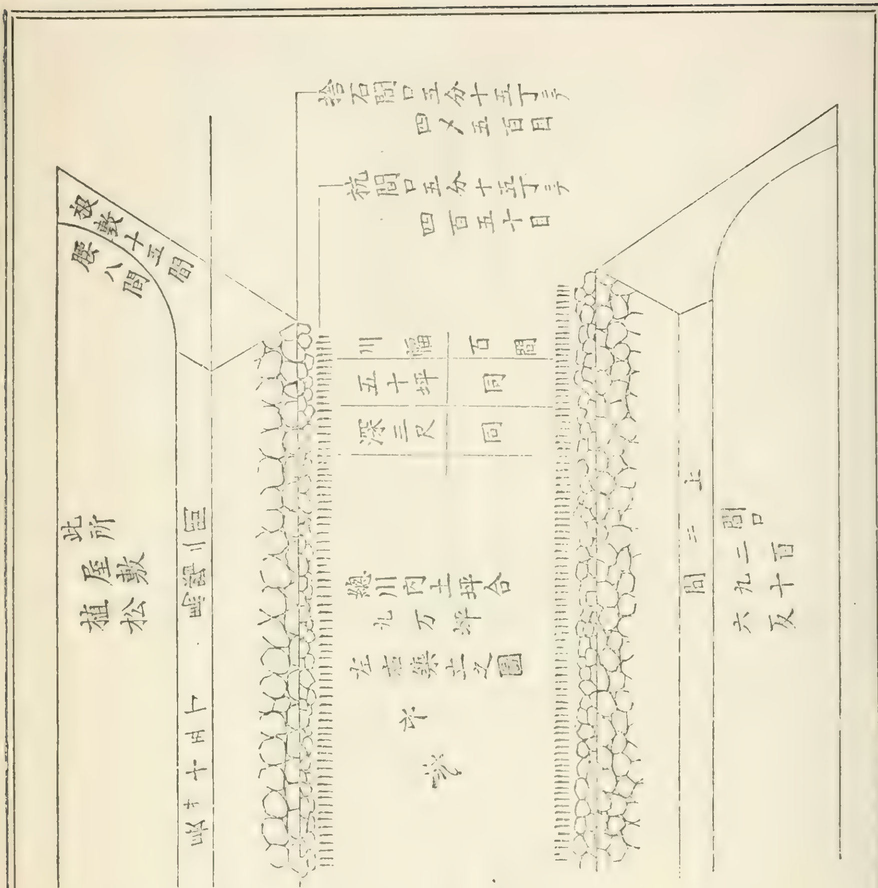
の田地を割付、川堀定夫に被＿仰付＿、二年目にて尾津の沖、又は穴の口の波戸仕繼被＿仰付＿、四ヶ年目より沖の手築立被＿仰付＿候へば、九ヶ年には皆出來の積りに候得共、風波の變も可＿有＿之、必拾五丁宛出來可＿申も難＿計候得ば、何分都合拾ヶ年の御治定に被＿仰付＿度、爾しながらヶ樣の大業御取立有＿之候得ば、御領內は不＿及＿申、上方銀主共も出銀相願候積りも可＿有＿之、案外不日に成就可＿仕哉とも奉＿存候へ共、是は御物積相成候儀には無＿御座＿故、右の通り拾年懸りの御治定とは申上る儀に御座候

一　受丁場の儀は、役人多く被＿差出＿候ては、却て仕事の不便利に相成候へば、五下代へ切渡しにして、下地役壹・下代三人宛の治定被＿仰付＿、一途相續き出勤仕候樣被＿仰付＿、多人數の手にかゝり不＿申樣に、簡略被＿仰付＿度候、是又御普請奉行も頭人壹人・勘定二人・筆者壹人。足輕浮役三人にて事足り可＿申、石方の儀は石船の者受丁場被＿仰付＿候へば、外に役人は無＿之て相濟申候、尤總〆の爲＿目附役＿御徒目附にても、隔番に相詰候樣に被＿仰付＿度候

右開作築立の仕法一途は、近年和木村御普請中の趣を以考合、且又石方の儀も段々當り相候て愚案仕候處、いづれの道にも多人數へ亘候時は、見識異論有＿之て、丁場物騷く候得ば、何事も割丁場にして、互に相競ひ勵み、相力を以成就仕候者に候へば、心得たる役人改仕候樣御取扱ひ肝要に候

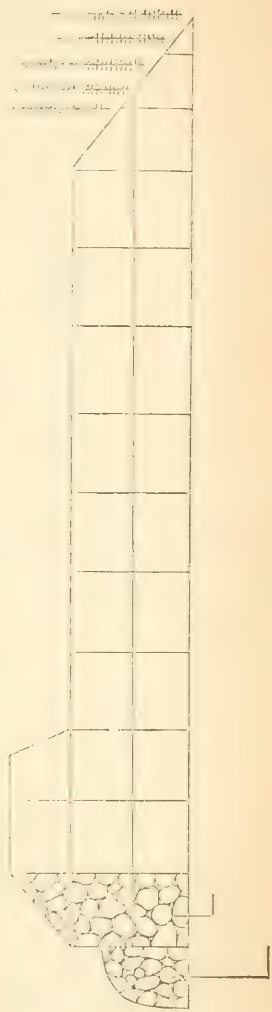
一　川內拾五町之圖

一、土方二十五坪築前＝同ジ、但川內土砂持出シ船積リ廻シ＝付坪六匁受、十五町＝テ百三十貫目



丁場雑用拾五貫目
土舟二十艘、艘別五百ニシテ、十貫目毎歳作事
總計銀三百十八貫七百五十目、間口三百五十四匁餘ニ當ル

右之積りを以毎年拾五町宛築立被ㇾ仰付ㇾ候得ば、年を積り候御普請に候得ば、共間に貧民日過相成、且達者なる者は一廉仕候樣にも可ㇾ有ㇾ之、先は一方の御救に御座候、又追追築立候ては、土手の分損じ強く無益の御費可ㇾ有ㇾ之、存入も御座候得共、是は杭しが



ら丈夫に仕込候へば、大に損じ候様にも有ニ御座ー間敷、是式費と申も聊の儀に御座候、若又銀主共出精仕候はゞ、總て沖の手を鹽濱に被ニ仰付ー、内地に被ニ仰付ー候へば、濱と白地の間へ堀川船通しを明ケ、鄕ケ崎より五本松川へ横通り相成候へば、至極の便利に御座候得共、是は大銀の物入有レ之事に御座候故、積りは不レ仕候得共、出銀さへ有レ之候得ば、勘合は至て宜敷仕方御座候、ケ様の儀は何分現事に臨み候上ならでは、目論見不ニ相成ー儀に御座候故、前段の通り御繰合せを以築立候手段如レ此御座候

文化乙丑春　　樋口世禎稿

右は丑の二月目加田氏を以舍人殿へ差出候、其節儉略は追て御好み次第可ニ差上ーと及ニ演説ー候也

節儉略卷下終

草茅危言摘議

神惟孝著

草茅危言摘議卷一目次

草茅危言摘議卷之一

浪華　竹山　中井積善原本
東備　晉齋　神惟孝辨校

王室之事

竹山云　王室中葉以來、漸ニシテ衰微シ玉ヒシ條

晉齋按ズルニ、竹山ノ說然リ、且佞佛ノ一舉ハ眞ニ國ノ蠧ニシテ、政治衰亂ノ甚キ尤是ニ因レリ、夫佛ハ夷蠻ノ事ニテ、我邦ノ管スベキトコロニ非ザルナリ、然ドモ佛ニ佞シテ、實ニ福田利益ヲ得レバナホ可ナリ、昔梁武佛ニ淫シ、三ニ捨於同泰寺ニテ、宗廟ノ祭リ犧牲ヲ用ヒズ、シカレドモ終ニハ其臣侯景ガ爲ニ逼ラレテ、天子ニシテ餓死ニ至ル、本邦ニテハ欽明天皇ノ朝ニ、始テ百濟ヨリ佛像及其書ヲ奉ル、其時中臣鎌子・物部尾輿等議シテコレヲ斥ク、獨リ蘇我稻目之ヲ喜ブ、故ニ此ヲ稻目ニ賜フ、稻目甚ダコレヲ崇奉シテ、遂ニ此ガ宅ヲ捨テ寺トシ、向原寺ト名ク、此本邦佛法ノ起ル所ニシテ寺院ノ權輿ナリ、稻目ノ子ヲ馬子ト云、惡逆無道ニシテ、又佛ヲ好ミテ、聖德太子ト心ヲ合セテ之ヲ信奉ス、ソノ惡終ニ崇峻帝ヲ弑スルニ至ル、人王ノ始ヨリ崇峻ニ至ルマデ、三十三代ニシテ凡千二百六十餘年也、ソノ間亂離ノコト多シト雖ドモ、君ヲ弑スルハ眉輪王父ノ讎ト稱シ、安

康帝ヲ弑シタルト此トノミ、我邦君臣上下ノ道正フシテ之ヲ侵スモノナシ、然ルニ此二賊ノミ其悪弑逆ニ至ル、又甚シカラズヤ、其孫入鹿ニ至リテハ、益逆臣ノ心ヲ挾ミ、遂ニ天位ヲ犯サントス、故ニ中大兄皇子鎌足ト謀リ、之ヲ誅スルニ及デ、蘇我氏噍類ナキニ至ルトキハ、彼佛ノ道ハ甚ダノ不吉ニシテ其例和漢トモニカクノ如シ、此ヨリ始テ皇極帝ヨリ、女帝カハル〱起ルニ因テ、皇極ノ朝ニハ聖徳太子・馬子アリ、聖武ノ朝ニ藤后僧玄昉ニ淫シ、孝謙ノ道鏡ヲ幸スルニ至テ、醜態キハマリテ、人倫ノ道地ヲ拂フト云ハンカ、ソノ悪虐カクノ如キハ、佛ノ道益盛也、其道マス〱盛ンナレバ王道衰ヘ、其漸ツヒニ王室ノ衰頽ニ終ルコト、擧テ歎ズベキカナ

又按ズルニ、竹山佞佛崇神ト一様ニ云ハルレドモ、差別アルコトニヤ、ソレ佛ハ上ニモ説ゴトク、夷蠻不祥ノ道ニテ絶スベシ、只崇神ノ一事ハ、宗廟・社稷・天地・神祇、此ミナ尊崇ヲ致スベキ也、此誠敬ノ實ヲ盡シ、本ヲ厚クシ教化ヲ施スノ基也、然レドモ其弊淫祀ニ至ルトキハ、是又佛ニ淫スルニ等シカルベシ、辨ゼズンバ有ベカラズ

竹山ガ云　昨年叡慮ヲ以テ御修法ノ護摩ヲ廢セサセ玉フノ條

按ズルニ、竹山ガ説是ナリ、夫紫宸ハ天子聽政ノ正殿ナリ、然ルニ夷蠻ノ法ヲソノ上ニ行フ、眞ニ恐レ多ク勿體ナキコトナラズヤ、余ガ隨筆ニモ此事ヲ記シ置ケリ、今ソノ文ヲ左ニ記ス

光格天皇、近世英主也、初即位也、鋭二意于政治一、多レ所二改革興復一云、天明戊申、議欲レ止二紫宸之修

法一、然東寺僧侶愬訴不レ止、是以遂不レ果、又欲レ張二之別殿一而亦不レ果、客冬天皇崩、實天保十一年庚子也、明年正月、以二諒闇之故一、行二御修法於東寺一、惟孝市井之臣、側聞レ之感慨、謂天皇聖意雖二不梔之垂拱之日一、然修二之升霞之後一、則亦不レ爲レ無レ副二盛意一、因レ此以往、以レ行二於東寺一爲二永制一、則所謂善繼二聖志一者非耶、雖レ然布衣巖穴之士、不レ可二復妄議一、偶書レ此供二同志之采覽一云爾

竹山云　御即位禮ハ、御一代ノ大典ナルノ條

按ズルニ、即位ノ大禮ノコト、竹山縷々是ニ及バル、然ドモ是ラハ朝廷至重ノ御事、議スベカラズ、然レドモ密ニ以テミルニ、皆其御時宜ニテ、紫宸殿ヲ以テ大極殿代ニナサレヲハセ玉フ御事、ソノ餘モ之ニ準ジ、儉素ニアラセラレ候コト、却テ有ガタキ御コトナリ、シカシ文政中ノ御即位ハ、サマ〳〵ニ御再興アラセラレ、是迄ナキ結構ナリシト聞バ、治平隆盛ノ御世ナレバ、追々文華ノ御コトハ申サズトモ、御盛ナルベキ御コトナランカ、然シテ處士ノ漫ニ議スベキニ非ズ

竹山云　天子行幸ノ御コトハ、中葉喪亂ヨリ之條

按ズルニ、行幸ノ御コトハ、寛永三年二條行幸ノ後ハ絶テソノコトナシ、此モ竹山ノ說ノ如ク、東山ノ花、嵐峽ノ楓ナド、春秋二度ノ行幸ナドト申スハ、中々御大ソウノ御コト、如何ナルベケレドモ、今ヲ以テ試ミ申サバ、上皇ノマシマストキハ、洞中ノ行幸ハ春秋二度ホドハ有セラルベシト云フニテモ、不可ハアルマジキコトニヤ、此御孝道ノ御事ナレバ、先王孝ヲ以テ天下ヲ治ムト云ヒ、又天

子ヨリ庶人ニ至ルマデ、孝終始ナシト云道ニモ叶ヒ申スコトニヤ、然ドモ御築地ホカナラバ如何ナリヤ、六門ノ内ナレバ、何トゾ上皇ノ御幸御同樣ニシテ、門ノ警固等ハ嚴重ニシテ、御行裝ハ御近侍ノ堂上方、並ニ近衞ノ輩バカリ程ニテ行幸ナラバ、御大造ニモ有マジ、ソレヲ朝覲ノ行幸ナドト云フ格別ノ御催ニナリテハ、イツモ生上達打ツドヒ、古典トヤラ、有職トヤラハヤリ立テ、唐ニテモナク、本朝制ニモ叶ハヌヤウナコトヲ見出スモアリ、或ハ往古大內裏ナドノ甚ダ華麗ノコトヲナサントシ、或戰國御衰頽ノ有サマヲ、却テ古質ト心得ナドシテ、此隆盛ノ御世ニ施サントス、是ヲ以テ記錄ドモナク、古クシテ分ラヌコトノ少シニテモ、サマ異ナル例ヲ出シテ、人ニ誇ルヤウノコトママ見及ベリ、宜カラヌコトニヤ、之ニテハ往々本意ヲ失フコトモ多カルベシ、如レ此大ソウニナレバ、自然事モ成就シガタカルベシ、此故ニ上皇ノ御幸グラヰノ御コトニテ、洞中ヘ行幸アリタラバ、聖天子至孝ノ御志ニモ違フマジキ事ニヤ、然ドモ市井ノ臣トシテカヽル御事ヲ議スルハ、夢中ニ夢ヲ說クノ妄議ニテ、又恐アルコトナレドモ、竹山ノ說アレバ止ムコトヲ得ズ、夢中ノネゴト話ヲノスルノミ

御諡號院號之事

竹山云　神武天皇以來御歷代ノ條

按ズルニ御諡號御院號ノコトハ、竹山ノ論ヲマタズ、心有モノハ千人同口ノ論ナリ、歐陽公ノ歌ニ

モ、「日東天子稱二天皇一」ナドト、彼土ニテモ大ニ稱歎スル所ナリ、然ニ夷狄ノ道盛ナル比ヨリ、遂ニ御院號トナリタル也、此ハ上下貴賤ノ隔モナク、誠ニ恐レ多キコトニテ、苟モ心アルモノハ歎息セザルハナシ、然ルニ今年春上皇ニ光格天皇ノ御諡號ヲ上ツラセラレ、再ビ往古我邦ノ眞面目ニ復シ、千歳ノ舊弊ヲ一時ニ一洗アラセ玉ヒシ御事、聖天子ノ御世トハ申ナガラ、且ハ御內外輔佐ノ大臣ミナ其職ニ叶ハセラレ、萬々歲ノ末マデノ規則トナラセ玉フ御コトニテ、實ニ治化隆盛ノ氣象、四海ノ內皆敬歎セザルハナカルベシ、草莽ノ己等マデカク有ガタキ時ニ生レ、腹ヲ鼓シテ樂シムノミ、然シテ是ハ下民トシテ上天ノコトヲ議スルニアラザレドモ、密ニ以テミレバ、此度天皇御追號ニ付テハ、何トゾ上御代々ニ泝リテ、朱雀帝マデ御院號ノ分、皆天皇ノ御號御追贈ニナリタラバ、一段ノ御孝養ニテ一廉ノ大業ニヤ、既ニ文德帝ノ朝ニ一時御追諡在セラレシ例モアルコトニテ、殊ニ往古ノ正シキニ復セシメ玉フ御コトナレバ、何モ不可ハ有マジキヤ、隨分御質素ニ行ハセラレタキ御コトニヤ

又按ズルニ、竹山唐山ノ例ニナラヒ、年號ヲ以テ唱ヘント云コト、是モ唐風ニ及バヌコトナリ

宇多天皇・醍醐天皇・朱雀天皇ト稱シ奉ル方、人々聞ナレ云ナレテ穩カナルベキカ、年號ニテ唱ヘ奉ルコトモ事々シク、却テ記憶シガタカルベシ、況ヤマタ年號ノ似合シキヲ以テ諡トスルト云コトハ、一向名ノ正シカラザルニ近クシテ、譯モナキコト也

年號之事

竹山云　年號ハ漢ノ武帝ニ始ルト云條

按ズルニ年號ノコトハ、御一代數號或一號ト云ヤウノコト、何レモ宜キコトニヤ、格別教化ニ係ルコトニテモナシ、又文字ヲ極メラレタルコト、竹山ノ說大ニ非ナリ、如何トナレバ、イカニ中葉ノ御衰頽タリトモ、年號ノ文字考ルホドノ人朝廷ニナクンバ有ベカラズ、笑フベシ、尤此等ハ政治ニ可否ナキコトナレドモ、天朝ノ思召モアルコト知ルベカラズ、處士ノ議スベキニ非ズ

曆日之事

竹山云　曆ハ土御門家ノ職司ナレバノ條

按ズルニ、曆ニ旺相・吉凶・金神ナド載スルコト、何レノ時ニ起リシヤ、竹山ノ說ノ如ク、成ホド民ヲ惑ハスノ類ナルベシ、然レドモ之モ今ノゴトク追々文化ノ開クホド、誰モ中段・下段ナド見ヌヤウニナルベシ、何分餘ホド古ク此トホリニナリ來リシ事ナレバ、今俄ニ變ジガタカルベシ、余ガ家ナドハ前々ヨリ曆ヲ見ルハ、月ノ大小ト支干・廿四氣・土用等ヲ閱スルノ外、カツテ曆ニ用アル事ナシ、心アル人ハ又自ラソノ虛誕ヲ信ズベカラズ

皇子皇女之事

竹山云　當代ニ四親王家ヲ建置セラルヽハノ條

按ズルニ、竹山ノ皇嗣ヲ廣クスルノ意ハヨシ、ソノ論甚ダ非也、且勢ヒ行ハルベカラズ、法親王ノ祿ヲ以テ新宮ニ給スルナドノ説、皆事體ヲ知ラザル也、余下條ニ往々論ズル如ク、竹山利ヲ講ズルノ心ヨリ、カヤウノ鄙陋甚シキニ至ル、是眞ニ貧民ノ止ムコトヲ得ザルモノナラバ、カヤウノ所置モ有ベキ也、苟モ人ニ上タル人トシテ、法中ノ祿ヲ掠メ、其家司マデニ至リ、此ヲ取テ今日ノ生活ヲナスナドノコト、義理ニ於テ可ナランヤ、事體ニ於テ宜カランヤ、苟モ書ヲ讀、道ヲ聞モノ、夢ニモ及ブマジキ説也、此皆眼前ノ理ヲ以テ大義ヲ失フニ至ル、況ヤ本邦氣節ヲ貴ブコトナルニ、法親王ノ臣ニモセヨ、世祿ノ士トシテ或ハ他主ニ仕フルコト、上ヨリ令シテ可ナランヤ、此大ニ本邦ノ氣節ヲ傷ルベシ、今ニ方ッテ諸官人ノ微祿ニ因テ、諸堂上方ヘ屑人トテ勤ルヲモ、余ツネニ此ヲ慽ム、況ヤ全ク他主ニ仕ルヲヤ、竹山ノ論ソノ利ヲ見テハ、義理ヲ喪フモノヽ類ヒ也、是人臣ニシテ二心ヲ懷クヲ教ユルナリ、此豫讓ノ罪人ト云フベシ

又按ズルニ、皇子皇女ノコト、至尊至貴、平民ニシテ之ヲ論ズルコト、恐多キコト越俎モ甚シ、然レドモ、竹山既ニ此説ヲナストキハ、又辨ゼザルコトヲ得ズ、私ニソノ議ヲ建ル、左ノ如シ

皇子ノ封ハ、竹山タヾ慮ヲ盡シテソノ議ヲナス、然レドモ講ズル所ハ出納ノ吝ニ過ズ、此事體ヲ不レ知ノミナラズ、國家ノ意ヲ知ラザルニ似タリ、夫千萬ノ祿タリトモ、其議ニ當リソノ道ニ叶ハバ、國家豈此ヲ惜マンヤ、苟モソノ道ニ非レバ、斗升ト云トモ何ゾ猥リニ之ヲ人ニ與フベケンヤ、此國

家ノ意ナランカ、然ルニ今皇子ノ俸祿ヲ營ントシテ、貧民ノ生活ヲ成ス計ノ如キヲ行ハントス、可ナランヤ、然則チ此ヲ如何シテソノ宜キニ協ハンヤ、余ハ竊ニオモヘラク、夫四親王ノ御設ケ、實ニ天嗣ヲ廣クスルノ聖意ニシテ、四親王家既ニ皇嗣ノ御儲ナレバ、爾後皇子モ數多有ラセラレ候ハヾ、皆々四親王ノ御世嗣ニ立セラレ、親王ノ位ヲ襲セ玉ヒ、親王家ニ王子有トモ、此ハ何レナリトモ然ルベキ御家ヲ嗣セ玉フトモ、ソレモ然ルベキ御事ナキ時ハ、法親王ニ立セラレナバ、別ニ新規ノ法ヲ建ズ、有司ヲモ煩ハサズ、利害ヲ講ゼズ、此儘ニテ國初ノ盛意ニモ協ヒ、又歴代ノ親王ト稱スルコト、古例ニハナキコトナレバ、此モ皇子アラセ玉ヘバ、皇子ニテ嗣セ玉フト云コトニナラバ、古風ヲモ存シテ皆宜ニ協ヒ、義理ニ於テモ缺ズ、道ニ於テモ全ク事體ヲモ得ベキニヤ、然レドモ之上ニモ述ル如ク、處士ノ敢テ議スベキニ非ザレドモ、之ヲ書シテ看人ノ參考ニ備ルノミ

又按ズルニ、古ヘヨリ士冠禮アリテ、大夫以上ノ冠禮ナキハ、闕典ニハアラズ、夫人トシテ生レナガラ貴キモノナシ、故ニ嵯峨帝モ此法ニヤ、皇子ヲモ初メ六位ニ叙セラレシト見ユ、六位ハ侍トテ則士也、士ニシテ冠禮ヲ行ヒ、然シテ升進スベキコト古法ニ協ヘリヤ、天子諸侯ノ冠禮ハ後世ノコトナリ

竹山云　今日ニテハ諸皇子皇孫皇女ノ處置ハ、出家ヨリ外ナキヤウノ條

按ズルニ、余ノ上ニ論ズル如クナラバ、法親王ハ自ラ少クナルベシ、少クナリタラバ御同宗ニテ御

兼帶ニナリテ宜キカ、竹山ノ說甚ダ尤ナリ、御心ニモ染マヌ御披剃ナレバ、御痛ハシキ御コトナレドモ、國ノ成法ナレバ、遽ニ變ジ難タカルベシ、是ラモ自然宜ニ協フ處置ヲナシテ、漸ヲ以テ正ニ復スベキカ、按ズルニ、竹山日光大王ヲ論ジ、優婆塞ノ宮ヲ置ント云コト、是又時勢ニ於テ行ハルベカラズ、其說尤モクダ〳〵シキコトナレバ原文ヲ擧ズ、竹山ノ論名論ニ无益ニシテ、奇僻ニ渉ルコト多シ、此等モ又ソノ類ヒナリ

竹山云　皇女降嫁ノ事

按ズルニ、降嫁ノ說尤ナリ、シカシ御三家御家門ト雖モ、大名方ヘ降嫁ハ、時勢ニ於テ然ルベカラズ、御三卿ハ江戸御常住ナレバ宜シキニヤ、其外攝家清華ノ外ニテモ、八百石以上ノ堂上ナラバ、大概家格モ立ツコト故、之モ可ナルベキカ、然シ降嫁ノ御コトモアラバ、俗ニ云御化粧料ナド云ヤウノ湯沐ノ邑ニテモ有ベキコト也、是貴賤不適ノコトナレバ、勢ヒ無クンバ有ベカラズ

百官公卿之事

竹山云　公卿以下ノ祿、上古ハ口分田・位・職田・食田・封田・功田ナドノ條

按ズルニ、竹山功田ノ說、時體ニ於テ可ナランカ、然レドモ余ヲ以テミレバ、今是ヨリノ急務アリ、其故ナンゾ、夫搢紳ニ御藏米トテ三十石ノ堂上アリ、タマ〳〵ニ五十石百石モアリ、今ノ時勢ニテ此ヲ見レバ、武家ニテ千石以上ト百石以下ハ、其等列ノ遲遲スルコト、凡ソ攝家大臣ト普通殿上人

ヨリモ甚シキナリ、素ヨリ祿ノ高下ニ隨ヒ、格式諸役附合モ差別アルコトニテ、上下ノ禮儀然タリ、然ルニ今ノ搢紳ヲ見ルニ、三十石ノ人ト云トモ、公卿ニ進メバ、冠服萬端ノコト千石以上ノ人ト凡ソ同樣ナリ、之ヲ力ヲ不レ量ト云ハンカ、宜ヲ失フト云ハンカ、實ニ理ニ於テ衣食口糊モ出來カヌルコトナリ、然ルニ其家ニ針妙トテ、上ニ女ノ一人、侍一人、下部ハ日雇ニモセヨ、一人ナクテハ朝參モ出來ヌナリ、其上ニ父母アリ妻子アリ、然シテ三十石ノ米ニテハ纔カニ糊米、餘ル所幾バクゾヤ、豈官服燕服ニ暇アランヤ、故ニ使令ニ給スル家人ハ、侍ヨリ針妙ニ至ルマデ、皆一癖アル不良人カ、又侯國ニテ惡事ヲナシテ逋逃シタル者カ、無賴放蕩シテ家室ヲ保ツコトノ出來ザルノ類ヒ多キナリ、如レ此凶惡ノ者共ヨリ、合テ公子公孫ヲ撫育スルトキハ、中人以下ニテハ凶惡ニ移ラザルヲ得ザルベシ、況ヤ孝悌忠信ノ道ヲ知ルノ理ナシ、是皆出入ノ不都合ナルヨリ、究ニ至リ常ヲ失フニ至ルベシ、故ニ往々人倫ヲ亂ル人ハ多ク搢紳ニアリ、是右ノ惡習怠惰ヨリ起ルコトナレバ、御藏米モ元來百石トシ、百石ヨリ以下ノ堂上ハナキヤウニナリタラバ、可ナリニ面目モ付申ベキカ、然シ御藏米ノミナラズ、是マデ百石百二三十石ト云ホドノ高マデモ、元米百石ニ足ザル分ハ、官ヨリ償ヒ賜ハルヤウニナシ、或ハ二百石以下ノ所ハ、其シラベモ分明ナリガタキハ、御代官ニテ取收メ、百石ノ數ニハ凶豐トモ下ラザルヤウニナスト云トモ、二百石以下ノ分トテ、纔ニ二三十家カ四十家ニ過ベカラズ、イト易キコト也、然シテ儉素ヲ貴ブヤウニナリタラバ、其上ニテ學問所ヲ御築地ノ

内空地ニテ、纔ナル廬舍ヲ營ミ、學問•諸藝•有職道ニ至ルマデ、官ヨリ師授ヲ命ゼラレ、ソノ場所ヘ日々出デ、素讀•講釋•禮樂ニ至ルマデ教授スルコトヽナリタラバ、搢紳ノ子弟モ自カラ紈袴ノ頑習汙染ヲ一變シテ、人倫ヲ亂ルホドノ變ハ生ズマジキカ、之ガ日夜歎息スル所ニテ、今ノ弊風ニテ一變セズンバ、他年ノ憂ヘ計ルベカラザルベケンカ、然ドモ既ニ窮シテ後教ルノ道ナレバ、中人以下ハ衣食足テ榮辱ヲ知ルノ類ヒナルベキカ

竹山云　堂上元服ノ式ハ、古代ヨリ禮儀嚴重ノコトト聞オヨベリ

按ズルニ、竹山ノ說是ナリ、然シテ今朝廷ヘ御兒トテ、堂上ノ公達ヲ出サルヽモ十四歲限ナリ、十五歲ニテ元服ナリ、又少小ニテ元服在テモ、參直ハ十五歲以上、之ヲ以テミレバ、十五以上ノ元服ト云例ハ、古ヘヨリ如ㇾ此ト見ユ、十五以下ノ元服ハ、必竟後世躁進祿利ノ心ヨリ起ルコトナルベシ、何トゾ先途躁進ノ志ヲ損シ、己レヲ修ムルノ道ニ本ヅキタキコトナリ

竹山云　婚禮ハ人倫ノ始メ、邦家ノ基キ

按ズルニ、婚姻ハ萬世ノ初メ、貴賤壽夭ノ係ル所ニシテ、重ンゼザルベケンヤ、本邦ノ古ヘト云ドモ、父母ノ命、媒妁ノ言儼然トシテ紊ルベカラザルコト、即チ大寶ノ令義解ヲミテ知ベシ、戶令ニ云、「凡嫁女、皆先由ニ祖父母伯叔父姑兄弟外祖父母次、及舅從父兄弟ニ」ト、是皆何レニテモ婚主トナリテ、女ヲ嫁スベシト見ヘタリ、猥ニ婚スベカラザルヲ云也、所ㇾ謂父母ノ命ナリ、又云、「奸後娶

爲ニ妻妾一、雖レ會レ赦猶離、」之注ニ云、「謂レ不下以ニ禮交一爲上也」ト云トキハ、媒妁ヲ待テ婚ヲナスナリ、ソノ嚴ナルコト赦ニアフト雖ドモユルサズ、平民ニ令スルモナホ如レ此、況ヤ士大夫以上ヲヤ、何ゾ禮儀ナシト云ハンヤ、竹山ヨク令ヲ讀ザルニ坐スルノミ、古今皆其家々ノ禮式アルコトニテ、大ガイハ定例モ有レバ、其上ハ貴賤貧富同ジカラザレバ、上ヨリ豫メ令セラレザルニヤ、令ニ條式ナシト云、之レ又ナキ道理ナリ、如何トナレバ、此令ハ政令ノ書ニシテ、禮書ニ非ザル也、何ゾ嫁娶ノ條アラン、竹山思ハザルノ甚シ

又按ズルニ、竹山云、朝士ノ間ニ云娶ルコトヲ竊ムト云ト、是絶テ無キコトナリ、カヤウノ事糺サズシテ漫ニ書ニ筆スルコト、人ヲ誣ルモ又甚シ、余ガ家禁垣ニ接ス、故ニ常々搢紳ニ交ルコト、日トシテ是ナキハナシ、然レドモ終ニ其女ヲ竊ミシナドト云ノ語ハ、戯レニモ之ヲ聞カズ、竹山ハ大坂ノ人ニテ、堂上ノ模樣ハ知ラズ、堂上トサヘイヘバ、昔ノ物語ニ作リシ男女ノ分モ無モノト思ヘドモ、夫ハ告ルモノヽ誤ニシテ、齊東野人ノ語也、不レ辨ベカラズ

國家制度之事

竹山云　凡ソ祖宗之制度ハ、後世ツヽシミノ條

按ズルニ、竹山變革ノ說尤モ公平ナリ、然レドモ變革ノ道、ソノ人其德ニ非レバ行ヒ難カルベシ、是其人存スレバ其政アリト云之ナリ、何分世ノ觀聽ヲ駭カシテ、詭激ノコトヲナスハ政トシ難シ、

或漸ヲ以テ之ヲ改メ、民皆ソノ舊弊ヲ知テ新令ニ服スレバ上ナリ、或オシテ之ニ由ラシムベシ、之ヲ知シムベカラズトテ、民皆ソノ如何ヲ知ラザレドモ、後ニソノ法ノ便ヲ知ル、又ソノ次也、或ソノ勢ヒ然ラザルコト能ハズ、止コトヲ得ズシテ、一時頓ニ改メテ議スベキナキ、又ソノ次也、變革モ術多クシテ、唯公平元當ニシテ、又止コトヲ得ザルノ意ニ出ルトキハ、其事執物ニ至ラザルベシ、此ソノ肝要ニシテ、謹ミ重ゼズンバ有ベカラズ

宗廟之事

竹山云　我本邦ハ王室ニテモ、古來只陵園ノ式備ノ條

按ズルニ、竹山ノ先王ノ制ヲ引テ、宗廟ヲ論ズルコト悉セリ、素ヨリ愼終追遠ノ道缺ベカラズ、然ドモ我本邦ノ制草昧ヨリ既ニ山陵祭祀ノ禮ヲ制セラレテ、其司ドル所ノ官員具備シテ、祭祀モ怠リナキ時ハ、唐土ノ如ク七廟五廟ナドノ制ハ初メヨリナクシテ、山陵ニテ幣帛器皿ヲ供シテ祭ルコトナレバ、强テ七廟五廟ノ制ナクトモ、祭祀時怠リナクンバ、本邦ハヤハリ本邦ノ舊制ニテ宜シカランカ、然シテ御歷代ノ中ニモ、尤御德ノ昌ンナレバ、伊勢・賀茂・宇佐八幡等皆々祀典備ル、タヾ憾ムラクハ推古・聖武・孝謙ノ御時ニ至ルニ及ンデ、浮屠氏ノ法日々盛ンニシテ、ソノ漸中葉ニ至リ、王道不レ興、亂離相踵グ、故ニ山陵ノ祭祀永ク絕シ、陵園ハ皆佛宇ニ托スルコトニナリテ、古禮ハ知ル人サヘナクナリシ、歎息スベキノ甚シキナリ、然ドモ本邦ハ古禮山陵ノ官員ヲ設ケ、祭祀ヲナシ

テ、別ニ五廟七廟ノ制ヲ置ザルコトナレバ、自今トテモ七廟五廟ノ制ヲ議スルコトモ、國體ニ背キ杜撰ナルベシ、凡ソ本邦ハ唐土ト違ヒ、天胤一統ニシテ萬國ノ及ザル所ナレバ、强テ唐土ノ制度ニ從ヒガタキ所有ナリ、或本邦ノ制度ヲ矯テ先王ノ制ニ從ハザレバ、古ヘ先王ノ道ニ背クヤウニ思フコトハ愚ナランカ、夫道ハ天理ニ根ザシテ、黎民コレニ由ラザルコトヲ得ザル也、制度ノ如キハ、其時世ニヨリテ其國俗ヲ見テ、聖人ソノ宜ヲハカリ制セラレシ也、故ニ夏殷周ノ古代ニテモ、文質損益ノ變革アリ、況ヤ我本朝ニ於ル天統相續、萬世不易ナルヲヤ、豈ソノ制度ノ異ナルコト、又宜ナラズヤ、余嘗テ正統論三卷ヲ作ル、文冗ニシテ爰ニ載セズ、參考シテ見ツベシ

又按ズルニ、之モ下民ノ議スベキナラネドモ、試ニ今日ノ勢ヲ以テミルニ、往古ノ如クニハナクトモ、諸陵ノ一寮モ置レ、祭祀ノコトヲ司リ、御四親又ハ祭ルベキ御代々ヲ選セラレ、御忌日ニ祭祀ノコト每年ニ行ハセラレタラバ、別ニ官員ヲ置ズトモ、諸大夫及ビ樂人等諸陵ノ官ニ任ゼバ、本邦往古祖神ノ意ニモ叶ヒ、永世ノ制度トナルベキニヤ、然レドモ敢テ議スルト云ニハ非ザル也

御上洛之事

竹山云　御上洛ハ第一盛事ニテ、元來御一代ニ一度ハアルベキ御コトナリ

按ズルニ、御上洛ハ盛事ト雖ドモ、寬永以後ソノコト絶タリ、是ノミナラズ、日光御社參ノコトモイツモ風聞ノミニテ、御延引ニナリ來リシニヤ、之等ハ皆故アル御事ナラン、測ルベカラズ、且ソ

ノ御上洛ナドハ、寛永ノ先蹤モアレバ、別シテ莫大ノコトニテ、中々海内ヘ響ク程ノ御冗費モ有ベケレバ、國ノタメ民ノタメ、止コトヲ得ズシテ御延引ニナラセラレ候御コトニヤ、何サマ容易ノ御コトニテハ有マジキ也、且是等ハ處士ノ議スベキニ非ズ

諸侯室家之事

竹山云　天下諸侯ノ室家ヲ都下ニ聚メ置ルヽハ、豐臣家ヨリ始マレリノ條

按ズルニ、諸侯ノ江戸ニ常住ノコト、古ヘヨリ儒者ノ常談ニテ、鳩巣翁ト雖モ既ニ此説アリ、然レドモ余ハ密ニ思ヘラク、コレ紙上ノ空論ニテ、時勢ニ疎ニシテ、且我本邦ノ氣節ヲ知ラザルニヨツテ、此姑息無稽ノ説ヲナスニ至ル、又コレヲ人質ト思フモ誤ナリ、夫元和撥亂ニ及デ、諸侯邸ヲ江戸ニ造リ、妻子ヲソノ邸ニ置、コレ時勢也、官ヨリ促スニアラズ、爾後昇平二百餘年ノ今ニ至リ、諸侯甘從シテ異議ナシ、啻ニ異説ナキノミナラズ、各ソノ國ニ在ルコト、却テ他郷ノ思ヒヲナシ、江戸ノ期ヲ樂シムコトトナレリ、然レバ其室家トイヘドモ、邸ノ外ニ國アルコトヲ知ラズ、侍御服飾モ十分ニテ、何不足モナケレバ、生涯無聊ノ情モ有マジ、且又三十萬石五十萬石ノ大國ナリトモ、夫人ノ修スル所ハ、閨門ノ内ニ過ズ、國ニアリトモ何ノ益アランヤ、況ヤ少小ヨリノ習俗ナレバ、隔年ニ良人ノ旅行アリテモ、異シキコトトモ思ハレマジ、然ルニ帷薄ノ愛ニ溺レ、戀々ノ情ナド有ラバ、婦人モ其拙キヲ笑ヒサビスルコト也、本邦ノ氣節ニシテ、男女上下皆此心ヲ維持シテ、自然義

ニ向ヒ節ヲ全クスルコト也、故ニ諸侯ノ臣モ皆然リ、江戸ノ于役ヲ以テ皆此ヲ榮トシ、男兒ニテ江戸ヲ知ザルヲ以テ恥トス、一天下皆然リ、之ヲ天下ノ勢ヒト云、故ニ老親トイヘドモ我兒ノ江戸ニ于役スルヲ悦ンデ、敢テ之ヲ憂トセズ、妻子ミナ役ヲ榮トシテ、敢テコレヲ憂トセズ、如ㇾ是ノモノ既ニ二百餘年ニ及ベリ、人此ヲ勞トセズ、況ヤ諸侯ノ室家ニ至リテハ、江戸ヲ以テ客土旅邸トセンヤ、未ダ嫁セザルノ前ニ、既ニ此土ヲ以テ一生ノ樂地トス、コレ積年ノ風習ナリ、然ルニ一朝コレヲ動カサント欲セバ、是天下ヲシテ却テ人々疑懼ヲ生ジテ、或ハ不測ノ變ヲ生ゼン、如ㇾ此ノ論大ニ政治ニ害有、辨ゼズンバ有ベカラズ、是之ヲ時勢ヲ知ラズシテ、又本邦ノ氣節ニ達セザルノ妄意ニ出ヅ、下條ノ評ト並セテ見ルベシ

參勤之事

竹山云　慶長中ニハ定リタル制モ聞ヘズノ條

按ズルニ、江戸ニ諸侯ノ聚居スベカラズト云コト、鳩巢スデニ此說アリ、ヤヽ異ナリ、竹山ノミニアラズ、然ルニ是又余ガ上ニ論ズル如ク時勢ナリ、氣節也、遽ニ變ズベカラズ、此ラモ變ズルトキハ、卽チ國體ヲ擾ルニ至ル、國體擾ルヽトキハ百害立ドコロニ生ジテ、ソノ禍測ルベカラザラン、如何トナレバ、諸侯參勤ノ制、偃武以來二百有餘年ニシテ今ニ至ルトキハ、爾後千百世ト云ドモ、ソノ制度如ㇾ此ニシテ宜シカランノミ、然バ則チ何ノ遽ニ改メ易ルノ勢アランヤ、余以爲ク國家ノ務

ハ制度ニ非ズシテ、タヾ上ノ徳如何ニ有ノミ、然ルニ竹山ノ如キハ、改ムベカラザルノ制度ヲ論ジテ、ソノ徳ニ及バザルコト又異シカラズヤ、古ヨリ國ノ興亡、多クハ仁ト不仁トニアリテ、制度ハソノ次也、故ニ余ハ以爲ク治平打ツヾキ、華靡風ヲ成ト、苞苴盛ナルトニ至リテハ、儉素節用ヲ以テ之ヲ制スルニ如クハナシ、此故ニ文徳ヲ修テ仁政ヲ行フコト、當今ノ急務ナラズヤ、然ルニ竹山ノ説ノゴトク、諸侯ノ參勤ヲ止ルノミニテ、華靡ヲ制スルノ法ナクンバ、其弊エ唐末藩鎭ノ勢ヲナシ、禍亂始テ兆セン、參勤ヲ止ムルノ説ソノ不可三ツアリ、夫二百五十餘年來因循シ、令セズシテ天下ノ諸侯皆江都ニ向フコト家ニ歸ルガ如シ、然則チ官ニモ文徳ヲ修メ、コレヲ待セラレバ、永世不易ノ盛事ナリ、然ルニ今之ヲ變ズレバ、此機ニ乘ジテ不測ノ禍モ有ベキカ、且諸侯ノ江戸ニ向フノ心ヲ沮ム、ソノ不可一ツ也、夫今ノ諸侯ノ一國一城ト稱スルモノ、世家士大夫ヨリ民庶ニ至ルマデ、蓄年撫育ノ恩義尤モ摯リ、コレニ加フルニ國法政治皆ソノ風ニ成シ、財穀武備ニ至ルマデ、中々力ヲ以テ制スベカラズ、然ルニ今コノ治平無事ニシテ擾ザルコト、國家ノ盛徳トハ申ナガラ、一ニハ制度ノ宜ニ叶ニ依レリ、如何トナレバ、諸侯各ソノ國ニ在トキハ、平生ノ交ル所ミナ臣庶ノ類、使令ニ給スル人ノミ、然ラバ則諸侯各自ラ貴トシテ、又君臣上下アルコトヲ知ラズ、驕惰日々ニ長ジ、國ノ亡ニ至ラザルハ或ハ稀也、然ルニ諸侯ノ江戸ニアルヤ、上ニハ方伯ノ恐レアリ、下ニハ同列諸侯ノ交リアリ、或正朔會賀大小ノ諸侯皆殿中ニ會シ、森列威儀ヲナストキハ、各位列等列ヲ辨ジ、

下遇ノ人ト雖ドモ踰越スベカラザルコトヲ知ルナリ、コレ封建第一ノ良制ニテ、聖人又起ルトモ、此法ヲ易テ封建ヲ制スルノ道ナカラン、然レドモ是人力ヲ以テ致シ難クシテ、二百有餘年ノ前ヨリ漸々トシテ制シ得タルコト、君徳トハ申ナガラ、且ハ天ヨリ平治セシムルナランカ、此所レ謂時勢ナリ、氣節ノ然ラシムルナリ、然ルニ一朝ニシテ良制ヲ敗ラントス、ソノ不可二ツ也、夫封建國ヲ立ルコト先王ノ制ナレドモ、彼土ニテハ行ヒ難キ勢アリ、而シテ本邦ニテハ裕如トシテ此ヲ行フニ、四海ノ内糸ニテ牽ガ如ク令ニ應ズルコト、彼土ノ夢ニモミルコト能ハザル所ナリ、如何トナレバ、本邦ノ制上ニ皇統ノ一アルヨリ、下百官士庶ニ至ルマデ、氣節ノ盛ニシテ、義ニ向フノ心厚キニヨルナリ、然レドモ封建ハ封建ノ制ナクンバ有ベカラズ、故ニ先王ニ方伯ヲ置テ諸侯ヲ帥キシム、方今ノ制又此法ニ協ヘリ、之ニ加フルニ、諸侯各江戸ニ家ヲナシ、敢テ寧居セズシテ其職事ヲ勤ム、コレ誠ニ先王ノ法ニ協ヘリ、然ルヲ其室家ヲ國ニ置キ、參勤ヲ緩フスルトキハ、コレ諸侯ニ怠惰ヲ教ルニテ、政ト云ベカラズ、竹山又云、參勤ヲ緩フスレバ、大ニ諸侯ノ窮ヲ救ント云コト、是例ノ利ヲ講ジテ義ヲ忘ルヽノ鄙心ヨリ生ジテ、國家ノ大事ヲ敗リ、政治ノ良法ヲ紊ラントス、コレ國ハ利ヲ以テ利トセズ、義ヲ以テ利トスト云ノ道ヲ知ザルカ、諸侯逆旅ニ費ス所ロ多シト雖ドモ、之ミナ下民ノ利ナリ、然ルヲ國ニ在テ驕奢淫佚ヲ縱ニシテ、國中虛耗セバ、之マタソノ害逆旅ニ擲ツヨリ甚シカラン、此ソノ不可ナル三ツ也、此三不可ヲ犯ストキハ、大ナルトキハ身弑セラレ國亡ビ、

小ナレバ身危ク國削ラレンカ、畏ルベキノ甚シキカナ

竹山云　外夷入寇ノ變ハ、何時ヲ測リ難シ

按ズルニ、竹山ノ本邦ノ制ニクラク、氣節ヲ知ラズシテ、如ㇾ此ノ妄說ヲナス、今萬一四夷ノ變アリトモ、其方ノ諸侯一二員捍禦シテ足ルベシ、如何トナレバ、自ㇾ古外夷侵凌スルコト少カラズ、一モ彼ガ欲ヲ逞スルコトヲ得ザルコト靑史ニ見ユ、最後ニ元ノ兵三十萬大ニ來寇ス、我コレヲ紫海ニ敗リテ、元卒免ルヽヲ得ルモノ僅ニ三人、元祖更ニ百萬ノ軍ヲ出シテ我ヲ侵サントス、然レドモ諸臣恐怖シテ之ヲ止ム、古ヨリ我戎狄ニ於ケル、之ヲ膺テ懲スコト如ㇾ此ナレバ、將軍幾百萬ノ兵ヲ以テ來寇スルトモ、皆之ヲ海上ニ殄サンノミ、如何トナレバ、是本邦ノ氣節ニ依テ、外侮ヲ受ザルヲ以テ、環海皆戎狄ト雖ドモ、終覦覬スルコトアタハズ、萬一戎狄ノ事アラバ、上ハ王公ヨリ下庶民ニ至ルマデ、一人命ヲ惜ミ恥ヲ忍ブ人アランヤ、然ラバ則チ天下ノ人心實ニ一人ノ如ク、百萬ノ師モ一心ナラン、之レ本邦ノ氣節ニシテ、命令ヲ待タズシテ死ヲ致シ難ニ當ラン、タトヘ四夷一時ニ寇スルトモ、此ニ應ズルコト餘裕アラン、豈一匹夫ト云ドモ、賊ニ服シテ命ヲ逃ルヽ者アランヤ、加ㇾ之邊海ノ諸國平生之ヲ講ズルコト久シ、寇ノ至ラザルヲ憾ムルガ如シ、且江都モ不虞ノ御備常々ソノ制アリトキク、此等ハ論ゼズシテ知ベシ、竹山ノ如キハ大坂ニ生長シ、賈豎富商ノ際ニ交リ居ルユヘニ、講武ノコトニ於テハ毫モシラズ、又列國士夫ノ氣象、上下ノ氣節ヲモ諳ンゼズ、之ヲ以テ

講利ノ外、蒙然トシテソノ說笑フベシ、且富商豪民大坂ノ民ノ如キハ柔惰輕薄ソノ風ヲナシ、皆コレ天下ノ棄材ナリ、萬一緩怠アラバ、只資糧扉屨ヲ供スルノ外、眞ニ無用ノ游民ニシテ、國家ニハ益ナカルベシ、又國制軍旅ニ商民ヲ用ヒズト云、コレ商賈ハ利ニ趨リ義ヲ知ラザルニ依テナリ、然レバ幾百萬ノ衆ト云トモ、賈竪ハ皆無用ノ游民ナリ、然ルニ竹山ノ云、萬一不虞アラバ、工商ノ輩俄ニ業ヲ失ハント云、蓋シコレアラン、然レドモコレ又商賈平日ノ心得如何ニ有ノミ、時ニ臨マバ人々自ラ處スベシ、今ニ當ツテ先有マジキ變ヲモ虞ルベキハ、國家ノ制度ノミ、豈コノ逐臭無用ノ游民ノ爲ニ計ヲナサントスルハ、竹山モ又工商ニ私スルカ、國家ノ制ハ士氣ヲ養ヒ、民ヲシテ義ニ向ハシムルニ有ノミ、無用ノ游民ノ爲、豫メソノ地ヲナスコト有マジキコトナリ

竹山云　右ノ通リニテ都下ノ侯邸ハ、上屋舗下屋敷二ケ所ニテスミノ條

按ズルニ、竹山大名ノ邸ヲ毀テ借家ニナサント云、コレ又窮民ノ生計ニ盡タルモノ、成ス處ニシテ、苟モ諸侯トシテ祖先ヨリ受タル邸ヲ賣ルノ理アランヤ、不祥ノ論國體ヲ知ズ、汚穢ノ甚シキ、利心一タビ燃テ餘焔外ニ及ブカ、竹山上ニハ江戶ノ繁昌ハ虛昌ナリ、是皆外ヨリ入コム處ノ人ニテ、姦商游民ノ多キ憂ヘタリ、然シテ此條ニハ邸ヲ破却シ借家ヲ建テ、諸國逋逃ノ民ヲ置ント云コト、前後粗吾ノ甚シキコト如何訝カシ、又火災ノセツハ諸侯寺社商屋ニ僑居シ、夫ヨリ直ニ封國ニ下ルベシナドト云、ソノ不形氣不便コトニ甚シ、カクテハ實ニ平民ノ家族ダケ僅ニ火ヲ避ルモノヽナス所

ニシテ、何ゾ諸侯ニシテ如レ此ナルベケンヤ、此國體ヲシラズ、國家ハ國家ノ制アリ、諸侯ハ諸侯ノ制アリ、何ゾ其制ヲ棄テ、苟モスコシノ利ヲ求メン、竹山ノ論利ヲ先ニシテ義ヲ忘ル、是等ノ意ヲ以テスレバ、一國ト雖ドモ治ムベカラザラン、況ヤ一國ニ於テヲヤ、所レ謂奪ハズンバ厭ザルニ至ランカ

國替之事

竹山云　徙封ヲ以テ暗ニ黜陟ヲ寓セラルヽハノ條

按ズルニ、竹山ノ此論ヤ、理ニ近シ、然レドモ之レ又國家ノ制度ニシテ、已ムコトヲ得ザルノ勢ヒアルベシ、之ヲ改ルコト又輕易ナルベカラズ、是等ノコト容易ニ議スベカラザルコトニヤ

草茅危言摘議卷之一終

草茅危言摘議卷之二目次

草茅危言摘議卷之二

受領之事

竹山云　守ハ官ナリ、古代ノ國司ノ任ナリ之條

按ズルニ、竹山ノ云所ソノ理アリ、然レドモ郡縣封建ソノ制ヲ異ニス、然レバソノ稱號モ改ムベキナレドモ、因循シテ今ニ至レリ、今日ノ趣ニテハ、國ノ守介ノ唱ヘモ畢竟稱號ニテ、五位・六位ノ人ハ、何レノ國ニテモ申スコト也、然レバ大・上・中國・下國ノ差別少シクハアル、搢紳ニテハ必ズ權守權介ト稱シ、武家又ハ地下諸大夫侍ニ至リテハ、守介ヲ單稱スルコトナリ、搢紳諸侯トモニ虛稱ニナリタレバ、今更議スベキニアラズ、甚シキハ刀鍛冶・鏡師・菓子司・諸商工無位ニシテ守介ヲ稱ス、コレ尤モ謂レナシ、然レドモ近代漸々ソノ制アリテ、商工ミダリニ守ト稱スルコトヲ止メラレ、諸官モ敍爵以上ニ非ザレバ、國ノ守ヲ稱スルコトヲ得ズ、六位ハ必介ニ止ルコト也、然ドモ竹山ノ云ヤウニ、轉任ナド云ヤウノ勢ヒニハ至ルマジキ也、是右ノ虛稱ナレバナリ、本官ノ如キハ補敍・轉任ノ例儼然トシテ、受領ノ類ニアラズ、シカシ武家ニテ官ヲ稱スルハ、ヤハリ受領ノ類ニテ員外虛稱也、之ラノコト因循ノ久シクシテ、今俄ニ變ジ難カルベシ、又ソノ急務ニ非ザルカ、孔子ノ正名ト云玉

ヘルヲ以テ、物部徂徠・太宰以來、諸儒多ク之ヲ衆附スルコト竹山ノミニアラズ、正名ノ急務ハ父子・君臣・夫婦ナドノ名實粗吾セザルヲ正シテ、各ソノ道ヲ得セシメ、名ノ背カザルヤウニスルコト也、コレ其主意ニシテ、此條ノ類ノ如キニハ非ザル也

諸侯分地之事

竹山云　列侯ノ群公子ハ、出テ同姓ノ諸侯ノ後タルノ條

按ズルニ、竹山ノ說辭ヲ巧ミニシテ、諸侯ノ權ヲ殺ギ勢ヒヲ奪ハントスルノ策ナリ、大國ノ權ヲ分ツト云コト、此條ノ主意トミヘタリ、然ルニ左ハ云ズシテ、辭ヲ飾リ欺罔ヲナスコト、實ニ講利深刻、申韓衞桑ノ術ヨリ甚シ、如レ此ノ人ニシテ志ヲ得バ、所レ謂債レ轅而破レ掣ノ類ナルベシ

諸侯大借之事

竹山云　太平日久シキニヨリ、上下一統侈靡ノ風ニ移リ之條

按ズルニ、竹山ノ說カノ講利ノ心ヨリ如レ此ノ妄說ヲナシ、又諸侯ノ備ヲ知ザルニ坐スル也、諸侯ノ窮ハ固ヨリ奢靡ノ風行ハルヽニヨル、然レドモ其大借ノ如キハ、强テ憂トコロニ非ズ、タヾ民ニ聚斂スルコト、コレ有司ノ姦ニヨルコトナレバ、痛ク制セズンバ有ベカラズ、且諸侯ノ窮ハ諸民ノ窮ニ同ジカラズ、故ニ其備ヘハ第一武備ナリ、之ハ祖先ヨリ器械ヲ相受ケ、又之ヲ潤色スルコト年々其制アリ、故ニ窮諸侯ト云ドモ、萬一緩急アラバ、咄嗟ニ其用ヲ辨ズベシ、第二糧米モ籾スリトテ、

比糠ノマヽ倉ニ收ムルアリ、或ハ俵ヅメアリ、三四年ノ蓄ナキ國ハ有マジキ也、第三ニハ軍用金各金銀庫アリテ、日用ノ制ト異ニス、然レドモ金銀庫ハ或ハ虛シキ諸侯モ有ベキカ、是迚モ金銀ノ少キハ、格別ノ國ノ憂ヒニハナルマジキ也、然レドモ今日ノ急務ハ金銀ノ不足ナリ、金銀ノ不足ハ米穀ノ不登、器械ノ不備等ノ國ノ害ニハ成マジキコトナリ、如何トナレバ、大坂ノ富民ハ金銀ヲ累ヌルコト糞土ノ如シ、其金銀モシ諸侯ノ借入ナクバ、徒ニ玉ヲ懷テ泣ノ類ナルベシ、然ルニ幸ニ諸侯金銀ニ乏シク、金銀ヲ大坂ニ貸リ、米穀ヲ出シテ此ヲ償フ、是ニ於テ富民日々門戶ニ耀輝ヲ生ズ、然レバ諸侯ノ借金ハ、富民ヲ厲マシムルニ非ズシテ、却テ之ヲ附益スル類ヒナリ、シカシ大借ハ甚ダ國ノ蠹ニシテ、遂ニ民ニ聚斂スルニイタル勢ニ及ブ、故ニ國ヲ治ルハ入ヲ量ッテ出スコトヲナシ、用ヲ節ニシテ度ヲ謹ムコト其要ナリ、然シテ金銀ナホ足ラザルハ、虛究ニシテ恐ルヽニ足ズ、只實窮ハ恐ルベシ、何ヲカ實究ト云、軍國ノ備ナキ也、米穀乏ク民ニ貧戶多キナリ、故ニ國ノ憂ヒハ民ノ究ト、穀ノ不足ニアリ、金銀ノ滯借ハ却テ憂フベキニ非ザルナリ、然ニ竹山ノ利心ヨリ生ジテ、己ガ一家ノ產ヲ收ムルノ利害ヲ以テ、大借ヲ國ノ大患トシテ、竈突ノ燕ナドヽ譬ヲ引テ、今ニモ火ノ手ノ上リ、燒死スルヲ知ラズ、安閑トシテ居ルナドヽ云コト、大ナル妄言笑フベシ、韃虜以來究スル諸侯少ナカラズ、然レドモ借金ニテ斷絕ニ至リシヲ聞ズ、之ヲ以テ思フニ、所謂國ハ利ヲ以テ利トセズ、義ヲ以テ利トスルノ道ヲ知ラザルカ

竹山云　官ヨリ一ツノ新制ヲ立テ、誘掖激厲ナクテハ届キ難カルベシ

按ズルニ、竹山ノ大借シラベノコト、コレ又利心ヨリ出デ、政體ヲ知ザルニ坐ス、此説ハ乗車ヲ以テ人ヲ溱洧ニワタスヨリ煩ハシク、耕シテ且ツ政ヲスルヨリ甚ナリ、如何トナレバ、滯借ノコトハ訴ヘ出レバ、何トカ公裁モ有ベケレドモ、訴モセザルニ、上ヨリ之ヲ調ブルコト、何ノ故ヲ知ラズ、所レ謂淵中ノ魚ヲ察見スルノ類ヒ、又畢竟金主ニ阿ルノミノコトナリ、利ヲ射ル小人ナラバ、如レ此キ煩ハシキコトモ致スベキカ、政治ノ術ニテハ有マジキ也、其上如レ此貧究無聊ノコトヲ、國守ハ素ヨリ聊ノ地頭領主タリトモ、自身ノ貧究ヲ書付テ上ヘサシ出シ、恥辱トモセヌヤウノ腰ノ抜タル心得ニナリタラバ、氣節ハ益振ハズ、汗□ニ至リ、惰弱ノ風ニ陷リ、一ダン世ノ衰頽トモナルベシ、且カヤウノ不埓ノ滯借ヲナシ置、其上諸國ヨリ追々右體ノ不埓ノ書付ヲ差出スヤウノ譯モナキコトニナリタラバ、官ニモ此等ノ取調ニ日モ足ザルベシ、又其虚ニ乗ジ姦ヲ逞フスルモノモ多カルベシ、之國家ニ長トシテ財用ヲ務ムルハ、小人ニヨルト云謂也、只政ニ害スルノミナラズ、我本邦ノ氣節ヲヤブリ、衰弊ヲ致サントスル妄説也

竹山云　サテ滯借ノ高ヲ、知行ノ高ニ引クラベ

按ズルニ、此説上ニ云フ如ク、煩碎ニシテ妄説無益ナリ、タヾニ益ナキノミニアラズ、大ナル禍ヲ醸セン、如何トナレバ、カク廉恥ノ心モナク、我不埓ヲ打出シ、奢靡ニシテ困窮ニ至リ、困窮ニ至レ

バ官ニ訴ヘ、諸役ヲ免サルヽコトニ成タラバ、追々窮ヲ申立テ、役ヲ勤ル諸侯ハ有マジ、然レバ國ノ紀綱モ紊リ、諸侯モ各恥ヲ知ラズシテ、心益怠リ荒ムトキハ、是禍亂ノ基ナリ、加レ之ニ如レ此ナレバ、富民ノ金主タルモノ、日々債ヲ官ニ訴テ、有司モ此ガ爲ニ役セラレテ、日モ又足ラザランカ

竹山云　年中ノ經費ハ五萬石ハ一萬石ノ格、十萬石ハ二萬石ノ格

按ズルニ、竹山ノ五萬石ハ一萬石ノ格ニ省略スルノ說、又諸侯ニ於テ行レズ、此モ世ノ勢ヲ知ラズ、民家節儉ノヤウニ、如何程モ省略ノデキルコトト思ヒ誤レリ、本邦諸侯士大夫皆各自身ノ身上一杯ノ備ヲナサント欲スルコト、是封建世祿ノ勢ヒナリ、此ヲ以テ各財ヲ吝マズ勞ヲ厭ハズ、國事ヲ務ムルコトニナリタリ、然ニ竹山ノ云如ク、人々自ラ前ヲ護シテ、身上相應ノ務ヲヤメ、只鄙吝風ヲナストキハ、誰カ勞ヲ顧ミズ、財ヲ惜マズ、事ニ服スルモノ有ンヤ、竹山ノ此說諸侯ニ驕奢ヲ止シムルニ非ズシテ、怠惰ヲ令スルナリ

又按ズルニ、本邦ノ氣節ヲ以テ武門ノ僻習ナド云コト、大ナル妄說ニテ、古人士氣ヲ養フト云ニ心付ザルカ、是他ナシ、竹山古人ノ書ヲ讀ト云ドモ、例ノ利心ノ熾ンナルト、賈竪ノ間ニ生長シ、加レ之ニ腐儒文弱ノ陋習ヨリ士氣ヲ養フナドハ、今眼前ニテ入ザルコトニ思フハ妄ナリ、夫武人俗吏ハ書ヲ讀ムコトヲナサズシテ、聖賢ノ學ヲ知ズト雖モ、禮儀廉恥ノ四字ニテ、萬事ヲ維持スルコトヲ得ル也、是我邦古ヨリ此心天性ニ振サント爲ルニ難トセズ、之ヲ以テ武人一字ヲ知ズト雖ドモ、節

ニ死シ恩ニ報イ、身ヲ致スノ風ヲナセリ、然ドモ治平年久シテ、文弱華靡ノ風行ハルトキハ、此心或ハ熄ニチカヽラントシテ、懈惰ノ氣ヲ生ズル也、故ニ上タル者ハ弓馬刀鎗ノ數技ヲ習ハシメ、此氣ヲ鼓舞スル也、然ルニ士トシテ武ヲ講ゼズシテ利ヲ計リ、廉恥禮儀ノ心ヲ喪ハヾ、遂ニ本邦ノ氣節ヲ失ヒ、或四夷ノ侮リヲ生ズルモ知ルベカラズ、豈目前ノ利ヲ以テ萬世ノ害ヲ買フベケンヤ、何ゾ況ヤ借財ノ滯ルナドヲ以テ大ナル羞トシ、此氣節ヲ傷ラントスルコト、其輕重如何ゾヤ、然ドモ自ラ一家ノ計ヲナストキハ、借財ヲナシテ之ヲ償ハズンバ恥ヅベキ也、之ヲ以テ國體ヲ論ズルトキハ、財ハ末ナリ、此講利ノ私心ヲ生ジテ、輕重本末ヲ知ラズ、以テ義トスルコトヲナスヤ、如何トナレバ、人ヨリ金銀ヲ借貸スルコト、之レ己レガ乏シキニ因テナレバナリ、又乏シキ人ニ金ヲ借トキハ、辨ズルニ難キコト必然ナリ、然ルニ之ヲモ顧ミズシテ窮人ニ借貸スルコト、蓋シ故アル也、是他ナシ、眞ノ義心ニシテ報ヲ望マザルノ類ニハ非ズシテ、其息ヲ貪ボリ利ヲ射ント欲スルモノナリ、然レバ此皆人ノ虛ニ乘ジテ、己レガ利ヲ射ント欲スルノ不仁タリ、却テ金ヲ人ニ失フニ至ル、何ゾ異シムニ足ンヤ、故ニ一槪ニ之ヲ窮人ニ責ルハ、又是講利ノ小人ナランカ

御麾下之事

竹山云　世祿ハ聖人ノ法ニテ、御當家封建ノ治定リタル之條

按ズルニ、竹山ノ云處尤モナルニ似タリ、世祿ノ弊ハ怠惰游悠ナリ、省セズンバ有ベカラズ、然レ

ドモコノ弊ヲ畏レテ國制ヲ改メントスルコト、諺ニ云爪ヲナホシテ馬ヲ殺ス類ヒナルベシ、此弊アル故コノ教アリ、此弊ノ行ハルヽハ、教化ノ不明ニヨル、竹山教治ノ道ヲ說カズ、却テ祿利ヲ以テ人心ヲ鼓動セントス、是火ヲ救フニ薪ヲ以テスルノ術ナリ、我ソノ可ナルヲ見ズ、竹山常ニ聖賢ノ書ヲ讀、ソノ術先王ノ道ニ因ラズシテ、申韓衞桑功利ノ術ヲ以テスルコト怪ムベシ

竹山云　差當リ舊弊ヲ改革スベキハ、祿ノ增減ノ法ヲ立サセラルルニ有ノ條

按ズルニ、竹山ノ此說大ニ非ナリ、是又其本ヲ務メズシテ其末ヲ收メントス、加之ニ利害ヲ以テ人ヲ鼓動セントスルコト、皆己ガ利心ヨリ生ズ、夫子ノ曰、國ヲ治ムルニ政ヲ以テスレバ、民免レテ恥ナシ、竹山ノ如クセバ又此類ニテ、此祿利ヲ以テ黜陟ナストキハ、人々却テ廉恥ノ心ヲ失ヒ、有恥ノ格ルト云モノナク、只管ニ請謁苞苴サカンニ行ハレ、士風大ニ損ジ、終ニ此氣節ヲ失ヒ、利ヲ追フノミ成ラバ、大ナル禍ヒナラン、一大國古ヘヨリ此ニ類スル政アリ、素ヨリ用ニ立ベキ人ヲ頭ヨリ言上シテ役ニ付ケ、役付ノ人ハ五ケ年ニシテ五十石ノ加恩アリ、用ヲ勤メザル人ハ一生本祿ノ儘ナリ、此故ニ請謁苞苴大ニ行ハレ、只財ニ力アル人ハ進ムコトヲ得、淸廉ノ人ハ生涯兀々トシテ志ヲ得ズシテ、究ニ苦シムノミ。故ニ其志ヲ得テ用ニ立人ハ、皆今日ノ利ヲ勤メ、聚斂ヲ事トスル小人多シト聞、且ツ右ノ通リニテ、老年迄役ヲ勤スレバ、莫大ノ厚祿ニナリ、數百石ノ身上ニナリ、其身相應ノクラシヲスルトキハ、其內ニ長生スル幼兒モアリ、一家ノ內自然ト奢靡ニナリ、然シテ

其人死スレバ、直ニ本祿百五十石カ二百石ニナル故、ハタト難儀ニナルナリ、所レ謂奢ヨリ儉ニ入コトハ難キ理ナレバ、是ヲ本ヲ務メズシテ末ヲ逐ノ政ト云、竹山ノ術コレナリ、其本ハ如何、曰ク、教和ヲ專ニシテ孝悌・忠信・禮儀・廉恥ヲ知シム、此ヲ本ヲ知ト云

竹山云　古代ノ州閭鄉黨ニ悉ク庠序ヲ設ル如ク、其形ヲ摸シテ之條

按ズルニ、竹山ノ說宜キニヤ、然ニモ州閭鄉黨殘ラズ學ヲ設ケズトモ、江都中ニ四五ヶ所ニ定ムベシ、然ドモ講師讀師其人ヲ得ザルトキハ、或空文ニ騖セ、或固滯ニ至リ、或ハ輕俊ニ陷、或ハ文弱ニ溺ノ弊ニ省セズンバ有ベカラズ、然シテ其師ハ必ズ呂平ニ試ミ、溫藉惇厚ニシテ氣慨アル人ニ任スベシ、ソノ學舍ハ何レノ所ニモセヨ、學政ヲ正フシ、黜陟賞罰ヲ明カニシテ、鼓動シテ學ニ進ミ、教化ヲ明ラカニスルコト肝要ナリ

奉行代官之事

竹山云　奉行職ノ屬吏ハ與力同心アリ、代官ノ屬吏ニ手代アリ之條

按ズルニ、竹山ノ此議先儒モ既ニ此說アリテ、少シ宛ノ異同アリテ、人皆ソノ利害ヲ知ル、成ホド二職ノ屬吏四分ニシテ、譜代モノニテ役用ヲ務ルヤウニ成シ、外ニ監察ノ官一員ヲ置タラバ、餘程ノ宜キコトナラン、然シ與力同心手代ナド其事ニ熟シタル者ヲ省キタラバ、外ヨリ俄ニ任ニ就タル二職ニテハ、事ノ指支モ有ン、今ノ勢ニテ只此儘ニテ、右ノ日付一員ヲ置キ、何事モ偏陂ナキヤウニ

成ベシ、或ハ私欲ヲ逞シ民ヲ虐グルモノハ、嚴シク科ニモ處セラレ、苞苴行ハレザルヤウニ仕タラバ、自然ニ弊ヲ救フニ至ランカ

武門敍任之事

竹山云　イツノ頃ヨリカ武門ノ敍爵ハ五位ニ止リ、京室ニハ六位バカリ之條

按ズルニ、竹山ノ說是ナリ、然レドモ因循ノ久シキ、俄ニ改メラレ難キカ、然シ五位ハ諸大夫、六位ハ侍ナリ、然レドモ諸大夫モ六位ヨリ進ミ、侍モ五位ニ進ムコトアリ、五位ハ敍爵ト唱ヘテ、至テ重ンズルコトナリ、凡五位マデニテ止テ、進マザルハ諸大夫ニ非ズ、諸大夫ハ四品ヲ歷テ止階スルヲ以テ、先途トスルコトニヤ、シカシ江戸ヨリ諸國マデ、初位ヨリ昇進シ、或ハ六位ヨリ昇進スルヤウニナラバ、事紛擾ニシテ宜カルマジキカ、但江戸及諸侯ノ臣ノ是マデ敍爵シタルコト、先祖ニ例アル家ナレバ、代々敍爵スベシ、然シ諸國ハ家老バカリナルベシ、其次ハ六位ノ侍家柄ヲ見合セ、補セラレタラバ宜カランカ、且國司以上ハ家老五位ノ諸大夫、准國司ハ六位ノ侍ヲ置ヤウニナリタラバ如何ニヤ、又盛事ナランカ、各ソノ大小ニ隨ヒ員數ノ不同モ有ベキカ

竹山云　世ニ云吾孺百官トテ專ラ用ルコト、是ハ人ノ知タル平親王將門ノ僭僞ノ時ノ官ナルノ條

按ズルニ、竹山ノ此論誠ニ當レリ、是實ニ將門ノ制作ノ官名ナラバ、朝廷ヘ對シテモ、是ヲ唱ルコト共恐少ナカラズ、心アル人ハ自ラ思フベシ

御番城御普請之事

按ズルニ、竹山大坂御城普請ノ事縷々コレヲ論ズ、ソノ說宜シキニ叶フ事モ多カルベシ、然レドモ大坂御城ノ事ノミナレバ、態ト不レ議ナリ

武家養子之事

竹山云　武家養子ノコトハ、御條目モコレ有ノ條

按ズルニ、竹山ノ論甚ダヨシ、然レドモソノ一ヲ知テ其二ヲ知ズ、其制ノ末ヲ以テ其本ヲ亂ル、辨ゼズンバ有ベカラズ、如何トナレバ、今本邦ノ人心氣節ヲ重ンジ義ヲ貴ブ、然ルニ諸侯ナド別宗アレバ、本宗ノ嗣子ナキトキハ、先ヅ是ヲ嗣コトナレドモ、兎角其人體ヨリハ家ヲ重ズルノ氣習ニテ、ツネニ君ヲ輕シトシ、社稷ヲ重トスルノ意アレバ、上下トモトカク家格祿爵ノ不都合ナルヲ大ニ嫌フコトニテ、夫故ニ小宗タリトモ、爵祿ノツリ合不都合ノ小祿ニテ、其上代數モ親盡ルホドニモ成タレバ、是ヲ求メズシテヤハリ他ノ同列ヨリ養ヒ、家ニ女子アレバ、此ヲ妻ハスコトニ成タリ、然ルニ竹山ノ說ノ如ク、祖先ノ功勞ヲ人ニ奪ハルヽナド云コト、此私ノ心ヨリ生ジテ、大ニ義理ヲ害フモノナリ、如何トナレバ、其家格爵祿ヲ論ズルコト、是祖先ヲ貴ビ家ヲ重ンズル意ナラズヤ、夫家祿ノ相同ジキ程ノ處ハ、先祖ノ勳勞モ又同ヤウナルベシ、故ニ大祿ノ家ハ祖先ノ勳勞モ多ケレバコソ、大祿ヲ子孫ニ賜リタルコトナレバ、其子孫ヲ迎ヘテ他ノ大祿ノ家ヲ嗣シムルコト素ヨリ當レリ、

是祖先ノ功勞ヲ奪フナド云ハ、賤シキ私心ナラズヤ、今家ノ小祿ナルハ祖先ニ功勞ナキカ、或ハ祖先ニ勤勞有テモ、子孫ノ不心得ニテ小身ニナリタルモ有ベシ、此等ハヤハリ小祿ノ家ヲ繼トキハ、是又各宜ニ協ヘリ、如何ニ家系同祖ヨリ出ト云トモ、今ノ身上諸侯ニテモナキ人本宗ナレバトテ、俄ニ國司ノ列ニ入タラバ、是又不都合ナルノミニ非ズ、且下トシテ上ヲ覬覦スル心ヲ生ジ、大亂ノ基ヲナスベシ、是又然ラザルコトヲ得ザルノ勢ヒニテ、其家ヲ重ズル風習ニテ、上下トモ異端ナキコトニテ、各身上ヲ守リテ上ヲ覬覦セザルコト、封建世祿ノ良法ニテ、永世迄平治スルノ所以也、竹山是ニ心付カズ、トカク唐流ノ迂遠ノ說ヲ引付テ、我邦ノ氣節制度ヲ破ントスルコト大ニ妄誕也、見ル人宜ク思フベシ

竹山云　今日ヨリ法制ヲ一ツ設ケズシテハ政正難シ

按ズルニ、竹山ノ此說大ニ世ヲ誤ルベシ、是他ナシ、事情ニ本付ズシテ其制ヲ作爲セントスルヨリ、多クハ如レ此ノ僻迂ニ至ル也、夫血脉ヲ必トスルニ謂アルコトナリ、彼唐土ノ如キハ、匹夫ニテモ才德ノ人ハ、或ハ天子ニモナリ、諸侯ニモナル勢ヒアリ、故ニ其爭奪ヲ拒グハ他ノ術ナシ、血脉ヲ重ジテ必ズ血脉ノ人ヲ相續スルコト、此ガ爲ナリ、本邦ハ此ニ異ナリ、上ニ正統ノ天子アリ、下ニ公卿諸侯位班森然タルアリ、天下一統封建世祿ニシテ、古聖ノ道ニ協ヘリ、何ゾ彼ノ唐土ノ企ヲ望ムベキニ非ズ、然レバ本邦ノ制ハ貴賤・等列・閥閱ノ次第ヲ亂サヌヤワニ政ヲスルコト肝要ナリ、然ニ竹

山ノ說、血脈ノ分ハ何代立タリトモ、家臣ノ内ヨリニテモ揚テ嗣トスベシナド云コト、此ヲ國ヲ誤ベシト云ナリ、余ガ上ニモ述ルガ如ク、左マウニモ成タラバ、下ヨリ上ヲ覬覦スルノ心ヲ生ジテ、臣ハ君家ヲ奪ハントシ、分家ハ本家ヲ傾ケントスルノ心ヲ生ズベシ、左ナキダニ是迄モナキソノ企ヲナスモノ不少、只有道ノ世ナレバ事ヲ遂ザルノミ、此下トシテ上ヲ窺フベカラス、窺ヘバ賊也ト云氣節ヨリ、人此不義ヲ肯ハザルニテ、大亂ニ至ラザルナリ、然ルニ竹山云如ク、上ヨリ右ノ勢ニナリタラバ、奪ハザレバ厭ザルベシ、此又本邦唐土ソノ勢ヒ異ナルコト見ツベシ、竹山事々シク論ジテ、婚姻ニ同姓ヲ娶ノコトニハ心付ヌヤ、不論コソ可笑シケレ、此譯合點ユキタラバ、血脉ヲ論ズルコトモナク、濫ニハ至ルマジキ、今同姓ヲ娶ルコト禁ナキモ、右ノ養子ニ同ジキナリ、唐土ニテハ同姓ヲ不娶ト云制有テスラ、禮義ニ從ハザル惡習ナレバ、魯ニ呉孟子アリ、父ノ妾ニ淫スルアリ、子ノ妻ヲ奪フアリ、聖人此制ヲ以テ之ヲ防グトモ、猶此天倫ヲ亂ルニ至ル、此氣節ニ乏シクシテ、義ニ服スルノ心薄ケレバナリ、本邦ハ不然、氣節ニ富ミ禮義ニ服スルノ氣質、自然ニ出ルガ如クナレバ、其制度コヽニ基ヅカズンバ有ベカラズ、且上古以來貴賤上下ノ人天倫ヲ亂ルハ蓋鮮シ、其餘制度ヲモ考ヘ思ハズンバ、所謂鄙語ノ杓子定木ナラン

又按ズルニ、竹山云、他姓ノ養子ハ二十分一ヲ削ルナド甚ダ惡キ說ナリ、カヤウノ制出デバ、誰モ面ムキ養子ト唱ルモノ有マジキ、皆實子ト稱スベシ、然レバ是上ヲ欺ニ當ル、甚宜カラズ、今搢紳ニ

其弊風アリ、何レノ時ヨリカクナリシヤ、定テ血脉ノ說ヨリ此弊風ニ成タルナラン、然シテ其實他姓ヨリ迎ヘテ、實子ノ唱ヘ人モ皆他姓ヨリ嗣コトヲ知トキハ、欺クモ又何ノ益アラン、此ニテ竹山ノ說ノ無益ニシテ害多ヲ知ベシ

又按ズルニ、竹山云、故アリテ民間ニ墜タルヲ捜シ求メシ例モ有ト云、是又唐土本邦トモ正シク皇子ニシテ、故在テ止ムコトヲ得ズ民間ニ隱ルヽ類ハ、物色シテ天位ニ即シ例モアレドモ、是ハ太古ノコトナリ、今ニ於テハ然ルベカラズ、況ヤ民間ニ有テ一二代モ歷ルカ、人臣トナリテ一二代ヲモ經タル人ハ、如何ニ正シキ王子公孫ト云トモ、嗣君ニハ用ヒ難カルベシ、此ラモ思ハザル時ハ、大ナル禍亂ノ端ヲナスベシ

武門元服之事

按ズルニ、此一條概ネ竹山ノ說可也、然ドモ先儒モ多ク此事ニ及ベドモ、今俄ニ變ジ難シ、且鎌倉以來ハ吉良・小笠原ナドノ家皆其幹(マヽ)ニ幹ズ、然レドモ古禮ハ知ルベカラズ

衣服制度之事

竹山云　古ヨリ武門ニ服制アルコトヲ聞ズノ條

按ズルニ、竹山ノ說凡宜キニヤ、然シ古ヨリ武門ニ服制アルコトヲ不レ聞ト云コト如何、是古ヘハ公家・武家ノ差別ハナク、文武ノ分チノミ、源頼朝公以來始テ公家・武家ノ差別有、シカシ戰國打ツヅキ、

武家ノ服制ハトカク簡便ニ從ヒシヨリ、今ノ半上下ト云モノ出來シト見ユ、此ハ足利ノ時ヨリ始リシヤウナリ、其始大紋ノ袖ヲ括リ寄タル制也、紋モ今ト違ヒ、イクツモ替紋迄付タリ、右上下ニナリ來リシヨリ、格別古キコトニ非ザレバ、古ニ復スル時モ有ベキニヤ、然シ服色ナドハ禮義ノ制ナレバ、別シテ下ヨリ講ズベキニ非ズ、然ニ側ニ聞ケバ江戸ニテ諸侯正朔ノ參賀ハ皆々束帶ニテ、扈從ノ人モ布衣素袍ノ類ヒナルヨシ、治平打續キ文化ノ開クルニ從ヒテ、自然文物ハ盛ンニナリテ、古ニ復スルノ時アルベシ

又按ズルニ、此服色ニ付テ余ガ大ニ怪ムコトハ、堂上方ノ上下ナリ、是モ重キ御役ニモ有セラルヽカ、清華以上ノ御方ハ餘リナキヤウナレドモ、以下小祿ノ御方ニ至ルホド常服ノヤウニ成タリ、如何ノコトニヤ、是ハキハメテ薄祿ノユヘナルベキカ、夫ハ尤ノコトナリ、然レドモ布狩衣ノ製モアレバ、質素ニシテ費用ヲ省クコト布狩衣ニシクコトナカルベシ、布狩衣ハ費用モ上下ノ半ニ足ラズシテ辨ズベシ、今世ノ若キ御方上下ニテ、地下人ニ紛ルヽヲ幸トシテ、不行狀ヲナス方モ多シト聞ク、然レドモ右ノ狩衣ニテハ邪魔ニモ思ハルベシ、里亭平服ノ儘ニテ間行ヲ致サレタラバ、是モ宜キニヤ、平服ト云ヘバ白無垢ニ差袴ナリ、之ニ小サ刀ヲ指タラバ、却テ地下ニ紛レズ、一段殊勝ナランカ、然ルニ小祿ノ御方ハ、右ヤウニテハ白ムク指袴ナドノ辨出來ガタキ抔ノ說モ有ベシ、然シ是ハ如何ヤウニモナルコト也、白ニテサヘアレバ、平絹ニテモ布ニテモ、上下ヨリ容易ニテ濟ベシ、袴モ平

絹ナレバ辨ジ易キコト也、左ヤウニモ成タラバ、冠下ノ髻ニテ露頂モ見グルシカルベシ、又平人ノ曲髻ニモナシ難カルベシ、然ラバ自然烏帽子狩衣ナラデハ、他出モシガタカルベシ、左スレバ地下ノ悪少ニ紛レテ暴ヲナス抔ノ風ハ、自然ニ止コトニヤ、是又草野ノ議スベキコト成ネドモ、服色ノ序ニ愚ノ常ニ怪ム所ヲ記シテ、後ノ同志ニ示スノミ

竹山云　立烏帽子。風折烏帽子。士烏帽子ナド造リ付ニ仕タルハ後世ノコト、古ハ只一様ノ條

按ズルニ、余ガ幼ナル時、家ニ古製ノモミ烏帽子一ツ有シ、余ガ兒戯ニナシテ今ハナシ、幼少ノ心ニモ是ハ古キ製ニヤ、鎌倉時代ノ繪卷物ニ、大名烏帽子トテ大紋ラシキ服ニ之ヲ著ス也ト思ヒ、常ニ延シ縮メテ弄ビシナリ、其形丸キ方ヲ前ニスレバ堅烏帽子也、斜ナル方ヲ後ロニスレバ、俗ニ云大名烏帽子ニテ後ヘ斜ナリ、夫ヲ一ツ折バ風折ニテ左折右折ナリ、三ツニヲレバ圭首ニテ侍烏帽子トナル、今一ツ押付タレバ頭形ニテ、直ニ兜モ著セラルヽナリ、陣中ニ用ヒシヨシ、然シ造リ付ケニナリ來リテモ久シキコトト見ユレバ、狩衣以上ハ此堅烏帽子ニテ、上タツ人ノ服ト見ユ、素袍ナレバ侍烏帽子、布衣ナレバ折烏帽子ト定メ、中古以來ハ貴賤一様トハ見ヘズ

學校之事

竹山云　凡學校ノ敎ヘノ治道ニ切ナルコトノ條

按ズルニ、竹山ノ議甚ダ尤ナリ、京師搢紳ノ學問ハ今日ノ急務ナリ、然シ其仕方甚迂ナリ、左ヤウ

ノ大造ナルコト、中々始ラザルコト也、夫ヨリハ今ノ勢ヒニテハ、先假ノ讀書ノ場所ホドノ營ニシテ、學校ノ事々シキハ追々ノコトニナシオキ、孝悌・忠信程ノコトヲ人々合點スルヤウニナシタキコト此急務也、ソノ孝悌。忠信ノ合點ユカバ、自然聖人ノ道モカミ分デキルベシ、如レ此シテ追々文字モ開ケ盛ニ成タル所ニテ、學校ナド無テハ、學政モ治リ難シト云勢ヒナリタラバ、自ラ學校ノ設モ成就ナスベキコト也、然ルヲ今時ノ搢紳ハ、多ク聖人ノ道トハ何ヲスルコトヤラ、學文ヲスレバ氣高ク我慢ニ成テ、却テ今日ノ害ニナルコトノヤウニ思ハルルコトナリ、是皆實學ヲ務メズ、絶句ノ詩ヲ作リ、史記ノ讀ガ下ル程ニナルト、外々ノ文盲ノ人ヲバ見下ダシ、我コソ學者ト思ハル、ヤウノ惡キ風ニナル故ニ、益學文ハセヌコトニナル也、是學文ノ咎ニ非ズシテ、空文ヲ以テ學文ト思フ人ノ誤ナリ、然レドモ是皆實學ノ明カナラズ、師傅ナクシテ實ガクヲ知ザルニ坐スル也、故ニ余思ヘラク、先ヅ可ナリニ學館ヲ設ケ師儒ヲ選ミ、孝悌・忠信・禮・義・廉恥等ノ事ヲ知シムルコト肝要也、然ルニ竹山ノ設ケ、朝紳ノ家ヲ動カスナド云コト思モヨラヌコト也、左ナクトモ便利ノ所ニ空地ハイクラモ有コト也、只如何トモシガタキハ、數多キ名公巨卿ナレドモ、誰ヒトリ此事ヲ幹シテ、不朽ノ業萬世ノ利ヲ成サント云人ナキヲ歎ズルノミ、竹山コレラノ心付ズ、勢ヒ成リ難キ親王ヲコシラヘ、夫ヲ別當ニアテント云ナド、未ダ學校モナク、又親王ノ制モナキニ、カヽル迂誕ノ説ヲナス、人ニ實學ヲ成サシメズシテ、畢竟ハ自身ノ得タル貌ニテ、學校ノ議ヲ把リテ、一場ノ談柄トナスニ似タリ、又

親王ノ制ナリガタキハ、前卷ニ余ガ辨ズル如ク、決シテナルノ理ナキコトナルニ、今學校モナク、親王ノ制モナキニ、カヤウノ迂說ヲナスコトハ、誠ニ癡人ノ夢ヲ說ク類ナルベシ、余モ嘗テ某公ニ奉ル學校ノ議アリ、今其文ヲ左ニノスル、文ニ曰

布衣某頓首九拜白、某公閣下、某山陽東備之賤士、幼而受二業於家一、竊自念、備之爲レ都、雖二地壤狹少一、猶有二頖宮之設、講學之友一、比三之於僻邑末界、無レ師無レ友、無二講學黌塾之宮一、則以爲二稍勝一、雖レ然上都賢哲之象、與二文物之盛一、其餘古典名跡、往々不レ乏、又有二山媚水明隱栖之宅一、最宜二盤旋一、想レ之一念每レ動、心神飛越、難レ爲レ情也、某年三十一、一旦決然、來ト二居於京師一、而得下接二諸名士一、而縱中觀國家禮樂之盛上、又從二容近郊山水之勝一、意昔日之所レ願、皆足二以償一レ之、然嘗怪不レ恃二文物之美、禮樂之盛如一レ此、而搢紳先生、名公巨卿、各以レ學名レ家、曰、明經、曰、文章、曰、祭酒、曰、司業、曰、助教、其他官員制度、歷々可レ記也、而問二其學校之所在一、則無レ在矣、於レ是其慷慨不レ能レ無レ憾者、有レ年二於茲一、不レ能三一日釋二然於其心一也、然某之於レ世無二一所一レ冰、唯讀書講學之餘、環堵蕭然、屏蹤閴寂、豈謂下叨辱二閣下之知一、得三數賜レ坐、膚二奉晉容一、欲四質レ之以三其所二嘗疑一、而未上レ暇也、伏惟、今天下名公巨卿、其人不レ爲レ少也、而天下之人、望恃二推閣下一、閣下何以而如レ此然、語曰、誠二於中一形二於外一、其斯之謂歟、今閣下位貴任重、而好レ學下レ士、恭儉自持、雖二右大臣一又何加、視二於閣下德業文章一觀レ之、雖レ無レ有二學校之設一、亦猶レ有レ之也、雖レ然學校者、政治之所二由出一也、是故先王之

政、先急二於建學一、記曰、古教者、家有レ塾、黨有レ庠、州有レ序、國有レ學、可レ觀二三代之隆一、學校之設、如レ此其備一也、由レ是觀レ之、學校之設廢弛而可耶、是以東都有二昌平之學一、一國有二一國之學一、一鄉有二一鄉之學一、天下無二處不レ有レ學也、今輦轂之下、獨無二校學之設一而可乎、然京師學校之廢、因循幾百年之久、而不二復興一者何也、夫一國無レ學、則一國廢レ學、一鄉無レ學、則一鄉廢レ學、而如二京師一則不レ然、邦畿千里、萬國之會、是故天下之士、不レ之二江都一、則必之二京師一、故王公大人、苟有レ志二於學一、則天下之輻湊、相二踵於門一、此所下以天下不レ能レ無レ學、而京師之學廢弛、而不上レ興也、然則京師無レ學而可乎、噫其不レ然、夫人之品也有二三等一、上品之人雖レ未レ學、亦猶有二學者一、中品之人學而後知二其不一レ足、下品之人、敎レ之以二明誨一、導レ之以二鞭朴一、以庶二幾於其不一レ違、而後倫理不レ紊、百行不レ廢、如レ是則雖レ謂二荒淫暴戾之人一、肅然斂レ容、日新月盛、習而成レ性、則唐虞三代之治、豈有レ出二於此一乎、雖レ然京學之廢、因循幾千百年、而不二復興一、則某終不レ可レ復乎、曰時也、及二其時一而復レ之、則何難之有、何以知レ之、某聞韜韃以還、天子聖明、治具大張、正二禮樂一、考二格制度一、增二損文物一、凡久遠廢弛之典、莫レ不二悉興復一、其尤近而大者、如下復二八幡賀茂兩社臨時之祭一、置中藏人所衆之舊官上、皆是數千百年所二廢弛不一レ擧、而一朝復レ之、則獨學校之廢、何不レ可レ復二興之一乎、則學校之復古今爲レ時、豈不レ然乎、雖レ然某東備之賤士、草莽野人、僭竊所レ不レ敢レ議也、今夫天下之人、悉獨托二閣下一、加レ之宮商德崇齒尊、然則今世獻議之人、非二閣下一誰乎、伏願閣下不レ怯、一言奏レ之、朝廷謀二之相家一、繼二

千載懸絶之舊一、垂二曠世不朽之業一、自二搢紳公子一、以至二百寮庶臣之子弟一、悉沐二閣下之澤一、豈啻於二今世天下一乎、某也草莽臣、莫レ所レ求二於世一、唯愛二近京山水一者、勝而樂多、賢士良友、讀書講學之餘、醉レ花吟レ月、終生有二餘饒一、若夫朝廷臺閣之事、無三一所二通曉一、是以唐突不レ知二忌諱一、瀆冒之罪、其謂二之何一耶。然閣下豈待二某輩之言一、而後然レ之乎、意欲三其有レ待而發二之也、不レ然則爲下其終不レ可レ爲、而措上レ之耶、願閣下憐二其狂惷一、哀二其意一、而恕二其妄一、抑僭竊出位之議之誅、所レ不二敢辭一也、天保十年某月某日某多罪、頓首九拜白

此又學校ノコトヲ論ズルトキハ、然ラザルコトヲ得ザルナリ、然レドモ今ノ勢ヒニテハ、中々大造ナル企ハイラザルコトナリ、何分上ニモ述ル如ク、場處ハ可ナリニモ、師儒ヲ撰ミ、人倫ノ道ヲ知ラシムルコト急務ナルベシ

按ズルニ、今ニ於テ搢紳ヨリ諸官人ノ子弟マデ、學ブコトヲ得ルノ地ナクテハ、追々弊風モ甚シク、惡キ習俗ニモ至ルベシ、既ニ近年搢紳ニモ種々ノ變故ノ生ズルコト、是皆教化ノ正シカラザルニ坐スルナリ、故ニ今日ノ急ハ學ヲ設ケ、父子・君臣・夫婦・長幼・朋友ノ道、孝悌・忠信ノ事ヲ教ユルニアリ、然レドモ是迄學校ヲ論ズル人、皆當時搢紳ノ時態ヲ知ラズ、兎角式ノミヲ先ニ論ズルユヘ、終ニ成難キナリ、今愚案ハ上ニモ述ル如ク、只可ナリノ場處ヲ設ケ、講堂ハ八疊敷ノ間三四間ニテ、其餘ノ舍塾モ誠ノ假建ニテ、其事司ヲル人ハ菅・淸兩家其上ニ有テ、講釋ニテモ折々致サルヽカ、夫

モ强テ辭セラル丶コトナラバ、輪番ニ著坐致サレ、其場ノシマリナド致サレテ、其下ハ地下ノ師儒講師・讀師・有職師・樂生等打續キ其業ヲ治ムベシ、其都講・助敎ハ地下ノ中ニテ、性行端正ニシテ事ニナラヒテ、品格ノ賤シカラヌ人體ヲ擇ミ是ニ任ズベシ

竹山云　菅・淸兩家ハ儒家ノ御事

按ズルニ、此說上ニ述ル如ク甚ダ事々シタテ、一モ行ハルベキノ理ナシ、畢竟空論ナリ、然レドモ菅・淸兩家ハ儒官ナレバ、何レ文學ニ係ルコトハ、關係ナクンバ有ベカラズ、然シ是モ右ニ述ル如ク、大學宮ヲ以テ各其事ニ任ゼラル丶樣ニト云ハ、容易ノコトニ非ズ、カヤウノ企ナドシタラバ、忽チ指支出來スベシ、且左ヤウノコトナラバ、學宮ノ設ケ古ノ大學寮ノ復古ノヤウニナリ、中々カク大造ナル企ハ思ヒモヨラヌコト也、假令同意ノ人有トモ、カヤウノ仕構ニテハ、先ヅ始ル期モ無ルベシ、夫ヨリハ學宮官員ノ儀式ヲバ後ニシテ、上ニモ述ル如ク可ナリノ學問所ヲ取立、其場所ニテ日日孝悌・忠信ノ道ヲ學ビ、弦誦ノ聲ハ止ザルヤウニ有タキコトナリ、然レバ菅・淸兩家ハ今ノ四辻家ニ樂生ヲ支配致サル丶例ニテ宜カルベキヤ、師員ハ堂上ニテハ却テ指支モ有ベケレバ、地下ノ儒士ノ內ニテ、禮儀ニナラヒ品格モ高ク、氣節アル嚴毅方正タル人ヲ擇テ此ヲ用ユベキカ、竹山ノ云頭二人ヲ置キ、頭ノ指支有ヲモ計ルト、眞ニ譯モナキコトナリ、又夫々其當祿ヲ制セントス、皆謂レナキコト也、古ノ大學寮ナラバ、頭有、助アリ、明經文章博士アリ、其外文章得業生等アリ、今ハ名

ノミ存スルノミ、然ルニ今儀ニ其言ヲ思テ、其實ヲ責ント欲スル時ハ、此一條ニテモ指支テ成就スマジキ也、又按ズルニ、竹山ノ如キ空架ノ論ヲ止メテ、先可ナリ學問所ヲ設ケ、其費用或ハ講師・讀師ノ賜モノヽタメ、元來三百石カ四百石計ニテ足ベシ、誠ニ聊ノ事ナリ、扨其米金ヲ司ドリ出納ヲナスハ、儒生ニテハ宜カルマジ、別ニ俗吏ヲ置キ、今ノ御內儀勤ノ內ヨリ選ミ來リ兩人ナルベシ、其內一人江戶ノ士員ニテ、事々嚴格ニ有タキモノナリ、次ニ下役二人書記ヲ兼ベシ、次ニ小坊主四人、是ラハ隔日出勤ノヤウニナシ、右役料ハ學料ノ內ニテ辨ズベシ、然シ右ノ四百石ノ內ニテ定數ヲ定メテ、其餘ニテハ學舍ノ修覆、器用ノ費ヲ營ム、又書籍ノ購ヒ入レ、或ハ生員ノ賞ニハ、書籍ヲ賜ルヤウ有タシ、又按ズルニ、余ガ急ニ建ント欲スルハ搢紳ノ學ナレバ、上搢紳ノ子弟ヨリ下官人諸士ニ止ベシ、竹山ノ云凡民ノ俊秀ヲモ入ントス、是其宜ヲ知ザルナリ、民ハ鄉學ニ敎テ此學ニ齒スベカラズ、又竹山ノ親王攝家モ皆學校ニ入ント欲ス、是又時勢ニ於テ難シ、總テ何ゴトモ大造ニ事々シクナリテハ宜カラザル也、親王・攝家ハ皆儒士ヲ招テモ、其程ノコトニ指支ハ有マジキコト也、且西土ニテハ俊秀ノ民ハ登用シテ、官ニ就シメ政ニ與カラシムルコトナレバ、古ヘハ大學ニテモ敎ベキコト也、本邦ハ封建世祿ノ制ナレバ、民ハ俊秀ト雖ドモ官ニ進ムコトヲ得ズ、貴賤ノ等常ニ判然タリ、故ニ上下相混ズルトキハ、却テ上ノ人々下ザマノ鄙習移リヤスク、又俊秀ニモ益ナク、貴賤ノ等モ亂ルヽヤウニ成テハ却テ宜カルマジ、是本邦ノ制度ニ因テ考ズンバ有ベカラズ、竹山ノ

論本ヲ量ラズシテ、其末ヲ修メントスルコト此類也

竹山云　師儒ハ縣官其人アラバ申スニ及バズ

按ズルニ、竹山ノ説略宜シキヤウナリ、然ドモ師タル人ハ重カラザレバ威アラズ、學モ固カラズ、只一通リニ論ズベカラズ、諸侯ノ陪臣タリトモ、人ノ上ニ立程ノ端正愼ナル、品格賤シカラザル人物ナラバ可ナルベシ、平民ハ上ニモ論ズル如ク、幼ナルヨリ賤シキ身分ニ生長シ、其心鄙猥ナラザレバ、驕慢ナルモノ多シ、格別ノ俊傑ニ非レバ、世臣ノ上ニ立テ教導スルホドノコトハ出來マジ、又學ブ人モ平民ト思ヘバ、自然ト信ズルコトモ薄カルベシ、又僧ノ還俗シテ儒ヲ唱フルノ人モ、何分人物純粹ナリガタキモノナレバ、此等モ師儒ニ任ジ難カルベシ、カク云バ道ノ上ニテ左ヤウノコト有ベカラズト云人モ有ランカ、然レドモコレ本邦氣習ニテ、封建世祿貴賤上下判然トシテ使スベカラザル制ナレバ、ヤハリ其氣節制度ヲ破ラヌヤウニスベキナリ、然ルヲ枉テ平民ヲ上ニ昇セ、貴人ヲシテ矯テ卑フセシメバ、下トシテ上ヲ侵ノ患ヲ釀シ、上トシテ氣節ヲ損ジ、位班ヲ亂ルノ始ナルベシ、サナキダニ近來搢紳諸官人ニ至ル迄氣節日ニ下リ、鄙猥ノコトニ及ベリ、思ハズンバ有ベカラズ、故ニ師表トナス人ハ德行才性有テ、禮儀ニナラヒ典故ニ通ジ、行誼正シク進退ニ熟シ、俗吏ニ笑ハレヌホドノ人ナラデバ不可ナルベシ、或ハ學文足ズシテ畏縮スル類ハ、素ヨリ不可也、身分鄙賤ニシテ、位置ニ堪ザルハ不可也、才俊ヲ恃テ人ニ誇ル人ハ不可也、己不學ニシテ人ニ衒ハン

トスルハ大ニ不可也、才性文學有ト云ヘドモ、長者ヲ凌忽シ、高貴ヲ輕慢スル人ハ尤不可也、先京師ニテ教授ヲ業トスル者ノ中ニツキ、擇ブベキコトナリ、シカシ是等ハ多ク諸國ヨリ來リテ帷ヲ下ス者也、余嘗テ其人トナリヲ見ルニ、兎角ソノ素生ニヨリテ、其人品ノ上下、意趣ノ高卑ト自然ト其位置ヲナスコト儼然タリ、其中ニ數世ノ醫家・社官・或武家ニテ士分以上、或數世ノ儒業ナドニ出タル人ハ、變子廉恥ヲ知リ、恭敬ノ心ヲ存ス、其以下士民賈豎、或ハ卑卒賤隷ニ出タル人、或浮屠氏ヨリ還俗シタル類ヒ多ク禮讓ヲ知ズ、國典ヲ諳ンゼズ、或ハ廉恥ヲシラズ、鄙頑ノ俗習アリテ、師表ニハ用ヒ難カルベシ、其才俊ナルハ輕薄ノ侮慢ニ至リ、篤實ラシキハ畏怯シテ惰弱ニ溺レ、或ハ踞傲桀戾、或ハ鄙野鶩駁ナレバ、皆師教トナスベカラズ、故ニ先ヅ其素ヲ糺シ、次ニ其人ノ性行ヲ察スベシ

又按ズルニ、學問ノ道ハ、氣質ヲ變ズルコトノミ也、然レバ其素生ハ鄙賤ナリトモ、志陋シキコトハ有マジキナリ、是學問ノ正シカラズ、虛文ニ馳ス故ニ、行狀ト學問ト風馬牛ノヤウニナリ、俗人ニ訕嗤セラルヽナリ、故ニ今ノ士ヲ擇ムハ、先ヅ素生ヲ問、次ニ性行ヲ問ベシ、然レドモ學術正ク志氣高キ人ハ、右ノ鑒定ニハ因マジキカ、然シ是ハ千萬人中ノ一二人ナルベシ、尤惡ムベキハ、而ニ程朱ノ學ヲ張テ、ソノ固陋ヲ蔽ヒ、人ノ尊崇ヲ待ズ、自ラ高ク標榜シテ愚子弟ヲ惑シ、ヤヽモスレバ性ト天道トヲ論ジ、孝悌・忠信・禮儀・廉恥等ノ事ニ至リテハ、未嘗テ此ヲ講ゼズ、大極本源ノ工

夫トテ終身ヲ過ルモノ、愚ニ非ザレバ妄也、此ハ決シテ師表ト爲ベカラザル也、如レ此ノ人ヲ以テ此ヲ師說トセバ、却テ奇詭ノ風ヲナシ、僞飾ノ習ヲナサンカ、痛ク遠ザクベシ、忌ムベシ

儒者之事

竹山云、民間ニテ儒者ト云名目ノ立タザルコソ、アヤシカレノ條

按ズルニ、竹山ノ說ノ如ク、儒者名目ノ立ヌコト如何ナレドモ、此ハ諸浪人ノ類ヒ儒者ト稱シテ、漫リニ名字ヲ名乘、帶刀ヲナスコトヲ拒ギテ、カクハナシ置レシナラン、宿坊屆ノコトハ異ナル物ナレドモ、右宿坊ヲ賴ミ申出ルハ、必眞ニ儒業ヲスルコト明白ナレバ也、實ハ何ニテモ證人アレバ宜シキ事ト見ユ、併シ家ヲ構ヌレバ、必ズ宿坊ト云モノナレバ、其宿坊ヨリ申立ル樣ニ成タル事ニヤ、然レドモ此ラハ御糺ノ上ニテ、元來帶刀シ來リシ人ニテ、業儒ニ相違ナキ分ハ、宿坊ニテナクトモ、免許有セラレテモ宜シキニヤ

草茅危言摘議卷之二 終

草茅危言摘議卷之三目次

草茅危言摘議　巻之三

外舶互市之事

竹山云　明清並ニ諸蠻夷ノ事、其來由久哉ノ條

又云、書籍ハ追々持渡リナクテハ叶ハザル事也

按ズルニ、互市ノ事足利氏ノ奢侈ヨリ珍玩奇貨ヲ得ント欲スルニ起リ、爾來連綿タリト、然ドモ舶額定タレバ、濫舶ハ有マジキ也、然ラバ今ノ儘ニテ、先議スベキコトナカルベシ、竹山銅鐵ヲ兌ユル事ヲ論ズル一段、尤ニテ宜シキニヤ、然ドモ徂徠モ既ニ此説アリ、凡交易ハ有ヲ以テ無ニ兌ルコトナレバ、只國産ノ內有餘不用ノ物ヲ以テ、互ニ必用ノ物ニ易ルヤウニ有タラバ宜シカラン、此ラハ論ヲ待ズ其ノ通ナルベシ、其必用ノ物ハ先藥種ト書籍ノミ、然レドモ書籍モ無用ノ品多キモノナレバ、定リ通リノ品ニテ宜シカルベシ、傳奇小説ノ類、經ニ關ラザル物ハ皆長物ナレバ、隨分有用ノ品ハモテ遣ハシ、無用ノ品ハ翌年ハ止メラレ、攜來ラバ其儘歸サレナバ、有用ノ物多ク來ルベキニヤ

竹山又云　鼈甲ハ持渡ヲ堅ク制止有レタキ事也

按ズルニ、鼈甲ハ鏃弓ナドノ飾ニ用ヒシ事アレドモ、今ハ婦人ノ首ノ飾ノミニナリタレバ、左モアラバアレ、然ドモ竹山鮫ノ說ニ、楠・信玄・謙信・及ビ大內・大友ナドヲ引證ス、眞ニ癡兒ヲ威スヤウノ說也、笑ベシ、軍ノ成敗國家存亡、鮫ノ好惡ニ預ラザル事、癡人ト雖ドモ其言ヲ待ズシテ此ヲ知ル、豈此鮫ノミナラン、金城千里山谿ノ固ト雖ドモ、其德昌ンナレバ必ズ興ルベシ、此古今ノ常理怪ムニ足ラズ、何ゾ況ヤ一器一物ニシテ、必ズ興敗ヲ幾スベケンヤ、且古ヘハ佳鮫ト云ドモ、今ノ如ク高價ニテ得ガタキコトハナカリシト見ユ、然レバ大內・大友ニ非ズトモ、皆ヨキ鮫ヲモ持タルベシ、持タリトモ誇ルニ足ラズ、又美飾ノ爲ニモ非ザルベシ、余嘗テ某家ノ陣太刀ノ、天正ノ頃ヨリ國初マデ、常ニ用ヒタルヲ見ル、作ハ志津兼氏ニテ、外飾ハ至テ質素ナレドモ、ソノ鮫ハ甚ダ絕品ナリ、今ナラバ中々容易ナラヌ品ナリ、然レドモ漆ニテ之ヲ塗タリ、此ヲ以テミレバ、楠・信玄・謙信ヨリ大內・大友ニ及ブ迄、ヨキサメ抔ハ幾ラモ數多有ベシ、然ドモ此サメノ上ニテ、治亂興廢ヲ論ズル事ニテモ有マジ、此ニ別ニ物ヲ擇ブノ一理ニテ、所謂ソノ事ヲ能セント欲スレバ、先ソノ器ヲ利スルノ方也、凡刀劍ハヨク物ヲ截斷スルニ止ルノミ、然レドモ截斷ノ妙ハ正宗・義廣ニ歸スルト同ジ、凡ソ柄ヲ裹ムハ、薄金ニテモ、羅紗ニテモスム事ノヤウナレドモ、ソノ尤モ宜キハ、鮫ニ如クハナキナリ、甲州武田家ノ武功ノ士、一日信玄ノ前ニテ武器ノ尋有シニ、小幡山城ノ云、是迄數度太刀打ヲナスニ、或トキ薄金ニテ柄ヲ卷、ソノ上ニ菱ヲカケ戰ヒシニ、柄木悉ク碎ケタリ、ソノ後

カタキ鮫ヲ當テ、其上ニ菱ヲカケ用ヒシニ、手ニモコタヘズ、ツカ木モ碎ケザリシ、尤見カケハ如何ヤウニテモ、只質ノ堅ヲ用ユベシト云ヘリ、是ニ依テ見レバ、更ニ無用ノモノト云ベカラズ、此一切ノ上ニテノ一理ナリ、若シ德ヲ以テ論ズレバ、凡刀劍弓鎗ノ類皆無用ノ物ナリ、然ドモ是又悉ク廢スベカラズ

朝鮮之事

竹山云　神功ノ遠征以來韓國服從朝貢シ、我屬國タル事ノ條

按ズルニ、朝鮮ノ事、白石徂徠既ニ此說アリ、此ヲ客對スルコト當ラザル事ヲ云リ、實ニ然リ、蕞爾一小國ナンゾ我幕府ニ抗衡スルニ足ンヤ、然レドモ遠ヲ柔スルノ政ニテ、カクハ優待セラルヽ事ニヤ、畢竟ハ神國以來ノ屬國ナレバ、心ヲ生ゼヌヤウニ御スベキニヤ

竹山云　朝鮮ハ武力ヲ以テ我ニ加ル事ハ、所詮ナラザル故ニ、文章ヲ以テ來リ

按ズルニ、秀吉ノ兵ヲ朝鮮ニ用ヒラレタルハ謂レナシ、神功ノ三韓ヲ征セラレタルハ、然ラザル事ヲ得ザレバナリ、何レニモ古ヘ三韓ノ初ヨリ、我屬國タルコト顯然タレバ、如何ニモ德威ヲ示シテ侮リヲ入ザルヤウニナスベシ、今ニテハ對州ニテ貢獻ノ品ヲ受トリ、應接スルコトニナリ、無用ノ國費ヲモ省キタリ

琉球之事

竹山云　琉球ハ薩摩ノ附庸タルコト、足利氏ノ時ヨリ始マルト云ノ條

按ズルニ琉球モ古ヨリ我屬國ニシテ薩州ノ附庸也、然シテ明ノ時ヨリ彼冊封ヲ受ルコト、甚ダ不埒ノコトニテ惡ムベシ、然ドモ彼ニ互市ヲナサシム、其國ノ立行スコトモ有ベキニヤ、然シ其正朔ヲ受ルコト一事ハ、糺シ責ムベキコトニヤ、竹山琉球ニ華物ヲ載スルコト嚴禁シテ、官ヨリ立合吟味シテ貨物ヲ燒棄ルカ、官ニ沒入シテ空舟ニテ返スカナドセント欲スルコト如何、夫國政ハ寬裕ヲ以テ主トスベシ、然ルニ如レ此ノ暴悍ナルコト、屬國ニ示スノ道ニ非ザルカ、闌出ノ禁ハ嚴ナラズンバ有ベカラザルトモ、所レ謂淵中ノ魚ヲ察見スルノ不祥、知ズンバアラズ

蝦夷之事

竹山云　兩年前蝦夷ノ騷動ハ何故ナリシヤノ條

按ズルニ、蝦夷ハ本邦ニ接スルノ夷服ナレバ、隨分撫恤シテ失フ可カラザルノ地也、尤未ダ開ケザル頑愚ノ俗ナルベケレバ、如何ニモ質實ニ控御スベシ、兇黠ノ風ヲ成シメザルコト肝要ナリ、カノ姦商ノ徒利ノ爲ニ猥リニ欺罔スル時ハ、兇黠ニ移ルコト有ベケレバ、兎角互市ニ欺詐ノ無ヤウニ、官ヨリ嚴シク吟味有タキコトナリ、竹山ノ夷民ニ稼穡ヲ敎ルノ說最ヨシ、且又流人ヲ以テ夷民ニ雜居セシメ、耕漁ヲ事トナサシムルコトモ宜カルベシ、然ドモ徒人ノ内ナホ姦惡ヲナスモノハ、夷民ニ令シ之ヲ殺サシメント云コト甚ダ誤レリ、是政ヲ知ザルナリ、兩下相殺シテ官ヨリ禁ゼザル政ハナ

キコトナリ、タトヘ實ニ罪アリトモ、兩下相殺ストキハ、禍亂相尋デ起ルベシ、豈政ヲナサントシテ、殺ヲ肆ニナサシメテ可ナランヤ

又按ズルニ、夷俗佛ヲ崇信ス、故ニ近來ハ江都ヨリ僧ヲ遣シ佛宇ヲ建、此ニ居ラシムレバ自然ニ村民アヒ聚リ、村落ヲナスト云信ナリヤ、何分未ダ開ケザル地ナレバ、先入主トナルナリ、先ニ佛ノ說ヲ聞バ、一偏ニ之ヲ信ズルナルベシ、然レバ先ヅ敎ユルニ聖賢ノ道ヲ以テシ、孝悌・忠信ノコトヲ喩シ知ラシメバ、自然ニ習俗ヲナシ、敎化ヲ得テハ格別ノ美俗ヲナスモ、又知ルベカラズ、儒者ト云程ノモノニテナクトモ、手島流ナドトテ、心學道話ト云ヤウノモノヲ遣シテ、家ヲ授ケ產ヲ制シ學舍ヲ建立シ、進ミ風ニ靡シテ村落ヲナスニ至リナバ、是又先入ニナリテ、佛ヲ信ズルニ同ジカルベシ、然シテ終ニ禮儀ノ俗トナラバ、豈ヨカラズヤ、何ゾ佛宇ヲ建テ村落ヲナサシムベケンヤ

地理之事

竹山云　古天下風土記ノ撰アリテ、列國郡邑ノコト始テ指掌スベク之條

按ズルニ、國籍ハ何レノ國ニモ、侯國ニハ五畿七道二島ニ至ルマデノ細圖ハ皆具在スルコト也、余ガ家世々備藩ノ士員也、小少ノ時アル大夫ノ家ニ藏スル所ノ圖板ヲ見ルニ、一國各一枚ニテ、美濃紙二三枚ヨリ、或ハ三四枚ニ至ル、各國悉クアリ、又本國ノ形圖ノ如キハ、一郡各一枚ニテ、數郡東西ノ符ヲ合レバ、一國ノ全圖トナルヤウニシテ甚ダ委クセリ、此版圖ナクンバ、不虞ノ備軍用ノ

見ヲ缺グベシ、是皆古ヨリ然リ、竹山ノ言ヲ待ズシテ各國既ニ此ヲ存ス、竹山タマタマ知ザルカ

水利之事

竹山云　天下ノ至險トスベキハ、東海道大井川ナルベシ

按ズルニ、竹山蔡襄ノ萬安橋ニ習ヒ、凡ソ此橋ヲ渡ルモノ、王侯ヨリ士庶ニ至ルマデ各費ヲ償シメバ、勞セズシテナラント、且其橋ノ製造作法多ク辨ヲ費セリ、然ドモ其由ヲ知ラズシテ此ヲナス、コレヲ妄作ト云、如何トナレバ、此津ノコト往昔ヨリ列侯碁峙シテ、東西師ヲ用ユルコト尤モ多シ、鎌倉開府ノ後軍馬ノ上下驛相踵グ、然ドモ大井川瀑漲シテ軍ヲ駐メシト云ヲ聞ズ、且何ノ時ヨリ如レ此天下ノ險要トハナリシヤ、古ヘハ別ニ通道有シニヤ、未ダ審カナラズ、今此ヲ人ノ云ヲ聞バ、金谷ノ驛ヲ溯ルコト二十町計ニシテ、川流枝分シテ甚ダ平穩也、下津瀑漲スト雖モ、常ニ異ナルコトナシ、土人浴盤ニ乘テ之ヲ渡ス、敢テ難キコトナシ、然ドモ則石橋ヲ作ルハ小ナル蛇足ナラン、笑フベシ、回途ノ難ヲ思ヘバ、金谷驛ヨリ道ヲ通シテ上流ヲ渡リ、迂路島田ニ出ルトモ、纔ニ一二里ノ迂徑ノミ、瀑漲坦途ノ患ニ比スレバ、何ノ難キコトカアラン、然ニ其道ヲ通ゼズシテ、曠日守渡セシメテ、諸侯モ亦此ニ甘從シ、建議スル人ナキハ、蓋シ故アラン、今漫ニ此ガ說ヲナサズ、安陪河ノ如キモ亦上流ヲ渡ルトキハ、曾テソノ患ナシトキク、信ナリヤ

竹山云　萬一不虞アラバ、橋口ニ柵ヲ振リ、大砲ヲ備ヘ待バノ條

按ズルニ、竹山ノ説尤モ笑フベキノ甚シキナリ、竹山軍事ヲ以テ鼠ナド捕ヤウニ思ヘルカ、用兵ハ如レ此想ナラズ、又辨ズルニ足ザレバ、此説ヲナサズ

竹山又云　三條五條ノ二大橋、豐家ノ大功ニテ萬世ノ益ヲ貽サル迹ノコト

按ズルニ、是紙上ノ空論笑フベシ、鴨川ハ瀑漲古ヘヨリ防ギ兼タルホドノ川也、今ハ昔ノヤウニハ無レドモ、兎角決嚙ノ患ヒ少ナカラズ、然ニ右ノ石橋ヲ施ストキハ、先百間ニ至ルベシ、然シテ水流十道ニナサバ、其餘ハ皆橋趾一道二三間ノ幅ヨリ廣クハ作リガタカルベシ、趾モ一間半カ二間程ニハ無テハ支ヘザルベシ、若二間ニモ及ブ趾ヲ十一二モ川中ニ築トキハ、瀑漲ノトキ水激シテ、東西ノ兩岸ヲ嚙トキハ、大イナル患目前ニ起ルベシ、左ナキダニ賀茂川・高野川合流ノ勢ヒ東ニ決シ、數々患ヲナスヲヤ、其地勢ヲモ料ラズ、如レ此ノ妄議ヲナスコト、害タルコト又甚シカラズヤ、況ヤ方廣寺ノ石ヲ打碎キ此妄作ヲ計ル、暴モ又甚シ、豈コレヲ政トスルト云ンヤ、如何トナレバ、凡遠鄉末界ニテモ、石垣ノ大ヲ語レバ必ズ方廣ヲ稱ス、然ニ如レ此ノ暴戾ヲナシ、天下ノ觀聽ヲ駭カサバ可トセンヤ、心ニ於テ豈慊カランヤ、故ニ君子ハ詭激ノ行ヲナサズシテ、人自ラ此ニ服スルナリ、竹山ノ論ヤヽモスレバ僧ヲ虐シ寺ヲ毀ヲ事トス、然ドモ是又異端ヲ排スルノ心ヨリ起リ、却テ私意ニ拘リ讎視スルニ至ル、過激ノ甚シキ、鄙野ニシテ厭フベシ、此等ノ説皆人心ニ慊ラズ、勢ヒ行ハルベカラス所以也、夫異端ヲ攘ケ止ムルノ術ハ、政ノ如何ニ在ノミ、政治上ニ正シケレバ、異端ハ排

セズシテ自ラ衰フ、鞬櫜以來釋氏ノ法日々ニ衰ヘ勢ヲ失フコト、是ヲ上世ニ比スルニ如何ゾヤ、故ニ君子本ヲ務、本立テ道ナル、嗚呼其本ヲ論ゼズシテ其末ヲ爭フ、眞ニ賈豎ノ見ニ等シキ哉

竹山云　大坂淀川筋ハ琵琶湖ノ流水、鴨川桂川ノ合流受ユヘニ、又云、土佐日記ニ

按ズルニ、此論又水利ニ疎ニシテ甚ダ妄說也、余少年ヨリ水利ノ道ヲ悅、我備前往昔水災ヲ患フ、熊澤蕃山之ヲ治テ、其害ハ卒ニ止ミ、國民今ニ至テ其澤ニ依ル、故ニ熊澤氏ノ成績所トシテ之ナキハナシ、余竊ニ之ヲ喜ビ、又此ヲ古老ニ聞キ、頗ル熊澤氏ノ說ヲ聞キ、其績ヲ觀ルコトヲ得タリ、今此ヲ以テコレヲ觀ルニ、土砂ノ出ルコト木津川ノミニ非ズ、木津川ナシト云ドモ自ラ下流ヲ壅コト然リ、如何トナレバ、今面ノアタリニ見ル處ノ賀茂川ト云ヘドモ、瀑漲スル每ニ、或ハ西ニ流テ東ニ砂洲ヲナシ、或ハ東ニ決シテ西ニ洲積ヲナス、加之屈曲宛委當ニ觀ヲ改ム、カク土砂ノ轉運スルゴトニ、下流ヘ轉移スルコト知ルベキ也、故ニ云、木津川ナシト云ドモ、又大坂ノ下流ヲフサグコト勢ヒ然リ、其下流ヲフサグノ咎皆墾田ヲ開ニヨル、夫大坂ノ川尻、歷年ノニゴリ泥洲ヲナシ渚ヲナス、故ニ之ヲ墾シテ新田ト唱ヘ、地ノ利ヲ射ル、故ニ其ノ壅日月ニ甚シ、然ルニコノ漸爾後百年ヲ歷バ、海船ハ決シテ川口ヘ入ルコト成ガタカラン、今急ニ治ルノ術ナクトモ、先墾田ヲ禁ズベキナリ、如何トナレバ、洲渚蘆場ト雖ドモ、其マヽ墾田開セザル時ハ、水勢下ニ達スルコトヲ得テ、或ヒハ深ク成ノ時モ有ベシ、若田ヲ開キ堤ヲ築ク時ハ、ニゴリドロ捌兼テ、堤外ニ又スサキヲナス

ベシ、此ノ如スルトキハ水勢下ニ達セズ上ニ逼リ、淀・伏見ナドノ患ヒ益甚シカラン、此理ヲ辨ゼズ、只川ジリノ壅塞ヲ疎セントスルコト、鄰國ヲ壑トスルノ類也、竹山又土佐日記ヲ引クコト疎モ又甚ダシ、千年ノ當時ハ知ラズ、源平ノ昔江口・神崎トテ舟ヲ泊スルノ所ナリ、今ハ中々左ニハ無キナリ、大物ノ浦トテ、世ニモ風波ノ恐シキ所モ、何レノ所ヲ知ラズ、況ヤ千年ノ昔浪華ノ川ジリト云ヒシヲ、今ノ川尻ノヤウニ思フハ、船ヲ刋シテ劍ヲ索ル類ヒナルベシ

浮沓之事

竹山云　凡浮沓ハ一人コレヲ掛レバ、兩人ニ取付セテ、曾テ沈マヌホドノ力アリ

按ズルニ、是又軍事ヲ以テ兒戯ニ比スルモノナリ、一向軍ノ大意ヲモ知ズ、武士ノ心得ハ少シモナク、大阪流ノ目前ノ利ヲ講ズル說ヨリ、如レ此ノ妄誕ニ及ブカ、夫戰ヒハ彼法アリ、又時勢アリ、源平ノ戰ト應仁。天正ノ頃ノ戰ヒ、ソノサマ夫々異ナリ、天正ヨリ慶長・元和ノ比ニ至リテハサマ替リ、劇シキ事ニナリタリ、今此治平打ツヾキ、邦内ニ干戈ノ起ルコトハ無クトモ、或ハ外國不虞ノ事アラバ、ヤハリ慶長ノ比ノ戰ヒノサマ成ベシ、大概軍ハ後世ホド鎗合六ツカシク、鎗ヲ入ルヽノ後ハ一キハ昔ヨリ劇シク、迫リ合テハ鎗モ長スギテ邪魔ニナリシコト、大坂兩度ノ役ニ每度コレ有リ、余ガ祖父ハ甲州流ノ兵法ヲ以テ人熟練ト稱ス、故ニ余モ又往々其書ヲ讀ム事ヲ得テ、又傍ラ長尾流ヲ喜ブ、然レドモ皆浮沓ノ妙ヲ說ズ、凡浮沓ノ製ハ、唐土ノ兵書ニテハ、登壇必究。武備志ナドニ見

ユ、本邦ノ書ニハ武用辨略ナドニモ出タリ、皆其圖製ヲ載ス、然レドモ昔ヨリ之ヲ用ヒシコトヲ聞ズ、今竹山ノ製スル處ノモノ、大一箇長サ二尺計リ、小二箇長サ一尺二寸バカリ、皆四寸餘ノ差ワタシナリ、布嚢ニモリ麻繩ニテ是ヲ著、ソレ川ヲ渡ルニ、水練モナキ人如レ此ノモノヲ著テ、水ニモヒタリタラバ、ダブダブトシテ押流サレ、急ニハ向ノ岸へ著コト難カルベシ、是敵軍ノ的ニナルコトニテ、敵方ノヨキ慰ミニテ、羽ノナキ水鳥ノ如クニテ、弓・鐵炮ニテ思フ儘覘ヒ打ニスベシ、凡水ヲ隔テ戰ヒ、水ヲ渡シテ戰フコト、淺瀨ヲ尋テ惣軍相ガカリニシテ、備ヲ亂サズ渡サズシテハ、向ノ岸ニ上リ、直ニ敵ニ迫リ軍ハ出來マジキナリ、イツモニテ水ヲ渡ルハ、佐々木・梶原ガ宇治川ヲ渡リタルヤウノモノト思フハ、軍事ヲ知ラザルナリ、凡ソ川ニシテ瀨ノナキハナシ、瀨アレバ敵コレヲ固メザルコトナシ、此ヲ渡シテ戰ニ又術多シ、其機變ハ將ノ智愚如何ニ有ルノミ、然ドモ右ノ浮沓ヲ掛テ水ヲ渡ラバ、タトヘ水ヲ渡シ岸ニ上ルトモ、甲冑ノ上ニ右ノ荷物ヲ著ナバ是ニ支ヘラレ、鎗ヲ合スコト、太刀打ヲスルコトモ協フマジ、マシテ人馬トモニ之ヲ用ユルナド、決シテ用ヲナスノ理ナシ、只水ヲ渡リタルノミニテ犬死ヲナスベシ、カカル愚ナル所爲ハ、令ストモナス人モ有マジキナリ、俗ニ云畑水練ノ類ナルベシ、此浮沓ヲ試ミタルニ話アリ、備藩ノ一大夫某好テ武ヲ講ズ、浮沓ヲ製シテ此ヲ試ム、以爲苟モ水練ノ心アル人ニ此ヲ試ハ無益ナリトテ、一醫某ヲシテ試シム、醫則浮沓ヲカケルコト法ノ如ク、水中ニ投ジテ又數人ヲシテ下流ニ要セシム、醫水ニ浮テ行コト一

町バカリ、流ニ随テ沈ムコトナク、故ニ心少ク怠、足ノ力少クユルミシカバ、忽チ一轉シテ首ハ水中ニ沒シ、水上タヾ足ノミ流ル、見ル人捧腹絶倒セズト云モノナシ、急ニ向テ此ヲ出ス、醫ノ云、水中ノ苦不レ可レ言、早ク死ザルヲ恨シト、此ヲ以テ某大夫大ニ笑テ、浮沓ノ用ヲナサヾルコトヲ知ル、是又上ニ云眼前ノ利ヲ見テ、人ノ性命ヲ忘ノ妄說也

別駕車之事

竹山云　俗ベカ車ト呼ブハ、別駕車ト稱スベシノ條

按ズルニ、此尤モ施シ行難キカ、又本ヲ量ズシテ末ヲ等セント欲スルノ論ナリ、夫車ヲ用ユルハ坦途ニシテ、溝瀆ナキ地ハ甚ダ便也、然シテ五十三種津梁・舟楫・山谿ノ險往々此有リ、然ニ此車ヲ用ヒンニ、淺キハ其儘渡サント云コト、此モ水ハ淺クトモ、泥滓ノ中ニ兩輪ヲ沒シテ、轉運セザル時ハ、只行程ノ妨トナルノミナラズ、車モ捨テ去ラザルコトヲ得ズ、此ヲ讀テ余覺ヘズ噴飯ス、況ヤ舟渡ノ津此ヲ如何スベキ、行旅駱驛タル路程、常ニ此ヲ用ヒバ、橋梁ヲ傷コトモ亦多カルベシ、然レバ其無益ニシテ損亡多キコト、論ゼズシテ知ベシ

又按ズルニ、凡ソ改革スルコトハ、其弊止コトヲ得ズシテ後ニ改、人其改ムルヲ厭ハズ、今ヤ太平無事行旅ノ往來、五畿七道迄通ゼザル所ナク、糧ヲ裹マズシテ千里ニ行コト家ニ歸ガ如シ、然バ則此ヲ改ベキナシ、改ムベキコト無シテ乙ヲ改ント欲スルハ、是ヲ政ヲ亂ルト云、亂政ノ人ハ孔氏ノ

誅スル處ナリ、是ヲ概スルニ、利ヲ講ズルノ鄙心ヨリ出テ、妄想虚誕ノ議ヲ起スニ至ルカ

金銀幣之事

竹山云　今日行ハルヽ金銀二幣ハ、甚ダ輕重ノ宜キヲ得サセラレノ條

按ズルニ、此段ノ論甚ダ是也、且損益ノ卦ヲ引テ、上ニ益ナリトモ、下ニ損アラシムベカラズト云一語、壓卷ノ好話説ニシテ、政ヲナスニ體任セズンバ有ベカラズ、余モ嘗テ金銀幣ノコトニ於テ竊ニ云フ處アレドモ、別錄此ニ附セズ、竹山ノ此條ニ管子輕重論ヲ引ハ如何、夫管子ノ書ハ敬仲ノ眞ニ非ザルコトヲ辨ヲ待ズ、然レドモ輕重ノ一篇此書ノ生本ニシテ、餘ハ集輯シテ書ヲ成ニ似タリ、或ハ申韓者流此ヲ作リテ、管仲ノ名ヲ冒スルノミ、竹山ノ論往々申韓衛桑ノ論ヲ讀ガ如シ、怪ムベキカナ

錢幣之事

竹山云　南都並ニ鎌倉ノ大佛ハ大無用ノ長物

按ズルニ、此レ上ニ論ズル如ク、匹夫暴客ニシテ忌諱ヲ知ラズ、只眼前ノ利ニ溺ト、釋氏ヲ讎視スル私心ニ出ヅ、方廣ノ鐘或方ハ石垣、智恩ノ鐘ノ如キ、コレ竹山面ノ先ニ見ル處ニシテ、此ヲ見レバ則利心ヲ生ズ、天下ノ長物方廣。智恩。高臺トノミ思ヘル、其鄙陋狹隘論ズルヲ待ズ知ベシ、天下ノ廣キ竹山見ザル處モ幾多ゾヤ、又幸ニシテ竹山ノ厄ヲ免ルベシ、只方廣。智恩ノ類ヒ其目擊ノ人竹山ニ

讎視セラル丶コト又何ノ寃ナル、竹山如ㇾ此長物無用ヲ惜マバ、何ゾ海底ニ網シ、徒ニ沈ム金ヲ出ヲ論ゼザル、嘗テ聞、明石兵庫ノ海ハ、天下商賈ノ舶相尋デ來往スル所ニシテ、風波險惡往々覆沒シテ金ヲ失コト不ㇾ少、然ドモ海底ノ金銅ハ未ダ竹山ノ閲ヲ經ズシテ、沈淪ニ泣モ知ルベカラズ、其餘モ人ノ云ヲ聞ニ、大坂御城内金銀水有テ巨萬ヲ投ズト云、是前代ノ物ナレバ議スベキヲ、不ㇾ然バ竹山翁タマ〳〵忘レタルカ、一笑スベシ

又按ズルニ、天下長物ヲ論ゼバ、一侯國ト雖ドモ又少トセズ、此皆因循ノ古物ヲ存シ、又物ヲ愛スルノ心無ンバ有ベカラズ、長物無用トイヘドモ、是ヲ置テ古ヲ存スルコト、是寛政ノ美事也、然ニ竹山ノ論ノ如ク物ヲ盡スハ、衰世荒暴ノ政ナリ、豈是聖人ノ意ナランカ、物ヲ盡シテ利ニ走ノ心ヲ推トキハ、奪ザレバアカズ、諸寺衆民ノ藏スル重器モ、地頭領主之ヲ欲ルトキハ、傾奪シテ可ナランヤ、物ニ盡ノ弊此ニ至ントス、凡人々上下ノ苟モ此ノ利心有トキハ、聚歛再恥ノ蜚彈冠シテ進ンノミ

物價之事

竹山云　先王ノ政ニ、物ノ價ヲ平ニスルコトハ缺ベカラズ

按ズルニ、竹山ノ此論至當也、然シテ當時二朱銀一タビ出デ、既ニ此說アリ、其後始テ二分金ヲ出サレ、更ニ此ヲ新鑄ノ草文字金ニ改メラレ、又繼デ一朱金ヲ出サレ、又之ヲ一朱ニ替ラレ、二朱銀

新ニ出デ、古二朱ハ引替ニナリ、此ニ繼デ更ニ二朱金行ハレテ、銀二朱ト並用ス、是ヲ以テ金銀ノ價愈賤ク、物價益々騰貴ス、加之ニ太平ノ流風日ヲ追テ華靡ニ赴キ、恭儉ノ姿ニ乏、隨時裁抑セザル時ハ、其弊文弱侈靡ニシテ不振、困乏ニシテ救フベカラザルニ至ラン、嘻余モ嘗テ竊ニ論ズル所アレドモ、別錄此ニ贅セズ

竹山云　往歲家質ノ座潰亂セショリ、幾程ナク其運上金轉ジテ此川浚金トナリ、府下止コトヲ得ズシテ命ヲ奉ジ、年々萬金ニ髣髴トシテ差出スコト

按ズルニ、竹山ノ此論通ゼザルベシ、且川浚金ハ大坂ダケノコトニテ、物價ニ與ル程ノコトニハ非ザル也、其上大坂ノ富民ナルモノ、素封侯ノ如キ驕奢惡ムベシ、此驕奢ヲ論ゼズシテ、纔ニ一萬金程ノコトニテ皆蹙額スト云、是其地ニ私スルノ心シテ、公平ノ論ニ非ズ厭フベシ、且余ガ大坂ニ在シ時之ヲ聞、富民加島屋作兵衞ナルモノ、富民ノ列ニテハ第三四等モ下リタル内ナル由、然シテ家ニ費ス所、衣食ノ資年々十萬金ニモ及ト云、是ヲ以テ府民ノ富ヲ知ルベシ、此驕奢淫逸ニシテ糞土鼎食スルモノ、都テ幾少ゾヤ、然シテ府民ノ出ス所一萬金、一戶ニ課幾多モナシ、竹山ノ常ニ所謂夫里ノ布ニ非ズヤ、之ヲ出ストモ府民ニ於テ何ゾ害セン、然レドモ此ヲ推テ京・江戶ナドヲ論ジテハ、一向アタラズ、只ニ一般ノ害ト成リテ士民ノ困ミ、公儀ニモ益ナキハ諸商賈職工ノ株也、此ノ株ト云モノ一切禁止セラレ、運上ヲ免ゼラレバ、商賈各其業ヲツトメ、姦商袖手ニシテ利ヲ射ノ私ナク、

天下ノ物價始テ平カナラン、物價平カナラバ、諸物皆價ヲ減ジテ、却テ國家ノ御大益トナルベシ、諸株ノ運上ハ是眼前ノ利ニシテ、其害ヲナスコト不レ少、サテ大坂ノ民ハ上ニモ云如ク、金衣玉食僭竊ノ罪少ナカラズ、又竹山之ヲ御スルノ道ヲ論ゼズシテ、却テ附益セント欲スルコト如何、道ヲ論ゼバ先ソノ驕民ヲ抑裁シ、恭儉ノモノハ此ヲ賞シ、驕淫ノモノハ此ヲ懲シ、義ニ赴キ善ニ遷リ、自然ニ風化ヲ成サバ、人々義ニ勇ミ利ヲ後ニシテ、有餘ヲ以テ不足ヲ補ハヾ、自ラ聖賢ノ道ニ叶フベシ

竹山云　差當リ物價ヲ害スルハ、都會ノ神社佛閣ニ花美ヲ盡シ、無用ノ材木・瓦石・丹漆・金鐵ヲツカヒ、青樓ノ花街ニテ、衣服・酒肉・薪炭・油紙・蠟燭等ヲ日々ニ夥シク費スノ二ツニアリ、青樓ハ京大坂トモ一旦裁抑有シカドモ、其趾ハ又自若タル勢トキク、此二ツヲ嚴令ヲ以テ黜斥セラレバ、風化ヲ助ルノミ

按ズルニ、竹山ノ此論至テ公正ニシテ尤然リ、神社佛閣ト雖ドモ、尤モ無用ニシテ敎化ヲ濫ルハ、佛宇ト青樓也、世ノ材木丹漆ヲ費ス物ハ佛宇ニ若ナシ、物ヲ傷ヒ冗費ヲ極ムルハ、青樓花街ニシクモノナシ、政ヲ成ント欲セバ、此二ツノモノヲ痛ク斥ケズンバ有ベカラズ

草茅危言摘議卷之三　終

草茅危言摘議卷之四目次

草茅危言摘議卷之四

常平倉之事

竹山云　漢ノ宣帝ノ時、耿壽昌上言シテ云ノ條

按ズルニ、漢ノ食貨志ニ云、二大司農耿壽昌、五鳳中奏言、宜下糴ニ二輔弘農河東上黨太原郡穀一、足上供ニ京師一、可三以省ニ關東漕卒過半一、又白、增ニ海租三倍一、天子皆從レ之、御史大夫蕭望之奏言、故御史大史屬徐宮家在ニ東萊一言、往年加ニ海租一、魚不レ出、父老皆言、武帝時縣官嘗自漁、魚不レ出、後復予レ民、魚迺出、夫陰陽之感、物類相應、萬事盡然、耿壽昌習ニ於商功分銖之事一、其深計遠慮、誠未レ足レ任、宜ニ如レ故、上不レ聽、漕運事果便、壽昌遂白、今邊郡皆築レ倉、以ニ穀賤時一、增ニ其賈一而糴、以利レ農、穀貴時減レ賈而糶、曰ニ常平倉一ト云、ソレ時ノ宜キト、地勢ノ異同トヲ不レ量シテ事ヲ處スル、是ヲ妄作無謀ト云、夫漢ノ時ハ一歲ニ關東ノ穀ヲ運送スルコト四萬石、以テ京師ノ賄ニスルコトニテ、其運送ノ人夫二萬人カヽリタリ、是ニテハ大ニ民ヲ勞シ、且ツ大ニ費ユル故、京師ノ賄ホドハ遠ク運送セズトモ、三輔トテ京兆・扶風・馮翊ノ近郷、又ハ弘農・河東・上黨・太原ナドノ四郡ホドノ穀ニテ足ルコトナレバ、大ニ勞費ヲ省クコトナリ、然シ夫ニテハ是迄京師ヘ捌ケタル關東四萬石ノ米、サバ

ケズシテ迷惑スベシ、故ニ壽昌ノ工夫ニテ邊郡トテ、此方ノ奥州會津ナドノ邊土ニテ、米ノ外ヘサバケ兼ル所ニ常平倉ヲ作リ、穀ノ出來次第上ヘ買上ゲツカハセバ、民皆其金ニテ營ヲナスコトヲ得ル也、扨世間ニ穀ノ少クナリテ、民ノ穀ヲ欲スル時ハ、世間ノ賈ヨリ減ジテ民ニ賣渡スコト也、然バ民ノ爲ニハ大ニ便利ニシテ宜ニ協ヘリ、然ドモ名臣蕭望之ノ如キハ其海租ヲ增ナドノコト非ナリトテ、其錙銖ノ利ヲ務ムルハ國體ニ非ザルヲ斥ス、此政ヲナスニ利ヲ講ズルトキハ、常平倉一事ハ甚ダ便ナレドモ、此便利ヲ見テ利ヲ講ズル人ニ任ズル時ハ、其勢ニ乘ジテ却テ民ヲ虛シテ上ニ利スルニ至ルベシ、此ヲ以テ一事ノベンヲ以テ其人ヲ信ズベカラズ、一事ノ過ヲ以テ其人ヲ失フベカラザルコト、此政ヲナスノ要也、今竹山サカンニ常平ノ便ヲ說テ、邊郡ト云コト常平ノ主意ナルコトヲ思ハズ、漫ニ是ヲ坂府ニ置ント云、此大ナル妄談僻說ナリ、余ガ以下ノ說ヲ見テ知ルベシ

又按ズルニ、治法アリテ治人ナシ、此素ヨリ名言也、然レドモ孔子ノ「文武政布在ニ方策一、其人存則其政擧、其人亡則其政息」ト、哀公ヘ答玉ヘル語ニテ、荀卿ハ此語意ヲツヾメテ此語ヲ造ス、故ニ此ヲ佳トスルナリ、竹山ヤヽモスレバ此語ヲ稱シテ孔子ノ語ニ及バズト云、怪ムベキ哉

又按ズルニ、漢以來利ヲ講ズルヲ賤ム、必耿壽昌・桑弘羊ノ徒ト云、君子ヨリ此ヲ觀レバ、賈豎ニシテ國體ヲ知ズト云、當時ニ在テモ蕭丙ノ如キ名臣ハ是ヲ賤ミ惡ム、然ルニ名臣ヲ罵リ迂儒トシ、甘ジテ耿・桑ヲ推ス、此又吾徒ニ非ザルカ

又按ズルニ、右ニ述ル如ク、其人亡則其政息ム、故ニ古名主ハ賢ヲ得ルヲ利トス、然ドモ賢才ハ常ニ得ガタキ時ハ、其聖賢ノ制スル處ノ不易ノ良法ニ就キ、時勢ヲ見テソノ可ナル者ヲ施シ行フコト是政ノ肝要ナリ、然ニ此四方輻湊シテ萬國ニ達スルノ大坂ニ於テ、此常平倉ヲ置ントス、假令一旦其人ヲ得テ、此ニ任ジテ上下ソノ利ヲ得ルトモ、終ニ猾吏姦民ソノ利ヲ私シ、郡國ソノ毒ヲ蒙ラバ、實ニ其禍測ルベカラズ、是余ガ鄭重辨ゼザルコトヲ得ザル所以ナリ

竹山云　我邦ニテモ古代屯倉ト云コトアリ

按ズルニ、本邦往古ノ屯倉ハ、其地ニ出ス處ノ租税ヲ直ニ此屯倉ニ收ムトミヘタリ、畢竟備前ナドニテ、今郷倉ト唱ル類ヒナラン、此モ古代ニテ戸口モ少ク、漕運モ今ノ如ク便ナラズ、大阪ノ如キ都會ノ賣捌ク所モナカリシ上古淳朴ノ風ニテ、時勢ノ變ヲ見ツベシ、光仁紀ノ「穀貴定㆓常平法㆒」ト云コトモ、常平倉トハ見ヘズ、是ハ餘程世モ後ナレバ、淳質ノ人ノミニテモナク、不登ニ付米價ノ高低不同ニヨリ、常價ヲ以テ天下平均ノ價ヲ命ゼラレシコトト見ヘタリ、故ニ穀ノ貴ヲ以テト有、常平倉ニハ非ル也

竹山又云　漢ノ世ニテハ邊郡ニ倉ヲ置ト云條

按ズルニ、今諸國ノ米令セズシテ坂府ニ輸シ藏スルコト、所謂ナホ外府ノ如キ也、外府トハ外倉ト云コト也、其故如何トナレバ、坂府ハ天下ノ大都會ニシテ、舟楫ノ便四方ニ達ス、故ニ富民比々トシ

テ素封侯ノ如シ、之ニ加フルニ天下ノ諸侯邸ヲ大坂ニ設ケ、年中ノ費ス處ノ金弊多ク、之ヲ府ノ豪民ニ貸リ、又各國租人ヲ以テ其債ヲ償フ、數千里ノ國ト雖モ海ニ航シテ至リ、萬億ノ米ト云ドモ漕運ノ勞ヲ待ズシテ輸スコトヲ得ル也、又加賀。肥後等ノ如キ大國皆其米ヲ賣拂ハント欲スル者、必之ヲ大坂ニ輸ス、故ニ天下ノ米穀多分ハ阪府ニ聚ル、此ヲ以テ府ノ富豪或米商、各コレヲ京師及諸國ニ糶シテ、其利ヲ射ル人天下ノ米皆コレヲ阪府ニ輸ス時ハ、別ニ常平ノ倉ヲ設ズシテ人皆其宜ヲ得タリ、然ニ今更ニ常平法ヲ置ントスルハ、民ト利ヲ爭フニ非ズンバ、富民ニ附益セント欲スルナリ、常平倉ハ上ニモ云フ如ク、漢時モ邊郡皆築レ倉ト云ヘドモ、是ハ漕運モ不便ニシテ、又賣捌クコトモ出來カネ、民モ租餘ノ米有テモ賣コト能ハザレバ、衣服器用ヲ求ルノ錢ヲ得ルコトナシ、故ニ如レ此ノ地ニ倉ヲ設ケ、民ノ作出シタル時ハ、價ヲ增テ之ヲ收メ、民ニ乏シキ時ハ、價ヲ減ジテ是ヲ糶セバ、實ニ仁政ト云ベシ、然ドモ人其人ニ非ザレバ、或姦ヲナサンコトヲ恐ル、今ソノ坂府ニ漕運ノ便天下ニ通ジテ上下トモ融通ス、故ニ天下タマ〳〵飢荒ノ國アレバ、忽船ニ便シテ糴スルコトヲ得ルナリ、此ヲ外府ノ如シト云、然ルニ常平ノ新法ヲ行ハント欲スルコト、民ト利ヲ爭フニ有ザレバ、是民ヲ擾サント欲スルナリ、若當路ノ人苟モ利ニ趨ルノ心アリテ、此法ヲ坂府ニ行フトキハ、姦民猾吏舌ヲ鼓シ、是ノ虛ニ乘ジ其傾巧ヲ肆ニセバ、臍ヲカムトモ及ビ難シ、是畢竟利ヲ講ズルノ私心ヨリ、如レ此ノ誤政擾民ノ妄說ナスコト恐ルベシ、辨ゼズンバ有ベカラズ

又按ズルニ、米穀ノ權平民ニ托スト云コト竹山ノ謬ナリ、此時勢ナリ、上ニモ述ル如ク、天下ノ穀大ニ輻湊セザルヲ得ザルノ勢ヒ有リ、天下ノ穀既ニ大阪ニ聚リタラバ、此ナホ外府ノ如キナリ、若糧米御入用ノコトアラバ、時ノ價ヒヲ以テ米商富戶ニ命ゼラレバ、咄嗟ニ巨萬ノ米ヲ辨ズベシ、若姦民有テ逃藏セバ、國ニ常刑アリ、豈敬從セザランヤ、然ルヲ米權平民ニ有ト云、不通ノ論ニヤ

又按ズルニ、大坂ハ天下ノ米穀令セズシテ聚レバ、別ニ數十棟ノ倉ヲ築テ、コレヲ貯ヘズト云ドモ、坂府ノ有トコロノ米穀ハ、皆官ノ有ニ同ジケレバ、是ヲ造ルハ蛇足ナルベシ、今ノ急務ハ京師ニコソ義倉ヲ置タキコトナリ、是ハ以下社倉ノ辨ニ、余ガ述ル所ヲ見ルベシ

竹山云　海內諸侯ヨリ此地邸倉ヘノ運漕米ハ、皆町人ノ買受ニテ之條

按ズルニ、此皆甚ダ妄說ニテ分銖ノ利ヲ爭ヒ、民ヲシテ爭ヒ奪ハシムル道也、如何トナレバ、諸侯ノ邸ニテ捌ク米ヲ平民ノ買持ツハ、上ニモ云如ク、年分諸侯ヘ出ス處ノ金銀ノ償ヒナレバ、是自然ノ勢ヒニテ融通ノ理ナリ、然ニ是ヲ更ニ常平倉ヲ造テ、其穀百萬石ヲ糴シ、又諸國公領ニテハ、却テ其租入ヲ賣拂ヒ、其金ヲ以テ大阪一所ニテ買シメ、百萬石ト云大造ナル擧ニテ人氣ヲ奪ヒ、米價ヲ一時ニ踊躍ナサシメントスルコト是姦商ノ所爲、權譎詐謀モ又甚シ、實ニ朝三暮四ノ術也、且諸國公領皆其租入ヲ賣拂ハヾ、萬一不虞ノコトカ飢荒ノコトアラバ、何ヲ以テ民ニ給セン、是目前ノ利ニ趨リテ、國ノ大計ヲ顧ミズ、豈政トスベケンヤ、若此ノ如キニ至ラバ、米價却テ平カナラズ、

不時ニ踊躍高低シテ人々危懼ヲ懷キ、自然ニ融通出來スヤウニナリテ、其弊財聚レバ民散ズト云ニ陷ベシ

又按ズルニ、竹山國ニ三年ノ蓄ナケレバ、國其國ニ非ズト云コトヲ引レタレドモ、大ナル取違ニテ誤ナリ、是ハ國耗シテ民モ農業ヲ事トセズ、庶民貧究シテ衣食ニ窮スルナリ、上ニモ倉廩罄盡シテ貯ナキコトヲ云フ、然ラバ殷紂ガ如キモ、鹿臺ノ財鉅橋ノ粟アリ、然レドモ民皆窮耗憔悴ス、豈此ヲ蓄ヘ有ト云ハンヤ、竹山利ヲ務ムル私心ヨリ、此語ニ通ズルコト能ハズ、上ニ聚斂スルコトヲ蓄ヘト思フハ、道ヲ講ズル人ニハ似合シカラズ、且今太平無事、四民其業ニ居シ、士大夫ヨリ庶民ニ至ルマデ、食祿常ニ餘饒アリ、何ゾ國中ニ三年ノ蓄ヘヲ缺ンヤ、竹山ノ說ノ如クバ、殷紂ノ如キモ國ニソノ貯ヘ有トセンヤ、孔子出テ此ヲ開玉ハヾ、鼓ヲナラシ攻ヨト命ゼラルベシ、其見ノ鄙下厭フベシ

竹山云　三ケ年ノ間ニテ三百萬石ノ御買上ゲト有レバ、事モ夥シキコトナレドモ

按ズルニ、是姦商利ヲ射ルノ術ニテ、申韓衞鞅ト雖ドモコレヲ恥ベシ、ソノ申韓衞鞅ト雖ドモ先民ニ信ヲ示ス、然ルニ是民ニ詐僞ヲ示スナリ、如何トナレバ、前條ニ如何程ノ米穀モ、皆御買上ゲニ成ベキ勢ヲ示スベシト云、此條ニハ先ヅ大勢ヲ張テ如ㇾ此、ソノ實ハ五萬十萬ニテ濟ト云、皆詐僞ノ謀計ニテ、京俗ニ云フ大法子ト云モノヽ趣向也

又按ズルニ、明春ニシテ米價ノ止ルヲ見バ、巨商先ヅ爭テ年内ニ買ハヤウスルト云コト、是民ヲ爭ハシメテ奪フコトヲ施ニ非ズヤ、且人民ヲ鼓舞スルニ道ヲ以テスルヲ開、未ダ利ヲ以テスルト云ヲキカズ、是怪シムベキ事ナリ

又按ズルニ、上ニハ三年ノ蓄ヘナケレバ其國ニ非ズト云語ヲ引テ、誤證ナガラ理ヲ付置テ、此段ニテハ十萬五萬ニテ御買上ゲハ濟ト云、然シテ十萬五萬ノ米ニテ、天下三年ノ貯出來ルト思ヘルカ、只言ヲ巧ニシテ上ヲ欺キ、自ラ衒フノ私心ヨリ出ルニ似テ、終ニ政治ヲ亂ニ至ヲ知ラズ、悲ムベキ哉

竹山云　大坂ニテ米ノ尤モ便利ヲ得ルハ、處々侯邸ヨリ米劵ヲ出シ、之ヲ以テ通用スルノ條

案ズルニ、劵ヲ作ルハ止コトヲ得ザルニ出ヅ、然ルニ竹山コレヲ稱シテ天下最簡極便ノコトト云テ頻ニ此ヲ唱フ、是私心ニシテ公論ニ非ズ、此劵ノ弊ハ人ヲ欺キ、虚シテ實スルト云ニ至ル、且十石一紙ノ劵ナレバ、姦吏細民ノ狡猾モ有マジケレドモ、百石五十石ノ大劵ヲ作リテ、猾吏姦民一度失心シテ姦邪ノ心ヲ生ズマジキニモ非ズ、然ルニ漫ニ劵法ヲ行フハ、民ニ罟シ阱ニ陷ルニ等カルベシ豈仁政ノスルニ忍ビンヤ

又按ズルニ、竹山姦ノ字ヲ恐ルト勿論也、余ハ又兼テ僞ノ字ヲ恐ル、姦ノ字ハ僞ノ字ヨリ生ズ、今此法ヲ行ハヾ、殷ニ令スルニ詐僞ヲ以テス、豈姦ノ字ヲ生ゼザルコトヲ得ンヤ、令スルトコロ好ム處ニ背テ、民不レ從ト云モノナリ

竹山云　常平ノ法ハ、先年ニ米穀ノ中價ヲ、官ヨリ定メサセラルベシ

按ズルニ、今米價ハ商賈年々價ノ高低定リ、天下是ニ順シテ諸國皆異議ナキコト、コレ商賈ノ此ヲ定ムルニ非ズシテ、天下ノ勢實ニ然レバナリ、然ルニ今革テ官ヨリ强テ定メントスルトキハ、姦民猾吏相應ジテ是ニ乘ジ、大坂ニテ無理ナル價ヲ定ムルヤウニナラバ、又民ノ害ナルベシ、只今ノ儘ニテ諸國ノ勢ヒト不都合ノ價ヲ立タル時、官ヨリ御吟味アリテ、御咎有ヤウニ成タラバ宜キニヤ、此何ゾ其煩ヒヲ憚ラザル

竹山云　常平司倉ノ職ハ別ニ其人ヲ擇ミ、長職四人バカリ任用アラセラレノ條

按ズルニ、小吏ニ土著ヲ用ルコト、是迄町方ノ吏士ニテヨク見ル所ニシテ、姦ヲ行ヒ自ラ利スルコト少カラズ、然ドモ江都ヨリ交代ノ小吏ニナリタラバ、民庶モ上ヲ欺罔スルコトモ多カルベシ、又吏ニ來ル人ハ勝手ノ知ザルヨリ、事ノ等閑モ出來リ、或ハ事ニ熟シタラバ、交代マデニ俄ニ收斂シテ、跡役ノ者ニ讓ルヤウニ成タラバ、此又姦ヲ益モ知ルベカラズ、夫ヨリハ土著歷代ノ者ハ、上ニ父母アリ、下ニ妻子アリ、先後左右ノ慮アリ、夫ヲモ顧ミザル貪吏ナラバ、土著モ交代モ同樣ナルベシ、是又末ナリ、只正法ヲ制シ其姦ヲ行ハザルヤウニシテ、廉恥ヲ知ラシムヤウニナサズシテハ、政モ成シ難カルベシ、豈本ヲ務メズシテ末ヲ論ズベケンヤ

竹山云　常平倉米糶糴運漕ノ節、人夫船馬等ハ民間ニツノリ、入札ヲ以テノ條

按ズルニ、竹山ノ說イツモ瑣碎ニワタリ政ヲシラズ、未常平倉ノ事成就ノ上ナラバ、條々細事ニモワタラザルヲ得ザルベケレドモ、其事モ成ザルニ、已ニ目前ニ在ル如ク、苛碎ニ罵ルコト笑フベシ、且常ニ匹夫匹婦及僧徒ナドヲ讎視スルノ癖アリ、政ヲナスニ人ヲ讎視スルノ心アレバ、人ヲ容事能ハズ、人又讎視シテ容ザルベシ、故ニ惡ヲ疾ムノ甚キハ亂也トノ玉ヘリ、竹山ノ竹筒ヲ持モノハ、矢庭ニ捕テ曲事ニ處スルナド、讎視モ又甚シ、其胸宇ノ狹隘ナル、豈事ニ堪ベケンヤ、故ニ其說ツネニ鄙下ナルコト、ユヱアルカナ

竹山云　右運漕ノ用脚雀鼠ノ耗マデ細カニ算セバ

按ズルニ、竹山ノ此常平倉ヲ大坂ニ置ント欲ルコト、何ノナス所ゾ、大坂素ヨリ送運ニ便ニシテ、米穀ニ富ム時ハ、米穀ノ乏キガ爲ニ非ズ、運漕ノ不便ノタメニ非ズ、又民ヲ利スルニ非ザル時ハ、國家ノタメニ利ヲ務ムルカ、竹山國家ノタメニ利ヲ務ルタメト云ハ猶可也、然ドモ常平ハ素ヨリ國家利ヲ射ノタメニ設ルモノニ非ズ、或ハ府游民ヲ富サント欲スルカ、又自ラ其術ヲ衒ハント欲スルカ、進退ヨル處ヲ知ラズ

又按ズルニ、此條モ亦言ヲ巧ミニシテ上ヲ欺ノ說也、如何トナレバ、漢ノ時ニ常平倉ヲ置ハ、民ヲ利センガ爲ナリ、其民ハ農業ヲ事トスルノ民ニシテ、游惰ノ民ニテハナシ、然ルニ竹山大坂ニ常平倉ヲ開テ、諸國ノ民ニ利スルコトナシ、若民ニ利アラバ、大坂ノ游民ニ利アランノミ、游惰袖手ノ

民ヲ利スルハ、季氏ニ附益スルヨリ甚シ、常平ノ主意ハ穀ノ賤シキ時、價ヲ增シテ此ヲ糴シ、穀ノ乏ク貴キトキニ、價ヲ賤シテコレヲ糶シ、民ニ米價踊躍ノ患ナカラシムル爲ナリ、然ルニ竹山ノ常平ノ意ニテハ、米ノ價ニ高低ヲトリテ上ヨリ付テ、其間ニ利ヲ射テ年中ノ雜費俸祿マデ賄ハント欲スルトキハ、コレ名ハ常平ニシテ、其實ハ利ヲ爭ヒ奪フコトヲ施スナリ、上ニ述ル如ク、何ノナス所以ヲ不レ知、又按ズルニ、竹山ノ說ニ常平ノ米切手ニテ民ノ財ヲ假リ、或ハ切手ニテ米ノ賣買ヲナスノ便ヲ云、ソレモノ甚便ナレバ又其弊アリ、如何トナレバ、切手ハモトヨリ止コトヲ得ズシテ造ルモノナリ、然ニ實米ヲサシ置、切手ノミヲ用ユルトキハ、百石十石ノ米モ自然ニ容易ニ思フヤウニモナリ、又夫ヨリ怠惰ヲ生ジ、惡意ヲ生ジ罪ニ陷ルヤウノモノモ出來ルベシ、此ヲ押トキハ民ヲ窮ニ導キ僞ヲ敎ヘ、奪フコトヲ施スニ至ルベシ、然ニ竹山此ヲ稱シテ、是義ヲ以テ利トスル抔トハ、餘リ厚顏ノ云分ナリ、此常平數則ノ論、事々權詐ヲ以テ分毫ノ利ヲ得ント欲スルノ意ニ似タリ、而シテ此ヲ蔽フニ巧言ヲ以テシ、强國富民ノ說トシ、加レ之ニ聖賢ノ語ヲ牽强シ、今一ツアゲテ云ハヾ義ヲ以テ利トスト云ハ、大學ニ利ヲ務ムルコトヲ成シテ、政ヲスルニ利ヲ務ムルハ道ニ違ヒ、民背テ從ガハズ、德ヲ以テ政ヲナシ、義ニ依テ行ベキヲ云、利ニ就テ云事ニテハナキナリ、然ルニ竹山ハ利ヲ講ズルタメニ、聖賢ノ言ヲ誣ルコト是如何ゾヤ、竹山ト云ヘドモ自ラ省ミテ其心ニ求メバ、豈赧然タランヤ、況ヤ義ノ字ニ於テヲヤ、此一篇滿紙ノ講利ニシテ義ノ字ニ著ハス所ナシ、此ヲ掩

ハント欲スレドモ手足皆アラハル、故ニ彼佞者ヲ惡カ

竹山云　常平ノ法大坂ニ於テ能行レバ、別ニ一ツノ益有リ

按ズルニ、コレ又竹山ノ言ヲ巧ニスル所ナリ、如何トナレバ、堂島ノ不實商ノコト、風化ニ害アルコトナレバ、直ニ停止ニナリテ濟コトナリ、夫ヲ別ニ常平倉ヲ作リテコレヲ壓シ、勢ヒヲ奪ハント欲ルコト何事ゾヤ、然ドモ此常平倉モ不實商ニ抗衡スル程ノコトトシテ、是ヲ設ルニハ有ザルベシ、然シナガラ此モ切手ノミヲ以テ賣買スルヤウニナリタラバ、不實商ノ類ヒニナリテ、常平ノ主意ナク、名ハ常平ニシテ、其實ハ不實商ト云トモ不可ナキヤウノコトニナリタラバ、風化ヲ傷リ民ノ害タルコト、不實商ニ同ジカルベシ、讀ム人夫レ此ヲ思ヘ

社倉之事

竹山云　朱子社倉ノ法ハ、民間凶飢ノ救濟ノ法ニテ

按ズルニ、社倉ハ良法ニテ、朱子コレヲ修メラレシヨリ異議ナシ、朱子ノ修メラレシハ、始ヨリ一點ノ利心ナク、私意ニワタラズ、只民間ノ益ニシテ、官ノ損耗ニモナラヌヤウニ組立テ置レタリ、實ニ仁政ノ澤民ニ及ブベシ、然ドモ任ズルコト其人ニ非シテ、自ラ利スルノ心アラバ、又不可ナランノミ

又按ズルニ、大坂ハ天下ノ米穀令セズシテ聚レドモ、京師ハ三面ノ山岳周匝シテ、漕運ノ便ヒトリ

大坂ニ通ズルノミ、其餘ハ江州ヨリ運送スト雖ドモ、車馬徒夫ノ載任負擔スルノミ、故ニ京師ノ食多クハ大坂ニ資ル、是ヲ以テ米價ノ踊躍間々他ノ地ニ異ナリ、天保八丁酉年天下大ニ飢ユ、就レ中京師尤甚シ、米價一升三百六十錢ニ騰ル、故ニ官ヨリ夫々倉ヲ開テ救恤有セラレシモ、中々給ニ足ラズ、江州ハ送運ヲ絶テ、斗升ノ米モ出サズ、大坂ヨリモ後ニハ上漕ヲ絶シ、米商モ藏スル處殘リナク出シ盡シ、粒米ナク、此時ニアタリ巨萬ノ金有トモ、曾テ米ヲ得ルニ由ナク、京師ノ民庶穀ヲ絶スルニ至ル、米商戸ヲ閉テ賣ザルコト三五日、幸ニ政嚴ノ澤漸々大坂ヨリ輸シテ、追々穀ニツクコトヲ得タリトイヘドモ、大坂及諸國ニ比スルニ、京師ノ饑荒尤モ甚シク、細民ノ餓死スルモノ、老幼溝瀆ニ轉ジテ死スルモノ、比々トシテ枕藉スルニ至ル、眞ニ目モ當ラレヌ有サマ、惻怛ノ心中ニ發シ、門ヲ出テ行ニ堪ヘズ、然ドモ斗升ノ祿モナキ我々、中々鵞目ノ施モ出來ガタク、僅ニ溝中ノ瘠ヲ免ルヽノミ、今日ニシテ此ヲ思フニ餘悸アリ、惻怛ノ情再ビ發ルノミ、此ニ因テ余曾テ思フニ、上ニ述ル如ク、京師ハ漕運ニ乏ク、大坂一道ノ餉ヲ受テ、飢荒ニ至レバ江州ヨリ絶テ輸セズ、故ニ京師ノ飢荒他ノ地ヨリ甚ク、三備ナドノ地ニ比スルニ、米價騰ルコト百錢餘ナリ、夫天下同ク饑荒シテ、米價ノ高低カクノ如ク踊躍スルコト甚シフシテ、京師尤其最也、此他ナシ、漕運ニ乏シケレバナリ、然ルトキハ京師ニハ數千百棟ノ倉ヲ幾ケ所モ設ケ、社倉ノ法ヲ行ハン、或ハ常平ノ法ニテモ宜キニヤ、此缺グベカラザルノ政ナルベシ、且諸侯ノ京邸アル分ハ、邸毎ニ義倉ヲ置、ソノ高割ニ

シテ義糶シ置キ、先年ノ如キ饑荒ノ時コレヲ糶セシメバ、誰カ義ニ向ハザラン、是平生其貯ヲナサズシテ、俄ニ糶セヨト云ドモ從ヒ難カルベシ、當テ其備ヲナシオカバ、其節ニ臨メバ惻怛ノ心中ヨリ起リ、令セズシテ義糶スベシ、是仁政ノ缺グベカラザルコト今日ノ急務、豫メ備ヘズンバ有ベカラズ

又按ズルニ、上ニモ論ズル如ク、大坂ニ常平倉ヲ置クコト其害尤モオホシ、只政治ヲ擾ルニ至ラン、社倉ハ京師ハ素ヨリ所々其宜キヲ計リテ置トキハ、大ナル益民ノ術ナルベシ、常平ト云ドモ漢ノ邊郡ニ置シ法ニテ、漕運不便ノ地ニ置レタラバ、民ノ利アランノミ

戸口之事

竹山云　天下ノ戸數ハ先聖王ノ重ンズル所

按ズルニ、竹山ノ論至當ニシテ議スベカラズ、然ドモ近代ノ戸口ヲ改ラルヽコトハ、國々其制有テ嚴察ニ改ルコト也、我故國備前ノ如キハ、宗門ハ各書付ヲ出シ、戸口人別ハ一年一度、里正坊長ヨリ各戸相糺シ、他所ヘ奉公ナドニ出テ有ル分ハ、悉ク他出願トテ開濟、ソノ餘ノ分ハ改メ日限有テ、城下町ノ分ハ町目付同心坊長等、一町ヅヽ一戸ゴトニ相改メ、各戸皆家内殘ラズ庭中ニ跪シテシラベヲ受ク、其吏簿ヲ以テ口數ニ引合セテ、一町一村宛不レ殘シラブル故、重複逃籍ノ患ヒナシ、又郡方ハ代官里正一村一戸ヅヽ相糺スコト町方ニ同ジ、扨寺ハ檀家ヨリ書出ス證札、或ハ里正坊長ノ簿帖ヘ印形ヲ押ノミ、僧ノ戸籍ニ預ルコト少モナシ、若寺僧ニ怠リアラバ、檀越ヨリ嚴ク咎ムル程ノコ

ト、戸口人別ヲ漫ニ寺僧任セニテ、濟スヤウノコト都會バカリニテ、諸侯ノ國ニテハ何レモ凡ソ同ヤウナルベシ、僧徒マカセノ國ハ有マジキコトナリ、此ヲ要スルニ、都會ノ民ハ遊民計リニテ、何ノ役ニモ立難キ、官ノ御用モナケレバ、只正面ノ大法サヘ立チ、宗旨ノ違亂サヘナケレバ能キコトナレバ、カク等閑ニナリシニヤ、故郷備前ナドニテモ、城下商賈ノ分幾千萬アリテモ、皆無用ノ遊民ニシテ、郡中ノ農民ニ異ナリ、郡中ノ民ハ其郡内ノ高ニ随ヒ、幾人ト云軍役ヲ出スコトナリ、藩士ノ余ガ如キモ國ニ有シトキ、微祿ノ家ト雖ドモ必ズ采地アリテ、其民アリ、ソノ戸口ノ籍祿ノ高ニ從ヒ、一冊トシテ里正ヨリ其人別簿ヲ出ス、地頭出陣ノ時ハ此人數ノ内ヲ撰ミ、召連レ出ルヤウニナシタルコトナリ、是モ祿ノ高ニヨリ人數ノ多少定リアル也、大概百石ノ高ナレバ其戸數十戸計リナリ、其内ヲ軍事ニトリ用ユルコト四人ナリ、一萬二萬ニ至ルトモ、凡ソ此ニ准ズルナリ、然シテ城下商賈ノ分ハ、一切軍役ニ用ヒズ、故ニ平日モ農民ノ權重シテ、商民ハ甚ダ賤シムコトニナリタルナリ

佛法之事

竹山云　佛法ハ天下古今ノ大害タルコト言ヲ待ズ、又何ナル凶惡不祥ノ物ナルノ條

按ズルニ、竹山排佛スル、愉快ト云ベシ、夫我邦ノ佛氏ニ蠧セラルヽコト、馬子上宮等ヨリ起リテ其災餤々、佞僧黠猾ニシテ、其漸推古。皇極二女帝ヨリ稱德ニ至リテ、穢汙ノ甚キ皇紀紊亂ニ至ル、其惡何トカ云ハン、凡僧ノ阿附スル所ハ、必ズ愚夫愚婦ニ因テ其姦ヲ巧ニス、故ニ女寵盛レバ必ズ狡猾妖

尼手ニ唾シテ起リ、巧ニ福田利益ヲ說ク、故ニ莊園寺領年々益シ月々盛ニ、凶燄炎上シ、天子髮ヲ髡シテ法皇ト稱シ、公卿ソノ第ヲ捨テ佛宇トスルニ至リ、迷亂究リテ漸スルコト久シケレバ、淫スルコト深シ、其盛艮岳南嶺ノ制スベカラザルニ至ル、然シテ僧徒ノ爲トコロノ惡、淫聲美色ニ淫スルニ非レバ、殺伐無慙ヲコトトシ、劵緣講利ノ心終ニ飽コトヲ知ラズ、然レドモ鎌倉以還亂離相ツヾイテ、其權僧ニ歸セザルコトヲ得ザルモノ二ツアリ、如何トナレバ、戰爭ノ世界兒生レテ十歲ニ過レバ、既ニ軍事ニ委ネ、一字トイヘドモ了スルコト能ハズ、故ニ文字ノ權ツネニ僧侶ニアリ、世ノ册子ヲ挾ムモノハ僧徒ノコトトナセリ、如レ此ナレバ凡文字ニ係ルコトハ、僧ニ問テ然シテ此ヲ知ルコトヲ得ルトキハ、其令スル處敬從セザルコトヲ得ザルナリ、其漸五山ノ盛ナルニ至ル、此一ナリ、凡ソ世ノ佛ニ淫シ僧ヲ崇ムコト、多クハ上ノ如クニシテ、其頑習自然ニ風ヲナス、故ニ歷世豪傑ノ士一タビ感慨無聊ノ境ニ遇ヘバ、發憤シテ髮ヲ剃テ僧徒ニ寓スルモ又多シ、如何トナレバ、戰爭ノ世ノ人或ハ鬪爭ヲ倦ト雖モ、上ニ君父ノ恩義アリ、下ハ妻子ノ屬累アリ、是ヲ以テ弓矢ヲ挾ミ鞍馬ニ跨リ、鞅掌セザルコト能ハズ、然ルニ一旦是ヲ棄テ巖穴ノ思ヒヲナシ世ヲ避ントスレバ、僧ニ出ルノ外又術ナシ、故ニ苟モ一タビ披剃スレバ、君父ト云ヘドモ是ヲ赦シ、妻拏トイヘドモ止ムコトヲ得ザルニ至ル、頑習ノ弊如レ此甚シキナリ、然シテ歷世ノ英雄豪傑ノ士幾千萬ヲ知ラズ、其ヲシテ聖賢ノ明教アルコトヲ知テ、披剃參佛ノ非ヲ知ラシメバ、其道ニ志シ德ヲ修テ、東方幾聖賢ヲ出

スモ知ルベカラザルナリ、惜哉馬子上宮ノ毒ヲ千載ノ上ニ流シテヨリ、爾後天下ノ人材自ラ萎爾シテ興起スルコト能ハザラシムニ至ル、嗚呼悲夫

竹山云　迂遠ナルヤウナレドモ、前條ニ述ル如ク天下ニ廣ク學校ヲ設クベキナリ

按ズルニ、學校ヲ造リ異端ヲ排スルコト、竹山ノ説決シテ迂遠ニ非ズ、如レ此ナラザレバ政トスルニ足ラズ、夫孟子モ能ク言テ楊墨ヲ拒グモノハ聖人ノ徒也ト云レタリ、又曰、楊墨行ハレ正道ヲ廢スト、今ヤ釋氏ノ言何ゾ啻ニ楊墨ノミナランヤ、釋氏ノ道廢セズンバ、何ゾ聖賢ノ道ニ進マンヤ、今ニ方ツテハ釋氏ヲ排スルコト急務ナルベシ、然レドモ排スルニ道ヲ以テセズシテ、此ヲ讎視スルトキハ其害又少ナラズ、其此ヲ廢スル道如何、他ナシ、學校ヲ立、名敎ヲ明ニセバ、釋氏ハ排セズ自ラ廢センノミ、左ナキダニ治平明ニ文化行ハレ、公武トモニ文運ノ開クルニ從ヒ、邪誕妖妄ノ説ハ自ラ行ハレズ、又信ズル人モナク、適惑ヒ信ズル人有バ、皆是ヲ愚ナリトシテ擧テ笑フヤウニナリタリ、此故ニ僧徒ノ世ニ交リ民間ニ出ルコトモ、人多クコレヲ厭フヤウノコトナリ、況ヤ後宮妃嬪ノ猥リニ僧徒ヲ近ヅケ、欲ヲ縱ニスルナドノコトモ出來ズ、僧徒ノ此ヤウニ人ニ捨ラルレバ、自然ニ太平雨露中ニ浴シ、怠惰ノ風ヲナシテ振ハズ、少シク財ヲ得ルコトアレバ、梵妻ヲ貯ヘ青樓ニ投ジ、其果ハ寺ヲ破リ身ヲ滅ニ至ルモノ又多、如レ此ナル行狀ユヘ、尙々世人ノ歸依モ薄クナリ、寺モ多ク無住ニナリ、荒頽ニ及ブ者京師ノ地ニモ比々トシテ之有リ、此有サマニテハ素ヨリ文字ノ柄ヲ執ナ

ドハ、中々思モヨラヌコトニ成タリ、適文字ヲ玩ビ古人ノ書ヲ讀ント欲スモノハ、民間ノ師儒ニ付テ學バザルコトヲ得ズ、之ヲ二百年前戰國ノ時ニ比スレバ、諺ニ云寺カラ里ヘト云類ナリ、然ドモ民間ニ交リ讀書學問ヲナサント欲スル人ハ、千人ノ中十人ニ過ズ、只ソノ作業ハ俗間ノ佛事經ヨミ抔云テ、僧ヲ招キ佛經ヲ唱ヘシム、其佛經モ只口覺ニテ諳誦スルノミニテ、何事ヲ書タル經ヤラ譯ハ不レ知、今日幾家ヘ往タレバ、如何程ノ金銀鳥目ヲ得タレバ、一身ノ衣食ホドハ足リ、其餘ハ遊興ニ投ズルコトニ成タル風ト見エ、夫故其身モ先氣散ジナ渡世ジヤト思フ位ノ事ナルベシ、此ノ如キ輩多ナル程、彼道ノ衰ヘトナリテ、人ノ惑モ解ル事ナリ、此時ニ方ツテ學政ヲ治メ孝悌・忠信・禮義・廉恥等ノ道ヲ以テ之ヲ鼓舞セバ、古三代ト云トモ何ゾ讓ランヤ、只文化ノ久シフシテ華靡ニ流レ、又不振ノ弊ハ、官ニテモ能々思召分ラレテ、此舊弊ヲ一洗シテ仁義忠信ノ風ニ一變セバ、爾後千萬世トイフトモ、太平ヲ保ツコト今日ノ如クナランカ

寺院之事

竹山云　千有餘立廣リタル寺院ノ數ハ、コトモ夥シキコトナルベシノ條

按ズルニ、竹山ノ寺ヲ破却スベシト云、異端ヲ排スル道ニテイハヾ、因循姑息シテハ限リモ有マジキナレバ、機ニ應ジ裁抑ノ制無ンバ有ベカラズ、然ドモ政治ヲ云ハヾ余ガ上ニモ論ズル如ク、先ヅ古ヲ存シ物ヲ愛スルノ意無ンバ有ベカラズ、詭激ヲ行テ暴ニ至リ、物ヲ盡シテ利ヲ爭フヤウニ成テ

ハ、又不可ナランカ、杜牧之ガ詩ニモ、「南朝四百八十寺」トアレバ、南土ト雖ドモ前代ノ寺ハ其儘ニスルコトト見ヘタリ、獨匡廬金山寺ナドノ名高キ寺計ニテモ無ナリ、然ドモ彼地モ治世打續キ、文物盛ニシテ佛淫スルヤウノ事ハ無キ故、本邦ヨリハ一段衰微ノ趣ナリ、其異端ヲ排シ佛宇ヲ毀チ、學校ヲ設タルハ、備前ノ國主、藩ニテ芳烈公ト稱シテ、世ノ人モ能知ル處也、此侯初因幡・伯耆ヨリ封ヲ備前ニ移サレタリ、然シテ境内ノ寺院ハ悉ク還俗サセタルコト也、其歸俗ノモノニハ田ヲ與ヘ、且一口ニ二人扶持宛永ク給シテ業ニ就シム、今ニ至リテ坊主跡ト稱スル者マヽ民間ニアリテ、里正ヨリ右ノ扶持ヲ與フルヲ見及ベリ、然シテ歸俗ノ寺ハ破却墾開シ、或ハ修驗者ニナリ、或ハ社人ニナリシモノ多シ、或ハ歸俗毀寺ノ事ヲ歎ク寺ハ、隣國ナドヘ勝手ニ開カセタリ、今備中ナドニ往々備前ヨリ還リタル寺アリ、且備中ト雖ドモ備前領ノ分ハ皆國法ノ通ナリ、凡國内ノ神社ミナ唯一神道ニシテ、今ニ主ノ寺院アル社ハ一所モナシ、神職社人モ藩中士分以上ノ格ナリ、郷中ニテモ隨分勢ヒアル方ナリ、ソノカミノ藩士ハ皆儒葬ニテ、馬鬣封ノモノ城下ノ近山ニ多ク存ス、然ドモ其後ノ國主禪ヲ好ム人有シヨリ、其弊遂ニ寺院再建立スルモノ少カラズ、葬モ今ハ世間並ニナリタリ、惜ムベシ、寺院僧徒ハ國ノ蠹ナレバ、制セザレバ又蜂起スベシ

又按ズルニ、今ノ勢ニテハ强テ寺院ヲ破却スルモ、餘リ暴虐ニモアタルベシ、先三都ノドノ市井ニ有ル分ノ寺ハ、皆々山岳ニテ地面ヲ賜リ、山ヘ移サルルヤウニ有タキコトナリ、寺ノ民屋ニ接スル

コト謂レナキコト也、又米穀ノ生ズル良田ヲ塞グモ如何ナレバ、是ハ山ニ有ベキコト也、且民屋ニ接スルヨリ諸ノ姦惡ヲナスコトナレバ、屹ト制セズンバ有ザルナリ、其山ニ移スコトモ事ナキ時ハ事々シカルベシ、寺ノ無住ニ至ルカ、國法ヲ犯スカ、火事ニテ寺院ノ燒亡シタル時カ、直ニ山ニ轉ズルコトヲ命ゼラレタラバ穩カナルベシ

竹山云　僧ハ子孫ノ無モノ故、寛大ノ慈ヲモテ罪ハ其身ニ止マルナルベケレドモノ條

按ズルニ、竹山ノ說誠ニ當レリ、今諸寺ノナス處凡民ニ異ナルコトナシ、若住僧ノ心得違ニテ不レ如レ法カ、又ハ國法ヲ犯カス罪ノ輕重ニヨリ、其身遠島シ或ハ山ヘ遷シ、或ハ御朱印御取上ゲ、或ハ寺破却等ノ次第有タキコト也、近年京師ノ一寺失火ニテ御朱印ヲ燒タリ、全體是ハ重キコト也、備前ナドノ國法ハ侯ヨリ與ヘタル知行ノ墨付ヲ失カ、或ハ燒失等ニ及ブ時ハ、ソレ限リニ釆地沒收シテ、家名斷絕也ト聞、此等ノ振合ナレバ、上ヲ議スルニ非レドモ、輕ケレバ半知、重キトキハ知行召上ラルヽコトニヤト思シ京人モ多ク、其取沙汰ナリシニ、其後何ノ御咎モナク、閉門遠慮グラキニテ事濟タリ、是又寛仁ノ政ナレバ議スベキニ非ザレドモ、以來寺院ノ不格ヲ懲スニハ、如何程ノ嚴科ニ處セラレテモ、詞ハナキコトナルベシ

草茅危言摘議卷之四　終

草茅危言摘議卷之五目次

草茅危言摘議巻之五

出家之事

竹山云　華域ニテ私ニ僧尼ヲ度スルコトハ、魏晋以來モ禁アリシ事ニテ之條

按ズルニ、度牒ノ事余嘗テ其廢スベカラザルコトヲ思ヒシニ、爾後徂徠ノ政談ヲ讀ニ、云ク、度牒ハ再興セズンバ、出家ノ治ハ成ガタカルベシ、古ハ三戒壇ナレドモ、今ハ諸宗各別ニナリタレバ、一宗々ノ本山ニ戒壇ヲ立テ、夫ヨリ度牒ヲ出スベキ事、第一僧ニ紛レモノ有マジ、出家ノ數減少スベシ、戒律ノ方ヨリ出家ノ奢ヤミ、殊勝ニナルベシト云リ、竹山ノ說葢シ此ニ本ヅク、然ドモ千人同口論ナルベシ、扨古ヘハ本邦ニモ度牒ノ制アリテ、官ノ免許ナクシテ漫ニ披剃スルコトハナラザリシ也、其披剃スルモノ、今ノ如ク世渡リノナラヌ窮民ニテハナク、實ニ僧ニ度スルコトヲ貴ミシ事ニテ、必ズ度牒ヲ受シ事ナリ、近世ノ僧ハ然ラズ、多クハ貧窮ニシテ產ナク、或ハ孤獨ノ身ヲ托スル處ナキ類、貴人ハ庶孼ナドヲ此境ニ投ズルコトニテ、實ニ參佛三昧ノ人ハ、千百人中ノ一二人成ベシ、然レバ戒ヲ持チ法ヲ行フナドノ心ハ、始ヨリナキ程ノコトニテ、慾情遂ニ止ムトキナク、ヤヽモスレバ放逸怠惰心ヨリ、淫樂無慙ヲナスノ輩比々之アリ、如何トナレバ、士庶ノ如キハ上ニ君父

ノ嚴アリ、下ニ妻子ノ累アリ、然シテ其欲ヲ究ント欲スレドモ、上ハ君父ノ譴ヲ畏レ、下ハ妻子ノ寒餓ヲ計ルトキハ、又甚シキニ至ラザルベシ、僧徒ハ然ラズ、タトヘ京師ニシテ罪ヲ得ト雖ドモ、或ハ邊境ニ行トキハ、又一寺ヲ得テ身ヲ寄スルニ足ルト聞、然ル時ハ其財アル時ハ游逸淫荒至ラザルコトナシ、此其本ノ不レ然ヨリ兆スナレバ、度牒ヲ造テソノ本ヲ正フシ、破戒無慙ノ徒ハ其度牒ヲ奪テ罪ニ行ベシ

按ズルニ、度牒ハ必ズ古式ニ從ズトモ宜シカルベシ、然シ竹山ノ云、諸國銀札ノ如クセント云モ、餘リ麁略ニテ野鄙ナルベシ、此ハ官途ニ係ルコト故、ヤハリ口宣案ノ如ク宿紙ヲ用ヒ、奉行ノ名月日授戒授業師ノ名、何レノ國何村某ト書スベシ、又竹山ノ京師江戸ニ於テ局ヲ開カント云コトモ、此又場處ヲ授ケ吏ヲ置ナド大造ナルベシ、且ハ古ヘ度牒ノ法ニモ背クベシ、行ヒガタカルベシ、此コト御再興アラバ、今世ノ出世僧ノ綸旨ヲ賜ルヤウニ、本山ヨリ執奏ヲ以テ職事ヘ付、一宗ノ本山ニテ一年ニ若干人ト云數ヲ定メ、ソノ員數滿レバ、餘ハ又翌年ニ至ルベシ、サテ其得度ヲ望モノハ、父老親族ヨリ所ノ宿老年寄ヘ申出デ、宿老年寄ヨリ町奉行郡奉行代官、ソノ國法ニ從ヒ願出テ宜カルベシ、右奉行代官ヨリ寺社奉行ヘ屆クベシ、然シテソノ弟子ニセント欲スル寺ヨリモ、寺社奉行ヘ願ヒテ、兩方ノ申出ル所明白ナルベシ、此ハ諸國ソノ國々ノ奉行代官寺社奉行ノコトナリ、公領モ亦ソノ制有ベシ、如レ此シテ本山ヘ其國所ノ寺社奉行添簡ヲ以テ、弟子ニスル寺ヨリ役僧ヲ指ソヘ、

本人ヲ京師ニ上セ、何レノ國何郡何村某行年何歳度牒ヲ申受度ト願ヒ出レバ、本山ヨリ其執奏ヘ願出、職事ヘ就テ度牒ヲ申出スベシ、然ナガラ度牒御再興アラバ、戒壇ノ有ル山ヨリ先例ヲ以テ、度牒ハ戒壇ヨリ出シタキ旨愁訴ニ及ブベキニヤ、然ラバ年々定リノ員數ホドハ、牒ヲ職事執奏ヨリ戒壇ヘ出サルヽヤウニシテ、本山ヨリハ上ノ如クシテ戒壇ヘ願出、戒壇ニテ受取ト云コト迄ニテ、餘ハ上ノ趣ニテ宜シカルベシ、畢竟本山ヨリ執奏ヘ出ル所ヲ止テ、戒壇ヘ出テ職事ヘツクト云程ノ替リナレドモ、是又戒壇規摸ナレバ、コレモ尤モナルコトナルベシ

又按ズルニ、度牒申出シ相濟タル年月日、素ヨリ其モノヽ名ト年齢トハ皆其所ノ寺社奉行ヘ屆出テ、奉行ヨリモ一个寺ノ口數年々相糺シ、御法ノ通リ諸浪人、又ハ逃牒ノ僧ヲ宿スルコトヲ禁止アルベシ、逃牒ノ僧ハ宿無シ非人ノ取扱ヒニテ、尤袈裟ヲ許スマジキコトニテ、平民ト齒スベカラズ

按ズルニ、虚無僧モ素ヨリ無用ノ者ニテ、民ノ煩ヒニナルコトモ有ベシ、然シ此ヲ眼前無用ノ者トシテ、禁止スルコトニテモ有マジキナリ、如何トナレバ、世祿ニ離レタル擔石貯モナク、身ニ才能モナキトキハ、托スル方ナキ究民ナリ、然ルニ此虚無僧ノ列ニ入リ、本足ヲ受ケ修行ニ出ルトキハ、糊口ホドノコトハホソ〲出來ル由、左スレバコレ政治ノ一ツ、士ヲ愛スルノ餘意ニテ、仁ノ術ト云ベシ、然ルニ無用ノ者トシテ此ヲ禁ズルトキハ、右ノ無能無術ノ浪人身ヲ托ス方ナクテ、山林ニ入劫奪ヲナシ、或ハ一揆ナド企テ、亂起スニ至ルコトモ又知ルベカラズ、竹山此意ニ達セズシテ、

例ノ大坂流ノ町人論ニテ、眼前ノ利害ニ心深ク、或ハ刻薄少思ヒ陥ルノ弊アルカ

又按ズルニ、虚無僧ノ天下ニ横行スルコトヲ得ルニハ、ソノ子細アルコトト聞、然レドモ機密ノコトナレバ此ニ贅セズ

淫祠之事

竹山云　古ヨリ華域ニテ賢君良臣ノ淫祠ヲ毀チ捨ラレタル例多シ之條

按ズルニ、竹山淫祠ノ說尤ナリ、且王道昌ンナレバ、妖邪隙ヲ窺コト能ハズ、此淫祠ノ起ハ道ノ正シカラズ衰ヘタルニ因ルノミ、然シテ淫祠ハ多ク佛氏ノ說ヨリ、僧侶ノ手ニ成シコト古ヨリ不レ少、然ドモ竹山日吉山王ヲ大淫祠ト云ハ如何、コノ神事ニ暴ヲナスハ、中古戰亂ノトキ、山僧ヤ、モスレバ神輿ヲ假リテ暴ヲナシ、源平ノ世ニ有テハ、朝紳武將モ是ヲ困ムコトナリシニ、足利尊氏ノ頃ニテハ、少シ人ノ心モ開ケシニヤ、御輿振ノコト一向頓著セザリシカバ、此事モ遂ニ止ミタリ、然ドモ古ノ遺意アリテ、右ノ如ク荒々シキ神事ヲナスト見ヘタリ、併コレハ神事ノ風惡キト云ハ可ナリ、是ニヨリテ淫祠トハ云ハレマジキニヤ、淫祠トハ其鬼ニ非ズシテ祀ノ類ヒニテ、祀ルマジキ鬼神ヲ祀ルコト、此ヲ淫祠トス、所レ謂稲荷・金毘羅ナドト名目ヲ立テ妖言ヲナシ、狐狸ナド憑リテ吉凶ヲ說示スナドノ者、皆愚夫愚婦ヲ欺ク者ハ、嚴科ニ處セラレタキコトナリ、然ルトキハ民心自ラ正シク朴ニシテ、風敎ノ化ニ大ニ益アランカ

旌表之事

竹山云　孝悌子烈婦義奴ナド旌表ノコトハ、寧京以來國家ノ典故ニテ之條

按ズルニ、竹山ノ說是ナリ、賞ノ疑シキハ重クストアルハ、假令文飾實ニ過タリト云ドモ、其志善ヲナサント云ノ意ナラバ、是ヲ賞スルコト又善ヲ勸ムルノ政ニ叶フベシ、然シ其志善ヲ僞リテ上ヲ欺ノ意ナラバ、又痛ク懲サズンバアルベカラズ

養老之事

竹山云　養老ノ禮ハ虞夏殷周ノ古ヨリ重ンゼラレタルコトニテノ條

按ズルニ、養老ノ說徂徠既ニ此說有テ粗同ジ、參考スベシ、此先王孝ヲ以テ天下ヲ治ムルノ意ニテ尤然ルベシ、然シ是迄無キコトナレバ、更ニ今唐風ニシテ、唐士ニテモ古三代、或ハ漢唐ナドノ制アルトモ、皆各ソノ時勢アリテ、詳略宜キニ叶ベキコトナリ、然ルニ全體ノ政教制度ヲサシオキ、養老ノ禮バカリ漢唐三代ニ致サント云コトモ如何、然ラバ竹山ノ說モ時勢ニ於テ行ハレマジキカ、夫ヨリハ今ノ上壽ニハ必米穀ヲ賜ルノ類ヲ、中壽以上ニモ亦穀帛ヲ賜ハルヤウニ有ナバ、民間ニ齒ヲ貴ブノ敎化自然ニ行ハルベシ

窮民之事

竹山云　鰥寡孤獨ニテ告ルナキ窮民ハ、文王仁政ノ先ンズル所ナリ之條

按ズルニ、竹山ノ說ノ如ク鰥寡孤獨ヲ救フノ術ナクンバ有ベカラザル也、然レドモ今此太平ノ時ニアタリテ、鰥寡孤獨ト雖ドモ律義ニテ正路ニスルモノハ、衣食程ノコトハ可ナリニ出來ルモノナリ、然ルニ乞食ニナリ、或ハ身ヲ捨テ、又ハ盜賊ナドニ陷ル輩ハ、自暴自棄ノモノニテ、如何ニ引立教育スルトモ、凶頑ニシテ化セザルモノナレバナリ、故强テ窮民無告ノモノタリトモ、能々吟味ナクテハ、恩澤ヲ施シ教育セントスルモ、乘車ヲ以テ人ヲ溱洧ニ渡スノ類ナラン、夫ヨリハ上ニ仁政ノ本立テ教育ノ道アラバ、凶頑ニシテ化シ難キ輩ハ、是ヲ四裔ニ退クト云トモ可ナリ、只急ニ憐ムベキハ四窮ニシテ無告癈疾ノモノナリ、此ハイカニモ村役町役ノ者ニ命有テ、稠シク怠ラザルヤウ有度コトニヤ、又是ニ付テモ哀シク限ナク痛シカリシハ、丁酉ノ飢荒ニ、京師飢人ノ多キ中ニ、三四歲アルハ五六歲十歲左右ノ兒、父母ヲ離レ家ヲ喪ヒ、街衢ニ迷ヒ溝瀆ニ轉死スル者幾千萬ト云コトヲ知ズ、余ガ如キモ面ノアタリ此ヲ見テ惻怛ノ心中ニ發シ、哀憐ノ情堪ガタク、行路是ヲ見テ過ルニ忍ビザルニ至ル、其餘門前ニ來リ食ヲ乞フモノ相踵グ、故ニ一日投ジ與フル所ノ錢若干ト課ヲ定、少シ宛遣シタリ、然ドモ余モ又貧處士ニシテ、家ニ五斗米ノ祿ナク、貧ヲ守リ生ヲナスノミニシテ、殆ド溝中ノ瘠ヲ免レシヲ幸トス、實ニ忍ビザル心ニテ、一二孔ノ錢ヲ施スノミニシテ、飢人一飯ノ助モナリガタク、不仁ノ仁ニ似テ無益ノコトナレドモ、畢竟少シハ惻怛不忍ノ情ヲ恕スルノミ、然シテ其餓兒ニ問ニ、何通某町ナド云テ、皆平民ノ裏借屋ニ住スルモノ、兩親モ餓死シテ、兄弟幾人

皆丐兒トナルナドニテ、眞ニ告ル處ナキ究民ナリ、カク丐者トナルトイヘドモ、都會ニハ平日丐仲間トテ徒黨アルコト故、新丐ノモノヽ得ル處ノ鳥目衣食ニ至迄、多ク舊丐ノ爲ニ奪ハレ、新乞ノ有ニハナラズ、遂ニ溝瀆ニ轉死スルニ至ルト云、又舊乞ハ少ノ飢ニモ寒著ニモ堪レドモ、新乞ハ雨露炎寒ニ使サレテ死スルモ又多シ、如レ此慘酷ナルニ、町々ノ役人ナドヨリ官ヘモ訴ヘズ、又義糶而餓兒ヲ救フコトモセズ、袖手ニシテ斃ルヲ見ル、コレ甚ダ殘忍ノコト、苦々シキコトナリ、然レドモ京師一般ノコト故カ、シヒテ御咎メモナカリシハ、下情ノ上ニ通ジ難キ故カ、余今此ヲ記スルニ至リテモ慄ヒ心ヲ悸シ、再惻怛ノ情ニタヘザルナリ

竹山云　邊土遠裔ノ窮民子ヲ擧ザル者夥シ、人倫ノ大變禽獸ニモ劣リ之條

按ズルニ、竹山ノ窮民子ヲ擧ザルコトヲ論ズルノ條、素ヨリノコトナリ、成程諸國ニソノ風有ト聞ク、尤モ窮民ノミトモ聞ヘズ、然バ別ニ乳育ノ助ヲ遣サズトモ、是ハ其領主地頭ヨリ屹ト糺シタラバ止コトナルベシ、且此ハ必産婆モ與謀スルコトト聞バ、之ニ令シテ其扱ヒヲナサバ、重キ刑ニモ行ハレバ、自ラ止ベキニヤ、人倫ニハ有マジキナリ

祈禱之事

竹山云　凡ソ鬼神ニ祈念立願スルハ人心ノ大惑ニテ、自ラ利スルノ私心ニ發シ

按ズルニ、竹山ノ説是ナリ、然レドモ説二ツアリ、佛ニ佞シ神ニ淫シ、福田利益ヲ求メ、長壽繁榮

ヲ禱ル等皆愚昧ノ至リ、慾情私心ニシテ、敎誨シテ惑溺セシムベカラズ、或ハ君父ノ病ヒ、醫藥方技ヲ盡シテ治セズ、如何トモスベカラザルニ至ルトキハ、天ニ訴ルノ切情ニテ、鬼神ニ祈リ天地ニ祈ルノ類ヒ、又已ムベカラザルノ至誠ニ出ルモノ、是又恕スベシ、强テ非トスベカラズ、人々鬼神ニ禱ルモ、タヾ公私ノ心如何、審ニスベシ

又按ズルニ、古ヨリ祈禱ニテ國家ノ衰弱ニ及ブコト、史ノ載ル所ニテ歷々見ッベシ、後醍醐帝ノ如キ土木女寵シテ禍モ有ドモ、過半ハ寺社領ト云、莊園ト云、漫ニ土地ヲサキ與ヘ、却テ中興ノ功臣赤松圓心父子ノ如キモ、予フルノ地ナクシテ其賞功ニ不レ叶、遂ニ士臣反覆ヲ致シ、再天位ヲ喪テ南朝偏安ニ終ル、此ソノ鑒ズンバ有ベカラズ

年忌之事

竹山云　天下通用ノ年忌法事ト稱スル月日年限

按ズルニ、年忌ノ事何レノ時ニ起リシヤ、譯モナキコト也、徂徠モ已ニ云ヘリ、年忌ト云フ佛經ニナキコト也、引導シ戒名名付ト云コト、死人ヲ寺ニ葬ルコト、佛經ニナキコト也、此内死人ヲ寺ニ葬ルコト、御城下ナドノ空地ナケレバ是非ナシト、竹山ノ老已ニ先說アリ、然レドモ苟モ學ニ志スモノ皆同ジカルベシ、併シ此モ久シク染タル痼疾ナレバ、急ニ治シ難カルベシ、今死葬ニ必ズ僧ヲ用ユルノ制ナレバ、是ノミ急ニ改ムルコトモ難カルベシ、此ヲ改ント欲セバ、先死葬ニ僧ヲ用ユル

コトヲ禁止セラレタキコトナリ、然ドモ此又國家ノ制度ノヤウニ成タレバ、止難キ勢有ベシ、何ニテモ先ヅ本ヲ正サズシテ、末ヲ抑ヘント欲スルトモ得ベカラズ、竹山ノ論多クハ本末ヲ倒置セントスルニ似タリ

又按ズルニ、世ノ知見アル人ハ決シテ僧徒ノ妄説ニ惑フコトハナキコト也、故ニ之ヲ聖賢ノ書ニ質シテ斟酌アルベシ、皆々士民賈豎ノ如キ蒙昧ノ人ノミニハ有マジキナリ

米相場之事

竹山云　大坂ニテ大ニ風俗ヲ破リ、人心ヲ害スルコトハ、最上第一タルノ條

按ズルニ、大坂ニテ米相庭ト云モノヲ創メシヨリ、諸國比々トシテ此アリ、是大ニ風ヲ破リ人心ヲ害シ、貪欲ヲ增シ産業ヲ蕩盡スルモノ、大坂ノミニアラズ、是皆愚民機心ヲ生ジ、利ヲ射ント欲スルヨリ如レ此ニ至リ、祖先ヨリ存スル田畑家屋敷迄沽却シテ、ソノ上本人モ其地ニ住スルコトモナラズ、流落スル者幾萬人ヲ知ラズ、實ニ風ヲ破リ民ノ害ヲナスコト、如レ此ノ甚シキハ有ザルナリ、博奕ハ禁制ニシテ、此バカリ禁ゼラレズ、其儘ニ有コト如何ニヤ、風ヲ破リ人ニ害アル、博奕ヨリモ甚シ、或ハ云、此米相庭ト云者アルニヨリ、東西南北ノ四裔迄米價高低ノ詳カナルコト、坐ナガラニシテ知ルコトヲ得ト云、又天下ノ米價此帳合ニ定ルト云ナド聞タリ、是上ニ竹山ノ云言ヲ巧ミテ上ヲ欺クニテ、其實ハ正米ノ價ニハ一向預ラヌコトトキク、此不實商ノ術天下ニ示スベカラズ、無レ之

ト云ドモ米價ノ高低定ベシ、又四方ニ通ズベシ、此自然ノ理ニシテ天下ノ勢ナリ、此不實商ニテ米價四達スルナド思ヘルハ、勢ヲ知ラズシテ彼ガ術中ニ陥ルモノト云ン

又按ズルニ、右不實商ヲ禁止スルコト今日ノ急務ニテ、僣ヲ排スルヨリ先ナルベシ、一日ヲ過レバ一日ノ敗有ベシ、如何トナレバ、大坂ノミニ非ズ、大坂ヲ受テ諸國ニ場ヲ開テ是ヲナス故ニ、貪吏愚民是ガタメニ産ヲ覆シ心ヲ失フ者其幾クヲ知ラズ、然ルニ竹山ノ是ヲ恕シテ七八十年ニ及ベバ、俄ニ禁ズレバ難儀ニ及ブベシ、數个年宥免ノ後處置モ有ベシト云、是大ナル誤ナリ、夫政ハ如レ此姑息スルコトナカルベシ、先民間ノ疾苦ヲ問ヒ、其惡シキモノハ忽チ此ヲ除クトキハ、其ヨキモノ自然ニ生ヒ立ヲ得ルナリ、然ルニ此ヲ數年姑息スレバ、是迄サヘ濟來リタルコトナレバ、其内ニハ又種々上ヲ欺キ、遂ニ止ムトキナカルベシ、然バ此徒是迄惡キコトヲナシ上ヲ欺キシ罪有テ、又過分ノ利ヲ射タルコトナレバ、遽ニ停止ニナルトモ非理ト云ベカラズ、且難儀ニモ及ブマジ、其難儀ニ及ブモノハ、右ノ内下働ヲスル輩ナルベシ、此モ又餘事ニ役セバ、渡世ニ事ハ欠マジ、此輩是迄袖手ニシテ利ヲ縱ニシタルベケレドモ、爾後ハ身勞セズシテハ、渡世ノ成ガタキ迄ノコトナルベシ

博奕之事

竹山云　博奕ハ天下ノ大禁ナレドモ　相止難キモノニヤ

按ズルニ、博奕ハ下賤ノ愚夫ノ作業ナレドモ、廉恥ノ無キ人ハ追々良民モ此事ヲナスニ至ル、是ニ

限ラズ、諸勝負事ハ人心ヲ蠹シテ宜カラズ、博奕ハ追々嚴重ノ令有テ、備前ナドニテモ尤稠シク吟味ヲトゲ、偶コレヲナスモノ有レバ、直ニ捕テ入牢サスコトナリ、然バ其町内モ迷惑ニ及ブコトナレバ共ニ調ベテ、決シテ良民ハナサヾルコト也、裏借屋ノ役夫、或ハ無宿無賴ノ輩、或ハ之ヲナシテ罪ニ陷ルモノ止ザル由ニ聞ケリ、其餘神社寺領ナドノ少シ制止ノ行屆カザル所ニハ、公然トシテ之ヲナスト聞リ、然ドモ盜賊ノ博ヲスルニハ、必ズ奕場カ靑樓ニテ捕ヘ來ルヨシ、然レバ愚頑無賴ノ者ハ作コトニテ止ガタキコトニヤ、何トゾ良民ノ交リナサザルヤウニ有ベキ事也、且博具ヲ賣ル事甚ダ苦々シキ事ナリ、町々屹ト吟味ヲトゲ、カヤウノ渡世ヲナスモノハ、遠島闕所ナドニ成リタラバ、少シハ止ムベキ事ニヤ

寺社富之事

竹山云　富突場ノ事他國ニテハ往々興行アリト聞及

按ズルニ、寺社ノ富ノ事此ハ甚ダ惡シキコトニテ、素ヨリ風俗ヲ傷ルノ一ナルベシ、且京師宮寺抔ノ名目ニテ富ヲ致サル丶モ、元來カヤウノコトニ係ルハ猾吏姦民ナレバ、皆自ラ利スルコトヲ先トシテ、入用ダケ上ノ損耗ニシテ、卒ニ其富止ニナリ、詰リ上ノ入用損ニテ、始終ノ借財バカリ殘ルヤウノコトニナルト聞、稱號ヲ潰シ借財ヲ增テ利分ヲ得ルモノハ、右姦民猾吏ナレバ、畢竟ハ人ノ手ヲ假テ主人ノ金銀ヲ盜マシテ配分スルノ利ナリ、何レニモ是ハ實サカツテ入ノ類ナレバ、又サカ

ツテ出ヅベキ等ナリ、只此富ハ薄祿ノ猾吏主公ノ御爲ト唱ヘ、稱號假テ狡黠ノ游民ト計リ其利ヲ貪リ、居宅衣服淫樂ノ欲ヲ肆ニスルニ過ズ、此等ハ停止有テモ、少シモ差支ナキコトナレバ、カタク停止有タキ事ナリ

又按ズルニ、諸勝負ノ類ヒ、色々風習ヲ敗リ人心ヲ害フ中ニ、第一ハ不實商ノ帳合、第二ニハ此富突、第三ニハ博奕ナリ、此博奕ハ至テ惡キコト故ニ、御制禁モ嚴シケレドモ、是ハ却テ下賤ノモノノスルコトニテ、餘リ良民ハナサヌコト也、相庭富突ハ皆良民ノ心ヲ敗リ產ヲ覆ス事ナレバ、良民ヲ害スルコト最モ大ナリ、故ニ先ヅ此二ツヲ第一ニ御制禁有タキ事也

盜賊之事

竹山云　盜賊ハ止難キ者ナリ、世ニ云貧ノ盜ミニテ、人窮スレバ必濫シテ盜心ヲ生ズ

按ズルニ、盜賊ノ悔改ムルノ道ヲ付遣スコトモ、又政ノ一ツナルベシ、然レドモ此盜ヲナスハ、貧窮ナル者ノミニモ非ズ、小兒ノトキヨリ凶頑ノ偏性ニテ、中々苛責ヲ以テ敎化シテモ、正ニカヘルコト能ハズ、遂ニ眞ノ盜賊ニナルノ類多シ、其中ニ貧究ニテ誤テ盜ヲナス類ヒハ、又改ムルコトモ有ルベシ、故ニ律ニ一度ハ宥スコトナリ、其凶頑化シ難ク、終ニ盜賊ノ徒ニ陷リタル類ハ、萬人ニ一人モ悔ルモノナシト云ハレマジケレドモ、先平民ニ反ルコトハ無キ事也、然ルニ絕島トイヘバ、佐渡隱岐カ、大島八丈島カノ類ナルカ、此等ノ所ヘ遣テモ其凶惡ナホ止ズ、又盜賊ヲナシテ島民ノ

愁ヲナサン、然バ其惡習カヘツテ其民ニ及ブトキハ、禍亂ノ基キトモナルベシ、右等ノ絕島ト雖ドモ、當今治平ノ澤ニ浴シ、文物敎化モ中原ニ異ナルコトナシト聞ク、然ニ其民何ノ罪アツテ、此凶惡ノ者ヲ投ゼント欲スルゾヤ、竹山ノ論其見ル處ハ苛酷ヲ極メ、嚴政ヲ致シ、利ヲ不レ殘シテ己ガ見ザル所ハ、其民ニ害有トイヘドモ論ゼズ、公平ト云ベカラズ、何分盜賊ハ如何ニモ嚴シクシテ、根本ヲ絕ニシクハナシ

隱遊女之事

竹山云　都會ノ地ハ場所定リタル花街ノ外ニ、官禁ヲ犯シ內分遊女ヲ貯ノ條

按ズルニ、竹山此遊女ノコトヲ大坂計リ論ジタルコト如何、京江戸トモ其餘天下ノ都會皆同ジコトナリ、京江戸ニモ島原•吉原ナドノ如キ、一郭ヲ成分ハ其儘ニテ、市中ニ混ズル分ハ、一切禁止有テ宜キコトニヤ、是ヲ禁止スル時ハ、何ゾ五年ヲ待ンヤ、一時ニ停止スベキコトナリ

戲場之事

竹山云　戲場ハ都會ノ地ニ兩三所定リ有コトナルニ

按ズルニ、戲劇ハ大坂ニ限ラズ、都會ノ地ニハ追々多クナルト見ヘタリ、是誠ニ風俗ヲ濫スコト、愚夫愚婦ハヤヽモスレバ戲劇ヲ見ルニ感ジ、心ノ外ノ惡キコトモ有ヨシ、或ハ淫ヲ導トキク、甚シキハ梨園ニ荷擔シテ、夫婦ノ不和ニ至ルモ少ナカラズト聞、コヽニ至テハ人倫ヲ亂リ風敎ヲ敗ルノ

甚シキ、悪ムベキナリ、故ニ何地ニモ一二所ノ外ハ禁止シテ、其開場ヲモ一年ニ一度程ニテ、二十日カ十日ト稱シク制シテ、縦ニナサシムベカラズ

捨子之事

竹山云　捨子ハ町々ニ官命ヲ以テ兼テ大切ニ致シ、先早速拾ヒアゲ訴ヘ出ノ條

按ズルニ、竹山ノ說不ㇾ宜ニ非ズ、然ドモ勢ヒ行ハルベカラズ、只形計リニナリテ行屆クマジキコト也、夫ヨリハ居村ヘ下ス事宜シカルベシ、是ニテハ先捨ルモノモ少カルベシ、捨子ヲ居者トナスコト、小兒ノ罪ニテハナキコト故、氣ノ毒ナルコトナレドモ、是勢ヒ止ムコトヲ得ザルニ出ル也、所ㇾ謂民ノコトハ寬ニスベカラズトハ、農業計ノコトニテハナシ、民情凡テ寬ニ過レバ、怠惰ヲ生ジ姑息ニ至ルコト、捨子モ取扱ヒ惠ニ過レバ、猶々捨ルノ究民多カルベシ、現在穢多ニ成トキハ、左ナガラ捨ガタカルベシ、此良權ナルベシ

久離願之事

竹山云　世ニ不肖子ヲ官ニ告テ、放逐スルヲ久離ヲ切ルト云ノ條

按ズルニ、此等ノ事父兄ノ心ニハ如何計慘痛ゾヤ、其情ヲ恕シテ此ヲ處セバ、中ラズト雖モ遠カラズ、是ラハ王道ガ所ㇾ謂人倫ノ變ニシテ、聖人言ニ忍ザルノ中ナルベシ、此皆有司ノ制如何ニ有ノミ

身上限之事

竹山云　金銀出入ニ身分ニ餘ル大借ニテ公訴ヲ受レバ、身上有限渡サセテ之條

按ズルニ、竹山ノ說宜シカラン、併シ身上限ニテ借方納得スレバ、此モ又夫ニテヨカルベシ、全體コノ貸方モ利息ヲ得ンガ爲ニ、人ニ金銀ヲ貸コトナレバ、是迄利息モ追々取タルコトナラバ、疊建具ヲ渡タラバ夫ニテモ濟ベキカ、併シ是モ借用ノ時約定如何ニ有コト也、竹山ノ說淵中ノ魚ヲ察見スルノ不祥ト云類ナラン、政ハ煩碎ニ至ザルコトナルベキナリ

町方婚禮之事

竹山云　婚禮ハ人倫ノ始ニテ重ンズベキコトナレドモ、禮壞レテ之條

按ズルニ、婚禮モ華靡過ヌヤウニ有ベキコトナリ、然シ竹山ノ說ノ如キ、官ヨリ上中下ト云トキハ、公卿大夫ヨリ以下ナルベシ、然ルニ此上中下ハ平民計リノ中ニテ、上中下ト見ヘタリ、平民ダケナラバ何ゾ上中下ト云ノ制アランヤ、貧富同ジカラズト雖ドモ、上ヨリ見レバ皆平民ナリ、平民ナラバスベテ祝儀ノ料理ナドモ、一汁五菜ヨリモ以下ナルベシ、其餘ハ是ヲ禁ズト云ニテ宜シキコトナルベシ、然ルニ竹山大坂風ニテ天下ヲ制セント欲スルカ、大坂ノミコソ平民ニテ、富ルモノヽ素封侯ノ如ク、驕奢淫佚ナルハナシ、且其家ニ至ルノ儒者ナドヲ、皆出入ノモノト唱ルヨシ、然ルニ逐臭無恥ノ徒ハ是ヲ奉ズト聞、尤モ惡ムベシ、豈男子ニシテ苟モ道ヲ學ブモノ愧死セザランヤ、竹山古ヘノ道ヲ學デ、ナホ此大坂風ニ薰染シ、平民モ富戸ナレバ上等ノ人ト思ヘルニ似タリ、故ニ平民ノ

内ニテ上中下ノ制ヲ建ルコト尤モ笑フベシ、且天下ノ制ハ是迄ノ通例ニテ、奢靡ニ流レズ身上相應ニシテ、尤家ノ有無ニ因、少々ノ増損シテ宜キコトニヤ

送葬之事

竹山云　葬式ハ古禮壞ルト雖ドモ、前賢ノ遺法モ有

按ズルニ、竹山葬式ノ説悉ク論ジテ、遂ニ大坂町人ノ制計リニ終ルコト如何、且又是モ大坂賈豎ノ上ニテ又上中下ヲ付、夫ヲ制度ト思ヘルハ鄙ト厭フベシ、平民ナラバ葬式ノ寺ハ、檀那ト稱スル者一个寺出テ御法ナレバ周旋スベシ、平民ニ二个寺三个寺召來ルコト、大ナル非禮僭上也、禁止シテ宜シキコトナリ、制ヲ立ル時ハ禁止スベシ、何ゾ平民ニ上中下ノ權ヲ假ベケンヤ、然レドモ寺院ハ又是ニテ立ユクコトナレバ、是迄ノ如ク見ユルスモ又可ナランカ、竹山ノ説ニ別家ノ掛屋敷ノ借家ナド云クダ〱シキ大坂流ヲ述ルトモ、天下ニハ通ズマジキコトナリ、詮ズルニ大坂ダケノ論ヲ以テ制度ト思ヘルコト、笑フベシ、厭フベシ

竹山云　荼毘ノコト千歳ノ頑習ニテ頓ニ變ジ難シ

按ズルニ、送葬ノ禮、當今ニテハ浮屠ヲ用ザルヲ得ザルノ勢ヒニナリタレドモ、是モ年忌ニ同ク心アル人ハ、少シヅツ斟酌アルベシ、只其易センヨリ寧イタメヨト云義ニ叶ヒタラバ、宜カルベシ、竹山ノ論大坂ノ陋習ニツキテ、其説ヲナスコト上ニ云フ所ノ如シ、京師ノ諸士以上列國ノ如キハ、皆

其家格又ハ家ノ有無ニ從テ、喪祭ノ禮ヲナスコトニテ、甚嚴重ナルコトニテ、曾テ情ヲ矯テ驕奢僭上ノコトモナク、又無稽鄙俗ノ頑習大坂ノ如ク甚シキハ、天下ニ未ダコレヲ聞ズ

又按ズルニ、竹山茶毘ノ說ニ、本邦上古ノコトヲ引タルコト甚ダヨシ、火化ノコト唐山ニテモ歷々トシテ其非ヲ論ジ、近世ニテハ顧炎武ナド尤モコレヲ惡テ其謬誕ヲ辨ゼリ、是又心有ル人ハ其親ヲ火ニ加ヘテ焚アブルコト、誠ニ桀紂ノナス所爲ニテ忍ビザルコトヲ知ンノミ、實ニ惡逆ノ類也、然レドモ京攝ノ愚民ハ之ヲ常トスルコト故嘗テ怪シマズ、吾ガ故國備前ノ如キハ、城下ナドニハ決シテナキコト也、邊境ニハ如何知ルベカラズ、皆近城ノ山ヘ葬ルコトナリ、或寺院ノ內ニ葬ルモアリ、今京師ニテモ士大夫以上ニハ絕テナキコト也、皆文化ノ開クニ從ヒ、人々其妄ヲ知ルト見ヘタリ

草茅危言摘議卷之五　大尾

宮崎幸麿
小西武治
校

大正五年五月十日印刷
大正五年五月十三日發行

不許複製

日本經濟叢書 卷二十四

非賣品

編者 瀧本誠一

發行者 佐藤卯兵衛
東京市神田區駿河臺鈴木町拾六番地

印刷者 中田福三郎
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社秀英舍第一工場
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 東京神田區駿河臺鈴木町拾六番地
日本經濟叢書刊行會
電話本局三一八五番
振替口座東京二六八一〇番

理事 高木範之丞
佐藤卯兵衛

CONTENTS

of the twenty-fourth volume

BIBLIOTHECA
JAPONICA
ŒCONOMIÆ POLITICÆ

VOL. XXIV

TŌKIŌ
NIHON KEIZAI SŌSHO
KANKOKWAI

1916.